

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和3年12月9日

【事業年度】

自 2020年10月1日 至 2021年9月30日

【会社名】

ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(Westpac Banking Corporation)

【代表者の役職氏名】

マネージング・ディレクター兼最高経営責任者
(Managing Director & Chief Executive Officer)
ピーター・キング
(Peter King)

ゼネラル・マネジャー兼会社秘書役
(General Manager, Company Secretary)

ティモシー・ハーティン
(Timothy Hartin)

【本店の所在の場所】

オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市セントストリート275番地
ウエストパック・プレイス18階
(Westpac Place, Level 18, 275 Kent Street, Sydney, NSW
2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 森 下 国 彦
弁護士 近 藤 純 一

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 新 城 友 哉
弁護士 風 間 凜 汰 郎
弁護士 小 松 侑 太
弁護士 本 郷 あ ず さ
弁護士 佐 野 美 由 香

【連絡場所】

東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1000

【縦覧に供する場所】

該当なし

本報告書（以下「本書」という。）において、「ウエストパック」、「当行グループ」、「ウエストパック・グループ」、「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（オーストラリア事業番号（「ABN」） 33 007 457 141）及びその子会社を指す（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載のすべての数値は、2021年9月30日に終了した12か月間に係るものである。また、別段の記載がある場合を除き、すべての比較は2020年9月30日に終了した12か月間の成績に対するものである。

別段の記載がある場合を除き、「ドル」建ての数値はすべて、オーストラリア・ドル（本書では豪ドルと記す。）建ての数値である。別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル＝80.6292円の換算率（2021年9月30日現在のブルームバーグの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値（買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値を掛け合わせるにより算出した値）により計算されている。

本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

また、本書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」が含まれている。将来予想に関する記述及びこれに影響を及ぼすリスク、不確定要素及び仮定の説明については、後述の「将来予想に関する記述の開示」を参照のこと。

本書において言及されるウェブサイトに含まれるか、又は当該ウェブサイトを通じて入手可能な情報は、本書の一部を成すものではない。ただし、当行が当該情報を参照することにより本書の一部を成す旨を明確に表明している場合を除く。本書におけるウェブサイトへの言及は、そのすべてが文脈上の言及であり、あくまで参考情報に過ぎない。

将来予想に関する記述の開示

本書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」が含まれている。将来予想に関する記述とは過去に起こった事実ではない事項に関する記述を意味する。かかる将来予想に関する記述は、本書のあらゆる箇所に見られ、当行の事業及び経営、市況、経営成績及び財政状態状況に対する当行の意図、意見、又は現時点の予測に関する記述が含まれている（将来的な貸倒引当金に関する記述及び特定の債務者向けの財政支援を含むがこれに限定されない。）。将来予想に関する記述を明示するため、「予定である」、「なり得る」、「期待する」、「意図する」、「求める」、「であろう」、「するべきである」、「可能性がある」、「継続する」、「計画する」、「見込む」、「推定する」、「考える」、「可能性」、「リスク」、「目的とする」、「見通し」及び「予想する」といった用語又はこれらに類似する表現が使用されている。当該将来予想に関する記述は、将来的な出来事に対する当行の現在の見解を反映しており、これらは、当行にとって多くの場合制御不能である、変更、特定のリスク、不確定要素及び仮定の対象であり、経営陣が将来的な発展及びそれらの当行に対する潜在的な影響に関する期待及び意見に基づき形成したものである。将来的な発展が当行の期待どおりである保証はなく、また、かかる将来的な発展の影響が予想されたものであるとは限らない。実際の成績は、以下のあらゆる要素（ただし、これらを含むがこれらに限定されない。）の結果によって当行の期待と大幅に異なる可能性がある。

- ・サイバー攻撃を含む情報セキュリティの侵害
- ・当行の事業及び世界経済の状況に悪影響を与え、今後も引き続き悪影響を与える可能性がある世界的規模で蔓延しているCOVID-19のパンデミックの影響（これは、当行の多岐にわたる主要サプライヤー、第三者業務受託者及び顧客に悪影響を及ぼし、かつ金融市場におけるボラティリティーの増加をもたらしており、減損、債務不履行及び償却の増加をもたらす可能性がある。）
- ・法律、規制、課税、又は会計基準若しくは会計慣行、並びに、とりわけ流動性、レバレッジ及び資本要件に関する政府政策の影響及び変更
- ・監督機関による捜査、レビュー及びその他の行為、調査、訴訟、罰金、刑罰、規制又はその他の監督機関により課せられる条件（当行による法律（金融犯罪法等）、規制又は規制政策の実際の不遵守又は不遵守の疑いによるものを含む。）
- ・内部処理、システム及び従業員を含む、当行のリスク管理方針の有効性、並びに無効なプロセスや統制及び是正活動を必要とするプロセスや手続の機能停止に起因するオペレーショナル・リスク
- ・当行の事業及びレピュテーションに悪影響を与え、今後も悪影響を与える可能性がある金融犯罪防止義務の不遵守

- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う国における環境的变化（気候変動によるものを含む。）又は外部事象の発生
- ・当行のレピュテーションの悪化をもたらす可能性のある内部及び外部事象
- ・訴訟等の法的手続、規制当局による調査及び執行措置
- ・当行の技術の信頼性及び安全性、並びに技術システムの変化に関連するリスク
- ・オーストラリア及び国際的な金融システムの安定性及び金融市場における混乱、並びにそれらの結果当行又はその顧客若しくは取引先が被る損失又は事業への影響
- ・資金調達、株式及び資産市場における不安定な状況を含む市場ボラティリティー
- ・ストレス条件下での不十分な資本水準の発生
- ・政府がその債務について不履行となる、又はその債務が満期となった時点で借換えができないリスク
- ・当行の信用格付け又は信用格付機関が使用するメソドロジーの変更
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う主要な市場における政治的、社会的又は経済的な状況の変化
- ・オーストラリア、ニュージーランド及び当行又はその顧客若しくは取引先が事業を展開するその他の国における経済状況、消費者の消費、貯蓄及び借入れ動向の変化（関税及びその他の貿易保護政策によるものを含む。）、並びに当行の市場シェア、利鞘及び手数料を維持又は拡大し、費用を抑制する能力
- ・資産、クレジット又は資本市場における不利な市況
- ・経済状況の悪化による信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加
- ・債務不履行、償却及び信用減損に対する引当金の増加
- ・当行が事業を行う地域及び事業分野における競争（著名な金融サービス・プロバイダーや非金融会社に由来するものを含む。）の影響
- ・インフレの水準、金利（低金利又はマイナス金利を含む。）、為替レート、市場及び金融の変動、並びにボラティリティー
- ・低品質のデータ又は不適切なデータ保持
- ・多様化、イノベーション、投資の引上げ、買収又は事業の拡大（新規事業の統合を含む。）等の戦略的意思決定
- ・当行の重要な会計上の見積り及び判断の変更、並びに当行の無形資産の価値の変動
- ・当行の保険事故の発生及びその重大性
- ・特に市場ボラティリティーが上昇している時期に引受証券のシンジケート又は売却ができないこと
- ・その他当行にとって制御不能な要素

上記のリストは網羅的ではない。当行の将来予想に関する記述に影響するその他の特定の要素については、第一部 第3 2「事業等のリスク」を参照のこと。当行に関する判断を行う際に、将来予想に関する記述に依拠する場合、投資家及びその他の者は、前述の要素、並びにその他の不確定要素及び事象につき慎重に検討すべきである。

当行は、本書提出後において、新たな情報、将来的な出来事又はその他により、本書に記載されるいかなる将来予想に関する記述をも更新する義務を負わない。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(a) 一般条項

オーストラリア連邦は、1901年1月1日、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、サウス・オーストラリア、ウェスタン・オーストラリア及びタスマニアの6つの英国植民地が連邦制国家として統合され、国家連合として成立した。当行は、連邦制度の中で営業する企業としてオーストラリア連邦法（「連邦法」）及び当行が営業している州及び特別地域の法律（「州法」）の適用を受ける。オーストラリアの会社法の大部分は、2001年会社法（コモンウェルス）（Corporations Act 2001 (Commonwealth)）（「会社法」）に規定されている。

連邦法は、直接・間接を問わず当行の営業の諸相に影響を及ぼしている。当行にとって当面、最も重要性の高い連邦法の主要分野の一つは、銀行業務に関する連邦議会法である（同法については、「オーストラリアの銀行制度とその法的基盤」の項で詳述する。）。

(b) オーストラリアの会社制度

(イ) 一般事項

会社法に基づき、オーストラリア国内で設立された会社は、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）（「ASIC」）に登録すること（さらに、公開会社であればその設立関係の文書を預託すること）を要する。

会社法の主要規定の概略は下記のとおりである。かかる規定の一部は一定の種類の管理会社には適用されていない。

1998年7月1日までは、2001年7月に会社法に受け継がれた旧会社法（Corporations Law）に基づき、会社の設立にあたっては、設立発起人が基本定款といわれる会社の根幹を成す証書（「基本定款」）に署名を付して同意することを要していた。基本定款には、とりわけ、会社の名称、授權株式資本額、株式資本の一定額の株式への分割、並びに株主の有限責任が明記されていた。

旧会社法は一定の会社に対し、付属定款（「付属定款」）の作成を要求していた。付属定款においては、会社の内部経営管理に関する規定が設けられていた。付属定款では、会社の事業、業務行為及び権利・権能、並びに株主、取締役その他の役員及び従業員の権利・権能に関する規定を定めることができた。ただし、付属定款の規定は、一般法及び基本定款に反することはできなかった。

1998年7月1日より、既存会社の基本定款及び付属定款は会社の規約となった。1998年7月1日現在に存在する会社は、基本定款及び付属定款を規約として引き続き用いるか、会社法に規定されている一連の「代替規則」を採用するかのをいずれかを選ぶことができる。適切と考えられる場合において基本定款及び付属定款を廃止するときには、株主総会における株主による特別決議の可決をもって行わなければならない。代替規則は、かかる規則が会社の規約における規定によって代替又は修正されない限り、会社に適用される。会社は、代替規則の一部又は全部を採用するか、会社の特定のニーズを満たす規則を独自に設定するかのをいずれかを選ぶことができる。ただし、一部の規則は会社法の通常規定として「公開会社」に適用され、会社の規約によって代替又は修正することはできない。

会社法は、特定の場合を除き、会社と取引関係を有する者は、かかる会社が設立に関する文書に規定される権限の範囲内で行動しているとみなしてよい旨定めている。さらに、会社の役員若しくは代理人と取引をする者は、かかる役員若しくは代理人が行使した権限及び果たした役割は、その権限及び役割をかかるとみなしてよい旨定めている。

大多数の会社及びその他の事業体（当行を含む。）は、会社法によって、取引内容及び財務状況並びに業績を正確に記録し説明する会計帳簿を作成することを義務づけられている。また、会計年度ごとに以下を構成内容とする年次財務報告書を作成しなければならない。

- (a) 財務書類（損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）
- (b) 財務書類注記
- (c) 取締役会の財務書類及び注記に関する宣言

財務報告書は監査を受け、その会計年度の財務報告書について監査報告書を取得しなければならない。

大多数の会社及びその他の事業体（当行を含む。）は、会社法に明記された様々な一般事項及び特定事項を記載した取締役会の報告書も作成しなければならない。この報告書には、特に、会社の主な事業活動の内容及び事業活動の性質の著しい変動、その会計年度中に支払われた配当額及びその会計年度中に宣言された又は推奨された未払いの配当額、会社の事業の概況及びかかる事業の会計年度の業績、会計年度末以降に発生した事象で、会社の事業、かかる事業の業績又は状況に著しく影響し又は著しく影響しうるもの、並びに将来の会計年度において予想される事業の展開、及びかかる事業について予想される業績を全て記載しなければならない。

会社は、株主に以下を入手可能にすることにより報告しなければならない。

- (a) その会計年度の財務報告書、取締役会の報告書及び財務報告書に関する監査報告書の写し
 - (b) 一定の条件に従い、会社法の要件に準拠した書式で作成したその会計年度の要約書類
- 会社法に基づき、当行は、以下の報告を行わなければならない。
- (a) ASICに対しては会計年度末より3か月以内。

(b) 会社の株主名簿に氏名が記載されている全ての株主に対しては

(i) 定時株主総会より21日前又は

(ii) 会計年度末より4か月後

のいずれか早い方まで。

取締役は、定時株主総会の前に終了した最終会計年度の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書を定時株主総会にて提出しなければならない。

(ロ) 株主総会

会社法に基づき、公開会社は、少なくとも各暦年に1回、会計年度末より5か月以内に年次株主総会を開催しなければならない。これを定時株主総会という。定時株主総会の主な機能には、当行の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書の検証、取締役の選任、監査人の選任並びに監査人の報酬の決定が含まれる。

(ハ) 運営及び経営

取締役の会社を経営する権能（及びその権能に対する制限事項）は、通常、規約に定められている。

かかる権能は、取締役会の取締役に与えられている。個々の取締役の場合は取締役会決議により同取締役に付与された範囲内、マネージング・ディレクターの場合は規約により同取締役に付与された範囲内で会社のために行為する権限を有する。

通常は規約によって、取締役に對し、会社の経営についての独占的な権限が与えられているが、次の事項については、株主が最終的な承認を行うことができる。

- ・取締役に對し権能を付与している規約を、特別決議（決議について投票を行う資格を有し、会社法に基づいて通知が送付されている株主の75パーセント以上の議決権を得た決議）によって変更すること
- ・株主がその承認しかねる行為を行った退任取締役を再選しないこと、又は、公開会社の場合かかる取締役の解任を株主総会において決議すること

(c) オーストラリアの銀行制度とその法的基盤

オーストラリアの銀行制度は、現在、オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia）、当行を含む全国規模で営業を展開している主要銀行4行、多数の小規模な銀行、専門開発銀行数行、子会社及び支店の形態で営業を展開している多数の外国銀行並びに物理的に存在することなくオンラインで又はモバイル・アプリを通じてバンキング・サービスを提供する「デジタル・バンク」で構成されている。当行は、その銀行及び金融サービス事業を主に連邦法、とりわけ1959年銀行法（コモンウェルス）（Banking Act 1959 (Commonwealth)）（「銀行法」）に基づいて行っている。

多数の非銀行系金融機関も金融サービスを提供している。これらの機関は短期金融会社及び金融会社（いずれも大手の外資系を含む。）、農業・牧畜金融会社、開発金融会社、信用組合及び建築組合（住宅用貸付及び消費者金融を行う。）、生命保険会社、退職（年金）基金、抵当権付住宅ローン融資金融機関、並びに金融サービス・セクターに最近参入した者（テクノロジー企業を含む。）を含んでいる。

(d) 監督及び規制

当行は、オーストラリアにおいて、オーストラリア金融監督局（Australian Prudential Regulation Authority）（APRA）、オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia）（RBA）、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）（ASIC）、オーストラリア証券取引所（Australian Securities Exchange）（ASX）、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（ACCC）、オーストラリア取引報告分析センター（Australian Transaction Reports and Analysis Centre）（AUSTRAC）及びオーストラリア情報コミッショナー事務局（Office of the Australian Information Commissioner）（OAIC）の7つの主要機関及び組織の監督及び規制を受けている。

APRAは、オーストラリアの金融サービス業界の健全性規制機関である。

当行は、ADIとして、自己資本比率、大型エクスポージャー、信用度及び流動性に係る健全性に関する情報をAPRAに対して報告する。

RBAは、金融政策、金融システムの安定維持並びに支払システムの安全性及び有効性の強化に責任を負っている。RBAは、金融市場に積極的に関与しており、オーストラリアの外貨準備高の管理、オーストラリア紙幣の発行を行い、またオーストラリア政府の政府銀行としての役割を果たしている。

ASICは、金融セクター内のオーストラリア企業及び消費者保護に関する国内監督機関である。

ASXは、上場企業により発行される証券の取引を行うためのオーストラリア国内第一市場を運営する。当行の証券の一部（当行の普通株式を含む。）はASXに上場しているため、当行は、2001年会社法（コモンウェルス）に基づく法的根拠を有するASX上場規則を遵守する義務を負う。

ACCCは、オーストラリアにおける反競争的行為及び不公平な市場慣行並びにM&Aの規制及び禁止を行う監督機関である。ACCCの広範な目標は、競争力、公正取引、消費者保護及び商品の安全性の強化をオーストラリアの経済にもたらすために、2010年競争・消費者法（コモンウェルス）（Competition and Consumer Act 2010（Commonwealth））及び関連する法律を統括することである。

AUSTRACは、会計報告主体（当行を含む。）が、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（コモンウェルス）（Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006（Commonwealth））、並びに1988年金融取引報告法（コモンウェルス）（Financial Transaction Reports Act 1988（Commonwealth））の要件を遵守するよう監督を行っている。

これらの要件には以下のものが含まれる。

- ・顧客の特定及び監視を行うためのプログラム及びマネーロンダリング及びテロ資金対策に関するリスクを管理するためのプログラムを実施すること
- ・不審事項、一定の値以上の取引（threshold transactions）及び国際的な資金振替に関する指示について報告を行うこと

・年次コンプライアンス報告書を提出すること

OAICは、1988年プライバシー法（コモンウェルス）（Privacy Act 1988 (Commonwealth)）（「プライバシー法」）に基づくものを含め、プライバシー及び情報に関する権利を規制する責任を負っている。その機能には、個人情報の取扱いに関する苦情に対処すること及びプライバシー法違反の可能性について調査を実施することが含まれる。

(e) 当行の証券保有者に影響を与える制限事項

下記のオーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を保有、所有又は選択する権利に制限を課す。すべての制限は、米国における当行の預託機関が発行した、ADSを表章する米国預託証券（ADR）の保有者に対しても適用される。

1975年外資による資産買収・企業買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）

一定の基準を満たす外国人によるオーストラリア企業の株式の買収は、1975年外資による資産買収・企業買収法（コモンウェルス）に基づき、（外国投資審査委員会を通じて）オーストラリア財務大臣に通知されなければならない。本法は、外国人（相互に関係する外国人により組織される企業又はグループを含む。）による、オーストラリア企業の発行済株式の20パーセント以上の保有、又は総議決権の20パーセント以上を支配する能力をもたらすあらゆる買収に適用される。加えて、本法は、外国政府投資家がオーストラリア企業について総議決権又は所有権の10パーセント以上（又は外国政府投資家が取締役の任命権等の支配権要素を取得する場合は当該持分）を買収する場合に適用される。本法は、上記の買収を行うことを計画する全ての個人に対して、まず初めに財務大臣にかかる計画について報告を行うことを義務付けている。異議がない旨の通知が行われていないにもかかわらず上記の買収が既に発生しており、財務大臣が、当該買収がオーストラリアの国益に反すると考える場合、資本の引上げを命じる権限を有する。

1998年金融セクター（株式保有）法（Financial Sector (Shareholdings) Act 1998）

1998年金融セクター（株式保有）法（コモンウェルス）は、当行を含むオーストラリアの金融セクター企業における株式保有に対して制限を課している。本法により、個人又は法人は、オーストラリア財務大臣による事前の承認を取得することなく、金融セクター企業一社において20パーセントを超える「株式持分」を保有してはならない。金融セクター企業における一人の個人又は一社の株式持分は、当該企業におけるその者の議決権及びその者の連携者の議決権の総計により算定される。議決権の概念は広く定義されている。財務大臣は、国益に資すると判断する場合には、上記よりも高い株式持分の比率を承認する場合もある。

また、金融セクター企業一社における個人の株式持分が、20パーセントの制限を超えない場合であっても、財務大臣は、当該の者が金融セクター企業の「事実上の支配力」を保有すると認定し、その者に対して当該支配力の放棄又は当該企業における株式持分の減少を要求する権限を有する。

2001年会社法 (Corporations Act 2001)

2001年会社法（コモンウェルス）は、個人又は法人による当行の議決権株式における関連持分の取得によって、当該個人又はその他の者が当行の株式のうち20パーセントを超える議決権を行使する権限を有することになる場合、そのような取得を禁止しているが、かかる規制には一定の例外も存する。さらに、会社法に基づき、当行株式の大量保有を開始又は終了する者、あるいは既に当行株式の大量保有を行い、かかる保有持分の少なくとも1パーセントを移動させる者は、当行及びASXに対して通知を行い、所定の特定情報（氏名又は名称、住所及び当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。）を提供する義務を負う。かかる通知は、その者がかかる特定情報を認識してから通常2営業日以内に行わなければならない。

ある者又はその者の連携者が関連持分を保有する当行の議決権株式に属する総議決権が、当行の全ての議決権株式に属する議決権総数の5パーセント以上である場合、その者は、株式の大量保有を行っているともみなされる。「連携者」及び「関連持分」の概念は、会社法において非常に広く定義されており、投資家はこれらの範囲につき自ら検討することが要求される。一般的には、下記の場合に関連持分を保有しているとみなされる。

- (a) その者が当該株式の保有者である場合
- (b) その者が当該株式に属する議決権を行使する権限又はその行使を支配する権限を有する場合
- (c) その者が当該株式の処分権限又は処分権限の行使を支配する権限を有する場合

関連持分が僅少であるか、あるいはどのように生じたかは問題とはならない。2名以上の者が上記権限のいずれかを共同で行使することができる場合、各人が当該権限を有しているとみなされる。権限又は支配力が明示であるか黙示であるか、公式であるか非公式であるか、単独行使可能か他者との共同により行使可能かという点は問題とならない。

米国預託株式 (ADS) に関する契約

預託機関のザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、当行及びすべてのADSの保有者の間で随時締結される預託契約がある。当行のADS保有者は、前述のオーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を所有する権利又はそれについて投票する権利に課される制限に服する。ADS保有者は、預託契約により、ADS及び関連する普通株式の保有能力並びに当該ADS及び関連する普通株式に対して利害を有するその他の人物及びその利害の性質に関する情報の提供に関する当行からのあらゆる要請に応じることを求められる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(a) ウエストパック・バンキング・コーポレーション：法人格の変更

当行は、一般的な会社法がオーストラリアにはなかった当時、ニュー・サウス・ウェールズ州議会により特別法案として可決されたザ・バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ法（The Bank of New South Wales Act）に基づいて1850年に設立された。2002年8月23日、当行は、2001年会社法（コモンウェルス）に基づく株式公開会社として登録された。

当行の法人格を会社法に基づく会社に変更する手続の一環として、株主は、2000年12月15日に開催された当行の定時総会（「AGM」）において新たな定款を採択し、定款は2002年8月23日から施行された。当該定款はその後、2005年12月15日、2007年12月13日及び直近では2012年12月13日に株主により改正された。

(b) 当行定款

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法に基づく会社として当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、株式の発行及び消却、社債の発行、株主への財産分配（現物支給又はその他の方法による）、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への企業担保の設定及び法律により許可される範囲でその他の行為を行う権限を含め法人としての全ての権限を有する。

会社法に基づき、種類株式の発行条件に別段の規定がない限り、当行の種類株式の発行条件は、当行の特別決議によって、かつ、当該種類株式における議決権の4分の3以上を保有する株主の書面による同意か、当該種類株式の保有者による別個の会議において可決された特別決議をもってのみ変更し又は取消することができる。

オーストラリアの全ての企業には、各々にオーストラリア会社番号（「ACN」）という9桁のID番号が割り当てられており、公開文書、適格流通証券及び社印にこれを記載しなければならない。さらに、事業体は、オーストラリア事業登録簿（Australian Business Register）への登録を申請し、オーストラリア事業番号（「ABN」）という11桁の識別番号を取得することもできる。オーストラリアの企業については、ABNの最後の9桁がそのACNと同一となる。ABNは、ACNの代わりに文書に引用される場合がある。

当行のACNは、007 457 141で、ABNは、33 007 457 141である。

以下は、当行定款の重要な条項をまとめたものである。

(イ) 株式の発行

定款では、株式の発行について、以下の取締役の管理下で行うよう定められている。

- (a) いかなる者に対しても随時かついかなる条件でも株式を発行又は処分することができ、かつかかる株式に対して、配当受領権、議決権、払戻資本受領権等を問わず取締役会が適当と判断する優先権、劣後権又はその他の特別権若しくは制限を付することができる取締役会
- (b) いかなる者に対してもストック・オプション又は新株予約権を随時かつ適当と判断する対価と引換えに付与することができる取締役会
- (c) 端株が発生した場合にその取扱い方法について決定権を有する取締役会

ただし、いずれの場合も会社法、ASX上場規則及び株式又は種類株式の株主に付与されている特別権による規制を受けるものとする。

当行は、非全額払込株式を発行することができる。

当行は現在、ウエストパック業績連動型制度（WPP）及びウエストパック長期変動報酬制度（LTVR制度）を含む各種の従業員持株制度に基づく全額払込済普通株式に関する新株引受権を発行している。

WPP及びLTVR制度の下で、適格従業員は株式を取得する新株引受権を受けることができる。

新株引受権の行使価格はゼロである。LTVR制度の下で発行される業績連動型新株引受権は、その権利が確定し権利行使可能となる前に充足しなければならない業績要件に服する。WPPの下で発行される業績要件を課さない新株引受権は、サービスを基準とした権利確定条件のみに服する。

（ロ） 株式の払込請求

取締役は、

- （a） 未払込金が指定期日になっても支払われない場合、株主に対しその払込みを請求することができる。
- （b） 株式の分割払込みを請求することができる。
- （c） 払込請求を解除又は延期することができる。

当行定款に基づいて、非全額払込株式を保有する株主は、払込みの期日及び場所が記載された通知を30営業日前までに受領した場合、その株式に対して払込請求がなされた金額を所定の期日及び場所で当行に支払わなければならない。株式に関して支払請求がなされた金銭の支払期日までの払込みがない場合、支払義務者は、支払が履行されるまでの期間について取締役会が当行定款に基づいて決定する利率（又はかかる決定がなされない場合は、年率10パーセント）による利息を支払わなければならない。取締役会は、かかる利息の全部又は一部の支払を免除することができる。株主が、支払請求された払込金又は分割払込金の支払を支払期日に行わなかった場合、取締役会は、その後いつでも、払込請求分又は分割払込金の一部が未払いの間、当該株主に対してかかる未払込金及びこれに対する利息がある場合にはその金額、また株主からの支払がなかったことにより生じた全ての費用の支払を請求する通知を行うことができる。かかる払込請求通知に基づいて払込がなされていない株式は、通知により請求された払込がなされる前であれば、取締役会決議によりいつでも失権させることができる。会社法に従って、これにより失権した株式は、取締役会が適当と判断する者にかつ、取締役会が適当と判断する条件で売却、再発行又は処分することができる。

払込請求の対象となっており払込期日を経過しているが、払込みを行っていない株式を有する株主は、株主総会において議決権を有さない。当行が解散する場合において当行の資産が負債の返済額に満たないときには、株主は、各々が保有する株式につき未払込金があればこれを限度として責任を負うものとする。

(ハ) 株主の配当等受領権等

普通株式の株主は、その株式について当行の取締役により決定された配当を随時受ける権利を有する。未請求の配当は、請求がなされる又は未請求金に関する法律に従って処理すべきことが要請されるまで、当行の利益のために当行の取締役会がその適切な判断により投資することができる。

会社法に従って、配当が宣言される直前において、当行の資産がその債務を上回っており、かつかかる超過額が配当の支払に十分である場合でなければ、当行は配当金を支払ってはならない。また、当該支払は、当行の株主に対して公正かつ合理的なものでなければならず、当行の債権者に対して支払を行う能力を大幅に損なうものであってはならない。

会社法、当行定款、配当について特別権を付された株式を有する株主（もしあれば）の権利及び株式への異なる発行条件又は申込条件に従い、当行の取締役は、配当の支払の有無を決定し、金額及び支払時期を設定し、また当行からの、場合によっては配当受領権を有する株主の指示により、当該株主に対する支払又は振込を決定することができる。

配当が未請求のまま返還された場合、当行は、通常、1959年銀行法（コモンウェルス）に基づいてかかる金額を未請求金として7年間保管しなければならない。当該期間が終了しても当該株主からの請求がない場合は、当行は、各年の3月31日までに、オーストラリア証券投資委員会に対し、前年の12月31日現在の未請求金を含む年次未請求金を返還しなければならない。かかる支払を行った時点で、当行は、かかる金額に関する債務を弁済したものとみなされる。

当行の取締役は、配当支払前に、当行の取締役会の裁量で利益の適正な利用という目的に充当するため準備金として妥当と判断する金額を当行の利益から積み立てることができる。当行の取締役は、配当として分配すべきでないと判断する利益の残高を準備金に移管せずに繰越利益とすることができる。

下記の制約が、当行の配当の宣言・支払権限について適用される。

- (i) 配当の支払が、当行に適用される自己資本比率規制又はその他APRAの規制（当行の普通株等Tier 1資本比率がAPRAの資本保全バッファの範囲（リスク加重資産の3.5パーセント）に該当する場合を含む。）に違反する又は違反の原因となる場合。現在、かかる規制の一つとして、連続した前12か月間において分配された当行の株式に関するその他の全ての配当（もしあれば）及びより上級の資本商品に関する支払を考慮した結果、当該配当の支払により、配当総額が、その連続した前12か月間の当行の監査済連結財務書類に反映される当行の税引後利益を超えることが明らかになった場合には、APRAの事前の同意なく配当の支払を行ってはならないとされている。
- (ii) 1959年銀行法（コモンウェルス）に基づいて当行に対してAPRAから配当不払の指示がある場合
- (iii) 配当の宣言又は支払を行うことにより当行が支払不能になる状態を招く場合
- (iv) 利息の支払、配当又は当行グループが発行する特定のその他Tier 1証券に係る分配が、かかる証券の条件に従って支払われなかった場合、当行は、普通株式に係る配当を宣言及び／又は支払うことを制限される可能性がある。当該制限は、複数の例外に服する。

(二) 株式の譲渡

当行の株式は、ASX上場規則及び当行定款に従って以下の場合に譲渡することができる。

- (a) CHESSの名称で知られる電子株式登録・譲渡システムにより承認された株式については、当該システムに適用される規則に従って譲渡が可能である。
- (b) 通常の様式又は当行の取締役会が許可したその他の様式による証書によって譲渡可能である。
- (c) 市場性のある有価証券については、会社法、オーストラリア証券取引所の上場規則及びASX決済が認めており、かつ当行の取締役が承認したその他の譲渡方法によって譲渡可能である。

当行の取締役会は、ASX上場規則により認められた場合、当行の株式の譲渡を防ぐため又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して拒絶する旨を書面にて通知しなければならない。取締役会は、譲渡又はそれに関連する取引に不正行為の疑いがない限り、登録することを拒絶する通知を送付してから12か月以内に要求がある場合には、差し入れられている株式を当該預託人に返還しなければならない。

(ホ) 株主名簿

主たる株主名簿はシドニー市に備置かれ、別の株主名簿はニュージーランドのオークランドに備置されている。

(ヘ) 株主総会

当行定款によれば、当行の取締役会は、適当と判断する時にはいつでも当行の株主総会を招集し開催手続を行うことができ、また、会社法及びASX上場規則によりその旨要求されている場合はその義務を有する。会社法によれば、当行の取締役会は、株主総会において投じることができる議決権のうち5パーセント以上を有する株主によって要求された場合には当行の株主総会を招集し、開催手続を行わなければならない。株主総会において議決権の5パーセント以上を有する株主は、自費で当行の株主総会を招集し、開催手続を行うこともできる。

当行の株主総会に関する招集通知は、総会の28日前までにこれを行わなくてはならない。また、書面による通知は、株主総会に出席し、議決を行う権利を有する全ての株主に対して発送しなければならない。すべての普通株主は、株主総会に出席する権利を有し、当行定款及び会社法に従って当行の株主総会で議決を行うことができる。

当行の全額払込済普通株式を保有する株主は、株主総会（特別株主総会を含む。）において、挙手投票の場合においては1個の議決権を、投票による場合においてはその保有する全額払込済普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(ト) 取締役

当行定款の第9.11条(a)に基づき、重大な個人的利害関係に係る事項の開示及びこれに対する投票に
関して会社法を遵守することを条件に、当行の取締役は、

- (a) 監査人を除く当行の役職を務めることができる。
- (b) 当行が発起した又は当行が何らかの利益を有するその他の企業、会社、信託又は事業体の役職を
務めることができる。
- (c) 当行と契約又は約定を締結することができる。
- (d) 当行の過去又は現在の従業員又は取締役、若しくはこれらの扶養家族若しくは関係者のための協
会、団体、基金、信託又は組織に参加することができる。
- (e) 監査人を除く当行のための専門職（又は専門業務を提供する会社の構成員）として役割を果たす
ことができる。
- (f) 取締役会のいかなる会議、決議又は決定にも参加、投票できるとともに定足数の人数として計算
され、取締役会が議事を審議する会議に出席することができる。

当行定款の第9.11条(b)に基づき、取締役は、取締役としての信認関係にかかわらず上記事項を行う
ことができ、これにより

- (a) 取締役が利得する直接又は間接的な利益につき当行に対して説明責任を負わず、かつ
- (b) 契約又は約定の有効性に影響しない。

ただし、取締役会で審議される議案について重大な個人的利害関係を有する取締役は、会社法に基づ
き、その他の取締役により当該取締役が出席し、投票できることを決議しない限り、又はASICにより当該
取締役の出席及び投票について許可することが宣言されない限り、当該議事が審議されている間当該取締
役会に出席することができず、当該議事に関して投票を行うこともできない。これらの制約は、取締役の
利害関係が、会社法第191条(2)に定められている限られた以下の事項に関する場合には適用されない。

- (a) 取締役が当行の株主であるという理由で発生しており、他の株主と同じようにこれを有する場合
- (b) 当行の取締役として支給される取締役の報酬に関連して発生する場合
- (c) 当行が締結しようとして提案している契約で、株主の承認を必要とし、株主により承認されなかった
場合でも当行に義務を負わせない契約に関係する場合
- (d) 単に取締役が保証人である、又は当行からの借入（又は申し入れのあった借入）の全部又は一部
について補償又は担保を提供しているという理由で発生する場合
- (e) 単に取締役が上記(d)で言及される保証又は補償に関連して代位権を有するという理由で発生す
る場合
- (f) 当行の役員としての職務につき負担する取締役の債務を保証している又は保証する契約に関連す
る場合。ただし、当該契約により、当行あるいは関連企業が保証人とならない場合に限る。
- (g) 会社法により許可される一定の補償又は当該補償に関する契約について、当行又は関連企業から
の支払に関連する場合

(h) 関連企業との契約、又は関連企業のために若しくはその代理で締結した契約があり又は契約が提案されており、単に取締役が当該関連企業の実務取締役であるという理由で発生する場合

ある特定の議事について、取締役の利害関係の理由により取締役会が定足数に達しない場合は、当該議事を検討するために株主総会を招集することができ、利害関係のある取締役はかかる取締役会の議決の必要性により議案について投票する資格を与えられる。

当行定款の第9.7条に基づき、当行の非業務執行取締役に支給される年間報酬総額の上限額は、株主により承認されなければならない。当該年間報酬総額は、取締役会が随時決定する方法により各非業務執行取締役に支給される。取締役が個人的に重要な利害関係を有している事項について、出席及び投票することは禁止されているが、取締役の報酬は、会社法第191条に規定されるその例外の一つに当たる。

(チ) 取締役、秘書役及び従業員に対する補償

当行定款によれば、当行は、法令により禁止されているか無効とされる場合を除き、当行及び当行の各関連会社（認可を受けた証券取引所に上場している関連会社を除く。）の実務取締役若しくは会社秘書役又はこれらであった者、当行及び当行の子会社（認可を受けた証券取引所に上場している子会社を除く。）の従業員又は従業員であった者、並びにオーストラリア金融サービス免許の条件に基づいて当行の完全子会社の担当マネジャーを務める又は勤めていた個人に対して、（場合によって）取締役、会社秘書役、従業員又は担当マネジャーとして各人がその職責において負担した全ての債務（法務費用に係る債務を除く。）、及び上記の者がその職責のために当事者として法的手続（民事、刑事、行政又は調査目的であるかを問わない。）に対して防御又は抵抗するために（あるいはそれ以外で当該手続に関連して）負担した全ての法務費用を補償する。

取締役会の報告書に記載の各取締役及び当行の会社秘書役は、上記の補償を受ける権利を有する。

2000年度定時株主総会において株主による承認を得て、当行は、各取締役との間で、当行の定款において定められるのと同じ条件での補償を含む、アクセス及び補償に関する証書（Deed of Access and Indemnity）を締結した。

当行は、2009年9月、当行定款に定める補償と同一の補償を下記の役職を担う又は担っていた個人に対して提供する捺印証書を作成した。

- ・ 法定役員（当行の実務取締役を除く。）
- ・ 当行の完全子会社の取締役及びその他の法定役員
- ・ 当行が捺印証書に記載の条件及び契約上の補償方針に基づき承認した、その他の会社の取締役及び法定役員

当行の関連法人の従業員の一部、並びに当行及び関連法人の経営陣もまた、現在、2009年9月付けの捺印証書と同様の条件を有する2004年11月に締結された捺印証書の対象となっている。

さらに、当行定款では、以下の場合を除き、法令で認められる範囲において、その職務につき負担する法務費用を含む全ての債務について、当行又は関連法人の現在又は過去の取締役又は会社秘書役を被保険者とする契約の保険料を支払うこと又は支払に合意することが認められている。

- ・当行が法令により保険料を支払う又は支払に合意することが禁じられている場合
- ・当行が保険料を支払うことによって契約が法令により無効とされる場合

2009年9月付けの捺印証書に基づき、当行は、当行の取締役及び当行の完全子会社（認可を受けた証券取引所に上場している完全子会社を除く。）の取締役に対し、取締役・役員向け賠償責任保険を提供することにつき合意した。

当行グループは、2021年9月30日に終了する年度において、当行が上記に定める補償に基づいて支払わなければならない金額を特定の場合において賠償する保険を付保した。かかる付保は、当該保険によって提供される補償の限度を含むがこれに限定されない、当該保険において規定される条件に服している。保険証券では、支払われる保険料及び被保険債務の内容の開示が禁じられている。

（リ） 当行の外部監査人

会社法に従って、当行は、その定時株主総会において、個人又は会社を監査人として任命しなければならない。当該監査人は、死亡、解任若しくは退任するまで、又は会社法に基づく監査人として行為できなくなるまで監査人を務める。当行の監査人が不在の場合、当行はこれを補完する個人又は会社を任命しなければならない。

（ヌ） 当行の会計

会社法に基づき、当行は、

- (a) 正確にその取引内容、財務状態及び業績について記録、説明し、
- (b) 真実かつ公正な財務書類を作成及び監査ができる

会計帳簿を作成しなければならない。

当行は、会計年度ごとに財務報告書及び取締役会の報告書を作成することを義務づけられている。財務報告書には、とりわけ損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書が含まなければならない。財務報告書は会計年度ごとに会社法に基づく監査を受け、監査報告書を取得しなければならない。

当行の会計方針については、第一部 第6 1「財務書類」を参照のこと。

2 【外国為替管理制度】

オーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者を当事者とする様々な支払及び取引を管理・規制し、又はかかる管理・規制を行う権限を与えている。数々の免除、許可及び認可に基づき、オーストラリアから非居住者への送金又は投資に対する一般的な規制はない。ただし、オーストラリアの外国為替管理は所定の国、法人及び個人について随時実施されており、現時点では以下のものが含まれる。

- (a) 送金又は配当（フランキング前である場合）若しくは利息の支払に係る源泉徴収税
- (b) 2011年自主制裁法（コモンウェルス）（Autonomous Sanctions Act 2011 (Commonwealth））及び2011年自主制裁に関する規則（Autonomous Sanctions Regulations 2011）に基づきオーストラリア外務貿易省（DFAT）が課す金融制裁で、とりわけ、外務大臣の事前承認のない、以下にかける個人又は法人に対して行われ、それらの者の指図によって行われ、又はそれらの者を代理して行われる送金又は支払に関連する取引に対する制裁
 - ・ 旧ミロシェビッチ政権の関係者及び1990年代前半のバルカン戦争における戦犯として起訴された又は容疑をかけられた個人
 - ・ ジンバブエにおける民主主義、人権の尊重及び法の支配を著しく損なう活動に従事する個人又は法人
 - ・ 朝鮮民主主義人民共和国の大量破壊兵器プログラム又はミサイル・プログラムとの関係を有する特定の個人又は法人
 - ・ イランの核又はミサイル・プログラムに貢献した又は貢献している特定の個人又は法人
 - ・ リビアの旧カダフィ政権との関係を有する特定の個人及び法人
 - ・ ミャンマーの少数民族に対する人権侵害に関与している特定の個人及び法人
 - ・ シリア政権を支持するか又はシリアにおける人権侵害に関与している特定の個人及び法人
 - ・ ウクライナの主権及び領土の保全に対する脅威に貢献したか又はそれに加担した個人
- (c) 以下を含むDFATが履行する、国際連合安全保障理事会（国連安保理）の経済制裁
 - ・ テロリスト資産凍結体制1945年国連憲章法（コモンウェルス）（Charter of the United Nations Act 1945 (Commonwealth））及び2008年国連憲章（資産取引）規則（Charter of the United Nations (Dealings with Assets) Regulations 2008）に従って、外務大臣がオーストラリア連邦の官報においてテロリストとして指定した個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。かかる個人又は法人に対して資産を利用可能とすることも犯罪行為である。

・国別の制裁措置

1945年国連憲章法及び関連規則に基づき、国連安保理の経済制裁が導入されている。国連安保理が指定する国家との関係を有する特定の個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。また、かかる個人又は法人に対して資産を利用可能とすることも犯罪行為である。

3 【課税上の取扱い】

下記の税務に関する検討は、単なる概要の記述であり、完全な技術的分析又は当行株式の日本の実質保有者に対するオーストラリア及び日本のすべての税効果を列挙することを意図するものではない。かかる検討は、現在有効な法律、規則及び決定に基づいており、オーストラリア及び日本の法律の改正の影響を受ける。税務は複雑な法分野であり、保有者の税効果は、保有者がおかれる特有の状況によっては本解説において詳述されたものとは異なる可能性がある。その場合、保有者は、当行の株式の保有者であることによる税効果について自分自身で別途税務上の助言を求めるべきである。

(1) オーストラリアの課税

以下の議論は、資本勘定に株式を保有する株主に対する、普通株式（ADSを含む。）の所有及び処分に関するオーストラリアの税務上の取扱いについての概要である。かかる議論は、本書の日付現在において施行されている法律及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のためのオーストラリア政府と日本政府との間の条約（Convention between the Government of Australia and the Government of Japan for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income）（「租税条約」）に基づいており、同日以後におけるオーストラリア法又は日本法の改正及び租税条約の変更に服する。

かかる議論は、概要を説明することのみを目的としており、普通株式の保有及び処分に関してオーストラリアの税務上の取扱いを受ける可能性の全てを完全に分析したものではない。各投資家の具体的な税務ポジションにより、その投資家に適用されるオーストラリアの所得税上の取扱いが決定されるため、投資家は普通株式の保有及び処分の税務上の取扱いに関して各々の税務顧問に相談することが望まれる。

(a) 配当に対する課税

オーストラリアの配当金帰属課税制度に基づき、法人段階で支払われるオーストラリアの税金は、当該法人が株主に対して支払った配当に対する株式帰属方式税額控除（インピュテーション・クレジット（フランキング・クレジットという場合もある。））によって株主に帰属（あるいは配分）される。かかる配当は、「フランキング済配当（franked dividend）」と称される。

オーストラリアの居住者である個人株主がフランキング済配当を受領する場合には、当該株主は、その納付すべきオーストラリアの所得税と相殺することができるフランキング・クレジットを限度として、税額の相殺を受ける。オーストラリアの居住者である株主は、一定の場合においては、超過フランキングの還付を受けることができる場合がある。

配当のフランキングの程度は、一般に会社が配当実施時に利用可能なフランキング・クレジットに左右される。したがって、株主に支払われる配当は、全部又は一部がフランキングされているか、あるいは全部フランキングされていない場合がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当については、オーストラリアの配当に係る源泉所得税が免除される。

非居住者である株主に支払われる配当のうち、全額のフランキングが済んでいないものについては、（二重課税条約により軽減されない限り）フランキングされていない部分につき30パーセントの税率で配当に係る源泉徴収税が課せられる。租税条約の恩恵を受けることができ、配当を有利に受領することができる日本の居住者の場合、適用される租税条約に基づき税率は10パーセントまで引き下げられる。ただし、当該株式が、非居住者がオーストラリアで事業を行ううえでの媒体となっている又は個人的にサービス提供を行っているオーストラリアの恒久的施設又は非居住者の固定の拠点との間に実質的な関連を有するものでない場合に限る。オーストラリアにおいて恒久的施設又は固定の拠点を有する日本の居住者で、支払われる配当がかかる恒久的施設又は固定の拠点到属する場合、配当に係る源泉徴収税が課されることはない。当該配当は純額ベースで課税され、フランキングが行われる場合、税控除の対象となる可能性がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当及び配当に係る源泉徴収税が適用されている配当については、更なるオーストラリアの所得税は課せられない。

株主は、フランキング・クレジットの恩恵を受けることができない可能性がある。こうした規則の適用は、株式保有期間及び当該株主がその株式保有につき「リスクに晒される」程度等、株主自身の状況に左右される。

(b) 株式譲渡損益

一般的に、オーストラリア居住の株主が当該株式を処分する際に獲得するキャピタル・ゲインは、キャピタル・ゲイン税の課税の対象となる。しかしながら、株主がトレーダー若しくは投機家とみなされた場合、又は営利目的で投資業務を行っているときとみなされた場合、利益が経常利益として課税される可能性がある。

オーストラリア居住の個人、トラスト又は年金基金が12か月以上保有する株式に係るキャピタル・ゲインに対しては税率の引き下げが適用される可能性がある。税率の引き下げは、個人又はトラストについては二分の一、年金基金については三分の一である。会社はキャピタル・ゲイン税の税率引き下げの対象とはならない。1999年9月21日以前に取得した株式については、異なる基準のキャピタル・ゲイン算定方法が適用され、定数方式が使用可能である。

このように算出されたキャピタル・ゲインには、通常の所得税率が適用される。キャピタル・ロスもキャピタル・ゲインとのみ相殺することができる。キャピタル・ロスの超過分は、将来のキャピタル・ゲインと相殺するために繰り越すことができる場合がある。

一般的に、オーストラリアの公開会社の株式を譲渡する、当該株式を資本勘定に保有する非居住者は2つの例外を除き、オーストラリアの所得税が免除される。主な例外は、以下のとおりである。

- ・オーストラリアの恒久的施設を介して行われる取引又は事業の一環として保有されている株式。この場合は、譲渡益に対して通常の税金が課せられる。損失は、キャピタル・ロスをもたらすか、その他控除可能となる可能性がある。
- ・株式会社に関して株主及びその関係者が当該会社の株式の10パーセント以上及びオーストラリアの不動産権で構成される当該会社の資産の50パーセント超を譲渡時に（又は譲渡前24か月のうち少なくとも12か月間）保有するもの（当行に該当する可能性は低い。）。この場合は、キャピタル・ゲイン税が課せられる。

(2) 日本の課税

支払われた配当についてオーストラリアの源泉徴収税が課される日本の実質株主は、租税条約第25条第1項に基づく租税控除を受けることができる。

日本における当行株式に関する日本の課税の詳細については、第一部 第8 2 (4)「配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

当行のグループ法務・戦略投資部長カミール・プリチャードより、以下を確認する法律意見が提出されている。

- ・当行は、オーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に基づく株式公開会社として適法に設立されかつ有効に存続しており、有価証券報告書（第八号様式）に記載されている資産を保有し、その業務を遂行するための完全な権限を有していること。
- ・有価証券報告書（第八号様式）に記載の当行普通株式について、2021年9月30日現在で、普通株式3,668,591,808株は、適法に授権され有効に発行済かつ全額払込済であること。
- ・有価証券報告書（第八号様式）に記載のオーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に関する記述は、全ての重要事項につき真実かつ正確なものであること。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下表は、オーストラリアの会計基準（「AAS」）に準拠して作成された、最近5会計年度に係る主要な経営指標等の推移を示したものである¹。

9月30日に終了した年度	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前) (百万豪ドル) ²	21,222	20,183	20,649	22,007	21,650
税引前利益 (百万豪ドル) ²	8,501	4,266	9,749	11,731	11,515
ウエストパック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属する 当期純利益 (百万豪ドル) ²	5,458	2,290	6,784	8,095	7,990
株主持分及び非支配株主持分合計 (百万豪ドル) ²	72,092	68,074	65,507	64,573	61,342
発行済かつ全額払込済普通株式数 (百万株) ²	3,669	3,612	3,490	3,435	3,394
純資産額 (百万豪ドル) ²	72,092	68,074	65,507	64,573	61,342
資産合計 (百万豪ドル) ²	935,877	911,946	906,626	879,592	851,875
普通株式等Tier 1 資本比率(%)	12.32	11.13	10.67	10.63	10.56
Tier 1 比率 (%)	14.65	13.23	12.84	12.78	12.66
総自己資本比率 (%)	18.86	16.38	15.63	14.74	14.82
普通株式1株当たり配当金 (豪セント)	118	31	174	188	188
普通株式1株当たり中間配当金 (豪セント)(普通株式1株当たり配 当金に含まれる)	58	-	94	94	94
基本的1株当たり利益 (豪セント)	149.4	63.7	196.5	237.5	238.0
希薄化後1株当たり利益 (豪セント) ³	137.8	63.7	189.5	230.1	229.3
配当性向 (%) ⁴	79.25	48.87	88.83	79.52	79.28
従業員合計 (フルタイム相当)(人) ⁵	40,143	36,849	33,288	35,029	35,096

- 1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が修正再表示され、従前に報告された実績と異なることがある。
- 2 上記の2021年度、2020年度及び2019年度の損益計算書からの抜粋、並びに2021年度及び2020年度の貸借対照表からの抜粋は、本書の連結財務書類に基づいたものである。上記の2018年度及び2017年度の損益計算書からの抜粋、並びに2019年度、2018年度及び2017年度の貸借対照表からの抜粋は、以前公表された財務書類に基づいたものである。
- 3 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づき算出されている。
- 4 自己株式につき調整されている。
- 5 フルタイム相当従業員には、常勤（フルタイム及びパートタイム社員（按分ベース））社員、並びに臨時（所定時間外、臨時及び契約）社員が含まれる。

2 【沿革】

当行は、オーストラリアに一般的な会社法が存在しなかった1850年に、ニュー・サウス・ウェールズ州議会により可決された特別法であるバンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ法（Bank of New South Wales Act）に基づき設立された。2002年8月23日には、当行は、2001年会社法（コモンウェルス）に基づき、株式公開会社として登録された。

会社法の規制を受ける会社となるための手続の一環として、新たな定款が2000年12月15日の定時総会において株主により採択され、2002年8月23日に運用開始された。その後、当行の定款は、2005年12月15日、2007年12月13日及び2012年12月13日に株主により変更されている。

3 【事業の内容】

(i) 会社の目的

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法の規制を受ける会社として、当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、また、株式の発行及び消却、社債の発行、株主間での財産分配（現物支給又はその他の方法による。）、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への浮動担保の設定、並びに法律により許可される範囲におけるその他の行為を行う権限を含め、法人としてのすべての権限を有している。

(ii) 事業の内容

(a) 概要

当行は現在、オーストラリアの4大銀行及びニュージーランドの5大銀行の一つであり、13.9百万人を超える顧客を支えている。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア及び太平洋地域の全域に支店、関連会社及び連結会社を有し、世界の重要な金融センターの数箇所に支店及び事務所を有している。

当行の事業は、主要な部門、すなわちコンシューマー、ビジネス、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク、ウエストパック・ニュージーランド、スペシャリスト・ビジネス及び当行グループ事業から成る。これらの部門に関する情報については、第一部 第3 3(iv)「部門別の業績」を参照のこと。

(b) 主な変更事項

COVID-19の影響

当年度を通して続いたCOVID-19の社会的及び経済的な影響は、新たな変異株の発生及び感染拡大、ワクチンの普及、地域的及び世界的な対応（ロックダウン、行動制限等）の進展、並びに各国の政府及び監督機関による健全性、産業及び経済に関する対応策に左右された。

当行は、COVID-19のパンデミックにより影響を受けた顧客に対して返済猶予、手数料の免除、特別金利及び特別ローンを含む支援を続けているものの、現在では、2020年のピーク時と比べて支援の規模は縮小している。

COVID-19の影響に関する更なる情報については、第一部 第3 1「i. 経営方針」及び第一部 第3 2「i. リスク要因」を参照のこと。

ウエストパックの主な変更事項－オーストラリア

市場外における自己株式買付

当行は、最大35億豪ドル相当の当行株式の市場外買付を発表した。当行の経営成績や、いくつかの事業売却の完了を含む戦略的優先事項の進展により、当行の資本基盤が強化され、株主への資本の還元が可能となった。

スペシャリスト・ビジネスからの撤退

当行は、2020年にスペシャリスト・ビジネスの戦略の見直しを行った結果、長期的には当該事業からの撤退を目指すことを決定した。2021年中、以下の取引が発表され、又は完了した。

完了した取引：

- ・アリアンツに対するウエストパック・ゼネラル・インシュアランス・リミテッド及びウエストパック・ゼネラル・インシュアランス・サービス・リミテッドの売却
- ・アングル・ファイナンスに対する当行のベンダー・ファイナンス事業の売却
- ・アーチ・キャピタル・グループに対するウエストパック・レンダーズ・モーゲージ・インシュアランス・リミテッドの売却

完了していない発表済みの取引：

- ・アングル・ファイナンスに対する当行の自動車ディーラー・ファイナンス事業及び更改リース事業の売却
- ・フィデリティ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッドに対するウエストパック・ライフ・NZ・リミテッドの売却
- ・TALダイイチ・ライフ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッドに対するウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービス・リミテッドの売却

事業や資産の売却には、株主、監督機関又はその他の利害関係者の承認が必要な場合があり、かかる承認が得られないリスクや、その他の理由により買主がこれらの取引を完了させないリスクが存在する。また、これらの取引の一部では、売却完了前の特定の事項について、買主に有利な保証及び補償が定められている。詳細については、第一部 第3 2「i. リスク要因」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26に記載されている。

2020年12月、当行は、当行の太平洋地域事業（ウエストパック・フィジー及び当行グループのウエストパック・バンク・ピーエヌジー・リミテッドに対する89.9パーセントの持分で構成される。）をキナ・セキュリティーズ・リミテッドに売却する計画を発表した。当行は2021年9月22日、パプアニューギニアの独立消費者・競争委員会が当該売却計画を承認しない旨決定したことを受けて、両当事者が売却契約を解消することで合意したと発表した。

当行は今後も他の選択肢を検討しながら、太平洋地域事業を継続し、その顧客をサポートしていく。

これらの取引及び当行の太平洋地域事業の売却中止に関する詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記37を参照のこと。

ウエストパックの主な変更事項－ニュージーランド

WNZL指導職の交代

2021年9月24日、当行は、デイビッド・マクレーン氏の退任を受け、監督機関の承認を条件として、キャサリン・マクグラス氏をウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）のCEOに任命すると発表した。サイモン・パワー氏が、2021年6月末から2021年11月15日にマクグラス氏がCEOの職務を開始するまでCEO代理を務めた。

2021年10月1日には、ジャン・ドーソン氏（CNZM）の退任を受け、ピップ・グリーンウッド氏がWNZLの取締役会議長に任命された。

1989年ニュージーランド準備銀行法第95条により義務付けられるレビュー

2021年3月23日、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）は、1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づき、WNZLに対して2件の外部レビューの結果をRBNZに提出するよう求める2件の通知を行った。これらのレビューは、近年報告された様々なコンプライアンス上の問題を踏まえ、WNZLのリスク・ガバナンスの実務慣行及び方針についてRBNZが提起した健全性に関する懸念に対応するために必要とされている。これらの問題には、RBNZの流動性、自己資本比率及び外部委託に関する要件の不遵守、並びにITの機能停止が含まれる。

デロイト トウシュ トーマツが行う第一のレビュー（流動性レビュー）は、過去に確認されたRBNZの流動性方針（BS13）の違反及びRBNZの流動性テーマ別レビューにより確認された不遵守を踏まえ、WNZLが流動性リスク管理及びこれに関連するリスク文化を改善するために講じた措置の有効性に関するものである。デロイトの最終報告書は、2022年4月29日までにRBNZに提出される予定である。

第二のレビュー（取締役会ガバナンス・レビュー）では、取締役会が果たす役割に重点を置いてWNZLのリスク・ガバナンスの有効性を評価することが求められている。このレビューはオリバー・ワイマン・リミテッドが実施し、2021年11月に完了した。レビューでは、WNZLのリスク管理慣行及び業務における欠陥が、WNZL取締役会によるリスク管理の有効性に影響を与えていることが明らかになった。これらの欠陥は、WNZLの登録条件の一部に対する不適合の問題や、技術の回復力の問題の一因となった可能性が高い。WNZLはレビューの結果を受け入れ、特定された勧告の実行に取り組んでいる。WNZLでは、提起された問題に対処するための作業計画が進行中であり、WNZLの取締役がこれを監督している。レビューでは、WNZLのリスク管理慣行に、その他にも改善を加える必要があることが指摘されており、それらにも進行中の作業計画を通じて対処することとなる。

第95条に基づくレビューの他に、WNZLは、同社のテクノロジーに関する問題に対応する旨をRBNZ及びFMAに約束し、その進捗の監督をデロイトに委任している。これらの領域に対応するための作業がしばらくの間進められてきたが、WNZL自ら及び監督機関の期待を満たすには、更なる作業が必要である。

また、WNZLは、コンプライアンス環境における統制の欠落や、リスク・ガバナンスの実務慣行の欠陥など、同社のリスク管理上の様々な弱点を特定した。WNZLは、これらの問題に対応するための措置を講じているが、注意を要する問題が今後も特定される可能性がある。

2021年3月31日から、RBNZはWNZLの登録条件を変更し、WNZLに対して流動資産の価値を約14パーセント（2021年9月30日現在、25億ニュージーランド・ドル）割り引くことを求めている。このオーバーレイは、以下の各事項についてRBNZが満足するまで適用される。

- ・流動性リスクの制御に関するRBNZの懸念が解消したこと
- ・WNZLの財務部門及びマーケット部門並びに流動性リスク部門におけるリスク文化に関する問題への対応において、十分な進展が見られたこと

流動性レビュー及び取締役会ガバナンス・レビューは、WNZLにのみ適用され、オーストラリアにおける当行や、当行のニュージーランド支店には適用されない。

RBNZによる資本のレビュー

2019年12月5日、RBNZは、ニュージーランドにおける適正自己資本の枠組みの変更を発表した。新たな枠組みには、以下の要素が含まれる。

- ・合計規制資本の要件を、10.5パーセントから、システム上重要な銀行（WNZLを含む。）に関してリスク調整後資産（「RWA」）の18パーセント、その他すべての銀行に関してRWAの16パーセントに引き上げる。
- ・システム上重要な銀行（WNZLを含む。）に関してRWAの16パーセント、その他すべての銀行に関してRWAの14パーセントのTier 1 資本要件を設定する。
- ・その他Tier 1 資本（「AT 1」）は、16パーセントのTier 1 資本要件のうち2.5パーセント超を占めてはならない。
- ・適格Tier 1 資本は、普通株式及び償還可能永久優先株式により構成される。既存のAT 1 証券は、7年間にわたって段階的に除外されることとなる。
- ・RWAの2パーセントという既存のTier 2 資本要件を維持する。
- ・WNZL等の内部格付けベースの銀行に関するRWAを、総RWAが標準化されたRWAの90パーセントまで増加するよう再調整する。

現在の市況を踏まえ、RBNZは、銀行資本水準の引上げの開始日を2022年7月1日まで延期したが、適格資本の新たな定義は2021年10月1日に発効した。銀行は、新たな要件を遵守するために最大7年の期間を与えられる。

RBNZの銀行健全性要件に関する最終文書に含まれるTier 2 資本商品の新たな発行プロセスは、2021年7月1日から適用される。2021年10月1日からは、WNZLの登録条件に対する複数の追加変更が適用される。

RBNZによる海外銀行支店の見直し

2021年10月20日、RBNZは、海外銀行の支店（当行のニュージーランド支店を含む。）に対する方針の見直しを行っているを発表した。RBNZは、海外銀行の支店のための簡潔かつ一貫性及び透明性のある方針の枠組みを作ることがこの見直しの目的であるとしている。RBNZは、この見直しに関する最初の協議文書を既に公表しており、RBNZの対応案を記載した第二の協議文書を2022年半ばに公表する意向を示している。

ニュージーランド事業の見直し

当行は、当年度に行った当行のニュージーランド事業の見直しを受けて、事業分割が株主の最善の利益とならないこと、及び当該事業の100パーセントを引き続き所有することを決定した。

この見直しでは、ウエストパック・ニュージーランド事業全体にわたって顧客サービス及び価値を向上させる機会が特定されており、それらはWNZLの取締役会及び経営チームと共に推進される予定である。

監督機関及びリスクに関する変更事項

リスク・ガバナンスの是正、包括的プラン及びCOREプログラムに関する法的強制力のある合意

2020年12月1日、オーストラリア金融監督局（「APRA」）は、当行のリスク・ガバナンスのレビューにおける検討結果を公表し、これには、リスク管理に関して当行のリスク文化が未熟かつ事後対応的であること、説明責任が不明確であること、能力に不足があること、及び監督が不十分であることが含まれた。2020年12月3日、当行は、当行のリスク・ガバナンスの是正に関し、APRAと法的強制力のある合意（「EU」）を締結したことを正式に発表した。EUの主な条件には、以下が含まれる。

- ・包括的プラン：財務及び財務以外のリスクの両方に関し、すべての主要なリスク・ガバナンス是正活動を示し、明確な実施スケジュールを定め、計画遂行に関する責任者を特定したプランの策定。APRAは、当行の包括的プランを承認した。当行の顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス（「CORE」）プログラムは、包括的プランを実行に移し、当行のリスク・ガバナンス、説明責任及び文化の強化を支えている。COREプログラムの進捗に関する更なる情報については、第一部 第3 1「i. 経営方針」の項を参照のこと。
- ・ガバナンス及び独立した監視：包括的プランの実施に十分な資金及び資源を投じ、ガバナンスに関する適切な体制を整備すること。包括的プランの実施状況に関する独立した保証も要求されている。プロモントリー・オーストラリアが、独立レビュー担当者として任命されている。
- ・定期的な報告：独立レビュー担当者からAPRAに対し、当行によるEU及び包括的プランの遵守状況の最新情報を定期的に提供すること。当行も、APRAに対して定期的に進捗状況を報告することを求められている。プロモントリー・オーストラリアは、これまでに3通の報告書をAPRAに提出している。
- ・説明責任の明確化：包括的プランの遂行に関する説明責任を、関連する銀行の執行役員の説明責任体系に関するステートメント及び報酬スコアカードに組み込むこと。これは完了している。

リスク管理

当行は、エンド・ツー・エンドのリスク管理の強化を続けている。最近の見直しにより、当行のリスク管理の枠組み、方針及びシステムの組込み、監督機関への報告、データの質及び管理、プロダクト・ガバナンス、並びにリスク能力を含む、当行のリスク・ガバナンス上の広範にわたる重要な欠陥や改善すべき領域が明らかにされた。当行グループは、現在当行グループのリスク選好の範囲外と考えられているリスクや監督機関の期待を満たしていないリスクを複数有している。

上述したCOREプログラムは、より積極的なリスク文化の組込み、より明確なリスク管理の説明責任を確立するための3つの防衛ライン・モデルの組込み、統制環境の改善、並びに組織全体の研修及び事業におけるリスク資源の追加を通じたリスクの認識、能力及び許容度の向上を含め、かかる領域の多くにおいて改善を達成するように設計されている。

その他の改善領域には、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス、金融犯罪、ストレス・テスト、モデリング、監督機関への報告、並びにデータの質及び管理などの分野におけるリスク管理の専門技能への多大な投資を通じて対応している。

リスク管理に関する更なる情報は、第一部 第3 2「ii. リスク管理」の項に記載される。

流動性要件の違反に関するAPRAの当行に対する措置

2020年12月1日、APRAは、当行によるAPRAの流動性に関する健全性基準の違反に関して措置を講じると発表した。APRAの要件に対応するため、APRAにより義務付けられた見直しへの着手及び当該見直しの一環として特定された欠陥の是正を含む作業計画が進行中である。2021年1月1日から、APRAは当行グループに対し、流動性カバレッジ比率（「LCR」）の計算においてグループの現金流出純額を10%引き上げるよう要求している。2021年9月30日現在、当該オーバーレイによる当行グループのLCRへの影響は、13パーセント・ポイントである。当該オーバーレイは、欠陥が是正されるまで継続される。

APRAの約定付流動性ファシリティへの依存の段階的廃止

2021年9月10日、APRAは、認可預金受入機関（「ADI」）に対し、2022年12月31日までに約定付流動性ファシリティ（「CLF」）の利用をゼロに縮小するよう求めること、及びいずれのADIも2022年初頭以降、最低100パーセントのLCR要件を満たす上でCLFに依存してはならないことを発表した。当行の現在のCLF割当は、370億豪ドルである。当行は、APRAの発表内容に従って自らの割当を縮小するとともに、質の高い流動性資産の保有を増やすことによって流動性要件を満たす予定である。これに伴い、当行グループが保有する、銀行勘定内での金利リスクに関する必要資本も増加する見込みである。

金融犯罪

当行は、当行の金融犯罪リスク管理プログラムを改善する活動を続けている。これは、金融犯罪リスクの管理（AML／CTF、制裁、賄賂及び腐敗防止、外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）並びに共通報告基準（「CRS」）を含む。）を改善するための重要な複数年作業計画に関連するものである。

当該作業を通じて、当行は当初の、より厳格な、及び継続的な顧客デュー・ディリジェンス及びそれらに関する記録管理、顧客・支払の審査及び取引の監視に関するソリューションの改良、当行の金融犯罪に関するシステムへのデータ提供の完全性を確保するためのデータの調整及び確認体制の確立、並びに監督機関への報告（IFTIに関する報告、一定の値以上の取引の報告、及び不審事項の報告（「内報（tipping off）」統制等）を含む。）の改善など複数の領域において、統制の是正及び改善のための活動を実施している。

金融犯罪への関心の高まりに伴い、注意を要する問題が今後も特定される可能性がある。

金融犯罪に関する義務の不遵守に伴う影響の詳細については、第一部 第3 2「事業等のリスク」の「i. リスク要因」に記載される。

生命保険料の見直し

2021年10月12日、当行は、ウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービシズ・リミテッドが発行する一部の生命保険商品について、保険料の引上げを検討していることを明らかにした。この見直しは進行中であり、2010年から2017年に発行された商品開示報告書に基づいて販売された生命保険商品に関係している。更なる情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26を参照のこと。

APRAの資本要件

オペレーショナル・リスクに関する資本オーバーレイ

APRAは現在、当行のオペレーショナル・リスクに関する資本要件に対し、以下の追加的な資本オーバーレイを適用している。

- ・当行の文化、ガバナンス及び説明責任に関する自己評価を踏まえての500百万豪ドル。このオーバーレイは、2019年9月30日から適用されている。
- ・AUSTRAC訴訟の主題となった問題の規模の大きさ及び性質を踏まえての500百万豪ドル。このオーバーレイは、2019年12月31日から適用されている。

いずれのオーバーレイも、RWAの増加を通じて適用されている。2021年9月30日現在における当行のレベル2 普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本比率への影響は、36ベース・ポイントの減少であった。

資本に影響を与えるAPRAの発表

APRAは、現在の環境への対応の一環として、資本に関して以下の発表を行った。

- ・ COVID-19の影響を受けた借り手に対して一時的な経済支援を提供している銀行を対象に、2021年9月30日まで最大3か月の返済猶予を認める規制上の支援。
- ・ 2020年12月15日、APRAは、すべてのADI及び保険会社に向けて、2021年1月1日以降はADIに利益留保の最低水準（従来は2020年の税引後純利益の50パーセント）を適用しないという改訂版の資本管理に関する指針を発行した。ただし、APRAは銀行に対し、配当性を抑制し、配当の影響を相殺するために配当再投資計画及び／又は他の資本管理イニシアチブを利用することを検討し、また定期的にストレス・テストを実施することを期待するとしている。
- ・ APRAによるバーゼルⅢ資本改革の実施を2023年1月まで1年間延期。
- ・ APS222「関連事業体との関係」の変更を2022年1月1日まで1年間延期。

2021年11月29日、APRAは、APS110「自己資本比率」、APS112「自己資本比率：信用リスクに係る標準的アプローチ」及びAPS113「自己資本充実度：信用リスクに係る内部格付ベースのアプローチ」の最終改訂基準を公表した。これにより、「疑いなく強力な」資本水準が資本の枠組みに組み込まれ、バーゼルⅢ改革が実施される。この新たな枠組みの下で、APRAは、資本保全バッファを2.5パーセントから3.75パーセントに引き上げ、1.0パーセントのカウンターシクリカル資本バッファの基本水準を導入した。これに伴い、D-SIBSのCET 1資本比率を、2023年1月1日付けで8パーセントから10.25パーセントに引き上げることが提案されている。

上述のとおり、APRAは2021年9月10日、ADIに対し、2022年中にCLFの利用をゼロに縮小するよう求めると発表した。これに伴い、当行グループは質の高い流動資産の保有を引き上げる予定である。

APRAの子会社資本投資の扱いに関する改訂案

2021年8月5日、APRAは、2022年1月1日に発効するAPS111「自己資本比率：資本の測定」の最終改訂基準を公表した。最終的な基準には、親会社であるADI（レベル1）による銀行子会社及び保険子会社に対するエクイティ投資の扱いに関する、以下を含む変更が含まれる。

- ・ 子会社に対するエクイティ投資（子会社に対するその他Tier 1資本及びTier 2資本の投資を含む。）には、投資1件当たりCET 1資本の10パーセントを上限として、250パーセントのリスク調整を適用。
- ・ 10パーセントの上限を超えるエクイティ投資は、レベル1自己資本比率を決定する際にレベル1 CET 1資本から全額控除。

2021年9月30日現在の当行グループのレベル1比率に対する見積りベースでの影響は、約18ベシス・ポイントの低下である。当該改訂案は、当行グループの報告対象のレベル2ベース規制資本比率の計算には影響を与えない。

その他の損失吸収能力

2019年7月9日、APRAは（当行を含む）オーストラリアの大手銀行に、合計規制資本要件を、2024年1月1日までに、現在の適正自己資本の枠組みの下で測定されるRWAの3パーセント・ポイント引き上げさせる要件を発表した。

2021年12月2日、APRAは、この要件を以前の発表内容から1.5パーセント増加させ、RWAの4.5パーセント・ポイントまで引き上げることを発表した。D-SIBSは、2026年1月1日までにこれを満たす必要がある。

かかる追加的な資本は、Tier 2 資本を通じて調達される見込みであり、他の形式の長期大口資金調達の減少によって相殺される可能性が高い。当行は引き続き、新たな要件に向けた取組みを進めている。2021年9月30日現在、当行のTier 2 比率は、4.21パーセントであった。これに対し、目標とする最低Tier 2 資本比率要件は、6.5パーセントである。

財政緊急時対応及び破綻処理に関する計画

2021年12月2日、APRAは、2つの健全性基準案を協議のために公表した。CPS190：財政緊急時対応計画は、銀行（当行を含む。）に財政的圧迫への対応計画の策定を求め、CPS900：破綻処理計画は、一部の銀行（当行を含む。）に対し、経営破綻に陥った場合について、地域社会や金融システムへの悪影響が限定的なものにとどまる破綻処理の準備を求めている。いずれの基準も、APRAとの協議との余地があり、2024年1月1日から銀行に対して施行されることが提案されている。

当行の事業に影響を与える全般的な規制変更

サイバー・レジリエンス

APRA、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）及びオーストラリア政府は、サイバー・インシデントの発生が増加していることを受けて、サイバー・レジリエンスへの取組みを強化している。APRAは、規制対象会社によるサイバー・レジリエンスの実務慣行の向上を確保することを目指しており、情報セキュリティに関する健全性基準CPS234の効果的な実施に重点を置いている。当行は、第三者との関係を含め、サイバー・セキュリティに関するリスクを軽減するためのシステム及びプロセスの強化を続けている。

APRA健全性基準CPS511：報酬

2021年8月27日、APRAは、健全性基準CPS511：報酬の最終改訂版を公表した。この新たな基準の発効日は、認可預金受入機関である主要金融機関（当行を含む。）に関しては2023年1月1日とされている。この基準は、APRA規制対象会社が、個人に対し、各自が責任を担うリスクを健全に管理させるための適切なインセンティブを与える報酬の取決めを維持すること、及びリスクに関する不適切な結果について適切な処分を定めることの確保を目的としている。当行は、かかる新たな基準に従って報酬の取決めを見直している。

貸付に関する法令及び規制要件の変更案

2021年10月、APRAはADIに向けて、住宅ローンの評価の強化に関するレターを公表し、ADIが住宅ローンの返済能力を評価する際に適用すべき最低金利バッファを、ローン商品の金利を最低3.0パーセント・ポイント上回る水準へと引き上げた。このレターには、APRAがバッファの水準を引き続き検討するとともに、高い債務所得比率での貸付に関するリスク選好を見直す意向であることも示されている。2021年11月、APRAは、そのマクロ・プルーデンス政策の枠組みをまとめた情報文書を公表した。この情報文書と併せて、APRAは、APS220「信用リスク管理」の改定に関する協議を開始した。この改定は、銀行に対し、よりリスクの高い住宅ローン及び商業用不動産貸付に関する制限を、適時かつ効果的な方法で実施できるよう確保することを求めるものである。

2020年9月25日、政府は、オーストラリアの消費者信用規制体制を簡略化する案を発表した。法案はまだ元老院を通過していないが、法案が可決された場合には、当行は適切な変更を行う予定である。

責任ある貸付に加えて、消費者信用は、ADIによる信用評価に関連するAPRAの基準及び指針を含む様々な仕組みを通じた規制監督の対象となっている。したがって、これらの規制要件にも変更がない限り、責任ある貸付に関する義務の解除（実施された場合）が当行の消費者信用に関するプロセス全体に重大な影響を与えとは限らない。

退職年金への注力

2021年7月1日、「あなたの未来、あなたの退職年金（Your Future, Your Super）」改革が発効した。主要な改革には、以下の内容が含まれる。

- ・意図せず複数の退職年金口座を有する個人を減らすため、個人とその退職年金基金を、全就労期間を通じて関連付けること（個人が別の選択をした場合を除く。）
- ・APRAに対し、2021年7月1日からマイ・スーパー（MySuper）商品（及び2022年7月1日からその他所定の商品）に関する年次の客観的なテストの実施を求めること。テストに不合格となった場合、受託者はパフォーマンスの不振について加入者に通知しなければならない。ある商品が2年連続でパフォーマンス・テストに不合格となった場合、受託者は当該商品について新規受益者の受入れを禁止される。また、加入者においてすべてのマイ・スーパー商品に関する年次のパフォーマンス・テストの結果を比較することができるよう、オンラインATO「ユア・スーパー（YourSuper）」比較ツールが導入された。
- ・受益者の最善の利益のために行動する受託者の責任は、受益者の最善の経済的利益のために責任を履行し、権限を行使する義務に変わる。また、最善の経済的利益に関する義務については、立証責任が転換され、受託者がかかる義務を果たしたことを証明する責任を負うこととなる。

2021年6月30日に終了した年度の年次マイ・スーパー・パフォーマンス・テストでは、2つのBTマイ・スーパー商品（AESAマイ・スーパー及びBTスーパー・マイ・スーパー）が不合格となり、BT受託者は関連する加入者にかかる結果を通知した。年次のパフォーマンスの評価は、商品の7年間のパフォーマンスの合計に基づいている。これらのBT商品が次回の年次パフォーマンス・テストにも不合格となった場合、BT受託者は新たなマイ・スーパー加入者の受入れを禁止される。BT受託者は、その義務及びAPRAの要求に沿って、かかる状況の潜在的な影響を評価し、加入者の最善の経済的利益となる商品に関する選択肢を検討している。

ASIC及びAPRAは、加入者における成果を重視し、BTを含む退職年金提供者の監督にさらに重点的に取り組んでいる。当行のBT退職年金受託者は、APRAによるマイ・スーパーの「ヒート・マップ」に鑑みて一部のマイ・スーパー商品のパフォーマンスが比較的低いことに関し、APRAからの情報要請に応えている。また、BT退職年金受託者は、加入者における成果の向上に向けた作業計画を続け、是正計画を加速させている。

BTの退職年金事業に関する多くの照会や調査を含む退職年金に関する規制上の取組みの強化に伴い、注意を要する問題が今後も特定される可能性がある。

銀行、年金及び金融サービス業界に関する王立委員会

銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会の最終報告書における76の明示的な提言の実行は、引き続きオーストラリアの銀行及び金融サービス会社並びにその監督機関の焦点の一つとなっている。

現在、46の提言が当行に適用されている。当行グループは、立法活動及び／又は規制活動の対象となっている適用ある提言のすべてに関して作業計画を進めており、現在までに20の提言を実行している。

王立委員会によるその他の影響には、王立委員会において検討された事項に関する金融機関を相手方とする訴訟の提起、及びヘイン委員による、金融監督機関への複数の不正行為のケースの付託が含まれる。

訴訟及び監督機関による法的手続

当行グループの事業体は、当行グループの事業の遂行に起因する法的手続の被告となることがある。重要な法的手続については、以下及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26に記載されている。

不正行為

当行のフォーラム・ファイナンス・プロプライアタリー・リミテッドに対する訴訟

当行は、2021年6月28日、オーストラリア連邦裁判所において、フォーラム・ファイナンス・プロプライアタリー・リミテッド（「フォーラム・ファイナンス」）に対する訴訟を提起し、その後、WNZLを参加させ、被告を追加するために訴状を修正した。この訴訟は、フォーラム・ファイナンスが手配し、当行のインスティテューショナル・バンクに紹介した当行顧客との間の機器リース契約のポートフォリオに関し、重大な不正行為が発見されたことを受けてのものである。ニュー・サウス・ウェールズ州警察、ASIC及びAPRAにも報告がなされている。当行の顧客には、金銭的な損失は生じていないとみられている。当行は、利用可能な資産及び関連情報を保全するために資産凍結及び捜査令状を取得した。当行は、フォーラム・ファイナンスの役員に関連する企業について任命された外部管財人のサポートのほか、被害額を特定、回収及び保全するためのあらゆる効率的な手段の検討を続けている。

終了した事案

2021年中、以下を含む複数の訴訟事案が終結した。

ASICの海外向けスケールド・アドバイス部門に対する訴訟

2016年12月22日、ASICは、2013年から2016年の間に行われた複数の退職年金口座の統合キャンペーンに関連して、連邦裁判所においてBTファンズ・マネジメント・リミテッド（「BTFM」）及びウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッド（「WSAL」）に対する訴訟を提起した。2021年8月23日、オーストラリア連邦裁判所は、BTFM及びWSALが2001年会社法（コモンウェルス）に違反し、14名の顧客に対して電話で個人向けアドバイスをを行ったとする認定に関連して、合計10.5百万豪ドルの民事制裁金をBTFM（3百万豪ドル）及びWSAL（7.5百万豪ドル）に科した。

ASICのBTファンズ・マネジメント及びアスガード・キャピタル・マネジメントに対する訴訟

2020年8月20日、ASICはオーストラリア連邦裁判所において、BTFM及びアスガード・キャピタル・マネジメント・リミテッド（「ACML」）を相手に、404名の顧客に対し、当該顧客の口座についてファイナンシャル・アドバイザーを解任する要求がなされた後に合計130,006豪ドルのファイナンシャル・アドバイザー報酬が過失により請求されていたことに関する訴訟を提起した。2021年7月23日、連邦裁判所は、合計3百万豪ドルの民事制裁金をBTFM（1.5百万豪ドル）及びACML（1.5百万豪ドル）に科した。

当行及びウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドに対する集団訴訟

2017年10月12日、オーストラリア連邦裁判所において、当行グループ内で雇用されたファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づき2011年2月以降にウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッド（「WLIS」）が販売した保険を取得した顧客を代表して集団訴訟が提起された。2021年8月9日、連邦裁判所は、本件の和解案を承認した。当該和解案に基づき、当行は、集団訴訟における申立てにつき和解するため、責任を認めることなく最大30百万豪ドルを支払う予定である。

米国におけるAUSTRAC関連集団訴訟

2020年1月、2015年11月11日から2019年11月19日までの期間における当行の有価証券の特定の投資家らを代理して米国集団訴訟が提起された。当該申立ては、対象期間における当行の金融犯罪の監視に関する市場開示の問題、並びにAUSTRAC訴訟の目的である事項に関連するものであった。当事者らは、当該訴訟につき和解することで合意し、当行は、3.1百万米ドルを支払うことに同意した。2021年5月12日には、オレゴン州地方裁判所が和解を認める命令を発した。

銀行間取引金利に関する米国集団訴訟

2016年8月、米国ニューヨーク州南部連邦地方裁判所において、当行並びにオーストラリア及び世界各国の他の複数の銀行及びブローカーに対して、銀行間取引参照金利に関連する不正行為があったとして、集団訴訟が提起された。2020年、当行は、当該集団訴訟につき和解することで原告団と合意に達し、和解金25百万米ドルの支払及び一定の継続的な協力義務に同意した。当該和解については、裁判所の承認が必要となる。

監督機関による訴訟

ASICの消費者信用保険に関する訴訟

2021年4月7日、ASICは、連邦裁判所において、当行を相手に、消費者信用保険（「CCI」）商品を希望していなかったとASICが主張する特定の顧客に対する当該商品の販売に関し、訴訟を提起した。ASICはとりわけ、2015年4月7日から2015年7月27日までの期間の約335名の顧客に関し、特定の民事罰則規定の違反及び金額不特定の制裁金の宣言を求めている。2021年12月6日、当行とASICは、合意された違反の申告書及び1.5百万豪ドルの制裁金案によって当該訴訟を解決することで合意した。和解及び制裁金案については、裁判所の承認が必要となる。当行は、2019年にCCI商品の販売を中止している。

金利ヘッジ活動に関するASICの民事訴訟

2021年5月5日、ASICは、当行がインサイダー取引及び非良心的行為を行い、オーストラリア金融サービス認可に関する義務に違反したとして、当行を相手に民事訴訟を提起した。その主張内容は、当行が2016年のオースグリッド民営化の入札に関与した際の金利ヘッジ活動に関連している。当行は、ASICの要約陳述書に対する答弁書を提出した。

監督機関に関する未解決の事案

当行は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26の「コンプライアンス、規制および是正に係る引当金」の項に記載される特定の調査を早期に終了させるため、ASICと協力している。2021年11月30日、当行は、かかる個別の懸案事項のうち6件を合意された民事制裁手続によって解決することでASICと合意に達したと発表した。これらの問題は、ASICが実施した規制調査に続くもので、その多くは当行による問題の自主報告に基づいており、王立委員会で提起されたものもいくつか含まれている。影響を受けた顧客の大半は補償を受けており、残りの支払（もしあれば）も可能な限り迅速に完了する予定である。当行とASICは、各訴訟について、合計113百万豪ドルの制裁金案を共同で提出する。かかる制裁金は、裁判所の承認を必要とし、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26において実質的に規定されている。

集団訴訟

退職年金積立金に関する集団訴訟

2019年9月5日、オーストラリア連邦裁判所において、BTFMのBTスーパー・フォー・ライフ現金投資オプションのいくつかの側面に関し、BTFM及びWLISに対する集団訴訟が提起された。当該申立ては、業界内の他の集団訴訟に続くものである。BTFMが一般法、関連する信託証書及び1993年退職年金業（監督）法（コモンウェルス）に基づく複数の義務を遵守せず、WLISがBTFMによる違反の疑いに故意に関与したとの主張がなされている。BTFM及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。

消費者信用保険に関する集団訴訟

2020年2月28日、オーストラリア連邦裁判所において、当行、ウエストパック・ゼネラル・インシュアランス・リミテッド及びWLISを相手に、当行による顧客への消費者信用保険商品の販売に関する集団訴訟が提起された。当該申立ては、業界内の他の集団訴訟に続くものである。当行らがクレジットカード、個人向け貸付及びフレキシローンに関連するCCIの販売にあたって複数の義務を遵守しなかったとの主張がなされている。当該申立てによる損害賠償請求額は特定されていない。当行らは、当該訴訟において防御活動を行っている。

自動車ディーラーに対するフレックス・コミッションの支払に関する集団訴訟

2020年7月16日、ビクトリア州最高裁判所において、当行及びセント・ジョージ・ファイナンス・リミテッド（「SGF」）を相手に、2013年3月1日から2018年10月31日までの間に自動車ディーラーに支払われたフレックス・コミッションに関する集団訴訟が提起された。当該訴訟は、自動車ローン業界の複数の貸し手に対して提起された2件の集団訴訟のうちの1件である。

信用取引の代理人として誤解を招く行為や欺瞞的な行為に関与したディーラーによる不公正な行為について、当行及びSGFが責任を有するとの主張がなされている。損害賠償請求額は特定されていない。当行及びSGFは、当該訴訟において防御活動を行っている。2020年7月には、別の法律事務所が、自動車ディーラーに支払われたフレックス・コミッションに関して当行の事業体を相手に集団訴訟を提起する準備をしていることを公表した。当行は、当該法律事務所からフレックス・コミッションに関する訴状は受領していない。当行は、ASICにより業界全体での禁止が発令された2018年11月1日以降、フレックス・コミッションは支払っていない。

オーストラリアにおけるAUSTRAC関連集団訴訟

当行は、2019年12月にオーストラリア連邦裁判所において、2013年12月16日から2019年11月19日までの期間に当行の有価証券に係る持分を取得した特定の投資家らを代理して提起された集団訴訟において防御活動を行っている。当該訴訟は、対象期間における当行の金融犯罪の監視に関する市場開示の問題、並びにAUSTRAC訴訟の目的であった事項に関連する申立てに関するものである。損害賠償請求額は特定されていない。ただし、問題となっている期間及び申立ての性質に鑑みて、申し立てられる損害賠償請求額は相当の金額となる可能性が高い。

潜在的な集団訴訟

当行は、報道やその他の公開されている資料から、当行の事業体を相手方とするその他の集団訴訟について調査が行われていることを認識している。2020年7月、ある法律事務所が、BTFMが2014年以降、団体保険契約を獲得した際に特定の退職年金基金の加入者の最善の利益のために行動しなかったとして、BTFMを相手に集団訴訟を提起する意向を公表した。2020年8月には、別の法律事務所が、過去6年間にマグニチュード・グループ、セキュリター・ファイナンシャル・グループ又は当行のファイナンシャル・アドバイザーの助言又は推奨に基づき金融商品（生命保険を含む。）を取得、更新又は維持した個人に代わり、請求内容を調査していると発表した。当行は、これらの問題のいずれに関しても訴状を受領しておらず、これらの申立ての計画に関し、当該法律事務所が公表している以上の情報は有していない。

(c) 事業内容の変更

当年度において、当行の事業の内容に変更はなかった。

(d) その他情報

i. 競争

オーストラリア及びニュージーランドの銀行間では、価格、エンゲージメント及びイノベーションにおいて激しい競争が続いている。

その主な要因は、比較的容易な資金調達へのアクセスが銀行と非銀行の両方にわたって貸付の価格競争を促していることによる、低金利と市場の流動性の高さである。

デジタル革新も、競争環境を再定義し続けている。金融や取引を円滑化するためのサービスやインフラの提供は、銀行が従来提供してきたサービスを超えて急速に進化している。

このことは、近年、住宅ローン、法人向け貸付、後払い購入、個人向け融資、及び取引サービスに複数の新規参入者をもたらしている。一方で、既存の競争相手の一部は、住宅ローンをはじめとする主要セクターにより多くのリソースを投入している。

活発な貸付ブローカー市場や新技術も競争に貢献しており、消費者や企業は、容易にオファーを比較し、より迅速に貸付を申請することができるようになっている。

4 【関係会社の状況】

ウエストパック・バンキング・コーポレーション（「当行」）は、当行各グループ会社の親会社である。当行には、親会社は存在しない。当行の主要な子会社の一覧は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記30に記載される。

ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）は、2021年9月30日現在及び同日に終了した年度において、当行の唯一の特定子会社であった。

5 【従業員の状況】

9月30日現在の各事業分野の従業員数

	2021年	2020年
コンシューマー	9,636	9,925
ビジネス	4,678	3,827
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	1,539	1,629
ウエストパック・ニュージーランド	4,830	4,354
スペシャリスト・ビジネス	3,749	4,037
当行グループ事業	15,711	13,077
当行グループ合計¹	40,143	36,849

1 従業員合計には、フルタイム社員、パートタイム社員（按分ベース）、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

当年度中、当行は、主に戦略的優先事項としての是正を支えるリソースを追加し、住宅ローンの増加に対応し、COVID-19に関する支援を提供し、また、これまで外部委託していた1,000を超える役割をオーストラリアに戻すために、3,294名のフルタイム従業員を追加した。さらに、当行のソフトウェア資産計上方針の変更による費用の増加及び短期奨励金の増加は、組織の合理化及び支店ネットワークの削減による節約によって部分的に相殺された。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

i. 経営方針

当行の戦略

当行の戦略は、当行の目的をサポートし、当行の強みを活用し、変更が必要な場合は焦点を調整している。その遂行は順調に進んでおり、当行はすべてのステークホルダーのために前進している。

当行の戦略的優先事項である是正、簡略化及び実行は、サービスを向上させ、より強力なパフォーマンス倫理を創造しながら、当行がその欠点に対処し、当行の中核的な事業及び市場に集中するために事業を再構築する必要性を認識している。これは、当行がよりシンプルでより力強い銀行になることを支援する。

当行の目的

オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功を支援する。

当行の焦点

オーストラリア及びニュージーランドの消費者、法人及び機関投資家のための銀行業務。

当行の優先事項	何を意味するか	何に関わるか
是正	是正は、当行の欠点に対処し、リスク管理及びリスクを改善し、顧客のペインポイントを削減し、過去の顧客関係の是正を完了させることに焦点を当てている。	未解決の課題に対処する ・リスク管理 ・リスク文化 ・顧客関係の是正及び顧客のペインポイントの削減 ・ITの複雑さ
簡略化	簡略化とは、当行の中核事業であるオーストラリア及びニュージーランドにおける銀行業務に回帰すること、非中核事業から撤退すること及び海外拠点を統合することである。また、顧客の銀行取引の負担を軽減するために商品を合理化し、デジタル化によりプロセスの簡略化を行うことも含まれる。	事業を合理化し、焦点を絞る ・非中核事業からの撤退及び海外拠点の統合 ・商品の削減、顧客へのサービスの簡略化 ・事業部別業務モデルの実施 ・顧客体験の向上を目的としたデジタル化及びデータによる革新
実行	実行とは、優れたサービスを通じて顧客フランチャイズを構築し、収益への焦点を強化し、コスト基盤の再設定することである。強固なバランスシート及び熱心な従業員が当行のパフォーマンスの基盤を形成している。当行はまた、気候変動への対応及び2050年までに純排出量ゼロ経済を支える道筋の構築に焦点を当てている。	持続可能な長期的利益 ・顧客サービスー市場の牽引 ・主要市場での成長 ・コスト基盤の再設定 ・収益の強化、資本の最適化 ・強固なバランスシート ・気候変動ー純ゼロへの注力

当行の価値観—当行の5つの価値観（HELPS）は、当行の目的を達成するための道しるべであり、また助けとなるものである。

・役に立つこと

・倫理的であること

素晴らしい顧客満足度を提供することに情熱を注ぐ。正しい行動を取ると信頼されている。

・変化を牽引すること

・実行すること

より良くし、より良くある意志を持っている。実行する責任を負う。

・簡易的であること

簡易的かつ簡単であることを目指す。

ステークホルダーへの成果

顧客

- ・5,800億豪ドルの顧客預金
- ・7,100億豪ドルの貸付（売却目的保有を含む。）

従業員

- ・従業員に60億豪ドルの支給
- ・指導職の女性が50パーセント

株主

- ・1株当たり149.4豪セントの利益（現金利益ベースで146.3豪セント）
- ・1株当たり118豪セントの配当金

コミュニティ

- ・144百万豪ドルのコミュニティへの投資
- ・より安全な子ども達、より安全なコミュニティ・プログラムに12.1百万豪ドルの貢献

経済

- ・46億豪ドルの住宅ローンの繰延べ
- ・世界各地で34億豪ドルの様々な税金や銀行税の支払

サプライヤー

- ・サプライチェーン全体で80億豪ドルの支出
- ・先住民が所有する事業に1.6百万豪ドルの支出

環境

- ・気候変動対策に関し100億豪ドルの貸付
- ・気候変動に関する意見表明書及び2023年行動計画

是正

是正は、リスク管理及び文化を改善し、顧客のペインポイントを削減し、過去の顧客関係の是正を完了させ、当行の欠点に対処することに焦点を当てている。

ハイライト

- ・従業員の97パーセントがリスク学習モジュールを完了した。
- ・上級指導職600名分の説明責任に関するステートメント（SoA）。SoAは、リーダーが個々の役割において果たすべき説明責任及び成果について概説している。SoAは、委任や権限について明確にしている。
- ・2021年度開始時点の高格付銘柄を63パーセント削減した。
- ・最大600の重要データ項目を改善した。
- ・リスク・ダッシュボードを強化した一経営陣及び取締役会へのより簡素で標準化された報告。
- ・リスク・クラス及び部門全体で3つの防衛ライン・モデルを実施した。
- ・2021年度は、40,000時間以上の金融犯罪意識向上研修を実施した。
- ・60個の取引審査規則の更新又は新規施行を行った。
- ・報告義務のある顧客活動をより正確に検出するため、取引審査ソフトウェア及び設定をアップグレードした。

COREプログラムを通じて、当行のリスク管理及びリスク文化の強化

当行のCOREプログラム

当行のCOREプログラムは、当行のリスク管理を改善し、強固な文化を構築するために重要である。

当行は、よりシンプルで強力な銀行になるために、当行の欠点を根本から是正しており、当行の顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス（CORE）プログラムがこの変化を牽引している。

COREプログラムは、2020年に最初に立ち上げられ、当行による自己評価や、監督機関の調査結果で特定された問題に対処するため、2021年に拡張された。これには、2020年12月に完了したリスク・ガバナンスに関するオーストラリア金融監督局（APRA）のレビューが含まれ、その結果、APRAとの間で法的強制力のある合意を締結した。

COREプログラムは、80の成果物及び327の活動を基盤に、19のワークストリームからなる重要な作業である。各活動は、「設計、実装、組込み」の3つの段階で進行する。現在、設計活動の80パーセントが完了しており、95パーセントは2021暦年末までに完了する予定である。2021年9月30日現在、327の活動のうち121が実施され、独立レビュー担当者に提出されている。

COREプログラムでは、一連の活動だけでなく、当行のリスク管理の有効性を持続的に改善し、実際の成果を達成することに重点を置いているが、それには以下が含まれる。

- ・説明責任が明確である、強固な文化
- ・効果的なエンド・ツー・エンドのリスク管理による、顧客アウトカムの向上
- ・誰もが自分の説明責任を明確に把握し、リスクの特定及び管理における自分の役割を理解している3つの防衛ライン・モデル
- ・高品質のデータによって支えられている、より優れた洞察
- ・強化されたリスク監督及びより優れた実行力

COREプログラムの独立レビュー担当者であるプロモントリー・オーストラリアの四半期報告書はAPRAに提出され、半年ごとに公開されている。

より強固なリスク文化

強固なリスク文化の構築は、COREプログラムの重要な目的である。当行の従業員は、より積極的にリスクを特定して管理し、安心して発言できる環境で働く必要がある。当行は、行動規範を更新し、内部告発者の保護を強化し、パフォーマンス管理の枠組み及び採用活動におけるアプローチを修正した。当行は、従業員の価値観及び行動に基づいて、適切な人事を構築している。

これらの価値観や行動をより強固な文化に変えていくには、上層部から変えていかなければならない。真の変革を実現するためには、当行の上級指導職がその姿勢や行動の模範となることが求められている。プログラムの初期段階ではあるが、従業員調査の結果や当行の指導職の行動には改善が見られる。

変革は上層部から始まる

当行の最上級指導職の文化変革イニシアチブには、以下が含まれる。

- ・行動規範が刷新され、業績管理枠組みに新たな行動が組み込まれた。当行の行動規範の展開は、当行の指導職によって推進されてきた。
- ・当行グループの指導職600名分の説明責任に関するステートメント。
- ・求められるマインドセット、スキル及び行動を明確にするため、当行の最上級指導職500名向けにリーダーシップ文化育成研修プログラムを実施した。
- ・リーダーシップ・ダッシュボードには新たな行動が組み込まれ、透明性がより高くなった。

当行グループは、コンプライアンス関連の不履行、規制違反、顧客関係の是正及び訴訟に晒されている。AUSTRACに関する事項の詳細については、以下を参照のこと。

当行の金融犯罪リスクの管理の再構築

当行は、この18か月間、金融犯罪に対するアプローチを再構築した。このプログラムは、金融犯罪対策、コンプライアンス及び行動の機能を強化し、グループ業務執行役員がCEOに直接報告するようにしたほか、2019年以降、金融犯罪の専門家数を約3分の1増やすなど、広範囲にわたる。

かかる再構築には、当行の技術の向上、規制及び取引審査により多くのリソースを投じること、並びに当行グループ全体の金融犯罪リスクに関する理解を深めるための新しい研修が含まれる。

当該革新は、2006年の反マネーロンダリング及びテロ対策金融法の違反の疑いに関連して、2019年11月20日にAUSTRACが当行に対して開始した民事訴訟で浮き彫りになった問題に対処することを含め、当行の金融犯罪リスクの管理を改善することを目的とした複数年にわたる重要なプログラムの一環である。これらの民事訴訟は2020年に解決されている。

当行のプログラムでは、AUSTRACの訴状において特定されたすべての事項に対処し、350以上の問題を是正した。

これらの活動により、潜在的な金融犯罪を検出し報告する当行の能力が大幅に向上された。これらの活動に引き続き、当行は、当行の金融犯罪に対する新しいアプローチを、当行のすべての活動に組み込むために取り組んでいる。

当行の「すべきか」テスト

当行は今年度、当行の従業員が決断をすることを手助けし、発言することを推奨するために「すべきか」テストを当行の行動規範に組み込んだ。

当行は、当行の従業員に対して、ある問題が法令等並びに当行の方針、手続き及びガイダンスに遵守していることを確認した上で、以下の「すべきか」の質問を問いかけるよう推奨している。

- ・当行の目的、価値観及び行動を達成するのに役立つと確信できるか？
- ・当行の行動規範の各成果を達成するのに役立つと確信できるか？
- ・当行の顧客やコミュニティ、株主にとって、現在及び長期的に正しい行動を取っているか？
- ・上司や家族、友人に話さなければならないとしたら、安心して話せるか？

苦情の特定、記録及び解決方法の改善

顧客のための是正

当行は時々誤った判断をすることがあり、その際は、是正したいと考えている。当行は、過去の問題を解決するために是正プログラムを実施している。

当行は、約100万人の顧客に対する是正として、2021年に補償として10億豪ドル以上を支払い又は提示し、これまでにすべてのプログラムで15億豪ドル以上を支払ってきた。当行は、2大財務アドバイス・プログラムに関連する支払を実質的に完了した。

顧客のペインポイントの解決

当行の是正アジェンダの重要な要素は、優れた顧客体験の妨げとなっている障害を取り除くことである。当行は、苦情の管理を改善し、苦情を軽減することで、顧客のペインポイントを取り除いている。

当行は引き続き、前線チームが顧客からの苦情を認め、最初に申し立てがあった段階で苦情を解決する文化を根付かせようとしている。当行の新しいデジタル苦情管理システムは、より一貫性のある成果を生み出すために、銀行員に解決策に関する指針を与え、当行の人工知能（AI）苦情ボットは、その場で苦情を解決するために銀行員を支援し、自動化されたシステム制御は、コンプライアンスを保証する。さらに、簡単な英語によるガイドやオーストラリア手話（Auslan）の翻訳ビデオなど、新しいツールやリソースを提供することで、顧客が苦情プロセスをより容易に利用できるようにした。これらの変更は、以下を行うことに貢献している。

- ・ 2021年度通年で、苦情の解決までの平均時間が2020年度通年の6.5日から5.4日に短縮した。
- ・ 苦情の84パーセントは、最初の段階で解決された。
- ・ 上位3つの苦情のペインポイントに対処し、113件の改善イニシアチブを実施した。
- ・ 苦情の申し立てを奨励し、苦情の記録行為を改善するという当行の文化を推進することで、苦情の件数は、今年度中に33パーセント増加した。

苦情をより迅速に解決することは、顧客満足度の向上に貢献し、従業員が苦情をより迅速に認め、処理する文化を強化している。

苦情は、変革をもたらしている。

新しいデジタル苦情管理システムにより、従業員はあらゆる苦情を管理し、認めることが可能になり、顧客体験が向上している。当行は、システムのデータを分析することで、当行の商品、サービス及びプロセスについて、顧客のペインポイントを削減し、他の顧客に影響が及ぶ前に問題を是正するための改善点を400件以上特定した。

例えば、顧客宛のレターに使われていない1300番の電話番号が誤って記載されていたことがあった。顧客からエラーに関する苦情の電話があり、当該苦情が記録された後、当行の苦情チームは、13,000人の顧客に同じレターが送付される前に問題を是正した。

一つの新しいシステムが、より迅速な苦情解決を支援し、顧客からの苦情が見落とされないことを保証している。

簡略化

簡略化とは、当行の中核事業であるオーストラリア及びニュージーランドにおける銀行業務に回帰し、非中核事業から撤退し、海外拠点を統合することである。これには、デジタル化により、商品の合理化及びプロセスの簡略化することで、顧客が当行との銀行取引をより容易に行えるようにすることも含まれる。

ハイライト

- ・ 284の商品を終了した。
- ・ オーストラリアに1,000件超の雇用を創出した。

ポートフォリオ簡略化の進捗

売却された事業／投資	完了時期
ジップ・カンパニー・リミテッド	2020年10月
コインベース・インク	2021年5月
ジェネラル・インシュアランス	2021年7月
ベンダー・ファイナンス	2021年7月
ウエストパックLMI	2021年8月
ウエストパック・ニュージーランド・ウェルス・アドバイザー	2020年12月
発表された売却	予定完了時期
モーター・ヴィークル・ファイナンス	2022年上半期
ウエストパック・ニュージーランド・ライフ・インシュアランス	2022年上半期
ウエストパック・ライフ・インシュアランス	2022年下半期

当行の中核事業であるオーストラリア及びニュージーランドにおける銀行業務への回帰、及び当行のすべての活動の簡略化

よりシンプルな銀行

当行は、よりシンプルな銀行になるために、非中核事業から撤退し、海外拠点を統合している。

2020年には、撤退予定の事業を統括するためにスペシャリスト・ビジネス部門を設置した。当行は今年度、4つの事業の売却を完了し、ジップ・カンパニー及びコインベース・インクの2社への投資から撤退した。当行は、さらに3つの事業の売却を発表し、これらの売却は、2022暦年末までに完了する予定である。

当行は2020年12月、当行のウエストパック・パシフィック事業の売却も発表したが、パプアニューギニアの独立消費者及び競争委員会が買収計画の承認を拒否する決断を下したことを受け、両当事者は、関連する販売契約を終了することに合意した。当行は引き続き、フィジー及びパプアニューギニアにおける事業を継続し、他の選択肢も検討しながら、太平洋地域の顧客をサポートしていく。

これらの事業の売却により、当行グループの普通株式等Tier1の資本比率は約34ペーシス・ポイント上昇したが、売却予定の事業については、完了後にさらに29ペーシス・ポイント上昇する見込みである。

当行は今年度中、ムンバイ及びジャカルタのオフィスを閉鎖し、国際的なプレゼンスの統合を開始した。現在、北京、上海、香港のオフィスの閉鎖を進めており、2022暦年末までに完了する予定である。アジアの顧客については、シンガポールオフィスからサポートする。

オーストラリア及びニュージーランド以外の主要な法人向けオフィスには、シンガポール、ロンドン、ニューヨークなどがあり、ヨーロッパの顧客関係をサポートするためにフランクフルトのオフィスを開設する準備を進めている。

新しい業務モデルの組み込み

昨年度、当行は事業部別業務モデルを導入し、当行が顧客に提供している主なサービスに沿って当行の事業を再構築した。このモデルは、商品ラインのエンド・ツー・エンドの責任を改善し、プロセスの簡略化を可能にしている。

当行は、年間を通して、オーストラリアにおける事業全体に当該モデルを組み込むことに注力している。これには、各事業部により多くの責任を委任することや、エンド・ツー・エンドのプロセスのマッピング及び改良を継続することが含まれる。

例えば、住宅ローン事業部では、プロセスを簡略化し、顧客のために承認時間を短縮するため、70以上の変更を行った。

ニュージーランドでは、事業部別業務モデルの導入が進められている。

当行の事業部

コンシューマー		ビジネス		機関投資家			スペシャリスト・ビジネス				財務	ニュージーランド	
住宅ローン	消費者金融	現金及びトラッキング・バンキング	法人向け貸付	金融市場	法人及び機関投資家向け銀行業務	グローバルな取引サービス	保険	スペシャリスト金融	プラットフォーム、投資及びオペレーションズ	年金		コンシューマー・バンキング及び資産管理業務	法人及び機関投資家向け銀行業務
消費者及び小企業顧客エンゲージメント		個人向け資産管理	コマーシャル・リレーションシップ										

4つの原則によって支えられている技術革新

1. 中核までをデジタル化

エンド・ツー・エンドの、洞察に基づくデジタル体験—顧客及び従業員の両方を対象に設計されている。
2. 自動化

迅速に処理できるよう設計された、シンプルでデジタル化されたプロセス。
3. 変革の構築

モジュール型の技術—容易に進化できるよう設計されている。
4. 不朽の技術

継続的な汎用性を有するシステム。安全で、耐久性があり、使用可能なよう設計されている。

デジタルを活用して簡略化

COVID-19は、社会のデジタル化を加速させており、これは今年度の顧客動向に反映されている。オンライン・ショッピングから銀行業務に至るまで、2020年9月以降、デジタル手段を利用している顧客数は5.24百万人に、デジタル取引は316百万件に増加し、それぞれ3パーセント及び14パーセント増加した。

より多くの銀行業務がオンラインで完結するようになり、ロックダウンによって物理的な取引やサービスが減少している。今年度中、ATM取引は15パーセント減、支店での店頭取引は7パーセント減及びコールセンター取引は11パーセント減となった。現金や小切手の使用も減少している。

より多くの手続きをデジタルに移行することは、顧客が銀行取引を行うと選択したときにデジタルを利用できるようにすることを意味する。これは、より速く、より簡単で、より使いやすいデジタルの顧客体験である。手続きは顧客や当行にとってよりシンプルにもなった。

当行のテクノロジー・ロードマップは、当行が現在運用している複数のシステムから、当行の技術を現代的な単一のマルチブランドの環境に革新するための道筋を示している。この変更の主なステップには、提供する商品とサービスの数を減らし、プロセスを合理化することが含まれる。商品数の削減及びプロセスの明確化により、必要な変更を最適化することができる。

デジタルの注力分野及び2021年の進捗

デジタル	優れたデジタル体験を創出する。	・当行の新しい「モバイル・バンキング」アプリの展開を完了した。 ・顧客に適時及びパーソナライズされた洞察を提供する新しい洞察エンジン。
データ	世界最高水準のデータ・プラットフォームの構築を目指す。	・当行のデータ・プラットフォームを最新のクラウド・テクノロジーに移行した。 ・当行の主要なブランドのために、オープン・バンキング体制を開始。
柔軟な銀行プラットフォーム	以下の項目に焦点を当てた柔軟なプラットフォームを築く。 1. 住宅ローン 2. 法人向け貸付 3. 取引サービス 4. 支払	・顧客サービス・ハブの展開を完了—当行のすべての主要ブランド向けの新しい住宅ローン組成プラットフォーム。 ・10Xプラットフォームを基盤とした、新しく、シンプルで、クラウド・ベースのサービスとしてのバンキング（BaaS）の貯蓄及び取引商品

当行は引き続き、技術を強化し、簡略化及び信頼性の向上に努めてきた。2021年度における進展には以下が含まれる。

- ・当行がより迅速に問題を特定し対応できるようにするため、最先端の統合コマンド・センターを設置した。
- ・支店ネットワークをアップグレードしたことで、処理能力が10倍に向上し、運用コストが50パーセント削減され、取引速度が向上した。
- ・当行の技術を簡略化するため、116のアプリケーションを廃止した。
- ・インフラ・サービス（ネットワーク、サーバー、職場テクノロジー）の3分の2を不朽のモデルに移行した。

導入及び実施された変更が19パーセント増加するのに伴い、当行のインフラの安定性は向上し、重大なテクノロジー・インシデントは51件から31件に減少した。

新しいデジタルな住宅ローン体験

当行のエンド・ツー・エンドのデジタルな住宅ローンの申請プロセスにより、顧客は、より容易かつ迅速に住宅ローンを申請し、その進捗状況を追跡することができる。2020年12月に開始されたこの新しいプロセスはペーパーレスであり、書類をアップロードすることができ、承認されれば貸付の申出をオンラインで受諾することができる。顧客及び銀行員は、同じ情報にアクセスすることができるため、顧客は、プロセスの途中で支援を求めることもできる。デジタルに移行することで、当行の従業員は顧客とより多くの貴重な時間を過ごす自由を与えている。

より少ない、シンプルな商品

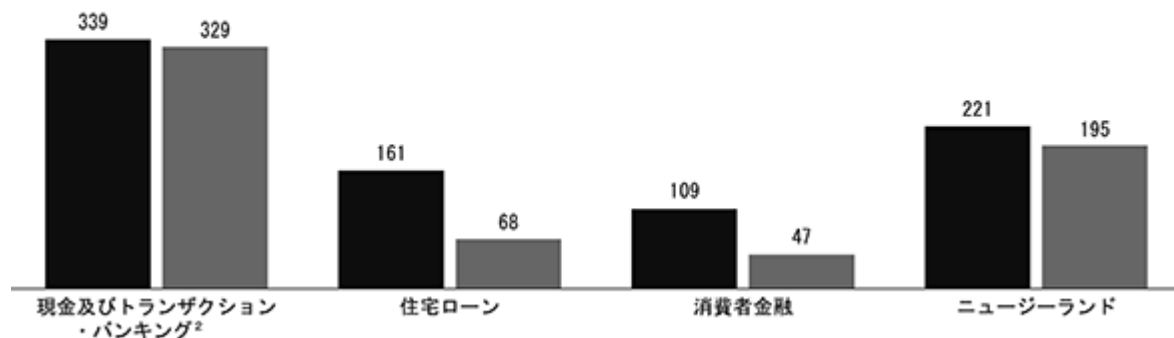
より簡単で合理的な体験を顧客に提供することは、当行の簡略化アジェンダの重要な要素である。長年の間、当行はあまりにも多くの商品、手動プロセスにおけるあまりにも多いバリエーション、そして過剰な数の手数料により、複雑になってしまった。この複雑さは、リスクを増大させ、コストを増加させ、従業員及び顧客の双方にとって困難なものであった。

当行は、顧客により良いサービスを提供するために、手数料及びプロセスの簡略化に取り組んでいる。この一年間で、コンシューマー及びビジネス向けバンキング全体で284の商品及び関連手数料を廃止した。

下図は、この一年間で選択のうえ削減された商品を示している。さらに、WIBでは、286のコルレス銀行グループとの関係を終了又は制限した。スペシャリスト・ビジネス部門では、BTラップ・プラットフォームからBTパノラマに560億豪ドルを超える資金を移動させ、アドバンス・リタイアメント・スイートのメンバーのBTスーパーへの移動を完了し、その結果、3,070個の口座及び209百万豪ドルの資金の管理が移転された。

厳選された商品ライン¹の商品簡略化ー2021年度対2020年度

■2020年9月 ■2021年9月



1 販売されている商品及び販売されていない商品の両方を含む。

2 現金管理を含む。

実行

実行とは、素晴らしいサービスを通じた顧客フランチャイズの構築、当行の収益重視の姿勢の強化並びにコスト基盤の再構築である。強固なバランスシート及び熱心な従業員により、業績の基盤が形成されている。当行は、気候変動への対応及び2050年までに純排出量ゼロ経済を支える道筋の構築にも焦点を当てている。

ハイライト

COVID-19による2021年度ロックダウン期間中（2021年7月から2021年9月まで）の顧客への支援

- ・ 46億豪ドルの住宅ローンの延期によって、10,500人の顧客を支援した。
- ・ 135百万豪ドルの企業向け貸付金の延期によって、2,600社を支援した。
- ・ 小企業顧客に対し327の無利子当座貸越を行った。
- ・ 209のCOVID-19助成金（総額627,000豪ドル）を支給した。

従業員への支援

- ・ 14箇所のワクチン接種拠点を設置した。
- ・ ワクチン接種プログラムに3,140名が参加した。
- ・ 1,430回の迅速な抗原検査を実施した。
- ・ 20,000人超の従業員が在宅勤務を行った。

当行の従業員は、困難な一年を通じ、顧客を支援するために努めてきた。

当行は、支援を提供することに尽力している

オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功を支援するという当行の目的は、当行の行動を導いている。このことは、今年度を通じて、パンデミックによりもたらされた課題を解決するために顧客を引き続き支援する中で再確認された。

COVID-19は、様々な方法で顧客に影響を与えてきた。当行は、困難に直面している個人や企業に対しては、対象を絞った支援を提供している。これには、返済猶予、手数料免除及び特別ローンや企業向けの当座貸越などが含まれる。

当行の従業員は、不確実性に直面しても、回復力及び献身さを維持してきた。当行の従業員は自分たちの勤務形態の混乱を克服し、顧客への支援に注力し続けている。さらに、当行の従業員は、顧客の資金管理を改善し、詐欺から顧客を保護するために、非接触型銀行業務についても顧客を支援してきた。

当行の従業員は、当行全体で進行中の変化を受け入れており、これは、当行の組織の健全性指標（OHI）が2020年9月の基準値である70から4ポイント上昇して74となったことに反映されている。

当行の従業員の強いコミットメント及びエンゲージメントは、サービス向上の基盤であり、この改善は、今後の当行の地位を高めることになる。

顧客を詐欺から保護

この一年間で、顧客から報告された詐欺件数は倍増した。投資、売買及び電子メールによる不正に基づく詐欺など、詐欺はますます巧妙になり、被害者に壊滅的な打撃を与える可能性がある。当行は、取引の監視、研修及び顧客教育を通じて、顧客を詐欺から保護している。

サービスの向上は当行の優先事項である。

顧客にとってより良い体験

当行の顧客満足度ランキングは、当行の欠点及びパンデミックの影響に対処する必要性に直面している。

当行の顧客満足度の主要な測定値はネット・プロモーター・スコア（NPS）^{1, 2}であり、当行のスコアは今年度中に－6.9から－3.3に改善したものの、当行の順位は同業者の中で下位にとどまっている。幸い、この傾向は改善しており、セント・ジョージのブランド・スコアは大手銀行を上回っているが、更なる改善が必要である。当行のスコアは、COVID-19関連の需要の増加に対応できるだけのリソースを迅速に増やすことができなかったため、サービス・レベルの低下が一部反映されている。また、支店の閉鎖や過去の事項に対する規制当局の措置へのネガティブな気運も反映されている。

当行は、サービスを向上するために、前線チームを強化し、オーストラリアにおいて連絡や処理業務を担当する重要な役割を1,000件以上復活させた。当行は、是正及び簡略化のアジェンダの一環として、サービスに関する問題の根本原因に対処している。これには、顧客の苦情をより迅速に解決し、主要なプロセスを簡略化し、デジタル化を通じて顧客体験を向上させるための取り組みが含まれる。

NPSランキング

- ・ビジネス・バンキング部門：3位^{1, 3}
- ・ニュージーランドのコンシューマー及びビジネス・バンキング部門：5位^{4, 5}

- 1 ネット・プロモーター・スコアは、顧客の主要な金融機関のリテール又はビジネス・バンキングについて、他者への推奨の正味蓋然性を測定するものである。ネット・プロモーター・スコアSMは、ベイン・アンド・カンパニー・インク、サトメトリクス・システムズ・インク及びフレデリック・ライクヘルド氏の商標である。ネット・プロモーター・スコアは、11ポイントの数値スケール（10は「可能性が非常に高い」、及び0は「可能性が非常に低い」）を使用して、推奨者の割合（9－10）から批判者の割合（0－6）を引くことにより計算される。
- 2 出典：DBMコンサルタント・コンシューマー・アトラス（DBM Consultants Consumer Atlas）、2020年8月及び2021年8月、6MMA。MFI顧客。
- 3 出典：DBMコンサルタント・ビジネス・アトラス（DBM Consultants Business Atlas）、2021年8月までの6か月。MFI顧客、すべての企業。
- 4 出典：リテール・マーケット・モニターの連続した3か月のデータ（カモラ・リサーチ（Camorra Research）による調査）。回答者は、メインバンクを家族や友人に推奨する可能性について、1（可能性が非常に低い）から10（可能性が非常に高い）の数値スケールで尋ねられた。ネット・プロモーター・スコアは、推奨者（推奨スコア9又は10）の割合から批判者（推奨スコア1－6）の割合を引いたものである。
- 5 出典：ビジネス・ファイナンス・モニターの連続した6か月のデータ（カンタールTNS（Kantar TNS）が、年間売上高5豪ドルから150百万豪ドルの企業を対象に実施した調査）。回答者は、法人用のメインバンクを同僚や連携者に推奨する可能性について、1（可能性が非常に低い）から10（可能性が非常に高い）の数値スケールで尋ねられた。ネット・プロモーター・スコアは、推奨者（推奨スコア9又は10）の割合から批判者（推奨スコア1－6）の割合を引いたものである。

脆弱な顧客のサポート

当行には、離婚や愛する人の死などの困難な時期や、家庭内暴力、高齢者虐待及び詐欺などを経験している顧客をサポートする専門チームがある。今年度中、当行の脆弱性専門チームを通じて、33,400件が上申された。財政難に陥っている顧客のために、81,000件以上の資金援助パッケージの申請が承認された。

これには以下のようなイニシアチブが含まれる。

- ・経済的に困難な状況にあり支援を必要としている住宅ローンの顧客のために、月に最低100豪ドルの貯蓄バッファを試験的に導入すること。ファイナンシャル・カウンセリング・オーストラリアは、このイニシアチブを歓迎しており、このイニシアチブは現在、オーストラリア銀行協会の財政難ガイドラインに含まれている。
- ・支払に添付される脅迫的で悪質なメッセージを阻止すること。銀行口座は悪用するためのものではなく、デジタル・バンキングを介して悪質なメッセージを送信した顧客に700件以上の警告や停止が発せられている。
- ・当行の顧客のために、すべてのブランドの有効なクレジット・カードおよびデビット・カードでのギャンブル取引をブロックするためのアプリ内機能を導入すること。当該ブロックは、30,000枚以上のカードに適用された。

当行の中核事業の成長の回復

当行は今年度、住宅ローン及び法人向け貸付の成長を回復させることに重点を置き、両方の分野に弾みをつけている。

当行は、下半期に、大手銀行に合わせて住宅ローンを増やすという目標を達成した。当行は今年度、住宅ローン担当の銀行員をさらに採用し、処理業務の主要な障害に対処し、当行の価格設定が市場の競争圧力に確実に対応できるようにした。

かかる転換の重要な要素は、当行の住宅ローン事業部の確立である。この事業は、主要なプロセスに対するエンド・ツー・エンドの説明責任が明確になったことで、成長を支援するための意思決定をより迅速かつ的確に行うことが可能になった。

2021年9月までの1年間におけるオーストラリアの法人向け貸付業界全体の成長率は、前年の1.9パーセントに対して4.6パーセントであった。

当行の法人向け貸付分野は、進展している。オーストラリアでは、法人向け及び機関投資家向け貸付が1パーセント増となり、過去6か月間で4パーセント増加した。

モメンタムは改善されたが、更なる機会がまだ残されている。これには、プロセスの更なる改善や、より多くの従業員を問題を解決するために設計されたプログラムから第一線での顧客対応に移動させることが含まれる。

強固なバランスシート及び資本効率の改善

銀行業務においては、資本、流動性及び資金調達にわたる強固な財務基盤が最も重要である。当行の当期の普通株式等Tier 1 資本比率は12.3パーセントとなり、APRAが設定した10.5パーセントという疑いなく強力なベンチマークを大きく上回る結果となった。当行は、この基準を上回る90億豪ドルを資本として保有していた。この強固な基盤は、1株当たり60豪セントの株式配当の決定を支え、最大35億豪ドルの市場外買戻しを発表することを可能にした。

この買戻しは、当行が実践しつつあるより焦点を絞った事業のために資本基盤を最適化し、1株当たりの指標と将来の利益を改善するのに役立つ。

コストの再設定

デジタル化及び低金利は、銀行業界及びその利益を変えつつある。当行が競争力を維持するには、コストを削減する必要がある。当行は2021年5月に、2024年までに費用を80億豪ドルに抑えるというコスト目標を設定した。これは、2021年のコストが130億豪ドルを超えていることを考慮すると、野心的な目標である。

コスト削減の一環として、当行は、大幅な修正費用及び事業評価損と決別する。また、事業から撤退することでも、コストは削減される。業務を簡略化し、より焦点を絞った事業を反映するための本社の再編成による最終的なコスト削減をもって、目標を達成できる見込みである。

気候変動対策の強化

当行は長年、気候変動に注力してきた。当行は今年度、気候変動を「実行」の優先事項として引き上げ、戦略的優先事項に重大な追加を行った。投資家、顧客、そしてより広くは社会全体に対する気候変動対策の重要性は増しており、したがって、当行の主要な優先事項として認識することが適切であった。これには、純排出量ゼロ経済への移行を当行がどのように支援しているかの説明も含まれる。

気候は、当行の広範な環境、社会及びガバナンスに関するアジェンダの一部であり、当行の長期的な持続可能性にとって、気候関連のリスク及び機会を管理することは不可欠であると認識している。当行は、オーストラリアの銀行として初めて2008年に気候変動に関する意見表明書を発表した。2015年にはパリ協定を支持し、2017年にはパリ協定に沿った事業運営を行うことを約束し、2050年までに純排出量ゼロ経済へ移行する必要性を表明した。

ii. 経営環境

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」を参照のこと。

iii. 対処すべき課題

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」及び第一部 第3 2 「事業等のリスク」を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

i. リスク要因

当行の事業活動は、当行の業績、財政状態及び将来の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクに晒されている。下記のリスクが実際に生じた場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な悪影響が及ぶことがあり、当行の証券の取引価格が下落し、証券保有者による投資の全部又は一部が失われる可能性がある。当行の証券に対する投資に先立ち、本書に記載のリスク及びその他情報を慎重に検討すべきである。当行が直面するリスク及び不確定要因は、以下に記載するものに限定されない。当行が認識していないか、又は現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確定要因も、当行に影響を及ぼす重要な要因となる可能性がある。

当行の事業に関連するリスク

当行は、サイバー攻撃を含む情報セキュリティ上のリスクに晒されており、今後も晒される可能性がある。

当行グループ（及びその外部のサービス提供者）は、情報セキュリティ上のリスクに晒されている。これらのリスクは、以下によって高まる。

- ・新たなテクノロジー及びデジタル・サービスのオプションの拡大、
- ・金融取引を行う際のインターネット及び電気通信の利用の増加、
- ・攻撃者の巧妙化及びサイバー犯罪の世界的な増加、
- ・COVID-19のパンデミックにより、当行の多くの従業員（及びサービス提供者のスタッフ）及び顧客が遠隔地又は別の場所から勤務をするようになったこと、並びに
- ・その他の生物学的危害、気候変動、自然災害又はテロ行為などその他の外部事象により、当行グループ、その顧客及びサプライヤーの通常業務が中断される可能性があり、サイバー脅威アクターによる悪用の機会を増やす可能性がある。

これらのリスクは、サイバー攻撃、スパイ活動、及び／又はエラーなどの情報セキュリティ上のリスクを、これまでにないペース、規模、範囲で発生させる可能性がある。サイバー攻撃は、金融システムを不安定にし、顧客の銀行サービスに深刻な混乱をもたらしたり、顧客データのプライバシーを侵害したりする可能性がある。当行は、サイバー攻撃を予防・検出し、それに対処するシステムを設置しているものの、これらのシステムが常に効果的であった又は常に効果的であるとは限らない。当行及び当行の顧客がサイバー攻撃、情報セキュリティの侵害又は無効なサイバー・レジリエンスによる損失を被らないという保証はない。当行グループは、サイバー攻撃を予期及び阻止し、サイバー攻撃に効果的に対処し、並びに／又はサイバー攻撃による損失を是正若しくは最小化することができない可能性がある。当行の外部のサービス提供者並びに当行の活動、（決済システム及び取引所等の）金融プラットフォーム及びインフラを促進するその他の関係者も、サイバー攻撃のリスクに晒されており、ひいては当行に影響を受ける可能性がある。

当行の業務は、当行のコンピューター・システム及びネットワーク上、並びに外部サプライヤーのコンピューター・システム及びネットワーク上の情報の安全な処理、保管及び伝達に依拠している。当行は、その情報の機密性及び完全性を保護するために対策を実施しているが、当行又は当行のサービス提供者が依拠しているコンピューター・システム、ソフトウェア及びネットワークが、当行の機密情報又は当行の顧客及び取引先の機密情報に悪影響を及ぼすおそれのある、セキュリティの侵害、不正アクセス、悪質なソフトウェア、外部からの攻撃又は内部的な侵害の対象となるリスクがある。

サイバー攻撃が成功すれば、以下のような様々な結果が生じる可能性がある。

- ・技術インフラの損傷
- ・ネットワーク・アクセス、オペレーション又はサービスの利用可能性に対する中断又はその他の悪影響
- ・顧客の損失及び市場シェアの喪失又はレピュテーションの悪化
- ・データ・情報の消失
- ・顧客関係の是正及び／又は補償請求
- ・適用あるプライバシー法又はデータ保護規則の違反
- ・訴訟及び監督機関による不利な措置（罰金又は刑罰を含む。）及び監督機関による監視の強化
- ・当行のシステムを変更若しくは強化する又は脆弱性やインシデントを調査し、かつ修正するために多額の追加資金の必要性の増大

これらの潜在的な結果はすべて、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバー脅威が進化するにつれて、当行は、当行のシステムの変更若しくは強化、又は脆弱性若しくはインシデントの調査及び修正に多額の資金を費やす必要が生じる可能性がある。

COVID-19は当行グループに悪影響を及ぼしており、また、引き続き（及び今後もCOVID-19のようなパンデミックが）当行グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、感染症の発生又はパンデミックの影響を受けやすい状況にある。COVID-19のパンデミックにより、中でも当行の顧客、株主、従業員、第三者サプライヤー及び業績に悪影響が生じており、また今後も引き続き悪影響が生じる可能性がある。COVID-19のパンデミックは、本「リスク要因」の項目に記載される他のリスクを高める可能性がある。

COVID-19のパンデミックの影響を緩和するための重要な措置が経済活動にマイナスの影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼし続ける可能性がある一方で、パンデミックは多くの産業及び世界のサプライチェーンを混乱させ、今後も混乱させ続ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックに関連する不安は依然として存在しており、その中には、感染症の最終的な経過、期間及び重症度、新たな変異株の出現、ワクチン接種プログラムやその他の医療処置の利用可能性及び効果が含まれる。また、ウイルスを封じ込めるため又はその影響を緩和するために政府、監督機関及び企業が取ることとなる措置及びそれらの措置の効果のほか、経済回復の時期及び速度に関しても依然として不安は存在する。これらの不安は、当行の顧客、事業及び運営に長期的な影響を及ぼす可能性がある。

これらのCOVID-19によってもたらされた要因による2021年下半期中の経済活動の減少は、当行の商品及びサービスに対する需要に影響を与えており、また今後も影響を与え続ける可能性がある。これに関連する当行の顧客に対する財政的圧迫は、減損、債務不履行及び償却を増加させており、今後も増加させることが予想されている。当行はCOVID-19関連のオーバーレイを有しており、事業ポートフォリオにおける支援策や景気刺激策の効果が低下した場合に損失が発生する可能性を考慮しているが、更なるオーバーレイが必要となる可能性がある。詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記13及び注記21を参照のこと。

当行は、特定の商品の金利を引き下げ、特定の手数料を免除し、及び特定の住宅ローン、個人向けローン及び小企業向けローンの短期的な延期を認めることにより、顧客のサポートを行っている。これらの施策は、当行グループの業績に悪影響を及ぼしており、また今後も影響を及ぼし続ける可能性があり、当行グループが通常よりも大きなリスクを負う可能性がある。また、経済をサポートするため、政府や監督機関による更なる介入が行われる可能性もあり、更なる銀行（当行を含む。）は、こうした介入へのサポートを求められる可能性もある。

（COVID-19のパンデミックのような）感染症の流行又はパンデミックが発生した場合、当行は、かかる流行又はパンデミックに対応し、スタッフ及び当行の店舗を訪れる顧客の健康を保護するために、リスク選好度、ポリシー又は管理を調整しており、また調整する必要がある場合がある。これらの変化は、予期せぬ結果をもたらす可能性があり、当行グループが監督機関からの注目の強化、メディアによる監視及び訴訟リスクの増大に服することとなる可能性がある。

さらに、COVID-19のパンデミックによる影響に対応するために、当行はこれまで、非常に短期間で新たな対策を実施した（今後も実施する可能性がある）。このような措置を取ることは、運用上又はコンプライアンス上の問題が発生するリスクを高め、財務上の損失、顧客サービスへの影響、又は規制及び／若しくは法的措置を招く可能性がある。

COVID-19のパンデミックは当行グループの配当支払能力にも影響を及ぼしており、当行グループは、強固なバランスシートを維持したいと考えていること、また事業環境の不確実性が継続していることから、前事業年度においては中間配当を実施しないことを選択した。COVID-19のパンデミック又は他の感染症の大流行若しくはパンデミックの発生により、当行グループの今後の配当支払能力又は資本分配能力に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当行グループの資金調達力に影響を与え、当行グループの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、法規制の変更によって悪影響を受ける可能性がある。

当行グループの事業、見通し、レピュテーション、業績及び財政状態は、法規制、政策及び監督業務の変更並びに当行の監督機関による期待によって悪影響を受けてきており、また今後も受ける可能性がある。当行グループは、金融サービスの提供者に対する規制及び監視が強化されている環境下で事業を行っている。

規制の変更は、直接的に、かつ不利に当行グループの業績及び財務状態に影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。最近では、当行は法令等の導入により、より高水準の流動性を維持し、より高水準の資本を保有するよう義務付けられており、オーストラリアで最大の銀行に対して（負債に基づく）銀行税が課されている。

規制の変更はまた、当行が事業を行う方法にも影響を与える可能性があり、当行の商品及びサービスの提供方法が変更されており、当行による提供を変更又は中止することが求められる場合があった。規制はまた、当行の柔軟性を制限し、当行が多額の費用を負担する必要性を生じさせ、当行の事業の収益性に影響する可能性があり、その結果、当行グループは市場シェアの増大又は維持ができなくなるか、利鞘及び手数料が圧力を受ける可能性もある。

当行の事業に影響を与える規制は、実施日までに適時に公表されない場合がある。同様に、規制変更の早期の発表は具体的ではなく、また最終的な規制とは大きく異なる可能性がある。そのような場合、当行グループは、その有する期間内にコンプライアンス計画を効果的に管理することができない可能性がある。さらに、同時に管理される規制の変更の量の増加は、必要とされる対象分野の専門知識にアクセスする当行の能力を損なうことで、また、変更を同時に実施することに関連する実行リスクを通じて、リスクを生じさせ、また今後も引き続き生じさせる。

また該当する政府又は監督機関が規制政策（2021年10月に公表されたADI宛てのAPRAのレターの中に示されているような、貸付に係るマクロ・プルーデンス政策上の制限等の規制政策。同レターでは、新規の借り手の返済能力を評価するために、ローン商品の金利を少なくとも3.0パーセント・ポイント上回る金利を用いることをAPRAがADIに対し期待すると記されている。）の適用を変更することにより、当行の事業に影響を与えることも考えられる。

重要なのは、当行グループが規制の変更を効果的に管理することである。かかる管理ができなかったことにより、当行グループはそのコンプライアンス義務を果たすことができなくなったことがあり、また今後も果たすことができない可能性がある。その場合のリスクについては、下記に記載されている。当行は、引き続きコンプライアンス並びに規制変更の管理及び実施に多大な投資を行うことになると見込んでいる。かかる新しい規制を遵守するべく既存のプロセスを更新し、又は新しいプロセスを導入するためには、多大な経営上の注意と資源が必要になる可能性がある。

当行グループに影響を与える規制の変更に関する追加情報は、「主な変更事項」並びに第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」及び「会計基準の今後の展望」に記載されている。

当行は法規制若しくは規制政策を遵守しないことによって悪影響を受けてきており、また受ける可能性がある。

当行は、当行が事業又は資金調達を行っている法域における適用あるすべての法的要件及び規制要件、並びに業界の行動規範を確実に遵守する責任を有している。

当行グループはコンダクト・リスク及びコンプライアンス・リスクに服している。これらのリスクは、当行がその義務及び権利について監督機関又は裁判所、法廷若しくはその他の機関と異なる解釈をした場合を含めて、規制がより複雑かつ広範にわたるものとなることで増幅される可能性がある。この可能性は、かかる規制が新しい場合、試行されていない場合又は広範な規制ガイダンスを伴わない場合に高まるおそれがある。

当行グループのコンプライアンス管理体制は、コンプライアンス・リスクの特定、評価及び管理を目的としている。しかしながら、こうした体制は常に効果的であったわけではなく、また常に効果的であるとは限らない。統制又はプロセスの設計又は実施における欠陥等の原因により破綻が生じたことがあり、また今後も生じる可能性がある。かかる破綻は、コンプライアンス義務の違反や、顧客に良くない結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。

コンダクト・リスクは、顧客に対する商品及びサービスの提供が当該顧客のニーズを満たさない又は市場の期待に応えない場合のほか、当行の従業員、業務委託者、代理人、授権代理人及び外部のサービス提供者の不適切な行為からも生じる可能性がある。これは、特定の顧客に対する業務上の義務（受託者責任及び適合性要件を含む。）の不履行、リスク文化、コーポレート・ガバナンス又は組織文化の脆弱性、商品の設計及び導入不良、顧客のニーズを適切に検討しないこと、又は顧客ターゲットの市場外における商品及びサービスの販売により生じる可能性がある。これには、かかる個人による、当行の統制、プロセス及び手続の回避をもたらす可能性のある意図的な、無謀な、若しくは過失による行為が含まれる場合がある。当行グループは、コンプライアンス義務を果たし、行動規範を遵守する上で、その従業員が「正しい行動を取る」ことに依存している。これらの個人による不適切又は不良な行為（方針に従わない又は不正行為等）が、顧客に良くない結果をもたらす、当行グループによるコンプライアンス義務の不履行を生じさせたことがあり、またそのおそれがある。

当行は、不適切な行為の結果を管理することを目的とした枠組み、方針、プロセス及び統制を講じているが、これらの枠組み、方針、プロセス及び統制は、これまで効果を出すことができず、また今後も出すことができない可能性もある。その結果として財務的損失（監督機関及び顧客による訴訟の結果として多額の是正費用を負担することが含まれる。）及びレピュテーションの悪化をもたらす、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループがコンプライアンス義務を遵守しない場合又は遵守していない疑いがある場合、監督機関が監督又は調査を開始したことがあり、また今後も開始する可能性がある。2021年10月1日に開始されたASICの新しい違反報告制度は、特定の違反（又は違反の可能性のあるもの）をASICに報告するという当行の義務を大幅に拡張するものであり、監督機関の監視がさらに強化される可能性がある。当行グループは現在、監督機関による複数の調査及びレビューの対象となっており、APRA、ASIC及びその他の監督機関からの大量の規制上の要求に対応している。当行グループは、これらのレビュー及び調査に（今後も継続して）多額の資金を投入しており（かつ今後も継続して投入する必要がある）、またその費用を負担している（かつ今後も継続して負担する必要がある）。このことにより、当行の事業、運営、レピュテーション及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

状況によっては、監督機関によるレビュー及び調査により、監督機関が当行グループ及び／又はその代表者に対して行政・執行措置を講じたことがあり、また今後も講じる可能性がある。監督機関は、広範な権限を有しており、一定の状況において当行に対して指示を発すること（例えば、是正措置を行うことに関する指示を含む。）ができる。また、監督機関は、多額の罰金、民事罰則又はその他の執行結果を求める民事又は刑事手続を追求する可能性がある。また、監督機関による調査は、取締役及び経営陣に対して、資格剥奪となる可能性を含む不利な結果をもたらす可能性がある。

さらに、APRAは、資本オーバーレイ又はリスク調整後資産の増加を通じて、当行グループに追加資本を確保することを要求することができる。APRAは、文化、ガバナンス及び説明責任に関する当行の枠組み及び慣行に対する自己評価の完了を受けて、当行のオペレーショナル・リスクの資本要件に500百万豪ドルのオーバーレイを、またAUSTACによる民事制裁金訴訟の開始を受けて追加で500百万豪ドルのオーバーレイを課した（双方のオーバーレイは、リスク調整後資産の増加を通じて適用された。）。当行グループが更なる資本オーバーレイの適用を受ける場合は、追加資本を調達する必要性が生じる可能性があり、これは、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行グループが事業を行う政治及び規制を取り巻く環境においては、法人及び金融部門による不正行為に対する刑罰が大幅に強化されると共に、新たな権限が当行の監督機関（新しい監督機関を含む。）に付与される状況が見られた（今後も見られる可能性がある。）。例えば、（当行のような）オーストラリア金融サービス認可を受けた業者が、認可に基づき提供する金融サービスを効果的、誠実にかつ公平に提供することを徹底するために必要なすべてのことを行うことができない場合に、かかる業者に対して、ASICは、民事制裁金手続を開始し、民事制裁金（現時点では一違反あたり555百万豪ドルを上限とする。）を請求することができるようになった。当行グループは、その他の義務の不遵守により、多額の刑事罰又は民事制裁金に直面する可能性もあり、当行グループがこれを遵守しない場合には、複数の違反をしたことになり、その結果、多額の罰金を科せられる可能性がある。

当行の監督機関は監督方法を調整しており、また今後も引き続き調整する可能性があり、またより協議的なアプローチよりも執行権限を選ぶ可能性がある。例えば、APRAは、改正された執行に関するアプローチ（新たな監督リスク（Supervision Risk）及び強度モデル（Intensity Model）を含む。）に取り組んでおり、重大な健全性リスクを回避し、対応し、かつ事業体及び個人の責任を問うため必要である場合は執行措置を取ると述べている。

将来的には、監督機関が開始する執行手続の種類及び対象の変化が見られる可能性もある。監督機関が、コンウェルス公訴部門又はその他の検察機関に犯罪の可能性を検討するために捜査を照会する可能性が高まりうる。これは、機関及び／又はその従業員若しくは代表者に対する刑事訴追の増加につながる可能性がある。当行の規模を考慮すると、これらの調査は、かなりの数の義務違反が浮き彫りになる可能性があり、その結果、多額の制裁金及びその他の罰則につながる可能性がある。その結果、レピュテーションが損なわれ、顧客、投資家及びその他のステークホルダーの当行との取引意欲が損なわれる可能性もある。

当行グループに対して開始される監督機関の措置によって、当行グループは、第三者に訴訟を提起される（集団訴訟手続によるものを含む。）更なるリスクに晒されており、また今後も晒される場合があり、これにより、当行グループは第三者に対する賠償の支払及び／又は更なる修復活動を行うことを要求される場合がある。

監督機関による調査、照会、訴訟、罰金、刑罰、権利侵害通知、規制上の許可の取消し、停止若しくは条件変更、又はその他の執行措置、行政措置若しくは合意（法的強制力のある合意等）は、個別に又は他の規制当局の措置と併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループに影響を与える可能性のある監督機関に関する事項の追加情報は、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26に記載されている。

効果的なリスク管理の実施ができないことにより、当行は損失を被っており、また今後被る可能性があり、かつ悪影響を受ける可能性がある。

当行のリスク管理の枠組みが、常に効果的であったとはいえず、また今後も常に効果的であるとは限らない。

これは、枠組みの設計が不適切であること、又は主要なリスク管理の方針、統制及びプロセスが、その不適切な設計、技術的な不具合、その不適切な実施若しくは高い実行リスクによって効果を発揮しないことが原因である可能性がある。当行グループの主要な役職に、十分な人数の適切なスキル及び訓練を受けた適格な従業員が就いていない場合、このような事態が生じる可能性が高まる。

さらに、当行が想定していない若しくは特定していないリスクが存在若しくは将来発生し、当行の統制が効果を発揮しない可能性があるため、いかなるリスク管理の枠組みにも内在的限界がある。

また、リスク管理の枠組みは、リスク文化又はリスク・ガバナンス慣行及び方針の脆弱性によって効果を発揮しない可能性があり、これによって、リスク及び統制の脆弱性が特定、上程又は対処されない可能性がある。最近の分析及びレビューは、監督機関からのフィードバックに加えて、この枠組みが多くの点で十分に機能しておらず、改善が必要であることを強調している。当行グループは、当行のリスク選好外にある又は監督機関の期待に沿わない多くのリスクを有している。改善が必要とされているこれらの分野の多くが、2020年12月に当行がAPRAと締結した法的強制力のある合意に関連している。さらに、当行の報酬の構造の設計又は運用は、必ずしも意図した慎重なリスク管理を奨励するものであるとは限らず、結果としてスタッフが過度のリスク負担行為を行う可能性がある。

当行グループのリスク管理の枠組みの一環として、当行グループはそのリスク選好に対するリスクを測定し、監視する。リスクがリスク選好外である場合、当行グループは適切な時期に、かかるリスクをリスク選好内に戻す手段を取る必要がある。ただし、当行グループがこれを常に提案された期限までに達成できるとは限らない。その原因として、例えば、当行グループがその情報技術システムを強化することについて、また、適切な訓練を受けたスタッフを必要な業務のために十分な人数採用することについて遅延が生じた場合が挙げられる。また、当行の力の及ばない外部要因によって、特定のリスクが一定期間にわたり本質的にリスク選好外である場合がある。当行グループは、そのリスク管理の枠組みを定期的に見直し、それが適切なものであるかを判断することが要求されている。

当行グループがリスクをリスク選好内に戻すことができない場合又は当行グループのリスク管理の枠組み又はリスク・ガバナンス慣行及び方針が不適切となったと判断した場合、当行グループは、予期せぬ損害を被る可能性があり、これを是正するために、多額の費用負担を含む相当な是正作業を行うことが要求される可能性がある。このような状況が是正できないことにより、（とりわけ）当行グループが追加資本を確保することを要求する又は当行グループに対してそのリスク管理システム及び統制を強化するために投資を行うよう指示する可能性がある監督機関からの調査の強化をもたらす可能性がある。リスク管理のシステム及び統制の脆弱性により、APRAが、当行に対し、その文化、ガバナンス及び説明責任の自己評価の完了後に追加資本を保有すること、並びにAUSTRACが提起した民事制裁金訴訟の結果として13億ドルの民事制裁金を支払うことを要求する結果となった。2020年12月、APRAは、上述のリスクの多くの具体化が反映された当行からの法的強制力の合意に承諾し、リスク管理に関連する当行の統合的な計画を承認した。リスク対応又は当行グループのリスク管理の枠組みにおける不備もまた、当行グループによるコンプライアンス義務の不履行及び／又は財務上の損失をもたらす可能性がある。2021年3月、RBNZは、WNZLのリスク・ガバナンス慣行及び方針に関して懸念を表明し、その結果、WNZLのリスク・ガバナンス及び流動性管理について外部レビューが実施されている。RBNZはまた、2021年3月にWNZLの登録条件を修正し、WNZLに流動資産の価値を約14パーセント引き下げることを要求した。

これまでに起きたように、当行のガバナンス又はリスク管理プロセス及び手続が無効又は不適切であると判明した場合、あるいは適切に実施されていなかった場合、当行は、予想を超えるレベルの高いリスクに晒される可能性があり、その結果、予想外の損失、資本要件の賦課、コンプライアンス義務違反及びレピュテーションの悪化を被り、これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のリスク管理手続については、第一部 第3 2 (ii)「リスク管理」を参照のこと。

金融犯罪に関する義務を遵守しないことにより、当行の事業及びレピュテーションは悪影響を受けており、また更なる悪影響を受ける可能性がある。

当行グループは、当行グループが事業を行う法域において、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策（AML/CTF）法、賄賂及び腐敗防止法、経済及び貿易制裁関連法並びに税の透明性に関する法律に服する。これらの法律は、複雑なものである可能性があり、場合によっては様々な義務を課す可能性がある。その結果、規制リスク、オペレーション・リスク及びコンプライアンス・リスクが高まっている。

またAML/CTF法によれば、当行は特定の事項及び取引を監督機関に報告（国際的な資金振替に関する指示、一定の値以上の取引に関する報告及び不審事項に関する報告を含む。）し、また一定の情報がAML/CTF法の「内報（tipping off）」規定に違反して第三者に開示されないよう徹底しなければならない。これらの法律を遵守できないことにより、当行グループは悪影響を受けており、また今後も受ける可能性がある。

近年では、世界中の監督機関が、不遵守を特定した場合に（しばしば多額の制裁金を課すべく）、大規模な調査を開始し、執行措置を講じていることから、金融犯罪に関する義務の遵守がより重視されるようになっており、また今後も継続して重視される。また当行グループの顧客数及び取引量が多いため、システム、方針、プロセス又は統制に関して発覚していない不具合がある場合又はそれらの実施、監視若しくは修復が効果的でない場合（監督機関に対する報告義務を含む。）、AML/CTF上の多数の義務違反を引き起こしており、今後も引き起こす可能性がある。これは、ひいては、多額の制裁金及びレピュテーションの悪化等の当行グループにとってのその他の悪影響をもたらす可能性がある。

当行グループは、金融犯罪に関する義務（報告義務を含む。）の管理を目的としたシステム、方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は今後も常に効果的であるとは限らない。これは、例えば、統制の設計の欠陥又は技術的な不具合を含む、様々な理由が考えられる。監督機関からのフィードバックに加えて、当行の分析及びレビューは、当行のシステム、方針、プロセス及び統制が多くの点で常に満足のいく運用がなされているわけではなく、改善が必要であることを浮き彫りにした。

当行グループは現在、その金融犯罪リスクの管理プログラムの統制における脆弱な点を強化し、当該リスク管理の是正を図るための複数年にわたる重要なプログラムに取り組んでいる。近年では、当行グループは、金融犯罪リスクに関する専門知識及びリソースを強化し、金融犯罪対策プログラムを提供している。金融犯罪への関心の高まりに伴い、注意を要する更なる問題が特定されており、今後も引き続き特定される可能性がある。

当行グループは、AUSTRAC、ATO及びその他の監督機関に対し、当行グループの是正及びその他のプログラムの更新活動に関する最新の情報を提供しているが、かかる是正及びプログラムの更新活動が当行グループのコンプライアンス・プログラムを適切又は効果的に強化するとAUSTRAC、ATO又はその他の監督機関が認めるという保証はない。

当行がこれらの金融犯罪防止義務を遵守しない場合、当行は、訴訟、多額の罰金、刑罰及び許可の条件の取消し、停止又は変更等の規制当局の執行措置に直面する可能性がある。AUSTRACによる過去の執行措置は、関連する行為の性質及び重大性、並びにその結果に応じて、多額の制裁金（例えば、2019年11月にAUSTRACが当行に対して提起した民事訴訟の結果として支払った13億豪ドルの民事制裁金）、制限及びその他の監督機関が課す条件など、様々な結果をもたらしてきた。金融犯罪事項に関する追加情報は、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」に記載されている。

金融犯罪に関する当行の義務の不遵守又はその疑いによって、監督機関による調査、レビュー、照会、手続又は第三者が開始するその他の訴訟（オーストラリア、米国及びその他の国における集団訴訟を含む。）及び当行が事業を行うオーストラリア以外の法域における監督機関の措置を引き起こしており、また引き起こす可能性がある。これらの訴訟又は手続は、当行に多大な財務上の損害及びレピュテーションの悪化をもたらす可能性がある。レピュテーションが悪化することによって、顧客の喪失を招く可能性があり、当行グループが資本市場を効率的に利用する能力を制限し、当行グループの事業、レピュテーション、見通し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、そのような影響があった場合には、当行グループの信用格付等に悪影響を及ぼす可能性がある。

気候変動は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行、その顧客、外部のサプライヤー及び当行が事業を行う地域は、気温及び海面の上昇、生物多様性の損失及び生態系の劣化、火災、荒天、洪水、干ばつ等の不利な気象事象の頻度及び程度の増加を含む、気候変動に関する自然界のリスクにより悪影響を受ける可能性がある。これらの影響は、その性質が急性か慢性かを問わず、例えば、業務及び経済活動の中断又は収益及び資産価値への影響を通じて当行及びその顧客に直接影響を及ぼすおそれがある。当行の顧客への悪影響は、人権リスクにつながる可能性があり、当行の収益性に加え、ローンの回収可能性及び証券価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は気候変動の緩和（経済移行リスク）に関連したイニシアチブや傾向から生じるリスクに晒されている。銀行に対する監督機関の期待の変化、その他の規制変更及び投資家の選好度の変化は、例えば、より高いコンプライアンス及び／又は資金調達コストを生じさせることや、移行リスクに実質的に晒されているセクターからの収益の縮小をもたらすことにより、当行に直接影響を及ぼす可能性がある。この分野における規制変更の例としては、当行を含むオーストラリアの主要銀行に関係するAPRAの気候脆弱性評価（Climate Vulnerability Assessment）、APRAの気候変動による金融リスクに関する健全性慣行指針（Prudential Practice Guide）案、及びニュージーランドにおいて金融セクターに対する気候リスク報告の義務化に関する法案が提出されていることが挙げられる。

当行はまた、よりリスクの高いセクターや地域への貸付を通じて、間接的に経済移行リスクに晒されている。技術開発、規制変更、利害関係者からの圧力及び顧客の嗜好の変化は、温室効果ガス排出量を削減するために特定の顧客セクターに追加的な圧力をかける可能性があり、その結果、追加的な信用リスク又は市場の変化による収益の損失を招く可能性がある。逆に、当行は、一定の顧客セクターへの貸付を継続しなければならないというステークホルダーからの要件により、リスクの高いセクターや地域への貸付を削減することができない可能性がある。

当行は、物言う株主（アクティビスト）又はその他の者によって提起された訴訟により、法的及び事業上の課題に随時晒される可能性がある。オーストラリアで株主アクティビズムを誘引したセクターの例としては、環境及び社会問題を責任持って管理しているとは認識されていない企業に融資を行ったり、関わりを持ったりすることを避けることが挙げられる。当行グループがこのような課題に対応する必要性が生じた場合、コストの増加、レピュテーション・リスク及びかかる事項に関連する追加的な開示が生じる可能性がある。また、株主の期待の変化や、当行による株主への追加的な開示又は約束により、訴訟リスクが高まる可能性がある。株主アクティビズムの結果として、当行の将来の方向性について認識されている不確実性は、事業の方向性の変更やその他の不安定性の認識につながる可能性がある。

さらに、当行が気候変動リスクを適切に管理及び公表していない、又は管理及び公表していないと認識された場合、第三者や株主による訴訟、又は当行グループ（及び／又はその顧客）に対する規制措置のリスクが高まる可能性があり、この種の気候関連の措置は、オーストラリアや世界中でより一般的なものになってきている。さらに、オーストラリアでは、銀行やその他の金融機関の気候関連のリスク管理慣行や貸付方針について、株主や監督機関からの監視が今後も高い水準で続くと予想される。

当行はまた、その国際的なポートフォリオを考慮すると、気候変動による、より広範な地政学的及びマクロ経済的影響に晒されている。気候変動により、国内及び国際的な経済状況の安定性が失われ、これらの市場に対する顧客の信用に影響を与える可能性がある。

直接的及び間接的な気候関連リスク（生物多様性の損失や生態系の劣化などの自然関連のリスクを含む。）を効果的に管理及び公表できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及び可能性がある。

レピュテーションの悪化は、当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

レピュテーションに関するリスクは、利害関係者の現在及び発生途中の認識、信念及び期待と、当行の過去、現在又は計画中の活動、プロセス、業績及び行動との間に不一致がある場合に発生する。

レピュテーションの悪化は様々な潜在的要因によってもたらされる。例えば、当行の行為が顧客、株主、利害関係者若しくは地域に不利な結果を生じさせた場合又は生じさせたとみなされる場合である。レピュテーションの悪化は、有効なリスク管理の失敗、法律上及び規制上の要件の不遵守、監督機関による執行措置又は監督措置、監督機関によるレビューにおける不利な結果、地域、環境・社会・倫理的問題に適切に対応できない又は対応できていないとみなされること、並びに当行の過去の決定がその時点において適切であったことの立証又は決定を妨げる不適切な記録管理により生じうる。AUSTRAC訴訟は、これらのいくつかのリスクを例証している。

当行はまた、気候変動リスク、顧客の脆弱性、現代奴隷及び児童の安全性リスクを含む人権リスクなどの環境、社会及びガバナンスに関連するリスクを適切に特定、評価及び管理することができない場合、又は進化する基準及びステークホルダーの期待に効果的に対応することができない場合、潜在的なレピュテーションへの影響（並びにその他の潜在的な商業上及び運営上の影響）があることを認識している。

当行のレピュテーションは、顧客、サプライヤー、合併事業パートナー、戦略的パートナー又はその他の取引先の行為により悪影響を受ける可能性もある。

レピュテーションに関するリスクをもたらす可能性がある、又は実際にもたらす問題を処理できないか又は処理できていないとみなされたことにより、追加的な法律上のリスクが発生しており、また発生する可能性があり、当行は規制上の調査、規制上の執行措置、罰金及び刑罰を科されるか、第三者の提起する訴訟若しくはその他の措置（集団訴訟を含む。）の対象となるか、顧客（潜在顧客、投資家及び市場を含む。）を改善及び賠償するための要件を課される可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当行は、訴訟による損失を被っており、また被る可能性がある。

当行及びその子会社は、随時、法的手続（集団訴訟を含む。）、規制当局の措置又は仲裁の当事者となっている。顧客、株主、サプライヤー、取引先及び監督機関等、様々な原告により、かかる訴訟が開始されたことがあり、また今後も開始される可能性がある。

近年では集団訴訟手続が増加しており、こうした集団訴訟手続の多くにおいて多額の和解金が支払われている。集団訴訟のリスクは、監督機関による執行措置（AUSTRACが当行に対して提起した民事制裁金訴訟等）、規制に係る調査及び照会件数の増加（王立委員会等）、監督機関による裁判手続の開始意欲の高まり、メディアによる調査の増加並びに第三者による訴訟資金の提供及びその他の資金提供に関する取り決めの増加を含む多数の要因によって高まっている。競合会社に対し開始された集団訴訟が、当行に対する同様の手続に発展するリスクもある。

訴訟（集団訴訟を含む。）は、個別に又は併せてのいずれであるかを問わず、当行グループの事業、業務、見通し、レピュテーション又は財政状態に悪影響を与えるおそれがある。このリスクは、法律の一定の違反に対する刑罰が厳格化していることを受けて高まっている。これらの問題には不確実な要素が多く、結果を正確に予測することができない可能性がある。さらに、当行グループが訴訟に対応し、訴訟で防御活動を行う能力は、不適切な記録の保管によって悪影響を受ける可能性がある。

いずれの訴訟の結果によっても、当行グループは多岐にわたる裁判所命令（遵守命令及び執行命令を含む。）の遵守やその他多額の賠償金、課徴金、罰金又は訴訟費用等の支払を求められたことがあり、また今後も求められる可能性がある。

また、王立委員会によって検討された事例研究及び王立委員会による検討結果を受けて、監督機関が当行グループに対する調査及び／又は執行措置を開始しており、また、今後も開始する可能性がある。

法的手続に関して、和解若しくは裁判所による決定の後に実際に支払われる罰金又は賠償金が関連するいかなる引当金よりも著しく高額若しくは低額となる可能性があるリスク（該当する場合）又はかかる偶発債務が予想を上回る可能性があるリスクが存在する。また追加的な訴訟又は偶発債務が生じるリスクも存在し、かかるリスクのすべてが、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループに影響を及ぼす可能性のある法的手続きに関する追加情報は、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26に記載されている。

当行は、テクノロジーの欠陥による損失を被る可能性がある。

当行の情報及び技術の信頼性、完全性及び安全性の維持は、当行の事業にとって非常に重要である。

当行グループは、当行システムの利用可能性及び回復を保護し、監視するためのプロセスを多数整備しているものの、当行が全面的に又は部分的に制御できない事象等によって当行の情報技術システムが適切に動作しない又は機能停止状態になるリスクがある。

当行においてテクノロジーの欠陥が生じた場合、当行がコンプライアンス義務（一定の期間にわたる記録及びデータの保持等）を果たせなくなる可能性や、当行の顧客が不利な影響を受ける可能性がある（当行の商品及びサービスにアクセスできないこと、プライバシーの侵害又は個人データの紛失によるものを含む。）。その結果、レピュテーションの悪化や改善費用が生じ、また、監督機関が調査を開始し、かつ／又は当行に対し措置を講じる可能性がある。当行の技術力を向上させるために進行中の取り組みに加え、旧来のシステムを使用することは、テクノロジーの欠陥リスクを高める可能性がある。

新たな商品及びサービスを提供し、規制上の義務を遵守し、並びに当行の顧客及び監督機関の期待を果たすために、当行は、定期的にテクノロジーを更新し、強化する必要がある。その結果当行は、新規のテクノロジー・プロジェクトを絶え間なく運営している。これらのプロジェクトを効果的に実施することができなかった場合、費用超過、生産性の低下、機能停止、運営上の不安定性、コンプライアンスの不遵守、レピュテーションの悪化及び／又は市場シェアの喪失をもたらす可能性がある。このことにより、当行は競合会社よりも不利な立場におかれ、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は、不利な資金調達市場の状況に晒されている。

当行は、事業及び流動性の源泉に必要な資金の調達を預金及び金融市場・資本市場に依存している。当行の流動性及び資金調達を確保するための費用は、資金調達市場の状況に関連している。

資金調達市場は、予測不能であり、著しいボラティリティー、混乱及び流動性の低下の時期を長期的に経験する可能性がある。当行が直面している主要なリスクは、市場の信頼に対する悪影響、資金調達の機会と費用に関する変化、及び国際的な経済活動の減速、又は顧客若しくは取引先に対するその他の影響である。

投資に関する志向の変化や、景気が改善し続ける中でのRBAの量的緩和措置の解除は、預金の引出しにつながり、当行が潜在的により不安定又は高コストな他の源泉から資金調達を行う必要を増加させる可能性がある。さらに、2021年9月10日にAPRAが、認可預金受入機関は2022年末までに流動性供給枠の利用をゼロまで減らすべきであると発表したことにより、2022年12月31日に終了する暦年において、当行の資金調達を行う必要性は増加する。

経済、財政、政治又はその他の理由により市況が悪化した場合には、銀行預金への信頼が失われ、想定外の払戻しが生じるおそれがある。これにより当行の資金調達費用が増加する可能性があり、当行の流動性、資金調達及び貸付活動も抑制され、当行の支払能力が脅かされる可能性がある。

当行の現在の資金調達源が不十分であることが判明した場合、当行は、市況、当行の信用格付及び市場容量といった要素に左右される代替手段を確保する必要性が生じる可能性がある。代替手段が利用可能であっても、かかる代替手段が現在の資金調達費用よりも高コストであるか又は不利な条件である可能性があり、それが当行の業績、流動性、資本の源泉又は財政状態に悪影響を与えることも考えられる。

適切な資金調達を行うことができない場合、当行は貸付又は流動性の削減を強いられる可能性がある。これにより、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。当行が長期間にわたり適切な資金調達を行うことができない場合、又はこれ以上現金化することができない場合、当行は、支払期限の到来したその負債を返済すること又はその他の契約上の義務を履行することができなくなる可能性がある。

当行が負う担保付デリバティブ債務について、当行は、市場に変動が生じた場合に追加担保の差入れを求められる可能性があり、その場合、当行の流動性又は当行がデリバティブ債務を金利、為替及びその他金融商品に関するリスクのヘッジに利用する当行の能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

流動性リスクの詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21の「資金調達及び流動性リスク」の項目を参照のこと。

当行は、ストレスのかかる状況下において、資本水準が不十分となるリスクにより悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックにより、通常の事業環境又はストレスのかかる状況下において、通常の事業活動を支え、規制資本要件を満たすには、資本水準又は資本構成が不十分であるというリスクが浮き彫りになった。規制の変更により、具体的には2023年度から施行される将来の資本規制及びリスク調整後資産規制の実施を目的として、銀行は、より高い資本を保有するようになった。APRAは、この変更に合わせて、「疑いなく強力」なベンチマークである10.5パーセントを超える銀行資本比率を維持することことを銀行に求めているが、貸借対照表及びポートフォリオの構成が異なるため、各銀行への影響は異なる。資本分配の制限は、ADIの普通株式等Tier 1資本比率が資本バッファ（資本保全バッファにカウンターシクリカル資本バッファを加えたもの。）の範囲内にある場合に適用される。資本制限は、将来的な当行の配当支払能力又は資本分配能力に影響を及ぼす可能性がある。不利な状況及び／又は不利な規制変更は、当行の自己資本比率に影響を与え、資本分配の制限を引き起こし、当行の希薄化効果の高い資本調達を行うことを要求し、又は当行の財政的実行可能性を脅かす可能性がある。

ソブリン・リスクは、金融市場を不安定にするおそれがある。

ソブリン・リスクとは、政府がその債務について不履行となり、又はその債務が満期となった時点で借換えができないリスクである。潜在的なソブリン・デフォルト及び政府が経済の一部（当行のような金融機関の資産を含む。）を国有化するリスクにより、当行が保有する流動資産の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。かかる事象は、国際金融市場を不安定にさせ、当行の流動性、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。また、その他の市場及び国へと伝播していくカスケード効果がある可能性があり、その結果を予想することは困難ではあるが、世界金融危機中に経験した状況と同様又はさらに厳しい状況となる可能性がある。

当行の信用格付を維持できない場合、当行が悪影響を受ける可能性がある。

信用格付は、当行の信用価値についての独立第三者の意見である。当行の信用格付は、当行の資金調達のコスト及び利用の可否に影響する場合があります、また一定の顧客又は取引先が当行の商品及びサービスの評価を行う際に重要となる可能性がある。

格付機関による当行の信用格付は、オーストラリアの金融システムの構造、経済及びオーストラリア・ソブリンの信用格付、並びに当行の財務力、当行のガバナンスの質及びリスク選好度を含む多数の要素の評価に基づいている。格付の引下げは、オーストラリア・ソブリンの信用格下げ又は当項目で挙げるリスクのうち一つ若しくは複数又はその他の事象により発生する可能性があり、これには格付機関が信用格付を決定する際に使用する方法の変更も含まれる。

格付機関が重大な事象（パンデミック等）による主要な格付要素への影響について不確実性が非常に高いと考えた場合、信用格付又は格付見通しは引き下げられたり、修正されたりする可能性がある。

当行の信用格付の引下げが生じた場合、当行の資金調達コスト、担保要件、流動性、競争力、資本市場へのアクセス及び当行の財政的安定性が悪影響を受ける可能性がある。これらの影響の程度及び性質は、格付の変更の程度、格付機関の違い（スプリット・レーティング）、及び競合会社又は金融業界も影響を受けているか等の複数の要因に左右される。

当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドの経済に大きく依存しており、これらの経済又は、又はその他の金融システムにおけるショックが、当行に悪影響を与える可能性がある。

当行の収益及び利益は、国内外の経済活動、景気及び顧客が求める金融サービスの水準に左右される。当行の事業のほとんどは、オーストラリア及びニュージーランドで行われているため、当行の経営成績は、これらの国々における活動の水準及び循環的性質に左右される。金融サービス業界及び資本市場は、ボラティリティー、世界経済の状況、外部事象、地政学的な不安定、政治的变化又は大規模なシステム・ショックにより悪影響を受けており、また、今後も受ける可能性がある。

市場及び経済の混乱が発生した場合、消費者及び企業の出費が減少し、失業率が上昇し、当行の商品及びサービスの需要が減少し、それにより収益が減少する可能性がある。これらの事象は、金融システムに対する信用の低下、流動性の減少、資金調達へのアクセスの制限、並びに当行の顧客及び取引先へ悪影響をもたらす可能性もある。また、住宅や商業用不動産の評価額が大幅に減少した場合、貸付活動に悪影響を及ぼし、信用損失の増加につながる可能性がある。

特に鉱業、資源及び農業部門におけるオーストラリア／ニュージーランドと中国の経済関係に伴い、中国の経済成長の減速及び外国政府の政策（貿易保護政策の採用を含む。）が、オーストラリアの経済に悪影響を及ぼす可能性がある。商品価格、中国政府の政策、中国の経済状況、又は中国の不動産セクターの変化は、当行の商品及びサービスに対する需要を減少させ、経済活動の水準及び当行の借り手のローン返済能力に影響を及ぼす可能性がある。

金融政策は、当行グループ及び当行が事業又は資金調達を行う法域の経済状況に重大な影響を及ぼす可能性がある。金利設定（低金利又はマイナス金利を含む。）及び中央銀行が講じるその他の措置（量的緩和等）は、当行の資金調達コスト、当行の貸付及び投資業務の価値、並びに当行の利鞘に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる政策は、当行の商品及びサービスの需要に影響を与え、及び／又は当行グループの顧客及び取引先に悪影響を及ぼし、これらの者が債務不履行となるリスクを増大させる可能性がある。

これらすべての要因は、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。かかる事象の性質及び結果を予想することは困難であり、当行の対処が効果的ではない可能性があるというリスクがある。

資産市場の低迷が当行の業務又は収益性に悪影響を与える可能性がある。

株式市場、並びに居住用及び商業用不動産市場を含むオーストラリア、ニュージーランド又はその他の資産市場が低迷する可能性が、当行の業務及び収益性に悪影響を与えており、また今後も与える可能性がある。

資産価格の低下が、顧客及び取引先、並びに当行が保有する担保（居住用及び商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性もある。これにより顧客又は取引先が債務不履行に陥った場合、当行が貸付金額を回収する能力が影響を受ける可能性がある。また、これは減損費用及び引当金に影響を与え、ひいては当行の業績及び財政状態に影響を与える可能性がある。

資産価格の低下は、当行が保有又は管理する有価証券及び／又は資産の価値をベースとする手数料にその収益が部分的に依存しているため、当行の資産管理業務にも影響を及ぼす。

債務不履行の増加は、当行の業績又は財政状態に悪影響を与えており、更なる悪影響を与える可能性がある。

当行は、最新の情報及び当行の予想に基づき、信用減損に対する引当金を積んでいる。当行の予想を超えて経済状況が悪化した場合、顧客及び／又は取引先の一部がより大きな財務上の圧力を経験する可能性があり、債務不履行及び償却が増加し、引当金が増額される可能性がある。かかる事態は、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

これらのリスクは、経済活動に悪影響を及ぼし、様々な顧客に財政的ストレスをもたらしているCOVID-19のパンデミックにより高まっている。

COVID-19のパンデミックが顧客に及ぼす長期的な影響及び債務不履行又は減損の大きさは不確実である。例えば、消費者は恒久的に消費支出を減らす可能性があり、このことにより、特定の産業が回復するのに要する時間を増加させる可能性がある。

また、信用リスクは、当行が締結する特定のデリバティブ契約、清算契約及び決済契約、並びにその他の機関が発行する債券の取引及び所有からも発生する。これらについては、国際金融市場における経済状況により、その財政状態が様々な形で影響を受ける可能性がある。

信用リスクの管理を含む当行のリスク管理については、第一部 第3 2 ii「リスク管理」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

当行は、当行の事業のすべての側面において激しい競争に直面する。

金融サービス業界では、激しい競争が行われている。当行は、消費者向け及び商業銀行、投資銀行、その他金融サービス会社、フィンテック企業及び金融サービスに意欲的なその他の業界の企業を含む様々な企業と競争している。これには、当行と同一の資本要件及び規制要件に服していない競合他社も含まれ、これらの競合他社は当行よりも柔軟に業務を行うことが可能である場合がある。

既存の事業モデルを断絶させる目的で新規のビジネスモデルを採用し又は最新技術の活用を狙って、新興の競合会社は、競争環境を次々と変更しつつある。

競争環境は、部門の監督機関による監視の強化並びに競争を刺激し、顧客の選択を改善し、新規及び既存の企業との競争を増大させる可能性のある「オープン・バンキング」等の法改正の結果によっても左右される可能性がある。

当行が事業を運営している様々な市場における競争は、当行の利鞘又は市場のシェアが減少しており、また減少し続ける可能性がある。

預金は、当行の貸借対照表の大部分の資金源であり、これまで比較的安定した資金源であった。当行は、預金をめぐる競争で優位に立つことができない場合、当行の資金調達コストは増加し、当行がその他の種類の資金調達の利用を模索するか、又は貸付を縮小する必要性を生じさせる可能性がある。

当行の競争力は、進化する顧客の志向に合致した商品及びサービスを提供する能力に依拠している。顧客の志向の変化に対応しない場合、当行は顧客を失う可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

追加情報は、第一部 第2 3 (2) (d) i「競争」に記載されている。

当行は、オペレーショナル・リスクによる損失を被っており、また被る可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、とりわけレピュテーションに関するリスク、テクノロジー・リスク、モデル・リスク及び外部委託リスク並びに自然災害又は感染症の発生、環境災害、重要な公共施設への損害及び特定の行動主義・抗議活動等の外部事象により業務が中断するリスクを含んでいる。当行は、これらのリスクを管理する方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であったとはいえず、また今後も常に効果的であるとは限らない。

プロセス及び統制が効果的でないため、当行の顧客に不利な結果が生じており、また生じる可能性がある。例として、プロセスが機能停止した場合又は適切な商品ガバナンス及び監視プロセスを実施することができなかった場合、顧客は自らが合意した諸条件又は価格にて商品を受領できなくなる可能性があり、顧客に損害を与える可能性がある。プロセスの欠陥も、当行が想定しているその契約上の権利を行使することができないことにより損失を被る結果を招く場合がある。このような種類の業務上の不首尾によって、財務上の損失となる場合、顧客関係の是正を招く場合、規制上の監視がされる場合、及び監督機関により介入される場合もあり、不首尾の性質によっては、集団訴訟手続をもたらす可能性がある。

当行は、詐欺的な貸付金申込み、又は不適當若しくは詐欺的な支払及び決済により損失を被っており、また、今後も被る可能性がある。詐欺的な行為は、外部者が、銀行のシステム又は顧客の口座にアクセスしようと試みる際にも発生する可能性がある。詐欺的行為の発生を管理するシステム、手続及びプロトコルが機能しない場合又は有効でない場合、それらは、当行の顧客、事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある損失をもたらすおそれがある。

当行はまた、モデル・リスク、すなわちデータ若しくはモデルにおけるエラー若しくは不備により、又はモデルの管理及び使用において生じる損失のリスクに晒されている。

金融サービス会社は、その業務を行い、規制上の義務を果たすために、サプライヤー及び監督機関等の第三者とデータを共有することが増えている。各第三者は、金融犯罪コンプライアンス、情報セキュリティ、サイバー、プライバシー、規制コンプライアンス、レピュテーション、環境及び事業継続リスクを含む様々なリスクを引き起こす可能性がある。

当行はまた、当行及び当行の顧客へのサービスの提供について、オーストラリア及び海外の両方における多数のサプライヤーに依存している。これらの第三者業務受託者及びかかるサプライヤーが要求に応じたサービスを提供できない場合、当行の商品及びサービス提供能力に混乱が生じ、また、当行の業務、業績又はレピュテーションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当行グループを混乱させる可能性のあるもう一つの原因として、中央銀行がマイナス金利を採用することが挙げられる。中央銀行がマイナス金利を採用した場合、当行グループ、その取引先及び／又は金融インフラ提供者が使用するテクノロジー・システムが正常に動作せず、当行グループ及び／又はその取引先が損失又は損害を被るリスクがある。

オペレーショナル・リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、第一部 第3 2 ii「リスク管理」の項目を参照のこと。

当行は、市場のボラティリティーによる損失を被る可能性がある。

当行は、当行の金融市場業務及び当行の確定給付制度を要因として、また資産及び負債の管理（当行が保有する、又は当行が晒されている株式の価格のボラティリティーを含む。）を通じて市場リスクに晒されている。市場リスクとは、外国為替相場、商品価格、株価及び金利（低金利又はマイナス金利及びその結果として当行グループの利鞘に生じた圧力を含む。）等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及ぶリスクである。これには、事業活動の通常の過程において生じる、資産及び負債のデュレーションのずれを要因とする銀行勘定における金利リスクが含まれる。

市場の変動は、多数の出来事によって引き起こされ、その結果、市場のボラティリティーにより重大な損失を被る可能性がある（有価証券又はその他の商品の利益率、価値又は市場の変化を含む。）。これは、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響が及ぶことがある。

ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）制度の一部が2022年1月1日から廃止されること、米ドル建てLIBORの公表が2023年6月30日まで継続されること、及び廃止前に起こり得る事象も、引き続き市場価格に影響を与える。代替の参照金利への移行を求める業界の圧力は、より早く生じる可能性が高い。LIBOR又はその他のベンチマークの運用の進展又は将来的な変更は、当行グループが発行する有価証券又はその他の商品を含め、かかる市場ベンチマークと連動する有価証券及びその他の商品の利益率、価値及び市場に悪影響を及ぼすこととなるおそれがある。当行は、LIBORに対するエクスポージャーを監視しているが、LIBORの推移に関連した市場動向に引き続き依存しており、LIBORエクスポージャーの市場価格や評価及び移行された代替の参照金利へのエクスポージャーに影響を与える可能性がある。当行グループのLIBORエクスポージャーに関する更なる情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

市場リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、第一部 第3 2 ii「リスク管理」を参照のこと。

質の悪いデータが、当行の事業及び業務に悪影響を及ぼす可能性がある。

正確、完全かつ信頼性の高いデータは、適切なデータの管理、保持及び利用に関する枠組み及びプロセスとともに、当行の事業に必要不可欠である。

データは、当行の顧客への商品やサービスの提供方法、当行のシステム、リスク管理の枠組み、意思決定や戦略的計画立案において重要な役割を果たしている。

当行の事業の一部の分野では、質の悪いデータの影響を受けている。これは、システム、プロセス及び方針における不備によるものを含め、データ管理の枠組みの効果的でない導入など、様々な形で発生し、今後も発生する可能性がある。

質の悪いデータは、顧客サービスの低下、リスク管理のマイナスの結果、並びに信用システム及びプロセスの欠陥につながる可能性がある。信用システム及びプロセスの欠陥は、ひいては、信用供与及びそれが供与される条件に関する当行の判断に悪影響を及ぼす可能性がある。当行は、財務報告及びその他の報告のためにも、正確なデータを必要としている。

質の悪いデータ又は質の悪い記録管理は、当行が事業を監視し、監督機関からの通知に対応し、是正を行う能力に影響を与えており、また今後も引き続き与える可能性がある。

また、質の悪いデータ又は質の悪いデータの保持は、当行のコンプライアンス義務（監督機関に対する報告義務を含む。）を履行する能力にも影響を与えたことがあり、現在も与えており、また今後も与える可能性がある。監督機関が当行に対して措置を講じる可能性がある。例えば、APRAは、欠測データや監督機関に対する報告の再提出の増加傾向など、当行のデータの質に関する懸念を表明している。また、RBA及びABSは、一部の経済・財務統計報告から当行のデータを除外していることを注記している。データの重要性から、当行グループは多額なコストを負担しており、今後も必要に応じてデータの質並びにデータに関する枠組み及びプロセスの改善並びに不備の是正に多大な努力を傾注しており、今後も継続する見込みである。

質の悪いデータ又は質の悪いデータの保持によりもたらされる結果は、当行グループの事業、業務、見通し、レピュテーション、業績及び／又は財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

プロセス及び手続の破綻により、当行が是正活動を行うことが求められており、また今後も求められる可能性がある。

当行のプロセス及び手続の破綻により、顧客、従業員又はその他の第三者にとって悪い結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。その場合、当行はこれを是正しなければならない。

当行グループは幾度も多大な是正費用（補償金及び問題を是正するための費用を含む。）を被っており、また今後も、是正を必要とする同様の問題や新たな問題が発生したり、特定されたりするリスクがある。これらは、当行グループの是正及び簡略化の戦略的優先事項を実施する際に特定される可能性がある。

是正活動に際しては、重大な困難やリスクがある。問題が過去のものであり、当行の記録の保管期間を過ぎて発生したものである場合又は当行の記録が不適當である場合、根本的な問題を調査する当行の能力が妨げられる可能性がある。また是正活動を適切に数値化し、調査することが困難であり、多くの時間がかかる場合がある。

顧客、従業員又は第三者を適切かつ公平に補償する方法の決定についても、多数の利害関係者に関係するため複雑となる場合がある。当行グループの是正に対するアプローチ案は、影響を受ける顧客が集団訴訟を開始すること、又は監督機関等が是正を特定の方法で、又は特定の期間内に行うことを要求すること等の多数の事由による影響を受ける可能性がある。これらの要素は、当行による是正の完了を遅らせる可能性があり、結果として監督機関が当行グループに対して執行措置を開始する可能性がある。その結果、レピュテーション・リスクが高まり、監督機関、影響を受ける顧客、メディア及びその他の利害関係者から異議を受ける可能性がある。

当行グループが、適時に、是正活動を効果的に調査、数値化、実施又は完了できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性があり、監督機関による更なる措置及び／又は監視につながる可能性がある。

当行が主要な役員、従業員及び取締役の採用及び確保を怠ることは、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

主要な役員、従業員及び取締役は、当行の事業の運営及びその戦略的目標の追求において重要な役割を担っている。主要な役職の個人が予期しない形で退職した場合、又は当行がかかる役職に適切なスキルを持つ適任な人材を採用し、確保することを怠った場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

当行は、環境的要因又は外部事象による損失を被る可能性がある。

当行及び当行の顧客は、様々な地域において事業を行っており、資産を所有している。これらの地域におけるすべての重大な環境的变化又は外部事象（気候変動、生物多様性の損失及び生態系の劣化、干ばつ、火事、荒天、洪水、地震、COVID-19のパンデミック等の感染症の発生若しくはパンデミック、社会不安、戦争、緊張の高まり又はテロを含む。）は、当該地域での事業活動の混乱を引き起こし、財産に被害を与え、また資産価値及び当行が貸付金額を回収する能力に影響を及ぼす可能性を有している。加えて、かかる事象は経済活動、顧客及び投資家の信頼、又は金融市場におけるボラティリティー水準にも悪影響を及ぼすおそれがあり、それらはいずれも当行の事業、見通し、業績又は財政状態に不利な影響を及ぼすおそれがある。

世界経済の自然への依存度の高さは、生物多様性の損失及び生態系の劣化が、主に生物多様性及び生態系サービスに実質的に依存しているセクターの顧客へのエクスポージャーを通じて、当行にとってリスクとなることを意味する。生物多様性の損失及び生態系の劣化もまた、気候変動の一因となったり、気候変動によって加速されたりする可能性がある。このリスクに対する認識の高まり及び市場ベースの反応は、当行に対する期待ももたらしめている。当行は、自然関連の財務情報開示のタスクフォースの目標は、組織が生物多様性の損失及び生態系の劣化から生じるリスクについて報告するための枠組みを提供することであると認識している。

一部の戦略的な決断は、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行グループは、定期的に戦略的な決断及び目標（多様化、革新、投資の引上げ、買収又は事業の拡大に関するイニシアチブを含む。）を検討しており、それを実施している。

これらの活動はそれぞれ、複雑かつ高コストである可能性がある。例えば、これらは、当行のレピュテーションを損なう可能性があり、また、当行は、特定の取引、事業の分離若しくは統合の困難、業務の中断、経営資源の流用又は予想を上回る取引費用に直面する可能性がある。複数の売却及び／又は買収が同時に行われると、これらのリスクが増大する可能性がある。

さらに、事業や資産を売却するために株主、監督機関又はその他のステークホルダーからの承認を必要とする場合があり、最近のウエストパック・パシフィックを売却する試みで見られたように、これらの承認が得られなかったり、購入者が他の理由でこれらの取引を完了しなかったりするリスクがある。また、事業や資産を売却できなかった場合、利害関係者が当行グループに対して措置を講じる可能性がある。その結果、当行グループは期待された事業上の利益を得られない可能性があり、当行グループがその他の悪影響を受ける可能性がある。

当行はまた、スペシャリスト・ビジネスの取引の一環として、特定の完了前の事項に関して相手方にいくつかの保証及び補償を提供し、その他の契約上の制約（移行サービスを含む。）を行った。これらの保証、補償及びその他の契約上の義務に基づく請求は、当行が当該相手方に対して多額の支払を行う責任を負う結果となる可能性がある。APRAが最近公表したガイダンスに従い、当該リスクに対して業務リスクの追加資本を保有することを要求されることが予想される。当行グループの偶発債務は、第一部 第6 1「財務諸表」に対する注記26に記載されている。

当行はまた、事業の取得やかかる事業への投資も行っている。これらの取引は、数々のリスク及びコストを伴う。例えば、投資対象の事業の業績が予想を下回る又は取引開始時において過大評価されていたことが最終的に明らかになる可能性がある。当行と買収した事業の間で、業務、文化、ガバナンス、コンプライアンス及びリスク選好度に違いがあるため、統合の実施が長期化し、コストが増大する可能性がある。

また、経営環境の変化（経済、地政学、規制、技術、環境、社会及び競争関連の要因に関する変化を含む。）に適切に対応できないリスクも存在する。これは、当行の市場シェアの拡大又は維持ができなくなったり、利鞘及び手数料が圧力を受けたりするなど、当行に様々な悪影響を及ぼす可能性がある。

これらのリスクは、当行グループの事業、見通し、レピュテーション、監督機関との約束、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は、その事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある資産計上されたソフトウェア、のれん及びその他の無形資産の減損による損失を被る可能性がある。

特定の場合において、当行は、無形資産の価値の減少を受ける場合がある。

当行は、のれん及びその他の無形資産の残高の回収可能性を少なくとも年に一度、又は減損の兆候がある際に評価することを要求されている。この目的上、当行は、DCF法を使用する。当該計算の方法又は前提条件の変化、及び予測されるキャッシュ・フローの変化は、当該評価に重大な影響を与える可能性がある。

資産の耐用年数を評価する際に用いられる見積り及び前提条件はまた、戦略の変更並びに技術及び規制要件の変更を含む様々な要因の影響を受ける可能性がある。

資産が使用されなくなった場合、また、資産の価値が低下したか又はその見積耐用年数が減少した場合、減損が計上され、当行グループの業績は悪影響を受ける。

当行は、保険リスクによる損失を被る可能性がある。

保険リスクは、当行の認可生命保険会社において、商品設計の欠陥、引受け又は再保険契約により、失効数が予想を上回る又は請求額が予想を上回るリスクである。また、保険契約者又は裁判所が、保険契約の文言を、当行グループ又は業界が保険金請求に適用したものと異なる解釈をしたり、保険契約の文言が十分に明確でなかったりするリスクもある。

生命保険では、リスクは主に、死亡率及び罹患率（病気及び負傷）のリスク、それらのリスクに関連する請求額が予想額を上回ること、並びに保険契約の失効で生じる。生命保険事業は長期的な性質を有しているため、これらのリスクに悪影響を及ぼす将来的な変動、又はこれらの変動を考慮して保険料を調整する当行の能力は当期に反映される。事業が、これらの変動を相殺するための将来の収益性を十分に有していない場合、会計上の損失が当行の財政状態に影響を及ぼすおそれがある。

当行の再保険契約が有効でなかった場合、予想を上回る欠損金につながる可能性がある。当行グループは、再保険契約を同一の条件（定められたコスト、期間及び再保険契約の保険金額を含む。）で更新できなかったことがあり、また今後も更新できない可能性がある。また、当行グループが晒される可能性のあるリスクに対して、適切な再保険又は保険に今後加入できず、現在も加入していないリスクもある。

当行グループは、重要な会計上の見積り及び判断に関する変更により損失を被る可能性がある。

当行グループは、会計方針の適用及び当行の財務書類の作成にあたり、とりわけ引当金の計算（是正及び予想信用損失を含む。）及び金融商品の公正価値の決定に関連して、見積り、仮定及び判断を行う必要がある。新たな情報又は状況若しくは経験の変化に伴う重要な会計上の見積り、仮定及び／又は判断の変更により、当行グループは予想額又は引当額を上回る損失を被る可能性がある。

これは、当行グループの業績、財政状態及びレピュテーションに悪影響を及ぼすおそれがある。また、当行グループの業績及び財政状態は、会計基準や一般に公正妥当と認められている会計原則の変更によっても影響を受けるおそれがある。

引受証券のシンジケート又は売却ができない場合、当行は損失を被るおそれがある。

当行は、金融仲介機関として、上場及び非上場の債券及び株式の引受けを行っている。かかるリスクをその他の者に対してシンジケート又は売却により解消することができない場合、当行は損失を被る可能性がある。このリスクは、市場のボラティリティーが上昇しているときにより顕著になる。

ii. リスク管理

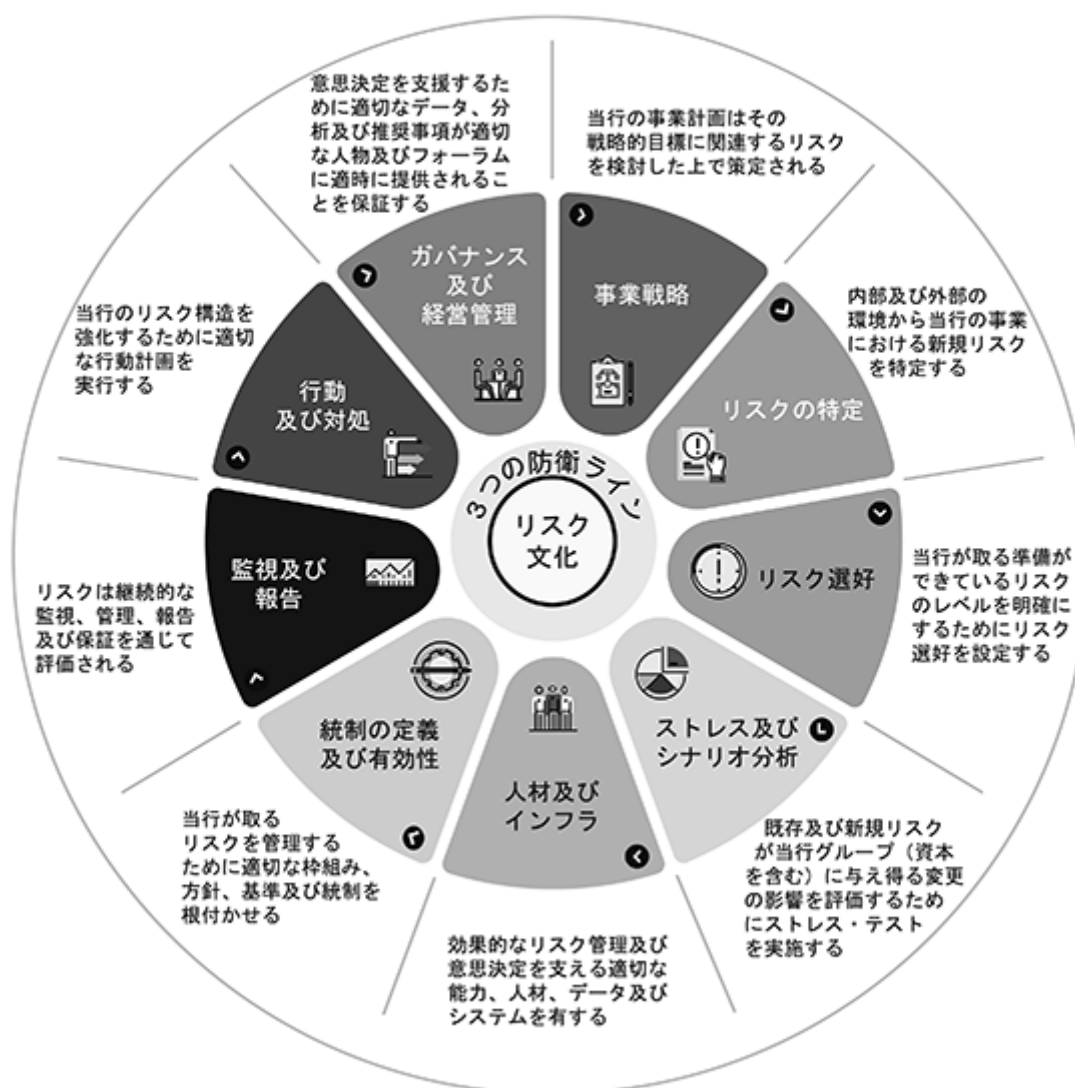
当行は、銀行として、様々なリスクに直面しており、オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功を支援するという当行の目的、並びに当行の戦略を実現するためには、リスク管理が不可欠である。ウエストパック全体が直面し、管理している主なリスクの詳細は、以下に記載される。

当行による文化、ガバナンス及び説明責任に関する自己分析、並びに2020年12月にAPRAとの間で法的拘束力のある合意を締結する結果をもたらした、APRAによるその後のリスク・ガバナンスに関するレビューを通じて特定された問題は、財務以外のリスクをはじめとする当行のリスクの管理を改善する必要があることを浮き彫りにした。当行は、よりシンプルで強固な銀行となるに伴い、リスク管理の不備に対処し、エンド・ツー・エンドのリスク管理に対する説明責任を強化し、当行のリスク文化を成熟させるための重要なプログラムに引き続き取り組んでいる。

リスクの管理方法

当行のリスク管理の枠組みは、下図のとおり、当行がリスク管理をするための活動の概要を示している。当該枠組みは、当行のリスク管理活動の構造及び規律を示すものである。効果的なリスク管理には、当該枠組みのすべての要素が全体的に、かつ独立して機能することが必要である。効果的なリスク管理に不可欠なのは、3つの防衛ラインのモデルを通じてリスクの特定及び管理に対する明確な説明責任を含む、強固なリスク文化である。

リスク管理の枠組み



リスク管理の枠組みには、当行グループが活動している市場や事業を定義する「事業戦略」をはじめ、9つの要素がある。当行は、オーストラリアとニュージーランドの銀行で、主に消費者向け、事業向け及び対象の機関投資家向けセグメントに重点を置いている。また、資産管理、保険及び付随的な銀行業務も行っており、これらはスペシャリスト・ビジネス部門で管理されている。

当行のリスク管理の枠組みにおける活動には、リスクの特定、適切なリスク選好の設定及びリスク選好内のリスクの管理が含まれる。

当行のリスクの一部については、重大な事象や経営状況の変化が当行の業務、業績、貸借対照表又はレピュテーションにどのような影響を及ぼすかを評価するために、ストレス・テスト及び／又はシナリオ分析の対象となっている。ストレス・テストは、変化する経済シナリオが顧客や当行の財務状態に与える影響を評価する貸付金ポートフォリオにおいて特に重要である。

COVID-19のパンデミックの潜在的な影響を踏まえて、現在の環境はストレス・テストの重要性を示している。

当行は、リスクを管理するための有能な人材と健全なシステムを有し、当行の枠組み、方針、手続及び基準を用いて、これを支える必要がある。例えば、当行のリスク文化の枠組みでは、当行がリスク文化をどのように定義、測定、監視及び管理するかを定めている。

リスクの枠組み、方針、手続及び基準は、グループ・レベル、主要なリスク・カテゴリー間及び個々の規制対象事業体又は部門において機能することがある。

当行はまた、リスク、事案、問題及び行動を監視し、報告するプロセスも有している。これには、上限の違反の報告が含まれる。当行は、長期的な問題の解決、リスクをリスク選好内に戻すための取組み、及びリスクを管理するための統制の有効性の評価に注力している。

当行は、正式なリスク・ガバナンス構造を有しており、これは、意思決定を支援するために適切なデータ、分析及び推奨事項を適時に適切な人物及びフォーラムに提供することにより、当行のリスク管理の枠組みを支援するためのものである。リスク活動は、確立された委員会（取締役会レベル、経営幹部、主要なリスク系委員会、部門別及び専門委員会を含む。）によって監督される。

リスク文化

当行グループのリスク管理の枠組みが効果的に機能するためには、強固なリスク文化が不可欠である。当行では、銀行全体のリスク管理を強化するため、当行グループ全体の革新プログラムを実施している。当該プログラムは、リスク管理に関する理解と能力を高め、強化する活動の実施を支援するものであり、リスク文化も含まれている。

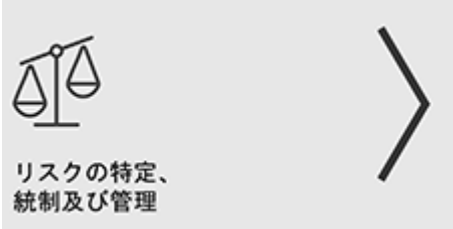
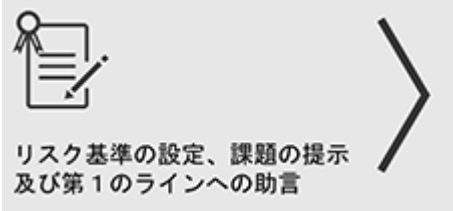
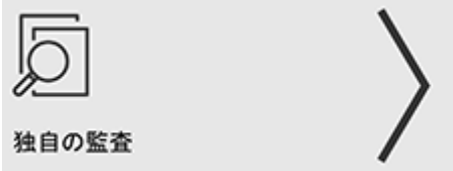
当行は、リスクを能動的に特定、管理及び軽減し、リスク事象から学び、新たなリスクと機会を継続的に予測する成熟したリスク文化を目標としている。当行の目標に向けた進捗を追跡するために、当行は、経営陣がリスク文化をよりの確に測定、監視及び管理するのを支援するために設計されたいくつかのリスク文化ツール及びプロセスを活用している。

- ・リスク文化の枠組み－枠組みを根付かせることで、ツール及びプロセスを使用して、当行のリスク文化の成熟度を当行の目標に近づけるための役割及び責任を明確にする。
- ・リスク文化成熟度の自己評価－各部門が当行の目標に照らしてそれぞれの現在のリスク文化成熟度を毎年評価することを可能にするオンラインツールを導入して、改善すべき分野を特定して優先順位を付けることを支援する。
- ・リスク文化洞察プログラム－各部門のリスク文化を第二段階でより深く掘り下げるプログラムを実施することで、その部門のリスク管理へのアプローチにプラスとマイナスに寄与する要因を特定する。
- ・リスク文化ダッシュボード－各部門向けに展開されたオンラインの自動化されたリスク文化ダッシュボードを支援するためのリスク文化及びリスク指標の包括的なデータベースを提供することで、当行グループ全体で一貫した方法でリスク文化を測定、監視及び報告できるようにする。

3つの防衛ライン

3つの防衛ラインのモデルは、リスクのエンド・ツー・エンド管理において全従業員が果たす積極的な役割を概説している。第1のラインは、活動のあらゆる側面から生じるリスクを特定し、所有する責任を負う。第2のラインは、リスクの管理方法に関する専門知識、助言及び監督を提供する。第3のラインは、独自のテスト及び保証を提供する内部監査である。

3つの防衛ライン

第1のライン	リスク所有者
 リスクの特定、 統制及び管理	・ 特定、管理及び監視することにより、事業又は部門の現在及び新規のリスクを所有する。 ・ 事業活動が承認されたリスク選好及び方針の範囲内にあることを確保する。 ・ 統制を設計、実施及び維持する。 ・ 法令を遵守する。 ・ リスク問題を特定及び上申する。 ・ 強固なリスク文化を推進する責任を負う。
第2のライン	リスクの監督
 リスク基準の設定、課題の提示 及び第1のラインへの助言	・ リスクの枠組み、選好及び戦略を確立し、伝達する。 ・ 第1のラインを監督し、独自の課題を提供する。 ・ リスク選好と比較してリスクを測定、監視及び報告する。 ・ リスク及び金融犯罪部門、並びにコンプライアンス及びコンダクト部門の役割を含む。
第3のライン	内部監査
 独自の監査	・ 取締役会及び上級管理職に対し、当行グループのガバナンス、リスク管理及び内部統制の適切性及び有効性について独立した保証を提供し、是正の進捗を追跡する。

リスクの特定：主要なリスク・カテゴリー

当行グループでは、多数のリスクの種類を特定し、これらを11の主要なリスク・カテゴリーに分類している。なお、主要なリスク・カテゴリーは、当行グループが直面しうるすべてのリスクを示すものではなく、当行グループにとって最も重大なリスクを示していることに留意することが重要である。

主要なリスク・カテゴリー



当行は、リスク選好を設定することによって、これらのリスクに境界を設定している。リスク選好は、当行グループの主要なリスク並びにそれらのリスクを監視するために用いられる指標及び許容値を記載した取締役会のリスク選好宣言に明示されている。これらの指標のほとんどは、リスクが当行のリスク選好に接近又は超過しているかを示す「アンバー」及び「レッド」の許容値によって監視されている。

当行グループには、リスク選好の範囲外にあるリスクや、規制当局の期待に沿わないリスクを数多く抱えている。当行は、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」で概説されているとおり、COREプログラムやその他の活動を通じたものも含め、リスク管理やその他の文化、ガバナンス及び説明責任の問題に取り組むための包括的な行動計画を策定中である。

当行のリスク管理の枠組みがどのように機能しているかを示すために、当行の主要なリスク・カテゴリー、リスク選好の検討方法及び2021年度に注力した分野の例を以下に説明する。

主要なリスク・カテゴリー		
1 戦略に関するリスク	当行グループが不適切な戦略に関する選択を行ったり、その戦略の実行に失敗したり、運営環境の変化に効果的に対応できなかったりするリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、当行グループのリスク選好に沿った戦略を通じて事業を成長させることを目指している。 当行は、当行の戦略を実行する能力に重大な影響を及ぼす可能性のある事業環境の変化による脅威の影響を管理できるよう努めている。 当行は、当行の計画に照らして、また内部的及び外部的要因の変化を踏まえて当行のパフォーマンスを継続的に評価し、適時に対応しなければならない。	注力した分野の例： ・完了していない取引を含め、スペシャリスト・ビジネスからの撤退。 ・COVID-19の影響。 リスク選好指標の例： ・実際のROE対目標ROE。
2 リスク文化	当行の文化が、リスクを特定及び理解し、リスクについて議論及び対処するための行動に関する期待事項や体制を促進及び強化するものでないリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、当行の目的、ビジョン及び価値観を支えるリスク文化並びにリスクを効果的に管理する能力を推進している。 当行は、定期的に評価され、かつ、当行の従業員がリスクを特定及び理解し、リスクについて議論及び対処することを確保するための行動に関する期待事項や体制を強化しようとするイニシアチブによって支えられているリスク文化のみが当行のリスク選好の範囲内である。	注力した分野の例： ・取締役会が承認したリスク文化の枠組み。 ・リスク・ファンダメンタルズ研修を展開したこと。 ・年度ごとのリスク文化成熟度の自己評価。 リスク選好指標の例： ・社内調査の結果ーリスク及び／又は懸念事項を安心して提起することができると感じる回答者の割合。
3 オペレーショナル・リスク	不十分若しくは不適切な内部処理、人材及びシステム、又は外部的事象により発生する損失に関するリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、オペレーショナル・リスクが事業を行う上で必要な部分であると認識している。当行は、強固なプロセス及び統制を通じて、オペレーショナル・リスクに抵抗し、不適切なプロセス、人員及びシステム並びに外部的事象の影響を最小限に抑えられるよう努めている。 当行は、プロセスや統制の機能停止が発生することは認識しているが、これらの機能停止による重大な問題や事案は、迅速かつ効果的に是正されなければならない。	注力した分野の例： ・バリューチェーンのプロセス管理に沿ってリスクを管理すること。 ・統制の合理化及び自動化を含む、統制環境を強化すること。 ・不正行為の防止、及びデータ・リスクや第三者リスク（サプライヤーやCOVID-19による影響を含む。）などの主要なリスクの管理への取り組みを強化すること。 ・リスクを積極的に管理するため、AI及びアナリティクスを利用して、リアルタイムで実行可能な洞察を提供すること。 リスク選好指標の例： ・特定された事案を適時に記録し、所有すること。 ・重要データの質を効果的かつ適切に管理すること。

主要なリスク・カテゴリー		
4 コンダクト及びコンプライアンス	当行に課せられたコンプライアンス義務を遵守すること、又はその他当行の顧客に適切、公正かつ明確なアウトカムをもたらす市場の健全性を支える行動及び慣行を有することができないリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、関連する法令を遵守し、また、顧客に適切、公正かつ明確なアウトカムをもたらす、当行が事業を展開する市場の健全性を支えるような方法で事業を遂行している。これを達成するために、当行は、コンダクト及びコンプライアンス・リスクを管理するための強固な統制及びシステムを確立している。その際、以下はリスク選好の範囲外である。 ・規制要件の意図的又は無責任な違反 ・不適切、不公正又は不明確な顧客アウトカムを意図的又は無謀にもたらしたり、金融市場の健全性に悪影響を及ぼしたりする行為 ・規制要件の体系的又は重大な違反をもたらすシステム又はプロセス コンプライアンス違反は時折発生するものであり、コンプライアンス違反の事案の迅速な認識、調査及び是正を怠ることは、当行のリスク選好の範囲外である。	注力した分野の例： ・強固かつ積極的なリスク管理文化を根付かせるように設計されたCOREプログラム。コンプライアンス及びコンダクトの主要なワークストリームには、義務の管理、違反の報告、規制上のコミットメント及びコンダクト・リスクが含まれる。 リスク選好指標の例： ・終了日の予測が不正確である顧客関係是正の普及。

主要なリスク・カテゴリー		
5 金融犯罪	当行グループが金融犯罪を防止し、適用される金融犯罪に関する義務を遵守することができないリスク。 金融犯罪には、マネーロンダリング防止法、テロ資金対策法、制裁、賄賂及び腐敗防止法、外国口座税務コンプライアンス法並びに共通報告基準が含まれる。 リスク選好及び軽減 当行は、金融犯罪リスクを積極的に特定し、評価し、軽減し及び報告することにより、金融犯罪の防止を支援し、グローバルに及び地域的に適用されるすべての金融犯罪に関する義務を遵守している。これは、当行の金融犯罪リスクが、強固な統制及びシステムを通じて管理され、金融犯罪事案が発生した際に迅速にそれを認識、調査及び是正しなければならないことを意味する。 これは、当行の金融犯罪リスクを、強固な統制及びシステムを通じて管理し、金融犯罪事案が発生した際に迅速にそれを認識、調査及び是正することを意味する。	注力した分野の例： ・統制の脆弱性がある分野を強化し、金融犯罪リスクの管理を向上するためのプログラムを継続したこと。 ・追加研修の実施を含め、当行の金融犯罪対策チームの能力を強化したこと。 ・金融犯罪リスクを特定、軽減及び管理するための、新しく強化されたシステム及び統制を根付かせたこと。 リスク選好指標の例： ・リスク選好又は方針及び基準に関連してAML／CTF及び制裁措置が免除された件数。

主要なリスク・カテゴリー		
6 サイバー・リスク	当行グループ又は第三者のデータ若しくは技術がサイバーセキュリティ上の脅威又は脆弱性により、不適切にアクセスされ、操作され、又は損害を受けるリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、当行及び第三者のデータや技術への不適切なアクセス、操作又は損害の可能性を制限し、ステークホルダー及び顧客のデータを保護し、サイバーセキュリティの脅威及び脆弱性に対する抵抗力を確保するため、サイバー・リスクを積極的に管理している。 当行は、サイバー・リスクを管理するにあたり、以下を確保するよう努めている。 - 適切な規制の枠組みの中でリスクが管理されること。 - 当行の戦略、財務、レピュテーション又は規制に係る地位を損なわないこと。 - 当行が対応するサイバー脅威に見合ったサイバー統制が実施されること。	注力した分野の例： - サイバーセキュリティ能力（データ保護のための統制、並びにアイデンティティ及びアクセス管理を含む。）を向上させるプログラムの実施を加速したこと。 - 当行グループ全体のサイバー・リスクの管理に一貫したアプローチを提供するためのサイバー・リスクの管理枠組みを整備したこと。 リスク選好指標の例： - 外部からのサイバー脅威に対する統制の有効性。 - シミュレートされた悪意のある電子メール攻撃について適切に行動した従業員数。

主要なリスク・カテゴリー		
7 レピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスク	レピュテーションに関するリスク レピュテーションに関するリスクは、主要なステークホルダーが当行グループに対して否定的な認識、信念又は非現実的な期待を抱くリスクをいう。 持続可能性リスク 持続可能性（又はESG）リスクは、環境、社会又はガバナンス（「ESG」）に関する問題に対する認識又は対処を怠ることにより、損失又は悪影響を受けるリスクをいう。 リスク選好及び軽減 レピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスク 当行は、当行の誠実さ及び能力への信頼を高めることを含め、すべてのステークホルダーの信頼を維持することを目指している。 当行は、当行グループの誠実さ又は能力に影響を及ぼす可能性のある行為、不作為、取引、投資及び事象に対するリスク選好はほとんどない。 当行のアプローチを支配する原則には、次のものが含まれる。 ・誠実な行動 ・顧客にとって正しい行動を取ること ・ステークホルダーのニーズや期待と、人々や環境への潜在的な影響とのバランスを取ること	注力した分野の例： 当行グループ全体でレピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスクの検討を強化したこと。 レピュテーションに関するリスク ・文化の再設定プログラム。 持続可能性リスク ・特に当行が資金提供している排出の大半を占めるセクターについて、パリ協定に沿った資金調達戦略及びポートフォリオ目標を推進したこと。これには、2030年までに当行のサーマル・コール・マイニングへのエクスポージャーをゼロにするための取り組みも含まれる。 ・APRAの気候脆弱性評価のストレス・テスト及びシナリオ分析。 ・グリーン預金、グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ローンなど、ESGパフォーマンスの向上を目指した様々な革新的かつ持続可能な金融ソリューションを法人顧客に提供したこと。 ・気候変動や人権（現代奴隷を含む。）を含むESGリスクをより良く特定し、管理するための能力を向上したこと。 リスク選好指標の例： レピュテーションに関するリスク ・従業員によるエンゲージメント ・レプトラック（RepTrak）の順位ーレプトラックは、当行などの企業が消費者アンケート及びメディア報道に基づいて自社のレピュテーションを測定するために使用する外部ベンチマークである。 持続可能性リスク ・サステナリティクスESG格付け

主要なリスク・カテゴリー		
8 自己資本比率	通常の状態及びストレスのある状態の両方において、当行の事業を支え、規制要件を満たすための資本の水準又は構成が不十分であるリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、ストレス・シナリオにおける場合も含め、強固なバランスシートを維持することを目指している。 当行は、自己資本充実度に関する内部評価プロセスを通じて自己資本管理に対するアプローチを評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。 ・資本管理戦略 ・経済的及び規制上の要件の検討 ・ストレス・テスト ・外部ステークホルダーの視点の検討	注力した分野の例： ・2021年度中に行われた、35億豪ドルの追加的なTier 1 資本及び63億豪ドルのTier 2 資本商品の資金調達。 ・2021年6月に、COVID-19による一時的な刺激効果が減殺されることが予想されること、及びAPRAの資本変動により住宅ローンリスク・ウェイトが上昇するという当行の期待を反映するため、住宅ローンリスク・ウェイトの下限を25パーセントに設定したこと。 リスク選好指標の例： ・普通株式等Tier 1（CET 1）比率：銀行が損失を吸収する能力を示す指標。
9 資金調達及び流動性	当行グループが、その支払義務を果たせないリスク又はその事業を支える適切な金額、期間又は構成の資金及び流動性を有しないリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、以下を確保できるようバランスシートを管理することを目指している。 ・多様で安定した費用対効果の高い資金調達基盤の維持 ・必要に応じた資金調達が行えること ・当行の資金調達及びレポの要件を満たすのに十分な担保可能な資産の保有 ・安定的な資金調達源による新規貸付の拡大	注力した分野の例： ・ターム・ファンディング・ファシリティの引当金300億豪ドルの全額を活用したこと。 ・2022年末までに流動性供給枠の廃止に対応すること。 ・詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。 リスク選好指標の例： ・安定調達比率（「NSFR」） ・流動性カバレッジ比率（「LCR」）

主要なリスク・カテゴリー		
10 信用リスク	顧客又は取引先が当行に対するその金融債務を履行できない場合の財務上の損失のリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、以下の場合に信用リスクを選好する。 ・適切な与信判断を行うための十分な専門知識を有している場合 ・起こり得るマイナス面を理解し、それに納得している場合 ・過度のエクスポージャーの集中がない場合 当行は、プログラム管理型（大量かつ同質的な信用リスク）及び取引管理型（個々の顧客及び取引）のアプローチを用いて信用リスクを管理している。 信用リスクの管理は、幅広い方針、プロセス、システム、リスク委任当局及び取締役会が承認した信用リスク限度によっても支えられている。	注力した分野の例： ・予想信用損失引当金を含む、COVID-19による信用リスクの高まり。 ・気候変動及び持続可能性。 ・詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記13及び注記21を参照のこと。 リスク選好指標の例： ・企業及びNBFIに対するエクスポージャーのコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合の上位10件
11 市場リスク	外国為替相場、金利、信用スプレッド等の様々な市場価格の変動により収益に悪影響が及ぶリスク。 リスク選好及び軽減 当行は、当行の限度枠内で承認された商品につき、市場リスクを選好している。当行は、当行の活動に影響を及ぼす可能性のある金融市場要因の変動から当行の立場を守るよう努めている。 当行は、金融市場における不利な動きのリスクを捕捉する、取締役会が承認した指標の毎日の測定及び監視を通じて、市場リスクを管理している。取締役会は、バリュー・アット・リスク（VaR）、ストレスVaR（SVaR）、リスク対象の純利息収益（NaR）、及び特定の構造上のリスク制限の測定を通じて、取引リスク及び非取引リスクのリスク選好を承認した。市場リスクの管理は、市場リスク管理の枠組み並びに関連する方針、プロセス、システム及び委任当局によって支えられている。	注力した分野の例： ・統制環境を強化するため、市場リスク・ガバナンスの包括的なレビューを行ったこと。 ・詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。 リスク選好指標の例： ・商品及びポートフォリオ全体のバリュー・アット・リスク（「VaR」、百万豪ドル）の指標 ・リスクに晒された純利息収益

リスク管理における取締役会附属リスク委員会（「BRiskC」）及びその他の取締役会附属委員会の役割及び責任の詳細については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の当行のコーポレート・ガバナンスに関する項目を参照のこと。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行グループの事業の概況

2 事業年度の概要

(単位：別段の記載がある場合を除き、百万豪ドル)	2021年	2020年
9月30日に終了した事業年度の損益計算書¹		
純利息収益	16,858	16,696
純手数料収益	1,482	1,592
資産管理及び保険業務による純収益	1,211	751
トレーディング収益	719	895
その他の収益	952	249
純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）	21,222	20,183
業務費用	(13,311)	(12,739)
減損費用	590	(3,178)
税引前利益	8,501	4,266
法人税等	(3,038)	(1,974)
非支配株主持分（「NCI」）に帰属する当期利益	(5)	(2)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション（「WBC」）所有者に帰属する当期純利益	5,458	2,290
主要財務比率		
株主価値		
普通株式1株当たり全額フランキング済配当金（豪セント）	118	31
配当性向(%) ²	79.25	48.87
基本的1株当たり利益（豪セント） ³	149.4	63.7
希薄化後1株当たり利益（豪セント） ⁴	137.8	63.7
加重平均普通株式数（百万株）	3,653	3,590
普通株式1株当たり純無形資産（豪ドル） ⁵	16.90	15.67
平均普通株主資本利益率(%) ⁶	7.70	3.37
平均株主持分合計利益率(%) ⁷	7.70	3.36
株価（豪ドル）：		
高	27.12	29.81
低	16.51	13.47
終値	26.00	16.84
業績		
純利鞘(%) ⁸	2.06	2.03
業務費用／業務収益比率(%)	62.72	63.12
平均資産利益率(%) ⁹	0.60	0.25
自己資本比率		
資産合計に占める株主持分合計(%)	7.70	7.50
平均資産合計に占める平均株主持分合計(%)	7.83	7.40
APRAのバーゼルIII：		
普通株式等Tier1資本比率(%)	12.32	11.13
Tier1資本比率(%)	14.65	13.23
自己資本比率合計(%)	18.86	16.38
信用度¹⁰		
直接償却した貸付金（回収控除後）	594	977
平均貸付金に占める直接償却した貸付金（回収控除後）（ベースス・ポイント）	8	14
株主持分及び一括評価引当金に占める純減損資産(%)	1.28	2.21
貸付金合計に占める予想信用損失（ECL）引当金合計（ベースス・ポイント）	70	88

- 1 会計上の分類が変更されている場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用される場合、比較数値が修正再表示され、過年度に報告された業績と異なることがある。
- 2 自己株式につき調整されている。
- 3 全額払込済みの普通株式の加重平均株式数に基づいている。
- 4 希薄化効果のある潜在的普通株式の影響につき調整された基本的1株当たり利益。
- 5 ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計から無形資産を控除した額を発行済普通株式数で除し、自己株式を控除した額。
- 6 ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益を平均普通株主持分で除して算出されている。
- 7 ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益を平均普通株主持分及び非支配株主持分で除して算出されている。
- 8 純利息収益を平均利付資産で除して算出されている。
- 9 ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益を平均資産合計で除して算出されている。
- 10 売却目的保有に分類される残高を含む。

2021年度のWBC所有者に帰属する当期純利益は、対2020年度比で3,168百万豪ドル（138パーセント）増となる5,458百万豪ドルであった。

純利益の増加は主に、2021年度の減損損失戻入益590百万豪ドル（2020年度は3,178百万豪ドルの減損費用）によるものであった。近年において、当行は、「重要項目」という特定の項目を負担していた。2021年度において、当該項目の税引後の正味影響額は、2020年度の2,619百万豪ドルから減少して1,601百万豪ドルであった。2021年度の項目には以下のものが含まれた。

- ・資産の評価額切下げ（のれん、資産計上されたソフトウェア及びその他特定の資産）。
- ・顧客への返金、支払、関連費用及び訴訟に関連する見積りに関する追加の引当金。
- ・当行グループのスペシャリスト・ビジネスの売却に関連する分離及び取引費用（以下によって部分的に相殺された）。
- ・資産及び非中核事業の売却益。

以下は、2021年度の純利益に係る主要勘定項目の対2020年度比での変動の要約である。

純利息収益は、純利鞘の3ベース・ポイントの拡大（2.06パーセントとなった。）を反映して対2020年度比で162百万豪ドル増加したが、平均利付資産の23億豪ドル減という若干の減少（1パーセント未満の減少）によって部分的に相殺された。平均利付資産の減少は、主に年度初頭の法人向け貸付の減少及びアジアにおける事業の統合に伴うその他の海外資産の減少によるものであった。純利息収益の増加は、主に以下による。

- ・公正価値経済的ヘッジの未実現利益の667百万豪ドルの変動（2020年度においては477百万豪ドルの損失であったのに対し、2021年度においては190百万豪ドルの利益となった。）。
- ・大口資金調達及び預金のコストの減少（以下によって部分的に相殺された。）。
- ・競争の激化に伴う抵当権付住宅ローン及び法人向け貸付の利幅の縮小、並びにポートフォリオ構成における利幅の小さい固定金利貸付けの割合の増加。
- ・金利の低下に伴う、ヘッジ資本及び流動性資産の利益の減少。

利息以外の収益は、対2020年度比で877百万豪ドル増加した。当該増加は、主に以下によるものであった。

- ・資産及び非中核事業の売却益。

- ・生命保険契約者の負債の有利な再評価及び損害保険における深刻な気象に伴う保険金請求の減少による、資産管理及び保険業務による純収益の増加（以下によって部分的に相殺された。）。
- ・ボラティリティの減少とエネルギー取引からの撤退に伴う金融市場のトレーディング収益の減少。
- ・手数料簡略化イニシアチブによる純手数料収益の減少。

業務費用は、対2020年度比で572百万豪ドル（4パーセント）増加した。当該増加は、主に以下によるものであった。

- ・資産の減損（のれん及び資産計上されたソフトウェアを含む。）。
- ・主に「是正」に関する優先事項の一環としてのリスク管理の強化及び抵当権付住宅ローンの取引高の増加に対応する、フルタイム相当（「FTE」）従業員及び関連するコストの増加（以下によって部分的に相殺された。）。
- ・2020年度におけるAUSTRAC訴訟のコスト（罰金を含む。）。

当行グループは、2021年度において減損損失戻入益590百万豪ドルを認識した（2020年度においては、3,178百万豪ドルの減損費用）。2020年度において、当行グループは、COVID-19につき予想される経済的影響（経済活動の低迷の長期化、失業率の上昇及び不動産価格の低下に関する予想を含む。）に備えて引当金を大きく増額した。資産の質の改善と経済の見通しの改善は、2020年度において計上された一部の引当金が不要となったことを示している。また、2021年度において、当行グループは、大規模な設備金融詐欺につき全額引当てを行った。

主に2020年度における控除の対象とならない項目により、2021年度の実効税率は2020年度の実効税率46.3パーセントを下回る35.7パーセントであった。

取締役会は、普通株式1株当たり60豪セントの最終配当を決定した。当年度の通年の普通株式の配当額は、2020年度に宣言された普通株式配当額を上回る1.18豪ドルであり、配当性向は79.25パーセントであった。通年の普通株式配当金は、全額フランキング済みである。

(i) 損益計算書の概観

a. 純利息収益

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
受取利息	22,278	27,047
支払利息	(5,420)	(10,351)
純利息収益	16,858	16,696
純利息収益の増／(減)		
取扱高の変動によるもの	31	496
金利の変動によるもの	131	(707)
純利息収益の変動	162	(211)

純利息収益は、対2020年度比で162百万豪ドル（1パーセント）増加した。その主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・機関投資家、法人及び個人向けの貸付金残高の減少による平均利付資産の減少（抵当権付住宅ローンの貸付金残高の増加及び第三者流動性資産の保有の増加によって部分的に相殺された。）。その他の利付資産は、主に担保残高において減少した。

- ・当行グループの純利鞘は、3 ベーシス・ポイント拡大して2.06パーセントとなった。利鞘の変動の主因については、下記の「利幅及び利鞘」の項を参照のこと。

貸付金合計（売却目的保有貸付金を含む。）は、2020年9月30日現在から177億豪ドル（3 パーセント）増加した。外貨換算の影響を除外した場合、貸付金合計は、151億豪ドル（2 パーセント）増加した。

貸付金合計の変動の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・市場の成長、与信判断及び処理時間の改善によって、年間を通じて増加が促進されたことから、オーストラリアの住宅ローンが147億豪ドル増加した。当該増加は、持家住宅ローンにおける増加（238億豪ドル増）であったが、投資家向け貸付の減少（75億豪ドル減）によって部分的に相殺された。
- ・オーストラリアの個人向け貸付けは、自動車ローンの11億豪ドルの減少、並びにクレジットカード及び個人向けローンの減少（顧客が当該形式の負債を削減したことによる。）によって23億豪ドル減少した。
- ・オーストラリアの法人向け貸付は、機関投資家の活動の活発化が既存の融資枠からの貸出しの増加につながったことから、9 億豪ドル増加した。当該増加は、新規貸付けの減少と返済の前倒しによる中小企業及び商業ポートフォリオへのエクスポージャーの減少によって部分的に相殺された。
- ・ニュージーランドの貸付けは、引き続き堅調であった市場に後押しされた住宅ローンの増加によって、ニュージーランド・ドル建てで増加した。当該増加は、法人向け貸付の減少によって部分的に相殺された。
- ・当行グループがアジアにおける事業の統合を継続したことから、その他の海外の貸付けは減少した。

預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、2020年9月30日から249億豪ドル（4 パーセント）増加し、当年度の貸付金の増加の全額が賄われた。外貨換算の影響を除外した場合、預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、228億豪ドル（4 パーセント）増加した。

預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、ロックダウンの延長と政府の経済刺激策の影響を反映して増加したが、増加のすべてが当年度の下半期において記録された。定期預金から通知預金商品への預金構成の変化も継続した。住宅ローン相殺口座残高の48億豪ドルの増加を反映して無利息預金は増加した。
- ・ニュージーランドの預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、定期預金の減少と通知預金商品の増加によって、個人向けと法人向けの両方において増加した。
- ・その他の海外の預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、当行が事業の統合を継続したことから、主にアジアにおいて減少した。

譲渡性預金証書は、当該形式の短期大口資金調達の増加を反映して、110億豪ドル（31パーセント）増加した。

b. 利幅及び利鞘

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
当行グループ		
純利息収益	16,858	16,696
平均利付資産	819,456	821,718
平均利付負債	736,336	745,641
平均無利息純資産、負債及び株主持分	83,120	76,077
利幅 ¹	1.98%	1.90%
無利息純資産、負債及び株主持分の利得 ²	0.08%	0.13%
純利鞘³	2.06%	2.03%

1 ここにいう利幅とは、すべての利付資産の平均利回りとすべての利付負債の平均利回りの差である。

2 無利息純資産、負債及び株主持分の利得は、すべての利付負債の平均利回りを、平均利付資産に占める無利息純資産の平均額に適用することにより決定される。

3 純利鞘は、純利息収益を平均利付資産で除して計算される。

当行グループの純利鞘は、対2020年度比で3 ベーシス・ポイント拡大し、2.06パーセントとなった。主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・顧客への返金及び支払に関連する見積りの減少が、利鞘の4 ベーシス・ポイントの拡大につながった。
- ・顧客への返金及び支払に関する見積りの影響を除外した場合、純利鞘は、以下により1 ベーシス・ポイント縮小した。
 - －主に新規貸付けの利幅の縮小、抵当権付住宅ローンのポートフォリオ構成における利幅のより小さな固定金利ローンの割合の増加、抵当権付住宅ローンのリテンション・プライシング、法人向け貸付の利幅の縮小、並びに利幅のより大きな個人向け及び法人向け貸付の平均残高の減少に伴うポートフォリオの構成の変化による、貸付金に由来する7 ベーシス・ポイントの縮小。資金調達コストの減少により部分的に相殺された。
 - －主にヘッジ資本の利益の減少による、資本及びその他に由来する6 ベーシス・ポイントの縮小。
 - －第三者の流動性資産の保有の増加による3 ベーシス・ポイントの縮小。当該縮小は、以下によって部分的に相殺された。
 - －主に公正価値経済的ヘッジ及びヘッジの非有効部分の未実現利益による財務部門及びマーケット部門の寄与の増加に伴う、6 ベーシス・ポイントの拡大。
 - －低金利及びターム・ファンディング・ファシリティを反映した大口資金調達コストの減少による、5 ベーシス・ポイントの拡大。
 - －主に顧客が通知預金商品を選好したことによるポートフォリオ構成の有利な変化及び金利改定に伴う、預金に由来する4 ベーシス・ポイントの拡大。預金のヘッジ利益の減少によって部分的に相殺された。

c. 利息以外の収益

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
純手数料収益	1,482	1,592
資産管理及び保険業務による純収益	1,211	751
トレーディング収益	719	895
その他の収益	952	249
利息以外の収益	4,364	3,487

利息以外の収益は、対2020年度比で877百万豪ドル（25パーセント）増加して4,364百万豪ドルとなった。

純手数料収益は、主に以下により110百万豪ドル（7パーセント）減少した。

- ・ 2021年度において顧客への返金及び支払に関する見積りが、2020年度の88百万豪ドルに対し、137百万豪ドルとなったこと。
- ・ 当行の簡略化イニシアチブの一環としての特定の口座手数料及び取引手数料の撤廃。
- ・ COVID-19の影響（国際カード取引量の減少及び顧客の活動の低迷を含む。）。
- ・ 代理銀行取引の減少に伴う決済収益の減少。
- ・ 2020年度において当行の店舗外ATMが第三者に売却されたことに伴う、ATM利用の正味寄与の減少（25百万豪ドル）。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。
- ・ 信用枠の利用の減少に伴う、法人及び機関投資家の手数料収益の増加（37百万豪ドル）。

資産管理及び保険業務による純収益は、主に以下により460百万豪ドル（61パーセント）増加した。

- ・ 前年度において資産の減損及び繰延取得費用の償却と生命保険契約債務の評価の有利な変動が組み合わされたことの影響を受けたことに伴う、生命保険収益の増加（413百万豪ドル）。
- ・ 2021年8月における事業の売却以前における取引量と初回住宅購入者の活動の増加を反映した、抵当権付住宅ローン貸付保険収益の増加（81百万豪ドル）。
- ・ 2021年7月における事業の売却前における気象関連の保険金請求の減少による、損害保険収益の増加（41百万豪ドル）。当該増加は、以下によって部分的に相殺された。
- ・ 主にプラットフォーム及び退職年金のプライシングの変更並びに旧来のプラットフォームの顧客のBTパノラマへの移動に伴う、資産管理収益の減少（39百万豪ドル）。
- ・ 2020年度におけるアドバイス業務の廃止の通年の影響（30百万豪ドル）。

トレーディング収益は、主に以下により176百万豪ドル（20パーセント）減少した。

- ・ 主に、市場のボラティリティが少なかったことによる債券及び外国為替取引の減少、並びに2020年度においてエネルギー・デスクを廃止したことによるコモディティ収益の減少による、非顧客収益の減少（64百万豪ドル）。
- ・ 特定の顧客商品をヘッジするデリバティブの損失(79百万豪ドル)（その大部分がその他の収益における対応する利益によって相殺される。）。当該損失は、以下によって部分的に相殺された。
- ・ 2020年度においてCOVID-19につき予想された潜在的なリスクの増加によるクレジット・スプレッドの拡大の影響を受けたことによる、デリバティブ評価調整の有利な変動（169百万豪ドル）。
- ・ 海外利益のヘッジの有利な変動（36百万豪ドル）。

その他の収益は、主に以下によって703百万豪ドル増加した。

- ・コインベースの再評価益（545百万豪ドル）。
- ・ウエストパック・ゼネラル・インシュアランスの売却益（160百万豪ドル）。
- ・市場関連顧客商品の公正価値利益（78百万豪ドル）。ヘッジの対象となる当該金融商品に関するリスクと損失は、トレーディング収益において報告される。
- ・前年度においてムンバイ支店の閉店に伴い発生した、非経常の外貨換算損失（55百万豪ドル）。
- ・フィンテック投資の再評価益（43百万豪ドル）。当該利益は、以下によって部分的に相殺された。
- ・前年度におけるジップ・カンパニー・リミテッドの再評価（303百万豪ドル）。

d. 業務費用

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
人件費	6,034	5,015
貸借費用	1,226	1,016
テクノロジー費用	3,128	2,643
その他の費用	2,923	4,065
業務費用合計	13,311	12,739
業務費用合計／純業務収益比率（％）	62.72%	63.12%

業務費用は、対2020年度比で572百万豪ドル（4パーセント）増加した。主な項目には、以下のものが含まれる。

- ・無形資産の評価額切下げ（737百万豪ドル増）。
- ・資産の売却及び再評価（352百万豪ドル増）。
- ・顧客への返金、支払、関連費用及び訴訟に関連する見積りに関するコスト（197百万豪ドル増）。
- ・上記は、AUSTRAC訴訟に関連するコストの不発生により部分的に相殺された（1,478百万豪ドル減）。

これらの項目を除外した場合、業務費用は764百万豪ドル（7パーセント）増加した。以下の議論には、当該主要項目の影響は含まれていない。

当年度を通じて、当行は、主に当行の「是正」に関する戦略的優先事項の支援のための追加の人員需要に対応するべく3,294名のFTEを増員し、抵当権付住宅ローンの取引高の増加に対応し、COVID-19関連支援を提供したほか、過去において外注されていた1,000超の業務のオーストラリアへの回帰に対応した。さらに、ソフトウェアの資産計上に関する方針の変更及び短期インセンティブの増加に伴う費用の増加は、組織上の合理化及び支店ネットワークの縮小に伴う費用削減によって部分的に相殺された。

人件費は、以下により854百万豪ドル（17パーセント）増加した。

- ・主に以下による人件費の増加。
 - －リスク管理及びコンプライアンスの強化のための追加の人員。
 - －抵当権付住宅ローンの取引高の増加への対応、COVID-19関連の支援の提供及び業務のオーストラリアへの回帰。

ー2020年度においてリスク問題を踏まえてボーナス・プールを減少させたことによる、短期インセンティブの増加。

- ・ソフトウェアの資産計上に関する方針の変更により、将来の会計期間にわたって償却されるのではなく当期において直接費用計上される業務の割合が増加した。
- ・上記は、退職金引当金の利用増加によって部分的に相殺された。

賃借費用は、主に支店の閉店を含む販売ネットワークのコストの減少により65百万豪ドル（6パーセント）減少したが、拠点の合理化に関するコストによって部分的に相殺された。

テクノロジー費用は、ソフトウェアの資産計上に関する方針の変更の影響により4百万豪ドル増加したが、償却の減少によって部分的に相殺された。

その他の費用は、第三者費用、出張及び接待の減少により29百万豪ドル（2パーセント）減少したが、顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス（「CORE」）プログラムに関連するコストの増加によって部分的に相殺された。

e. 減損費用

（単位：百万豪ドル）	2021年	2020年
減損（戻入れ）／費用合計	(590)	3,178
平均総貸付金に対する減損費用（ベシス・ポイント）	(8)	45

2021年度において、当行は、2020年度の3,178百万豪ドルの減損費用に対し、590百万豪ドルの減損損失戻入益を計上した（3,768百万豪ドルの改善）。

2021年度において、新規一括評価引当金（「CAP」）合計は、2020年度の2,861百万豪ドルの費用に対し、803百万豪ドルの戻入益であった。当該戻入益は、以下によるものであった。

- ・2021年度を通じた、引当金の計算における将来の経済に関するインプットの改善。
- ・資産の質の指標の改善（当行グループのストレスを受けたエクスポージャーがコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合の55ベシス・ポイントの低下、及び消費者ポートフォリオ全体における債務不履行の減少を含む。）。
- ・主に債務不履行の減少及び消費者無担保ポートフォリオの減少による、償却の減少。

個別評価引当金（「IAP」）合計、戻入れ及び回収額は、主に以下により対2020年度比で104百万豪ドル減少した。

- ・2021年度における、主にコンシューマー部門及びビジネス部門の回収額及び戻入れの増加。
- ・新規IAPの減少。2021年度においては、大口顧客の減損への評価引下げは少数であった一方、設備金融詐欺が1件記録された（全額引当済）。

f. 法人税等

（単位：百万豪ドル）	2021年	2020年
法人税等	3,038	1,974
税引前利益に対する課税率（実効税率）	35.74%	46.27%

2021年度の実効税率は、2020年度の実効税率46.27パーセントを大幅に下回る35.74パーセントであった。税率の低下の主な要因は、2020年度において認識されたが2021年度においては再発生しなかった、AUSTRAC民事訴訟に関連する罰金及び関連コストに関する控除の対象とならない引当金であった。これらは、2021年度における保険事業の廃止に伴う追加の法人税等により相殺されている。

2021年度の法人税率35.74パーセントは、オーストラリアの法人税率30パーセントを上回るものであるが、かかる税率引上げの主な要因は、控除の対象とならないのれんの減損及び保険事業の売却に伴う追加の法人税等である。

(ii) 貸借対照表の概観

連結貸借対照表データの要約¹

貸借対照表の内訳の詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に記載する。

9月30日現在	2021年 百万豪ドル	2020年 百万豪ドル
現金及び中央銀行預け金	71,353	30,129
支払担保金	4,232	4,778
トレーディング目的有価証券及び損益計算書を通じて 公正価値で測定する金融資産、並びに投資有価証券	104,518	132,206
金融派生商品	19,353	23,367
貸付金	709,784	693,059
生命保険に関する資産	-	3,593
売却目的保有資産	4,188	-
その他の資産合計	22,449	24,814
資産合計	935,877	911,946
受入担保金	2,368	2,250
預金及びその他の借入金	626,955	591,131
その他の金融負債	50,309	40,925
金融派生商品	18,059	23,054
発行済債券	128,779	150,325
生命保険債務	-	1,396
売却目的保有負債	837	-
その他の負債合計	7,411	10,842
借入資本を除く負債合計	834,718	819,923
借入資本合計	29,067	23,949
負債合計	863,785	843,872
純資産額	72,092	68,074
WBC所有者に帰属する株主持分合計	72,035	68,023
NCI	57	51
株主持分及びNCI合計	72,092	68,074

¹ 会計上の分類が変更されている場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用される場合、比較数値が修正再表示され、過年度に報告された業績と異なることがある。

a. 貸借対照表の概観

2021年度において、預金からの流入が貸付金の増加のペースを上回ったこと、及びターム・ファンディング・ファシリティ（「TFF」）の利用が増加したことにより流動性資産の水準が上昇したが、発行済債券の満期によって部分的に相殺された。

資産

2021年9月30日現在の資産合計は、2020年9月30日から239億豪ドル（3パーセント）増となる9,359億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・現金及び中央銀行預け金が、当該形式で保有される流動性資産の増加を反映して412億豪ドル（137パーセント）増加したこと。
- ・トレーディング目的有価証券及び損益計算書を通じて公正価値（「FVIS」）で測定する金融資産並びに投資証券が、当該形式で保有される残高の減少を反映して277億豪ドル（21パーセント）減少したこと。
- ・主に金利スワップの変動により、金融派生商品関連の資産が40億豪ドル（17パーセント）減少したこと。
- ・貸付金が、167億豪ドル（2パーセント）増加したこと。詳細については、「(i) 損益計算書の概観」 「a. 純利息収益」の貸付金に関する記載を参照のこと。
- ・売却目的保有資産の組換えにより、生命保険に関する資産が36億豪ドル（100パーセント）減少したこと。
- ・2021年9月30日現在における売却目的保有資産は、2021年度において売却が発表された事業から成る（第一部 第6 1「財務書類」に対する注記37を参照のこと。）。2020年9月30日においては、売却目的保有資産に分類される事業はなかった。
- ・その他すべての資産は、主に無形資産の減損並びに不動産及び設備の減価償却及び減損により、24億豪ドル（10パーセント）減少した。

負債及び株主持分

2021年9月30日現在の負債合計は、2020年9月30日現在から199億豪ドル（2パーセント）増となる8,638億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・預金及びその他の借入金が358億豪ドル（6パーセント）増加したこと。詳細については、「(i) 損益計算書の概観」 「a. 純利息収益」の預金及びその他の借入金に関する記載を参照のこと。
- ・主に当行グループがTFFを利用したことに伴って現先取引にて売却される有価証券が増加したことにより、その他の金融負債が94億豪ドル（23パーセント）増加したこと。
- ・金利及びクロスカレンシー・スワップの変動により、金融派生商品関連の負債が50億豪ドル（22パーセント）減少したこと。
- ・発行済債券が215億豪ドル（14パーセント）減少したこと。為替及びその他の非現金の影響を除外した場合は、発行済債券は、満期により185億豪ドル（12パーセント）減少した。
- ・売却目的保有負債への組換えにより、生命保険債務が14億豪ドル（100パーセント）減少したこと。
- ・主に正味10億豪ドルのその他Tier 1 資本商品の発行及び正味51億豪ドルのTier 2 資本商品の発行により、借入資本が51億豪ドル（21パーセント）増加したこと（当該増加は、外貨換算の影響10億豪ドル及び公正価値ヘッジの影響によって部分的に相殺された。）。

- ・2021年9月30日現在の売却目的保有負債は、2021年度において売却が発表された事業から成る（第一部 第6 1「財務書類」に対する注記37を参照のこと。）。2020年9月30日において、売却目的保有負債に分類された事業はなかった。
- ・AUSTRAC民事訴訟の和解のための引当金の減少、並びに2021年度下半期において処分及び売却予定の事業の一部を成す保険に関する債務の減少により、その他すべての負債が34億豪ドル（32パーセント）減少したこと。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分は、2021年度における利益剰余金を反映して、40億豪ドル（6パーセント）増加した。

b. 貸付金の質

延滞した住宅ローン及び個人向けローンは、延滞している日数に基づき以下のとおり分類可能である。

連結 (単位：百万豪ドル)	2021年度			2020年度		
	30-89日	90日以上	合計	30-89日	90日以上	合計
貸付金						
貸付金－住宅	5,373	5,081	10,454	2,682	7,399	10,081
貸付金－個人	214	247	461	260	347	607
合計	5,587	5,328	10,915	2,942	7,746	10,688

(iii) 資本資源

APRAは、3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

- ・普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本は、払込株式資本、利益剰余金及び特定の積立金から特定の無形資産、資産化された費用及びソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、並びに自己資本比率の観点から連結されていない保険及びファンド管理子会社への投資及び利益剰余金により構成される。
- ・Tier 1 資本は、CET 1 とその他Tier 1 資本の合計をいう。その他Tier 1 資本は、CET 1 に含まれないものの損失吸収の性格を有する特定の有価証券から成る高水準の資本の構成要素により構成される。
- ・合計規制資本は、Tier 1 資本とTier 2 資本の合計をいう。Tier 2 資本には、程度は異なるが、Tier 1 の資本要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収能力の向上に貢献する劣後商品及びその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準に基づき、当行を含むオーストラリアのADIは、最低CET 1 資本比率を4.5パーセント以上、Tier 1 資本比率を6.0パーセント以上、合計規制資本比率を8.0パーセント以上に維持するよう義務付けられている。またAPRAは、当行を含むADIに対して、業界の健全性基準の資本要件（「PCR」）を超えるPCRを満たすよう求める可能性がある。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

またAPRAはADIに対して、以下から成るその他CET 1 資本バッファを保有するよう求めている。

- ・APRAが国内におけるシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に指定するADI（別途APRAにより指定された場合を除く。）については、3.5パーセントの資本保全バッファ（CCB）（D-SIBに対する1.0パーセントのサーチャージを含む。）。APRAは当行をD-SIBに指定している。
- ・カウンターシクリカル資本バッファ。カウンターシクリカル・バッファは管轄区域ごとに設定され、APRAはオーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファは、オーストラリア及びニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファは総称して「資本バッファ」（「CB」）と呼ばれる。CET 1 資本比率が資本バッファの範囲内にある場合、収益配分が制限される。この中には、配当金、その他Tier 1 資本の分配金及び従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

資本に関するAPRAの発表

2021年度下半期において、APRAは、資本の枠組みについて以下の発表を行った。

- ・2021年7月19日、APRAは、COVID-19の影響を受けた借主に対して一時的な財務的な支援を行っている銀行に関する規制上の支援を発表した¹。APRAは、適格な借主について、ADIが繰延期間を滞納又は貸付金の条件緩和期間として扱う必要はないとした。これは、2021年9月末までに最大で3か月間の返済繰延を認められた貸付金にも適用された²。ADIは、会計基準に従って当該貸付金のための引当てを継続しなければならない。
- ・APRAは、2022年1月1日以降に発効するAPS111「自己資本比率：資本の測定」の最終改訂基準を公表した³。最終基準には、以下を含む親会社ADI（レベル1）による、銀行及び保険子会社に対するエクイティ投資の取扱いの変更が含まれる。
 - －子会社に対するエクイティ投資（子会社に対するその他Tier 1 及びTier 2 資本投資を含む。）には、投資1件当たりレベル1 CET 1 資本の10パーセントを上限として250パーセントのリスクが賦課される。
 - －10パーセントの上限を超えるエクイティ投資は、レベル1 資本比率を決定するにあたってレベル1 のCET 1 資本から全額控除される。

2021年9月30日現在の当行グループのレベル1 比率への見積りベースでの影響は、約18ベシス・ポイントの減少である。レベル2 ベースでは、当該提案による当行グループの報告対象規制資本比率の計算への影響はない。

- ・2021年9月10日、APRAは、ADIが2022年12月31日までに流動性供給枠（「CLF」）の利用をゼロまで削減することを期待している旨を公表した⁴。当行の現在のCLFの割当額は370億豪ドルである。当行は、APRAの発表に従って割当額を削減し、質の高い流動性資産の保有を増加させることで流動性要件を充足する見込みである。

2021年11月29日、APRAは、APS110「自己資本比率」、APS112「自己資本比率：信用リスクに係る標準的アプローチ」及びAPS113「自己資本充実度：信用リスクに係る内部格付ベースのアプローチ」の最終修正基準を公表した。これにより、「疑いなく強力な」資本水準が資本の枠組みに組み込まれ、バーゼルIII改革が実施される⁵。この新たな枠組みの下で、APRAは、資本保全バッファを2.5パーセントから3.75パーセントに引き上げ、1.0パーセントのカウンターシクリカル資本バッファの基本水準を導入した。これに伴い、D-SIBSのCET1資本比率を、2023年1月1日付けで8パーセントから10.25パーセントに引き上げることが提案されている。

規制上の変更については、第一部 第2 3「事業の内容」(2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

-
- 1 2021年7月19日付APRAの公表「APRAがCOVID-19の影響を受けた貸付金に対する追加の規制上の支援を公表」
 - 2 2021年8月25日付すべての認可預金受入機関に対するレター「COVID-19の影響を受けた貸付金に対する規制上の支援」
 - 3 2021年8月5日付すべての認可預金受入機関に対するレター「最終改訂健全性基準：APS第111号自己資本比率－資本の測定」
 - 4 2021年9月10日付国内で設立されたLCR認可預金受入機関に対するレター「流動性供給枠のアップデート」
 - 5 2021年7月21日付すべての認可預金受入機関に対するレター「銀行資本改革：アップデート」

資本管理戦略

当行の資本管理アプローチは、当行がADIとして適切な自己資本を維持することを保証するというものである。当行はその資本管理へのアプローチについて、自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・規制上の最低値、資本バッファ及び不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定。現行の規制資本の最低値及び資本保全バッファ（CCB）は、CET1要件合計を成す。当行のCET1要件合計は、業界の最低CET1要件の4.5パーセントにD-SIBに適用される3.5パーセント以上の資本バッファを上乗せした、8.0パーセント以上となる。^{1, 2}
- ・規制資本及び経済的資本の両方の要件の検討
- ・不利な経済シナリオの影響を組み込んだ自己資本測定、カバレッジ及び要件に対応するストレス・テストの枠組み
- ・格付機関、株式投資家及び債券投資家などの外部の利害関係者の観点の考慮

上記を踏まえ、かつD-SIBのCET1資本比率要件（資本保全バッファ及びカウンターシクリカル資本バッファを含む。）を8パーセントから10.5パーセントに引き上げることが提案するAPRAの資本管理の枠組みの変更案に従い、当行は、既存の資本の枠組みに基づき測定された10.5パーセント超のCET1資本比率による運営を目指している³。より困難若しくは不確実な状況が生じた場合、又はAPRAの提案が大きく変更された場合、資本の設定が見直されることがある。

-
- 1 APRAは、個別のADIに対し、より高いCET1要件を課す可能性がある。
 - 2 ADIのCET1比率がCET1要件合計（8パーセント以上）を下回った場合、当該ADIには、配当金等の利益の分配、ATI資本商品の分配金の支払、従業員への変動賞与についての制限が課される。
 - 3 半年ごとの普通株式の配当金支払による、四半期ベースでの資本比率の変動を考慮する。

バーゼル資本協定

APRAの健全性基準は、通常、バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が公表した「銀行のための世界的な規制の枠組み」（「バーゼルⅢ」）と合致しているが、APRAが一定の裁量を行行使う場合はこの限りではない。結果的に、当該裁量の適用により、BCBSのアプローチに則ったAPRAの健全性基準に基づき報告される資本比率及び他の法域で報告される資本比率が引き下げられる。

当行は、規制上の資本の必要額の測定に関してバーゼルⅢ国際適正自己資本比率規制により認められた先進的なモデルを適用することをAPRAから認可されている。当行は、信用リスクに関して先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクに関して先進的測定手法（AMA）を、銀行勘定内での金利リスク（IRRBB）に関して内部モデルによる手法を使用している。

下表は、9月30日現在の当行のレベル2規制資本比率の要約である。下表は、当行のレベル2規制資本の枠組みを要約するものであるため、表示されている資本金額は、当行グループの連結財務書類に記載の数値とは異なっている。

（単位：百万豪ドル）	2021年	2020年
普通株主持分	70,817	67,039
普通株主持分からの控除	(17,009)	(18,306)
控除後の普通株主持分合計	53,808	48,733
その他Tier 1 資本	10,180	9,206
その他Tier 1 資本からの控除	(25)	-
規制上のTier 1 資本純額	63,963	57,939
Tier 2 資本	18,766	14,052
Tier 2 資本からの控除	(361)	(261)
控除後のTier 2 資本合計	18,405	13,791
合計規制資本	82,368	71,730
信用リスク	357,295	359,389
市場リスク	6,662	8,761
オペレーショナル・リスク	55,875	54,090
銀行勘定内での金利リスク	11,446	9,124
その他の資産	5,372	6,541
リスク調整後資産合計	436,650	437,905
普通株式等Tier 1 資本比率	12.32%	11.13%
その他Tier 1 資本比率	2.33%	2.10%
Tier 1 資本比率	14.65%	13.23%
Tier 2 資本比率	4.21%	3.15%
規制資本比率合計	18.86%	16.38%

(iv) コミットメント

契約債務及びコミットメント

当行は、その営業活動に関連して、特定の契約債務及びコミットメントを締結する。下表は、2021年9月30日現在の当行の重要な契約債務を示したものである。

(単位：百万豪ドル)	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	合計
オンバランスの長期債券 ¹	23,760	44,299	19,427	21,698	109,184
リース負債	483	742	516	924	2,665
契約上の現金債務合計	24,243	45,041	19,943	22,622	111,849

上記の表には、通常の銀行業務の過程における預金及びその他の債務、並びに短期及び期限の定めのない債務は含まれていない。

商業債務²

下表は、2021年9月30日現在の当行の重要な商業債務を示したものである。

(単位：百万豪ドル)	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	合計
信用状及び保証	4,972	3,458	450	2,443	11,323
信用供与契約	69,016	35,182	12,932	71,638	188,768
その他	-	-	-	-	-
未実行の信用コミットメント合計	73,988	38,640	13,382	74,081	200,091

1 オンバランスの長期債券の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記18を参照のこと。

2 本表の数値は、想定元本である（第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26を参照のこと。）。

(v) 部門別の業績

会計基準AASB第8号「事業セグメント」により、当行の主要意思決定者に内部的に提供される情報と合致する方式で各セグメントの業績を表示することが求められている。当行の業績（部門ごとの業績を含む。）を評価するにあたり、当行グループは、「現金利益」と呼ばれる業績指標を使用する。現金利益は、継続事業によって創出され、通常、分配（配当を含む。）を評価する際に考慮される利益の水準の指標とみなされる。現金利益には、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の現金項目と非現金項目の両方の調整が含まれるため、現金利益は、現金主義会計に基づき決定されるキャッシュ・フロー又は純利益の指標とはならない。経営陣の見解においては、この調整を用いることにより、当行グループがより効果的に当年度の業績を過年度の業績と比較して評価することが可能になり、また、事業部門間及び同業他社間での業績の比較を行うことが可能となる。

各事業部門のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に対する現金利益調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2に記載されている。

現金利益を決定するにあたり、法定業績について以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ 当行グループの主要意思決定者が当行グループの継続事業を反映していないと判断する重要項目。
- ・ 配当を提案する時点で通常考慮されない項目（主に経済的ヘッジの影響）。
- ・ 法定業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替え。

別途記載のない限り、本項における当行の部門別の業績に関する議論は、現金利益ベースで行われている。
現金利益は、本書の他の箇所において表示されている法定業績と直接比較することはできない。

2021年3月17日、当行は、コンシューマー部門及びビジネス部門の管轄を、新たにコンシューマー及びビジネス・バンキング部門に統合することを発表した。当該変更は、当行の主要意思決定者に対する内部報告には未だ反映されていないため、2021年度の有価証券報告書についても変更はない。

報告される業績に対する現金利益調整の概要は、以下のとおりである。

- ・（AASに基づくヘッジ会計の対象とならない）経済的ヘッジに係る公正価値（利益）／損失は、以下から成る。
 - －発生主義で会計処理される長期資金調達取引のヘッジに係る未実現公正価値（利益）／損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該（利益）／損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの利益がその影響を受けないためである。
 - －利息以外の収益に影響を与える将来のニュージーランド業務の利益の為替ヘッジに係る未実現の公正価値（利益）／損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該（利益）／損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの利益がその影響を受けないためである。
- ・非有効ヘッジ：非有効ヘッジの未実現(利益)／損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該ヘッジの公正価値の変動に由来する利益又は損失が長期にわたって戻し入れられ、当行グループの利益に長期的な影響を与えないためである。
- ・ペンダルに関連する調整：当行は、2020年度において当該株式を売却した。その結果、将来において追加の調整は認識されない見込みである。過年度において、当該項目は、その金額と継続事業を反映していない点を踏まえて現金利益調整として扱われた。
- ・自己株式：当行グループが運用ファンド及び生命保険業務において保有する自己株式は、2020年度において売却された。
- ・報告される業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替えは、以下から成る。
 - －オペレーティング・リース：AASに基づき、オペレーティング・リースに係る賃貸収益は、リース対象となる資産の減価償却費を含めて表示される。当該金額は、現金利益ベースで利息以外の収益及び業務費用を算出する際に相殺される。
 - －保険契約者の税金還付：生命保険業務に関するAAS（保険契約者の税金還付）を遵守するために総額表示（グロスアップ）される所得及び税金の金額は、現金利益ベースで所得及び税金費用を計上する際に戻し入れられる。

当該情報の表示にあたっては、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の規制ガイド230に規定の指針を遵守している。

部門別の現金利益

下表は、当行の事業の各主要部門について、2021年9月30日及び2020年9月30日に終了した各事業年度の期末における現金利益を示したものである。当行の地域及び事業セグメントごとの開示、並びにウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に関する調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
コンシューマー	3,081	2,746
ビジネス	1,789	734
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	(670)	332
ウエストパック・ニュージーランド	950	612
スペシャリスト・ビジネス	193	(506)
当行グループ事業	9	(1,310)
現金利益合計	5,352	2,608

経営陣に対する報告と同様の方式で部門別の業績を表示するにあたり、内部費用と移転価格の調整は、法人格ではなく経営の枠組みを反映する形で各部門の業績に含まれている（これらの業績を個別の法人の業績と比較することはできない。）。経営陣への報告の枠組み又は会計上の分類に変更があった場合、比較対象年度の業績が修正され、従前において報告された業績と異なる可能性がある。

当行の内部移転価格の枠組みは、リスク移転、収益性の測定、資本配分及び事業ユニットの配置を円滑化するものであり、当行が事業を行う法域に合わせて調整されている。移転価格により、当行の商品及び部門の当行グループの利鞘に対する相対的貢献、並びに業績のその他の特徴を測定することが可能となる。当行の移転価格の枠組みの主要な要素は、金利及び流動性リスクに係る資金移転価格、並びに通常及び臨時の流動性費用の配分（資本配分を含む。）である。

過去数年間にわたって、多数の大規模な項目が業績に影響を与えた。COVID-19は、当行の当年度の業績に大きな影響を与えたが、当該項目には、COVID-19の影響は含まれていない。当該項目は4つのカテゴリーに分類できる。

カテゴリー	2021年度通年の 現金利益の影響 (単位：百万豪ドル)	詳細
1. AUSTRAC訴訟に関連する引当金及びコスト	-	・2021年度において、AUSTRAC訴訟に関連するコスト又は引当金はなかった。AUSTRAC訴訟は、2020年度において和解が成立した。
2. 顧客への返金、支払、関連費用及び訴訟費用に関連する見積りに関する引当金	448百万豪ドル減	・2021年度における顧客への返金の見積もりのための追加の引当金には、以下のものが含まれた。 -有償の提携アドバイザーに対する報酬の支払。 -ウエストバック・ニュージーランドにおける顧客関係の是正。 -特定のコーポレート・アクションに関するアドバイスを受けていないプラットフォーム上の一部の顧客。以下によって部分的に相殺された。 -消費者信用保護法及び信用法の規制を受ける消費者向けローンの代わりに法人向けローンの提供を受けた法人顧客のための引当金の戻入れ。 ・是正プログラムの実施に関連する追加のコスト。 ・訴訟関連コスト（規制当局が民事訴訟の提起を決定した場合に、継続中の捜査を完了するためのコストを含む。）。 ・当行グループとI00Fの間の業務委託契約の終了に関するコスト。
3. 資産（のれん及び資産計上されたソフトウェアを含む。）の評価額切下げ	1,164百万豪ドル減	・WIBの将来におけるキャッシュ・フローの価値が当該資産の簿価に対応しなくなったことによる、年次減損テストに伴うWIBの資産の評価額切下げ。この一部は、エネルギー取引からの撤退、当行のアジア事業の統合、及び代理銀行取引の削減（これらはすべて、利益に影響を与えた。）を通じた同部門のリスクの削減によるものであった。同時に、長期的な低金利、金融市場収益の減少、及びコンプライアンス費用の増加に関する中期的予想もWIBの利益の見通しに影響を与えた。資産の評価額切下げの税引前の影響には、のれん（487百万豪ドル）、資産計上されたソフトウェア（344百万豪ドル）及びその他の資産（主に不動産貸借325百万豪ドル）が含まれた。 ・資産計上されたソフトウェア残高の評価額切下げ及び減損。 ・事業売却の一環としての、当行グループの抵当権付住宅ローン貸付保険事業ののれんの評価額切下げ。

4. 資産の売却及び再評価の影響	11百万豪ドルの利益	・ 当行グループが「リインヴェンチャー・ファンド 1」において有していたコインベース・インク（「コインベース」）の株式の売却益283百万豪ドル（税引後）、及びジップ・カンパニー・リミテッドの株式の追加の売却益。 ・ ウエストパック・ゼネラル・インシュアランスの売却益。 ・ 当行グループのベンダー・ファイナンス事業の売却に関連する、アーンアウト支払額による売却後調整。 ・ 売却予定のウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービシズ・リミテッド（「WLIS」）に関連する、分離及び取引費用及び繰延税金資産の償却。 ・ 2021年度上半期において、ウエストパック・パシフィック部門が売却目的で保有されていたことに伴う、同部門に関連する資産の評価額切下げ。 ・ 当行グループのスペシャリスト・ビジネスの売却に関連するその他のコスト。

(単位：百万豪ドル)	AUSTRAC 訴訟	返金、 支払、 費用及び 訴訟	無形資産 の評価額 切下げ	資産の 売却及び 再評価	合計
2021年度					
純利息収益	-	131	-	(4)	127
純手数料収益	-	(137)	-	-	(137)
資産管理及び保険業務による純収益	-	(106)	-	-	(106)
トレーディング収益	-	-	-	-	-
その他の収益	-	(4)	-	764	760
利息以外の収益	-	(247)	-	764	517
人件費	-	(116)	-	(175)	(291)
賃借費用	-	-	(232)	(43)	(275)
テクノロジー費用	-	(3)	(579)	(68)	(650)
その他の費用	-	(352)	(594)	(185)	(1,131)
業務費用	-	(471)	(1,405)	(471)	(2,347)
減損費用及び法人税等控除前利益	-	(587)	(1,405)	289	(1,703)
税金及びNCI	-	139	241	(278)	102
現金利益	-	(448)	(1,164)	11	(1,601)
2020年度					
純利息収益	-	(143)	-	-	(143)
純手数料収益	-	(88)	-	-	(88)
資産管理及び保険業務による純収益	-	(121)	-	(357)	(478)
トレーディング収益	-	-	-	-	-
その他の収益	-	-	-	303	303
利息以外の収益	-	(209)	-	(54)	(263)
人件費	-	(123)	-	(3)	(126)
賃借費用	-	-	-	-	-
テクノロジー費用	-	(4)	(161)	(4)	(169)
その他の費用	(1,478)	(147)	(507)	(112)	(2,244)
業務費用	(1,478)	(274)	(668)	(119)	(2,539)
減損費用及び法人税等控除前利益	(1,478)	(626)	(668)	(173)	(2,945)
税金及びNCI	36	186	54	50	326
現金利益	(1,442)	(440)	(614)	(123)	(2,619)

多数の大規模な項目が2021年度及び2020年度の業績に影響を与えた。純利息収益、利息以外の収益及び業務費用への影響は、以下のとおり要約される。

2021年度

規制対象の消費者向けローンを提供されなかった法人顧客向けの顧客関係の是正のための引当金の一部が不要となったことから、純利息収益は127百万豪ドル増加した。当該引当金の戻入れは、ウエストパック・ニュージーランドにおける顧客関係の是正のための追加の引当金によって部分的に相殺された。

利息以外の収益は、517百万豪ドル増加した。当該増加は以下から成る。

- ・コインベースの株式の売却益、ウエストパック・ゼネラル・インシュアランスの売却益、ベンダー・ファイナンスの売却に伴う売却後アーンアウト支払額及びジップ・カンパニー・リミテッドの株式の売却完了に伴う少額の利益による、その他の収益への760百万豪ドルの恩恵。当該利益は、以下によって部分的に相殺された。
- ・有償アドバイスの是正及び特定のコーポレート・アクションに関するアドバイスを受けていないプラットフォーム上の一部の顧客に対する追加の引当金による、純手数料収益の137百万豪ドルの減少。
- ・提携ディーラー・グループのアドバイスの是正に関する追加の引当金による、資産管理及び保険業務による純収益の106百万豪ドルの減少。

2021年度において、業務費用は2,347百万豪ドル増加した。当該増加は、以下から成る。

- ・是正プログラムの実施、WLISの売却に関連する退職金コストに係る人件費291百万豪ドル。
- ・WIBの不動産リースの評価額切下げ及びウエストパック・パシフィックの資産の評価額切下げによる賃借費用275百万豪ドル。
- ・主に資産計上されたソフトウェア（その大部分は、WIBに関連するものであった。）の評価額切下げ及び減損、並びにWLISの売却に関連するコストによる、テクノロジー費用650百万豪ドル。
- ・その他の費用は、以下を含む1,131百万豪ドルであった。
 - －年次減損テスト後のWIBののれん、ウエストパック・レンダーズ・モーゲージ・インシュアランスののれん及びウエストパック・パシフィックのその他の資産の評価額切下げ。
 - －コインベースの株式売却に関連するリインヴェンチャーの支払運用報酬。
 - －当行の是正プログラム及び訴訟案件の完了に関連するその他のコスト。

法人税等及びNCIは、102百万豪ドル減少した。当該減少は、主に業務費用において認識された上記の特定の大規模項目の税額控除によるものであったが、コインベースの株式売却、ウエストパック・ゼネラル・インシュアランスの売却、及びWLISの繰延税金資産の償却に伴う税金の増加によって部分的に相殺された。

2020年度

法人向けローンを提供されたが、規制対象の消費者向けローンを提供されるべきであった法人顧客向けの引当金の増加により、純利息収益は143百万豪ドル減少した。当該減少は、要求があった際に自動的に元本・利息返済型ローンに切り替えられなかったインタレスト・オンリー・ローンにつき不要となった引当金の戻入れによって部分的に相殺された。

利息以外の収益は、以下により263百万豪ドル減少した。

- ・特定のコーポレート・アクションに関するアドバイスを受けていないプラットフォーム上の一部の顧客に対する引当金による、純手数料収益の88百万豪ドルの減少。
- ・無形資産（WLISに関連する保険債務及び繰延取得費用を含む。）の償却並びに提携ディーラー・グループのアドバイスの是正に関する引当金による、資産管理及び保険業務による純収益の478百万豪ドルの減少。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。
- ・当行グループのジップ・カンパニー・リミテッドの株式の売却に関連する再評価益による、その他の収益への303百万豪ドルの恩恵。

2020年度において、業務費用は2,539百万豪ドル増加した。当該増加は以下から成る。

- ・是正プログラムの実施に関する人件費126百万豪ドル。
- ・資産計上されたソフトウェアの評価額切下げによる、テクノロジー費用169百万豪ドル。
- ・その他の費用2,244百万豪ドル（AUSTRAC訴訟に関連するコスト（13億豪ドルの罰金を含む。）、WLIS及び当行グループの自動車事業ののれんの評価額切下げ、ベンダー・ファイナンス事業の売却に係る会計上の損失、並びに当行の是正プログラム及び訴訟に関連するコストを含む。）。

法人税等及びNCIは、上記の項目（控除の対象とならない罰金及びのれんの評価額切下げを除く。）の税額控除により326百万豪ドル減少したが、ジップ・カンパニー・リミテッドの株式売却に関連する再評価益に対する課税によって部分的に相殺された。

(単位：百万豪ドル)	コン シュー マー	ビジネス	ウエスト パック・ インス ティテュー ショナル ・バンク	ウエスト パック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	スペシャ リスト・ ビジネス	当行 グループ 事業	当行 グループ
2021年度							
純利息収益	3	177	-	(35)	(18)	-	127
純手数料収益	(3)	1	-	(12)	8	(131)	(137)
資産管理及び保険業務による 純収益	-	-	-	-	(4)	(102)	(106)
トレーディング収益	-	-	-	-	-	-	-
その他の収益	-	-	-	1	195	564	760
利息以外の収益	(3)	1	-	(11)	199	331	517
業務費用	(136)	(59)	(1,193)	(23)	(640)	(296)	(2,347)
減損費用及び法人税等控除前利益	(136)	119	(1,193)	(69)	(459)	35	(1,703)
税金及びNCI	36	(39)	202	17	(81)	(33)	102
現金利益	(100)	80	(991)	(52)	(540)	2	(1,601)
2020年度							
純利息収益	5	(141)	-	(7)	-	-	(143)
純手数料収益	4	2	-	(7)	(7)	(80)	(88)
資産管理及び保険業務による 純収益	-	-	-	-	(402)	(76)	(478)
トレーディング収益	-	-	-	-	-	-	-
その他の収益	-	-	-	-	-	303	303
利息以外の収益	4	2	-	(7)	(409)	147	(263)
業務費用	(64)	(130)	-	1	(694)	(1,652)	(2,539)
減損費用及び法人税等控除前利益	(55)	(269)	-	(13)	(1,103)	(1,505)	(2,945)
税金及びNCI	16	81	-	4	181	44	326
現金利益	(39)	(188)	-	(9)	(922)	(1,461)	(2,619)

a. コンシューマー部門

コンシューマー部門は、バンキング商品（抵当権付住宅ローン、クレジットカード、個人向けローン及び貯蓄・預金商品を含む。）をオーストラリアにおける消費者に提供する。商品は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で提供されている。コンシューマー部門は、自動車ローン及び為替等の特定の専門家向け金融サービスに関する販売、サービス及び照会について、オーストラリアの他の業務部門と連携している。

業績

（単位：百万豪ドル）	2021年	2020年
純利息収益	8,405	8,547
利息以外の収益	488	573
純業務収益	8,893	9,120
（業務費用及び減損（費用）／戻入れ控除前）		
業務費用	(4,622)	(4,176)
減損（費用）／戻入れ	125	(1,015)
税引前利益	4,396	3,929
法人税等	(1,315)	(1,183)
現金利益	3,081	2,746
現金利益調整純額	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	3,081	2,746
（単位：十億豪ドル）		
預金及びその他の借入金	235.6	219.3
貸付金純額	407.8	389.8
資産合計	415.7	398.3
業務費用合計／純業務収益比率	51.97%	45.79%

現金利益は、主に2021年度通年の減損損失戻入益（2020年度通年においては減損費用）により、対2020年度比で335百万豪ドル（12パーセント）増となる3,081百万豪ドルであったが、業務収益の減少及び費用の増加により部分的に相殺された。

純利息収益は、142百万豪ドル（2パーセント）減少した。	・貸付金純額は、抵当権付住宅ローンの5パーセント（191億豪ドル）の増加によって対前年度比で5パーセント（180億豪ドル）増加したが、その他の個人向け貸付の14億豪ドルの減少によって部分的に相殺された。 ・預金は、通知預金及び相殺口座の増加により、7パーセント（163億豪ドル）増加した。 ・顧客を引き付け、維持するための競争力のあるプライシング、抵当権付住宅ローンのポートフォリオ構成の影響、及びその他の個人向け貸付の減少により、純利鞘は、3ベース・ポイント縮小した。当該縮小は、預金構成の恩恵（定期預金から通知預金への移行）及び金利改定によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、85百万豪ドル（15パーセント）減少した。	・簡略化戦略の一環としての特定の手数料の廃止。 ・COVID-19による制約により活動が低迷し、為替取引手数料及び純ATM手数料が減少した。
業務費用は、446百万豪ドル（11パーセント）増加した。	・費用の増加は主に、リスク及びコンプライアンス・プログラム（金融犯罪、詐欺防止及びCOREプログラムを含む。）に関する支出の増加によるものであった。顧客（とりわけ困難を経験している顧客）の支援、取引量の増加に伴う抵当権付住宅ローンの手続コストの増加、及び業務の国内回帰のための追加の資源も増加につながった。 ・80の支店及び129のATMのさらなる合理化、並びにデジタル・チャンネルの利用の増加は、費用の増加の一部を相殺した。FTEは対前年度比で3パーセント減少した。
1,015百万豪ドルの減損費用に対し、125百万豪ドルの減損損失戻入益となった。	・減損損失戻入益は、2020年度において計上されたが不要となった多額の一括評価引当金（信用度の指標の改善と経済の見通しの改善によるものを含む。）による。 ・抵当権付住宅ローンの90日以上債務不履行は、主に困難の減少により54ベース・ポイント低下して1.06パーセントとなった。その他の消費者の90日以上債務不履行は、信用度の指標の改善によりおおむね横ばい（1ベース・ポイント減）であったが、その他の個人向け貸付の減少によって部分的に相殺された。

b. ビジネス

ビジネス部門は、通常、最大で200百万豪ドルのエクスポージャーを有するオーストラリアの中小企業及び商業顧客（農業関連事業を含む。）に対し、バンキングの商品を提供している。同部門には、個人向け資産管理業務も含まれ、富裕層個人向けのパーソナル・バンキングのニーズに対応している。同部門は、顧客の借入れ、貯蓄及び取引上のニーズを支援するための各種バンキング商品及びサービスを提供している。キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、設備金融及び不動産金融を含むスペシャリスト向けサービスも提供されている。ビジネス部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー及びバンク・オブ・メルボルンのブランドの下で事業を行っている。ビジネス部門は、金融リスク管理商品、企業年金及び抵当権付住宅ローンを含む一部の商品及びサービスにつき他の事業部門と連携している。

業績

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
純利息収益	4,065	4,163
利息以外の収益	549	560
純業務収益 (業務費用及び減損(費用)／戻入れ控除前)	4,614	4,723
業務費用	(2,530)	(2,298)
減損(費用)／戻入れ	484	(1,371)
税引前利益	2,568	1,054
法人税等	(779)	(320)
当期現金利益	1,789	734
現金利益調整純額	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,789	734
(単位：十億豪ドル)		
預金及びその他の借入金	158.7	151.9
貸付金純額	134.0	140.7
資産合計	138.5	145.8
業務費用合計／純業務収益比率	54.83%	48.66%

現金利益は、対2020年度比で1,055百万豪ドル増となる1,789百万豪ドルであった。当該改善の大部分は、2020年度の1,371百万豪ドルの減損費用に対し、484百万豪ドルの戻入益が計上されたことによる減損費用の改善によるものであった。上記は、業務収益の減少及び主に同部門のリスク能力の強化支援のための費用の増加によって部分的に相殺された。

純利息収益は、98百万豪ドル（2パーセント）減少した。	・純利息収益は、顧客への返金及び支払に関する引当金の戻入の恩恵（177百万豪ドル）を受けた（2020年度通年においては、141百万豪ドルの費用）。当該影響を除外した場合、純利息収益は、416百万豪ドル（10パーセント）減少した。 ・貸付金純額は、主に抵当権付住宅ローンの減少と法人向け貸付の4パーセントの減少によって5パーセント（67億豪ドル）減少した。法人向け貸付は大部分のセクターで減少したが、最大の減少は、専門家向けサービスにおけるものであった。 ・政府の刺激策に後押しされて通知預金残高が19パーセント（192億豪ドル）増加した一方で、顧客の選好の変化を反映して定期預金残高が24パーセント（124億豪ドル）減少したことにより、預金は対前年度比で4パーセント（68億豪ドル）増加した。 ・純利鞘は、13ベシス・ポイント拡大した。上記の引当金の戻入の恩恵を除外した場合、純利鞘は11ベシス・ポイント縮小した。これは、主に競争力のあるプライシングと当行のCOVID-19支援の一環としての一部の商品の特別低金利に伴う貸付金の利幅の縮小によるものであった。上記は、金利改定及びポートフォリオ構成の恩恵による預金の利幅の拡大によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、11百万豪ドル（2パーセント）減少した。	・当該減少の大部分は、COVID-19による制約に伴う活動の低迷を反映していた。新規貸付けの減少に伴い、貸付手数料も減少した。
業務費用は、232百万豪ドル（10パーセント）増加した。	・当該増加は、リスク及びコンプライアンス・プログラム（金融犯罪、詐欺防止及びCOREプログラムを含む。）に関する支出の増加によるものであった。コストは、バンカーの増員を含む第一線のリスク能力の強化によっても増加した。 ・上記は、顧客関係の是正及び支払に関連するコストの減少によって部分的に相殺された。
1,371百万豪ドルの減損費用に対し、484百万豪ドルの減損損失戻入益となった。	・減損損失戻入益は、2020年度において計上されたが不要となった追加の一括評価引当金（信用度の指標の改善と経済の見通しの改善によるものを含む。）による。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合は、主に監視対象のエクスポージャーの減少により、78ベシス・ポイント低下して3.92パーセントとなった。

c. ウエストパック・インスティテューショナル・バンク

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）は、オーストラリア及びニュージーランドにおいて事業を行う、又はオーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、資金調達、トランザクション・バンキング並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じてサポートを受けている。WIBは、市場関連の金融ニーズの充足（為替や固定金利証券に係るソリューションを含む。）について当行グループのすべての業務部門と提携している。

業績

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
純利息収益	919	1,111
利息以外の収益	1,102	1,182
純業務収益	2,021	2,293
(業務費用及び減損(費用)／戻入れ控除前)		
業務費用	(2,574)	(1,316)
減損(費用)／戻入れ	(162)	(404)
税引前利益	(715)	573
法人税等	45	(241)
現金利益	(670)	332
現金利益調整純額	-	-
WBC所有者に帰属する当期純利益	(670)	332
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	97.8	102.9
貸付金純額	67.0	66.2
資産合計	82.1	75.5
業務費用合計／純業務収益比率	127.36%	57.39%

2021年度の現金利益は、2020年度の332百万豪ドルの利益に対して670百万豪ドルの損失となった。これは主に、年次減損テスト後における資産（のれん、資産計上されたソフトウェア及びその他の資産）の評価額切下げ（これにより、現金利益は991百万豪ドル減少した。）による。当該影響を除外した場合、2021年度の現金利益は321百万豪ドルであり、対2020年度比では3パーセント（11百万豪ドル）減少した。純利鞘の9ペーシス・ポイントの縮小、特定の事業の廃止に伴う収益の減少、並びに手数料及び商品の簡略化の大部分は、減損費用の減少によって相殺された。

純利息収益は、192百万豪ドル（17パーセント）減少した。	・貸付金純額は、8億豪ドル（1パーセント）増加した。新規貸付けの増加及びストラクチャード・ファイナンス融資枠の利用増加による国内の残高の増加（48億豪ドル増）は、同部門が事業の統合を開始したことによる、主にアジアにおける国外の貸付けの40億豪ドルの減少によって部分的に相殺された。 ・預金は、51億豪ドル（5パーセント）減少した。国外の預金は、主にアジアにおける事業の統合に関する決定により39億豪ドル減少した。厳格なプライシング及び低金利環境において顧客がより大きな利幅を求めたことから、国内の預金が減少した。 ・金利の低下が預金の利幅を縮小させ、資本利益を減少させたことから、純利鞘は、9ベーシス・ポイント縮小して1.26パーセントとなった。これは、貸付け及び預金のより厳格なプライシング、並びに貸付け及び預金の構成の変化の恩恵によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、80百万豪ドル（7パーセント）減少した。	・デリバティブ評価調整の影響（174百万豪ドルのプラスの変動）を除外した場合、利息以外の収益は、対前年度比で254百万豪ドル減少した。 ・外国為替及びコモディティに係る非顧客関連市場収益の219百万豪ドルの減少（エネルギー・デスクの閉鎖によるものを含む。）、外国為替販売の減少による顧客関連市場収益の64百万豪ドルの減少、並びにアジアにおける収益の減少。 ・決済収益は、特定の代理銀行との取引の終了の影響で減少した。これは、未実行残高の増加による貸付手数料の増加によって部分的に相殺された。
業務費用は、1,258百万豪ドル（96パーセント）増加した。	・年次減損テストに伴う資産の評価額切下げにより、費用が1,156百万豪ドル増加した。当該影響を除外した場合、費用は65百万豪ドル（5パーセント）増加したが、増加の大部分は、リスク及びコンプライアンス関連費用の増加、並びにソフトウェア償却費用の増加によるものであった。 ・上記は、国際事業の統合、商品及び手続の簡略化並びに業務モデルの変更による生産性向上の恩恵によって部分的に相殺された。FTEは、対前年度比で6パーセント減少した。
減損費用は、242百万豪ドル（60パーセント）減少した。	・減損費用の減少は、信用度の指標の改善及び経済の見通しの改善による一括評価引当金の戻入益の増加によるものであったが、詐欺に関連する多額の個別評価引当金によって部分的に相殺された。 ・ストレスを受けたエクスポージャーがコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合は、主に監視対象の融資枠の格上げにより、2020年9月から39ベーシス・ポイント低下して0.64パーセントとなった。

d. ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング、資産管理及び保険の商品及びサービスを提供する。ウエストパック・ニュージーランドは、支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキングの商品及びサービスは、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。

別段の記載のない限り、すべての金額はニュージーランド・ドル建てで表示されている。

業績

(単位：百万ニュージーランド・ドル)	2021年	2020年
純利息収益	2,118	1,943
利息以外の収益	345	339
純業務収益	2,463	2,282
(業務費用及び減損(費用)／戻入れ控除前)		
業務費用	(1,132)	(1,059)
減損(費用)／戻入益	84	(320)
税引前利益	1,415	903
法人税等	(402)	(254)
現金利益	1,013	649
現金利益調整純額	(3)	7
WBC所有者に帰属する当期純利益	1,010	656
	十億 ニュージーランド・ドル	十億 ニュージーランド・ドル
預金及びその他の借入金 ¹	75.9	71.0
貸付金純額	92.6	88.0
資産合計	112.4	104.2
ファンド合計	12.0	12.2
業務費用合計／純業務収益比率	45.96%	46.41%
(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
純利息収益	1,987	1,832
利息以外の収益	323	319
純業務収益	2,310	2,151
(業務費用及び減損(費用)／戻入れ控除前)		
業務費用	(1,062)	(998)
減損(費用)／戻入益	79	(302)
税引前利益	1,327	851
法人税等	(377)	(239)
現金利益	950	612
現金利益調整純額	(2)	7
WBC所有者に帰属する当期純利益	948	619
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	72.5	65.7
貸付金純額	88.4	81.4
資産合計	107.1	96.4
ファンド合計	11.5	11.3
業務費用合計／純業務収益比率 ²	45.96%	46.41%

1 本表においては、顧客預金合計を指す。

2 ニュージーランド・ドルで算出された比率。

現金利益は、主に減損費用の404百万ニュージーランド・ドルの改善により、対2020年度比で364百万ニュージーランド・ドル（56パーセント）増加して1,013百万ニュージーランド・ドルとなった。純利鞘の3ベシス・ポイントの拡大とバランスシートの拡大によって純業務収益（減損（費用）／戻入れ控除前）も増加したが、費用の増加によって部分的に相殺された。

純利息収益は、175百万ニュージーランド・ドル（9パーセント）増加した。	- 顧客への返金及び支払のための引当金により、純利息収益は29百万ニュージーランド・ドル減少した。これを除外した場合、純利息収益は、204百万ニュージーランド・ドル（10パーセント）増加した。 - 貸付金純額は、抵当権付住宅ローンの57百万ニュージーランド・ドルの増加によって5パーセント（46億ニュージーランド・ドル）増加したが、機関投資家顧客によるギアリングの削減による法人向け貸付の9億ニュージーランド・ドルの減少によって部分的に相殺された。 - 預金は、7パーセント（49億ニュージーランド・ドル）増加し、貸付金の増加の全額を賄い、預貸率を82パーセントに引き上げた。増加は、法人及び個人の通知預金口座におけるものであった。個人顧客が通知預金口座において資金を維持することを選好したことから、定期預金は減少した。 - 主に金利改定及びポートフォリオ構成（通知預金における資金が増加）による預金の利幅の拡大並びに資金調達コストの減少によって、純利鞘は、3ベシス・ポイント拡大した（顧客への返金及び支払を除外した場合は5ベシス・ポイント拡大した。）。これは、抵当権付住宅ローンの利幅の縮小及びポートフォリオ構成の変化（個人向け貸付の減少）の影響によって部分的に相殺された。流動性資産の保有の増加によっても利鞘は縮小した。
利息以外の収益は、6百万ニュージーランド・ドル（2パーセント）増加した。	利息以外の収益は、主に資産管理アドバイス業務の売却益（8百万ニュージーランド・ドル）によって12百万ニュージーランド・ドル増加した。これは、顧客への返金及び支払のための引当金の増加によって部分的に相殺された。
業務費用は、73百万ニュージーランド・ドル（7パーセント）増加した。	- 予定されたウエストパック-NZ-ライフの売却に関するコスト、無形資産の評価額切下げ及び顧客関係是正プログラムの管理に関するコストにより、費用は24百万ニュージーランド・ドル増加した。 - 当該影響を除外した場合、主にテクノロジー、リスク、規制及びコンプライアンス・プロジェクト（RBNZのBS11アウトソーシング・ポリシー並びに流動性及びリスク管理に関するセクション95要件の遵守を含む。）の費用の増加により、費用は49百万ニュージーランド・ドル増加した。当年度において、FTEは476名増加した。
320百万ニュージーランド・ドルの減損費用に対し、84百万ニュージーランド・ドルの減損損失戻入益となった。	84百万ニュージーランド・ドルの減損損失戻入益は主に、2020年度において計上された引当金が信用度の指標の改善と経済の見通しの改善に伴って不要になったことによる一括評価引当金の戻入益によるものであった。 - ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、40ベシス・ポイント低下して1.19パーセントとなった。当該低下は、格付けの低い法人向け融資枠の減少及び抵当権付住宅ローンの90日以上債務不履行の減少（22ベシス・ポイント減）によるものであった。

e. スペシャリスト・ビジネス

スペシャリスト・ビジネスは、当行が最終的に廃止を予定する事業から成り、ウエストパック・ライフ・インシュアランス、自動車販売代理店向けファイナンス業務及び更改リース業務の売却に関して契約が締結されている。当該売却は、規制当局の承認を条件に2022年度に完了する予定である。当年度において、当行は、ウエストパック・ゼネラル・インシュアランス、ベンダー・ファイナンス、及びウエストパック・レンダーズ・モーゲージ・インシュアランスの売却を完了した。その他の業務には、投資商品及びサービス（マージン・レンディング及びエクイティ仲介業務を含む。）、退職年金及び退職商品、並びに資産管理プラットフォームが含まれる。同部門はまた、フィジー及びパプアニューギニアにおいて広範なバンキング・サービスを提供するウエストパック・パシフィックを管理している。同部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びBTのブランドの下で運営されている。スペシャリスト・ビジネスは、一部の金融サービス及び商品の提供にあたってコンシューマー、ビジネス及びWIBと連携している。売却契約を締結済みの事業は、売却目的保有資産として扱われ、当該事業からの寄与は、スペシャリスト・ビジネス部門の業績に含まれる。当該事業の現金利益の寄与の詳細については、本項において記載する。

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
純利息収益	503	534
利息以外の収益	1,490	762
純業務収益	1,993	1,296
(業務費用及び減損(費用)／戻入れ控除前)		
業務費用	(1,477)	(1,548)
減損(費用)／戻入益	66	(255)
税引前利益	582	(507)
法人税等	(387)	3
NCIに帰属する当期利益	(2)	(2)
当期現金利益	193	(506)
現金利益調整純額	-	(31)
WBC所有者に帰属する当期純利益	193	(537)
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	11.0	9.3
貸付金純額 ¹	13.6	14.9
資産合計	15.5	22.8
ファンド合計	227.4	193.0
業務費用合計／純業務収益比率	74.11%	119.44%

1 売却目的保有資産に分類される貸付金を含む。

2021年度の現金利益は、2020年度の506百万豪ドルの損失に対し、193百万豪ドルの利益であった。同部門の2021年度と2020年度の現金利益は、売却された又は売却目的保有の事業の売却及び再評価、並びに顧客への返金、支払、訴訟及び関連費用に関連する費用によって影響を受けている。これらは売却益によって部分的に相殺された。当該項目は、2021年度において現金利益を540百万豪ドル減少させ、2020年度においては922百万豪ドル減少させた。かかる大規模な項目の影響を除外した場合、現金利益は対前年度比で317百万豪ドル増加し、保険収益の増加及び66百万豪ドルの減損損失戻入益（2020年度においては255百万豪ドルの減損費用）が基本業績の改善の主因となった。

利益も、ウエストパック・ゼネラル・インシュアランスの売却（2021年7月）、ベンダー・ファイナンスの売却（2021年7月）及びウエストパック・レンダーズ・モーゲージ・インシュアランスの売却（2021年8月）の影響を受けた。

純利息収益は、31百万豪ドル（6パーセント）減少した。	- 顧客への返金及び支払のための引当金により、純利息収益は18百万豪ドル減少した。当該影響を除外した場合、純利息収益は13百万豪ドル（2パーセント）減少した。 - 貸付金純額は、2021年7月のベンダー・ファイナンスの売却による3億豪ドルの減少により9パーセント（13億豪ドル）減少した。自動車ローン及びウエストパック・パシフィックの貸付けも、需要の減少を反映して減少した。 - 預金は、主に資金が旧来のプラットフォームからパノラマへ移動したことにより、18パーセント（17億豪ドル）増加した。 - 純利鞘は、主にCOVID-19支援に関連する金利の引下げの実施により、14ベシス・ポイント拡大した。不要となった引当金の戻入れにより、純利鞘も拡大した。
利息以外の収益は、728百万豪ドル（96パーセント）増加した。	- 利息以外の収益は、ウエストパック・ゼネラル・インシュアランスの売却益、顧客への返金及び支払の減少、並びに保険債務の再評価に関連する損失の不発生之恩恵を受けた。当該項目を除外した場合、利息以外の収益は、120百万豪ドル（10パーセント）増加した。 - 保険収益は、以下により180百万豪ドル（61パーセント）増加した。 - 抵当権付住宅ローンの増加及び保険金請求の減少によって抵当権付住宅ローン貸付保険（LMI）の寄与が増加した。 - 深刻な気象事象に関連する保険金請求の減少により、損害保険の収益が増加した。 - 割引率の変動に伴う生命保険契約者の負債の評価の有利な変動によって生命保険収益が増加したが、団体生命保険の廃止、保険金請求の増加及び再保険コストの増加によって部分的に相殺された。 - 主にプラットフォーム及び退職年金のプライシングの変更並びに顧客が旧来のプラットフォームからパノラマに移動したことにより、退職年金、プラットフォーム及び投資の寄与は、19百万豪ドル（3パーセント）減少した。運用現金残高からの収益も減少した。 - バンキング収益は、主に活動の低迷により41百万豪ドル（29パーセント）減少した。（COVID-19により、観光業並びに関連するマーチャント手数料及び為替収益が制限されたことの影響による、ウエストパック・パシフィックの収益の減少を含む。）。
業務費用は、71百万豪ドル（5パーセント）減少した。	2021年度ののれん及びその他の無形資産の評価額切下げに関連する費用は、対2020年度比で54百万豪ドル減少した。当該項目を除外した場合、費用は17百万豪ドル（2パーセント）減少した。 - 当該減少は、プロジェクト費用の減少と組織再編の恩恵によるものであった。
255百万豪ドルの減損費用に対し、66百万豪ドルの減損損失戻入益となった。	- 信用度の指標の改善と経済の見通しの改善に伴う一括評価引当金の減少による、減損損失戻入益。 - 財務的困難の減少及び長期にわたって延滞している勘定の削減への注力により、自動車ローンの90日以上債務不履行は、83ベシス・ポイント低下して1.97パーセントとなった。

f. 当行グループ事業

当該セグメントは、以下から構成される。

- ・当行グループのバランスシートの管理（大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。）に責任を負う財務部門。また、財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う（当行グループの資産及び負債のミスマッチの管理を含む。）。財務部門の利益は、（ウエストパック・ニュージーランドを除き）主として当行グループのバランスシート及び金利リスクを所定のリスク限度内で管理することに由来する。
- ・グループ・テクノロジー機能、並びにオーストラリアの銀行事業及び不動産サービスを含むチーフ・オペレーティング・オフィス¹。グループ・テクノロジーは、オーストラリアにおけるテクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合に責任を負う。
- ・戦略、財務、リスク、金融犯罪防止、法務、人事、顧客及び法人関係、並びに当行グループ本店コストを含む、集約的に実施される機能から成る、コア・サポート部門²。
- ・2019年3月に当行グループが資産管理業務の再編及びアドバイス業務の廃止を決定したことに伴い、残存するアドバイス業務（関連する是正を含む。）及び旧BTFG部門の一部のサポート機能は、当行グループ事業に移転している。
- ・当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの事業セグメントの業績の提示を容易にする、特定のグループ間取引に関する会計項目、非中核資産の売却益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及びコスト、並びにその他集約的に調達される引当金等のその他特定の本店関連項目も含まれる。

- 1 グループ・テクノロジー部門及びオペレーションのコストの全額は、当行グループの他の部門に割り当てられる。
2 コア・サポート部門のコストの一部はその他の部門に割り当てられる一方、当行グループ本社のコストは、当行グループ事業において留保される。

業績

（単位：百万豪ドル）	2021年	2020年
純利息収益	835	899
利息以外の収益	372	144
純業務収益 （業務費用及び減損（費用）／戻入れ控除前）	1,207	1,043
業務費用	(1,018)	(2,364)
減損（費用）／戻入れ	(2)	169
税引前利益	187	(1,152)
法人税等	(175)	(158)
NCIに帰属する利益	(3)	-
現金利益	9	(1,310)
現金利益調整純額	108	(294)
WBC所有者に帰属する当期純利益	117	(1,604)

2021年度の現金利益は、2020年度の1,310百万豪ドルの損失に対し、9百万豪ドルの利益となった。

純業務収益は、164百万豪ドル（16パーセント）増加した。	・2021年度におけるコインベース・インク及びジップ・カンパニー・リミテッドへの投資益（それぞれ537百万豪ドル、25百万豪ドル）は、2020年度におけるジップ・カンパニー・リミテッドへの投資益（303百万豪ドル）を上回ったが、以下によって部分的に相殺された。 ・顧客への返金及び支払に関する見積りのための引当金の増加（2021年度においては231百万豪ドル、2020年度においては156百万豪ドル）。 ・財務部門の収益の減少。
業務費用は、1,346百万豪ドル（57パーセント）減少した。	・AUSTRACにより課された罰金及び関連コスト（1,478百万豪ドル）の不発生により、費用は対2020年度比で減少したが、以下によって部分的に相殺された。 ・コインベース・インクに対する投資の利益に関連する運用報酬（120百万豪ドル）。 ・COREプログラムのコストの増加、並びに顧客への返金及び支払に関する見積りのための引当金の増加（2021年度においては176百万豪ドル、2020年度においては168百万豪ドル）。
減損費用は、171百万豪ドル（大） ¹ 増加した。	・2020年度の減損損失戻入益は、主に集約的に保有されるオーバーレイが不要になったことによる。

1. 本書において、「大」とは、a)前期比で200パーセントを超える金額の変動があったこと、b)前期比で400ベース・ポイントを超える割合の変動があったこと、又はc)前期比で符号がプラスからマイナスに転じたこと若しくはその反対のいずれかを意味している。

(vi) 9月30日に終了した各年度の連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
営業活動によるキャッシュ・フロー		
利息受取額	22,430	27,215
利息支払額	(5,677)	(11,466)
配当金受取額（生命保険事業を除く）	4	16
利息以外の収益受取額	3,340	2,894
業務費用支払額	(10,941)	(8,598)
法人税等支払額（生命保険事業を除く）	(2,639)	(3,080)
生命保険事業：		
保険契約者及び顧客からの入金	976	2,235
利息その他類似の項目	22	21
配当金受取額	12	306
保険契約者及びサプライヤーへの支払	(1,168)	(2,302)
法人税等支払額	(49)	(6)
営業資産及び負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー	6,310	7,235
純（増）／減：		
支払担保金	305	348
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	19,316	(8,756)
金融派生商品	(2,420)	1,851
貸付金	(15,098)	18,272
その他の金融資産	(274)	273
生命保険に関する資産及び生命保険債務	(593)	(277)
その他の資産	6	70
純増／（減）：		
受入担保金	93	(1,096)
預金及びその他の借入金	33,737	28,910
その他の金融負債	9,036	11,817
その他の負債	(8)	4
営業活動から得た現金・預金（純額）	50,410	58,651
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券による収入	34,066	33,080
投資有価証券の購入	(28,840)	(51,332)
被支配会社の売却による収入（処分現金控除後）	1,272	-
関連会社の売却による収入	45	-
関連会社の取得	(8)	(8)
不動産及び設備の売却による収入	62	58
不動産及び設備の購入	(234)	(240)
無形資産の購入	(740)	(1,035)
投資活動から得た／（に使用した）現金・預金（純額）	5,623	(19,477)

(単位：百万豪ドル)	2021年	2020年
財務活動によるキャッシュ・フロー		
債券発行による収入（発行費用控除後）	46,799	34,766
発行済債券の償還	(65,272)	(65,160)
リース負債の元本部分の支払	(507)	(543)
借入資本の発行（発行費用控除後）	7,628	2,225
借入資本の償還	(1,548)	(262)
株式発行による収入	-	2,751
配当金株式再投資制度の引受けによる収入	719	-
株式報酬制度に関連する株式の購入	(28)	(29)
RSP自己株式の買戻し	(43)	(46)
その他の自己株式の売却／（買戻し）純額	-	14
配当金の支払	(2,846)	(2,518)
NCIに対する配当金の支払	(2)	(1)
財務活動に使用した現金・預金（純額）	(15,100)	(28,803)
現金・預金及び中央銀行預け金の純増額	40,933	10,371
現金・預金及び中央銀行預け金の為替相場変動による影響額	298	(301)
売却目的保有資産に含まれる現金・預金及び中央銀行預け金	(7)	-
現金・預金及び中央銀行預け金の期首残高	30,129	20,059
現金・預金及び中央銀行預け金の期末残高	71,353	30,129

キャッシュ・フロー分析

営業活動によるキャッシュ・インフローは、8,241百万豪ドル減少した。これは主に、貸付金によるアウトフローの33,370百万豪ドルの増加、金融派生商品によるアウトフローの4,271百万豪ドルの増加及びその他の金融負債からのインフローの2,781百万豪ドルの減少によるものであった。これは、トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産からのインフローの28,072百万豪ドルの増加、預金及びその他の借入金からのインフローの4,827百万豪ドルの増加、並びに受入担保金からのインフローの1,189百万豪ドルの増加によって部分的に相殺された。

投資活動によるキャッシュ・インフローは、25,100百万豪ドル増加した。これは主に、投資有価証券の購入の22,492百万豪ドルの減少、被支配会社の売却による収入の1,272百万豪ドルの増加、及び投資有価証券による収入の986百万豪ドルの増加による。

財務活動によるキャッシュ・アウトフローは、13,703百万豪ドル減少した。これは主に、債券発行による収入の12,033百万豪ドルの増加、及び借入資本の発行の5,403百万豪ドルの増加によるものであった。これは、2020年度における2,751百万豪ドルの株式発行、及び借入資本の償還の1,286百万豪ドルの増加によって部分的に相殺された。

4 【経営上の重要な契約等】

2021年9月30日に終了した年度中、上記において言及されたもの（第一部 第2 3 (2) (b) 「主な変更事項」において言及されたものを含む。）のほかに、

- ・ 当行グループの事業活動
- ・ 当行グループの業績
- ・ 当会計期間における当行グループの営業状況

に重大な影響を与えた、又はかかる影響を与えると予想される事情又は状況は発生していない。

5 【研究開発活動】

当行は大手金融機関であるため、研究開発活動はほとんどない。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第一部 第3 3 (iv)「コミットメント」に記載の、リース債務（契約満期までの残存期間別のもの）に係る契約上の割引前見積将来キャッシュ・フローを除き、該当なし。

2 【主要な設備の状況】

当行は、主にオーストラリア及びニュージーランドにおいて施設を占有している。2021年9月30日現在の支店数は997店（2020年度は1,105店）であった。2021年9月30日現在、当行が占有する消費者向け施設のうち当行が実際に所有しているものは、オーストラリアでは約1パーセント（2020年度は1パーセント）、ニュージーランドでは0パーセント（2019年度も0パーセント）であった。その他の施設は、商用リースに基づき2年から5年間のリース期間にわたり占有されている。2021年9月30日現在、当行が直接所有する法人向け及び消費者向け施設の帳簿価額は、69百万豪ドル（2020年度は72百万豪ドル）であった。

シドニーのセントラル・ビジネス・ディストリクトに存するウエストパック・プレイスは、当行グループの本店である。当行は、1階から23階をリースしており、これにより2030年まで占有することができる。また、当行は、24階から32階についても2024年までリースしている。建物の改修は2020年に完了した。当行はまた、シドニーのバラングルーにあるインターナショナル・タワー 2の1階から28階を2030年までリースしている。これらの施設を併せると、機動的な環境に約20,000名のスタッフを収容することができる。

当行は、シドニー・メトロのエリア内のコガラに引き続き企業の拠点を維持しており、延長オプション付きで2034年までリース契約を締結している。当行はまた、パラマタのパラマタ・スクエア8の8階分についてリース契約を締結している。この施設は、パラマタ及びコンコードの既存の施設に取って代わるものであり、機動的な環境に3,000名超のスタッフを収容することができる。

メルボルン市では、当行は、2026年までコリンズ・ストリート150番地の大部分をリースしており、2,000名超のスタッフを収容することができる。

ウエストパック・オン・タクタイ・スクエアは、ウエストパック・ニュージーランドの本店であり、オークランド市のカスタムズ・ストリートに近接するブリトーマート区域東端に位置しており、3棟の建物にまたがる25,854平方メートルのオフィス・スペースを含んでいる。当該施設のリース契約は、2031年までであるが、2棟の建物につき2回にわたる6年間の延長オプション及び3棟目の建物について1回の6年間の延長オプションが付いている。

3 【設備の新設、除却等の計画】

第一部 第4 2「主要な設備の状況」に記載のものを除き、該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

① 株式の総数

(2021年9月30日現在)

授権普通株数	発行済普通株式総数	未発行普通株式数
無制限 (無額面)	3,668,591,808株	該当なし

② 発行済株式

(2021年9月30日現在)

	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行済普通株式総数	上場金融商品取引所名	内容
発行済株式	記名式無額面株式	普通株式	3,668,591,808株	オーストラリア証券取引所、ニュージーランド証券取引所、ニューヨーク証券取引所	普通株式は、同一の議決権を有する。ニューヨーク証券取引所に上場されている各米国預託株式は、全額払込済普通株式1株を受領する権利を表象する。

普通株式オプション

当行は現在、業務執行役員及び上席役員株式制度の下では普通株式オプションの付与は行っていない。詳細は第一部 第6 1「財務書類」に対する注記32を参照のこと。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当なし。

(3) 発行済普通株式総数及び資本金の推移

単位：千豪ドル(百万円)

年月日	増（減）資額	増（減）資後 資本金	摘 要
2016年9月30日		33,469,426 (2,570,823)	全額払込済普通株式数：3,346,166,853
	1,451,787 (128,315)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式48,197,426株）
	10,575 (935)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 （普通株式1,383,928株）
	△43,018 (△3,802)		市場における購入（普通株式1,383,928株）により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2016年10月1日から2017年9月30日にかけての株式の増（減）数：48,197,426
2017年9月30日		34,888,770 (3,083,626)	全額払込済普通株式数：3,394,364,279
	631,557 (51,723)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式21,242,667株）
	565,996 (46,353)		ウエストパック転換優先株式の転換 （普通株式19,189,765株）
	3,622 (297)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 （普通株式1,117,573株）
	△35,225 (△2,885)		市場における購入（普通株式1,117,573株）により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2017年10月1日から2018年9月30日にかけての株式の増（減）数：40,432,432
2018年9月30日		36,054,720 (2,952,773)	全額払込済普通株式数：3,434,796,711
	1,488,741 (108,421)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式55,132,062株）
	△2,492 (△181)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 （普通株式1,283,316株）
	△32,790 (△2,388)		市場における購入（普通株式1,283,316株）により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2018年10月1日から2019年9月30日にかけての株式の増（減）数：55,132,062

年月日	増（減）資額	増（減）資後 資本金	摘 要
2019年9月30日		37,508,179 (2,731,608)	全額払込済普通株式数：3,489,928,773
	272,748 (20,443)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式10,836,236株）
	2,757,261 (206,663)		ウエストパック株主割当による新株発行 （普通株式110,919,861株）
	△29,128 (△2,183)		株主報酬制度を全額決済するための市場における購入（普通株式1,107,481株）。これらの株式は、株式報酬制度の受益者に対して無償で発行された。 2019年10月1日から2020年9月30日にかけての株式の増（減）数：121,756,097
2020年9月30日		40,509,060 (3,036,239)	全額払込済普通株式数：3,611,684,870
	400,828 (32,318)		配当金株式再投資制度（当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。） （普通株式20,213,205株）
	718,940 (57,968)		配当金株式再投資制度の引受 （普通株式36,693,733株）
	△27,513 (△2,218)		株主報酬制度を全額決済するための市場における購入（普通株式1,410,440株）。これらの株式は、株式報酬制度の受益者に対して無償で発行された。 2020年10月1日から2021年9月30日にかけての株式の増（減）数：56,906,938
2021年9月30日		41,601,315 (3,354,281)	全額払込済普通株式数：3,668,591,808

（注） 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

更なる詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27を参照のこと。

発行済のオプション、新株引受権及び制限株式

従業員持株制度に基づいて発行されたオプション及び新株引受権

2021年9月30日に終了した年度中、当行の従業員持株制度の下で、合計1,383,986個の業績連動型新株引受権及び241,520個の業績要件を課さない新株引受権が対価なしで付与された。権利確定条件を満たすことを条件として、新株引受権は対価なしで行使することができる。2021年9月30日現在、発行済新株引受権は、4,526,401個であった。

2021年9月30日に終了した年度中、オプションは付与されなかった。2021年9月30日現在、発行済株式オプションはなかった。

業績連動型新株引受権はすべて、業績査定期間の終了後に行使可能となる割合（もしあれば）を決定する業績要件に服する。業績要件を課さない新株引受権は、最低限のサービス要件に服する。

従業員持株制度に基づく市場における株式購入

2021年9月30日に終了した年度中、以下の普通株式が購入された。

連結及び親会社	2021年 株式数	2021年 平均株価 (単位：豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度（「ESP」）	1,178,527	19.09
制限株式制度（RSP） ¹	2,052,825	21.09
ウエストパック業績連動型制度（「WPP」） －行使された新株引受権	231,913	21.89
市場で買戻された普通株式合計	3,463,265	

¹ RSPに基づき従業員に割り当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

(注) 株式報酬制度の更なる詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記32を参照のこと。

(4) 普通株式の所有者別状況

(2021年9月30日現在)

区 分	株 主 数 (人)	所有普通株式数(A) (株)	普通株式総数に対する (A)の割合 (%)
個 人	537,515	1,028,836,006	28.05
受 取 名 義 人	13,093	30,905,385	0.84
法 人	145,763	2,608,850,417	71.11
計	696,371	3,668,591,808	100.00

(5) 普通株式の大株主の状況

(a) 普通株式の大株主の状況

(2021年9月30日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	発行済普通株式 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
HSBCカストディー・ノミニーズ（オーストラリア）リミテッド (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	832,611,829	22.70
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・プロプライエタリー・リミテッド (JP Morgan Nominees Australia Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	536,214,332	14.62
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライエタリー・リミテッド (Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	242,043,516	6.60
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド (National Nominees Limited)	ビクトリア州メルボルン市	111,801,041	3.05
BNPパリバ・ノミニーズ・プロプライエタリー・リミテッド（エージェンシー・レンディングDRP A/C） (BNP Paribas Nominees Pty Limited (Agency Lending DRP A/C))	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	65,294,745	1.78
BNPパリバ・エヌオーエムエス・プロプライエタリー・リミテッド（DRP） (BNP Paribas NOMS Pty Ltd (DRP))	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	41,338,559	1.13
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライエタリー・リミテッド（コロニアル・ファースト・ステートInv A/C） (Citicorp Nominees Pty Limited (Colonial First State Inv A/C))	ビクトリア州メルボルン市	34,014,786	0.93
HSBCカストディー・ノミニーズ（オーストラリア）リミテッド（NT-コモンウェルス・スーパー・コーポレーション A/C） (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited (NT-Commonwealth Super Corp A/C))	ニュー・サウス・ウェールズ 州シドニー市	25,962,499	0.71
オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッド (Australian Foundation Investment Company Limited)	ビクトリア州メルボルン市	15,545,000	0.42
ネットウェルス・インベストメンツ・リミテッド（ラップ・サービス A/C） (Netwealth Investments Limited (Wrap Services A/C))	ビクトリア州メルボルン市	10,182,409	0.28
合 計		1,915,008,716	52.22

2 【配当政策】

第一部 第1 1(2)(b)(ハ)「株主の配当等受領権等」を参照のこと。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

序論

コーポレート・ガバナンスに関する当項目は、取締役会の承認済みであり、2021年10月31日現在における当行のコーポレート・ガバナンスに関する枠組み、方針及び慣行について記載している。

i. 当行のコーポレート・ガバナンスに対するアプローチ

コーポレート・ガバナンスとは、当行が業務を行い、意思決定を行い、人材に責任を課す上で用いる制度、方針及びプロセスの枠組みである。かかる枠組みは、当行の取締役会、経営陣、従業員及びサプライヤーの役割及び責任について規定しているほか、取締役会及び経営陣の業績並びに企業としての報告、開示、報酬、リスク管理及び証券保有者のエンゲージメントに関する慣行の監視及び評価のための制度、方針及びプロセスについても規定している。

当行のコーポレート・ガバナンスに対するアプローチは、当行の日常業務を支える一連の価値観及び行動を基礎としており、透明性、公正な取引、並びに当行の顧客、株主、従業員及びコミュニティを含むステークホルダーの利益の保護を推進するよう設計されている。これには、当行がその事業及び業績の持続性の基盤であると考えて、最高基準のコーポレート・ガバナンスへの志向が含まれる。

2021年も、当行は引き続き、コーポレート・ガバナンスに対するアプローチの強化と改善に取り組んだ。これらの活動では、当行のリスクのガバナンスを持続的に向上させること、当行グループの文化を改善すること、及び責任がより明確化された、よりシンプルかつ安全な組織を作ることに関心を当てている。

リスク・ガバナンス及びリスク文化を改善する取組みの大部分は、CORE（顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス）プログラムを通じて実施されている。COREプログラムは、当行が今年前半にAPRAと締結した裁判所の法的強制力のある合意の要件を満たすための、総合的な作業プログラムである。COREプログラムには、それぞれに責任を負うグループ業務執行役員が定められた19のワークストリームが含まれ、取締役会のリスク・ガバナンス、リスク文化、経営陣の文化及び能力、組織設計、リスク管理の枠組み、コンプライアンスの管理等の分野が含まれる。当行は、COREに関する主要な活動を順調に進めており、プログラムは2024会計年度に完了する予定である。

当行の枠組み及び方針はコーポレート・ガバナンスの重要な要素であるが、達成される成果は、当行の人材が行う意思決定にも直接影響される。当行の人材の意思決定を支援する文脈及びガイダンスを提供することは、2021年の当行の重要な焦点であった。当行は引き続き、「オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援する」という目的と、これを支える当行の価値観及び行動を根付かせようとしている。

当行は引き続き、非中核事業の売却、事業部別業務モデルの導入、及び海外拠点の統合により、当行の簡略化を続けている。

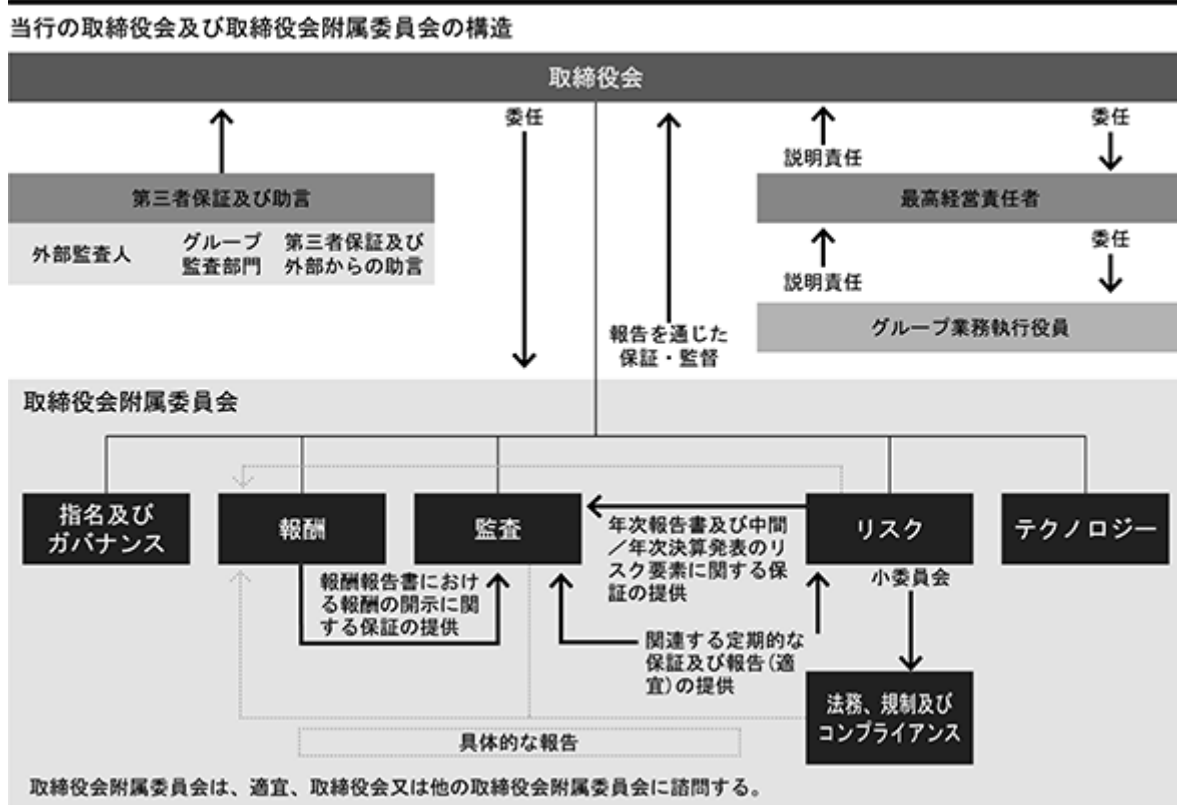
当行のCOREプログラム、並びに当行の戦略的優先事項である是正、簡略化及び実行に関する更なる情報は、第一部 第3 1「i. 経営方針」に記載されている。

2021年度通年における取締役会の重点分野

当年度、取締役会は、（その附属委員会の補助も受けて）以下の監督に重点的に取り組んだ。

- ・是正、簡略化及び実行という戦略的優先事項の下での主要な優先事項の実行
- ・COVID-19のパンデミックへの当行の対応（顧客及び人材を支援するための対策を含む。）
- ・顧客アウトカム、並びに財務及び財務以外のリスクのガバナンスを向上させるための、拡大されたCOREプログラムの開発及び実施
- ・AUSTRAC訴訟を受けて、当行の金融犯罪リスクの管理を改善するための継続的な取り組み
- ・エンド・ツー・エンドの業績についての責任及び説明責任を明確化するために2020年に導入された、事業部別業務モデルの実施及び実績
- ・非中核事業からの撤退及び海外拠点の統合による事業及び業務の簡略化
- ・2024会計年度までに80億豪ドルを目標として、当行のコスト基盤を再設定するための作業計画
- ・当年度から取締役3名、経営陣メンバー3名とする、取締役・経営陣チームの刷新
- ・当行グループの2023年持続可能性戦略の承認

ii. 当行の取締役会及び取締役会附属委員会の構造



iii. 役割及び責任

取締役会

取締役会の役割は、当行グループの堅実かつ健全な経営の監督のほか、当行及びその関連法人に対する指導及び戦略的助言の提供である。取締役会憲章に、取締役会の役割及び責任がまとめられている。主要な責任は以下のとおりである。

- ・ 当行グループの戦略的方針、事業計画及び重要な企業戦略イニシアチブの承認、及び経営陣によるこれらの実施の監督
- ・ CEO、首席財務担当役員（「CFO」）、グループ業務執行役員、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー、及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の任命の承認
- ・ 取締役会、取締役会附属委員会、CEO及びグループ業務執行役員の業績の評価及び検討
- ・ 当行取締役会の刷新方針の承認、並びに取締役会の人数及び構成の決定
- ・ ウエストパック・グループ報酬方針、並びにグループ業務執行役員、その他CEO直属の執行役員、銀行執行役員の説明責任体系（「BEAR」）に基づき説明責任を有するその他の者、及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の個別の報酬水準及び適切な場合における変動報酬の調整（失権及びクロバックを含む。）の承認
- ・ 年間目標及び財務書類の承認、並びに予測及び過年度業績に対する業績の監視
- ・ 当行の配当政策並びに支払われる配当の金額、性質及び時期の決定
- ・ 当行の財務及び財務以外のリスクの管理に関する全体的なリスク管理の枠組みの検討及び承認
- ・ 当行グループのリスク管理の枠組み、当行グループのリスク管理戦略及び取締役会のリスク選好宣言の承認、並びに当行グループによるリスク管理の有効性の監視
- ・ 当行のリスク文化に対する見方の形成、並びにリスク文化の望ましい変更の特定及びかかる変更のための取り組みの監督
- ・ 当行の活動による社会的、倫理的及び環境的な影響（気候変動の影響を含む。）の検討、基準の設定、並びに当行の方針及び慣行の遵守の監視
- ・ 当行グループにおける職場の安全衛生（「WHS」）に関する問題の監督及び監視、並びにWHSに関する適切な報告及び情報の検討
- ・ 当行の主任監督機関の代表者との定期的な面会
- ・ 当行の外部監査人との継続的な対話の維持

取締役会憲章は、当行のウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/constitutionboard/>）において入手可能である。

取締役はCEOに対し、及びCEOを通じて経営陣に対し、当行の事業の日常的な管理に対する責任を委任している。かかる委任には、委任文書に明示された制限及び制約が課されている。

取締役会は、その役割及び責任を果たす上で、6つの常設取締役会附属委員会の補助を受けている。各取締役会附属委員会に関する更なる情報は、「取締役会附属委員会の役割」と題する項目に記載される。

議長

取締役会は、独立非業務執行取締役のうち1名を議長に選任する。議長は、ジョン・マクファーレン氏である。同氏の役割には以下が含まれる。

- ・取締役会に関するすべての事項について、取締役会に対して効果的な指導を行うこと
- ・討議、課題及び意思決定を円滑に進めるため、議案を提示し、取締役会のすべての会議を主導すること
- ・会社秘書役との協力の下、年間を通じて取締役会の通常の会議を設定すること、並びに会議の議事録に、決定事項、及び必要に応じて個々の取締役の見解が正確に記録されるよう確認すること
- ・各取締役及び取締役会全体に対する評価のプロセスを監督すること
- ・取締役会の引継ぎを監督すること
- ・経営陣と取締役会を繋ぐ役割を果たし、取締役会とCEOの間のコミュニケーションの主要な窓口となること
- ・取締役会の見解を公に提示すること
- ・効果的なコーポレート・ガバナンスの体制を築き、これを維持する上での主導的役割を担うこと

CEO

当行のマネージング・ディレクター兼CEOは、ピーター・キング氏である。同氏の役割には以下が含まれる。

- ・経営チームのリーダーシップをとり、取締役会とともに経営陣の引継ぎに関する計画を監督すること
- ・事業及び計画された成果の達成のための戦略的目標を策定すること
- ・取締役会により承認された特定の権限の委任に基づき、当行グループの業務の日常的な管理を行うこと

iv. 取締役の技能、経験及び特性

当行は、当行グループの事業を主導するために必要となる金融その他に関する幅広い技能、知識及び経験を備えた取締役会を維持するよう努めている。取締役会は、当行取締役会がその全体的な構成において実現を目指している主要な技能及び経験、並びに各技能及び経験を備えた取締役の人数を、技能マトリックスを用いて示している。技能マトリックスは、図1に示すとおりである。

図1－2021年9月30日現在の取締役の技能、経験及び特性¹

技能及び経験	内容	取締役の人数
	戦略的及び商業的見識 商業上の判断を用いて戦略的目標を定め、事業計画を建設的に批評し、戦略を実行する能力	12/12 
	金融サービス業界における経験 銀行・金融サービス業（資産管理を含む。）への従事又は助言の経験、並びに同業界の経済推進要因に関する豊富な知識及びグローバルな事業に関する視点	10/12 
	財務に関する見識 大規模な事業の会計又はこれに関連する財務管理及び報告に高度に熟練していること	10/12 
	リスク 規制、財務及び財務以外に関するリスクを含むリスクの予測、認識及び管理、並びにリスク管理の枠組み及び統制の監視に関する経験	11/12 
	テクノロジー 大規模な複合的事業におけるテクノロジーの開発、又は応用の監督に関する経験（特にイノベーション及び当行グループのデジタル革新の戦略的優先事項に関するもの）	9/12 
	ガバナンス ガバナンス、環境及び社会に関する問題へのコミットメント及びこれらに関する知識（特に上場企業及び厳しく規制された業界に適用される法律、コンプライアンス、規制及び自主規制の枠組みに関するもの）	12/12 
	人材、文化及び行動 職場文化、労働意欲、管理職育成、引継ぎ及び報酬を含む人材関連事項に関する経験（特に当行グループの人材保持・育成イニシアチブ、並びにインクルージョン及び多様性に関する問題を検討しこれに対応する能力に関するもの）	11/12 
	エグゼクティブ・リーダーシップ 大規模な複合的組織のCEOその他上級指導職に就いた経験、及び当該役職において大きな変動期を乗り切った経験	10/12 
	上場企業における経験 オーストラリア国内外の上場企業2社以上において非業務執行取締役職を務めた経験	9/12 
	国際性 国際的業務に関する責任を伴う上級指導職としての経験、並びに当該役職における様々な政治、文化、規制及び事業環境へのエクスポージャー	9/12 
	顧客重視 大規模な複合的組織における強固な顧客重視文化の育成、及びその定着の監督に関する経験、並びに顧客アウトカムの実現への明確なコミットメント	9/12 

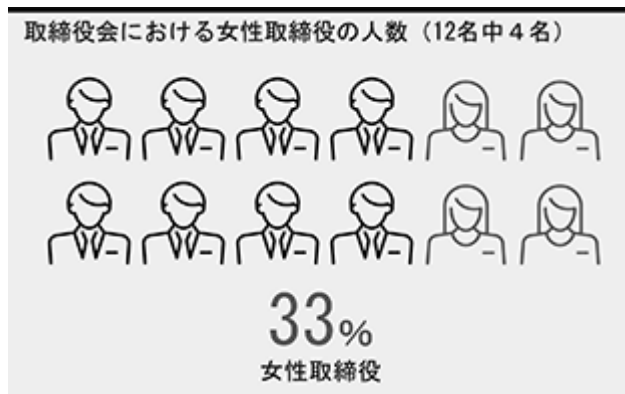
1 コーポレート・ガバナンスに関する当項目に記載される情報の一部は、スティーブン・ハーカー氏が当行の取締役であった2021年9月30日現在のものである。ハーカー氏は、2021年10月26日付けで取締役を退任した。

取締役会の多様性

熟練した多様な取締役の集まりは、当行を、より良い意思決定を行うことのできる、より強力な組織にする。性別の多様性に関して、2021年、取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、当行取締役会の40パーセント以上を女性とする目標を承認した。将来の報告期間については、この目標は、当行取締役会の構成において40パーセントを女性、40パーセントを男性とし、20パーセントについては性別を問わないという内容に修正されている。

当行は、この目標の達成に向けて努力しており、目標に対する実績は、取締役会の刷新の時期や取締役会の構成の変更によって随時変動する。

2021年9月30日現在の取締役会の性別の多様性は、以下のとおりである。



取締役会における女性取締役の割合は、2021年10月にスティーブン・ハーカー氏が退任したことを受けて増加しており、当行の2021年度定時株主総会においてクレイグ・ダン氏が退任した後、さらに変動する見込みである。

独立性

当行のすべての非業務執行取締役が、当行の独立性の基準を満たしており、当該基準はASXCGC提言に規定される指針並びにニューヨーク証券取引所（「NYSE」）により適用される基準に則している。

取締役会は、非業務執行取締役の任命の際及び毎年、非業務執行取締役の独立性の評価を行っている。各非業務執行取締役は、毎年自身の利害関係及び独立性に関する証明書を開示する。取締役は、経営陣から独立しており、かつ以下を実質的に妨害する可能性のある、又は実質的に妨害すると合理的に予測できる取引関係又はその他の関係を有していない場合に、独立していると認められる。

- ・当該取締役による、独立した自由な判断の実施
- ・他の者の利益ではなく、当行全体の最善の利益のために行動する能力

実質性は、一般的な実質性の基準を適用するのではなく、各非業務執行取締役の個人的な状況を考慮して個別に判断される。

各非業務執行取締役は、直接、又は当行若しくは他の当行グループ会社との間に利害関係、取引関係若しくはその他の関係を有している会社若しくはその他の事業体のパートナー、株主若しくは役員として、取引関係又はその他の関係を有する場合、これを開示することを求められている。取締役会は、非業務執行取締役の独立性を評価するのに際し、かかる利害関係又はその他の関係に関する情報（関連する財務その他の詳細を含む。）を考慮する。

Ⅴ. 取締役の任命

取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、取締役に任命する候補者を検討し、取締役会に推薦する。かかる推薦においては、以下の事項が特に考慮される。

- ・ 現任の取締役の技能、経験、専門知識、多様性、独立性及びその他の資質の組合せ
- ・ 当該候補者の特性が、いかにかかる技能及び資質のバランスをとり、これらを補完し、また取締役会の現在及び将来の構成に関する潜在的な技能のギャップを解消するか

取締役会は、一時的欠員を補充する目的で、又は現任の取締役に加えて取締役を任命することができる。ただし、取締役の総数が15名の非業務執行取締役及び3名の業務執行取締役を超えてはならない。CEOを除き、取締役会により任命された取締役の任期は、次回の定時総会終了時に満了するが、当該取締役は当該定時総会において株主により再選される資格を有する。

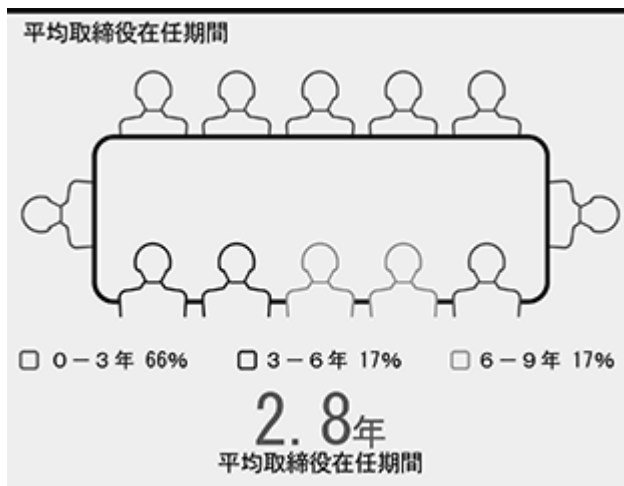
当行の定款では、各定時総会において、適格な取締役のうち3分の1、及び最後に選任されてから3年以上在任しているその他の取締役は退任しなければならないと規定されている。ローテーションによって退任する取締役の人数を決定する際には、一時的欠員を補充する取締役及びCEOは計算に含まれない。ローテーションによって退任する取締役は、最も長く在任している者である。退任する取締役の任期は、退任にかかる株主総会の終了時に満了するが、当該取締役は当該総会において株主により再選される資格を有する。

取締役の任命又は株主による選任若しくは再選の検討に先立って、当行は、デュー・ディリジェンスを行い、当該年度に実施された取締役会の業績評価の結果を考慮する。取締役が選任又は再選を希望する場合、当行は、取締役の選任又は再選の可否の判断に関連するあらゆる重要な情報を株主に提供している。

新取締役は、期待される役割、予定される任期を含む任命の条件、並びに報酬が記載された任命通知を含む就任書面一式を受領する。かかる通知は、ASXCGC提言に合致する。すべての新取締役は、当行の事業、戦略、文化及び価値観、並びに取締役会が現在直面している問題について理解を深めるための研修プログラムに参加する。研修プログラムには、主要文書の十分な検討及び組織内の様々な代表者との会合が含まれるほか、議長、CEO、各取締役会附属委員会の委員長及び各グループ業務執行役員との会合が含まれている。

当行取締役会の刷新方針は、議長を除く非業務執行取締役の最長在任期間を、最初に株主によって選任されてから9年に制限している。議長の最長在任期間は、最初に株主に選任されてから12年である（議長に選任される前に取締役として勤めた任期を含む。）。取締役会は、上記の最長在任期間を延長することが当行グループの利益となると認める場合、例外的に、かかる最長在任期間を1年延長することができる。

2021年9月30日現在の取締役の平均在任期間は、以下に示すとおりである。各取締役の勤続年数については、第一部 第5 3 (2) 「役員の状況」に記載される。



利益相反

すべての取締役は、取締役会に対し、実際の、潜在的な、又は明白な利益相反について、同職に任命された際に開示し、かつ随時最新情報を開示することを求められている。

取締役会が検討する事項に関して個人的に重要な利害関係を有する取締役は、その利害関係を申告しなくてはならない。当該取締役は、取締役会が別段の決定をしない限り、関連する取締役会の協議に出席することができず、関連する事項について議決権を行使することもできない。

継続的教育

取締役は、その役割を効果的に果たすために必要な技能及び知識を開発し、維持するため、年間を通じて開催されるワークショップへの参加、関連する現場視察への出席、及び関連する外部教育の受講を含め、継続的な教育及び訓練を受けている。

これらの活動は毎年計画され、取締役会及び取締役会附属委員会の年間予定に組み込まれている。さらに、取締役会及び取締役会附属委員会は、毎年行われる取締役会の有効性評価の一環として、追加的な教育及び専門能力開発の機会が提供されるべきか検討している。

情報へのアクセス

すべての取締役は、その職務を履行するために必要な会社の記録及び情報に無制限にアクセスすることができ、上級役員職から詳細な財務報告及び業務報告を定期的に受け取る。各取締役は、取締役退任後最長7年間の書類へのアクセスに関する規定を含む、アクセス及び補償に関する契約も締結している。

議長及びその他の非業務執行取締役は、定期的にCEO、CFO及びその他の上級業務執行役員と協議するほか、当行の従業員と協議し、追加情報を求めることができる。

助言へのアクセス

すべての取締役は、グループ法律顧問を含む内部の上級法律顧問に助言を求めることができる。

取締役会全体及び各取締役は、その責任の遂行に役立てるために、当行の費用で、独立した専門家に助言を求めることもできる。議長の事前の承認が必要であるものの、かかる承認は不合理に留保されてはならない。

報酬の枠組み

非業務執行取締役、CEO及びその他の上級業務執行役員の報酬に関する方針及び慣行を含む当行の報酬の枠組みに関する情報は、第一部 第5 3 (4)「役員の報酬等」を参照のこと。同項には、従業員持株制度の参加者が株式報酬に関連するリスクを軽減する取引を行うことを禁止する当行のヘッジ方針の詳細も記載されている。

vi. 業績評価

取締役会、取締役会附属委員会及び取締役

取締役会は、継続的な自己評価及び独立したコンサルタントへの年次業績評価の委託を行っている。

業績評価のプロセスには、取締役会、取締役会附属委員会及び各取締役の業績の査定が含まれ、その成果は収集及び分析され、取締役会に提出される。取締役会は、当該業績評価の結果について議論し、フォローアップ措置について合意する。これまでの業績評価に伴う措置は、取締役会の構成、プロセス、優先事項及び継続的な教育に関する事項に関連するものであった。また議長は、結果について個々の取締役及び取締役会附属委員会委員長と議論する。

議長の業績評価の結果は、議長を除く取締役全員によって検討された後、取締役会附属リスク委員会委員長と議長との間で非公開で議論される。

コーポレート・ガバナンスに関する当項目の日付現在、2021会計年度の実績評価は最終段階にあり、2021暦年末までに完了する予定である。

取締役会による経営陣の業績の評価

取締役会は、取締役会附属報酬委員会とともに、以下について責任を負う。

- ・CEOの選任、任命、及び任命の条件の決定
- ・CEOの目標及び目的の決定、並びにかかる目的に鑑みたCEOの業績の評価
- ・グループ業務執行役員、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー、及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の任命の承認
- ・CEO、首席リスク担当役員、人事担当グループ業務執行役員、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー、グループ法律顧問、並びに取締役会附属リスク委員会、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会及び取締役会附属監査委員会の各委員長から取締役会附属報酬委員会に報告された関連事項を踏まえて行う場合を含む、グループ業務執行役員及びその他の上級業務執行役員の個別の報酬水準及び適切な場合における変動報酬の調整（失権及びクローバックを含む。）の承認

新たな上級業務執行役員は全員、雇用条件が記載された雇用契約書及びそれぞれの役割に関する説明責任明細書を受領する。当行の戦略及び経営、並びに取締役会及び上級役員職の役割及び責任について話し合うため、ブリーフィング・セッションが設定される。

当行の業務執行役員報酬の枠組みの下で、上級業務執行役員の業績は毎年評価される。2021年9月30日に終了した年度における経営陣の業績の評価は、年度終了後に実施された。

上級業務執行役員の業績を見直すプロセス、並びに当行の業務執行役員報酬の枠組み、2021年度通年の業績目標及び達成された業績に関する更なる議論は、取締役会の報告書の報酬報告書に記載されている。

vii. 取締役会附属委員会の役割

取締役会は、その6つの常設取締役会附属委員会の補助を受けており、各取締役会附属委員会の主要な役割、責任及び構成は、それぞれの憲章に概説され、下表に要約されている。

取締役会附属委員会憲章は、当行のウェブサイト (<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/constitution-board/>) において入手可能である。現在、すべての取締役会附属委員会は、独立非業務執行取締役で構成されている。

取締役会附属委員会の委員は、それぞれの取締役会附属委員会に貢献できる技能と経験に基づいて選任されており、その資質については第一部 第5 3 (2) 「役員の状況」に記載されている。

委員会	主要な責任	構成に関する	
		要件	委員
取締役会附属 指名及びガバ ナンス委員会 （「指名及び ガバナンス委 員会」）	以下を含め、取締役会を補助すること ・取締役会及び主要子会社（ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド並びに当行の保険子会社及び退職年金子会社を含む。）の取締役会への非業務執行取締役候補者の推薦 ・取締役の就任及び継続的教育に関するプロセスの検討 ・非業務執行取締役、CEO、グループ業務執行役員、グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー及びその他の上級業務執行役員の引継ぎに関する計画の検討 ・当行グループ内の全般的な多様性に関する毎年の検討（多様性を実現するための測定可能な目標、並びに当行グループにおけるかかる目標の達成度の承認を含む。） ・任期、独立性及び取締役会の刷新／構成に関するものを含む、当行グループのコーポレート・ガバナンスの方針の検討及び（必要に応じて）承認	各取締役会附属 委員会委員長及 び取締役会議長 （いずれも独立 取締役であるこ と）	・ジョン・マ クファーレ ン（委員 長） ・ピーター・ ナッシュ ・マイク・ ホーカー ・クレイグ・ ダン ・ピーター・ マリオット ・マーガレッ ト・シール

取締役会附属 報酬委員会 （「報酬委員会」）	以下について検討し、勧告することにより、取締役会を補助すること ・当行グループ報酬方針、及びその有効性の評価 ・非業務執行取締役、CEO、グループ業務執行役員及びその他の上級業務執行役員の個別の報酬水準 ・当行グループ報酬方針に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造 ・CEOの目標及び目的、並びにかかる目的に鑑みたCEOの業績の評価 ・グループ業務執行役員及びその他の上級業務執行役員に対する短期及び長期変動報酬制度並びに変動報酬の成果及び調整 ・すべての株式ベースの報酬制度の承認	3名以上が非業務執行取締役であること 委員の過半数が独立取締役であること 委員長が独立非業務執行取締役であること	・クレイグ・ダン（委員長） ・ノラ・シャインケステル ・マーガレット・シール
取締役会附属 監査委員会 （「監査委員会」）	以下を監督することにより、取締役会を補助すること ・当行及びその関連法人の財務書類及び財務報告制度の完全性 ・外部監査人による筆頭監査業務執行責任者の任命、解任及びローテーション、並びに外部監査人の資格、業績、独立性及び報酬を含む外部監査の委任 ・内部監査機能の実施 ・当行グループの財務報告を含む、グループの企業報告の完全性	3名以上が非業務執行取締役であること 委員の過半数が独立取締役であること 委員長が取締役会議長以外の独立非業務執行取締役であること	・ピーター・ナッシュ（委員長） ・クリス・リンチ ・ピーター・マリ奥特

取締役会附属 リスク委員会 （「リスク委 員会」）	以下に関して取締役会を補助すること ・財務及び財務以外のリスクの管理のための当行グループの全体的なリスク管理の枠組みの検討及び承認 ・当行グループ全体のリスク文化の監督 ・その他のリスク管理の枠組みの見直し及び承認、並びに／又は当該枠組みに基づく成果の監視（適切な場合） ・当行グループのリスク管理の枠組み、当行グループのリスク管理戦略、及び取締役会のリスク選好宣言の承認 ・APRA健全性基準CPS 220 リスク管理に基づくAPRAへのリスク管理に関する年次申告 当該委員会は、以下についても責任を負う。 ・当行グループのリスク選好宣言との整合性について、当行グループのリスクの構造及び統制を検討及び監視 ・委任された信用リスク及び市場リスクの承認権限に適用される制限及び条件の検討及び承認 ・採用された重要なシナリオを含むストレス・テストの検討、監督及び（該当する場合）承認、並びに重要なストレス・テストの結果及び経営陣による対応の監視 ・データ侵害、サイバー・セキュリティ・インシデント及び情報セキュリティ・テストの結果を検出し、これらに対応するための制度を含め、情報セキュリティを確保するための方針及び対策に関する報告書の検討	3名以上が非業務執行取締役であること 委員の過半数が独立取締役であること 委員長が取締役会議長以外の独立非業務執行取締役であること 取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会委員長が委員であること 取締役会附属監査委員会の委員1名以上及び取締役会附属報酬委員会の委員1名以上が委員であること	・ピーター・マリオット（委員長） ・クレイグ・ダン ・クリス・リンチ ・ピーター・ナッシュ ・ノラ・シャインケステル ・マーガレット・シール ・オーデット・エクセル
取締役会附属 法務、規制及びコンプライ アンス委員会 （「法務、規制及びコンプ ライアンス委 員会」）	リスク委員会による以下の監督を補助すること ・当行グループに関連する重要な法律上及び規制上の変更 ・当行グループによる、以下を含む特定の財務以外のリスクの管理 - 重要な訴訟（集団訴訟を含む。）及び監督機関による調査 - コンプライアンス - コンダクト・リスク - 金融犯罪リスク - 顧客関係の是正活動及び顧客からの苦情 - リスク委員会が法務、規制及びコンプライアンス委員会に委託する、リスクに関するその他の活動	3名以上が非業務執行取締役であること 委員の過半数が独立取締役であること 委員長が取締役会議長以外の独立非業務執行取締役であること リスク委員会の委員長が委員であること	・マーガレット・シール（委員長） ・ネリダ・シーザー ・マイク・ホーカー ・ピーター・マリオット ・ピーター・ナッシュ

取締役会附属 テクノロジー 委員会 (「テクノロジー ジェー委員 会」)	以下を監督することにより、取締役会を補助する こと ・当行グループのテクノロジー及びデータに関す る戦略の実施 ・主要なテクノロジー革新プログラムの達成状況	取締役3名以上 で構成され、う ち業務執行取締 役は1名以下で あること 各非業務執行取 締役が独立取締 役であること	・マイク・ ホーカー (委員長) ・ネリダ・ シーザー ・ピーター・ マリOTT ・オーデッ ト・エクセ ル

取締役会は随時、この他に委員会を設置し、又は取締役に対して特定の追加的任務を引き受けるよう要求することができる。また、取締役会は随時、戦略的意思決定並びに資本及び資金調達活動に関するデュー・ディリジェンス委員会に（直接又は代表者を通じて）参加する。

各取締役会附属委員会は、

- ・当該取締役会附属委員会が把握した取締役会又は他の取締役会附属委員会に関連する事項を、取締役会又は当該取締役会附属委員会に報告する。
- ・必要な資源及び情報を利用する権利を有し、当行の従業員及びアドバイザーに直接連絡することができる。

取締役会附属監査委員会の財務に関する知識

取締役会附属監査委員会のすべての委員は、適切な財務経験及び金融サービス業界に関する知識を有しており、ASXCGC提言、1934年証券取引所法（米国）（その後の改正を含む。）及びその関係規則、並びにNYSE上場規則に基づく独立性の要件を満たしている。

取締役会は、ナッシュ氏が米国証券法に基づく「監査委員会の金融専門家」であり、独立していると判断した。

ナッシュ氏の監査委員会の金融専門家への指名は、同氏に取締役会附属監査委員会の委員として担う以上の職務、義務又は責任を課すものではなく、その他の取締役会附属監査委員会の委員又は取締役会のメンバーの職務、義務又は責任に影響するものでもない。監査委員会の金融専門家は、他の目的に関する「専門家」とはみなされない。

取締役会及び取締役会附属委員会の会議

2021年9月30日に終了した年度における取締役会及び取締役会附属委員会の会議の回数及び各取締役の出席状況は、取締役会の報告書のセクション9に記載されている。

取締役会附属委員会の定例会議は、少なくとも四半期ごとに開催され、取締役会附属リスク委員会並びに取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会はいずれも、少なくとも年6回会議を行う。すべての取締役会附属委員会は、必要に応じてより頻繁に会合することができる。

非業務執行取締役は、定期的に経営陣が不在の場で会議を行い、かかる場にふさわしい問題を議論する。上級業務執行役員及び指名されたその他の従業員は、適切と認められる場合、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に参加することができる。また、各会議の間に取締役がこれらの者と連絡をとることもできる。

すべての取締役は、利益相反がないことを条件として、取締役会附属委員会の全書類を受け取り、取締役会附属委員会のすべての会議に出席することができる。

CEOは、検討される事項について個人的に重要な利害関係がある場合を除いて、取締役会附属委員会のすべての会議に出席する。

監督機関との面会

取締役らはまた、当年度中、オーストラリア証券投資委員会、オーストラリア金融監督局、オーストラリア取引報告分析センター、オーストラリア情報コミッショナー事務局及びオーストラリア金融苦情対応局の代表者と面会した。

会社秘書役の役割

当行の会社秘書役は、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、ガバナンスに関して取締役会に助言すること及び経営陣と共同して取締役会の決定に実務上の効果を与えることを含む秘書役の機能に対して責任を有する。会社秘書役はまた、取締役会の適切な機能に関するあらゆる事項について、議長を通じて取締役会に対して説明責任を有する。

会社秘書役のプロフィールは、取締役会報告書に記載されている。

Ⅷ. 多様性

当行では、個性ある人材が協力することで、優れた成果を挙げることができるかと認識している。当行は、尊重され、繋がりを持ち、支持され、評価されていると感じられる多様な従業員を育成することで、インクルーシブな職場を築くことに力を注いでいる。

当行の目標は「オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援する」ことであるが、これは、私たちのアイデンティティの一部をなす年齢、文化的背景、障害、民族性、性別、性自認、婚姻又は家族の状況、宗教的信念、性的指向、社会経済的背景等に関わらない。

当行の「インクルージョン及び多様性に関する戦略及び方針」は、当行をその従業員及び顧客にとってインクルーシブな場所にするという当行のコミットメントを定めている。当行は、その事業慣行全体にわたり、個人差を受け入れる文化の中で人々を引きつけ、採用し、育成し、維持することに尽力している。

2021-23年度のインクルーシブ及び多様性に関する優先事項

当行の経営陣は、当行グループ全体のインクルージョン・多様性計画を監督し、進捗状況を年2回確認している。

当行の2021-23年度インクルージョン・多様性計画には、3つの優先分野がある。

- ・上級職における50パーセントのジェンダー目標
- ・文化の多様性に対する理解の向上
- ・先住民の従業員のための魅力あるキャリア機会の構築

インクルージョンの実現

当行は、すべての従業員に、多様性を尊重し、すべての人を包摂する文化を育む努力を期待する。

取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、多様性及びインクルージョンに関する目標の承認並びに当該目標の達成度の監督を含め、当行グループ内の多様性について毎年検討している。

取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、取締役会、上級業務執行役員¹及び従業員全般の構成における性別の多様性を達成するための当行グループの測定可能な目標（当該報告期間に関して設けられたもの）を、以下のとおりとすることを承認した。

- ・当行取締役会の40パーセント以上を女性とすること
- ・上級業務執行役員人口の40パーセント以上を女性とすること
- ・指導職の女性²の割合を50パーセント以上で維持すること
- ・従業員全般に占める女性の割合が50パーセントを下回らないようにすること

当行は最近、40：40ビジョンに署名し、取締役会附属指名及びガバナンス委員会は、将来の報告期間に関して、取締役会、経営陣及びゼネラル・マネジャーの構成において40パーセントを女性、40パーセントを男性とし、20パーセントについては性別を問わないという測定可能な目標を承認した。指導職の50パーセントを女性とし、従業員全体の50パーセントを女性とするという既存の測定可能な目標には変更はない。

2021年9月30日現在、当行グループの女性従業員の割合は以下のとおりである。

- ・取締役会：33パーセント
- ・上級業務執行役員人口：40パーセント
- ・指導職：50パーセント
- ・当行の従業員全体：55パーセント

当行は、同一労働に対して同一賃金が与えられなければならないことを認識した上で、男女同一賃金の達成に尽力している。当行は、問題点を特定し、報酬格差があればその調査及び対処のための措置を講じるために、報酬格差の分析を毎年行っている。

当行の10個の従業員アクション・グループは、ジェンダー、LGBTIQ+、若年及び熟年従業員、指導職の文化的多様性、アクセシビリティ、先住民の従業員、退役軍人、技能者ボランティア、並びにドメスティック及びファミリー・バイオレンス被害者への支援等の幅広いトピックにわたり、当行におけるインクルーシブな文化の強化に貢献している。

当行では、育児休暇（流産を経験した従業員への支援を含む。）、介護・看護休暇、福利・ライフスタイル休暇、キャリア休暇、追加購入休暇、無制限のドメスティック及びファミリー・バイオレンス被害者支援休暇、性転換休暇、ソーリー・ビジネス休暇、ボランティア休暇、緊急サービス休暇など、柔軟性を支える様々な休暇のオプションを提供している。

当行は、セクシャル・ハラスメントのない職場であること、並びに、互いに尊厳、礼儀及び敬意をもって接することの確保に尽力している。当年度中、当行はその「セクシャル・ハラスメントに関する方針」を、オーストラリアの職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する全国調査であるリスpekt・アット・ワーク報告書に沿って独立した方針へと引き上げた。

- 1 当行の測定可能な目標に関して、「上級業務執行役員」とは、グループ業務執行役員及びゼネラル・マネジャーとして定義される。
- 2 指導職の女性とは、当行グループ全体で指導職にある（常勤又は最長の期間雇用の）女性の比率を指す。これには、CEO、グループ業務執行委員、ゼネラル・マネジャー、業績に重要な影響を与える上級指導職（ゼネラル・マネジャーの直属の部下及びその直属の部下）、大きな（3名以上の）チームのリーダーであってゼネラル・マネジャーの下に続く3階級の者、並びに銀行支店長及び副支店長が含まれる。

ix. 倫理的な意思決定

当行の意思決定において、倫理的かつ責任ある意思決定は極めて重要である。当行の目的、価値観及び行動は、当行の行動規範並びに関連する方針及び枠組みとともに、当行グループ全体にわたって倫理的かつ責任ある意思決定の文化を浸透させ、強化することに重点を置いている。

目的、価値観及び行動

当行の「オーストラリア国民とニュージーランド国民の成功を支援する」という目的、並びに当行の価値観及び行動は、何が最も尊重されるのか、当行の人材は何をすべきかを明確にし、当行の文化の方向性を定めている。当行の目的、価値観及び行動は、適切な業績、リスク及び顧客文化を推進するために不可欠なものとして当行が特定した、4つの主要な文化的転換に由来している。

- ・ **デジタル化、簡略化、明確かつ迅速**—権限を与えられ、行動する勇気と簡略化された制度・プロセスを有する人材
 - ・ **役割の明確化、明確な説明責任、権限付与**—誰もが合意された成果を達成する上での自らの役割を理解し、真のエンド・ツー・エンドの説明責任を有する優秀なチーム
 - ・ **現状の客観的評価、建設的に異議を唱える能力**—改善すべき分野に関して率直であり、問題を早期に提起することに安心感を持って建設的に異議を唱えることができること
 - ・ **発言することへの安心感**—リスクの負担—失敗が成長と発展を支えるための学習機会として扱われる文化
- 目的を達成するための取組みにおいて、当行は「HELPS」の価値観を指針としている。

役に立つこと (Helpful)

- ・ 素晴らしい顧客満足度を提供することに情熱を注ぐ。

倫理的であること (Ethical)

- ・ 正しい行動を取ると信頼されている。

変化を牽引すること (Leading Change)

- ・ より良くし、より良くある意志を持っている。

実行すること (Performing)

- ・ 実行する責任を負う。

簡易的であること (Simple)

- ・ 簡易的かつ簡単であることを目指す。

当行の価値観を支えるのは、16の行動である。当行は現在、以下の6つの主要な行動に注力している。

- ・ 私は行動し、「口に出したことは実行する」
- ・ 私は常に、「できるか (Can We?)」に加えて「すべきか (Should We?)」を問う
- ・ 私は、何かが正しくないと感じたら建設的に異議を唱える
- ・ 私は、自分の役割と自分にできる意思決定を明確に理解している
- ・ 私は、リスクを管理する責任を負っている
- ・ 私は常に、「もっとシンプルにできるか」を問う

当行の目的、価値観及び行動は、2020年8月に立ち上げられた。それ以降、新たな目的、価値観及び行動を組み込むための重要なイニシアティブが（一部は継続的に）実施されており、これには包括的なコミュニケーションのアジェンダ、リーダー主導のイニシアティブ、並びに制度、プロセス及び方針の間の調整など、当行の日常業務に影響を与えるものが含まれている。

行動規範

当行グループの行動規範（「当行規範」）は、当行の人材が正しい行動をとることへの期待を定めている。当行規範は、法令を遵守する義務を超え、顧客、コミュニティ及び相互にとって公正な結果を確保するために行動を改善する上での重要な側面となっている。

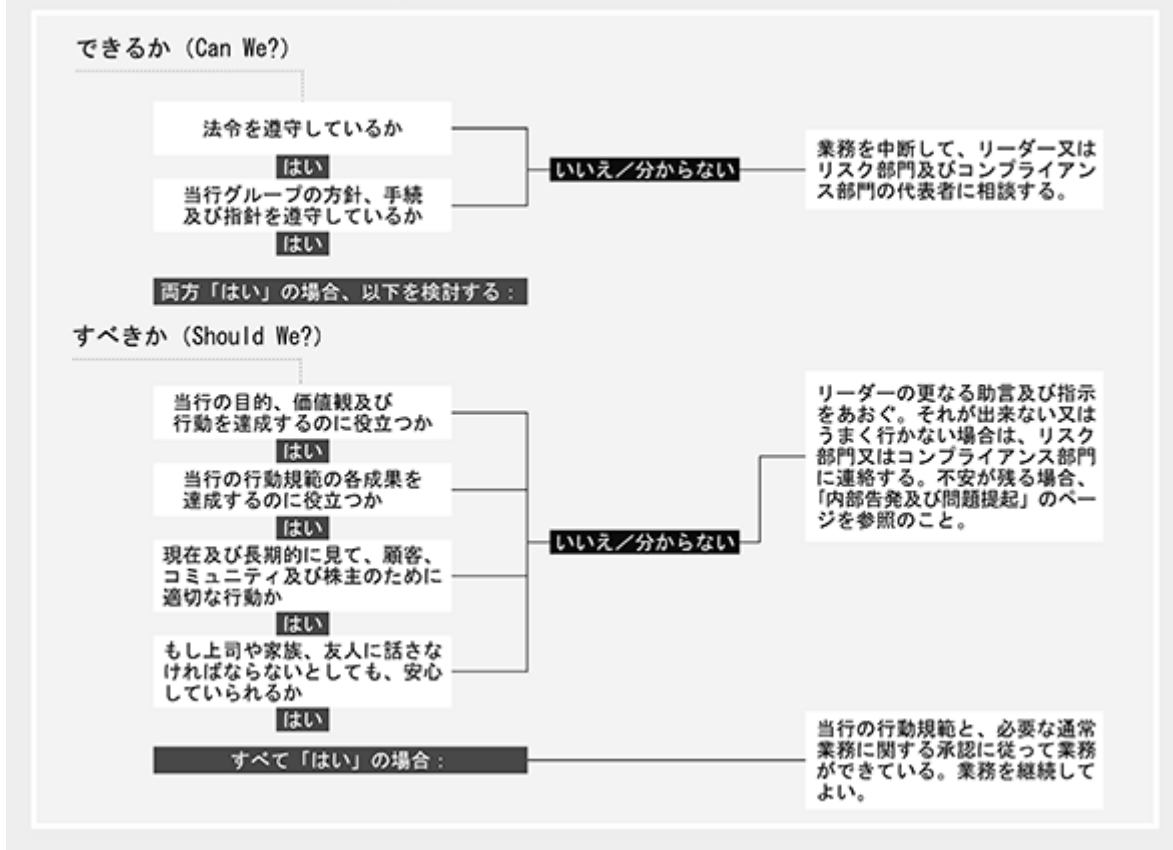
当行規範は、意思決定の際に「すべきか (Should We?)」のテスト（下記の図2を参照のこと。）を行い、基準が満たされない場合には声を上げることを当行の人材に奨励している。

当行は、当行規範の不遵守を極めて深刻に捉えている。当行規範に対する重大な違反は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に報告される。

当行規範を支えるのは、持続可能な商慣行及び行動に対する当行のコミットメントをまとめた多数の枠組み及び方針である。これらには、人権、気候変動、並びにその他の環境及び社会への影響など、持続可能性に関するテーマを扱う外部の規範、行動原則、方針及びポジション・ステートメントが含まれる。

当行規範は、当行のウェブサイト (<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>) において入手可能である。

図2－「すべきか (Should We?)」テスト



x. 重要な方針

当行は、規制のコンプライアンス及び人的資源の要件を管理するために、多数の重要な方針を有している。また、当行は銀行取引準則及び電子決済に関する行動規範等、様々な外部産業規定も遵守している。

上級財務担当役員の倫理規定

会計慣行及び財務報告規定（COAPFR）は、当行規範を補完するものである。COAPFRは、当行のCEO、CFO及びその他の主要な財務担当役員が最高レベルの倫理基準に基づいて会計慣行及び財務報告に関する義務及び責任を果たすことを支える目的で制定されている。COAPFRは、これらの役員に以下を要求している。

- ・とりわけ利益相反に関して、誠実かつ倫理的に行動すること
- ・報告及びその他のコミュニケーションにおいて完全、公正、正確かつ適時な開示を行うこと
- ・関係法令及び規則を遵守すること
- ・COAPFRに対する違反を迅速に報告すること
- ・COAPFRの遵守に対し、説明責任を負うこと

COAPFRは、当行のウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>）において入手可能である。

権限の委任

権限の委任に関する方針の枠組みは、当行グループ内での意思決定（取締役会への上申及び報告の手段を含む。）を統制するために当行が採用している原則をまとめたものである。

取締役会がCEOに対し、及びCEOを通じて他のグループ業務執行役員に対し委任した権限の範囲及び制限は、正式な委任文書に明示されており、支出、資金調達及び証券化、並びに貸付等に及ぶ。

当該委任は、経営陣の効果的な監督と、適切な権限付与及び説明責任との間の均衡を保つことを目的として実施されている。経営陣が委任を受けた権限の範囲外の事項や取引については、取締役会又は関連する取締役会附属委員会に承認を求めなければならない。

証券の取引

ウエストパック・グループ証券取引方針に基づき、取締役、従業員、出向者及び業務受託者は、内部情報を有している場合、あらゆる有価証券及びその他の金融商品の取引を禁止されている。これらの者は、証券の取引するために内部情報を利用する可能性のある他者に当該情報を提供することも禁止されている。また、役職の序列又は性質により、当行の重要な秘密情報に接する取締役及び従業員、出向者又は業務受託者（指定従業員と呼ばれる。）（及びそれらの「関係者」）には、年次及び中間決算発表の前及び直後における取引の禁止を含む追加的な制限が適用される。

ウエストパック・グループ証券取引方針は、当行のウェブサイトのコーポレート・ガバナンスのセクション（<https://www.westpac.com.au/aboutwestpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>）において入手可能である。

問題報告及び告発者保護

ウエストパック・グループ内部告発方針に基づき、当行は従業員、業務受託者、出向者、元従業員、ブローカー、サービス提供者及びサプライヤーに対し、当行の不法な又は倫理に反する可能性のある活動又は行動につき、問題を提起することを推奨している。当行の上級役員職は、不正行為を報告した者を支援し、かかる者の尊厳、福祉、キャリア及び評判を守ることに尽力している。当行は、内部告発に関連する報復や敵対行為を容認しない。

問題の提起は、当行の問題報告システムであるコンサーン・オンライン（Concern Online）及び内部告発者ホットライン（Whistleblower Hotline）を含む内部告発手段を用いて行うことができる。いずれの手段においても、匿名での報告が可能である。

当行の内部告発者保護委員（Whistleblower Protection Officers）は、報告を行うことによる個人的な不利益から内部告発者を保護する責任を有する。内部告発者保護委員はまた、内部告発者とやりとりし、報復行為のリスクに対処する。内部告発者は、内部告発者保護委員に問題を直接提起することもできる。

内部告発方針に基づき、当行は、問題の調査を内密、公正かつ客観的な形で行わなければならない。かかる調査により不正行為が明らかになった場合、当行はそのプロセスを変更し、当該不正行為に関わった当事者の処分を行うことを含む措置を講じる。また、かかる問題を関係当局及び監督機関に報告する結果となる場合もある。

取締役会附属監査委員会は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会とともに、当行の内部告発プログラムの監督を担い、四半期ごとに内部告発に関する報告（内部告発プログラムの実績を把握するための主要な指標及び評価基準を含む。）を受ける。

ウエストパック・グループ内部告発方針の下で報告された重要な内部告発の事案は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に報告される。当行の内部告発方針は、当行のウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/content/dam/public/wbc/documents/pdf/aw/WBC-speaking-uppolicy.pdf>）において入手可能である。

賄賂及び腐敗防止

当行グループは、賄賂及び腐敗防止（「ABC」）方針、ABC基準、並びに賄賂防止のための手順及び制度を有している。これらは、全体として当行のABCの枠組みを構成する。ABC方針の重大な違反は、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会に報告される。ABC方針は、当行のウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/anti-bribery-corruption-policy-procedures/>）において入手可能である。

当行は、いかなる形態の賄賂及び腐敗行為も一切許容しない。これには、便宜を図るための金銭授受や秘密の手数料の要求の禁止が含まれる。

当行は、賄賂及び腐敗行為に関するリスクの管理並びに業務を行うすべての法域における関連するABC法の遵守を通じて、賄賂及び腐敗行為の防止、発見及び抑止に取り組んでいる。かかる取組みには、オーストラリア1995年刑法典法（コモンウェルス）、2010年贈収賄法（英国）及び1977年海外腐敗行為防止法（米国）の遵守が含まれる。

ABC方針の下で、当行は、当行の役員、取締役、従業員、代理人、業務受託者、サービス提供者、子会社、及び当行のために又は当行に代わって行為する第三者に対し、適用あるすべてのABC法を遵守すること及び賄賂又は賄賂とみなされる可能性のある一切のものを提示、提供、承認、要求又は受領しないことを求めている。

当行は、1977年海外腐敗行為防止法（米国）により、内部統制の制度を設計し、正確な帳簿を維持し、正確な記録を維持することを求められている。

当行はまた、2010年贈収賄法（英国）を含む法律により、賄賂を防止するための適切な手続を設けることを求められている。適切な手続は、当行が合理的に直面する可能性のある賄賂及び腐敗行為に関するリスクに見合ったものでなければならない。

適任かつ適切な人材評価

当行取締役会に承認された当行グループの資質規定（Fit and Proper）方針（「F&P方針」）は、当行が取締役、BEARに基づく説明責任者、及びその他の主要な責任ある役職者の適性及び適切性をどのように評価するかをまとめたものである。

F&P方針は、当行によるAPRA健全性基準CPS 520及びSPS 520、銀行法（BEARを含む。）、関連するASICライセンス要件（オーストラリア金融サービス認可及びオーストラリア信用業務認可）並びにこれらに相当する海外の規制の遵守を支えている。

取締役会議長（評価対象が議長自身の場合には取締役会全体）は、当行のCEO及び非業務執行取締役の適性及び適切性の評価について責任を負っている。資質規定委員会は、取締役会から委任された権限に基づき、その他すべての主要な責任ある役職者の資質規定評価について責任を負っている。いずれの場合も、資質規定評価は当初の任命前に実施されるほか、毎年再評価が行われる。これには、対象の人員による申告の提出が含まれ、適宜、素性調査も実施される。

利益相反

当行の利益相反に関する枠組みは、利益相反を特定し、管理することを目的としている。利益相反に関する枠組みには、当行グループの利益相反に関する方針のほか、これを支える方針、基準及び手続が含まれる。

当行グループを代表して行動する者は、利益相反に関する枠組みに基づき、以下を行わなければならない。

- ・利益相反を速やかに、かつ適切に特定、申告、評価、管理及び記録すること
- ・利益相反に関する自らの義務を、誠実に、公正に、正直に、かつ然るべき技能、注意及び配慮を払って履行すること
- ・有効に管理することができない利益相反は回避すること
- ・職業上の判断に影響を与える又は影響を与えられる可能性のある金銭、贈答品、恩恵又は歓待の要求又は授受を行わないこと

現代奴隷

当行は、2015年現代奴隷法（英国）及び2018年現代奴隷法（コモンウェルス）の両方により、報告を義務付けられている。当行グループは、その支配下の報告対象会社を代表して共同声明を発表している。当該声明には、当行グループがその業務及びサプライチェーンにおける現代奴隷のリスクに対処するために講じている措置を記載する必要がある。

当行グループの2020年現代奴隷声明は、2021年3月に発表されている。

カスタマー・アドボケイト

当行のカスタマー・アドボケイトは、顧客からの苦情に基づいて当行の方針、手続及びプロセスの変更を勧告しており、特に、弱い立場にある顧客に対していかにして最良のサポートを提供できるかに注力している。また、個人向け銀行業務、小企業、並びに資産管理及び保険に関する事項に関連して顧客から寄せられた苦情の一部について、カスタマー・アドボケイトは、当行の苦情処理チームに助言及び指針を与えている。

xi. 持続可能性

当行は、持続可能かつ責任ある商慣行が、当行の事業、顧客、コミュニティ及び株主価値にとって重要であると考えている。持続可能性とは、リスク及び機会を、当行のすべてのステークホルダー（すなわち当行の顧客、従業員、サプライヤー、投資家及び地域社会のパートナー）、並びにより広範なコミュニティ及び環境全体の長期的なニーズのバランスをとることができるよう管理することである。

当行は、現在及び将来において、当行の事業及びステークホルダーにとって最も重要と考えられる事項に対処することを目指している。また、当行は、これが発展的な課題であることを理解しており、持続可能性に関する事項の管理を徐々に商慣行に組み込んでいくよう努めるとともに、新たな社会問題及び環境問題であって、当行が有意義な変化をもたらし、事業価値を高めるための能力と経験を有しているものの予測及び明確化も行っている。

報告

当行は、当行とそのステークホルダーにとって最も重要な持続可能性に関する事項（環境・社会リスクを含む。）について報告している。当行による関連するリスク及び機会の管理方法の詳細、並びに当行の持続可能性戦略の実績は、当行の通年及び中間の報告書一式に含まれ、当行のウェブサイトにおいて入手可能である。

当行の持続可能性に関する報告は、オーストラリア保証業務基準3000の過去の財務情報の監査又は検討を除く保証業務（改定を含む。）（「ASAE 3000」）に従って行われる第三者の限定的保証の対象となっている。また、保証提供者は、当行の持続可能性に関する報告書がGRI（グローバル・レポーティング・イニシアティブ）基準に従って作成されているかの評価も行っている。

持続可能性リスクに関する重要なエクスポージャー

当行は、気候変動リスクなどの環境・社会リスクにさらされている。当行は、これらのリスクに対する重要なエクスポージャーをリスク管理の戦略と枠組みに基づいて管理している。

これらを含む当行が直面するリスク、並びに当行におけるこれらのリスクの管理方法の詳細については、第一部 第3 2「i. リスク要因」及び第一部 第3 2「ii. リスク管理」に記載されている。

xii. リスク管理

当行グループのリスク管理の枠組みは、当グループが直面する重大なリスクを管理するための当グループのアプローチを示すものであり、下図に示されるとおり、強固なリスク文化と3つの防衛ラインのモデルに裏付けられた9つの構成要素からなる。効果的なリスク管理には、フレームワークのすべての要素が独立して、かつ全体的なアプローチの一部として機能することが必要である。この枠組みの中心にあるのは、各要素を束ねる強固なリスク文化の必要性と、当行グループのすべての部門が、3つの防衛ラインのモデルを通じてリスクを特定し、管理する責任を明確にする必要性である。

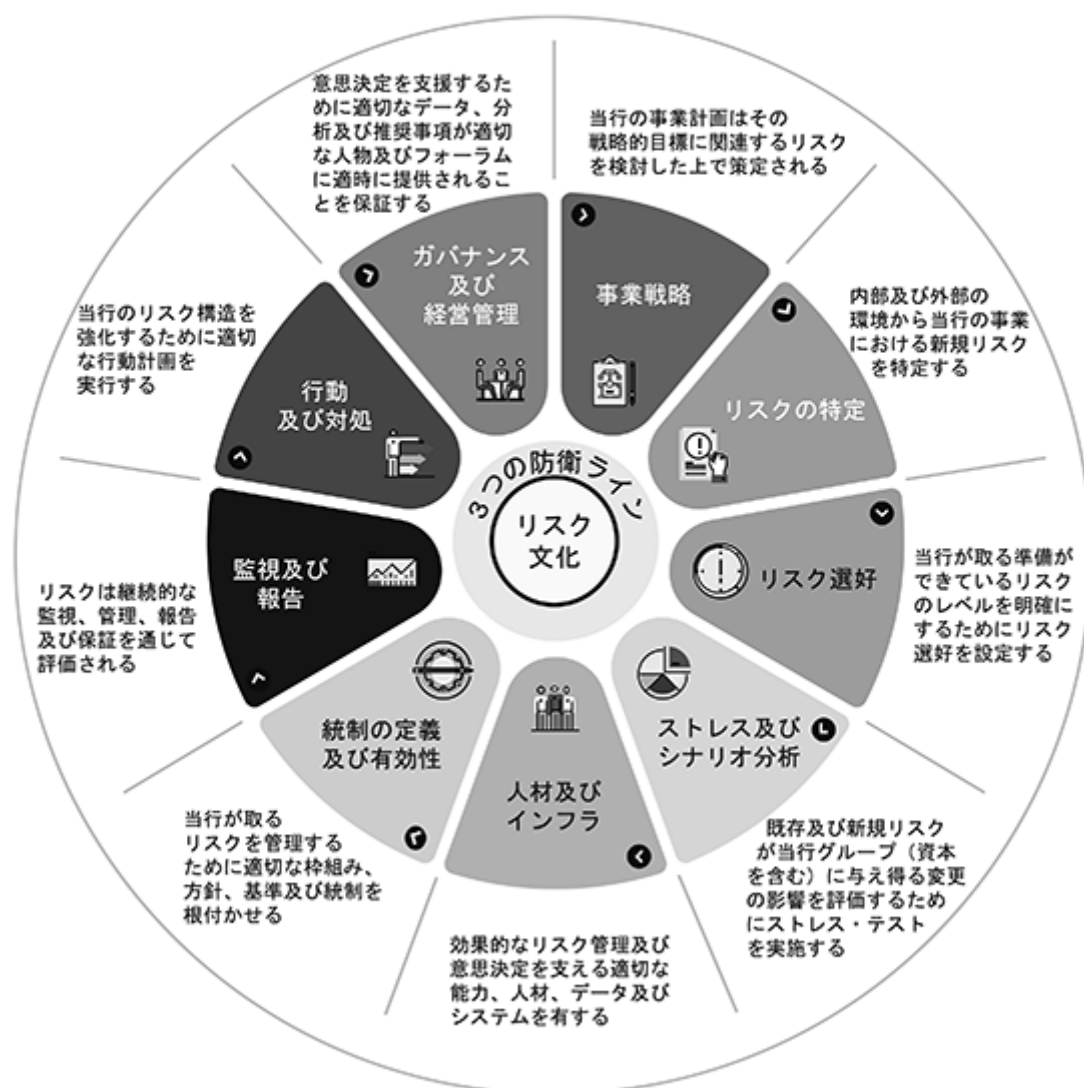
当行は現在、統合されたCOREプログラムの実施に力を注いでいる。このプログラムは、顧客における成果と当行におけるリスク管理の方法を持続的に向上させるよう設計されている。COREプログラムの主要な要素は、当行のリスク管理の枠組みの定着と、リスク文化の強化である。

当行グループのリスク管理の枠組み、当行グループのリスク管理の戦略、及び取締役会のリスク選好宣言は、取締役会附属リスク委員会により毎年見直されている。リスク管理の枠組みの見直しには、その枠組みが健全性を維持しているかどうか、及び当行がリスク選好を適切に考慮して業務を行っているかどうかについての検討が含まれる。2021年9月30日に終了した年度、当行グループのリスク管理の枠組み、当行グループのリスク管理の戦略、及び取締役会のリスク選好宣言は、取締役会附属リスク委員会の勧告に基づき、取締役会により承認された。

CEO及び経営陣は、当行グループのリスク管理の枠組み及びリスク管理の戦略の実施、並びに当行の活動におけるリスクを特定及び管理するための枠組み、方針、統制、プロセス及び手続の開発について責任を負う。

当行のリスク管理を支援するため、当行は、取締役会により承認されたリスク選好の範囲内で、当行グループ全体の重要なリスクの管理及び監督を支援する業務執行リスク委員会（「RISKCO」）を設置している。RISKCOは、リスク管理の枠組みの有効性及びリスク管理の戦略の実行も監督している。RISKCOは、複数の業務執行リスク委員会（下表を参照のこと。）によって支えられている。RISKCO及びこれらの委員会は、上級役員職がリスクに関する事項についてコミュニケーションをとり、報告するための重要な手段となっている。

リスク管理の枠組み



ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会（RISKCO）

主要な業務執行リスク委員会					
信用リスク委員会	市場リスク委員会	オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス委員会	金融犯罪リスク及びコンプライアンス委員会	健全性報告及びコンプライアンス委員会	部門別リスク委員会
その他の関連委員会					
資産・負債委員会					

リスク文化

当行は、当行グループのリスク管理の枠組みが効果的に機能するためには、強固なリスク文化が不可欠であると考えている。強固なリスク文化の構築及び維持は、当行がよりシンプルかつ強固な銀行を築く一助となる。

裁判所の法的強制力のある合意に基づきAPRAに提出されたCOREプログラムの主要な要素は、APRAから未熟かつ事後対応的であると指摘された当行のリスク文化を強化することである。

かかる欠陥への対処を支援し、統合された計画の下で必要な成果を達成するために、COREプログラムには、リスク文化の積極的な管理と監視を支えるワークストリームが含まれている。リスク文化を改善するとともに、リスクを積極的に特定、管理及び軽減し、リスク事象から学び、新たなリスクや機会を継続的に予測するリスク文化という当社の目標に向けた進展状況を追跡するための取組みの一環として、当社は以下を開発した。

- ・リスク文化の測定、監視及び管理を改善するのに役立つツール及びプロセス
- ・従業員に対してリスク管理の具体的内容に時間を割く機会を与える、当行グループ全体の学習プログラム

3つの防衛ライン

当行は、リスク管理の一助として、従業員全員が積極的な役割を担う3つの防衛ラインによるモデルを採用し、引き続き根付かせようとしている。

当行は、財務リスクと財務以外のリスクの両方にわたる継続的な作業プログラムの一環として、エンド・ツー・エンドのリスク管理能力の改善を続けている。リスク管理の説明責任をより明確にするために3つの防衛ラインのモデルを根付かせることは、COREプログラムの主要な構成要素である。COREプログラムに関する更なる情報は、第一部 第3 1「i. 経営方針」に記載されている。

第1の防衛ライン—事業及び支援：発生するリスクの管理

第1のラインでは、その事業においてリスクを積極的に特定、評価、負担及び管理する。また、事業活動が承認されたリスク選好及びリスクに関する方針の範囲内で行われることを確保するよう努める。

第1のラインは、発生するリスクを管理する上で、問題の特定、記録及び報告の手順を含む適切な構造、統制、リソース及び自主評価のプロセスを確立し、維持しなければならない。かかる責任を否定することはできない。第1の防衛ラインは、「自己保証」について責任を負っている。

第2の防衛ライン—第1のラインの活動に対する監督、見識及び統制の提供

第2のラインは、当行グループ全体にわたって使用される枠組み、統制（方針及び制限）並びに基準を設定する。第2のラインは、それらを遵守していない活動の是正又は中止を要求することができる。第2のラインのアプローチは、リスク・ベースかつ第1のラインの活動と均衡したものとすることが意図されている。

第2のラインの役割は、第1のラインの活動及び決定であって当行のリスク・ポジションに重大な影響を与えるものを検討し、これに異議を述べ、第1のラインによる統制、監視、コンプライアンス、及びリスクの軽減に向けた進展の有効性を独自に評価することである。第2のラインはまた、第1のラインに対し、リスク管理に対する各事業のアプローチの策定、維持及び強化を助ける見識を提供する役割を担う。

第2のラインは、リスクのエンド・ツー・エンドの監督を円滑化するために当行グループの全体的なリスク構造について検討し、報告する。

第3の防衛ラインー独自の監査の提供

グループ監査部門は、取締役会及び上級業務執行役員に、当行グループのガバナンス、リスク管理及び内部統制の適切性及び有効性について独自の客観的な評価を提供する、当行内部における第3のラインの保証機能である。

xiii. 財務報告及び監査

財務報告に対するアプローチ

当行の財務報告に対するアプローチには、以下の3つの中核となる原則がある。

- ・当行の財務報告書が当行の財政状態及び業績について真実かつ公正な見解を示していること
- ・当行の会計方針が適用ある会計基準及び方針に適合していること
- ・当行の外部監査人が独立しており、証券保有者の利益にかなうこと

取締役会は、当行の慣行を検討するに当たり、取締役会附属監査委員会を通じて、当該原則に関するオーストラリア及び海外における動向を考慮に入れている。

取締役会は、財務書類及び財務報告システムの完全性に関する監督責任を、取締役会附属監査委員会に委任している。取締役会附属リスク委員会は、取締役会附属監査委員会に対し、関連する定期的な保証及び報告（必要に応じて提供され、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の支援を受ける。）を提供している。同様に、取締役会は、報酬に関する報告書の作成及び開示に対する監督責任を、取締役会附属報酬委員会に委任しており、同委員会は取締役会附属監査委員会を通じて、承認を得るため、取締役会に対して報酬に関する報告書及び関連する開示について勧告し、関連する保証を提供している。

CEO及びCFOの保証

取締役会は、経営陣から、当行及び当行が管理している事業体の財政状態及び業務成績に関する報告を定期的に受ける。CEO及びCFOは、取締役会が半期及び年次の財務書類を承認する前に、取締役会に対して、すべての重要な点について以下のとおりである旨を宣言する。

- ・ 当行の財務記録は、
 - 取引、財政状態及び業績を正しく記録及び説明している
 - 真実かつ公正な財務書類の作成及び監査を可能にしている
 - 記録に記載された取引の完了後7年間は保管されている
- ・ 財務書類及び注記は、適用ある会計基準を遵守している
- ・ 財務書類及び注記は、当行及び連結会社の財政状態及びその業績について真実かつ公正な見解を示している
- ・ 2001年会社法（コモンウェルス）及び規則に定められているその他の事項であって、財務書類及び注記に関連するものは充足されている
- ・ 上記の宣言は、リスク管理及び内部統制の確固としたシステムに基づいており、当該システムは、財務報告リスクに関するすべての重要な点において効果的に機能している

CEO及びCFOは、2021年9月30日に終了した会計年度に関しても当該声明を提出した。

外部監査人

当行の外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ（「PwC」）であり、2002年度定時総会において株主により任命された。2002年度の前までは、1968年度以降、PwC又はその前身事務所のパートナーであった個人が当行の外部監査人を務めていた。PwCのリード監査パートナーは、ロナ・マティス氏で、品質レビューパートナーはユワン・バロン氏である。両氏はそれぞれ2017年6月及び2019年12月に当該役職に就任した。

外部監査人は、取締役会附属監査委員会、取締役会附属リスク委員会、取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属テクノロジー委員会の全書類を受領し、これらの委員会のすべての会議に出席し、その委員に常時対応する。外部監査人は定時総会にも出席し、外部監査人の監査、監査報告書及び財務書類並びに外部監査人の独立性に関する株主からの質問に対応する。

PwCは、半期及び会計年度ごとにその独立性及び特定の独立性基準の遵守を確認することを求められているが、実際には、四半期ごとに独立性の確認を行っている。

当行は、外部監査人との関係を厳密に管理しており、これには雇用、取引関係、財務上の利害及び外部監査人による当行の金融商品の使用等の制限が含まれる。

取締役会附属監査委員会は、財務情報、報告及び開示に関する内部統制、並びに当行グループの財務書類の完全性及び正確性について、定期的に経営陣の参加なしに外部監査人と協議する。同委員会はまた、経営陣の他のメンバーの参加なしにグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーと会合する。

外部監査人の関与

独立性又は利益相反の問題の発生を回避するため、当行の「PwCによる監査及び非監査サービスへの関与に係る事前承認に関する方針」（「非監査サービス方針」）においては、外部監査人が当行に対し、一定の非監査サービスを行うことが禁止されている。また、非監査サービス方針においては、PwCがその他の非監査サービスを行うことができる範囲も制限されている。非監査サービスに関するPwCの利用は、非監査サービス方針に記載される事前承認のプロセスに従って評価され、承認される必要がある。

グループ監査部門（内部監査）

グループ監査部門は、当行内部の第3ライン保証機能であり、取締役会及び業務執行役員に対し、当行グループによるガバナンス、リスク管理及び内部統制の妥当性及び有効性の独立した客観的な評価を提供する。

グループ監査部門は、取締役会附属監査委員会により承認された、かかる部門の目的、役割、範囲及びハイレベルの基準について定めた憲章に準拠している。グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーは、取締役会附属監査委員会の委員長への直接の報告ライン及びCF0との管理上の連絡ラインを有している。

また、グループ監査部門は、制限なくかつ非公開でCEOに連絡することもできる。グループ監査部門の責任には、該当する取締役会附属委員会に定期的な報告を行うことが含まれる。

取締役会附属監査委員会の経営陣、外部監査人及びグループ監査部門との対話

取締役会附属監査委員会は、経営陣、外部監査人及びグループ監査部門との間で、外部監査人の報告書において主要な監査事項に指定される可能性の高い事項を含め、継続的な対話を維持している。主要な監査事項は、外部監査人が、財務報告書の監査において特に重要と考える事項である。

その監督責任の一環として、取締役会附属監査委員会はまた、以下に記載される者を含む幅広い内外のステークホルダーと討議を行う。

- ・ 当行の重要な財務報告リスク・エクスポージャー、並びに経営陣が当該エクスポージャーを監視及び管理するために取った措置について、外部監査人を行う討議
- ・ グループ監査部門及び外部監査人による監査における重要な検討結果の報告についてグループ監査部門及び外部監査人を行う討議、並びに特定された問題が経営陣により適切かつ適時に是正されるか又は取締役会附属リスク委員会若しくは取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会（これらの委員会はかかる問題の是正に関する経営陣の対応を監督する。）に適宜報告されることの監督
- ・ 中間及び通期の財務書類について経営陣及び外部監査人を行う討議
- ・ 監督機関又は政府機関とのやり取り、及び公表された報告書であって重要な問題を提起するもの又は当行グループの財務書類若しくは会計方針に関する事項に影響を及ぼす可能性のあるものについて経営陣及び外部監査人を行う討議
- ・ 財務書類に重大な影響を及ぼす、又は財務書類における開示を要する可能性のあるあらゆる法律上の問題についてグループ法律顧問を行う討議

xiv. 市場への開示及び株主とのコミュニケーション

定期企業報告の検証

市場に公開される定期企業報告のうち、外部監査人による監査又はレビューが義務付けられていないものについて、当行は、開示される情報の完全性を裏付けるための内部の検証・承認プロセスを設けている。各定期企業報告に関する具体的なプロセスは、個別の公表内容によって異なるものの、一般的に、当該情報の責任者による、当該責任者の知る限り及び信じる限りにおいて当該情報が正確なものであり誤解を招くものではない旨の確認、関連する主題に関する内部の専門家（及び、適切な場合においては当行の外部アドバイザー）による、当該報告書又は書類のレビュー、並びに企業報告書の責任者による、当該報告が開示に適したものであるかに関するレビュー及び確認が含まれる。また、市場に公開される定期企業報告は、報告によっては、当行の市場開示規定に基づき開示委員会又は取締役会の承認を要する場合がある。当行の市場開示規定に関する更なる詳細は、次項に記載される。

市場への開示

当行は、すべての投資家に対して公平、適時かつ正確に、バランスのとれた有意義な情報を提供するように努めている。当行グループはこれらの基準に従って、取締役会により承認された、当行が株主及び投資業界とのコミュニケーションを取る方法を定める市場開示規定を設けている。市場開示規定は、当行ウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>）において入手可能である。

当該規定は、当行の開示義務の管理方法の枠組みを定めたものであり、ASX、NZX及び関連するその他の海外証券取引所の開示に関する要件、並びに関連する有価証券及び企業に関する法令を遵守している。当行の規定に基づき、かつ、当行の義務に従って、合理的一般人が当行の証券の価格又は価値に重大な影響を及ぼすことを予測できるような情報は、規制上の要件に基づく例外が適用されない限り、第一にASXを通じて開示されなければならない。

当行の開示委員会は、（とりわけ）経営陣の権限に属する事項を市場開示規定に基づいて公に開示すべきか否かを決定し、いかなる情報が市場への影響力を根拠に市場への開示を求められるのかについて従業員の理解を深める責任を有している。一定の開示に関する決定（当行グループにとって根本的に重要な事項に関するもの等（財務成績、又は重要な株式発行、取引若しくは戦略的方向性の転換に関する発表を含む。））については、取締役会が責任を有する。開示委員会は、開示担当役員（CFOが兼務する。）及びグループ法律顧問のほか、CEO、首席リスク担当役員、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員並びに投資家向け広報活動責任者のうちいずれか1名により構成される。

開示担当役員は、関連する証券取引所との開示に関するすべてのコミュニケーションについて最終的な責任を有する。会社秘書役又はその委任を受けた者は、市場開示規定に基づき又は取締役会により承認された書類をASXに提出する権限を有する。重要な問題に関する発表については、事前に提供済みである場合を除き、ASXへの公開後速やかに、取締役会にも写しが提供される。

当行は、新たに重要な投資家向け又はアナリスト向けプレゼンテーションを行う前に、当該プレゼンテーションの写しを市場に公開する。関連情報が市場に開示され、投資家により入手可能となると、当該情報は当行のウェブサイト上においても公開される場合がある。当該情報には、投資家向けディスカッション・パック、並びに当行の財務成績についてのプレゼンテーション及び説明が含まれる。

また、同ウェブサイトには、年次報告書、決算発表、投資家向けカンファレンス又はプレゼンテーションにおけるスピーチ及び補足資料、株主総会通知並びに主要なメディア・リリースも掲載されている。

株主とのコミュニケーション及び株主の参加

当行は、当行の戦略、運営及び業績からガバナンス及び持続可能性へのアプローチに至るまで、株主に対して常に当行に関する完全な情報提供を行うよう努めている。当行は、当行の投資家向け広報活動プログラムの一環として、かつ当行の市場開示規定に従って、株主との双方向コミュニケーションを促進するべく、以下を含む各種業務に取り組んでいる。

- ・ 当行のウェブサイトのインベスターセンターを通じて、オンラインで関連企業情報を提供する
- ・ 株主に対し、情報及び連絡を電子形式又は印刷物のいずれかの形で受け取るオプションを提供する
- ・ 電話、Eメール及び郵便を通じて、株主からの問い合わせに直接対応する
- ・ 株主による主要な市場報告会を閲覧を可能にし、インベスターセンターにおいて当該情報を保存する

当行のインベスターセンター内の財務行事予定においては、すべての主要な市場報告会及び株主総会が記載されている。また、当該行事についてはASXを通じた告知も行われる。

当行は、株主総会への株主の参加を推奨している。当行は、株主総会につき株主にとって便利な日時及び会場を選択するよう努めており、通常、主要都市を巡回する形で株主総会を開催している。また、当行は、株主に送付される招集通知に説明を含めている。物理的に株主総会に出席できない株主のため、株主総会は、ウェブ放送され、総会終了後にはインベスターセンター上でアーカイブされ閲覧可能である。

株主総会に先立ち、当行は、通常、株主及び株主のグループからフィードバック及び質問を募集し、当行の報告書及び／又は総会においてそのニーズと問合せに対応するよう努めている。

COVID-19に伴う制約と不確実性の継続を踏まえ、当行は、当年度においても「バーチャル」の定時総会を開催する。2021年度の定時総会において、株主（並びにその議決権行使代理人、法人の代表者及び代理人）は、定時総会オンライン・プラットフォーム又は電話会議システムを通じて質問及び発言することができる。定時総会オンライン・プラットフォームにおいて、株主は、議案の採決に参加することもできる。さらに、株主は、定時総会に先立ち、直接票を投じることもできる。株主総会における採決に関する慣行に則り、かつ、バーチャルな定時総会の開催に関する現行の法令上の要件に従い、すべての決議に関する採決は投票によって行われる。

xv. NZX及びNYSEの上場規則—追加情報

ニュージーランド

ASXにおける主たる上場に加え、当行の普通株式は、NZX・リミテッドが運営するメインボード株式市場であるNZXにも上場している。

当行がASXに上場し続け、かつASX上場規則を遵守する限り、当行は、ニュージーランドにおける国外の上場発行者として、NZXの上場規則の条件を満たし、遵守しているものとみなされる。

ASXはASXCGC提言を通して、また、NZXはNZXのコーポレート・ガバナンス・コードを通して、それぞれコーポレート・ガバナンスに対して同様に「コンプライ・オア・エクスプレイン（comply or explain）」というアプローチを定めている。ただし、ASXCGC提言は、NZXのコーポレート・ガバナンス・コードのコーポレート・ガバナンスに関する規則及び原則とは大きく異なる可能性がある。

米国

当行の普通株式を表象する米国預託株式（「ADS」）は、NYSEに上場し、WBKのティッカーシンボルで取引されている。取締役会は、NYSEにおけるADSの上場を廃止することを決定し、当行のADSプログラムは、2022年度上半期において終了する予定である。NYSEの上場規則に基づき、（当行のような）米国外の民間証券発行者は、コーポレート・ガバナンスについてはNYSEの上場規則の代わりに自国の慣行に従うことを認められているが、当行は一定の監査委員会の要件及び追加の届出要件にも従うことを求められている。

当行は、すべての重要な点において、当行に適用されるNYSEのすべての上場規則を遵守している。

NYSEの上場規則に基づき、米国外の民間証券発行者は、かかる発行者のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国の会社が遵守するコーポレート・ガバナンスの慣行の間の重要な差異を開示することを求められている。以下に、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行とNYSEの上場規則が規定するコーポレート・ガバナンスの要件を比較し、重要な相違点を挙げる。

NYSEの上場規則では、一部の例外を除き、株式ベースの報酬制度及びその重要な改定について採決を行う機会を株主に付与することが要求されている。オーストラリアにおいては、特定の除き、株式ベースの奨励金制度又は当該奨励金制度に基づく個別の株式付与（ただし、マネージング・ディレクター兼CEOを含む取締役に関するものを除く。）について株主の承認を要件とする法律又はASXの上場規則は存在しない。

当行の従業員持株制度は、第一部 第5 3 (4)「役員の報酬等」、及び定時総会における株主による拘束力のない投票の対象となっている当行の報酬報告書において開示されている。また、CEOに対する株式付与は、株主により承認されている。当行の株式ベースの奨励金制度による株式付与に関する詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記32において開示されている。

NYSEの上場規則は、取締役が独立取締役とみなされるか否かの判断に関する具体的な要件を定めている。かかる要件は当行の独立性に関する基準と概ね一致しているものの、オーストラリアの独立性要件に従い、取締役会は、その裁量により、取締役の独立性に関してNYSEの上場規則とは異なる判断をすることができる。

NYSEの上場規則はまた、取締役会附属指名及びガバナンス委員会の責任には、次回の年次株主総会に関して取締役の候補者を選定する又は取締役会に当該候補者の選任を勧告すること、及び取締役会による評価を監督することが含まれるべきであるとしている。当行では、取締役会附属指名及びガバナンス委員会ではなく取締役会が、定時総会において選任される取締役候補者の検討及び勧告を行い、またその業績の年間評価を引き受ける。

(2)【役員の状況】

男性の取締役及び業務執行役員の数：14名、女性の取締役及び業務執行役員の数：8名（女性の取締役及び業務執行役員の割合：36パーセント）

(1) 取締役

（本書提出日現在(2021年12月9日)。「当行の普通株式における関連持分」並びに直接保有及び間接保有については、2021年9月30日現在）

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における関連持分(直接保有及び間接保有を含む) ¹	任 期
取締役兼取締役会議長（会長）	ジョン・マクファーレン (John McFarlane)	1947年 6月14日	在職期間：2020年2月より取締役、2020年4月より取締役会議長（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： ユニバイル・ロダムコ・ウェストフィールド・エスイーの取締役（2018年6月より） その他の主な役職：オールド・オーク・ホールディングス・リミテッドの取締役 その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：グローバル・バンキング及び金融サービス業界におけるベテランであり、同業界で46年の経験を有する。パークレイズ・ピーエルシー、アヴィヴァ・ピーエルシー、ファーストグループ・ピーエルシーの元会長であり、ザ・シティUKの会長である。また、ウェストフィールド・グループ及びウェストフィールド・コーポレーション、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ、キャピタル・ラジオ・ピーエルシーの各非業務執行取締役、並びにロンドン証券取引所のカウンスルのメンバーを務めた。 同氏は、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドの最高経営責任者を1997年から2007年まで務め、スタンダードチャータードでグループ業務執行取締役を務めた。また、シティコープ・インベストメント・バンク・リミテッドのマネージング・ディレクター、並びに英国及びアイルランドのシティコープ及びシティバンクの最高責任者を含め、シティコープで上級職を歴任している。同氏は、フォード・モーター・カンパニーでそのキャリアをスタートさせた。	40,000株	2023年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
マネージン グ・ディレ クター兼最 高経営責任 者	ピーター・ キング (Peter King)	1970年 3月27日	在職期間：2019年12月より取締役（社内取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： なし その他の主な役職：オーストラリアン・バンキング・アソシエーション・インコーポレイテッド、国際金融協会及びファイナンシャル・マーケット・ファウンデーション・フォー・チルドレンの各取締役 その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：2020年4月、当行グループ最高経営責任者に就任。現職就任前の2019年12月から2020年3月まで同職の代理を務めた。1994年に当行グループに入行後、上級財務職を歴任した。かかる上級財務職には、首席財務担当役員が含まれ、当行の金融、税務、財務及びIRを担当した。同職就任前は、3年間にわたって首席財務担当役員代理を務めた。また、グループ・ファイナンス、ビジネス及びコンシューマー・バンキング、ビジネス及びテクノロジー・サービス、財務及びファイナンシャル・マーケットの各部門における役職を含め、当行グループ全体にわたって他の上級財務職を歴任している。同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。シドニー大学で経済学の学士号を取得しており、INSEADのアドバンスド・マネジメント・プログラムを修了している。同氏は、勅許会計士協会のフェローである。	131,886株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	ネリダ・シー ザー (Nerida Caesar)	1964年 8月24日	在職期間：2017年9月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： なし その他の主な役職：ワークプレイス・ギビング・オーストラリア・リミテッドの会長、クレディターウォッチ及びスパーク・インベストメント・ホールドコー・プロプライアタリー・リミテッドの各取締役 その他の役職：技術分野のスタートアップ企業のアドバイザー その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：34年超にわたる幅広い事業管理及び経営管理の経験を有し、特に技術主導型ビジネスに精通する。同氏は、エキファックス（オーストラリア証券取引所上場の旧ベダ・グループ・リミテッド）のグループ・マネージング・ディレクター兼最高経営責任者（オーストラリア・ニュージーランド担当）、並びにゲノム・ワン・プロプライアタリー・リミテッド及びストーン・アンド・チョーク・リミテッドの取締役を務めた。同氏は、エキファックス入社前、テルストラにおいて複数の上級管理職（エンタープライズ・アンド・ガバメントのグループ・マネージング・ディレクター及びホールセールのグループ・マネージング・ディレクターを含む。）を歴任した。 同氏は、IBMにおいても、オーストラリア国内外で複数の業務執行役員及び上級管理職（IBMのアジア太平洋向けインテル・サーバー部門のヴァイス・プレジデントを含む。）を歴任した。	13,583株	2022年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	クレイグ・ダン (Craig Dunn)	1963年 10月3日	在職期間：2015年6月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： テルストラ・コーポレーション・リミテッドの取締役（2016年4月より） その他の主な役職：オーストラリア・バレエ協会会長、ライオン・プロプライエタリー・リミテッド及びライオン・グローバル・クラフト・ビバレッジズ・プロプライエタリー・リミテッドの各取締役 その他の役職：ブロックチェーン及び分散型台帳技術に関する国際規格技術委員会（ISO/TC307）の議長、並びに金杜法律事務所のコンサルタント その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：AMPリミテッドCEOとしての経験を含め、金融サービス業界において20年超の経験を有する。また、過去にはファイナンシャル・リテラシー・オーストラリア・リミテッドの取締役、並びに豪日経済委員会、ジョブズ・フォー・ニュー・サウス・ウェールズ、及びニュー・サウス・ウェールズ州政府のファイナンシャル・サービスーズ・ナレッジ・ハブの各理事も務めた。ストーン・アンド・チョーク・リミテッド及び投資・金融サービス協会（現金融サービス評議会）の各議長も務めた。また、金融サービス諮問委員会、オーストラリア金融センター・フォーラム、消費者及び金融リテラシー・タスクフォースのメンバー並びにオーストラリア政府金融制度調査委員会のパネルメンバーも務めた。	15,009株	2021年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	オーデット・ エクセルA0 (Audette Exel A0)	1963年 1月14日	在職期間:2021年9月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期: なし その他の主な役職: アダラ・デベロップメント・オーストラリア、アダラ・デベロップメント・USA、アダラ・デベロップメント・バミューダ、アダラ・デベロップメント・UK及びアダラ・デベロップメント・ウガンダの創業者兼会長、アダラ・アドバイザーズ・プロプライアタリー・リミテッド及びアダラ・パートナーズ（オーストラリア）・プロプライアタリー・リミテッドのCEO兼取締役 その他の役職: なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期: なし 職能／経歴: グローバル金融サービス市場において、上級業務執行役員、非業務執行取締役及び社会起業家として35年超の経験を有する。過去には、バミューダ証券取引所上場のバミューダ・コマーシャル・バンクのマネージング・ディレクター（1993年－1996年）、バミューダ証券取引所の会長（1995年－1996年）及びバミューダ金融庁の取締役兼インベストメント・コミッティー会長（1999年－2005年）を務めた。スチームシップ・ミューチュアルの取締役兼インベストメント・コミッティー会長（1999年－2017年）も務めた。同氏は、国際金融を専門とする弁護士としてキャリアをスタートさせた。現在は、極度の貧困状態にある人々を支援する先駆的な社会的企業であるアダラ・グループの創業者兼会長で、その企業向けアドバイ事業の最高経営責任者を務める。人類への貢献を称えられオーストラリア名誉勲章を受賞したほか、数々の賞を受賞している。	4,000株	2021年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	マイケル・ ホーカーAM (Michael Hawker AM)	1959年 10月11日	在職期間：2020年12月1日より取締役 (独立取締役) 上場企業における現在の役職及び任期： ワシントンH.ソウル・パティンソン・ア ンド・カンパニー・リミテッドの取締役 (2012年10月より) その他の主な役職：BUPAグローバルボー ドUKの取締役、BUPA ANZグループの副会 長及びオーストラリア現代美術館の非業 務執行取締役 その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における 役職及び任期：なし 職能／経歴：2001年から2008年までのイ ンシュアランス・オーストラリア・グ ループの最高経営責任者兼マネージン グ・ディレクターとしての経験を含め、 金融サービス業界において35年超の豊富 な経験を有する。現職就任前は、当行並 びにオーストラリア及びヨーロッパのシ ティバンクにおいて上級職を務めた。 同氏は、マッコーリー・バンク・リミ テッド及びマッコーリー・グループ・リ ミテッドの元取締役、並びにアヴィ ヴァ・ピーエルシーの元取締役である。 また、オーストラリア保険協会の会長、 オーストラリア金融市場協会の会長、 ジュネーブ協会の理事会のメンバー及び ファイナンシャル・セクター・アドバイ ザリー・カウンシルのメンバーも務め た。	20,854株	2023年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	クリス・リン チ (Chris Lynch)	1953年 9月23日	在職期間：2020年9月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： なし その他の主な役職：ビジネス・フォー・ミレニアム・デベロップメントの取締役 その他の役職：ナショナル・ウォーター・グリッド・オーソリティ諮問委員会の議長 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：鉱物資源及びインフラ業界において豊富な経験を有しており、これらの分野でグローバルに30年超にわたって経験を積んできた。ロンドンに拠点を置くリオ・ティント・グループのチーフ・ファイナンシャル・オフィサー及び業務執行取締役を歴任した。その前は、リオ・ティント・グループの非業務執行取締役であった。2008年から2012年まで、オーストラリア及び北米において国際的な有料道路の開発及び管理を行うトランスアーバン・グループの最高経営責任者を務めた。業務執行役員としてのキャリアには、BHPビリトンのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを7年間務め、その後カーボン・スチール・マテリアルズの業務執行取締役兼グループ・プレジデントを務めた経験も含まれる。同氏は、アルコア・インコーポレイティッドに20年間在籍し、米国ピッツバーグを拠点とするヴァイス・プレジデント兼チーフ・インフォメーション・オフィサー、スイスを拠点とするアルコア・ヨーロッパのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーなど、業務執行役員としての多数の役職を歴任した。また、アルコアと神戸製鋼の合併会社であるKAALオーストラリア・リミテッドのマネージング・ディレクターも務めた。同氏は、2008年から2014年までオーストラリアン・フットボール・リーグのコミッショナーを務めた。	13,090株	2023年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	ピーター・マ リオット (Peter Marriott)	1957年 5月8日	在職期間：2013年6月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： ASXリミテッドの取締役（2009年7月より） その他の主な役職：ASXクリアリング・コーポレーション・リミテッド、ASXセトルメント・コーポレーション・リミテッド及びオーストラクリア・リミテッドの各取締役 その他の役職：モナシュ大学カOUNシルのメンバー及びモナシュ大学カOUNシルのリソース・アンド・ファイナンス・コミッティーの議長 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：国際銀行業務、財務及び監査を含む金融業界において40年超にわたる上級管理職の経験を有する。1993年にオーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッド（「ANZ」）に入行し、1997年7月から2012年5月までチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを務めた。ANZ入行前は、KPMGビート・マーウィックの銀行業務、財務、監査及びコンサルティング担当パートナーであった。過去に、ニュージーランドのANZナショナル・バンク・リミテッド及びANZの様々な子会社の取締役を務めた。	40,311株	2022年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	ピーター・ ナッシュ (Peter Nash)	1961年 12月18日	在職期間：2018年3月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： ジョンズ・リング・グループ・リミテッド（2017年10月より会長）、ミルバック・グループ（2018年11月より）及びASXリミテッド（2019年6月より）の各取締役 その他の主な役職：ゴルフ・ビクトリア・リミテッド及びゼネラル・サー・ジョン・モナシュ・ファウンデーションの各取締役 その他の役職：クーリ・ヘリテージ・トラストの理事 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：1993年にオーストラリアン・パートナーに加入し、KPMGのシニア・パートナーを務めた。KPMGオーストラリアのナショナル・チェアマンを務め、KPMGのグローバル及びリージョナル・ボードのメンバーも務めた。KPMGでの以前の役職には、監査部門のアジア・パシフィック担当リージョナル・ヘッド、監査部門のオーストラリア担当ナショナル・マネージング・パートナー及びKPMGファイナンシャル・サービスの最高責任者等がある。同氏は、地理的に多様で複雑な業務環境で、事業戦略、リスク管理、内部統制、業務プロセス及び規制変更を含む幅広いトピックに関してアドバイスを提供した経験を有する。また、多くの州及び連邦政府関連事業に対し、金融及び商業上のアドバイスを提供してきた。 過去には、オーストラリア経営評議会及びその経済・規制委員会のメンバーも務めた。	15,360株	2023年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	ノラ・シャインケステル (Nora Scheinkestel)	1960年 3月12日	在職期間：2021年3月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： テルストラ・コーポレーション・リミテッド（2010年8月より）、オースネット・サービスズ・リミテッド（2016年11月より）、ブランブルズ・リミテッド（2020年6月より）の各取締役 その他の主な役職：なし その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：経験豊富な会社役員であり、国際金融及びプロジェクト・ファイナンスにおける上級銀行執行役員としての経歴を有している。様々な産業分野、並びに公共、民間及び政府分野の多様な組織において、会長や取締役を務めてきた。以前は、多数のASX上場大手企業の取締役やメルボルン大学のメルボルン・ビジネス・スクールの准教授のほか、テイクオーバー・パネルのメンバーを務めた。2003年には、ビジネス・リーダーシップにおけるオーストラリア社会への貢献に対し、センテナリー・メダルが授与された。	5,172株	2021年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取 締 役	マーガレット (マー ギー)・シー ル (Margaret (Margie) Seale)	1960年 9月17日	在職期間：2019年3月より取締役（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期：センター・グループ・リミテッド（2016年2月より）の取締役 その他の主な役職：なし その他の役職：なし その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：経験豊富な会社役員であり、様々な業界の企業の取締役を務めてきた。以前は、オーストラリア国内外で、上級業務執行役員として、消費財、健康及びグローバル出版業の分野、並びに販売及びマーケティングに従事したほか、伝統的なビジネスモデルからデジタル環境への移行を成功させた。 非業務執行役員になる直前は、ランダム・ハウスANZのマネージング・ディレクター、並びにアジア・デベロップメント・フォー・ランダム・ハウス・インコーポレイティッドのプレジデントを務めた。同氏は、ペンギン・ランダム・ハウス・オーストラリア・プロプライエタリー・リミテッドの取締役及び会長、並びにラムゼー・ヘルスケア・リミテッド、バンク・オブ・クイーンズランド・リミテッド及びオーストラリアン・パブリシャーズ・アソシエーションの取締役を歴任した。また、チーフ・エグゼクティブ・ウィメン、パワーハウス・ミュージアム及びシドニー・ライターズ・フェスティバルの理事会のメンバーも務めた。JPモルガンANZの諮問委員会、及びオーストラリア公共サービス委員会センター・フォー・ラーニング・アンド・リーダーシップの諮問委員会のメンバーを経験している。	26,158株	2022年12月 まで

- 1 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者には、配偶者、被扶養者及びその他特定の近親者、並びにトラスト、退職年金基金又は当該個人によって支配される組織等の事業体が含まれる。

2020年10月1日からの取締役の変更

- ・アリソン・ディーンズ氏は、2020年12月11日の当行の2020年度定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役を退任した。
- ・マイケル・ホーカー氏は、2020年12月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役に就任した。
- ・ノラ・シャインケステル氏は、2021年3月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役に就任した。
- ・オーデット・エクセル氏は、2021年9月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役に就任した。
- ・スティーブン・ハーカー氏は、2021年10月26日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役を退任した。
- ・クレイグ・ダン氏は、2021年12月15日の当行の2021年度定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの非業務執行取締役を退任する予定である。

(2) 業務執行役員

(本書提出日現在(2021年12月9日)。「当行の普通株式における関連持分」並びに直接保有及び間接保有については、2021年9月30日現在)

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	ピーター・キング (Peter King)	1970年 3月27日	2019年12月から2020年3月に当行グループ最高経営責任者代理を務めた後、2020年4月に当行グループ最高経営責任者に就任。 当行グループで勤めた25年間、上級財務職を歴任した。かかる上級財務職には、首席財務担当役員が含まれ、当行の金融、グループ監査、税務、財務及びIR活動を担当した。同職就任前は、3年間首席財務担当役員代理を務めたほか、グループ・ファイナンス、ビジネス及びコンシューマー・バンキング、ビジネス及びテクノロジー・サービス、財務及びファイナンシャル・マーケットの各部門における役職を含め、当行グループ全体にわたって他の上級職を歴任している。 同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。シドニー大学で経済学の学士号を取得しており、INSEADのアドバンスド・マネジメント・プログラムを修了している。 同氏は、勅許会計士協会のフェローである。	131,886株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
最高執行責任者	スコット・コ ラリー (Scott Collary)	1964年 6月27日	2020年11月、最高執行責任者として当行に入行し、当行の法人向けサービス、業務及び技術機能を主導している。 同氏は、30年超にわたってグローバルな銀行業務の経験を有し、技術、業務、リスク軽減及び商業機能に関する広範な専門知識を有する。 当行に入行する前は、カナダのバンク・オブ・モントリオールの北米コンシューマー・ビジネス部門のチーフ・インフォメーション・アンド・オペレーションズ・オフィサーを歴任した。その前は、ANZ、シティバンク、フィフス・サード・バンク及びバンク・オブ・アメリカを含む、複数の多国籍金融機関で上級管理職を歴任した。 同氏は、米国のメリーランド大学の学士号を取得している。	75,088株	該当なし
コンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者	クリス・デブ ルイン (Chris de Bruin)	1964年 10月29日	2021年2月にコンシューマー部門担当最高責任者として当行に入行し、2021年3月にコンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者に就任。 約25年間、金融サービス分野でグローバルに活動し、消費者向け銀行業務、消費者向け商品ポートフォリオ、フィンテック及びデジタルバンキングなどの幅広い経験を有する。 スタンダードチャータード銀行に13年間勤務し、リテール商品及びデジタルバンキング部門のグローバルヘッドをはじめ、アジア及び中東地域で様々な職務を担当した。当行に入行する前は、中東最大級のノンバンク金融機関であるディーム・ファイナンスの最高経営責任者であった。その前は、カナダのフィンテック企業のザフィンのプレジデントを務めており、またマッキンゼー・アンド・カンパニーのアソシエイト・プリンシパルを務めた経験もある。南アフリカで教育を受け、ケープタウン大学でMBA、ステレンボッシュ大学で理学の優等学士号を取得している。	61,046株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
グループ法律顧問	シャノン・フィンチ (Shannon Finch)	1970年 4月4日	2021年11月に当行に入行し、当行の法務機能をグローバルに主導する。キャンベラの連邦政府司法省にて法務のキャリアを開始し、オフィス・オブ・ゼネラル・カウンセル及びコーポレーションズ・ロー・シンプリフィケーション・ユニットで勤務した。その後、マレソンズ・スティープン・ジャック（現金杜法律事務所）に入所し、キャンベラ、ロンドン及びシドニーで、25年間、訴訟、M&A及び資本市場を担当した。シドニーオフィスでは代表も務めた。金杜法律事務所を退所後、シドニーを拠点とする、M&A、プライベートエクイティ及び金融市場の実践分野のシニア・パートナーとして、世界的な企業法務の法律事務所のジョーンズ・デイに入所した。オーストラリア弁護士連合会のビジネス・ロー・エグゼクティブのメンバーであり、2021年まで同連合会のコーポレーションズ・コミッティーの会長を務めた。現在は、オーストラリア法改革委員会の企業及び金融サービス規制の法的枠組みの見直しに関する諮問委員会のメンバーである。非業務執行取締役としての経験を有し、AICDのメンバー及びガバナンス・インスティテュート・オブ・オーストラリアのフェローを務めている。	該当なし	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
顧客及び法人関係担当 グループ業務執行役員	キャロリン・マッキャン (Carolyn McCann)	1972年 1月3日	2018年に顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員に就任し、カスタマー・アドボカシー、総務及び持続可能性を担当する。担当部門は、総務、政府関係、コミュニケーション、持続可能性及び地域社会と並行して、顧客の苦情、顧客関係の是正及びカスタマー・アドボカシーを統括する。当年度、同氏は当行グループのCOVID対応も担当するようになった。主に金融サービス業界において、20年超の総務の経験を有する。 同氏は、2013年に総務及び持続可能性担当ゼネラル・マネジャーとして当行に入行した。当行入行前には、インシュアランス・オーストラリア・グループに13年間勤め、総務及びIR担当グループ・ゼネラル・マネジャーを含む様々な役職を務めた。同氏は、コンサルティング業からキャリアをスタートさせており、金融サービスに関して組織内及びコンサルティングの幅広い経験を有する。クイーンズランド大学で文学の学士号、クイーンズランド工科大学で経営学の学士号、及びセキュリティーズ・インスティテュート・オブ・オーストラリアで応用金融及び投資の準修士号を取得している。	67,175株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
ウ エ ス ト パ ッ ク ・ ニュージー ランド・リ ミテッド最 高経営責任 者	キャサリン・ マクグラス (Catherine McGrath)	1971年 1月20日	2021年11月にウエストパック・ニュー ジーランド・リミテッド最高経営責任者 に就任。 金融サービスで25年超の経験を有してお り、当行に入行する前は、英国のパーク レイズ・グループ及びロイズTSBなど、 世界で最も有名な銀行の複数行で大規模 な革新を主導した。過去に、BNZ、ASB及 びプルデンシャル・グループに勤めた。 カンタベリー大学において法学の学士号 及び商学の学士号を取得している。	該当なし	該当なし
ウ エ ス ト パ ッ ク ・ イ ン ス テ ィ テューショ ナル・バン ク担当最高 責任者	アンソニー・ ミラー (Anthony Miller)	1970年 5月29日	2020年10月にウエストパック・インス ティテューショナル・バンク担当最高責 任者として当行グループに入行。当行の 法人、機関投資家及び政府顧客とのグ ローバルな関係性、並びに金融及び資本 市場、トランザクション・バンキング、 ストラクチャード・ファイナンス及び運 転資金の支払に関するすべての商品に責 任を負う。また、アジア、ロンドン及び ニューヨークにおける当行のオフィス及 び支店に責任を負う。 当行グループに入行前は、2017年からド イツ銀行のオーストラリア・ニュージ ーランド部門のCEO兼アジア大洋地域の投 資銀行部門の共同責任者を務めていた。 ドイツ銀行に入行前は、香港を拠点とし てゴールドマン・サックスにおいて投資 銀行部門のパートナーを務めており、そ れ以前には、2001年にゴールドマン・ サックスに入社後、オーストラリア及び ニュージーランドのゴールドマン・サッ クスにおいて多数の役職を担った。ゴール ドマン・サックスに入社前は、クレ ディ・スイスにおいて勤務していた。 同氏は、クイーンズランド工科大学にお いて法学の優等学士号を、グリフィス大 学において文学士（日本語、現代アジア 学）を取得している。	123,295株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
人事担当グループ業務 執行役員	クリスティー ン・パーカー (Christine Parker)	1960年 6月6日	2011年10月に、当行のグループ業務執行役員に任命された。人事担当グループ業務執行役員として、当行グループの人事機能を主導し、当行のサービス中心かつインクルーシブな文化の強化、最高の人材の獲得及び維持、従業員の育成、従業員の将来に向けたスキルアップ支援、報酬及び表彰並びに従業員の健康及び福祉の保証を担当している。 また、銀行執行役員の説明責任体制室（BEAR）も担当しているほか、文化及び行動に関してCEO及び取締役会を支援している。2007年に当行に入行して以来、人事担当グループ・ゼネラル・マネジャー及びウエストパック・ニュージーランド・リミテッドの人事担当ゼネラル・マネジャーを含む様々な上級指導職を歴任。当行に入行する前は、カーター・ホルト・ハーベイ及びレストラン・ブランズ・ニュージーランドを含む幅広い業界の数々の有名組織において人事関連の上級職を務めた。 当初は会計士として訓練を受け、その後人事管理、リーダーシップ及び品質管理などの様々な大学院修了資格を取得し、専門能力の開発に努めた。 現在、セント・ジョージ・ファウンデーションの総裁及びオリジン・ユース・メンタル・ヘルス・ファウンデーションの取締役を務めており、過去には、ウィメンズ・コミュニティ・シェルターズの理事及び退役軍人の雇用に関する産業諮問委員会の委員を務めている。	29,457株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
首席財務 担当役員	マイケル・ ローランド (Michael Rowland)	1961年 8月29日	2020年9月に首席財務担当役員として当行グループに入行。当行の財務、IR、税務及び財務機能に責任を負う。 当行に入行前は、KPMGにおいて、経営コンサルティングのパートナーを務めていた。それ以前においては、1999年から2013年にかけて、ANZにおいて多数の上級管理職を歴任した。これには、機関投資家向け銀行部門のCFO、資産管理部門のCFO、ニュージーランド部門のCFO、個人向け金融サービス部門のCFO、及び太平洋部門のCEOとしてのビジネス・リーダーシップ職、抵当権付住宅ローンのマネージング・ディレクター及び革新部門のゼネラル・マネジャーが含まれた。同氏は、KPMGにおいてキャリアをスタートし、1993年には、税務パートナーに就任した。 同氏は、メルボルン大学において商学の学士号を取得し、モナシュ大学において税法の準修士号を取得した。同氏は、オーストラリア及びニュージーランドの勅許会計士協会のフェローである。	なし	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
首席リスク 担当役員	デイビッド・ ステファン (David Stephen)	1964年 9月11日	2018年10月に、当行グループ全体のリスク管理を担当する首席リスク担当役員に就任。 同職就任前には、同氏は、2010年にロイヤルバンク・オブ・スコットランド（「RBS」）にデピュティ・チーフ・リスク・オフィサーとして入行した後、2013年よりRBSのチーフ・リスク・オフィサーを務めていた。また、過去には、ANZのチーフ・リスク・オフィサー及びクレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行のチーフ・クレジット・オフィサーをはじめとして、英国、米国、香港及びオーストラリアの個人向け銀行業務及び投資銀行業務の両方でその他の上級職を務めた。 同氏は、モナシュ大学で銀行及び金融について経営学の学士号を取得しており、国際金融リスク協会の理事でもある。	154,910株	該当なし
金融犯罪、 コンプライ アンス及び 行動担当グ ループ業務 執行役員	レス・パンス (Les Vance)	1970年 3月7日	2020年6月に金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員に就任。 新規に設置された同役職において、同氏は、当該リスクのガバナンス及び管理の監督及び強化に責任を負う。 同氏は、革新及びプログラムの実施、リスク及びガバナンス、業務並びにライン管理について25年超にわたる業務執行役員としての経験を有している。2008年に当行に入行し、コンシューマー部門の最高執行責任者やBTファイナンシャル・グループの首席リスク担当役員を含む各種の上級管理職を歴任している。当行に入行前は、インベスタ・プロパティ・グループのエクスターナル・ファンドのグループ・エグゼクティブ及びTABリミテッドのゲーミング部門の最高責任者を務めた。 同氏は、フリーヒルズ法律事務所の事務弁護士としてキャリアをスタートした。同氏は、クイーンズランド大学において商学の学士号及び法学の優等学士号を取得している。	81,752株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
スペシャリスト・ビジネス及びグループ戦略部門担当最高責任者	ジェイソン・イエットン (Jason Yetton)	1970年 12月8日	2020年5月にスペシャリスト・ビジネス部門担当最高責任者に就任。 当行グループの戦略、コーポレート&ビジネス・デベロップメント、並びに戦略の見直し及び当行グループのスペシャリスト・ビジネスにおいて想定されている投資引揚げに責任を負う。スペシャリスト・ビジネスは、資産管理のニーズ（保険、退職年金、プラットフォーム及び投資、並びに自動車ローン及び太平洋地域の銀行業務を含む。）について顧客を支援する。 直近では、同氏は、オーストラリア・コモンウェルス銀行のNewCo（資産管理及び抵当権付住宅ローン仲介事業）の最高経営責任者として、資産管理業務と抵当権付住宅ローンの仲介業務の分離を主導した。それ以前には、同氏は、初期の金融サービス業界の革新企業であり、消費者金融市場のレンダーであるソサイエティワンの最高経営責任者兼マネージング・ディレクターを務めた。 同氏は、従前において、20年超にわたって当行グループにおいて勤務し、当行の消費者向け及び企業向け銀行業務担当グループ業務執行役員を含む多数の上級職、並びにBTファイナンシャル・グループの各種業務執行役員を歴任した。 ニュー・サウス・ウェールズ大学で商学（マーケティング及び金融）の学士号、並びにセキュリティーズ・インスティテュート・オブ・オーストラリアで応用金融及び投資の準修士号を取得している。	なし	該当なし

1 一部の業務執行役員は、業績連動型新株引受権（行使価格がゼロのオプション）も保有している。

2 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者には、配偶者、被扶養者及びその他特定の近親者、並びにトラスト、退職年金基金又は当該個人によって支配される組織等の事業体が含まれる。

2020年10月1日からのグループ業務執行役員の変更

- ・グループ財務部長のカート・ズーバー氏は、2020年10月19日付けでウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理を退任した。
- ・アンソニー・ミラー氏は、2020年10月19日付けで、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者に就任した。
- ・ゲイリー・サズビー氏は、2020年11月23日付けで首席情報担当役員代理を退任した。
- ・アラスター・ウェルシュ氏は、2020年11月23日付けで企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理を退任した。
- ・スコット・コラリー氏は、2020年11月2日にグループ業務執行役員に就任し、2020年11月23日にチーフ・オペレーティング・オフィスに関する責任を受任した。
- ・クリス・デブルイン氏は、2021年1月4日付けでコンシューマー部門担当最高責任者として当行に入行し、2021年2月1日にコンシューマー部門に関する責任を受任した。同氏は、2021年3月22日付けでコンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者に就任した。
- ・リチャード・バートン氏は、2021年1月31日付けでコンシューマー部門担当最高責任者代理を退任した。
- ・ギリエルメ（ギル）・リマ氏は、2021年3月22日付けでビジネス部門担当最高責任者を退任した。
- ・デイビッド・マクレーン氏は、2021年6月25日付けでウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者を退任した。
- ・サイモン・パワー氏は、2021年6月25日付けでウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者代理に就任し、2021年11月14日付けでウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者代理を退任した。
- ・シャノン・フィンチ氏は、2021年11月1日付けでグループ法律顧問に就任した。
- ・キャサリン・マクグラス氏は、2021年11月15日付けでウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者に就任した。

(3) 【監査の状況】

(a) 監査委員会

第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」の「取締役会附属監査委員会」を参照のこと。

(b) 監査報酬の内容等

① 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

単位：千豪ドル（百万円）

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	29,684 (2,393)	1,491 (120)	28,372 (2,127)	4,461 (334)
連結子会社	3,932 (317)	221 (18)	4,590 (344)	107 (8)
計	33,616 (2,710)	1,712 (138)	32,962 (2,471)	4,568 (342)

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

② その他重要な報酬の内容

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記34を参照のこと。

③ 外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記34を参照のこと。

④ 監査報酬の決定方針

第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)のxiii「財務報告及び監査」を参照のこと。

(4)【役員の報酬】

報酬に関する決定及び措置の概要

最高経営責任者	・ CEOの目標報酬諸手当は、固定報酬2,400,000豪ドル¹、目標STVR 2,400,000豪ドル（業績に応じて目標のゼロパーセントから150パーセントの間で付与される。）、及びLTVR 3,200,000豪ドルで構成される前年度の内容と同等であった。これは、前CEOと比較して、10.7パーセントの減額となった。 ・ CEOは、2021年度に、固定報酬として2.40百万豪ドル、現金STVR0.84百万豪ドル及び過年度に付与された繰延STVRとして0.17百万豪ドルを受け取っており、これは、実現報酬合計（すなわち、手取り給与）としては3.41百万豪ドルに相当する。 ・ CEOの2021年度STVR実績は、付与額上限の47パーセントである。 ・ 2018年度LTVR実績はゼロとなった。LTVRは、相対的株主総利回り（「TSR」）及び現金ROEの目標が達成されなかったため、完全に失効した。
グループ業務執行役員	・ グループ業務執行役員の2021年度平均STVR実績は、付与額上限の48パーセントであった（実績はゼロパーセントから70パーセントの間で変動する。）。 ・ コンシューマー及びビジネス・バンキング部門を統合し、統率する新たな役割に伴ってその範囲及び説明責任が拡大したことに合わせて、クリス・デブルイン氏の目標報酬合計を11パーセント引き上げることが承認された。 ・ 金融犯罪対応、法的強制力のある合意に基づく統合計画並びに顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス（CORE）プログラムを含め、その範囲及び説明責任が拡大したことに合わせて、レス・バンス氏の目標報酬合計を11パーセント引き上げることが承認された。
非業務執行取締役	・ 非業務執行取締役の基本報酬（2014年10月1日以降増額されていない。）に変更はなかった。
全従業員	・ 特定の従業員グループに対する短期変動報酬の廃止を含む報酬協定の改善が続いた。2022年度末までに、14,000人を超える従業員が、変動報酬を含まない固定報酬協定へと段階的に移行する予定である。 ・ 当行グループは、オーストラリアにおける1,306名の従業員の2021年度中の行動を管理し、そのうち95名が退職し、828名が正式な懲戒処分の対象となった。

任命及び退任に関する取決めの概要

新任執行役員	任命に関する取決め
スコット・コラリー 最高執行責任者	・固定報酬26パーセント、STVR 26パーセント及びLTVR 48パーセントで構成される目標報酬合計4,700,000豪ドル¹。 ・2021年度LTVR付与（按分ベース）。 ・合計2,153,360豪ドルの現金及び株式持分で構成される買取報奨²。 ・移転給付金。
クリス・デプライン コンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者	・固定報酬26パーセント、STVR 26パーセント及びLTVR 48パーセントで構成される目標報酬合計4,500,000豪ドル¹。目標報酬合計は、コンシューマー及びビジネス・バンキング部門を統合し、統率する新たな役割を反映し、以後11パーセント増加した。 ・2021年度LTVR付与（按分ベース）。 ・合計1,845,570豪ドルの現金及び株式持分で構成される買取報奨²。 ・移転給付金。
アンソニー・ミラー ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者	・固定報酬26パーセント、STVR 26パーセント及びLTVR 48パーセントで構成される目標報酬合計4,500,000豪ドル¹。 ・2021年度LTVR付与（按分ベース）。 ・合計5,717,540豪ドルの現金及び株式持分で構成される買取報奨²。

元執行役員	退任に関する取決め ³
ギル・リマ ビジネス部門担当最高責任者	・経費削減に伴う契約上の要求額を受け取った。 ・権利未確定の株式持分は、現状を維持している。 ・2021年度STVRの対象（按分ベース）。
デイビッド・マクレーン ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者	・退職に伴う契約上の要求額を受け取った。 ・権利未確定の株式持分は、現状を維持している。 ・2021年度STVRの対象（按分ベース）。
ゲイリー・サーズビー 首席情報担当役員代理	・経費削減に伴う契約上の要求額を受け取った。 ・権利未確定の株式持分は、現状を維持している。 ・2021年度STVRの対象外。

- 1 2021年7月1日からの退職年金保証率の9.5パーセントから10パーセントへの引上げを除く。
- 2 例外的な場合において、外部からの雇用者に対し、当行に入行するために退職した際に前雇用主からの放棄された報奨を補償するために提供される。報奨は、前雇用主において権利確定したプロフィールを反映しており、勤続を条件として、調整にかかる。
- 3 解除規定を含め、雇用契約の概要については、セクション5.4を参照のこと。

1. 主要経営陣（KMP）

当行グループのKMPの報酬は、本書において開示されている。2021年度においては、KMPは、下表に示すとおり、CEO、グループ業務執行役員及び非業務執行取締役で構成されていた。2020年度に退任した元KMPに関する開示は、2020年有価証券報告書に含まれている。

KMPは、当該事業体の取締役（執行役員であるか否かを問わない。）を含む、事業体の活動を直接又は間接に計画、指示、及び管理する権限及び責任を有する者と定義される。

氏名	役職	KMPを務めた期間
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者		
ピーター・キング	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	通年
グループ業務執行役員		
スコット・コラリー ¹	最高執行責任者	2020年11月2日就任
クリス・デブルイン ²	コンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者	2021年1月4日就任
キャロリン・マッキャン	顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員	通年
アンソニー・ミラー	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者	2020年10月19日就任
クリスティーン・パーカー	人事担当グループ業務執行役員	通年
サイモン・パワー	ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者代理	2021年6月26日就任
マイケル・ローランド	首席財務担当役員	通年
デイビッド・ステファン	首席リスク担当役員	通年
レス・バンス	金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員	通年
ジェイソン・イエットン ³	スペシャリスト・ビジネス及びグループ戦略部門担当最高責任者	通年
元グループ業務執行役員		
リチャード・バートン	コンシューマー部門担当最高責任者代理	2021年1月31日退任
ギル・リマ	ビジネス部門担当最高責任者	2021年3月22日退任
デイビッド・マクレーン	ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者	2021年6月25日退任
ゲイリー・サズビー	首席情報担当役員代理	2020年11月23日退任
アラスター・ウェルシュ	企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理	2020年11月23日退任
カート・ズーパー	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理	2020年10月19日退任

氏名	役職	KMPを務めた期間
現非業務執行取締役		
ジョン・マクファーレン	議長	通年
ネリダ・シーザー	取締役	通年
クレイグ・ダン ⁴	取締役	通年
オーデット・エクセル ^{A05}	取締役	2021年9月1日就任
スティーブン・ハーカー ⁶	取締役	通年
マイケル・ホーカー ^{AM7}	取締役	2020年12月1日就任
クリス・リンチ	取締役	通年
ピーター・マリオット	取締役	通年
ピーター・ナッシュ	取締役	通年
ノラ・シャインケステル ⁸	取締役	2021年3月1日就任
マーガレット・シール	取締役	通年
元非業務執行取締役		
アリソン・ディーンズ	取締役	2020年度定時総会の 終了後、2020年12月 11日退任

- スコット・コラリー氏は、2020年11月2日にグループ業務執行役員に就任し、また2020年11月23日にチーフ・オペレーティング・オフィスとしての責任を引き受けた。アラスター・ウェルシュ氏及びゲイリー・サズビー氏は、2020年11月23日まで、グループ業務執行役員代理としての各々の役割を継続した。
- クリス・デブルイン氏は、2021年1月4日にグループ業務執行役員に就任し、また2021年2月1日にコンシューマー部門に関する責任を引き受けた。同氏は、2021年3月22日にコンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者に選任された。リチャード・バートン氏は、2021年1月31日まで、コンシューマー部門担当最高責任者代理としての役割を継続した。
- ジェイソン・イエットン氏の肩書は、2020年12月14日、スペシャリスト・ビジネス、戦略及び革新部門担当最高責任者から、スペシャリスト・ビジネス及びグループ戦略部門担当最高責任者に変更された。同氏の目標報酬合計に変更はなかった。
- クレイグ・ダン氏は、2021年度定時総会終了後に取締役を退任する予定である。
- オーデット・エクセル氏は、2021年9月1日に非業務執行取締役として任命された。
- スティーブン・ハーカー氏は、2021年10月26日に取締役を退任した。
- マイケル・ホーカー氏は、2020年12月1日に非業務執行取締役として任命された。
- ノラ・シャインケステル氏は、2021年3月1日に非業務執行取締役として任命された。

2. 2021年度業務執行役員の報酬の枠組み

当行の目的及び戦略の提供は、当行の報酬戦略、報酬原則、及び報酬の枠組みによってサポートされている。

当行の目的及び戦略

当行の目的は、オーストラリア国民及びニュージーランド国民の成功を支援することである。当行の戦略は、深い持続的な関係を顧客と構築すること、地域社会におけるリーダーとなること、最高の人材が働きたいと考える場所となること、及びその中で株主に対して持続的な利益を提供することによって、当行の目的を達成しようと努めるものである。

当行の戦略を実行する上で、当行には活動指針となる以下の3つの優先事項がある。

- ・是正
- ・簡略化、及び
- ・実行

報酬戦略

当行の報酬戦略は、健全なリスク管理及びガバナンスに関する原則に従うとともに、高い業績の達成並びに当行の顧客及び株主のために優れた長期的な成果を提供することに対して報いることにより、有能な従業員を引き付け、引き留めることを目的として設計されている。

報酬原則

報酬戦略は、以下の原則によって支えられている。

- ・報酬を顧客及び株主の利益と一致させること
- ・適切なリスク文化及び従業員の行動を支えること
- ・当行の戦略及び目標に沿って、行動及び業績に応じた報酬の差別化を行うこと
- ・市場競争力のある公正な報酬を提供すること
- ・有能な従業員の採用及び定着を可能にすること
- ・報酬のリスク調整を可能にすること
- ・シンプル、柔軟かつ透明性のあるものとする

業務執行役員の報酬の枠組み

固定報酬	短期変動報酬（STVR）	長期変動報酬（LTVR）
目的		
市場競争力のある公正な報酬を提供することで高い能力を有する業務執行役員を引き付け、引き留めること。	報酬の一部が変動し、リスクがあり、当行の戦略的優先事項を支える財務及び財務以外の指標に関する合意された計画目標の達成と連動するものであることを保証する。STVR実績は、年初に合意された目標に対する業績に応じて、目標のゼロパーセントから100パーセントの範囲に及ぶことがあり、又は顕著な業績が達成された場合には、100パーセント（目標の150パーセントを上限とする。）を超えることがある。	グループの持続的な業績の提供に報いることによって、長期にわたって、業務執行役員の責任及び報酬を、長期的な株主利益と一致させること。
提供		
現金給与、給与の天引き及び退職年金拠出金により構成される。	前年度の業績評価に基づき、現金（50パーセント）及び制限株式 ¹ （50パーセント）により付与される。制限株式は、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、付与から1年ないし2年後に、同等の比率で権利確定する。	相対的TSRの業績目標の達成、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、4年後に権利確定する、業績連動型新株引受権により付与される。
業績との調整		
オーストラリア国内外の金融サービス業界の市場ベンチマーク、また、業務執行役員の任務の規模、責任及び複雑さ、並びに技能及び経験を参照して設定される。 個人の業績は、固定報酬の調整に影響する。	業績は、以下により構成されるバランスト・スコアカードを使用して評価される。 ・当行の価値観に対する価値観及び行動の評価 ・当行の主要な戦略的優先事項とつながりのある財務及び財務以外の指標 ・リスク及びレピュテーション事項、人的管理事項並びに取締役会が決定するその他の事項に関する、実績の増減（ゼロにすることを含む。）の調整をサポートする調節者モディファイア	業績は、同業他社と比較した当行の業績の相対的指標である、相対的TSR（4年間にわたり測定される。）に照らして評価される。
株主との調整		
CEOは、年金を除く年間固定報酬の5倍相当、グループ業務執行役員は、1.2百万豪ドル相当の最低株式保有要件がある。任命から5年以内に当該要件を満たさなければならない。	STVR報奨の半分は、中期的に株主との調整を支援するために、最長2年間株主持分に繰り延べる。	LTVRは、完全に株式で提供され、相対的TSRの業績目標は、長期的な株主利回り及び価値創造に沿って調整される。

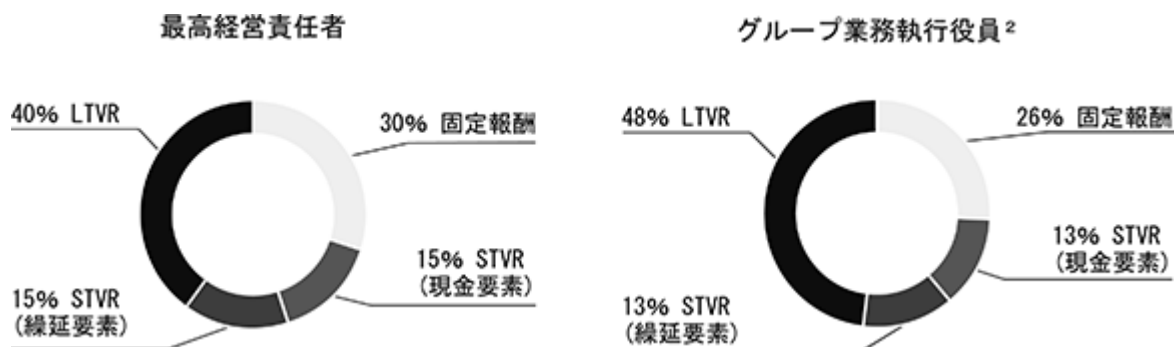
1 オーストラリア国外のグループ業務執行役員が、繰延STVRを、業績目標のない新株引受権として受け取る。

2.1 リスク

当行の報酬協定は、効果的なリスク管理、適切なリスクベースの利益の生成、並びに多様な複雑性及び満期構成を備えた製品を導入している当行の事業に関連したリスク特性をサポートするよう、設計及び管理されている。

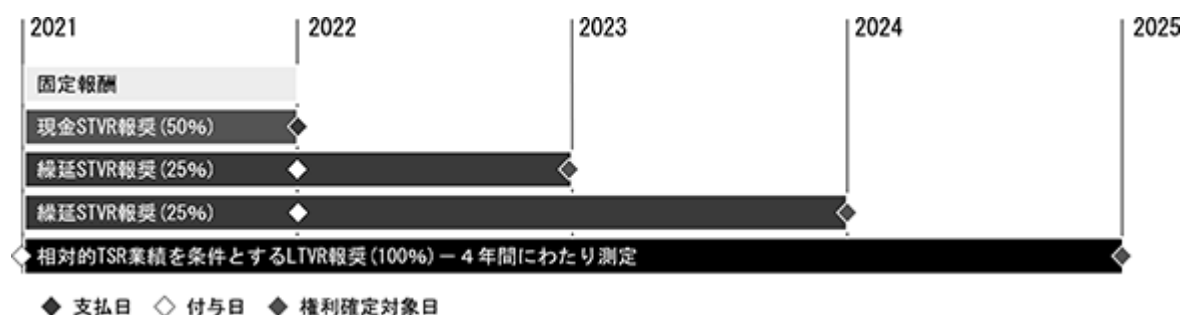
- ・ **報酬実績**：当行グループ及び各部門の業績は、当行グループのリスク選好度ステートメントに沿って、リスクがどのように管理されているかを参照して検討及び測定され、その結果は報酬実績に影響を及ぼす。考慮される主要なリスクには、戦略的リスク、リスク文化、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス及びコンダクト、金融犯罪、サイバー・リスク、評判及び持続可能性に関するリスク、自己資本比率、資金調達及び流動性に関するリスク、信用リスク並びに市場リスクが含まれる。さらに、STVR実績は、取締役会がスコアカード・モディファイアを適用することを通じて、関連するリスク関連事項の影響を受ける。スコアカード・モディファイアは、事業領域や機能領域とは関係なく、リスク及びコンプライアンスのインプットによって知らされる。
- ・ **変動報酬プール**：取締役会は毎年、変動報酬プールの規模を決定する。これは、当連結会計年度における当行グループの業績と、十分な自己資本の成長を維持しつつ、株主と従業員の間で利益をどのように配分すべきかを評価した結果に基づいている。プールを決定する際には、顧客アウトカムを含む様々な財務以外の指標、人材の確保及び市場競争力が考慮される。
- ・ **義務的リスク及びコンプライアンス要件**：個人は、行動が当行の価値観及び行動規範に沿っていること、並びに個人がその役割及び事業のリスク及びコンプライアンス要件を満たしていることを要求する最低要件の関門を満たしている場合にのみ、固定報酬調整、STVR及びLTVRを受ける資格がある。
- ・ **報酬調整（過年度事項）**：取締役会は、その見解で、報奨の全部又は一部が適切でなかったことが明らかとなった事態又は情報がある場合には、過年度から生じた事項について、未確定の繰延変動報奨のすべての形態を、ゼロを含む下方に調整することができる。下方調整が適切であると決定し、調整の量を決定した後、通常、取締役会は、まず現在の業績期間についてSTVRに照らしてその調整を適用する。当年度のSTVRに対する調整が不十分であるか又は利用できない場合、取締役会は、未確定の繰延変動報奨に調整を適用することができる。クロウバックは、2019年10月1日以降に開始された業績期間に関して行われた報奨について、一定の限定された状況において、既得の繰延変動報奨を回収するための追加的なメカニズムを提供している。現在、取締役会は、クロウバックが2019年10月1日以降に発生した関連する行動についてのみ検討されることを意図している。

2.2 2021年度の目標報酬構成¹



- 1 目標STVR及びLTVR（額面）に基づく。目標報酬構成は個人によって異なる場合がある。
- 2 目標報酬が固定報酬32パーセント、STVR 24パーセント、LTVR 44パーセントにより構成される管理職能グループ業務執行役員を除く。これは、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員、金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員、首席財務担当役員、人事担当グループ業務執行役員、並びに首席リスク担当役員に適用される。

2.3 潜在的報酬の予定



3. 2021年度報酬実績及び業績との一致

3.1 2021年度報酬実績の概要

2021年度STVR	CEOの2021年度STVR実績は、付与額上限の47パーセントであった。 グループ業務執行役員の2021年度平均STVR実績は、付与額上限の48パーセントであった（実績はゼロパーセントから70パーセントの間で変動する。） 業績実績及び個人実績の詳細については、セクション3.5（2021年度STVR及び当行グループスコアカード）及びセクション3.6（2021年度に付与された変動報酬）を参照のこと。																																
2018年度LTVR	CEO及びグループ業務執行役員の2021年度LTVR制度に基づく権利確定実績はゼロとなった。相対的TSR及び現金ROE¹の業績目標は達成されず、2018年度LTVR報奨は完全に失効した。 下表は、2021年度に業績期間末に達した、CEO及びグループ業務執行役員に対する2018年度LTVR報奨の権利確定実績を示している。 <table border="1" data-bbox="387 658 1369 1055"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業績目標</th><th rowspan="2">業績開始日</th><th rowspan="2">テスト日</th><th colspan="2">業績</th><th rowspan="2">結果</th><th rowspan="2">権利確定</th><th rowspan="2">失効</th></tr> <tr> <th>閾値</th><th>上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TSR (報奨の50%)</td><td>2017年 10月1日</td><td>2021年 10月1日</td><td>コンポジットTSRインデックスと同等</td><td>21.55でコンポジットTSRインデックスを上回る（すなわち、5%のCAGR²）</td><td>当行： (1.939%) 指標： (13.895%)</td><td>0%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>ROE (報奨の50%)</td><td>2017年 10月1日</td><td>2021年 10月1日³</td><td>13.25%</td><td>14.25%</td><td>9.05%</td><td>0%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>							業績目標	業績開始日	テスト日	業績		結果	権利確定	失効	閾値	上限	TSR (報奨の50%)	2017年 10月1日	2021年 10月1日	コンポジットTSRインデックスと同等	21.55でコンポジットTSRインデックスを上回る（すなわち、5%のCAGR ² ）	当行： (1.939%) 指標： (13.895%)	0%	100%	ROE (報奨の50%)	2017年 10月1日	2021年 10月1日 ³	13.25%	14.25%	9.05%	0%	100%
業績目標	業績開始日	テスト日	業績		結果	権利確定	失効																										
			閾値	上限																													
TSR (報奨の50%)	2017年 10月1日	2021年 10月1日	コンポジットTSRインデックスと同等	21.55でコンポジットTSRインデックスを上回る（すなわち、5%のCAGR ² ）	当行： (1.939%) 指標： (13.895%)	0%	100%																										
ROE (報奨の50%)	2017年 10月1日	2021年 10月1日 ³	13.25%	14.25%	9.05%	0%	100%																										

- 1 現金ROEは、現金利益ベースの株主資本利益率である。現金利益は、会計基準に従って作成されておらず、監査の対象となっていない。現金利益の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記2を参照のこと。
- 2 複合年間成長率。
- 3 現金ROE業績目標のある新株引受権は、2020年9月30日に業績期間が終了し、2021年9月30日まで追加の1年の確定留保期間の対象となった。

3.2 当行グループの業績

下表は、直近5年間の当行グループの重要な業績指標及び変動報酬実績の概要を示している。

	9月30日に終了した年度				
	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
CEO STVR報奨（上限に対する割合）	47%	0%	0%	52%	74%
グループ業務執行役員平均STVR（上限に対する割合）	48%	0%	37%	58%	73%
LTVR報奨（権利確定した割合）	0%	0%	0%	0%	0%
現金利益 ¹ （百万豪ドル）	5,352	2,608	6,849	8,065	8,062
法定利益（百万豪ドル）	5,458	2,290	6,784	8,095	7,990
経済的収益 ² （百万豪ドル）	768	(3,579)	1,619	3,444	3,774
現金ROE ²	7.55%	3.83%	10.75%	13.00%	13.77%
TSR－3年	1.18%	(35.43%)	15.33%	8.27%	11.79%
TSR－5年	10.34%	(27.87%)	14.58%	25.67%	81.32%
当行株式1株当たり配当金（豪セント）	60	31	174	188	188
当行株式1株当たり現金利益（豪ドル） ¹	1.46	0.73	1.98	2.36	2.40
株価－最高（豪ドル）	27.12	29.81	30.05	33.68	35.39
株価－最低（豪ドル）	16.51	13.47	23.30	27.24	28.92
株価－終値（豪ドル）	26.00	16.84	29.64	27.93	31.92

- 1 現金利益は、AASに従って作成されておらず、監査の対象となっていない。現金利益の詳細については、第一部 第6章 1「財務書類」の注記2を参照のこと。
- 2 経済的収益及び現金ROEは、現金利益から得られる。

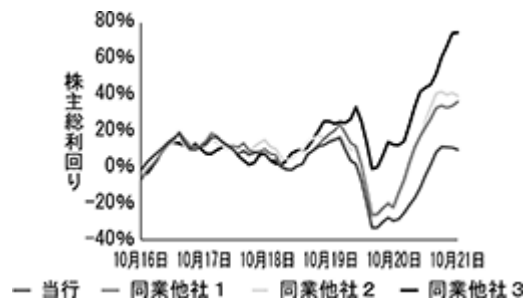
現金利益及びCEO STVR報奨（2017年から2021年まで）



株主資本利益率及び権利確定したLTVR（2017年から2021年まで）



株主総利回り（2016年10月1日から2021年9月30日まで）



3.3 実現報酬合計—最高経営責任者及びグループ業務執行役員(単位：千豪ドル) (未監査)

下表は、2021年度及び2020年度に実際に支払われた報酬額¹及び権利確定した株主持分²を示すものである。

氏名	固定報酬 (豪ドル)	現金STVRの 支払 (豪ドル)	過年度繰延 STVR報奨の 権利確定 (豪ドル)	過年度 LTVR報奨の 権利確定 (豪ドル)	実現報酬合計 (豪ドル)	過年度失効 LTVR (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者						
ピーター・キング（マネージング・ディレクター兼最高経営責任者）						
2021年度	2,403,149	840,000	169,680	-	3,412,829	2,043,148
2020年度	2,120,582	-	294,003	-	2,414,585	1,478,000
グループ業務執行役員						
スコット・コラリー（最高執行責任者） ³						
2021年度	1,123,350	444,500	-	-	1,567,850	-
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----					
クリス・デブルイン（コンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者） ³						
2021年度	941,648	467,500	-	-	1,409,148	-
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----					
キャロリン・マッキャン（顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員）						
2021年度	901,181	285,000	101,083	-	1,287,264	318,535
2020年度	809,655	-	152,968	-	962,623	-
アンソニー・ミラー（ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者） ³						
2021年度	1,122,518	392,000	-	-	1,514,518	-
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----					
クリスティーン・パーカー（人事担当グループ業務執行役員）						
2021年度	1,001,312	320,000	163,708	-	1,485,020	1,628,097
2020年度	945,609	-	258,908	-	1,204,517	1,082,000
サイモン・パワー（ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者代理） ³						
2021年度	200,897	82,066	-	-	282,963	-
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----					
マイケル・ローランド（首席財務担当役員）						
2021年度	1,201,574	405,000	-	-	1,606,574	-
2020年度	101,149	-	-	-	101,149	-
デイビッド・ステファン（首席リスク担当役員） ⁴						
2021年度	1,802,362	439,000	242,181	-	2,483,543	4,788,645
2020年度	1,806,897	-	163,678	-	1,970,575	-
レス・バンス（金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員）						
2021年度	959,331	278,500	-	-	1,237,831	-
2020年度	263,115	-	-	-	263,115	-
ジェイソン・イエットン（スペシャリスト・ビジネス及びグループ戦略部門担当最高責任者）						
2021年度	1,177,574	617,000	-	-	1,794,574	-
2020年度	463,391	-	-	-	463,391	-

	固定報酬	現金STVRの 支払	過年度繰延 STVR報奨の 権利確定	過年度 LTVR報奨の 権利確定	実現報酬合計	過年度失効LTVR
	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)
元グループ業務執行役員						
リチャード・バートン（コンシューマー部門担当最高責任者代理） ³						
2021年度	281,085	127,500	-	-	408,585	-
2020年度	249,922	-	-	-	249,922	-
ギル・リマ（ビジネス部門担当最高責任者） ³						
2021年度	546,666	68,726	-	-	615,392	-
2020年度	968,888	-	-	-	968,888	-
デイビッド・マクレーン（ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者） ³						
2021年度	747,731	-	246,825	-	994,556	1,740,843
2020年度	1,025,640	-	354,552	-	1,380,192	1,157,000
ゲイリー・サズビー（首席情報担当役員代理） ^{3、5}						
2021年度	179,081	-	252,615	-	431,696	1,396,686
2020年度	1,179,081	120,000	247,802	-	1,546,883	1,010,000
アラスター・ウェルシュ（企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理） ³						
2021年度	121,402	42,000	70,153	-	233,555	-
2020年度	834,050	-	75,794	-	909,844	-
カート・ズーパー（ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理） ³						
2021年度	66,955	-	-	-	66,955	-
2020年度	295,609	-	-	-	295,609	-

1 解約に関する契約条項を除く。

2 2021年10月に権利確定した株主持分は、2021年度の数値に含まれている。2020年10月に権利確定した株主持分は、2020年度の数値に含まれている。繰延STVR及びLTVRの価値は、制限株式又は新株引受権の数に権利確定、失権又は失効する日（当日を含む。）（該当する場合）までの5日間VWAPを乗じた値に基づく。株主持分の価値は、後記セクション7に開示される数値とは異なる。

3 本情報は、当該個人がKMPであった期間に関するものである。詳細については、セクション1を参照のこと。

4 デイビッド・ステファン氏の過年度失効LTVRは、2018年度LTVR業績目標及び権利確定基準に従う買取報奨の一部を表している。

5 2020年度、ゲイリー・サズビー氏は、BTファイナンシャル・グループ及び資産管理業務の再編の一部の投資の引上げに関する現金支払を受領した。

3.4 2021年度中の支払われた又は権利確定した買取報奨

本年度中に、制限株式制度に基づき、以下の買取報奨が支払われた又は権利確定した。

- ・スコット・コラリー氏は、780,000豪ドルの現金買取報奨を受け取った。
- ・クリス・デブルイン氏は、649,660豪ドルの現金買取報奨を受け取った。
- ・アンソニー・ミラー氏は、920,050豪ドルの現金買取報奨を受け取った。
- ・デイビッド・ステファン氏は、2021年3月に権利確定した、32,581株の制限株式を保有していた。
- ・ギル・リマ氏は、2020年10月及び2021年3月にそれぞれ権利確定した、10,963株及び8,729株の制限株式を保有していた。

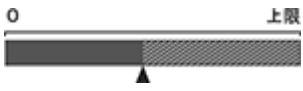
3.5 2021年度短期変動報酬実績及び当行グループスコアカード

当行グループの優先事項は、CEOのスコアカードの一部を構成する当行グループのスコアカードに示されており、その他の部門別の指標と組み合わせて、グループ業務執行役員のスコアカードに連結されている。

取締役会は、初期スコアが業績を適切に反映していないと考えられるスコアカードの各注力領域内で裁量的な調整を行うことを優先している。取締役会が適用する裁量は、当年度の業績及びリスク実績、並びに当行の主要な利害関係者が経験した実績を反映している。

業績測定及び目標は、COVID-19の継続的な影響を反映するようには調整されていない。是正に重点を置く分野の測定及び重み付けについては、法的強制力のある合意の一部として、APRAと合意された。業績の評価の概要は、以下に記載されている。詳細については、本有価証券報告書全体に記載されている。

当行グループのスコアカード - 短期変動報酬

是正 (30パーセント) 業績の測定は、顧客アウトカム及びリスク・エクセレンス (CORE) 包括的プランの実施に基づいており、関連活動及び関連実績によって測定される。 ・COREプログラムが制定され、APRAにより包括的プランが承認された。プログラムを成功させるための基盤は整備されており、現在計画中である。 ・当行のカルチャー・リセット・プログラムを通じた当行グループの文化革新は、良好な進展をもたらした。組織の健全性指標スコア (74) は、目標値 (72) を超えた。 ・パノラマの障害にもかかわらず、当行の技術環境の安定性はさらに向上した。 ・当行グループの一定のリスクは選好度の範囲内で回復し、主要な財務以外のリスク指標には進展が見られた (未解決のハイリスク問題の大幅な減少及び金融犯罪能力の改善を含む。) ・流動性に対するAPRAの健全性基準、フォーラム・ファイナンスによる潜在的な不法行為、2016年のオースグリッド取引に関連するASIC訴訟及びニュージーランド準備銀行によるリスク管理慣行の見直し要求という、重大なリスク事案が発生した。	 STVR上限の12パーセントを占める上限実績の40パーセント
簡略化 (20パーセント) 業績の測定は、非中核事業からの撤退及び国際事業の統合、事業部別業務モデルの組込み、データ及び技術の利用による顧客体験の革新並びにシステム及び技術の複雑さの軽減に基づいている。 ・4つの事業の売却が完了し、さらに3つの事業の売却契約が締結された。ウエストバック・パシフィックの売却計画は、PNG規制機関の支持を得られなかった。 ・2022年度末までに、2つの海外事業所を閉鎖し、さらに現在、3つの海外事業所の閉鎖手続き中である。 ・顧客のアプリケーション・プロセスを促進するため、284超の製品を中止し、エンド・ツー・エンドのデジタルな住宅ローン体験を開始した。 ・パノラマの管理下にある資金総額 (1,000億豪ドル超) を利用し、BTラップからパノラマへの移動を完了した。 ・事業部別業務モデルの組込みを継続したところ、説明責任及び意思決定の改善を伴い、順調に運営されている。	 STVR上限の12パーセントを占める上限実績の57パーセント
実行 (50パーセント) 業績の測定は、金融収益の向上及び資本の最適化、主要市場の成長、原価基準の再設定並びに市場をリードする顧客サービスの提供に基づいている。 ・現金利益は、(目標値の52億豪ドルを上回り) 105パーセント増加した。コア収益 (重要項目を除く。) は、2020年度比で減少し、目標値を5パーセント下回った。現金株主資本利益率は、3.83パーセントから増加し、7.55パーセントであった。 ・当行は、2024年度末までに原価基準の目標を80億豪ドルとする原価リセットプログラムを策定したが、運営費用 (重要項目を除く。) は、目標値を8パーセント上回った。 ・オーストラリアの住宅ローンは、147億豪ドルの増加 (純額) であった (2020年度は、83億豪ドルの減少であった。)。2021年度下半期におけるオーストラリアの住宅ローン決済は、主要な銀行システムの伸びと一致していた。 ・当行は、COVIDの期間中、顧客に対しサポート (200,000超の繰延パッケージを含む。) を提供した。今年度のネット・プロモーター・スコアの目標は達成されず、コンシューマー・バンク・スコアは同業他社の大手銀行に後れを取った。 ・当行は、気候変動及びネットゼロを達成する計画に対する当行のアプローチの開発に特に重点を置いた当行のESG計画をさらに発展させた。	 STVR上限の23パーセントを占める上限実績の47パーセント
当行グループのスコアカード全体の業績の評価	STVR上限の47パーセント

3.6 2021年度に付与された変動報酬（未監査）

下表は、以下を含め、2021年度にCEO及びグループ業務執行役員に付与された変動報酬を示している。

- ・2021年度に関するSTVR実績（現金及び繰延株主持分要素を含む。）
- ・2021年度LTVR制度に基づき付与された株主持分¹

受領した株主持分の最終的な価値は、業績目標（該当する場合）、勤続を条件として、また、報酬の調整にかかるものとして、権利確定時における株価及び権利確定する制限株式又は新株引受権の数によって決まる。

株主持分の価値は、後記セクション7に開示される数値とは異なる。後記セクション7は、会計基準に従って作成され
た、権利確定していない株式報酬に関する年換算の会計価値を示すものである。

氏名	STVR付与額上限 (按分ベース) (豪ドル)	STVR報奨 (上限に対する 割合) (豪ドル)	STVR実績 (豪ドル)	放棄された STVR上限 (豪ドル)	2021年度 LTVR報奨
					額面価値 ¹ (按分ベース) (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最 高経営責任者					
ピーター・キング	3,600,000	47%	1,680,000	1,920,000	3,200,000
グループ業務執行役員					
スコット・コラリー² 最高執行責任者	1,676,404	53%	889,000	787,404	2,062,500
クリス・デブルイン² コンシューマー及びビジネス・バ ンキング部門担当最高責任者	1,402,911	67%	935,000	467,911	1,721,575
キャロリン・マッキン 顧客及び法人関係担当グループ業 務執行役員	1,005,000	57%	570,000	435,000	1,230,000
アンソニー・ミラー² ウエストパック・インスティ テューショナル・バンク担当最高 責任者	1,675,582	47%	784,000	891,582	2,060,417
クリスティーン・パーカー 人事担当グループ業務執行役員	1,200,000	53%	640,000	560,000	1,562,000
サイモン・パワー² ウエストパック・ニュージーラン ド最高経営責任者代理	307,850	53%	164,133	143,717	67,298
マイケル・ローランド 首席財務担当役員	1,350,000	60%	810,000	540,000	1,700,000
デイビッド・ステファン 首席リスク担当役員	2,025,000	43%	878,000	1,147,000	2,559,375
レス・パンス 金融犯罪、コンプライアンス及び 行動担当グループ業務執行役員	1,070,959	52%	557,000	513,959	1,303,288
ジェイソン・イエットン スペシャリスト・ビジネス及びグ ループ戦略部門担当最高責任者	1,762,500	70%	1,234,000	528,500	2,150,000
元グループ業務執行役員					
リチャード・バートン² コンシューマー部門担当最高責任 者代理	424,603	60%	255,000	169,603	141,534
ギル・リマ² ビジネス部門担当最高責任者	824,712	17%	137,452	687,260	2,072,500
デイビッド・マクレーン² ウエストパック・ニュージーラン ド最高経営責任者	1,123,879	0%	0	1,123,879	1,845,791
ゲイリー・サースビー² 首席情報担当役員代理	518,116	-	-	-	-
アラスター・ウェルシュ² 企業向けサービス担当グループ業 務執行役員代理	182,959	46%	84,000	98,959	60,986
カート・ズーパー² ウエストパック・インスティ テューショナル・バンク担当最高 責任者代理	110,959	-	-	-	-
グループ業務執行役員平均STVR報 奨（上限に対する割合）		48%			

- 新株引受権の数に業績期間の開始までの5日間VWAPを乗じて計算される。5日間VWAPは、2020年12月及び2021年4月の報奨に関しては17.10豪ドルであった。リチャード・バートン氏及びアラスター・ウェルシュ氏については、各々の代理能力を前提として、5日間VWAPは、2020年12月の報奨に関しては20.02豪ドルであり、かかる報奨は、サービス及び調整の継続を条件として、4年間の猶予期間が設定された制限株式制度に基づき分配された。
- 本情報は、当該個人がKMPであった期間に関するものである。詳細については、セクション1を参照のこと。

4.業務執行役員の変動報酬の構造に関する詳細

当項目では、2021年度STVR制度及びLTVR制度の詳細について記載する。

4.1 短期変動報酬

下表は、2021年度STVR制度の重要な設計特性を示している。

短期変動報酬制度		
制度の構造	STVRの50パーセントが現金で付与され、50パーセントが制限株式（又は、オーストラリア国外を拠点とするグループ業務執行役員の場合は業績目標のない新株引受権）の形式の株主持分に繰延される。 制限株式1株につき、保有者は、取引制限を受けることを条件として、費用を一切負担することなく、権利確定時までの間、普通株式1株を受け取る権利を与えられる。 業績目標のない新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。 制限株式に対する配当は、付与日から支払われる。	
目標付与額及び上限付与額	CEO及びグループ業務執行役員に対する目標付与額は、固定報酬の割合として表示される。目標付与額は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が、市場競争力及び役職の性質を含む様々な要因を考慮した上で設定する。	
	STVR目標付与額 (CEOの目標付与額については固定報酬の100パーセント、及びグループ業務執行役員の目標付与額については固定報酬の74パーセントから100パーセントに分布している。)	STVR上限付与額 (STVR目標付与額の150パーセント。)
	リスク対象報酬	並外れた業績に対する報酬
	当行のSTVRは、当行の戦略優先事項をサポートする財務及び財務以外の指標について合意された制度の目標付与額が達成された時点で、目標付与額を付与するように設計されている。期首に合意された目標付与額に関連する業績次第では、実績が目標付与額を下回る可能性がある。	当行グループのリスク選好度に沿って並外れた業績が達成された場合、かつ奨励される行動の実例となる方法で個人が行った場合、STVR目標付与額の150パーセントを上限とする報酬を付与する可能性がある。

短期変動報酬制度	
業績指標	STVR報奨は、業績に基づき、スコアカードを参照して決定される。当該バランスト・スコアカードは、困難な指標を設定することで株主利益と一致させるように設計されており、また当行の顧客及び従業員のニーズが確実に満たされること並びに適切なリスク設定の維持の徹底を目指すものである。 スコアカードは、3つに分けられる。 ・ 価値観及び行動評価：当行の価値観である「役に立つこと、倫理的であること、変化を牽引すること、実行すること及び簡易的であること」を個人がどの程度発揮したかを検討する。 ・ 注力領域：業績は、当行の戦略の効果的な実行をサポートするにあたり必須である財務及び財務以外の指標のバランスと比較して評価される。並びに ・ モディファイア：取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、業績測定基準が当行グループ全体の業績を必ずしも適切に反映していない可能性があることを認識している。モディファイアは、リスク及びレピュテーション事項、人的管理事項並びに取締役会が注力領域に十分に反映されていないと考えるその他の事項について、実績の増減（ゼロにすることを含む。）の調整をサポートするものである。 2021年度の当行グループのスコアカードの詳しい情報については、セクション3.5を参照のこと。 繰延STVR報奨は、過去の業績を評価するものであり、勤続を条件とし、調整にかかる。
繰延期間	STVRの50パーセントは、2年間を上限として株主持分に繰延され、業務執行役員報酬を株主利益と一致させ、保持メカニズムとして機能する。また繰延期間により、取締役会が必要に応じて繰延構成要素を減額する裁量を有することが認められる。 繰延STVRは、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、付与日から1年ないし2年後に同等の比率で権利確定する。
権利確定の遅延	取締役会は、個人が、不正行為の調査に服している場合、法的手続き又は規制機関による手続きの対象である又はかかる手続きに参与している場合、取締役会が調整を検討している場合、或いはその他法律上必要とされる場合には、（法律に従い）株式報酬の権利確定を遅延させる裁量権を有する。
報酬調整（過年度事項）	取締役会は、当年度のSTVRを調整する裁量権を有する。 取締役会はまた、報奨の全部又は一部が適切ではなかったと取締役会が判断する状況又は情報が判明した場合、権利確定されていない繰延STVRを下方向に調整（ゼロにすることを含む。）ことができる。取締役会は、通常、当年度のSTVRに対する調整が不十分であるか又は利用できないと考えられる場合には、権利確定されていないSTVRに対して調整を適用する。 クローバックは、2019年10月1日以降に開始される業績期間に関して付与された繰延STVRに対し、付与日から7年間を上限として、法的に許容されかつ実行可能な範囲で適用される。クローバックは、重大な又は著しい不正行為、詐欺、贈収賄、深刻な風評被害及び当行、その顧客又はその従業員に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の故意の行為、無謀な行為、又は不法な行為といった状況で、その結果該当する業務執行役員が解雇され、若しくは取締役会がその裁量に基づき当該業務執行役員の解雇が正当であると判断した場合、又はその他法律上必要とされる場合に、発生する可能性がある。取締役会は現在、2019年10月1日以降に発生した関連行為についてのみクローバックが検討されることを意図している。
2022年度の変更点	2022年度STVR制度に対する変更はない。

4.2 長期変動報酬

下表は、2020年12月に付与された2021年度LTVR制度の重要な設計特性を示している。

長期変動報酬制度											
制度の構造	LTVRは、業績目標の達成、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、4年後に権利確定する、業績連動型新株引受権により付与される。 新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。配当金は、業績連動型新株引受権に累積されない。										
目標付与額	CEO及びグループ業務執行役員に付与されるLTVRの価値は、固定報酬の割合として表示される。LTVRの価値は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が、市場競争力及び役職の性質を含む様々な要因を考慮した上で設定する。 2021年度のCEOに対するLTVR目標付与額の額面価格は、固定報酬の133パーセントであり、（グループ業務執行役員代理を除く。）グループ業務執行役員に対する目標付与額の額面価格は、固定報酬の135パーセントから183パーセントに分布している。										
配分方法	各業務執行役員の取得する業績連動型新株引受権の数は、LTVR報奨の豪ドル価値を業績期間の初日における業績連動型新株引受権の額面価格で除して計算されていた。額面価格は、業績期間の開始（2021年度LTVR付与については、2020年10月1日である。）までの5日間のVWAPである。										
業績目標	LTVRは、株主価値の長期的な成長を達成し、業務執行役員報酬と株主利益の一致をサポートすることを目的とした相対的TSR目標を条件としている。相対的TSRは、配当金が同業他社に比例して再投資されることを前提とした場合における、業績期間にわたり株主に提供される全利益に関する指標である。 当該業績目標は、下記に概説されるパーセンタイル順位の権利確定表を用いて、当行のTSR業績を8社のオーストラリアの金融サービス企業に照らして測定する。 <table border="1"> <tr> <th>当行のTSR業績</th><th>権利確定する割合の参照指標</th></tr> <tr> <td>75パーセンタイル以上の場合</td><td>100パーセント</td></tr> <tr> <td>中央値と75パーセンタイルの間の場合</td><td>50パーセントから100パーセントの間で権利確定（按分ベース）</td></tr> <tr> <td>中央値の場合</td><td>50パーセント</td></tr> <tr> <td>中央値を下回る場合</td><td>ゼロパーセント</td></tr> </table> 同業他社グループには、以下の会社が含まれる。AMP、ANZ・バンキング・グループ、バンク・オブ・クイーンズランド、ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア、マッコーリー・グループ、ナショナル・オーストラリア・バンク及びサンコープ・グループ。	当行のTSR業績	権利確定する割合の参照指標	75パーセンタイル以上の場合	100パーセント	中央値と75パーセンタイルの間の場合	50パーセントから100パーセントの間で権利確定（按分ベース）	中央値の場合	50パーセント	中央値を下回る場合	ゼロパーセント
当行のTSR業績	権利確定する割合の参照指標										
75パーセンタイル以上の場合	100パーセント										
中央値と75パーセンタイルの間の場合	50パーセントから100パーセントの間で権利確定（按分ベース）										
中央値の場合	50パーセント										
中央値を下回る場合	ゼロパーセント										

長期変動報酬制度（続き）	
業績実績の評価	客観性と外部による妥当性確認を確保するため、相対的TSR結果は、権利確定結果の決定のために取締役会に提供される前に、独立して計算される。取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、例えば、相対的TSR業績目標は達成されているが、絶対的TSRの結果がマイナスである場合には、裁量権を行使することができる。 相対的TSR実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2024年9月30日に、業績目標に照らしてテストされる。
再テストは実施しない	再テストは実施されていない。測定期間後権利確定していない報奨は、直ちに失効する。
早期権利確定	業務執行役員が死亡又は障害により（法律に従い）当行グループの従業員ではなくなった場合、権利確定されていない報奨をテスト日より前に権利確定することが可能である。この場合、かかる権利確定については、業績目標の達成は条件とされない。
権利確定の遅延	取締役会は、個人が、不正行為の調査に服している場合、法的手続き又は規制機関による手続きの対象である又はかかる手続きに関与している場合、取締役会が調整を検討している場合、或いはその他法律上必要とされる場合には、（法律に従い）株式報酬の権利確定を遅延させる裁量権を有する。
雇用終了時の報奨の扱い	取締役会は、CEO又はグループ業務執行役員が権利確定前に辞職若しくは退職するか、又はその他の理由により当行グループを去った場合における権利確定していない業績連動型新株引受権の扱いに関して裁量権を有している。 取締役会は、業績連動型新株引受権の権利確定を早めるか、又は業績期間の残存期間中、報奨を留保することができる。 取締役会は、裁量権を行使するにあたり、当該退社を含む関連する事情を考慮する。 取締役会はまた、当行の財務及び／又はレピュテーションに著しい影響をもたらす不正行為があった場合、並びに妥当であると考えられるその他の事情があった場合、業績連動型新株引受権の数を減少させるよう調整する（ゼロにすることを含む。）ことができる。 業務執行役員による不正若しくは不誠実な行為、又は関連する株式制度に基づく義務の重大な違反があった場合、未行使の業績連動型新株引受権（権利確定されたか否かを問わない。）は、取締役会が別段の決定をしない限り失権する。
報酬調整（過年度事項）	取締役会は、将来付与されるLTVRを調整する裁量権を有する。 取締役会は、報奨の全部又は一部が適切ではなかったと取締役会が判断する状況又は情報が判明した場合、権利確定されていないLTVRを下方向に調整（ゼロにすることを含む。）ことができる。 取締役会は、通常、当年度及び繰延STVRに対する調整が不十分であるか又は利用できないと考えられる場合には、権利確定されていないLTVRに対して調整を適用する。 取締役会はまた、既に権利確定しているLTVRに対しクローバックを適用することを決定することができる。クローバックは、2019年10月1日以降に開始される業績期間に関して付与された繰延LTVRに対し、付与日から7年間を上限として、法的に許容されかつ実行可能な範囲で適用される。クローバックは、重大な又は著しい不正行為、詐欺、贈収賄、深刻な風評被害及び当行、その顧客又はその従業員に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の故意の行為、無謀な行為又は不法行為といった状況で、その結果当該業務執行役員が解雇され、若しくは取締役会がその裁量に基づき当該業務執行役員の解雇が正当であると判断した場合、又はその他法律上必要とされる場合に、発生する可能性がある。取締役会は現在、2019年10月1日以降に発生した関連行為についてのみクローバックが検討されることを意図している。

長期変動報酬制度（続き）	
2022年度の変更点	2022年度のLTVR制度に対する変更はないが、2022年度以降に提供される可能性のある株式は、最低株式保有要件が満たされるまで、納税義務を果たすためにのみ売却が可能である。詳細についてはセクション5.2を参照のこと。

現在留保されているその他のLTVR報奨	権利確定日	業績目標	さらなる詳細
2019年度LTVR報奨	2022年9月30日	・同業他社の加重コンボジット・インデックスに対する相対的TSR業績（50パーセント）及び平均現金ROE業績（50パーセント）	2019年度有価証券報告書を参照のこと。
2020年度LTVR報奨	2023年9月30日	・同業他社のインデックスに対する相対的TSR業績（100パーセント）	2020年度有価証券報告書を参照のこと。

5. 報酬ガバナンス

5.1 当行グループ報酬方針及びガバナンス

当行グループ報酬方針は、当行全体の報酬協定の設計及び管理に反映される必須要件を定めている。

当該方針は、報酬の設計及び管理が株主の利益と一致し、長期的な財務健全性をサポートし、かつ慎重なリスク管理を促進することを要求することによって、当行の目標をサポートする。当該方針は、ガバナンスに関する確立された構造、制度及び枠組みによってサポートされる。

取締役会
取締役会は、当行グループへ戦略的助言を提供し、経営陣による当行の戦略的イニシアチブの実施を監督している。取締役会は、選抜されたグループの従業員の報酬の検討及び承認に関する説明責任を有する。取締役会は、その役割を制限すること無く、（該当する場合、取締役会附属報酬委員会からの勧告を受けた後）以下を承認する。 ・CEOの報酬に関連する企業目標及び目的 ・変動報酬プールの規模 ・当行グループ報酬方針に基づく変動報酬の調整（失権及びクローバックを含む。）、並びに ・CEO、グループ業務執行役員、その他CEO直属の業務執行役員、その他銀行執行役員の説明体系に基づく説明責任者、その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会が判断するその他の人員、APRAが指定するその他の人員及び取締役会が決定するその他の人員への報酬（変動報酬目標及び業績実績を含む。） 取締役会は、全体及び個人の変動報酬を繰延、調整し又は取り消すための裁量権を有する。詳細については、当行のウェブサイトにおいて入手可能な取締役会及び委員会の憲章に定められる。

取締役会附属報酬委員会

取締役会附属報酬委員会は、当行及び当行の各関連会社の報酬方針及び報酬慣行の監督を、当該方針及び慣行が業績を考慮して公正かつ責任をもって個人に報いており、当行のリスク管理の枠組み、法律及び最高水準のガバナンスを反映しているかという観点から行うことにより、取締役会がその責任を果たすことを補助する。

取締役会附属報酬委員会は、以下に関して検討及び取締役会に対する勧告を行う。

- ・当行グループの報酬方針
- ・上記で概説した個人及びグループの報酬協定
- ・当行グループ報酬方針に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造
- ・CEO報酬に関連する企業目標及び目的
- ・STVR及びLTVR制度、並びにグループ業務執行役員その他銀行執行役員の説明体系に基づく説明責任者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の実績及び調整（失権及びクローバックを含む。）
- ・株式ベースのすべての計画の承認

取締役会附属報酬委員会は、その義務の遂行にあたり、内部の人材（リスク及び財務を管理する人材を含む。）にアクセスし、経営陣から独立した外部アドバイザーに委託する。取締役会附属報酬委員会の委員は、独立した非業務執行取締役である。

詳細については、当行のウェブサイトにおいて入手可能な取締役会附属報酬委員会の憲章に定められる。

その他の取締役会附属委員会との相互の影響

取締役会附属報酬委員会の委員は、取締役会附属リスク委員会又は取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会の委員でもある。これらの委員会の委員が相互に委員であることにより、リスクとリターンの調整をサポートする。

取締役会附属報酬委員会は、報酬の実績、関連する事項に照らした報酬の調整及び報酬とリスク管理の枠組みとの調整に関し、その他の取締役会附属委員会からのフィードバックを求め、それらが提起した事項を検討する。

経営報酬監督委員会

部門別報酬監督委員会は、リスク領域を検討し、報酬に対する潜在的な影響を検討する。これらの委員会は、グループ報酬監督委員会に報告し、次に同委員会は、当行グループ全体の報酬の一貫性を検討し、取締役会附属報酬委員会及び取締役会に対し、適宜、見直し及び意思決定を行うための情報を提供する。会計年度中に、報酬ガバナンスの取決めが見直され、グループ報酬監督委員会への委任事項を強化するため、軽微な変更が行われた。

報酬相談役

2021年度中、取締役会は、独立したアドバイザーを雇い、業務執行役員報酬及び報酬に関するその他の事項について専門的な情報の提供を依頼した。かかるサービスは、経営陣からは独立して、報酬委員会に直接提供されている。取締役会附属報酬委員会の委員長は、当該雇用及び関連費用を監督する。当該アドバイザーが行った業務には、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員の報酬のベンチマークに関する情報提供が含まれていた。

取締役会のアドバイザーは、2021年度中、2001年会社法（コモンウェルス）（会社法）に規定される報酬に関する勧告は行わなかった。

5.2 業務執行役員最低株式保有要件及び現在のコンプライアンス

CEO及びグループ業務執行役員は、株主利益との一致を強化する目的で、それぞれ任命から5年以内に多数の当行株式を取得し、保持することを要求されている。

2021年9月30日現在、CEO及びグループ業務執行役員は、かかる要件を遵守している。下表は、CEO及びグループ業務執行役員の最低株式保有要件を示したものである。

	最低株式保有要件
CEO	年金を除く年間固定報酬の5倍、10.96百万豪ドル相当
グループ業務執行役員	1.2百万豪ドル相当

CEOの株式保有要件に関する倍数は、同業他社より大きく、最低株式保有要件を算定する当行の手法を反映している。2006年度以降、これには、以下が含まれている。

- ・単独又は他者と共同で、完全に個人の名義で保有する株式
- ・従業員持株制度で保有される株式（繰延STVRを含む。）及び
- ・権利確定されていない業績連動型新株引受権（LTVRを含む。）の50パーセント

2012年度以降、評価の手法には、家族信託又は自己運用退職年金基金が保有する株式が含まれている。

2022年度以降にLTVR付与を通じてCEO及びグループ業務執行役員に提供される可能性のある株式は、最低株式保有要件が満たされるまで、納税義務を果たすためにのみ売却が可能である。

5.3 ヘッジ方針

当行の株式制度の参加者は、直接的又は間接的を問わず、STVR及びLTVR制度に関する権利未確定の報奨についてヘッジ取引を締結することを禁止されている。これらの報奨に関連するリスクを軽減する目的で金融商品を利用することは一切できない。これらの報奨につきいかなるヘッジを試みた場合でも、その権利を喪失し、取締役会はその他の懲戒処分を検討する可能性がある。かかる制限は、権利未確定の報奨のヘッジ取引を禁止する会社法の要件を満たしている。

5.4 雇用契約

CEO及びグループ業務執行役員の報酬及びその他の雇用条件については、雇用契約にまとめられている。各契約は、固定及び変動報酬、雇用者退職年金拠出金並びに死亡及び終身障害保険等のその他の給付について規定している。

下表は、CEO及びグループ業務執行役員の雇用契約の解除規定を含む重要条項の詳細を示すものである。

条項	契約者	条件
契約期間	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ いずれかの当事者による通知がない限り継続。
（業務執行役員又は当行グループによる）雇用解除の通知	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 12か月 ¹ 。
正当な理由のない解除の場合の解除金 ²	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 繰延STVR及びLTVR報奨は、適用ある株式制度の規則に従い権利確定される。
正当な理由のある場合の解除	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 不正行為については直ちに。 ・ 業績不振については3か月間の通知期間後。
退職後の制限	・ CEO及びグループ業務執行役員	・ 12か月間の勧誘制限。

- 1 一定の場合において、取締役会は、通知期間の一部又は全部に関して通知に代わる支払を承認することができる。
- 2 CEO及びグループ業務執行役員に対する契約解除給付の責任限度額は、2021年9月30日現在14.5百万豪ドル（2020年度は14.9百万豪ドル）であった。

6. 非業務執行取締役の報酬

6.1 体系及び方針

非業務執行取締役に関する当行の報酬戦略は、経験豊富で適任な取締役を引き付け、引き留めること、また、その拘束時間及び専門知識に応じて適切な報酬を提供することを目的としている。

非業務執行取締役報酬は、当行の業績には関連しない。報酬は現金で支払われ、業績に対する変動報酬は支払われていない。非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるため、最低株式保有数を取得し、保持することを要求されている（詳細についてはセクション6.3を参照のこと。）。

下表は、非業務執行取締役の報酬の要素を示したものである。

非業務執行取締役の報酬	
基本報酬	ウエストパック・バンキング・コーポレーション取締役会の役務に関連する。議長の基本報酬は、取締役会附属委員会を含むあらゆる職務を対象とするものである。
委員会報酬	非業務執行取締役（議長以外）には、取締役会附属委員会（取締役会附属指名及びガバナンス委員会を除く。）の委員長又は委員の役務に対する追加的な報酬が支払われる。
雇用者退職年金拠出金	退職年金保証法に規定される退職年金拠出金基本額の上限額を上限とする、法定の退職年金拠出金を反映している。
子会社取締役会及び諮問委員会報酬	子会社の取締役会及び諮問委員会の役務に関連し、関連する子会社により支払われる。

6.2 2021年度における非業務執行取締役の報酬

下表は、取締役会及び委員会の年間報酬（退職年金を除く。）を示すものである。当年度中の取締役会及び委員会の構成の変更は、取締役会の報告書のセクション9の取締役会の概要に記載されている。

非業務執行取締役の基本報酬は2014年10月1日以来増額されておらず、年間4.5百万豪ドルの非業務執行取締役の報酬プールは、2008年度の定時総会において株主により承認された。2021年度において、報酬プールのうち3.92百万豪ドル（87パーセント）が利用された。当該報酬プールには、雇用者退職年金拠出金が含まれる。

基本報酬及び委員会報酬	年間レート (単位：豪ドル)
議長	890,000
その他の非業務執行取締役	225,000
委員会委員長報酬	
取締役会附属監査委員会	70,400
取締役会附属リスク委員会	90,000
取締役会附属報酬委員会	63,800
取締役会附属テクノロジー委員会	35,200
取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会	67,500
委員会委員報酬	
取締役会附属監査委員会	32,000
取締役会附属リスク委員会	32,000
取締役会附属報酬委員会	29,000
取締役会附属テクノロジー委員会	20,000
取締役会附属法務、規制及びコンプライアンス委員会	30,000

子会社取締役会及び諮問委員会報酬

報告期間中、非業務執行取締役に対し追加報酬は支払われなかった。

6.3 非業務執行取締役の最低株式保有要件

非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるために、当行普通株式を取得し、保持することを要求されている。各非業務執行取締役は、取締役に任命されてから5年以内に、取締役会基本報酬を下回らない価値の当行株式持分を保有することを義務付けられている。

2021年9月30日現在、すべての非業務執行取締役は、要件を遵守している。

7. 法定報酬開示

7.1 非業務執行取締役の報酬の詳細

下表は、非業務執行取締役の報酬の詳細を示すものである。

氏名	短期報酬			退職給付	
	当行 取締役会 報酬 ¹ (豪ドル)	子会社取締役会及 び諮問委員会報酬 (豪ドル)	非貨幣性 給付 ² (豪ドル)	退職年金 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
現非業務執行取締役					
ジョン・マクファーレン（議長）					
2021年度	893,423	-	8,355	22,573	924,351
2020年度	480,054	-	8,335	14,698	503,087
ネリダ・シーザー					
2021年度	276,058	-	-	22,290	298,348
2020年度	294,454	-	-	21,012	315,466
クレイグ・ダン					
2021年度	322,034	-	-	22,311	344,345
2020年度	323,268	-	-	21,079	344,347
オーデット・エクセルA0 ³					
2021年度	23,438	-	-	2,344	25,782
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----				
スティーブ・ン・ハーカー					
2021年度	312,419	-	-	22,351	334,770
2020年度	306,349	-	-	21,029	327,378
マイケル・ホーカーAM ³					
2021年度	242,854	-	-	19,692	262,546
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----				
クリス・リンチ					
2021年度	290,111	-	-	22,296	312,407
2020年度	24,454	-	-	2,323	26,777
ピーター・マリOTT					
2021年度	398,527	-	-	22,346	420,873
2020年度	376,057	-	-	21,190	397,247
ピーター・ナッシュ					
2021年度	377,525	-	-	22,273	399,798
2020年度	377,085	-	-	21,187	398,272
ノラ・シャインケステル ³					
2021年度	169,400	-	-	13,851	183,251
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----				
マーガレット・シール					
2021年度	320,110	-	-	22,427	342,537
2020年度	303,523	-	-	21,025	324,548

氏名	短期報酬			退職給付	
	当行 取締役会 報酬 ¹ (豪ドル)	子会社取締役会及 び諮問委員会報酬 (豪ドル)	非貨幣性 給付 ² (豪ドル)	退職年金 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
元非業務執行取締役					
アリソン・ディーンズ ³					
2021年度	64,240	-	-	4,954	69,194
2020年度	323,671	-	-	10,578	334,249
報酬合計					
2021年度	3,690,139	-	8,355	219,708	3,918,202
2020年度 ⁴	3,423,165	42,610	15,803	180,454	3,662,032

- 1 取締役会附属委員会の委員長及び委員に支払われる報酬を含む。
- 2 非貨幣性給付は、当行グループに発生する費用（該当する場合は関連付加給付税（「FBT」）を含む。）に基づき決定され、銀行負担の駐車場を含む。
- 3 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 4 2020年度の報酬合計は、2020年度有価証券報告書に報告されたものを記載している。

7.2 報酬の詳細―CEO及びグループ業務執行役員

下表は、AASに従って計算されたCEO及びグループ業務執行役員の報酬の詳細を示すものである。

氏名	短期報酬				退職給付	その他の 長期報酬	株式報酬		合計 ⁹ (豪ドル)
	固定 報酬 ¹ (豪ドル)	現金STVR 報奨 ² (豪ドル)	非貨幣性 給付 ³ (豪ドル)	その他の 短期報酬 ⁴ (豪ドル)	退職年金 給付 ⁵ (豪ドル)	長期勤続 休暇給付 (豪ドル)	制限株式 ⁶ (豪ドル)	新株 引受権 ^{7、8} (豪ドル)	
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者									
ピーター・キング（マネージング・ディレクター兼最高経営責任者）									
2021年度	2,402,786	840,000	30,548	-	46,332	36,851	404,355	441,581	4,202,453
2020年度	2,286,027	-	20,822	-	41,310	463,100	222,967	369,597	3,403,823
グループ業務執行役員									
スコット・コラリー（最高執行責任者） ¹⁰									
2021年度	1,138,524	444,500	266,054	711,616	30,432	16,796	657,896	176,063	3,441,881
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----								
クリス・デブルイン（コンシューマー及びビジネス・バンキング部門担当最高責任者） ¹⁰									
2021年度	966,699	467,500	172,286	480,570	22,032	14,331	548,716	163,171	2,835,305
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----								
キャロリン・マッキャン（顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員）									
2021年度	941,852	285,000	4,053	-	26,921	13,669	190,488	133,353	1,595,336
2020年度	884,663	-	3,497	-	23,424	29,421	254,038	156,583	1,351,626
アンソニー・ミラー（ウエストバック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者） ¹⁰									
2021年度	1,121,762	392,000	1,881	2,004,445	31,561	16,010	1,203,527	181,539	4,952,725
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----								
クリスティーナ・パーカー（人事担当グループ業務執行役員）									
2021年度	971,685	320,000	2,908	-	28,115	15,161	185,986	222,280	1,746,135
2020年度	950,258	-	3,497	-	28,181	17,869	203,130	248,910	1,451,845
サイモン・パワー（ウエストバック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者代理） ¹⁰									
2021年度	214,774	82,066	404	-	12,852	-	-	64,180	374,276
2020年度	----- 2020年度はKMPに該当せず -----								
マイケル・ローランド（首席財務担当役員）									
2021年度	1,241,835	405,000	64,765	-	27,909	18,193	168,550	155,652	2,081,904
2020年度	94,695	-	17,955	-	7,019	122	-	-	119,791
デイビッド・ステファン（首席リスク担当役員）									
2021年度	1,848,612	439,000	8,804	-	37,564	27,356	543,067	544,692	3,449,095
2020年度	1,828,781	(135,000)	125,922	-	38,991	27,273	1,245,961	412,950	3,544,878
レス・パンス（金融犯罪、コンプライアンス及び行動担当グループ業務執行役員）									
2021年度	985,785	278,500	4,070	-	34,341	33,102	575,260	150,010	2,061,068
2020年度	278,702	-	774	-	9,062	38,817	155,403	6,678	489,436
ジェイソン・イエットン（スペシャリスト・ビジネス及びグループ戦略部門担当最高責任者）									
2021年度	1,175,416	617,000	2,908	-	33,095	17,803	256,778	283,224	2,386,224
2020年度	505,257	-	717	-	12,445	48	-	35,487	553,954

氏名	短期報酬				退職給付	その他の 長期報酬	株式報酬		合計 ⁹ (豪ドル)
	固定 報酬 ¹ (豪ドル)	現金STVR 報酬 ² (豪ドル)	非貨幣性 給付 ³ (豪ドル)	その他の 短期報酬 ⁴ (豪ドル)	退職年金 給付 ⁵ (豪ドル)	長期勤続 休暇給付 (豪ドル)	制限株式 ⁶ (豪ドル)	新株 引受権 ^{7、8} (豪ドル)	
元グループ業務執行役員									
リチャード・バートン（コンシューマー部門担当最高責任者代理） ¹⁰									
2021年度	315,029	127,500	490	-	13,075	32,573	135,974	-	624,641
2020年度	255,558	-	1,661	-	9,162	21,802	136,628	-	424,811
ギル・リマ（ビジネス部門担当最高責任者） ^{10、11、13}									
2021年度	1,173,881	68,726	64,277	929,966	4,823	16,732	564,646	1,152,275	3,975,326
2020年度	990,070	-	279,315	442,860	3,748	14,548	595,314	82,975	2,408,830
デイビッド・マクレーン（ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者） ^{10、11、12、13}									
2021年度	1,061,610	-	2,135	679,739	110,345	-	-	1,136,627	2,990,456
2020年度	989,209	-	3,497	-	94,548	-	-	506,626	1,593,880
ゲイリー・サーズビー（首席情報担当役員代理） ^{10、11、13}									
2021年度	329,881	-	171	1,581,621	24,260	(208,232)	123,618	372,342	2,223,661
2020年度	1,206,783	-	3,497	120,000	29,394	76,758	247,071	278,529	1,962,032
アラスター・ウェルシュ（企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理） ¹⁰									
2021年度	114,293	42,000	215	-	5,518	17,221	62,810	-	242,057
2020年度	832,473	-	2,894	-	28,036	20,756	585,938	73	1,470,170
カート・ズーパー（ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者代理） ¹⁰									
2021年度	43,314	-	1,221	-	21,817	(96,569)	33,924	-	3,707
2020年度	299,950	-	440	-	68,876	15,170	188,476	-	572,912

- 1 固定報酬は、給与、給与の天引きによる給付（該当する場合は自動車、駐車場及び関連FBTを含む。）及び年次有給休暇給付計上額の総額を示す。
- 2 現金STVR報酬は、通常会計年度末後の12月に支払われる。
- 3 非貨幣性給付は、当行グループに発生する費用（該当する場合は関連FBTを含む。）に基づき決定され、年度ごとの健診、課税に関する助言の提供、銀行負担の駐車場、移転費用、別居費用及び手当等を含む。2021年度における移転現金手当の認識方法は、KMPとしての開始日からクロバック期間の終了までの費用を認識するよう修正された。以前、移転現金手当は2年間で均等に認識されていたため、関連する個人の2020年度の数値は調整のために修正再表示されている。
- 4 雇用終了時の支払又はその他契約に基づく支払を含む。買取合意の現金部分の認識方法は、KMPとしての開始日からクロバック期間の終了までの費用を認識するよう修正された。以前、買収の現金部分はそれが支払われた年に全額認識されていたため、関連する個人の2020年度の数値は調整のために修正再表示されている。
- 5 CEO及びグループ業務執行役員は、ウエストパック・グループ制度に基づく生命保険の付保を無償で受けている。退職年金給付は、AASB第119号「従業員給付」に基づき計算されている。
- 6 制限株式の償却方法は、報酬が得られた任期を含むよう修正された。これにより、通常は追加で1年間の償却が行われる。過年度の償却方法では、権利確定期間のみを使用していた。つまり、2021年度の償却額には2021年度のSTVR実績の一部が含まれることになる。過年度においては、当年度のSTVR実績は当報告期間に含まれていない。2020年度の数値は、当年度の表示に合わせて修正再表示されている。ピーター・キング氏及びレス・バンス氏の2020年度の数値は、目標報酬合計が低い以前の役職に就いていた過年度の報酬からの償却を反映している。スコット・コラリー氏、クリス・デブルイン氏、アンソニー・ミラー氏、及びギル・リマ氏が保有する制限株式並びにデイビッド・ステファン氏が保有する一部の株式とは、当行に入行するために退職した際に前雇用主から放棄された報酬を補償するために行われた配分を示すものである。制限株式の権利確定期間は、放棄された株式の権利確定期間と同じである。

- 7 株式決済報酬は、業績期間及び権利確定期間（通常は2年から4年）にわたる償却に基づいている。当該報酬は、2021年9月30日に終了する4会計年度中に付与される業績目標のある／業績目標のない新株引受権の付与日における公正価値を用いて計算される。付与日における公正価値の計算に適用される方法は、招待オプトアウト日を用いた一貫性のある外部評価により更新されている。2020年度の数値は、当年度の表示に合わせて修正再表示されている。過年度の権利付与に関する詳細は、過年度の有価証券報告書に記載されている。デイビッド・マクレーン氏の2021年度の数値のうち5パーセントは、繰延STVR報奨に帰属する。サイモン・パワー氏の2021年度の数値のうち31パーセントは、繰延STVR報奨に帰属する。2020年度の比較は、2020年度定時総会での承認後に付与されたピーター・キング氏への配分を含むよう修正再表示された。
- 8 2019年度のLTVRとしての現金ROE目標のある業績連動型新株引受権に関する費用計上額はゼロに減額された。これは、権利確定の可能性に関する現時点での評価を反映したものである。
- 9 報酬総額のうち、業績連動型のもの（現金STVR報奨及び株式報酬）の割合は、以下のとおりである。ピーター・キング氏40パーセント、スコット・コラリー氏37パーセント、クリス・デブルイン氏42パーセント、キャロリン・マッキャン氏38パーセント、アンソニー・ミラー氏36パーセント、クリスティーン・パーカー氏42パーセント、サイモン・パワー氏39パーセント、マイケル・ローランド氏35パーセント、デイビッド・ステファン氏44パーセント、レス・パンス氏49パーセント、ジェイソン・イエットン氏48パーセント、リチャード・バートン氏42パーセント、ギル・リマ氏45パーセント、デイビッド・マクレーン氏38パーセント、ゲイリー・サズビー氏22パーセント、アラスター・ウェルシュ氏43パーセント、カート・ズーパー氏該当なし。報酬総額のうち、オプション又は新株引受権の形態で付与されたものの割合は、以下のとおりである。ピーター・キング氏11パーセント、スコット・コラリー氏5パーセント、クリス・デブルイン氏6パーセント、キャロリン・マッキャン氏8パーセント、アンソニー・ミラー氏4パーセント、クリスティーン・パーカー氏13パーセント、サイモン・パワー氏17パーセント、マイケル・ローランド氏7パーセント、デイビッド・ステファン氏16パーセント、レス・パンス氏7パーセント、ジェイソン・イエットン氏12パーセント、リチャード・バートン氏該当なし、ギル・リマ氏29パーセント、デイビッド・マクレーン氏38パーセント、ゲイリー・サズビー氏17パーセント、アラスター・ウェルシュ氏該当なし、カート・ズーパー氏該当なし。
- 10 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 11 ギル・リマ氏、デイビッド・マクレーン氏及びゲイリー・サズビー氏の固定報酬は、契約上の要件に従って、現金給与及び退職年金の受給を継続する同氏らの通知期間中に行われた又は行われる予定の支払を含む。
- 12 2021年6月26日から2021年7月31日まで、デイビッド氏は当行グループのアドバイザーを務め、97,249豪ドルの固定報酬（退職年金を含む。）を受領したが、これは同氏のKMPの任務に関連していないため、表から除外されている。
- 13 ギル・リマ氏、デイビッド・マクレーン氏及びゲイリー・サズビー氏の株式報酬の数値には、各業績期間の終了までのすべての権利未確定株主持分に関する計上額が反映されている。すべての権利未確定株主持分に関して全価値が計上されているものの、報奨が権利確定するかどうかは、関連する業績目標に左右される。

7.3 当期中の株式決済商品の変動

下表は、2021年度における、関連する報酬制度に基づくCEO及びグループ業務執行役員についてのエクイティ商品の数及び価値の変動を示したものである。

氏名	エクイティ商品の種類	付与数 ¹	権利 確定数 ²	行使数 ³	付与価値 ⁴ (豪ドル)	行使 された ものの 価値 ⁵ (豪ドル)	失権又は 失効した ものの 価値 ⁵ (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者							
ピーター・キング	業績連動型新株引受権	199,525	-	-	1,239,724	-	1,567,392
	制限株式制度に基づく株式	-	17,048	-	-	-	-
グループ業務執行役員							
スコット・コラリー ⁶	業績連動型新株引受権	120,614	-	-	771,930	-	-
	制限株式制度に基づく株式	75,088	-	-	1,646,334	-	-
クリス・デブリイン ⁶	業績連動型新株引受権	100,676	-	-	874,201	-	-
	制限株式制度に基づく株式	61,046	-	-	1,468,343	-	-
キャロリン・マッキャン	業績連動型新株引受権	71,929	-	-	460,346	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	18,220	-	-	-	-
アンソニー・ミラー ⁶	業績連動型新株引受権	120,492	-	-	771,149	-	-
	制限株式制度に基づく株式	123,295	-	-	2,813,233	-	-
クリスティーン・パーカー	業績連動型新株引受権	91,345	-	-	584,608	-	1,147,969
	制限株式制度に基づく株式	-	15,013	-	-	-	-
サイモン・パワー ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	業績目標のない新株引受権	1,295	-	-	27,066	-	-
マイケル・ローランド	業績連動型新株引受権	99,415	-	-	636,256	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
デイビッド・ステファン	業績連動型新株引受権	149,671	-	-	957,894	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	42,072	-	-	-	-
レス・バンス	業績連動型新株引受権	76,214	-	-	512,794	-	-
	制限株式制度に基づく株式	14,985	20,694	-	301,134	-	-
ジェイソン・イエットン	業績連動型新株引受権	125,988	-	-	805,753	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
元グループ業務執行役員							
リチャード・パートン ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	制限株式制度に基づく株式	16,508	15,188	-	331,740	-	-
ギル・リマ ⁶	業績連動型新株引受権	121,198	-	-	775,667	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	19,692	-	-	-	-
デイビッド・マクレーン ⁶	業績連動型新株引受権	106,919	-	-	684,282	-	1,227,244
	業績目標のない新株引受権	-	20,559	-	-	-	-
ゲイリー・サーズビー ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	1,071,438
	制限株式制度に基づく株式	-	14,369	-	-	-	-
アラスター・ウェルシュ ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	20,137	-	-	-	-
カート・ズーバー ⁶	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	39,066	-	-	-	-

- 1 CEOに付与された業績連動型新株引受権は、ASX上場規則10.14に基づき2020年度定時総会で株主に承認された。2021年度中、業績連動型オプションは付与されていない。制限株式（又はニュージーランドのKMPの業績目標のない新株引受権）による繰延STVR報奨はすべて、毎年12月に付与される。制限株式制度に基づきスコット・コラリー氏、クリス・デブルイン氏及びアンソニー・ミラー氏に配分された株式は、買取報酬に関連している。スコット・コラリー氏への制限株式は、2021年2月に配分され、2022年12月から2023年12月の間に権利確定する。クリス・デブルイン氏への制限株式は、2021年3月に配分され、2022年4月から2023年12月の間に権利確定する。アンソニー・ミラー氏への制限株式は、2021年2月及び4月に配分され、2022年2月から2025年3月の間に権利確定する。
- 2 2016年度に付与された業績目標のある新株引受権について、2020年10月に相対的TSR及び現金ROE業績目標に照らして評価された際に、権利確定したものは存在しない。デイビッド・ステファン氏の場合、権利確定した制限株式のうち32,581株は、買取報酬に関連したもので、当該報酬に配分された株式総数の24パーセントに相当する。ギル・リマ氏の場合、権利確定した制限株式はすべて、買取報酬に関連したもので、当該報酬に配分された株式総数の43パーセントに相当する。
- 3 2015年7月より後に付与された新株引受権で権利確定したものは、開始日から最長で15年の間これを行行使することができる。当期中に行使された権利確定した新株引受権1個について、該当する業務執行役員は全額払込済当行普通株式1株を受領した。新株引受権の行使価格はゼロであった。
- 4 業績連動型新株引受権について、付与価値とは、付与された証券の数に、下記「当期中に付与された長期変動報酬の公正価値」というサブセクションの表に記載の各商品の公正価値を乗じた額を示すものである。制限株式について、付与価値とは、付与された普通株式数に、株式の付与日における当行普通株式の5日間VWAPを乗じた額を示すものである。これらの価値は、2021年度のCEO及びグループ業務執行役員に対して付与された株式報酬の全価値を表示しており、報酬が得られた実績年度及び該当する権利確定期間のうち当期中の株式報酬償却額を示した上記セクション7.2の表に記載の数値とは一致しない。付与された報酬の総価値の将来の会計年度における最小値はゼロであり、将来の会計年度における推計最大可能値は上記の公正価値である。
- 5 行使されたか又は失権した若しくは失効した新株引受権の価値は、行使日（又は失権日若しくは失効日）の当行普通株式の5日間VWAPから、関連する行使価格（もしあれば）を控除した額に基づき算出される。行使価格が当行普通株式の5日間VWAPを上回る場合、価値はゼロとして計算される。全体の価値は、業績条件の不適合又は辞任に起因する失権又は失効を反映している。
- 6 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

当期中に付与された長期変動報酬の公正価値

AASB第2号株式報酬に基づき、下表は、2020年12月にCEO及びグループ業務執行役員に付与されたLTVR報奨の公正価値の概要を示したものである¹。LTVR報奨は、将来の年度において業績目標が達成された場合及び業務条件が充足された場合にのみ権利確定する。

報酬制度名	受取人	業績目標	付与日	開始日	テスト日	失効日	商品当たりの 公正価値 ² (豪ドル)
ウエストパック 長期変動報酬制度	CEO及びグループ 業務執行役員	相対的TSR	2020年12月17日	2020年10月1日	2024年10月1日	2035年10月1日	CEOは6.35 グループ業務 執行役員は 6.40

配分方法は、会計上使用される公正価値とは異なる。配分は、LTVR報奨の豪ドル価値を業績連動型新株引受権の額面価格で除して決定される。額面価格は、業績期間の開始までの5日間VWAPである。詳細については、セクション4.2を参照のこと。

7.4 非業務執行取締役の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2021年9月30日に終了した年度において非業務執行取締役（その関係者を含む。）が保有していた当行普通株式の関連持分の詳細を示したものである³。

氏名	期首現在保有数	当期中の変動	期末現在保有数
現非業務執行取締役			
ジョン・マクファーレン	10,000	30,000	40,000
ネリダ・シーザー	13,583	-	13,583
クレイグ・ダン	15,009	-	15,009
オーデット・エクセルA0 ⁴	該当なし	-	4,000
スティーブン・ハーカー	13,170	-	13,170
マイケル・ホーカーAM ⁴	該当なし	4,558	20,854
クリス・リンチ ⁵	13,090	-	13,090
ピーター・マリオット ⁶	40,311	-	40,311
ピーター・ナッシュ	15,260	100	15,360
ノラ・シャインケステル ⁴	該当なし	112	5,172
マーガレット・シール ^{7, 8}	38,680	(12,522)	26,158
元非業務執行取締役			
アリソン・ディーンズ ⁴	15,632	-	該当なし

- 2021年2月8日に8.39豪ドルの公正価値でクリス・デブルイン氏に対し、並びに2021年4月8日に12.24豪ドルの公正価値でクリス・デブルイン氏及びレス・バンス氏に対し、LTVR報奨が付与された。当該付与には、2020年10月1日の開始日、2024年10月1日のテスト日、及び2035年10月1日の失効日が伴う。さらに、ピーター・キング氏及びジェイソン・イエットン氏にも2020年12月17日に、1商品当たりそれぞれ4.15豪ドルと4.19豪ドルの公正価値でLTVR報酬が付与された。これらの報奨の開始日は2020年4月2日、テスト日は2024年4月1日、失効日は2035年4月2日である。
- 当期中に付与された業績連動型新株引受権の公正価値は、AASB第2号株式報酬の要件に基づき、各付与日現在で個別に算定されている。同業他社グループと比較したTSR業績に基づく目標のある業績連動型新株引受権の公正価値の決定は、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて算定された平均TSRの結果を考慮して行われている。会計上使用される付与日は、CEOについては2020年12月16日、グループ業務執行役員については2020年12月11日である。
- 以下に開示されるもの以外で、株式持分には、受益権のない株式は含まれていない。
- 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- クリス・リンチ氏及びその関係者は、普通株式の他に、キャピタル・ノート5を1,137口期末現在で保有していた。
- ピーター・マリオット氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を563口期末現在で保有していた。
- マーガレット・シール氏及びその関係者は、普通株式の他に、キャピタル・ノート7を100口期末現在で保有していた。
- 遺産の最終処分に関連する普通株式を12,522株処分した。

7.5 主要な業務執行経営陣の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2021年9月30日に終了した年度においてCEO及びグループ業務執行役員（その関係者を含む。）が保有していた当行に関する持分（及びその持分の変動）の詳細を示したものである¹。

氏名	エクイティ商品の種類	期首現在 保有数	当期中に 報酬として 付与され た数	当期中に 行使によ り受領さ れた／行 使され た数	当期中の 失権した 又は失効 した数 ²	当期中の その他 変動	期末現在 保有数	期末現在 の権利確 定かつ行 使可能数
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者								
ピーター・キング	普通株式	131,886	-	-	-	-	131,886	-
	業績連動型新株引受権	346,795	199,525	-	(85,690)	-	460,630	-
グループ業務執行役員								
スコット・コラリー ³	普通株式	該当なし	75,088	-	-	-	75,088	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	120,614	-	-	-	120,614	-
クリス・デブリン ³	普通株式	該当なし	61,046	-	-	-	61,046	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	100,676	-	-	-	100,676	-
キャロリン・マッキアン	普通株式	67,175	-	-	-	-	67,175	-
	業績連動型新株引受権	102,207	71,929	-	-	-	174,136	-
アンソニー・ミラー ³	普通株式	該当なし	123,295	-	-	-	123,295	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	120,492	-	-	-	120,492	-
クリスティーン・パーカー	普通株式	32,457	-	-	-	(3,000)	29,457	-
	業績連動型新株引受権	252,231	91,345	-	(62,760)	-	280,816	-
サイモン・パワー ³	普通株式	該当なし	-	-	-	-	236	-
	業績目標のない新株引受権	該当なし	1,295	-	-	-	38,122	-
マイケル・ローランド	普通株式	-	-	-	-	-	-	-
	業績連動型新株引受権	-	99,415	-	-	-	99,415	-
デイビッド・ステファン	普通株式	154,910	-	-	-	-	154,910	-
	業績連動型新株引受権	364,381	149,671	-	-	-	514,052	-
レス・パンス	普通株式	78,767	14,985	-	-	(12,000)	81,752	-
	業績連動型新株引受権	22,227	76,214	-	-	-	98,441	-
ジェイソン・イエットン	普通株式	-	-	-	-	-	-	-
	業績連動型新株引受権	54,213	125,988	-	-	-	180,201	-
元グループ業務執行役員								
リチャード・バートン ³	普通株式	71,749	16,508	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	該当なし	該当なし
ギル・リマ ³	普通株式	46,085	-	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	57,819	121,198	-	-	-	該当なし	該当なし
デイビッド・マクレーン ³	普通株式	9,613	-	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	284,473	106,919	-	(67,094)	-	該当なし	該当なし
	業績目標のない新株引受権	98,115	-	-	-	-	該当なし	該当なし
ゲイリー・サーズビー ³	普通株式	128,573	-	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	250,336	-	-	(58,576)	-	該当なし	該当なし
アラスター・ウェルシュ ³	普通株式	73,200	-	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	該当なし	該当なし
カート・ズーパー ³	普通株式	202,934	-	-	-	-	該当なし	該当なし
	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	該当なし	該当なし

- 1 上表において個人が保有する最大株式数は、2021年9月30日現在の当行発行済普通株式総数の0.0055パーセントである。
- 2 当期中の失権又は失効は、業績条件の不適合又は辞任に起因する。
- 3 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

7.6 非業務執行取締役及び主要な業務執行経営陣に対する債権に関する開示

当期中に非業務執行取締役、CEO又はグループ業務執行役員と当行グループとの間で生じた金融商品取引は、通常の業務の過程において、その他の従業員及び特定の顧客にも適用される条件（利息及び担保を含む。）の下で行われた。こうした取引は、独立当事者間取引として、通常の商業レートで行われ、主に通常の個人向け銀行業務や投資業務で構成される。

下表は、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員（その関係者を含む。）に対する当行グループの債権の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	期末現在 グループ内人数
非業務執行取締役	350,184	92,490	-	9,894,987	4
CEO及びグループ業務執行役員	14,561,628	311,403	-	19,029,937	8
合計	14,911,812	403,893	-	28,924,924	12

下表は、2021年度中に100,000豪ドルを超える債務を有していたKMP（その関係者を含む。）の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	当期中の 最高債務額 (豪ドル)
非業務執行取締役					
スティーブン・ハーカー	-	39,871	-	4,999,400	7,004,409
クリス・リンチ	-	26,996	-	3,931,965	6,000,000
ピーター・ナッシュ	350,184	13,397	-	367,702	462,880
マーガレット・シール	-	12,226	-	595,920	1,720,795
CEO及びグループ業務執行役員					
ピーター・キング	-	10,547	-	1,158,000	1,162,094
スコット・コラリー ¹	該当なし	35,553	-	2,465,126	2,505,053
キャロリン・マッキャン	261,373	11,698	-	605,601	672,898
アンソニー・ミラー ¹	該当なし	21,120	-	2,637,914	2,803,258
クリスティーン・パーカー	5,535,827	124,127	-	5,505,875	5,556,015
サイモン・パワー ¹	該当なし	9,736	-	1,162,611	1,162,611
レス・パンス	2,531,885	53,506	-	2,644,810	2,765,595
ジェイソン・イエットン	-	21,702	-	2,850,000	3,007,289
元グループ業務執行役員					
デイビッド・マクレーン ¹	681,206	19,890	-	該当なし	1,457,242
アラスター・ウェルシュ ¹	651,337	3,524	-	該当なし	699,789
カート・ズーパー ¹	4,900,000	-	-	該当なし	4,900,000

- 1 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

第6 【経理の状況】

(イ) 本一般目的財務報告書は、1959年銀行法（改正後）に基づく認可預金受入機関に対する要件、オーストラリア会計基準審議会（以下「AASB」という。）により公表されるオーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）及び解釈指針並びに2001年会社法に従って作成されている。

ウエストパック・バンキング・コーポレーションの採用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの2021年9月30日に終了した事業年度の財務書類は、オーストラリアの独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立監査人の監査報告書を添付している。

(ハ) 以下に掲げる財務書類及び監査報告書のうち、英文（原文）は、ウエストパック・バンキング・コーポレーションがオーストラリアにおいて株主、オーストラリア証券取引所及びオーストラリア証券投資委員会に提出した年次報告書の内容と同一であり、日本語はこれを翻訳したものである。

(ニ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類（原文）は豪ドルで表示されている。「日本円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、1豪ドル＝80.6292円（2021年9月30日現在のブルームバーグの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値（買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値を掛け合わせるにより算出した値）により計算されている。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、豪ドル額が上記のレートで日本円に換算されることを意味するものではない。

(ホ) 円換算額及び第一部 第6 2「主な資産・負債及び収支の内容」から第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までに記載されている事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記（ロ）の会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

(i) 損益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息：						
実効金利法で計算	3	22,132	26,596	32,518	21,648	26,025
その他	3	146	451	704	258	598
受取利息合計		22,278	27,047	33,222	21,906	26,623
支払利息	3	(5,420)	(10,351)	(16,315)	(7,870)	(12,539)
純利息収益		16,858	16,696	16,907	14,036	14,084
純手数料収益	4	1,482	1,592	1,655	1,224	1,359
資産管理および保険業務による純収益	4	1,211	751	1,029	—	—
トレーディング収益	4	719	895	929	661	876
その他の収益	4	952	249	129	2,308	1,597
純業務収益(業務費用および減損(費用)/戻入 控除前)		21,222	20,183	20,649	18,229	17,916
業務費用	5	(13,311)	(12,739)	(10,106)	(11,915)	(10,772)
減損(費用)/戻入	6	590	(3,178)	(794)	447	(2,691)
税引前利益		8,501	4,266	9,749	6,761	4,453
法人税等	7	(3,038)	(1,974)	(2,959)	(2,148)	(1,795)
当期純利益		5,463	2,292	6,790	4,613	2,658
非支配株主持分(NCI)に帰属する当期純利益		(5)	(2)	(6)	—	—
ウエストパック・バンキング・コーポレー ション(WBC)所有者に帰属する当期純利益		5,458	2,290	6,784	4,613	2,658
1株当たり利益		豪セント	豪セント	豪セント		
基本的	8	149.4	63.7	196.5		
希薄化後	8	137.8	63.7	189.5		

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(イ) 損益計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
受取利息：						
実効金利法で計算	3	1,784,485	2,144,414	2,621,900	1,745,461	2,098,375
その他	3	11,772	36,364	56,763	20,802	48,216
受取利息合計		1,796,257	2,180,778	2,678,663	1,766,263	2,146,591
支払利息	3	(437,010)	(834,593)	(1,315,465)	(634,552)	(1,011,010)
純利息収益		1,359,247	1,346,185	1,363,198	1,131,711	1,135,582
純手数料収益	4	119,492	128,362	133,441	98,690	109,575
資産管理および保険業務による純収益	4	97,642	60,553	82,967	—	—
トレーディング収益	4	57,972	72,163	74,905	53,296	70,631
その他の収益	4	76,759	20,077	10,401	186,092	128,765
純業務収益(業務費用および減損(費用)/戻入 控除前)		1,711,113	1,627,339	1,664,912	1,469,790	1,444,553
業務費用	5	(1,073,255)	(1,027,135)	(814,839)	(960,697)	(868,538)
減損(費用)/戻入	6	47,571	(256,240)	(64,020)	36,041	(216,973)
税引前利益		685,429	343,964	786,054	545,134	359,042
法人税等	7	(244,952)	(159,162)	(238,582)	(173,192)	(144,729)
当期純利益		440,477	184,802	547,472	371,942	214,312
非支配株主持分(NCI)に帰属する当期純利益		(403)	(161)	(484)	—	—
ウエストパック・バンキング・コーポレー ション(WBC)所有者に帰属する当期純利益		440,074	184,641	546,988	371,942	214,312
1株当たり利益		円	円	円		
基本的	8	120	51	158		
希薄化後	8	111	51	153		

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(ii) 包括利益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	5,463	2,292	6,790	4,613	2,658
その他の包括利益/(損失)					
後に損益に振替えられる可能性のある項目					
株主持分で認識される利益/(損失)：					
その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債証券	578	357	(46)	729	289
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	296	(95)	(203)	177	(28)
損益計算書に振替：					
FVOCIで測定する負債証券	(195)	(79)	(29)	(195)	(79)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	39	218	197	(13)	150
外貨換算積立金	—	55	(10)	—	55
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額	2	2	—	2	2
在外事業体の換算から生じる為替差額(関連ヘッジ控除後)	51	(168)	182	(1)	(131)
株主持分に計上されたまたは株主持分から振替えられた項目に係る法人税等：					
FVOCIで測定する負債証券	(119)	(81)	20	(162)	(62)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(97)	(36)	2	(49)	(37)
後に損益に振替えられないことのない項目					
FVOCIで測定する持分証券に係る利益/(損失)(税引後)	48	(21)	11	(2)	1
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)	(10)	(39)	(10)	(10)	(39)
株主持分で認識される確定給付債務の再測定(税引後)	119	(115)	(276)	108	(110)
当期その他の包括利益/(損失)(税引後)	712	(2)	(162)	584	11
当期包括利益合計	6,175	2,290	6,628	5,197	2,669
以下に帰属：					
WBC所有者	6,171	2,291	6,620	5,197	2,669
NCI	4	(1)	8	—	—
当期包括利益合計	6,175	2,290	6,628	5,197	2,669

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

(ii) 包括利益計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益	440,477	184,802	547,472	371,942	214,312
その他の包括利益/(損失)					
後に損益に振替えられる可能性のある項目					
株主持分で認識される利益/(損失)：					
その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債証券	46,604	28,785	(3,709)	58,779	23,302
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	23,866	(7,660)	(16,368)	14,271	(2,258)
損益計算書に振替：					
FVOCIで測定する負債証券	(15,723)	(6,370)	(2,338)	(15,723)	(6,370)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	3,145	17,577	15,884	(1,048)	12,094
外貨換算積立金	—	4,435	(806)	—	4,435
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額	161	161	—	161	161
在外事業体の換算から生じる為替差額(関連ヘッジ控除後)	4,112	(13,546)	14,675	(81)	(10,562)
株主持分に計上されたまたは株主持分から振替えられた項目に係る法人税等：					
FVOCIで測定する負債証券	(9,595)	(6,531)	1,613	(13,062)	(4,999)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(7,821)	(2,903)	161	(3,951)	(2,983)
後に損益に振替えられることのない項目					
FVOCIで測定する持分証券に係る利益/(損失)(税引後)	3,870	(1,693)	887	(161)	81
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)	(806)	(3,145)	(806)	(806)	(3,145)
株主持分で認識される確定給付債務の再測定(税引後)	9,595	(9,272)	(22,254)	8,708	(8,869)
当期その他の包括利益/(損失)(税引後)	57,408	(161)	(13,062)	47,087	887
当期包括利益合計	497,885	184,641	534,410	419,030	215,199
以下に帰属：					
WBC所有者	497,563	184,721	533,765	419,030	215,199
NCI	323	(81)	645	—	—
当期包括利益合計	497,885	184,641	534,410	419,030	215,199

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(iii) 貸借対照表 9月30日現在

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結		親会社	
		2021年	2020年	2021年	2020年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
現金および中央銀行預け金	36	71,353	30,129	62,754	25,436
支払担保金		4,232	4,778	4,055	4,641
トレーディング目的有価証券および損益計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する金融資産	10	21,101	40,667	18,779	38,030
金融派生商品	20	19,353	23,367	19,127	22,794
投資有価証券	11	83,417	91,539	77,863	85,826
貸付金	12	709,784	693,059	618,413	607,824
その他の金融資産	14	6,394	5,474	5,486	4,745
当期税金資産		31	—	22	—
生命保険に関する資産	15	—	3,593	—	—
子会社債権		—	—	175,346	180,979
子会社に対する投資		—	—	6,287	6,475
関連会社に対する投資		58	61	34	57
不動産および設備		2,853	3,910	2,386	3,447
繰延税金資産	7	2,437	3,064	2,093	2,497
無形資産	25	10,109	11,497	8,530	9,630
その他の資産		567	808	499	421
売却目的保有資産	37	4,188	—	1,015	—
資産合計		935,877	911,946	1,002,689	992,802
負債					
受入担保金		2,368	2,250	2,189	1,862
預金およびその他の借入金	16	626,955	591,131	550,187	521,613
その他の金融負債	17	50,309	40,925	47,263	40,156
金融派生商品	20	18,059	23,054	17,889	22,779
発行済債券	18	128,779	150,325	108,210	127,666
未払法人税等		71	70	15	13
生命保険債務	15	—	1,396	—	—
子会社債務		—	—	178,816	186,263
引当金	26	3,571	5,287	3,254	4,983
繰延税金負債	7	90	126	—	—
その他の負債		3,679	5,359	2,990	3,770
売却目的保有負債	37	837	—	10	—
借入資本を除く負債合計		834,718	819,923	910,823	909,105
借入資本	19	29,067	23,949	29,067	23,949
負債合計		863,785	843,872	939,890	933,054
純資産額		72,092	68,074	62,799	59,748

	注記	連結		親会社	
		2021年	2020年	2021年	2020年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
株主持分					
株式資本：					
普通株式	27	41,601	40,509	41,601	40,509
自己株式および制限株式制度(RSP)自己株式	27	(606)	(563)	(664)	(621)
積立金	27	2,227	1,544	2,148	1,576
利益剰余金		28,813	26,533	19,714	18,284
WBC所有者に帰属する株主持分合計		72,035	68,023	62,799	59,748
NCI	27	57	51	—	—
株主持分およびNCI合計		72,092	68,074	62,799	59,748

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(iii) 貸借対照表 9月30日現在(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結		親会社	
		2021年	2020年	2021年	2020年
		百万円	百万円	百万円	百万円
資産					
現金および中央銀行預け金	36	5,753,135	2,429,277	5,059,805	2,050,884
支払担保金		341,223	385,246	326,951	374,200
トレーディング目的有価証券および損益計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する金融資産	10	1,701,357	3,278,948	1,514,136	3,066,328
金融派生商品	20	1,560,417	1,884,063	1,542,195	1,837,862
投資有価証券	11	6,725,846	7,380,716	6,278,031	6,920,082
貸付金	12	57,229,316	55,880,793	49,862,145	49,008,363
その他の金融資産	14	515,543	441,364	442,332	382,586
当期税金資産		2,500	—	1,774	—
生命保険に関する資産	15	—	289,701	—	—
子会社債権		—	—	14,138,008	14,592,192
子会社に対する投資		—	—	506,916	522,074
関連会社に対する投資		4,676	4,918	2,741	4,596
不動産および設備		230,035	315,260	192,381	277,929
繰延税金資産	7	196,493	247,048	168,757	201,331
無形資産	25	815,081	926,994	687,767	776,459
その他の資産		45,717	65,148	40,234	33,945
売却目的保有資産	37	337,675	—	81,839	—
資産合計		75,459,014	73,529,476	80,846,012	80,048,831
負債					
受入担保金		190,930	181,416	176,497	150,132
預金およびその他の借入金	16	50,550,880	47,662,420	44,361,138	42,057,239
その他の金融負債	17	4,056,374	3,299,750	3,810,778	3,237,746
金融派生商品	20	1,456,083	1,858,826	1,442,376	1,836,653
発行済債券	18	10,383,348	12,120,584	8,724,886	10,293,607
未払法人税等		5,725	5,644	1,209	1,048
生命保険債務	15	—	112,558	—	—
子会社債務		—	—	14,417,791	15,018,237
引当金	26	287,927	426,287	262,367	401,775
繰延税金負債	7	7,257	10,159	—	—
その他の負債		296,635	432,092	241,081	303,972
売却目的保有負債	37	67,487	—	806	—
借入資本を除く負債合計		67,302,645	66,109,736	73,438,930	73,300,409
借入資本	19	2,343,649	1,930,989	2,343,649	1,930,989
負債合計		69,646,294	68,040,724	75,782,579	75,231,398
純資産額		5,812,720	5,488,752	5,063,433	4,817,433

	注記	連結		親会社	
		2021年	2020年	2021年	2020年
		百万円	百万円	百万円	百万円
株主持分					
株式資本：					
普通株式	27	3,354,255	3,266,208	3,354,255	3,266,208
自己株式および制限株式制度(RSP)自己株式	27	(48,861)	(45,394)	(53,538)	(50,071)
積立金	27	179,561	124,491	173,192	127,072
利益剰余金		2,323,169	2,139,335	1,589,524	1,474,224
WBC所有者に帰属する株主持分合計		5,808,124	5,484,640	5,063,433	4,817,433
NCI	27	4,596	4,112	—	—
株主持分およびNCI合計		5,812,720	5,488,752	5,063,433	4,817,433

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(iv) 持分変動計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記27)	積立金 (注記27)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記27)	株主持分 および NCI合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2018年9月30日現在残高	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573
新会計基準の適用による影響	—	2	(727)	(725)	—	(725)
修正再表示後の期首残高	35,561	1,079	27,156	63,796	52	63,848
当期純利益	—	—	6,784	6,784	6	6,790
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	122	(286)	(164)	2	(162)
当期包括利益/(損失)合計	—	122	6,498	6,620	8	6,628
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(6,466)	(6,466)	—	(6,466)
配当金株式再投資制度	1,489	—	—	1,489	—	1,489
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	108	—	108	—	108
株式の購入	(33)	—	—	(33)	—	(33)
自己株式の取得純額	(62)	—	—	(62)	—	(62)
その他	—	2	—	2	(7)	(5)
拠出金および分配金合計	1,394	110	(6,466)	(4,962)	(7)	(4,969)
2019年9月30日現在残高	36,955	1,311	27,188	65,454	53	65,507
当期純利益	—	—	2,290	2,290	2	2,292
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	155	(154)	1	(3)	(2)
当期包括利益/(損失)合計	—	155	2,136	2,291	(1)	2,290
株主持分保有者としての取引						
株式の発行	2,751	—	—	2,751	—	2,751
普通株式配当金 ¹	—	—	(2,791)	(2,791)	—	(2,791)
配当金株式再投資制度	273	—	—	273	—	273
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	78	—	78	—	78
株式の購入	(29)	—	—	(29)	—	(29)
自己株式の取得純額	(10)	—	—	(10)	—	(10)
その他	6	—	—	6	(1)	5
拠出金および分配金合計	2,991	78	(2,791)	278	(1)	277
2020年9月30日現在残高	39,946	1,544	26,533	68,023	51	68,074

	株式資本 (注記27)	積立金 (注記27)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記27)	株主持分 および NCI合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
会計方針の変更による影響 ²	—	—	(40)	(40)	—	(40)
修正再表示後の期首残高	39,946	1,544	26,493	67,983	51	68,034
当期純利益	—	—	5,458	5,458	5	5,463
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	604	109	713	(1)	712
当期包括利益/(損失)合計	—	604	5,567	6,171	4	6,175
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(3,247)	(3,247)	—	(3,247)
配当金株式再投資制度	401	—	—	401	—	401
配当金株式再投資制度の引受	719	—	—	719	—	719
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	86	—	86	—	86
株式の購入	(28)	—	—	(28)	—	(28)
自己株式の取得純額	(43)	—	—	(43)	—	(43)
その他	—	(7)	—	(7)	2	(5)
拠出金および分配金合計	1,049	79	(3,247)	(2,119)	2	(2,117)
2021年9月30日現在残高	40,995	2,227	28,813	72,035	57	72,092

¹ 2021年度は、2021年度中間配当金 1 株当たり58豪セント(2,127百万豪ドル)および2020年度最終配当金 1 株当たり31豪セント(1,120百万豪ドル)(2020年度：2019年度最終配当金 1 株当たり80豪セント(2,791百万豪ドル)、2019年度：2019年度中間配当金 1 株当たり94豪セント(3,239百万豪ドル)および2018年度最終配当金 1 株当たり94豪セント(3,227百万豪ドル))で構成されており、30%の税率で全額フランキング済である。

² 詳細については注記 1 を参照のこと。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

親会社

	株式資本 (注記27)	積立金 (注記27)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2019年9月30日現在残高	36,933	1,338	18,567	56,838
当期純利益	—	—	2,658	2,658
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	160	(149)	11
当期包括利益/(損失)合計	—	160	2,509	2,669
株主持分保有者としての取引				
株式の発行	2,751	—	—	2,751
普通株式配当金 ¹	—	—	(2,792)	(2,792)
配当金株式再投資制度	273	—	—	273
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	78	—	78
株式の購入	(29)	—	—	(29)
自己株式の取得純額	(46)	—	—	(46)
その他	6	—	—	6
拠出金および分配金合計	2,955	78	(2,792)	241
2020年9月30日現在残高	39,888	1,576	18,284	59,748
会計方針の変更による影響 ²	—	—	(34)	(34)
修正再表示後の期首残高	39,888	1,576	18,250	59,714
当期純利益	—	—	4,613	4,613
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	486	98	584
当期包括利益/(損失)合計	—	486	4,711	5,197
株主持分保有者としての取引				
普通株式配当金 ¹	—	—	(3,247)	(3,247)
配当金株式再投資制度	401	—	—	401
配当金株式再投資制度の引受	719	—	—	719
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	86	—	86
株式の購入	(28)	—	—	(28)
自己株式の取得純額	(43)	—	—	(43)
拠出金および分配金合計	1,049	86	(3,247)	(2,112)
2021年9月30日現在残高	40,937	2,148	19,714	62,799

¹ 2021年度は、2021年度中間配当金1株当たり58豪セント(2,127百万豪ドル)および2020年度最終配当金1株当たり31豪セント(1,120百万豪ドル)(2020年度：2019年度最終配当金1株当たり80豪セント(2,791百万豪ドル))で構成されており、30%の税率で全額フランキング済である。

² 詳細については注記1を参照のこと。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(iv) 持分変動計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記27)	積立金 (注記27)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記27)	株主持分 および NCI合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年9月30日現在残高	2,867,255	86,838	2,248,184	5,202,277	4,193	5,206,469
新会計基準の適用による影響	—	161	(58,617)	(58,456)	—	(58,456)
修正再表示後の期首残高	2,867,255	86,999	2,189,567	5,143,820	4,193	5,148,013
当期純利益	—	—	546,988	546,988	484	547,472
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	9,837	(23,060)	(13,223)	161	(13,062)
当期包括利益/(損失)合計	—	9,837	523,929	533,765	645	534,410
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(521,348)	(521,348)	—	(521,348)
配当金株式再投資制度	120,057	—	—	120,057	—	120,057
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	8,708	—	8,708	—	8,708
株式の購入	(2,661)	—	—	(2,661)	—	(2,661)
自己株式の取得純額	(4,999)	—	—	(4,999)	—	(4,999)
その他	—	161	—	161	(564)	(403)
拠出金および分配金合計	112,397	8,869	(521,348)	(400,082)	(564)	(400,646)
2019年9月30日現在残高	2,979,652	105,705	2,192,147	5,277,504	4,273	5,281,777
当期純利益	—	—	184,641	184,641	161	184,802
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	12,498	(12,417)	81	(242)	(161)
当期包括利益/(損失)合計	—	12,498	172,224	184,721	(81)	184,641
株主持分保有者としての取引						
株式の発行	221,811	—	—	221,811	—	221,811
普通株式配当金 ¹	—	—	(225,036)	(225,036)	—	(225,036)
配当金株式再投資制度	22,012	—	—	22,012	—	22,012
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	6,289	—	6,289	—	6,289
株式の購入	(2,338)	—	—	(2,338)	—	(2,338)
自己株式の取得純額	(806)	—	—	(806)	—	(806)
その他	484	—	—	484	(81)	403
拠出金および分配金合計	241,162	6,289	(225,036)	22,415	(81)	22,334
2020年9月30日現在残高	3,220,814	124,491	2,139,335	5,484,640	4,112	5,488,752

	株式資本 (注記27)	積立金 (注記27)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分 合計	NCI (注記27)	株主持分 および NCI合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
会計方針の変更による影響 ²	—	—	(3,225)	(3,225)	—	(3,225)
修正再表示後の期首残高	3,220,814	124,491	2,136,109	5,481,415	4,112	5,485,527
当期純利益	—	—	440,074	440,074	403	440,477
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	48,700	8,789	57,489	(81)	57,408
当期包括利益/(損失)合計	—	48,700	448,863	497,563	323	497,885
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	—	—	(261,803)	(261,803)	—	(261,803)
配当金株式再投資制度	32,332	—	—	32,332	—	32,332
配当金株式再投資制度の引受	57,972	—	—	57,972	—	57,972
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	—	6,934	—	6,934	—	6,934
株式の購入	(2,258)	—	—	(2,258)	—	(2,258)
自己株式の取得純額	(3,467)	—	—	(3,467)	—	(3,467)
その他	—	(564)	—	(564)	161	(403)
拠出金および分配金合計	84,580	6,370	(261,803)	(170,853)	161	(170,692)
2021年9月30日現在残高	3,305,394	179,561	2,323,169	5,808,124	4,596	5,812,720

¹ 2021年度は、2021年度中間配当金1株当たり47円(171,498百万円)および2020年度最終配当金1株当たり25円(90,305百万円)(2020年度：2019年度最終配当金1株当たり65円(225,036百万円)、2019年度：2019年度中間配当金1株当たり76円(261,158百万円)および2018年度最終配当金1株当たり76円(260,190百万豪ドル))で構成されており、30%の税率で全額フランキング済である。

² 詳細については注記1を参照のこと。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

親会社

	株式資本 (注記27)	積立金 (注記27)	利益剰余金	WBC所有者に 帰属する 株主持分合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年9月30日現在残高	2,977,878	107,882	1,497,042	4,582,802
当期純利益	—	—	214,312	214,312
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	12,901	(12,014)	887
当期包括利益/(損失)合計	—	12,901	202,299	215,199
株主持分保有者としての取引				
株式の発行	221,811	—	—	221,811
普通株式配当金 ¹	—	—	(225,117)	(225,117)
配当金株式再投資制度	22,012	—	—	22,012
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	6,289	—	6,289
株式の購入	(2,338)	—	—	(2,338)
自己株式の取得純額	(3,709)	—	—	(3,709)
その他	484	—	—	484
拠出金および分配金合計	238,259	6,289	(225,117)	19,432
2020年9月30日現在残高	3,216,138	127,072	1,474,224	4,817,433
会計方針の変更による影響 ²	—	—	(2,741)	(2,741)
修正再表示後の期首残高	3,216,138	127,072	1,471,483	4,814,692
当期純利益	—	—	371,942	371,942
当期その他の包括利益/(損失)純額	—	39,186	7,902	47,087
当期包括利益/(損失)合計	—	39,186	379,844	419,030
株主持分保有者としての取引				
普通株式配当金 ¹	—	—	(261,803)	(261,803)
配当金株式再投資制度	32,332	—	—	32,332
配当金株式再投資制度の引受	57,972	—	—	57,972
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	—	6,934	—	6,934
株式の購入	(2,258)	—	—	(2,258)
自己株式の取得純額	(3,467)	—	—	(3,467)
拠出金および分配金合計	84,580	6,934	(261,803)	(170,289)
2021年9月30日現在残高	3,300,718	173,192	1,589,524	5,063,433

¹ 2021年度は、2021年度中間配当金1株当たり47円(171,498百万円)および2020年度最終配当金1株当たり25円(90,305百万円)(2020年度：2019年度最終配当金1株当たり65円(225,036百万円))で構成されており、30%の税率で全額フランキング済である。

² 詳細については注記1を参照のこと。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(v) キャッシュ・フロー計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー						
利息受取額		22,430	27,215	33,093	22,069	26,830
利息支払額		(5,677)	(11,466)	(16,486)	(8,054)	(13,543)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		4	16	6	1,186	763
利息以外の収益受取額		3,340	2,894	3,865	3,313	2,330
業務費用支払額		(10,941)	(8,598)	(9,080)	(10,022)	(6,967)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(2,639)	(3,080)	(3,406)	(2,343)	(2,732)
生命保険事業：						
保険契約者および顧客からの入金		976	2,235	2,189	—	—
利息その他類似の項目		22	21	6	—	—
配当金受取額		12	306	553	—	—
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(1,168)	(2,302)	(2,250)	—	—
法人税等支払額		(49)	(6)	(94)	—	—
営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー		6,310	7,235	8,396	6,149	6,681
純(増)/減：						
支払担保金		305	348	(847)	339	329
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		19,316	(8,756)	(7,629)	18,625	(8,266)
金融派生商品		(2,420)	1,851	7,605	(1,874)	2,103
貸付金		(15,098)	18,272	(4,188)	(11,228)	21,273
その他の金融資産		(274)	273	336	258	283
生命保険に関する資産および生命保険債務		(593)	(277)	(134)	—	—
その他の資産		6	70	(13)	(23)	50
純増/(減)：						
受入担保金		93	(1,096)	1,007	312	(1,072)
預金およびその他の借入金		33,737	28,910	1,113	28,696	20,859
その他の金融負債		9,036	11,817	1,463	6,500	11,866
その他の負債		(8)	4	(5)	(4)	(7)
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	36	50,410	58,651	7,104	47,750	54,099
投資活動によるキャッシュ・フロー						
投資有価証券による収入		34,066	33,080	19,768	32,006	29,807
投資有価証券の購入		(28,840)	(51,332)	(29,527)	(26,955)	(47,311)
被支配会社債権/債務の純増減		—	—	—	(1,852)	(665)
被支配会社の売却による収入(処分現金控除後)	36	1,272	—	(1)	—	—
被支配会社に対する投資の純(増)/減		—	—	—	125	(315)
関連会社の売却による収入		45	—	45	—	—
関連会社の取得		(8)	(8)	(25)	(2)	(6)
不動産および設備の売却による収入		62	58	157	38	32
不動産および設備の購入		(234)	(240)	(280)	(156)	(165)
無形資産の購入		(740)	(1,035)	(906)	(638)	(955)
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		5,623	(19,477)	(10,769)	2,566	(19,578)

	注記	連結			親会社	
		2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
財務活動によるキャッシュ・フロー						
債券発行による収入(発行費用控除後)		46,799	34,766	61,484	37,868	27,487
発行済債券の償還		(65,272)	(65,160)	(63,313)	(54,425)	(55,761)
リース負債の元本部分の支払		(507)	(543)	—	(455)	(499)
借入資本の発行(発行費用控除後)		7,628	2,225	4,935	7,628	2,225
借入資本の償還		(1,548)	(262)	(1,662)	(1,548)	(262)
株式発行による収入		—	2,751	—	—	2,751
配当金株式再投資制度の引受による収入		719	—	—	719	—
株式報酬制度に関連する株式の購入		(28)	(29)	(33)	(28)	(29)
RSP自己株式の買戻し		(43)	(46)	(69)	(43)	(46)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		—	14	7	—	—
配当金の支払		(2,846)	(2,518)	(4,977)	(2,846)	(2,519)
NCIに対する配当金の支払		(2)	(1)	(5)	—	—
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		(15,100)	(28,803)	(3,633)	(13,130)	(26,653)
現金・預金および中央銀行預け金の純増/(減)額		40,933	10,371	(7,298)	37,186	7,868
現金・預金および中央銀行預け金の為替相場変動による影響額		298	(301)	569	132	(124)
売却目的保有資産に含まれる現金・預金および中央銀行預け金		(7)	—	—	—	—
現金・預金および中央銀行預け金の期首残高		30,129	20,059	26,788	25,436	17,692
現金・預金および中央銀行預け金の期末残高	36	71,353	30,129	20,059	62,754	25,436

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

(v) キャッシュ・フロー計算書 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
利息受取額		1,808,513	2,194,324	2,668,262	1,779,406	2,163,281
利息支払額		(457,732)	(924,494)	(1,329,253)	(649,388)	(1,091,961)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		323	1,290	484	95,626	61,520
利息以外の収益受取額		269,302	233,341	311,632	267,125	187,866
業務費用支払額		(882,164)	(693,250)	(732,113)	(808,066)	(561,744)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(212,780)	(248,338)	(274,623)	(188,914)	(220,279)
生命保険事業：						
保険契約者および顧客からの入金		78,694	180,206	176,497	—	—
利息その他類似の項目		1,774	1,693	484	—	—
配当金受取額		968	24,673	44,588	—	—
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(94,175)	(185,608)	(181,416)	—	—
法人税等支払額		(3,951)	(484)	(7,579)	—	—
営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー		508,770	583,352	676,963	495,789	538,684
純(増)/減：						
支払担保金		24,592	28,059	(68,293)	27,333	26,527
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		1,557,434	(705,989)	(615,120)	1,501,719	(666,481)
金融派生商品		(195,123)	149,245	613,185	(151,099)	169,563
貸付金		(1,217,340)	1,473,257	(337,675)	(905,305)	1,715,225
その他の金融資産		(22,092)	22,012	27,091	20,802	22,818
生命保険に関する資産および生命保険債務		(47,813)	(22,334)	(10,804)	—	—
その他の資産		484	5,644	(1,048)	(1,854)	4,031
純増/(減)：						
受入担保金		7,499	(88,370)	81,194	25,156	(86,435)
預金およびその他の借入金		2,720,187	2,330,990	89,740	2,313,736	1,681,844
その他の金融負債		728,565	952,795	117,961	524,090	956,746
その他の負債		(645)	323	(403)	(323)	(564)
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	36	4,064,518	4,728,983	572,790	3,850,044	4,361,959
投資活動によるキャッシュ・フロー						
投資有価証券による収入		2,746,714	2,667,214	1,593,878	2,580,618	2,403,315
投資有価証券の購入		(2,325,346)	(4,138,858)	(2,380,738)	(2,173,360)	(3,814,648)
被支配会社債権/債務の純増減		—	—	—	(149,325)	(53,618)
被支配会社の売却による収入(処分現金控除後)	36	102,560	—	(81)	—	—
被支配会社に対する投資の純(増)/減		—	—	—	10,079	(25,398)
関連会社の売却による収入		3,628	—	3,628	—	—
関連会社の取得		(645)	(645)	(2,016)	(161)	(484)
不動産および設備の売却による収入		4,999	4,676	12,659	3,064	2,580
不動産および設備の購入		(18,867)	(19,351)	(22,576)	(12,578)	(13,304)
無形資産の購入		(59,666)	(83,451)	(73,050)	(51,441)	(77,001)
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		453,378	(1,570,415)	(868,296)	206,895	(1,578,558)

	注記	連結			親会社	
		2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー						
債券発行による収入(発行費用控除後)		3,773,366	2,803,155	4,957,406	3,053,267	2,216,255
発行済債券の償還		(5,262,829)	(5,253,799)	(5,104,877)	(4,388,244)	(4,495,965)
リース負債の元本部分の支払		(40,879)	(43,782)	—	(36,686)	(40,234)
借入資本の発行(発行費用控除後)		615,040	179,400	397,905	615,040	179,400
借入資本の償還		(124,814)	(21,125)	(134,006)	(124,814)	(21,125)
株式発行による収入		—	221,811	—	—	221,811
配当金株式再投資制度の引受による収入		57,972	—	—	57,972	—
株式報酬制度に関連する株式の購入		(2,258)	(2,338)	(2,661)	(2,258)	(2,338)
RSP自己株式の買戻し		(3,467)	(3,709)	(5,563)	(3,467)	(3,709)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		—	1,129	564	—	—
配当金の支払		(229,471)	(203,024)	(401,292)	(229,471)	(203,105)
NCIに対する配当金の支払		(161)	(81)	(403)	—	—
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)		(1,217,501)	(2,322,363)	(292,926)	(1,058,661)	(2,149,010)
現金・預金および中央銀行預け金の純増/(減)額		3,300,395	836,205	(588,432)	2,998,277	634,391
現金・預金および中央銀行預け金の為替相場変動による影響額		24,028	(24,269)	45,878	10,643	(9,998)
売却目的保有資産に含まれる現金・預金および中央銀行預け金		(564)	—	—	—	—
現金・預金および中央銀行預け金の期首残高		2,429,277	1,617,341	2,159,895	2,050,884	1,426,492
現金・預金および中央銀行預け金の期末残高	36	5,753,135	2,429,277	1,617,341	5,059,805	2,050,884

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

[次へ](#)

(vi) 財務書類注記

注記1. 財務書類の作成

2021年9月30日終了事業年度におけるウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下「当行グループ」または「ウエストパック」という。)の当財務報告書は、2021年10月31日に取締役会によって公表を承認された。取締役会は、当財務報告書を修正および再発行する権限を有している。

主要な会計方針は、以下および関連する財務書類注記に詳述されている。金融資産および金融負債の認識および認識の中止に関する会計方針は、注記10の前に記載されている。これらの会計方針は、複雑な残高に関して採用される、また会計基準によって会計方針の選択が認められている場合の会計処理の詳細を規定している。これらの方針は、別途記載のない限り、全表示期間に一貫して適用されている。

a. 作成基準

(i) 会計基準

当財務報告書は、以下に準拠して作成された一般目的財務報告書である。

- ・ 1959年銀行法(改正後)に基づく認可預金受入機関(以下「ADI」という。)に対する要件
- ・ オーストラリア会計基準審議会(以下「AASB」という。)が公表したオーストラリア会計基準(以下「AAS」という。)および解釈指針
- ・ 2001年会社法

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは、当財務報告書の作成目的上、営利目的企業である。

当財務報告書は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)、およびIFRS解釈指針委員会(以下「IFRIC」という。)が公表した解釈指針も遵守している。当財務報告書にはまた、米国証券取引委員会(以下「米国SEC」という。)が外国の登録会社について要求している追加の開示も含まれている。

2020年9月に、SECは開示要件を修正し、早期適用されない限り、当行グループの2022年9月30日終了事業年度末より発効する。当行グループは、これらの要件を2021年9月30日終了事業年度末に早期適用している。主な変更点は、他のSEC報告要件または関連する会計基準に取って代わられる、または重複すると考えられる一部の開示の廃止、および一部の追加的な開示要件の導入である。当行グループに関しての主な追加的な開示要件は、満期に関するより詳細な分類(注記12参照)および貸出金の直接償却の開示(注記13参照)、ならびに保険対象外預金(すなわち、何らかの形式の政府による預金保険制度を有していない預金または保険制度の限度額を超過している預金)の開示(注記16参照)である。

別途記載のない限り、すべての金額は、ASIC企業(財務/取締役報告書における四捨五入)通達第2016/191号に従い、百万豪ドル単位に四捨五入されている。

(ii) 取得原価主義

当財務報告書は取得原価主義に基づき作成されており、損益計算書を通じて公正価値(以下「FVIS」という。)で、またはその他の包括利益(以下「OCI」という。)において公正価値で測定する金融資産および金融負債(金融派生商品を含む)に対して公正価値会計を適用することにより修正されている。

(iii) 会計方針の変更**ソフトウェア・アズ・ア・サービス(以下「SaaS」という。)契約**

当行グループは、以前には、SaaS契約を設定またはカスタマイズする際に発生したコストを無形資産として資産計上していた。これは、当行グループがSaaS契約の契約期間にわたってこれらの導入コストから利益を得てであろうと考えたためである。2021年4月に公表されたクラウドコンピューティング契約におけるコンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションのコストに関するIFRS解釈指針委員会(以下「IFRIC」という。)のアジェンダ決定を受けて、当行グループはその会計処理を再検討し、このIFRICのアジェンダ決定において規定された会計処理を採用した。修正後の会計方針では、導入活動によって企業が支配する無形資産が創出され、その無形資産が認識基準を満たす場合にのみ、これらのコストを無形資産として資産計上している。これらの基準を満たさないコストは発生時に費用計上される。ただし、これらのコストが当行グループのためにクラウドベースのソフトウェアを大幅にカスタマイズするためにSaaS契約のサプライヤーに支払われる場合には、サービスの前払いとして認識され、SaaS契約の予想使用期間にわたって償却される。

この会計方針の変更は遡及適用されているが、過年度に対する影響は重要性に乏しいため、過年度に関する金額は利益剰余金の期首残高を通じて調整されており、比較数値は修正再表示されていない。過年度に資本計上されたコストの直接償却を反映するための当行グループの財務書類への影響は、以下の表の通りである。プラスの数値は関連する残高の増加を、マイナスの数値は関連する残高の減少を示している。

	連結			親会社		
	2021年度への 影響	期首貸借 対照表への 過年度の影響	合計	2021年度への 影響	期首貸借 対照表への 過年度の影響	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
貸借対照表						
無形資産—コンピューター・ソフトウェア	(5)	(57)	(62)	(3)	(48)	(51)
繰延税金資産	1	17	18	1	14	15
利益剰余金の期首残高	—	(40)	(40)	—	(34)	(34)
損益計算書						
業務費用	5	—	5	3	—	3
税金	(1)	—	(1)	(1)	—	(1)
当期純利益	(4)	—	(4)	(2)	—	(2)

さらに、当行グループは、無形資産－コンピューター・ソフトウェアからその他の資産－前払金に32百万豪ドル(親会社については29百万豪ドル)を振替えた。

(iv) 2021年9月30日終了事業年度において適用された基準

当行グループは、2020年10月1日に改訂概念フレームワーク(以下「フレームワーク」という。)を適用した。このフレームワークには、資産、負債、収益および費用、ならびにその他の関連する財務報告の概念に関する新たな定義および認識基準が含まれている。これらの変更は当行グループに重要な影響を及ぼさなかった。

AASB第2020-8号は、基準で認められているとおり、2021年9月30日終了事業年度に、当行グループによって早期適用された。AASB第2020-8号は、金利指標改革(以下「IBOR改革」という。)により、AASB第9号「金融商品(2014年12月)」(以下「AASB第9号」という。)、AASB第139号「金融商品：認識および測定」(以下「AASB第139号」という。))ならびにAASB第7号「金融商品：開示」(以下「AASB第7号」という。))に修正を加えるものである。修正はAASB第4号「保険契約」およびAASB第16号「リース」に対してもなされている。修正点は以下のとおりである。

- ・ 当行グループは、金融商品またはリース負債の契約上のキャッシュ・フローの変更がIBOR改革から直接生じたものである場合、変更が経済的に同等に行われることを条件として、その変更を、条件変更による利得または損失として認識するのではなく、実効金利の更新として将来に向かって会計処理することが認められる。
- ・ 当行グループは、IBOR改革により以下の事項が生じた場合、ヘッジ会計を継続することができ、指定の取消しを生じさせない。
 - － ヘッジされたリスク、ヘッジ対象およびヘッジ手段を更新するためのヘッジ文書の変更。
 - － ヘッジの非有効性の評価方法に対する変更。
 - － ヘッジ関係がLIBORから代替参照金利(以下「ARR」という。)に変更される時に、公正価値変動の累積額がゼロにリセットされる可能性がある(ゼロにリセットすることで、遡及的な有効性テストが向上される場合)。
 - － 一部のヘッジは既存のLIBORレートを適用中で、他のヘッジは既にARRに変更されている状況において、ヘッジのポートフォリオ内にサブグループが形成される場合、この修正をマクロ・キャッシュ・フローおよび公正価値ヘッジに適用することができる。
- ・ 以下を含む、追加の開示が要求される。
 - － まだARRに変更しておらず、IBORに連動しているすべての金融商品に関する定量的情報。
 - － IBOR改革から生じた事業体のリスク管理戦略における変更点。
 - － 当行グループにおけるARRへの移行の管理状況。

この基準の適用による利益剰余金の期首残高への影響はなかった。比較数値の修正再表示は要求されていない。注記21には、IBOR改革に対する当行グループのエクスポージャーに関する詳細が記載されている。

(v) 企業結合

企業結合は取得法で会計処理される。取得原価は、譲渡された資産、発行されたエクイティ商品、または発生したもしくは引受けた負債の取得日現在の公正価値の合計として測定される。取得関連費用は発生時に費用計上される(ただしエクイティ商品の発行時に生じる費用は、株主持分に直接認識される)。

企業結合で取得した識別可能な資産、ならびに引受けた負債および偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定される。のれんは、取得原価、非支配株主持分(以下「NCI」という。)の金額および被買収会社におけるウエストパックの従来からの株主持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を上回る部分として測定される。

(vi) 外貨換算

機能通貨および表示通貨

当連結財務書類は、親会社の機能通貨および表示通貨である豪ドルで表示されている。オフショア事業体の機能通貨は通常、当該事業体が事業を営む経済の主要通貨である。

取引および残高

外貨取引は取引日現在の実勢為替レートで関連する支店または子会社の機能通貨に換算される。かかる取引の決済ならびに外貨建の貨幣性資産および負債の期末現在の為替レートでの換算から生じる為替(以下「FX」という。)差損益は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジおよび適格な純投資ヘッジとしてOCIに繰り延べられる場合を除き、損益計算書に認識される。

在外事業

豪ドル以外の機能通貨を有する在外支店および子会社の資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は期中平均実勢為替レートで換算される。株主持分の残高は発生時の為替レートで換算される。

その結果生じる換算差額は外貨換算積立金およびOCIに認識される。

当行グループが在外事業に対する純投資から生じる通貨換算リスクをヘッジしている場合、そのヘッジが有効である限り、ヘッジ手段に係る損益もOCIに反映される。在外事業の全部もしくは一部が売却される、または純投資の一部である借入金が返済される時点で、かかる為替差額の相当する部分は売却または借入金の返済に係る損益の一部として損益計算書に認識される。

(vii) 比較数値の修正

比較情報は、当事業年度の表示変更に一致させるため、また、比較可能性を高めるために、必要に応じて修正されている。

b. 重要な会計上の仮定および見積り

当行グループの会計方針の適用には、財務情報に影響を与える判断、仮定および見積りの使用が必要となる。使用された重要な仮定および見積りは、以下の関連する注記に記載されている。

- ・ 注記7 法人税等
- ・ 注記13 予想信用損失に対する引当金
- ・ 注記15 生命保険に関する資産および生命保険債務
- ・ 注記22 金融資産および金融負債の公正価値
- ・ 注記25 無形資産
- ・ 注記26 引当金、偶発債務、偶発資産および信用コミットメント
- ・ 注記33 退職年金契約

無形資産－コンピューター・ソフトウェア

2020年10月1日より、当行グループは、コンピューター・ソフトウェアの資産化について将来に向かった変更を行い、ソフトウェア開発費用の資産化の基準値をプロジェクト総支出額1百万豪ドルからプロジェクト総支出額20百万豪ドルに引き上げた。この変更は、当行グループの財務書類に重要な影響を及ぼすことはない。この変更により業務費用が増加し、当期の税引前利益が191百万豪ドル減少した。

COVID-19の影響

COVID-19のパンデミック、および、コロナウイルス拡大の抑制のために国内および世界中で講じられている施策は、世界の経済および金融市場に引き続き影響を及ぼしている。このため、これが引き続き不確実性の原因となっており、主に以下の事項に関して、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りに関連して判断が必要である。

- ・ 予想信用損失(以下「ECL」という。)
- ・ 無形資産の回収可能価額の評価

これらの仮定および見積りに関連する不確実性は通常よりも高いため、実際の結果は大幅に異なる可能性があり、それによって当財務書類に含まれる会計上の見積りに影響を及ぼす可能性がある。COVID-19の影響は、関連する各注記において詳述する。

c. 会計基準の今後の展望

AASB第17号「保険契約」(以下「AASB第17号」という。)が2017年7月19日に公表され、早期適用されない限り、2024年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準はAASB第4号「保険契約」(以下「AASB第4号」という。)、AASB第1023号「損害保険契約」およびAASB第1038号「生命保険契約」を置き換えるものである。しかし、当行グループの残りの保険事業は、AASB第17号の発効以前に完了すると見込まれる売却取引とともに、売却目的保有に分類される。このため、この基準が当行グループに影響を及ぼすとは予想していない。

既存の基準に対する未発効のその他の修正は、当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思込まれている。

財務業績

注記2. セグメント報告

会計方針

事業セグメントは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供された情報と一貫性のある基準により表示されており、当行グループの法的構造ではなく、事業の経営管理を反映している。

ウエストパックは、各事業部門の財務業績を評価する際に内部的には「現金利益」を利用している。経営陣は、これにより、当行グループが以下のことを可能にするものと考えている。

- ・ 過年度との比較による当期の業績のより効果的な評価
- ・ 各事業部門間の業績の比較
- ・ 同業他社との業績の比較

現金利益は継続事業によりもたらされる利益水準の評価基準とみなされており、そのため、通常は配当金を含む分配金の評価の際に考慮される。現金利益は、法定当期純利益に対する現金項目と非現金項目の両方の調整を含んでいるため、キャッシュ・フローまたは現金主義会計により算定される当期純利益の評価基準のいずれでもない。

現金利益を算定するために、法定損益に対して以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ ウエストパック・グループの主要な意思決定者が継続事業を反映していないと考える重要な項目
- ・ 主に経済的ヘッジの影響等、配当金が決定される際に通常は考慮されない一部の項目
- ・ 法定損益に影響を及ぼさない個々の勘定科目間の会計上の組替

各事業セグメントの業績には、内部費用および振替価格調整が反映されている。内部価格は独立企業間基準で決定される。

報告すべき事業セグメント

当行グループは、オーストラリアおよびニュージーランドにおける大手金融サービスプロバイダーの1つで、複数のブランドの下で事業を行っているが、ヨーロッパ、北米およびアジアでのプレゼンスは低い。当行グループは、広範囲に展開する支店およびATMネットワーク、高いオンライン処理能力、ならびにスペシャリストのリレーションシップ・マネジャーとプロダクト・マネジャーが控えるコール・センターを通じて事業を行っている。当行グループの事業は以下の主要な部門で構成されている。

- ・ コンシューマーは、住宅ローン、クレジットカード、個人向け貸付金ならびに貯蓄および預金商品などの銀行業務関連の商品を提供する。
- ・ ビジネスは、SME顧客および商業顧客(アグリビジネスを含む)の銀行業務のニーズに対応し、個人向け資産管理を通じて富裕層顧客向けに銀行業務およびアドバイザー・サービスを提供する。
- ・ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。)は、法人顧客、機関投資家顧客および政府顧客に幅広い金融商品およびサービスを提供する。

- ・ ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの個人顧客、事業顧客および機関投資家顧客に銀行業務、資産管理ならびに保険の商品およびサービスを提供する。
- ・ スペシャリスト・ビジネスは、ウエストパック・ライフ・インシュランスならびに自動車ディーラー・ファイナンスおよびリース事業の売却についての合意によって、ウエストパックが最終的に撤退を計画している事業から構成されている。これらの売却は、規制当局の承認を条件として、2022年に完了する見込みである。その他の事業には、投資の商品およびサービス(信用取引に伴う貸付およびエクイティ仲介業務を含む)、退職年金商品および退職商品、ならびに資産管理プラットフォームが含まれる。また、フィジーおよびパプアニューギニアにおいて幅広い銀行業務を提供しているウエストパック・パシフィックを統括している。
- ・ 当行グループ事業には、財務部門、チーフ・オペレーティング・オフィスおよびコア・サポートという、各部門に割り当てられないサポート機能の業績が含まれる。これには、連結時に生じるグループ全体の消去仕訳、一括計上引当金ならびに各部門に割り当てられないその他の収益および費用も含まれる。

2021年3月17日に、ウエストパックは、コンシューマー部門とビジネス部門の運営を新たなコンシューマーおよびビジネス・バンキング部門として1つに統合することを発表した。これらの変更はウエストパックの主要な意思決定者への内部報告にまだ反映されていないため、2021年9月30日現在の当セグメント報告に変更は反映されていない。

以下の表は、当行グループの現金利益基準によるセグメント業績を示している。

	コンシューマー	ビジネス	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	ウエストパック・ニュージーランド	スペシャリスト・ビジネス	当行グループ事業	合計	現金利益調整純額	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年									
純利息収益	8,405	4,065	919	1,987	503	835	16,714	144	16,858
純手数料収益	393	452	555	140	69	(127)	1,482	—	1,482
資産管理および保険業務による純収益	—	21	—	113	1,176	(104)	1,206	5	1,211
トレーディング収益	78	72	455	58	33	19	715	4	719
その他の収益	17	4	92	12	212	584	921	31	952
純業務収益 (業務費用および減損(費用)/戻入控除前)	8,893	4,614	2,021	2,310	1,993	1,207	21,038	184	21,222
業務費用 ¹	(4,622)	(2,530)	(2,574)	(1,062)	(1,477)	(1,018)	(13,283)	(28)	(13,311)
減損(費用)/戻入	125	484	(162)	79	66	(2)	590	—	590
税引前利益	4,396	2,568	(715)	1,327	582	187	8,345	156	8,501
法人税等(費用)/便益	(1,315)	(779)	45	(377)	(387)	(175)	(2,988)	(50)	(3,038)
NCIに帰属する当期純利益	—	—	—	—	(2)	(3)	(5)	—	(5)
当期現金利益	3,081	1,789	(670)	950	193	9	5,352	106	5,458
現金利益調整純額	—	—	—	(2)	—	108	106		
WBC所有者に帰属する当期純利益	3,081	1,789	(670)	948	193	117	5,458		
貸借対照表									
貸付金 ²	407,786	134,015	67,033	88,409	12,550	(9)	709,784		
預金およびその他の借入金 ²	235,569	158,741	97,770	75,756	11,008	48,111	626,955		

¹ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門の業務費用には、2021年度の資産(のれんおよびその他の無形資産を含む)の減損に関連する1,192百万豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)が含まれている。スペシャリスト・ビジネス部門の業務費用には、2021年度の資産(のれんおよびその他の無形資産を含む)の減損に関する141百万豪ドル(2020年度：571百万豪ドル)が含まれている。その他の部門では、のれんの減損はなく、その他の無形資産の減損は軽微な金額である。

² スペシャリスト・ビジネスの数値は、売却目的保有に分類された残高を除く(詳細については注記37を参照のこと)。

	コン シュー マー	ビジネス	ウエスト パック・ インス ティテュー ショナル・バン ク	ウエスト パック・ ニュー ジーラン ド	スペシャ リスト・ ビジネス	当行 グループ 事業	合計	現金利益 調整純額	損益 計算書
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2020年									
純利息収益	8,547	4,163	1,111	1,832	534	899	17,086	(390)	16,696
純手数料収益	471	438	544	123	89	(73)	1,592	—	1,592
資産管理および 保険業務による 純収益	—	22	—	158	624	(45)	759	(8)	751
トレーディング 収益	90	97	637	27	57	20	928	(33)	895
その他の収益	12	3	1	11	(8)	242	261	(12)	249
純業務収益									
(業務費用および 減損(費用)/戻入 控除前)	9,120	4,723	2,293	2,151	1,296	1,043	20,626	(443)	20,183
業務費用 ¹	(4,176)	(2,298)	(1,316)	(998)	(1,548)	(2,364)	(12,700)	(39)	(12,739)
減損(費用)/戻入	(1,015)	(1,371)	(404)	(302)	(255)	169	(3,178)	—	(3,178)
税引前利益	3,929	1,054	573	851	(507)	(1,152)	4,748	(482)	4,266
法人税等(費用) /便益	(1,183)	(320)	(241)	(239)	3	(158)	(2,138)	164	(1,974)
NCIに帰属する 当期純利益	—	—	—	—	(2)	—	(2)	—	(2)
当期現金利益	2,746	734	332	612	(506)	(1,310)	2,608	(318)	2,290
現金利益調整純額	—	—	—	7	(31)	(294)	(318)		
WBC所有者に帰属 する当期純利益	2,746	734	332	619	(537)	(1,604)	2,290		
貸借対照表									
貸付金	389,793	140,698	66,192	81,434	14,942	—	693,059		
預金およびその他 の借入金	219,259	151,939	102,851	68,473	9,260	39,349	591,131		

¹ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門の業務費用には、2021年度の資産(のれんおよびその他の無形資産を含む)の減損に関連する1,192百万豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)が含まれている。スペシャリスト・ビジネス部門の業務費用には、2021年度の資産(のれんおよびその他の無形資産を含む)の減損に関する141百万豪ドル(2020年度：571百万豪ドル)が含まれている。その他の部門では、のれんの減損はなく、その他の無形資産の減損は軽微な金額である。

	コン シュー マー	ビジネス	ウエスト パック・ インス ティ テュナ ル・バン ク	ウエスト パック・ ニュー ジーラ ンド	スペシャ リスト・ ビジネス	当行 グループ 事業	合計	現金利益 調整純額	損益 計算書
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2019年									
純利息収益	8,130	4,456	1,337	1,860	555	615	16,953	(46)	16,907
純手数料収益	594	463	570	163	44	(179)	1,655	—	1,655
資産管理および 保険業務による 純収益	—	16	—	177	1,319	(489)	1,023	6	1,029
トレーディング 収益	94	109	636	37	54	(23)	907	22	929
その他の収益	7	6	(11)	46	(5)	74	117	12	129
純業務収益 (業務費用および 減損(費用)/戻入 控除前)	8,825	5,050	2,532	2,283	1,967	(2)	20,655	(6)	20,649
業務費用	(3,794)	(2,094)	(1,220)	(939)	(847)	(1,137)	(10,031)	(75)	(10,106)
減損(費用)/戻入	(582)	(172)	(31)	10	(111)	92	(794)	—	(794)
税引前利益	4,449	2,784	1,281	1,354	1,009	(1,047)	9,830	(81)	9,749
法人税等(費用) /便益	(1,333)	(838)	(356)	(369)	(292)	213	(2,975)	16	(2,959)
NCIに帰属する 当期純利益	—	—	—	—	(5)	(1)	(6)	—	(6)
当期現金利益	3,116	1,946	925	985	712	(835)	6,849	(65)	6,784
現金利益調整純額	—	—	—	(1)	(45)	(19)	(65)		
WBC所有者に帰属 する当期純利益	3,116	1,946	925	984	667	(854)	6,784		
貸借対照表									
貸付金	399,279	146,867	73,572	78,005	17,216	(169)	714,770		
預金およびその他 の借入金	207,578	142,558	99,005	60,801	9,277	44,028	563,247		

現金利益からウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益への調整

	2021年	2020年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期現金利益	5,352	2,608	6,849
現金利益調整			
経済的ヘッジに係る公正価値利益/(損失)	138	(362)	(35)
非有効ヘッジ	(32)	61	20
ペンダル関連調整額	—	(31)	(45)
自己株式	—	14	(5)
現金利益調整合計(税引後)	106	(318)	(65)
WBC所有者に帰属する当期純利益	5,458	2,290	6,784

商品およびサービスからの収益

商品またはサービス別の外部顧客からの収益の詳細は、注記3および注記4に開示されている。単独で当行グループの収益の10%を超過する顧客はいなかった。

地域別セグメント

地域別セグメントは、以下の項目が認識された拠点の所在地をもとにしている。

	2021年		2020年		2019年	
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
収益						
オーストラリア	22,788	85.5	26,135	85.6	31,113	84.2
ニュージーランド	3,509	13.2	3,439	11.3	4,520	12.2
その他の海外 ¹	345	1.3	960	3.1	1,331	3.6
合計	26,642	100.0	30,534	100.0	36,964	100.0
非流動資産²						
オーストラリア	11,825	91.2	14,270	92.6	12,280	93.7
ニュージーランド	1,082	8.3	1,015	6.6	761	5.8
その他の海外 ¹	55	0.5	122	0.8	67	0.5
合計	12,962	100.0	15,407	100.0	13,108	100.0

¹ その他の海外には、太平洋諸島、アジア、南北アメリカおよびヨーロッパが含まれていた。

² 非流動資産は、不動産および設備ならびに無形資産を示している。

注記3. 純利息収益

会計方針

償却原価またはFVOCIで測定するすべての利付金融資産および利付金融負債に係る受取利息および支払利息は、下表に詳述されているとおり、実効金利法を用いて認識される。財務部門の金利および流動性管理業務から発生する純収益、ならびに銀行税費用は、純利息収益に含まれる。

実効金利法とは、金融商品の将来の見積現金受取額または支払額をその現在価値まで割引くことによって当該金融商品の償却原価を算定し、その商品に不可欠な手数料、費用、プレミアムまたはディスカウントを含む受取利息または支払利息をその予想期間にわたり配分する方法のことである。

受取利息は、当行グループのECLモデルのステージ1およびステージ2の金融資産の帳簿価額総額、ならびにステージ3の金融資産についてのECLに対する引当金控除後の帳簿価額に基づき計算される。

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息¹					
実効金利法で計算					
現金および中央銀行預け金	30	135	334	14	122
支払担保金	16	75	201	15	74
投資有価証券	1,200	1,521	1,919	1,120	1,385
貸付金	20,756	24,848	30,029	17,971	21,488
その他の金融資産	2	17	35	2	16
子会社債権	—	—	—	2,476	2,940
売却目的保有資産	128	—	—	50	—
実効金利法で計算する受取利息合計	22,132	26,596	32,518	21,648	26,025
その他					
適格ヘッジに係る非有効部分—純額	(46)	87	28	(42)	77
トレーディング目的有価証券および FVISで測定する金融資産ならびに 貸付金	192	364	676	182	343
子会社債権	—	—	—	118	178
売却目的保有資産	—	—	—	—	—
その他合計	146	451	704	258	598
受取利息合計	22,278	27,047	33,222	21,906	26,623
支払利息					
実効金利法で計算					
受入担保金	(4)	(26)	(57)	(3)	(23)
預金およびその他の借入金	(1,801)	(4,652)	(7,967)	(1,402)	(3,782)
発行済債券	(1,861)	(2,907)	(4,706)	(1,655)	(2,549)
子会社債務	—	—	—	(3,219)	(3,601)
借入資本	(849)	(800)	(776)	(849)	(800)
その他の金融負債	(112)	(98)	(274)	(110)	(98)
売却目的保有負債	(11)	—	—	(9)	—
実効金利法で計算する支払利息合計	(4,638)	(8,483)	(13,780)	(7,247)	(10,853)
その他					
預金およびその他の借入金	(67)	(402)	(978)	(48)	(385)
トレーディング負債 ²	(122)	(787)	(915)	297	(640)
発行済債券	(64)	(107)	(163)	(58)	(74)
銀行税	(392)	(408)	(391)	(392)	(408)
子会社債務	—	—	—	(296)	(29)
その他の支払利息	(136)	(164)	(88)	(126)	(150)
売却目的保有負債	(1)	—	—	—	—
その他合計	(782)	(1,868)	(2,535)	(623)	(1,686)
支払利息合計	(5,420)	(10,351)	(16,315)	(7,870)	(12,539)
純利息収益	16,858	16,696	16,907	14,036	14,084

¹ 受取利息には、コンプライアンス、規制および是正のコストに関連する項目が含まれており、当行グループについて106百万豪ドルの追加(2020年度：170百万豪ドルの減額、2019年度：372百万豪ドルの減額)、親会社については149百万豪ドルの追加(2020年度：164百万豪ドルの減額)が受取利息として認識された。詳細については注記26を参照のこと。

² 財務部門のバランスシート管理業務の純影響額を含む。

注記4. 利息以外の収益¹

会計方針

利息以外の収益には、純手数料収益、資産管理および保険業務による純収益、トレーディング収益、ならびにその他の収益が含まれる。

純手数料収益

当行グループは、他の当事者が当行グループの顧客への財またはサービスの提供に関与している場合、その顧客との取決めの性質が提供者本人としてのものか他の当事者の代理人としてのものかを評価する。当行グループが他の当事者の代理人を務めている場合、当行グループが稼得する収益は、受領した対価純額(すなわち、顧客から受領した総額から第三者のプロバイダーへの支払額を控除後の金額)である。代理人としての対価純額は、顧客と契約履行の第一義的責任を負う第三者のプロバイダーとの間の取引を円滑化するための手数料収益を示している。

手数料収益

手数料収益は、約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務が充足された時点で認識される。手数料収益には、信用手数料、取引に係る受取手数料およびその他の無リスクの手数料の収益が含まれる。

信用手数料には、特定の与信枠手数料、クレジットカード年会費、および顧客に銀行口座を提供する手数料が含まれる。これらは与信期間/サービス提供期間にわたって定額法で認識される。

取引手数料は、FX手数料、電信振替、銀行小切手の発行等の銀行取引を促進することによって稼得される。これらの一回限りの取引に関する手数料は、当該取引が完了した時点で認識される。取引手数料は、スキーム費用控除後のインターチェンジ・フィーを含むクレジットカード取引についても認識される。これらは、取引が完了した時点で認識されるが、受領したインターチェンジ・フィーの一部は、当行グループのクレジットカード報奨プログラムに基づき当行グループが顧客に対して将来のサービス債務を負っているため、前受収益として繰り延べられる。

その他の無リスクの手数料収益には助言および引受報酬が含まれ、関連サービスが完了した時点で認識される。

金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す収益は、実効金利法を用いて認識され、受取利息に計上される(例えば、ローン組成手数料)。

手数料費用

手数料費用は、顧客への財またはサービスの提供に応じて直接変動する外部増分コストを含んでいる。増分コストとは、特定の財またはサービスが特定の顧客に提供されなければ発生しなかったであろう費用である。金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す手数料費用は、実効金利法を用いて認識され、純利息収益に計上される。手数料費用には、クレジットカード・ロイヤルティ・プログラムに関連する費用(ポイントと引き換えにサービスが提供された時点で費用として認識される)および加盟店取引コストが含まれる。

資産管理および保険業務による純収益

資産管理による純収益

顧客のファンドおよび投資を継続的に管理することによって稼得する資産管理報酬は、管理期間にわたって履行義務が充足された時点で認識される。

保険料による収益

保険料による収益には、生命保険、生命保険運用、抵当権付住宅ローン貸付保険および損害保険の商品について稼得する保険料が含まれる。

- ・ 定期的に支払われる生命保険の保険料は、発生主義に基づいて収益として認識される。
- ・ 生命保険運用保険料には、サービスが提供される期間にわたって収益として認識される管理報酬部分が含まれている。生命保険および運用契約の預金部分は、収益ではなく、生命保険債務の変動として扱われる。
- ・ 損害保険料は保険契約者に対する請求額(税金を除く)から構成され、保険対象のリスクが出現する可能性が高いパターンに基づき認識される。パターン評価に基づく未稼得部分は、未経過保険料債務として認識される。

保険金請求費用

- ・ 生命保険契約および損害保険契約の保険金は、債務が確定する時点で費用として認識される。
- ・ 生命保険運用契約に関して発生した保険金は、払戻しを表し、生命保険債務の減額として認識される。

生命保険債務の変動

生命保険債務の変動には、健全性基準LPS 340「*保険契約債務の評価*」に規定されているマージン・オン・サービス法(以下「MoS」という。)を用いて計算された生命保険契約債務の価値の変動が含まれる(MoSならびに重要な会計上の仮定および見積りに関しては注記15を参照)。

規制、競争、金利、税金、証券市場の状況および一般的な経済状況も生命保険債務の見積りに影響を及ぼす。

トレーディング収益

- ・ トレーディング資産、負債および金融派生商品の公正価値の変動から生じる実現損益および未実現損益は、発生した期に認識される(ただし、デイ・ワン損益は繰延べられる。注記22参照)。
- ・ 財務部門の金利および流動性管理業務に関連する純収益は純利息収益に含まれる。

その他の収益－受取配当金

- ・ 時価のある株式に係る配当金は、配当権利落ち日に認識される。
- ・ 時価のない株式に係る配当金は、会社が配当を受ける権利が確定した時点で認識される。

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純手数料収益					
信用手数料	717	731	730	671	672
取引手数料	993	1,021	1,225	851	891
その他の無リスクの手数料	—	48	(76)	(123)	(52)
手数料収益	1,710	1,800	1,879	1,399	1,511
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム	(101)	(102)	(121)	(71)	(71)
取引に係る支払手数料	(127)	(106)	(103)	(104)	(81)
手数料費用	(228)	(208)	(224)	(175)	(152)
純手数料収益	1,482	1,592	1,655	1,224	1,359
資産管理および保険業務による純収益					
資産管理による純収益	657	631	276	—	—
生命保険料収益	1,077	1,297	1,443	—	—
損害保険および抵当権付住宅ローン貸付保険(以下「LMI」という。)に係る純経過保険料	387	499	482	—	—
生命保険運用およびその他の収益 ²	59	64	409	—	—
損害保険およびLMIの運用ならびにその他の収益	76	42	52	—	—
保険料、投資およびその他の収益合計	1,599	1,902	2,386	—	—
生命保険金および生命保険債務の変動 ³	(767)	(1,284)	(1,266)	—	—
損害保険金、LMI保険金およびその他の費用	(278)	(498)	(367)	—	—
保険金、生命保険債務の変動およびその他の費用合計	(1,045)	(1,782)	(1,633)	—	—
資産管理および保険業務による純収益	1,211	751	1,029	—	—
トレーディング収益	719	895	929	661	876
その他の収益					
子会社からの受取配当金	—	—	—	1,184	762
子会社との取引	—	—	—	973	579
その他の会社からの受取配当金	4	1	6	2	1
関連会社の売却/認識の中止に係る純利益/(損失)	43	316	38	(11)	305
資産の売却に係る純利益/(損失)	7	11	61	—	9
海外事業のヘッジに係る純利益/(損失)	(8)	—	—	(150)	(8)
リスク管理目的で保有する金融派生商品に係る純利益/(損失) ⁴	4	4	(11)	4	4
公正価値で測定する金融資産に係る純利益/(損失)	655	(78)	(39)	118	(35)
被支配会社およびその他の事業の売却に係る純利益/(損失)	188	—	3	—	—
オペレーティング・リースに係る賃貸料	41	54	72	21	33
関連会社の純利益/(損失)に対する持分	(6)	(23)	(23)	(2)	—
その他	24	(36)	22	169	(53)
その他の収益合計	952	249	129	2,308	1,597
利息以外の収益合計	4,364	3,487	3,742	4,193	3,832

- ¹ 利息以外の収益には、コンプライアンス、規制および是正のコストに関連する項目が含まれており、当行グループについて320百万豪ドル(2020年度：225百万豪ドル、2019年度：860百万豪ドル)、親会社については278百万豪ドル(2020年度：190百万豪ドル)が無リスク手数料、資産管理による純収益およびその他の収益の減額として認識された。詳細は注記26を参照のこと。
- ² 保険契約者の税金還付が含まれる。
- ³ 当行グループについて、生命保険契約に係る負債十分性テスト(注記15参照)の結果認識された、生命保険金および生命保険債務の変動はない(2020年度：260百万豪ドル、2019年度：なし)。2020年度の残高には、繰延取得費用の直接償却も当行グループについて97百万豪ドル(2019年度：なし)含まれているが、これはウエストパック・ライフ・インシュランス・リミテッド(以下「WLIS」という。)がBTスーパーへの団体生命保険商品の提供を中止したことによるものである。
- ⁴ リスク管理目的で保有する金融派生商品による収益は、利益の経済的ヘッジの影響を反映している。

クレジットカード・ロイヤルティ・プログラムに関連する前受収益は、2021年9月30日現在、当行グループについて362百万豪ドル(2020年度：361百万豪ドル、2019年度：322百万豪ドル)、親会社については35百万豪ドル(2020年度：30百万豪ドル)であった。これは、クレジットカード報奨ポイントが引き換えられた時点で手数料収益として認識される。

当行グループまたは親会社について、その他の重要な契約資産または契約負債はなかった。

注記5. 業務費用¹

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
人件費					
従業員の報酬、受給権および諸経費	5,369	4,428	4,320	4,666	3,744
退職年金費用 ²	475	413	378	409	351
株式報酬	97	80	108	94	76
事業再編費用	93	94	232	92	76
人件費合計	6,034	5,015	5,038	5,261	4,247
賃借費用					
リース賃借料	164	148	658	138	123
不動産および設備の減価償却および減損 ³	955	708	222	845	614
その他	107	160	143	95	145
賃借費用合計	1,226	1,016	1,023	1,078	882
テクノロジー費用					
ソフトウェア資産の償却および減損 ³	1,240	970	719	1,171	896
IT機器の減価償却および減損 ³	260	272	129	228	244
技術サービス	820	698	810	764	569
ソフトウェアのメンテナンスおよびライセンス	531	398	371	463	343
電気通信	181	216	207	157	190
データ処理	96	89	83	96	88
テクノロジー費用合計	3,128	2,643	2,319	2,879	2,330
その他の費用					
専門処理サービス	1,410	1,374	1,060	1,236	1,184
無形資産および繰延費用の償却および減損 ³	599	523	9	512	116
郵便および事務用消耗品	156	164	179	130	130
広告	220	217	245	172	172
貸付以外の損失	234	1,443	58	174	1,428
子会社に対する投資の減損	—	—	—	19	272
その他	304	344	175	454	11
その他の費用合計	2,923	4,065	1,726	2,697	3,313
業務費用合計	13,311	12,739	10,106	11,915	10,772

¹ 業務費用には、当行グループおよび親会社について罰金引当金なし(2020年度：1,300百万豪ドル、2019年度：なし)を含むAUSTRACによる訴訟に関連する見積費用なし(2020年度：1,478百万豪ドル、2019年度：なし)が含まれていた。また、コンプライアンス、規制および是正のコストが当行グループについて359百万豪ドル(2020年度：317百万豪ドル、2019年度：196百万豪ドル)、親会社については306百万豪ドル(2020年度：310百万豪ドル)含まれている。詳細については注記26を参照のこと。

² 退職年金費用は確定拠出型と確定給付型の両方の費用を含んでいる。当行グループの確定給付制度の詳細については注記33を参照のこと。

³ 減損費用には以下が含まれている。

- ・ 不動産および設備に関して、当行グループについて275百万豪ドル(2020年度：5百万豪ドル、2019年度：なし)、親会社については248百万豪ドル(2020年度：4百万豪ドル)
- ・ コンピューター・ソフトウェアに関して、当行グループについて485百万豪ドル(2020年度：171百万豪ドル、2019年度：25百万豪ドル)、親会社については475百万豪ドル(2020年度：165百万豪ドル)
- ・ IT機器に関して、当行グループについて45百万豪ドル(2020年度：23百万豪ドル、2019年度：なし)、親会社については41百万豪ドル(2020年度：23百万豪ドル)
- ・ のれんおよびその他の無形資産に関して、当行グループについて571百万豪ドル(2020年度：518百万豪ドル、2019年度：なし)、親会社については487百万豪ドル(2020年度：116百万豪ドル)

注記6. 減損費用

会計方針

減損費用は、過去の実績、現在の状況および合理的に裏付可能な将来の経済状況についての複数の確率加重計算を用いたマクロ経済シナリオを考慮して、現在の帳簿価額と予想将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を測定する予想損失モデルに基づいている。ECLの計算、ならび減損費用に関する重要な会計上の仮定および見積りの詳細は、注記13に記載されている。

減損費用は損益計算書に認識され、それと同額が以下のとおりに認識される。

- ・ 貸付金、償却原価で測定する負債証券および子会社債権の残高：評価性引当金勘定を通じて金融資産の帳簿価額の減額として認識(注記13参照)。
- ・ FVOCIで測定する負債証券：負債証券そのものの帳簿価額は減額せず、OCIの積立金に認識(注記27参照)。
- ・ 信用コミットメント：負債性引当金として認識(注記26参照)。

回収不能な貸付金

当行グループの貸付金回収手続きを実施後、当行グループが依然として貸付金の契約上の返済額を回収できない場合、貸付金の全部または一部を回収できない可能性がある。回収不能な金額は、すべての可能な返済額を受領した後に、関連するECLに対する引当金に対して直接償却される。

貸付金に担保が付されている場合には、通常、担保からの収入を受領した後に、また特定の状況においては担保の正味実現可能価額が算定された後に、金額が直接償却されるが、これは全額回収が合理的に見込まれないことを示しており、また直接償却がより早い時点で行われることもある。無担保の個人向け貸付金は通常、180日延滞後に直接償却される。

当行グループはその後、直接償却した貸付金からキャッシュ・フローを回収できる場合がある。これらは、回収が行われた期間に損益計算書に認識される。

減損費用の詳細は下表のとおりである。

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
引当金繰入額/(戻入額)					
正常債権	(915)	1,437	(209)	(785)	1,147
不良債権	567	1,934	1,175	563	1,717
回収	(242)	(193)	(172)	(225)	(173)
減損費用	(590)	3,178	794	(447)	2,691
うち、以下に関連するもの：					
貸付金および信用コミットメント	(567)	3,158	794	(449)	2,689
償却原価で測定する負債証券	(25)	18	—	—	—
FVOCIで測定する負債証券	2	2	—	2	2
減損費用/(戻入)	(590)	3,178	794	(447)	2,691

詳細については注記13に記載されている。

注記7. 法人税等

会計方針

当期の税金は、当期税金および繰延税金から構成される。税金は損益計算書に認識される。ただし、OCIに直接認識される項目に関連する場合には、包括利益計算書に認識される。

当期税金とは、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されている税率および法律を用いた事業年度の税金債務である。当期税金には、過年度の税金債務に対する調整も含まれる。

繰延税金は財務書類上の資産および負債の帳簿価額と、その税務上の価額との一時差異で構成される。

繰延税金は、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されており、資産が現金化または負債が決済される時に適用される予定の税率および法律を用いて決定される。

繰延税金資産と繰延税金負債は、同じ税務当局、同一の課税対象企業またはグループに関連し、かつ純額で決済する法的権利および意図がある場合に相殺されている。

繰延税金資産は、かかる税金資産のために将来の課税所得が利用できる可能性が高い範囲まで認識される。

以下の一時差異について繰延税金は認識されない。

- ・ 企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のどちらの損益にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識
- ・ 企業結合におけるのれんの当初認識
- ・ 親会社が予測可能な将来において分配を予定していない子会社の未処分利益

親会社はオーストラリアの完全所有子会社を含む連結納税グループの親会社である。連結納税グループのすべての事業体は税金分担契約を締結しており、これは取締役会の考えでは、親会社が債務不履行に陥った場合に、連帯責任を制限するものである。

当期税金および繰延税金は「グループ割当基準」を用いて認識される。連結納税グループの親会社として、親会社は連結納税グループの当期税金全額ならびに税務上の繰越欠損金および関連する税額控除から生じる繰延税金資産を認識する。親会社はこれらの残高について、グループ内の他の企業と相互に全額を補償し合っている。

重要な会計上の仮定および見積り

当行グループは複数の税務管轄地域で営業活動を行っており、世界規模での当期税金負債の決定に際し重要な判断が要求される。税務上の影響が不確実な取引が多数あり、引当金は予想される影響に基づき算定される。

法人税等

法人税等から税引前利益への調整は以下の表のとおりである。

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
税引前利益	8,501	4,266	9,749	6,761	4,453
オーストラリアの法人税率30%による税額	2,550	1,280	2,925	2,028	1,336
課税所得の計算における損金不算入/ (非課税)額の影響					
ハイブリッド資本の分配金	59	56	72	59	56
生命保険：					
保険契約者の稼得に対する税金調整	3	(17)	8	—	—
生命保険事業に係る税率に対する調整	—	1	(1)	—	—
配当金調整	—	—	(1)	(355)	(228)
その他の非課税項目	(6)	(3)	(14)	(5)	(3)
その他の損金不算入項目	252	585	12	204	468
海外税率の調整	(16)	16	(32)	9	32
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	3	1	(10)	(2)	1
その他の項目	193	55	—	210	133
法人税等合計	3,038	1,974	2,959	2,148	1,795
法人税等の内訳：					
当期法人税額	2,741	2,954	3,370	2,017	2,417
繰延税金の変動	294	(981)	(401)	133	(623)
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	3	1	(10)	(2)	1
法人税等合計	3,038	1,974	2,959	2,148	1,795
オーストラリア合計	2,610	1,697	2,526	2,090	1,753
海外合計	428	277	433	58	42
法人税等合計¹	3,038	1,974	2,959	2,148	1,795

¹ 銀行税は利益に課せられる税ではないため、法人税等には含まれていない。銀行税は注記3に含まれている。

2021年度の実効税率は35.74%(2020年度：46.27%、2019年度：30.35%)であった。

繰延税金資産

繰延税金資産残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
損益計算書に認識された金額および利益剰余金期首残高				
貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金	1,481	1,788	1,269	1,507
長期休職、年次有給休暇およびその他従業員給付に対する引当金	386	335	365	308
金融商品	—	—	—	—
不動産および設備	347	223	316	198
その他の引当金	424	606	388	570
リース負債 ¹	743	899	665	825
その他すべての負債 ¹	331	419	300	304
損益計算書に認識された金額および利益剰余金期首残高の合計	3,712	4,270	3,303	3,712
OCIに直接認識された金額				
投資有価証券	—	—	—	—
キャッシュ・フロー・ヘッジ	—	25	—	—
退職給付	103	155	101	149
OCIに直接認識された合計額	103	180	101	149
繰延税金資産総額	3,815	4,450	3,404	3,861
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(1,378)	(1,386)	(1,311)	(1,364)
繰延税金資産純額	2,437	3,064	2,093	2,497
変動				
期首残高	3,064	2,048	2,497	1,925
新しい会計基準の適用による影響 ¹	(17)	948	(14)	872
修正再表示後の期首残高	3,047	2,996	2,483	2,797
損益計算書に認識された額	(529)	758	(395)	507
OCIに認識された額	(77)	13	(48)	9
売却目的保有資産に振替えられた残高	(8)	—	—	—
事業売却に伴い処分された残高	(4)	—	—	—
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	8	(703)	53	(816)
期末残高	2,437	3,064	2,093	2,497

¹ 2019年10月1日付でAASB第16号を適用した結果、繰延税金資産が当行グループについて948百万豪ドル、親会社については872百万豪ドル増加した。それと同額の繰延税金負債の増加も認識された(次表参照)ため、利益剰余金への純影響額はなかった。

繰延税金負債

繰延税金負債残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
損益計算書に認識された金額および利益剰余金期首残高				
ファイナンス・リース取引	296	253	290	232
不動産および設備 ¹	610	933	541	864
生命保険に関する資産	—	43	—	—
その他すべての資産	267	223	211	208
損益計算書に認識された金額および利益剰余金期首残高の合計	1,173	1,452	1,042	1,304
OCIに直接認識された金額				
投資有価証券	214	51	211	51
キャッシュ・フロー・ヘッジ	81	9	58	9
OCIに直接認識された合計額	295	60	269	60
繰延税金負債総額	1,468	1,512	1,311	1,364
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(1,378)	(1,386)	(1,311)	(1,364)
繰延税金負債純額	90	126	—	—
変動				
期首残高	126	44	—	—
新しい会計基準の適用による影響 ¹	—	948	—	872
修正再表示後の期首残高	126	992	—	872
損益計算書に認識された額	(235)	(223)	(262)	(116)
OCIに認識された額	235	60	209	60
売却目的保有負債に振替えられた残高	(44)	—	—	—
事業売却に伴い処分された残高	—	—	—	—
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	8	(703)	53	(816)
期末残高	90	126	—	—

¹ 2019年10月1日付でAASB第16号を適用した結果、繰延税金負債が当行グループについて948百万豪ドル、親会社については872百万豪ドル増加し、これは利益剰余金の期首調整として認識された。それと同額の繰延税金資産の増加も認識された(次表参照)ため、利益剰余金への純影響額はなかった。

未認識の繰延税金残高

以下の潜在的な繰延税金残高は認識されていない。残高総額の税効果は関連する管轄地域で適用される実効税率に基づいており、税率は16.5%から30%の範囲である。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未認識の繰延税金資産				
収益勘定に係る税務上の欠損金	470	335	454	264
未認識の繰延税金負債				
親会社が予測可能な将来において分配を予定していない子会社の未処分利益総額	55	55	—	—

注記8. 1株当たり利益

会計方針

基本的1株当たり利益(以下「EPS」という。)は、株主に帰属する当期純利益を、発行済普通株式の期中加重平均株式数(自己株式について調整後)で除することによって算定される。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されると仮定して、基本的EPSを調整することによって算定される。潜在的希薄化効果のある金融商品の詳細については、注記19および注記32を参照のこと。

	2021年		2020年		2019年	
	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
WBC所有者に帰属する当期純利益 (百万豪ドル)	5,458	5,458	2,290	2,290	6,784	6,784
RSPの配当金に関する調整(百万豪ドル) ¹	(2)	—	(2)	(2)	(6)	(6)
潜在的希薄化効果の調整： 転換可能借入資本の保有者への分配金 (百万豪ドル) ²	—	218	—	—	—	290
WBC所有者に帰属する当期純利益(調整後)(百万豪ドル)	5,456	5,676	2,288	2,288	6,778	7,068
普通株式の加重平均株式数(百万株)						
発行済普通株式の加重平均株式数	3,657	3,657	3,595	3,595	3,456	3,456
自己株式(RSP新株引受権を含む) ¹	(4)	(4)	(5)	(5)	(6)	(6)
潜在的希薄化効果の調整： 株式報酬	—	4	—	1	—	1
転換可能借入資本 ²	—	461	—	—	—	278
普通株式の加重平均株式数(調整後)	3,653	4,118	3,590	3,591	3,450	3,729
普通株式1株当たり利益(豪セント)	149.4	137.8	63.7	63.7	196.5	189.5

¹ RSP新株引受権については注記32で説明されている。一部のRSPに基づく株式は権利が確定しておらず、発行済普通株式ではないが、配当金を受け取っている。これらのRSPの配当金は普通株主に帰属する利益を示す目的で控除される。2021年度において、RSPに基づく株式は希薄化効果があった(2020年度：希薄化効果なし、2019年度：希薄化効果なし)。

² 当行グループは、将来において普通株式へ転換される可能性がある転換可能借入資本を発行している(詳細については注記19を参照のこと)。これらの転換可能借入資本商品は潜在的希薄化効果のある金融商品であるため、希薄化後EPSは、当該商品が期首または当該商品の発行日(当該発行日の方が遅い場合)に転換されていたかのように算定される。2021年度において、すべての転換可能借入資本商品は希薄化効果があった(2020年度：希薄化効果なし、2019年度：希薄化効果あり)。

注記9. 平均残高および金利

当行グループの利付資産および利付負債の日次平均残高、ならびに受取利息または支払利息は、以下のとおりである。

	連結								
	2021年			2020年			2019年		
	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利	平均残高	受取利息	平均金利
	百万豪ドル	百万豪ドル	%	百万豪ドル	百万豪ドル	%	百万豪ドル	百万豪ドル	%
資産									
利付資産									
支払担保金：									
オーストラリア	10,748	7	0.1	13,555	56	0.4	8,428	152	1.8
ニュージーランド	372	—	—	373	3	0.8	364	7	1.9
その他の海外	1,108	9	0.8	1,804	16	0.9	2,031	42	2.1
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産：									
オーストラリア	16,659	116	0.7	20,300	217	1.1	20,691	468	2.3
ニュージーランド	3,881	28	0.7	4,728	47	1.0	3,862	85	2.2
その他の海外	3,251	48	1.5	4,601	95	2.1	4,521	109	2.4
投資有価証券：									
オーストラリア	81,665	1,104	1.4	71,402	1,347	1.9	56,875	1,691	3.0
ニュージーランド	4,492	74	1.6	3,921	96	2.4	3,850	130	3.4
その他の海外	1,552	22	1.4	2,858	78	2.7	3,062	98	3.2
貸付金およびその他の債権 ¹ ：									
オーストラリア	585,416	17,859	3.1	585,643	21,315	3.6	589,427	25,931	4.4
ニュージーランド	91,732	2,747	3.0	85,184	3,237	3.8	79,255	3,650	4.6
その他の海外	14,437	136	0.9	27,349	540	2.0	26,558	859	3.2
売却目的保有資産：									
オーストラリア	1,583	28	1.8	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の海外	2,560	100	3.9	—	—	—	—	—	—
利付資産および受取利息合計	819,456	22,278	2.7	821,718	27,047	3.3	798,924	33,222	4.2
無利息資産									
金融派生商品	20,305			31,334			25,959		
生命保険に関する資産	226			4,614			9,610		
売却目的保有資産	4,590			—			—		
その他すべての資産 ²	61,478			62,414			60,231		
無利息資産合計	86,599			98,362			95,800		
資産合計	906,055			920,080			894,724		

¹ 貸付金およびその他の債権は、ステージ3のECLに対する引当金控除後の金額であり、受取利息は帳簿価額に基づき算定されている。ステージ1およびステージ2のECLに対する引当金は、平均利付資産残高に含まれていないが、これは受取利息が貸付金およびその他の債権の価値の総額に基づき算定されるためである。

² 不動産および設備、無形資産、繰延税金、モーゲージ相殺勘定に関連する無利息貸付金ならびにその他のすべての無利息資産が含まれる。

	連結								
	2021年			2020年			2019年		
	平均残高	支払利息	平均金利	平均残高	支払利息	平均金利	平均残高	支払利息	平均金利
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%
負債									
利付負債									
受入担保金：									
オーストラリア	1,914	2	0.1	2,586	11	0.4	2,039	41	2.0
ニュージーランド	307	—	—	596	3	0.5	390	8	2.1
その他の海外	3,965	2	0.1	4,399	12	0.3	1,188	8	0.7
買戻契約 ¹									
オーストラリア	32,600	54	0.2	16,120	73	0.5	11,266	172	1.5
ニュージーランド	986	2	0.2	380	1	0.3	268	5	1.9
その他の海外	—	—	—	—	—	—	20	1	5.0
預金およびその他の 借入金：									
オーストラリア	457,675	1,400	0.3	435,877	3,745	0.9	425,799	7,023	1.6
ニュージーランド	60,066	418	0.7	57,096	882	1.5	54,720	1,235	2.3
その他の海外	13,610	50	0.4	25,660	427	1.7	26,270	687	2.6
借入資本：									
オーストラリア	24,573	754	3.1	19,554	663	3.4	15,080	632	4.2
ニュージーランド	1,653	85	5.1	1,833	94	5.1	1,777	91	5.1
その他の海外	368	10	2.7	1,324	43	3.2	1,324	53	4.0
その他の利付負債 ^{1,2} ：									
オーストラリア	121,338	2,234	1.8	160,830	3,776	2.3	177,470	5,765	3.2
ニュージーランド	15,836	368	2.3	18,130	557	3.1	15,397	570	3.7
その他の海外	110	29	26.4	1,256	64	5.1	1,274	24	1.9
売却目的保有負債：									
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の海外	1,335	12	0.9	—	—	—	—	—	—
利付負債および支払利息 合計	736,336	5,420	0.7	745,641	10,351	1.4	734,282	16,315	2.2
無利息負債									
預金およびその他の 借入金：									
オーストラリア	49,592			45,231			42,455		
ニュージーランド	12,426			8,760			5,996		
その他の海外	7			901			819		
金融派生商品	20,612			33,249			26,568		
生命保険債務	253			2,999			7,653		
売却目的保有負債	2,728			—			—		
その他すべての負債 ³	13,202			15,233			13,187		
無利息負債合計	98,820			106,373			96,678		
負債合計	835,156			852,014			830,960		
株主持分	70,849			68,014			63,714		
NCI	50			52			50		
株主持分合計	70,899			68,066			63,764		
負債および株主持分合計	906,055			920,080			894,724		

¹ 従来「その他の利付負債」に含まれていた買戻契約は別途開示されている。比較数値は修正再表示されている。

² 財務部門のバランスシート管理業務および銀行税の純影響額を含む。

³ その他の金融負債、引当金、当期税金負債および繰延税金負債ならびにその他すべての無利息負債を含む。

純利息収益は、利付資産および利付負債の元本および関連する金利の変動によって毎年変動することがある。以下の表は、純利息収益の増減を、当該資産および負債における元本の変動による部分と金利の変動による部分に配分したものである。

変動の算定

- ・ 元本による変動は資産および負債の平均残高の増減に基づき算定される。
- ・ 金利による変動は当該資産および負債に係る金利の変動に基づき算定される。元本の変動と金利の変動の組み合わせにより生じる変動は、金利の変動に応じて配分されている。

	連結					
	2021年			2020年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
利付資産						
支払担保金：						
オーストラリア	(11)	(38)	(49)	93	(189)	(96)
ニュージーランド	—	(3)	(3)	—	(4)	(4)
その他の海外	(6)	(1)	(7)	(5)	(21)	(26)
トレーディング目的有価証券およびFVIS で測定する金融資産：						
オーストラリア	(34)	(67)	(101)	(9)	(242)	(251)
ニュージーランド	(9)	(10)	(19)	19	(57)	(38)
その他の海外	(28)	(19)	(47)	2	(16)	(14)
投資有価証券：						
オーストラリア	202	(445)	(243)	433	(777)	(344)
ニュージーランド	14	(36)	(22)	2	(36)	(34)
その他の海外	(20)	(36)	(56)	(7)	(13)	(20)
貸付金およびその他の債権：						
オーストラリア	(469)	(2,987)	(3,456)	(167)	(4,449)	(4,616)
ニュージーランド	151	(641)	(490)	274	(687)	(413)
その他の海外	(241)	(163)	(404)	26	(345)	(319)
売却目的保有負債：						
オーストラリア	14	14	28	—	—	—
その他の海外	62	38	100	—	—	—
受取利息の増減合計	(375)	(4,394)	(4,769)	661	(6,836)	(6,175)

	連結					
	2021年			2020年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
利付負債						
受入担保金：						
オーストラリア	(3)	(6)	(9)	11	(41)	(30)
ニュージーランド	(1)	(2)	(3)	4	(9)	(5)
その他の海外	(1)	(9)	(10)	22	(18)	4
買戻契約 ¹						
オーストラリア	87	(106)	(19)	83	(182)	(99)
ニュージーランド	2	(1)	1	2	(6)	(4)
その他の海外	—	—	—	(1)	—	(1)
預金およびその他の借入金：						
オーストラリア	270	(2,615)	(2,345)	167	(3,445)	(3,278)
ニュージーランド	45	(509)	(464)	54	(407)	(353)
その他の海外	(179)	(198)	(377)	(16)	(244)	(260)
借入資本：						
オーストラリア	176	(85)	91	188	(157)	31
ニュージーランド	(9)	—	(9)	3	—	3
その他の海外	(31)	(2)	(33)	—	(10)	(10)
その他の利付負債：						
オーストラリア	(716)	(826)	(1,542)	(455)	(1,534)	(1,989)
ニュージーランド	(28)	(161)	(189)	103	(116)	(13)
その他の海外	(20)	(15)	(35)	—	40	40
売却目的保有負債：						
その他の海外	2	10	12	—	—	—
支払利息の増減合計	(406)	(4,525)	(4,931)	165	(6,129)	(5,964)
純利息収益の増減：						
オーストラリア	(112)	115	3	356	(298)	58
ニュージーランド	147	(17)	130	129	(246)	(117)
その他の海外	(4)	33	29	11	(163)	(152)
純利息収益の増減合計	31	131	162	496	(707)	(211)

¹ 従来「その他の利付負債」に含まれていた買戻契約は別途開示されている。比較数値は修正再表示されている。

金融資産および金融負債

会計方針

認識

貸付金および債権を除き、金融資産の通常の購入および売却は、当行グループが当該資産を購入または売却する契約を締結する日である約定日に認識される。貸付金および債権は、現金を借り手に貸し付けた決済日に認識される。

金融負債は債務が発生した時点で認識される。

認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した場合、または「パス・スルー」契約に基づき、当行グループが当該資産からのキャッシュ・フローを受取る権利を譲渡するか、あるいは受取ったキャッシュ・フローを全額支払う債務を引受けるかのいずれかにより、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転した場合に、認識が中止される。

当行グループが所有に伴うリスクおよび便益を一部移転したものの、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転も留保もしない状況が発生することもある。かかる状況では、当行グループが移転資産の支配を留保する場合、当行グループが継続的に関与する範囲で、当該資産は引き続き貸借対照表に認識される。

金融負債は、債務が弁済された、取消された、または終了した時点で認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸し手のまま条件の大幅に異なる別の負債に交換された場合、または既存の負債の条件が大幅に変更された場合、その交換または変更は、当初の負債の認識の中止と新たな負債の認識として処理され、それぞれの帳簿価額の差額は損益計算書に認識される。

新しい条件に基づくキャッシュ・フローの割引後の現在価値(当初実効金利を用いて割引かれたもの)が当初金融負債の残存キャッシュ・フローの割引後の現在価値から少なくとも10%乖離している場合、その新しい条件は大幅に異なっているとみなされる。当該金融商品の建通貨の変更、固定金利から変動金利への変更、転換条項といった定性的な要因も考慮される。

分類および測定

金融資産は、現金および中央銀行預け金、支払担保金、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、金融派生商品、投資有価証券、貸付金、その他の金融資産ならびに生命保険に関する資産に分類される。

金融資産

金融資産は、a)資産を運用する事業モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)に相当するかどうかによって分類される。

当行グループは、金融資産のグループがどのように管理されているかを反映するレベルで事業モデルを決定している。事業モデルを評価する際、当行グループは、どのように業績やリスクが管理、評価および報告されているか、過去の期間における売却の頻度、規模およびその理由、ならびに将来の期間における売却見込みなどの要因を考慮する。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIかを評価する際、利息は主に貨幣の時間価値および元本残高の信用リスクに対する対価として定義される。貨幣の時間価値は、利息の要素のうち、時の経過のみに対する対価として提供されるものとして定義され、当該金融資産の保有に係るその他のリスクまたはコストに対する対価ではない。契約上のキャッシュ・フローを変化させうるためにSPPIの基準に該当しない契約条項には、偶発的でレバレッジがあるような特性、ノン・リコースの取決めおよび貨幣の時間価値を修正しうる特性が含まれる。

負債商品

負債商品が元本残高に係るSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有する場合、以下に分類される。

- ・ キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することによって目的が達成される事業モデルの中で当該負債商品が保有される場合は、償却原価。
- ・ キャッシュ・フローの回収または金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有される場合は、FVOCI。
- ・ 金融資産の売却を通じて目的が達成される事業モデルの中で保有される場合は、FVIS。

負債商品は、元本残高に係るSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローがない場合、または会計上のミスマッチを解消または軽減させるためにFVISで測定するものとして指定される場合に、FVISで測定される。

償却原価で測定する負債商品は公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。これらは、ECLモデルを用いて決定されたECLに対する引当金控除後の金額で表示される。詳細は注記6および注記13を参照のこと。

FVOCIで測定する負債商品は公正価値で測定され、未実現損益はOCIに計上される。ただし、受取利息、減損費用および為替差損益は損益計算書に認識される。FVOCIで測定する負債商品に係る減損は、ECLモデルを用いて決定され損益計算書で認識されるとともに、それと同額がOCIに計上される。負債証券の帳簿価額は公正価値のままで減額されない。

OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の認識が中止された時に損益計算書に認識される。

FVISで測定する負債商品は公正価値で測定され、公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。

持分証券

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されている。
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

FVOCIで測定する持分証券は公正価値で測定され、未実現損益はOCIに計上される。ただし、受取配当金は損益計算書に認識される。OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の処分時にも損益計算書には認識されない。

FVISで測定する持分証券は公正価値で測定され、公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。

金融負債

金融負債は、受入担保金、預金およびその他の借入金、その他の金融負債、金融派生商品、発行済債券ならびに借入資本に分類される。

トレーディング目的以外で保有される、またはFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

FVISで測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識される。その他のすべての金融資産および金融負債は、直接帰属する取引費用を公正価値にそれぞれ加算または減算した額で当初認識される。

上記の金融資産または金融負債の各カテゴリーの会計方針に関する詳細は、該当項目の注記に記載されている。

金融資産および金融負債の公正価値の決定に関する当行グループの方針は、注記22に記載されている。

注記10. トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産

会計方針

トレーディング目的有価証券

トレーディング目的有価証券には、活発に取引される負債商品(政府証券およびその他の負債証券)およびエクイティ商品が含まれ、短期間で売却するために取得される。

トレーディング業務の一環として、当行グループは担保付きの有価証券の貸出しおよび借入れも行っている。所有に伴うリスクおよび便益が当初の所有者に引き続き残されるため、貸出有価証券は当行グループの貸借対照表に引き続き計上され、借入有価証券は当行グループの貸借対照表に反映されない。現金が担保として提供される場合、第三者に前払したまたは第三者から受取った現金は、それぞれ債権として「支払担保金」に、または借入金として「受入担保金」に認識される。

売戻契約

売戻契約に基づき購入した有価証券は、ウエストパックが所有に伴うリスクおよび便益を得ていないため、貸借対照表に認識されていない。支払った現金対価は、公正価値で測定するトレーディング・ポートフォリオの一部である売戻契約として認識される。

FVISで測定するその他の金融資産

FVISで測定するその他の金融資産は、以下のいずれかを含む。

- ・ 公正価値で管理されている非トレーディング目的有価証券
- ・ 元本残高に係るSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローがない非トレーディング目的負債証券
- ・ FVOCIで測定するものとして当行グループが取消不能な指定を行っていない非トレーディング目的持分証券

これらの金融資産に係る損益は損益計算書に認識される。負債証券から稼得した利息は利息収益(注記3)に認識され、持分証券の配当金は利息以外の収益(注記4)に認識される。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
トレーディング目的有価証券	15,019	17,776	13,018	15,519
売戻契約	2,937	20,401	2,763	20,401
FVISで測定するその他の金融資産	3,145	2,490	2,998	2,110
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産合計	21,101	40,667	18,779	38,030
トレーディング目的有価証券は以下のとおりである。				
政府証券および準政府証券	11,432	14,667	9,535	12,542
その他の負債証券	3,064	3,044	2,960	2,913
持分証券	3	4	3	3
その他	520	61	520	61
トレーディング目的有価証券合計	15,019	17,776	13,018	15,519
FVISで測定するその他の金融資産は以下のとおりである。				
その他の負債証券	3,038	2,045	2,975	1,703
持分証券	107	445	23	407
FVISで測定するその他の金融資産合計	3,145	2,490	2,998	2,110

注記11. 投資有価証券

会計方針

投資有価証券には、負債証券(政府証券およびその他の負債証券)ならびに持分証券が含まれる。これには、FVOCIで測定する負債証券および持分証券、ならびに償却原価で測定する負債証券が含まれる。これらの金融商品は、注記10の前の部分で「金融資産および金融負債」という見出しの下に開示されている基準に基づき分類されている。

FVOCIで測定する負債証券

元本残高に係るSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローの回収または金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有される負債商品を含む。

これらの有価証券は公正価値で測定され、損益はOCIに認識される。ただし、受取利息、減損費用、為替差損益および公正価値ヘッジに係る調整は損益計算書に認識される。

減損は、償却原価で測定する金融資産に適用されるのと同じECLモデルを用いて測定される。減損は損益計算書に認識されるが、それと同額がOCIに認識され、引き続き公正価値で保有される負債証券の帳簿価額を減少させることはない。詳細は注記13を参照のこと。

OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の売却時に損益計算書に認識される。

償却原価で測定する負債証券

元本残高に係るSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することによって目的が達成される事業モデルの中で保有される負債商品を含む。

これらの有価証券は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識される。これらはその後、実効金利法を用いて償却原価で測定され、ECLに対する引当金控除後の金額で表示される。

持分証券

トレーディング目的以外で保有されている場合、当行グループが投資先に対して支配力または重要な影響力を持たない場合、およびFVOCIで測定するという取消不能な選択が行われている場合は、持分証券はFVOCIで測定される。

これらの有価証券は公正価値で測定され、未実現損益はOCIに計上される。ただし、受取配当金は損益計算書に認識される。OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の処分時にも損益計算書には認識されない。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
投資有価証券				
FVOCIで測定する投資有価証券				
政府債券および準政府債券	66,421	73,486	63,057	69,929
その他の負債証券	15,784	16,916	14,682	15,826
持分証券	277	153	75	68
FVOCIで測定する投資有価証券合計¹	82,482	90,555	77,814	85,823
償却原価で測定する投資有価証券				
政府債券および準政府債券	900	881	48	—
その他の負債証券	38	130	2	3
償却原価で測定する投資有価証券合計	938	1,011	50	3
償却原価で測定する負債証券のECLに対する引当金	(3)	(27)	(1)	—
償却原価で測定する投資有価証券合計(純額)	935	984	49	3
投資有価証券合計	83,417	91,539	77,863	85,826

¹ 減損は損益計算書に認識され、それと同額がOCIに認識される(注記27参照)。引き続き公正価値で測定する負債商品の帳簿価額は減額されない。

以下の表は、2021年9月30日現在の当行グループの未決済の投資有価証券の期日および加重平均利回りを示したものである。非課税扱いの有価証券はない。

	1年以内		1年超 5年以内		5年超 10年以内		10年超		特定の期日 なし		合計	加重 平均
	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%
2021年												
帳簿価額												
政府債券および 準政府債券	5,476	2.8	29,150	1.1	31,009	1.5	1,683	1.3	—	—	67,318	1.4
その他の負債証券	2,354	1.3	13,466	1.0	2	1.9	—	—	—	—	15,822	1.0
持分証券	—	—	—	—	—	—	—	—	277	—	277	—
期日別合計	7,830		42,616		31,011		1,683		277		83,417	

期日の区分は、投資有価証券に関する契約上の期日に基づき決定される。

注記12. 貸付金

会計方針

貸付金は、公正価値と直接帰属する取引費用および手数料を合計した額で当初認識される金融資産である。

元本残高に係るSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローを回収するために貸付金を保有することによって目的が達成される事業モデルの中で保有される場合、当該貸付金はその後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。これらは、ECLに対する引当金控除後の金額で表示される。

SPPIに相当するキャッシュ・フローがない場合、金融資産の売却によって目的が達成される事業モデルの中で保有される場合、または会計上のミスマッチを解消または軽減させるためにFVISで測定するものとして指定されている場合は、当該貸付金はその後、FVISで測定される。

公正価値または償却原価で測定される残高については、注記22を参照のこと。

モーゲージ・ファシリティと預金ファシリティの両方を有するローン商品は、資産と負債の構成要素が相殺基準を満たさないため、これらの要素を分けて、貸借対照表に総額で表示される。当該商品について稼得した利息は損益計算書に純額で表示されるが、これはこの純額表示が顧客に課せられた利息の発生状況を反映しているためである。

計上を行った拠点の所在地および商品の種類別に示した貸付金ポートフォリオは、以下の表のとおりである。

	連結		親会社	
	2021年 百万豪ドル	2020年 百万豪ドル	2021年 百万豪ドル	2020年 百万豪ドル
オーストラリア				
住宅	455,604	440,933	455,599	440,926
個人向け	14,737	17,081	14,694	16,938
法人向け	148,453	147,584	145,950	144,354
オーストラリア合計	618,794	605,598	616,243	602,218
ニュージーランド				
住宅	58,081	51,126	—	—
個人向け	1,175	1,360	—	—
法人向け	29,991	29,864	384	354
ニュージーランド合計	89,247	82,350	384	354
その他の海外合計	6,332	10,713	5,688	9,945
貸付金合計	714,373	698,661	622,315	612,517
貸付金のECLに対する引当金(注記13参照)	(4,589)	(5,602)	(3,902)	(4,693)
貸付金純額合計¹	709,784	693,059	618,413	607,824

¹ 貸付金純額合計には、当行グループについて4,829百万豪ドル(2020年度：7,367百万豪ドル)、親会社については129,270百万豪ドル(2020年度：132,506百万豪ドル)の証券化された貸付金が含まれている。証券化された貸付金には、ウエストパックが関連負債証券の保有者である貸付金は含まれていない。

以下の表は、2021年9月30日現在における当行グループの全貸付金の契約上の期日の分布を示したものである。

	連結				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 15年以内	15年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア					
住宅	7,314	2,083	18,238	427,969	455,604
個人向け	6,312	7,111	1,314	—	14,737
法人向け	49,367	87,774	6,867	4,445	148,453
オーストラリア合計	62,993	96,968	26,419	432,414	618,794
ニュージーランド					
住宅	232	630	4,797	52,422	58,081
個人向け	935	228	12	—	1,175
法人向け	19,382	10,582	26	1	29,991
ニュージーランド合計	20,549	11,440	4,835	52,423	89,247
その他の海外合計	2,215	3,715	402	—	6,332
貸付金合計	85,757	112,123	31,656	484,837	714,373

以下の表は、2021年9月30日現在において期日到来まで1年超の当行グループの貸付金の金利別内訳を示したものである。

	連結		
	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期日到来まで1年超の貸付金の金利別内訳			
オーストラリア			
住宅	275,772	172,518	448,290
個人向け	2,777	5,648	8,425
法人向け	88,670	10,416	99,086
オーストラリア合計	367,219	188,582	555,801
ニュージーランド			
住宅	6,826	51,023	57,849
個人向け	237	3	240
法人向け	759	9,850	10,609
ニュージーランド合計	7,822	60,876	68,698
その他の海外合計	3,860	257	4,117
期日到来まで1年超の貸付金合計	378,901	249,715	628,616

注記13. 予想信用損失に対する引当金

会計方針

減損費用の詳細は注記6に記載されている。

減損は、償却原価で測定するすべての金融資産、リース債権、FVOCIで測定する負債証券、子会社債権および信用コミットメントに適用される。

ECLは以下のとおり認識される。

- ・ 貸付金(リース債権を含む)、償却原価で測定する負債証券および子会社債権：評価性引当金勘定を通じて金融資産の帳簿価額の減額として認識(注記11および12参照)。
- ・ FVOCIで測定する負債証券：負債証券そのものの帳簿価額は減額せず、OCIの積立金に認識(注記11および27参照)。
- ・ 信用コミットメント：負債性引当金として認識(注記26参照)。

測定

当行グループは、ECLに対する引当金を3段階のアプローチに基づき計算している。ECLに対する引当金は、該当する期間にわたり、債務不履行から生じると予想される回収不足を確率で加重計算した見積りである。これらは、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって決定される。

当該モデルでは、以下を含む3つの主要要素(および貨幣の時間価値)を使用してECLを決定している。

- ・ デフォルト確率(PD)：取引相手方がデフォルトに陥る確率
- ・ デフォルト時損失(LGD)：デフォルト時に発生が見込まれる損失
- ・ デフォルト時エクスポージャー(EAD)：デフォルト時に存在する信用エクスポージャーの見積額

モデルのステージ

3段階は以下のとおりである。

ステージ1：12ヶ月間のECL－正常債権

信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間のECLに対する引当金が認識される。

ステージ2：全期間のECL－正常債権

信用リスクが組成以降著しく増加しているが、資産がまだ正常である金融資産には、全期間のECLに対する引当金が認識される。信用リスクの著しい増加を表す指標は、次ページ(訳者注：以下の「信用リスクの著しい増加」の項)に記載されている。

ステージ3：全期間のECL－不良債権

不良債権の金融資産には、全期間のECLに対する引当金が認識される。指標には、利息または元本の支払に係る債務不履行、借り手が重大な財政的困難に陥っていること、または個別の債務不履行に関連する観察可能な経済情勢など、当行グループとの契約違反が含まれる。

ステージ3の金融資産は債務不履行となっているものである。債務不履行は、(担保の現金化などの措置に対する償還請求権を当行グループが有するか否かを問わず)顧客がその信用債務を全額返済できないとウエストパックが判断する場合、または顧客の重大な信用債務のいずれかの支払が90日超期日経過している場合に発生する。この定義はオーストラリア健全性規制庁(以下「APRA」という。)の規制上の債務不履行の定義と一致している。

一括評価および個別評価

ステージ1および2の金融資産は一括して評価される。すなわち、これらの金融資産は、類似した信用リスク特性(商品の種類および顧客リスクグレードを含む)を持つ類似の資産プールにグループ分けされる。ステージ3の金融資産は個別に評価され、特定の基準値を下回るものは一括して計算される。

予想期間

ステージ2および3のECLに関する全期間の時間枠を考慮する際、当該基準は通常、期限前返済、延長およびその他のオプションについて適宜調整した残存契約期間を使用することを求めている。実行と未実行の両方の構成要素を含む一部のリボルビング与信枠(例えば、クレジットカードやリボルビング・クレジットラインなど)については、当行グループが返済を要求し未実行のコミットメントを解約できる契約上の条項は、信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しない。これらの与信枠の期間は過去の実績に基づいている。

ステージ間の移動

金融資産は、減損モデルのステージのいずれの方向にも移動する可能性がある。信用リスクの著しい増加が認められなくなった場合、これまでステージ2に含まれていた金融資産はステージ1に戻る可能性がある。同様に、不良債権と評価されなくなった場合、ステージ3の金融資産はステージ1またはステージ2に戻る可能性がある。

重要な会計上の仮定および見積り

重要な判断には、信用リスクの著しい増加がいつ発生したか、将来予測に関するマクロ経済情報の見積りおよびオーバーレイが含まれる。引当金に影響しうるその他の要因には、借り手の財政状況、担保の処分可能見込額、他の債権者に対する当行グループの順位、顧客情報の信頼性、ならびに貸付金回収に係る費用および期間の見込みが含まれる。

信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)

金融資産が組成以降いつSICRに陥ったかを決定することは、重要な会計上の判断である。当期において、当行グループは、リスクの著しい増加を決定するための手法を、主にファシリティの組成以来の内部の顧客リスクグレードの変更に基づく方法およびスライド制に基づく方法から、組成以来のデフォルト確率(以下「PD」という。)の変化に直接影響を受ける方法に変更した。PDの変化がリスクの著しい増加を表しているかを決定するにあたり、PDの相対的な変化とPDの絶対的な基準値の両方がエクスポージャーのポートフォリオに基づいて考慮される。この変更は当行グループには重大な影響を及ぼさなかった。

当行グループは、支払が30日超期日経過している金融商品はSICRに陥っているという推定を反証しないが、この推定は一次的指標ではなく、当行グループの安全装置(backstop)として使用する。

通常、困窮に係る取決めにおける顧客による支払繰延はSICRの兆候として扱う。前年度において、モーゲージや法人向け貸付金に対するCOVID-19の支援パッケージに基づく支払繰延は、単独ではSICRの兆候として扱わなかった。当行グループは、これらの繰延パッケージをさまざまなカテゴリーのリスクに分類し、SICRが発生したかどうかを判断するために債務不履行リスクの可能性の増大について評価した。当年度においては、モーゲージや法人向け貸付金からの繰延パッケージは顧客の個別の状況に基づいているため、繰延パッケージがSICRの兆候となる可能性がある。

将来予測に関するマクロ経済情報

各ステージのECLの測定および信用リスクの著しい増加に係る評価では、過去の事象および現在の状況ならびに将来の事象および経済状況の合理的かつ裏付け可能な予測を考慮する。将来予測に関する情報の見積りは、重要な会計上の判断である。当行グループでは、ベースケース、アップサイドおよびダウンサイドの各シナリオを含む3つの将来のマクロ経済シナリオを考慮する。

これらのシナリオのマクロ経済変数は、現在における経済予測に基づくものであり、人口に対する就業率、実質国内総生産の成長率ならびに住宅および商業用不動産の価格指標が含まれるが、これらに限定されない。

- ・ ベースケースのシナリオ

このシナリオでは、戦略的な意思決定や予測に使用されるウエストパック・エコノミクスによる内部経済予測を活用する。

- ・ アップサイドのシナリオ

このシナリオは、ベースケースのシナリオの若干の改善を表している。

- ・ ダウンサイドのシナリオ

ダウンサイドのシナリオはより深刻なシナリオで、ECLが現在のベースケースのシナリオに基づくものを上回る。ダウンサイドのより深刻な損失は、GDPのマイナス成長、商業用不動産および住宅の価格の下落、ならびに失業率の上昇が同時に、報告日以降のすべてのポートフォリオにわたるECLに影響を与えるという景気後退シナリオにおいて発生する。

マクロ経済のシナリオは、各シナリオの相対的な可能性に係る、当行グループの最善の見積りに基づき加重される。これら3つのマクロ経済シナリオのそれぞれに適用される加重は、過去の頻度、現在の傾向および将来予測に基づく状況を考慮する。

マクロ経済変数と、3つのマクロ経済シナリオの確率加重は、取締役会(およびその附属委員会)による監視を受け、グループ最高財務責任者およびグループ最高リスク管理責任者の承認を必要とする。

オーバーレイ

必要な場合、モデルにまだ組み込まれていない合理的で裏付け可能な情報を反映するよう、モデルから得られた結果に調整が加えられる。

新しい情報が入手可能となることから、時間の経過とともに判断は変わる可能性があり、その結果、ECLに対する引当金に変更される場合もある。

貸付金および信用コミットメント

貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金の調整表は、当年度における月次の変動の合計により決定されている。調整表における主な表示項目は以下のとおりである。

- ・ 「ステージ間の移動」は、ECLに対する引当金を再測定する前のステージ1、ステージ2およびステージ3の間の移動を表す。
- ・ 「当年度事業活動」は、当年度に開始された新規貸付(当年度に全額返済により認識が中止された貸付を控除後)を表す。
- ・ 「ECLに対する引当金の再測定(純額)」は、当年度中の信用度の変更(ステージ間の移動を含む)、将来予測に基づく経済シナリオによる変更、オーバーレイならびに当年度に行われた一部返済および既存ファシリティの追加実行が、ECLに対する引当金に及ぼした影響を表す。
- ・ 「償却」は、全額の回収を合理的に見込めない場合にエクスポージャーの認識中止を行ったことによるECLに対する引当金の減少を表す。

	2021年				2020年			
	正常債権		不良債権		正常債権		不良債権	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
連結								
貸付金のECLに対する引当金								
住宅	154	735	607	1,496	185	742	977	1,904
個人向け	124	314	173	611	180	362	232	774
法人向け	495	822	1,172	2,489	537	1,433	954	2,924
貸付金のECLに対する引当金合計	773	1,871	1,952	4,596	902	2,537	2,163	5,602
信用コミットメントのECLに対する引当金								
住宅	6	6	—	12	7	5	—	12
個人向け	29	41	1	71	36	46	—	82
法人向け	128	173	19	320	139	287	10	436
信用コミットメントのECLに対する引当金合計	163	220	20	403	182	338	10	530
貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	936	2,091	1,972	4,999	1,084	2,875	2,173	6,132
ECLに対する引当金：								
貸付金(注記12)	766	1,871	1,952	4,589	902	2,537	2,163	5,602
売却目的保有資産に含まれる貸付金(注記37)	7	—	—	7	—	—	—	—
信用コミットメント(注記26)	161	220	20	401	182	338	10	530
売却目的保有負債に含まれる信用コミットメント(注記37)	2	—	—	2	—	—	—	—
貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	936	2,091	1,972	4,999	1,084	2,875	2,173	6,132
うち：								
個別評価引当金	—	—	832	832	—	—	611	611
一括評価引当金	936	2,091	1,140	4,167	1,084	2,875	1,562	5,521
貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	936	2,091	1,972	4,999	1,084	2,875	2,173	6,132
貸付金および信用コミットメント総額	828,770	76,946	9,770	915,486	812,450	71,841	11,311	895,602
貸付金のカバレッジ・レシオ(%)	0.12	2.70	20.56	0.64	0.14	4.02	19.50	0.80
貸付金および信用コミットメントのカバレッジ・レシオ(%)	0.11	2.72	20.18	0.55	0.13	4.00	19.21	0.68

	2021年				2020年			
	正常債権		不良債権	合計	正常債権		不良債権	合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
親会社								
貸付金のECLに対する引当金								
住宅	114	669	552	1,335	145	630	904	1,679
個人向け	111	270	151	532	162	297	193	652
法人向け	409	607	1,026	2,042	445	1,154	763	2,362
貸付金のECLに対する引当金合計	634	1,546	1,729	3,909	752	2,081	1,860	4,693
信用コミットメントのECLに対する引当金								
住宅	4	5	—	9	4	5	—	9
個人向け	23	34	—	57	28	35	—	63
法人向け	119	150	19	288	129	269	9	407
信用コミットメントのECLに対する引当金合計	146	189	19	354	161	309	9	479
貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	780	1,735	1,748	4,263	913	2,390	1,869	5,172
ECLに対する引当金：								
貸付金(注記12)	627	1,546	1,729	3,902	752	2,081	1,860	4,693
売却目的保有資産に含まれる貸付金(注記37)	7	—	—	7	—	—	—	—
信用コミットメント(注記26)	144	189	19	352	161	309	9	479
売却目的保有負債に含まれる信用コミットメント(注記37)	2	—	—	2	—	—	—	—
貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	780	1,735	1,748	4,263	913	2,390	1,869	5,172
うち：								
個別評価引当金	—	—	724	724	—	—	520	520
一括評価引当金	780	1,735	1,024	3,539	913	2,390	1,349	4,652
貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	780	1,735	1,748	4,263	913	2,390	1,869	5,172
貸付金および信用コミットメント総額	720,659	68,179	8,980	797,818	712,381	61,822	10,293	784,496
貸付金のカバレッジ・レシオ(%)	0.11	2.50	19.81	0.63	0.14	3.84	18.39	0.77
貸付金および信用コミットメントのカバレッジ・レシオ(%)	0.11	2.54	19.47	0.53	0.13	3.87	18.16	0.66

以下の表は、当行グループの貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金の調整表である。

貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金の増減

	連結				親会社			
	正常債権		不良債権		正常債権		不良債権	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2019年9月30日現在残高	884	1,674	1,355	3,913	747	1,420	1,211	3,378
ステージ1への移動	1,578	(1,528)	(50)	—	1,150	(1,125)	(25)	—
ステージ2への移動	(345)	1,161	(816)	—	(266)	930	(664)	—
ステージ3への移動	(7)	(955)	962	—	(6)	(773)	779	—
当年度事業活動	212	60	(77)	195	188	64	(45)	207
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(1,233)	2,474	1,915	3,156	(897)	1,880	1,672	2,655
償却	—	—	(1,170)	(1,170)	—	—	(1,105)	(1,105)
外貨換算およびその他調整 額	(5)	(11)	54	38	(3)	(6)	46	37
2020年9月30日現在残高	1,084	2,875	2,173	6,132	913	2,390	1,869	5,172
ステージ1への移動	1,246	(1,128)	(118)	—	1,058	(960)	(98)	—
ステージ2への移動	(200)	1,290	(1,090)	—	(173)	1,094	(921)	—
ステージ3への移動	(8)	(507)	515	—	(7)	(449)	456	—
当年度事業活動	122	(223)	(343)	(444)	110	(199)	(298)	(387)
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(1,284)	(200)	1,603	119	(1,121)	(140)	1,424	163
償却	—	—	(836)	(836)	—	—	(739)	(739)
外貨換算およびその他調整 額	(24)	(16)	68	28	—	(1)	55	54
2021年9月30日現在残高	936	2,091	1,972	4,999	780	1,735	1,748	4,263

貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金は、さらに以下のクラスに分解できる。

	連結				親会社			
	正常債権		不良債権		正常債権		不良債権	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
住宅								
2019年9月30日現在残高	163	354	591	1,108	141	335	557	1,033
ステージ1への移動	566	(542)	(24)	—	376	(365)	(11)	—
ステージ2への移動	(68)	472	(404)	—	(44)	391	(347)	—
ステージ3への移動	—	(276)	276	—	—	(233)	233	—
当年度事業活動	25	(53)	(142)	(170)	19	(45)	(128)	(154)
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(492)	798	772	1,078	(343)	552	686	895
償却	—	—	(120)	(120)	—	—	(111)	(111)
外貨換算およびその他調整 額	(2)	(6)	28	20	—	—	25	25
2020年9月30日現在残高	192	747	977	1,916	149	635	904	1,688
ステージ1への移動	283	(265)	(18)	—	246	(237)	(9)	—
ステージ2への移動	(36)	677	(641)	—	(32)	624	(592)	—
ステージ3への移動	—	(120)	120	—	—	(115)	115	—
当年度事業活動	42	(49)	(180)	(187)	39	(43)	(165)	(169)
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(322)	(253)	387	(188)	(284)	(190)	328	(146)
償却	—	—	(76)	(76)	—	—	(63)	(63)
外貨換算およびその他調整 額	1	4	38	43	—	—	34	34
2021年9月30日現在残高	160	741	607	1,508	118	674	552	1,344

	連結				親会社			
	正常債権		不良債権		正常債権		不良債権	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
個人向け								
2019年9月30日現在残高	268	459	248	975	229	401	213	843
ステージ1への移動	744	(732)	(12)	—	549	(547)	(2)	—
ステージ2への移動	(154)	368	(214)	—	(131)	313	(182)	—
ステージ3への移動	(1)	(342)	343	—	(1)	(307)	308	—
当年度事業活動	35	(37)	(50)	(52)	36	(31)	(43)	(38)
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(676)	694	617	635	(492)	503	573	584
償却	—	—	(728)	(728)	—	—	(699)	(699)
外貨換算およびその他調整 額	—	(2)	28	26	—	—	25	25
2020年9月30日現在残高	216	408	232	856	190	332	193	715
ステージ1への移動	476	(469)	(7)	—	403	(401)	(2)	—
ステージ2への移動	(98)	281	(183)	—	(92)	251	(159)	—
ステージ3への移動	(1)	(202)	203	—	(1)	(182)	183	—
当年度事業活動	27	(25)	(35)	(33)	28	(20)	(30)	(22)
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(468)	360	402	294	(394)	324	386	316
償却	—	—	(461)	(461)	—	—	(438)	(438)
外貨換算およびその他調整 額	1	2	23	26	—	—	18	18
2021年9月30日現在残高	153	355	174	682	134	304	151	589

	連結				親会社			
	正常債権		不良債権		正常債権		不良債権	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
法人向け								
2019年9月30日現在残高	453	861	516	1,830	377	684	441	1,502
ステージ1への移動	268	(254)	(14)	—	225	(213)	(12)	—
ステージ2への移動	(123)	321	(198)	—	(91)	226	(135)	—
ステージ3への移動	(6)	(337)	343	—	(5)	(233)	238	—
当年度事業活動	152	150	115	417	133	140	126	399
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(65)	982	526	1,443	(62)	825	413	1,176
償却	—	—	(322)	(322)	—	—	(295)	(295)
外貨換算およびその他調整 額	(3)	(3)	(2)	(8)	(3)	(6)	(4)	(13)
2020年9月30日現在残高	676	1,720	964	3,360	574	1,423	772	2,769
ステージ1への移動	487	(394)	(93)	—	409	(322)	(87)	—
ステージ2への移動	(66)	332	(266)	—	(49)	219	(170)	—
ステージ3への移動	(7)	(185)	192	—	(6)	(152)	158	—
当年度事業活動	53	(149)	(128)	(224)	43	(136)	(103)	(196)
ECLに対する引当金の再測定 (純額)	(494)	(307)	814	13	(443)	(274)	710	(7)
償却	—	—	(299)	(299)	—	—	(238)	(238)
外貨換算およびその他調整 額	(26)	(22)	7	(41)	—	(1)	3	2
2021年9月30日現在残高	623	995	1,191	2,809	528	757	1,045	2,330

減損費用の調整

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
貸付金および信用コミットメント：				
当年度事業活動	(444)	195	(387)	207
ECLに対する引当金の再測定(純額)	119	3,156	163	2,655
償却原価で測定する負債証券の減損費用	(25)	18	—	—
FVOCIで測定する負債証券の減損費用	2	2	2	2
回収	(242)	(193)	(225)	(173)
減損費用(注記6)	(590)	3,178	(447)	2,691

平均貸付金に対する直接償却合計の比率(回収額控除後)

	連結	
	2021年	2020年
	%	%
平均貸付金に対する直接償却合計の比率(回収額控除後)		
住宅	0.01	0.02
個人向け	1.46	2.75
法人向け	0.15	0.15
平均貸付金に対する直接償却合計の比率(回収額控除後)	0.08	0.14

ECLに対する引当金に対するポートフォリオ・オーバーレイの影響

モデル化されたECLおよびその他のポートフォリオ・オーバーレイの内訳は、以下の表のとおりである。

要求される経済状況の将来予測に関する不確実性が高まる場合、または基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されていない潜在的なリスクの領域(重大な不確実性を含む)がある場合、そのリスクを把握するためにオーバーレイが用いられる。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
モデル化されたECLに対する引当金	4,352	5,480	3,712	4,659
ポートフォリオ・オーバーレイ	647	652	551	513
ECLに対する引当金合計	4,999	6,132	4,263	5,172

経済の将来予測に関するインプットおよびポートフォリオ・オーバーレイに関連するこれらの変更は本報告書作成日までに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報に基づいており、その詳細は以下のとおりである。

モデル化されたECLに対する引当金

モデル化されたECLに対する引当金は、3つのシナリオに基づき確率で加重計算した見積りであり、この3つのシナリオはともに、潜在的な損失配分の将来予測に関する当行グループの見解を示している。モデル化されたECLまたはオーバーレイの変化による引当金の変動は、「ECLに対する引当金の再測定(純額)」を通じて反映されている。

ベースケースのシナリオは、ウエストパック・エコノミクスによる現行の予測を用いており、最近のロックダウンの影響による短期的な悪化の後には回復するという、入手可能な最新の経済の将来予測に関するインプットを反映している。最新の予想は、COVID-19による経済的および社会的影響の双方、当該影響の緩和目的でオーストラリア政府が実施した景気刺激策、ならびにニュージーランド政府による景気刺激策パッケージを考慮している。ウエストパック・オーストラリア・エコノミクスによる予測は以下を前提としている。

ベースケースのシナリオに関する主要なマクロ経済の仮定	2021年9月30日	2020年9月30日
年間GDP：		
オーストラリア	2021年(暦年)について0.1%、2022年(暦年)について7.4%の成長の予測	2021年(暦年)について2.5%の成長の予測
ニュージーランド	2021年(暦年)について5.6%、2022年(暦年)について2.3%の成長の予測	2021年(暦年)について3.9%の成長の予測
商業用不動産価格指標	2021年(暦年)について0.7%、2022年(暦年)について4.7%の価格下落の予測	2021年(暦年)について19.3%の価格下落の予測
住宅価格：		
オーストラリア	2021年(暦年)について11.8%、2022年(暦年)について5.0%の価格上昇の予測	2021年(暦年)について0.4%の価格下落の予測
ニュージーランド	2021年(暦年)について20%、2022年(暦年)について0%の価格上昇の予測	2021年(暦年)について8.0%の価格上昇の予測
政策金利	2021年および2022年(暦年)にわたり10bpsを維持の予測	2021年(暦年)にわたり10bpsを維持の予測
失業率：		
オーストラリア	2021年12月に5.4%、2022年12月に4%の予測	2021年2月に7.9%でピークを迎え、2021年12月には7.5%まで低下の予測
ニュージーランド	2020年12月に4.2%、2022年12月に3.5%の予測	2020年12月に7%でピークを迎え、2021年12月には6.4%まで低下の予測

ダウンスайдのシナリオはより深刻なシナリオで、ECLがベースケースのシナリオを上回る。ダウンスайдにおけるより深刻な損失は、GDPのマイナス成長、商業用不動産および住宅の価格の下落ならびに失業率の上昇が同時に、報告日以降のすべてのポートフォリオにわたるECLに影響を与えるという景気後退のシナリオにおいて発生する。このシナリオの仮定およびベースケースのシナリオとの関連性は、今後の経済状況を注視しながら監視し、必要に応じて更新される。アップサイドのシナリオは、ベースケースのシナリオから若干の改善を表すものである。

2021年9月30日終了事業年度における貸付金およびコミットメントに対する引当金の減少は、経済の将来予測に関してプラスのインプットが増加したこと、ポートフォリオ・パフォーマンスの改善、および一部の高リスクのエクスポージャーの減少によるものであった。これらの減少は1つの原因に起因したIAPの上昇によって一部相殺された。

以下の感応度の表は、確率加重したシナリオに基づくECLに対する引当金報告額と、ベースケースのシナリオおよびダウンスайдのシナリオに100%のウェイトを適用することを前提とした場合(顧客のリスクグレードを含む他の前提はすべて一定とする)のECLに対する引当金を示している。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
確率加重したECLに対する引当金報告額	4,999	6,132	4,263	5,172
ベースケースのシナリオを100%とした場合のECL	3,411	4,750	2,877	4,051
ダウンスайдのシナリオを100%とした場合のECL	7,399	8,315	6,354	6,956

貸付金および信用コミットメントからのステージ1のエクスポージャー総額(12ヶ月間のECLに基づき算出)の1%がステージ2(全期間のECLに基づき算出)に反映された場合、ステージ別のエクスポージャー総額の変動にステージ別の平均引当金カバレッジ・レシオを適用して算出したECLに対する引当金は、当行グループについて252百万豪ドル(2020年度：296百万豪ドル)、親会社については200百万豪ドル(2020年度：266百万豪ドル)増加することになる。

以下の表は、当行グループおよび親会社が適用したウェイトを示している。

マクロ経済シナリオのウェイト

アップサイドのシナリオ
ベースケースのシナリオ
ダウンサイドのシナリオ

2021年	2020年
%	%
5.0	5.0
55.0	55.0
40.0	40.0

2020年9月30日以降、主に深刻な損失を取り巻くリスクの高さを反映して、シナリオのウェイトに変更はない。異例の政策措置は、財政状態を緩和し、経済を下支えし、金融安定リスクの抑制に役立っている。COVID-19のパンデミックとそれに伴う影響が拡大しているため、これによってベースケースに基づきモデル化されたものよりも高い信用損失がもたされる可能性がある。特に現在のベースケースの経済予測では、最近のロックダウンから比較的短期間かつ急激な経済的影響が生じ、その後回復することを示している。

COVID-19によるパンデミックは、経済および顧客の行動、ならびに銀行、政府および規制当局の対応に前例のない重要な構造的変化をもたらしている。ECLモデルは当期中において、通常の不確実性のレベルよりも高くなることが見込まれる。この環境において、今後のこれらの関係やリスクを反映するために判断を適用する必要性が高まっている。

当該判断はシナリオのウェイトおよびCOVID-19のオーバーレイの検討において反映されている。

ポートフォリオ・オーバーレイ

基礎となるモデル化されたECLにおいて把握されていない潜在的なリスク(重大な不確実性を含む)の領域に対応するために、ポートフォリオ・オーバーレイが用いられる。ポートフォリオ・オーバーレイの決定は専門家の判断を必要とし、完全に文書化され、包括的な内部ガバナンスおよび監視の対象である。損失が遅れて発生するリスクが低減したと判断されるか、実際にストレスが発生した場合、オーバーレイは除外または削減される。

2021年9月30日現在のポートフォリオ・オーバーレイ合計額は、当行グループについて647百万豪ドル(2020年度：652百万豪ドル)、親会社については551百万豪ドル(2020年度：513百万豪ドル)であった。オーバーレイ合計には以下のものが含まれていた。

- COVID-19のオーバーレイに関連して、当行グループについて557百万豪ドル(2020年度：577百万豪ドル)、親会社については461百万豪ドル(2020年度：438百万豪ドル)
- 他のリスクを反映した、当行グループについて90百万豪ドル(2020年度：75百万豪ドル)、親会社については90百万豪ドル(2020年度：75百万豪ドル)。異常気象に関して重大なオーバーレイは行われなかった。

2021年3月31日に終了した繰延パッケージは終了後6ヶ月間の効果があり、リスクは現在、基礎となるECLに反映されているため、COVID-19に関連するオーバーレイは2021年度に減少した。この減少は、ニュー・サウス・ウェールズ州およびビクトリア州における最近のロックダウンに対応するために2021年7月から提供された繰延パッケージに関する新たなオーバーレイによって一部相殺された。

オーバーレイは2021年度に導入されたが、これは、一部の事業がCOVID-19関連の支援パッケージや政府の景気刺激策によって債務不履行やストレスから保護され、これらの対策が廃止されるとストレスにさらされるというリスクを反映するためである。このオーバーレイは、ニュー・サウス・ウェールズ州およびビクトリア州における最近のロックダウンの影響を取り巻く不確実性、ならびに関連する支援策によって一時的に損失を抑制する可能性が高まったことから、2021年9月30日現在も維持されている。2021年9月30日現在、このオーバーレイは、当行グループについて347百万豪ドル、親会社については298百万豪ドルである。

ECLに対する引当金に係る信用エクスポージャーの変動による影響

- ・ ステージ1のエクスポージャーは、新規貸付に起因する住宅セグメントの増加およびステージ2からのエクスポージャーの再振替に起因する法人向けセグメントの増加を主因として、当行グループについて163億豪ドルの純増(2020年度：529億豪ドルの純減)、親会社については83億豪ドルの純増(2020年度：519億豪ドルの純減)となった。ポートフォリオの拡大による増加は、ステージ決定方法の変更およびオーバーレイを会計処理するためにステージ2に振替えた追加の112億豪ドルと相殺された。ステージ1のECLは主にマクロ経済予測の修正の影響によって減少した。
- ・ ステージ2の信用エクスポージャーは、ステージ決定方法の変更およびオーバーレイを会計処理するためにステージ2に振替えた追加の112億豪ドルに起因する住宅セグメントの増加を主因として、当行グループについて51億豪ドル増加(2020年度：343億豪ドル増加)し、親会社については64億豪ドル増加(2020年度：343億豪ドル増加)した。ステージ2のECLは、オーバーレイの減少およびマクロ経済予測の修正の影響によって減少した。
- ・ ステージ3の信用エクスポージャーは、住宅ポートフォリオにおける90日超期日経過エクスポージャーの減少によって、当行グループについて15億豪ドルの純減(2020年度：45億豪ドルの増加)、親会社について13億豪ドルの純減(2020年度：45億豪ドルの増加)となった。ステージ3のECLは、ステージ3のエクスポージャーの減少に合わせて減少した。

[次へ](#)

注記14. その他の金融資産

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未収利息	720	905	624	797
引渡未済売却有価証券	3,542	2,358	3,542	2,352
未収金	574	992	397	502
銀行間貸付	592	299	73	295
清算および決済残高	564	630	524	558
未収手数料	264	170	187	117
その他	138	120	139	124
その他の金融資産合計	6,394	5,474	5,486	4,745

注記15. 生命保険に関する資産および生命保険債務**会計方針**

当行グループは、オーストラリアにおいては主に、1995年生命保険法(以下「生命保険法」という。)に基づき登録されたウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドおよび独立法定基金を通じて、またニュージーランドにおいては2010年保険(健全性に関する監督)法に基づき認可を受けた独立法定基金であるウエストパック・ライフNZリミテッドを通じて、生命保険事業を営んでいる。

生命保険に関する資産

当行グループが運用するファンドに対する投資を含む生命保険に関する資産は、FVISで測定するものとして指定される。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。生命保険に関する資産の公正価値の算定には、その他の金融資産と同じ判断が含まれ、これについては注記22の重要な会計上の仮定および見積りに記載されている。

生命保険法は生命保険に関する資産に制限を課しており、それには以下の場合においてのみ利用可能であることが含まれている。

- ・ 当該法定基金の負債および費用への充当
- ・ 当該法定基金の事業拡大のための投資の獲得、あるいは
- ・ 当該法定基金が支払能力および自己資本比率規制を満たす場合の分配として

生命保険債務

生命保険債務は主に、生命保険運用契約債務および生命保険契約債務で構成される。生命保険運用契約に関して発生する請求は顧客預金の引出しであり、生命保険債務の減額として認識される。

生命保険運用契約債務

生命保険運用契約債務は、FVISで測定するものとして指定される。公正価値は、生命保険運用契約に連動している生命保険に関する資産の評価額と、現在の最低解約払戻金(保険契約が満期前に任意終了となった場合または保険事故が生じた場合に当行グループが保険契約者に支払うと考えられる最低額)のいずれか高い方の金額である。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。

生命保険契約債務

生命保険契約債務の価値は、健全性基準LPS 340「保険契約債務の評価」に規定されるマージン・オン・サービス(margin on services)法(以下「MoS」という。)を用いて算定される。

MoSでは引受けた生命保険契約の各種類の関連リスクおよび不確実性が考慮される。各報告日現在、計画上の利益および将来の債務の見積りが算定される。利益は、生命保険が保険契約者に提供されている期間にわたって取崩され、利息以外の収益に認識される(注記4)。特定の保険契約を獲得する際に発生した費用は、その金額が計画上の利益から回収可能な場合、繰り延べられる。当該繰延額は生命保険契約債務の減額として認識され、計画上の利益と同じ期間にわたって償却されて、利息以外の収益に認識される。

生命保険契約債務の十分性テスト

生命保険契約債務は、将来キャッシュ・フローの最善の見積りと比較することにより、負債十分性テストが行われる。債務は関連する商品グループに分類され、各グループは将来キャッシュ・フローの最善の見積りに対してテストが行われる。関連する商品グループの債務が最善の見積りを下回る場合、追加債務を認識し、利息以外の収益に費用が認識される。

投資運用制度に係る外部の受益証券保有者に対する債務

生命保険法定基金には投資運用制度における支配持分が含まれており、これは連結されている。投資運用制度が連結されている場合、外部の受益証券保有者に対する債務は負債として認識され、生命保険債務に含まれる。これらは、FVISで測定するものとして指定される。

重要な会計上の仮定および見積り

生命保険債務および関連する資産の見積りに影響を与える主な要素は、以下のとおりである。

- ・ 給付金の支給および契約の管理に係る費用
- ・ 保険契約者への給付の増大を含む、死亡および罹病の実績
- ・ 新規契約の獲得費用を契約期間にわたって回収する当行グループの能力に影響を与える、契約の中止の割合
- ・ 予測将来キャッシュ・フローの割引率

規制、競争、金利、税金、証券市場の状況および一般的な経済情勢も生命保険債務の見積りに影響を与えている。

生命保険に関する資産

	連結	
	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル
直接およびユニット型信託で保有される投資		
ユニット型信託	—	333
負債証券	—	2,818
貸付金およびその他の資産	—	442
生命保険に関する資産合計	—	3,593

2021年度において、当行グループの生命保険に関する資産はすべて、売却目的保有資産に振替えられた(注記37参照)。2021年9月30日現在、親会社において生命保険に関する資産はなかった(2020年度：なし)。

生命保険債務

契約債務の変動の調整	連結					
	生命保険運用契約		生命保険契約		合計	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	1,887	8,206	(491)	(829)	1,396	7,377
損益計算書に反映された契約債務の変動	23	221	(21)	338	2	559
契約債務に認識された契約の抛出額	1	368	—	—	1	368
契約債務に認識された契約の払戻額	(15)	(8,322)	—	—	(15)	(8,322)
契約手数料、費用および税金還付	(4)	(44)	—	—	(4)	(44)
投資運用制度に係る外部の受益証券保有者の変動	(933)	1,458	—	—	(933)	1,458
売却目的保有負債に振替えられた残高(注記37)	(959)	—	512	—	(447)	—
期末残高	—	1,887	—	(491)	—	1,396

2021年9月30日現在、親会社において生命保険債務はなかった(2020年度：なし)。

注記16. 預金およびその他の借入金¹

会計方針

預金およびその他の借入金は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測定される。

預金およびその他の借入金は、公正価値基準で管理されている場合、会計上のミスマッチが減少または解消する場合、あるいは組込デリバティブを含んでいる場合、公正価値で測定するものとして指定される。

これらの負債が公正価値で測定される場合、公正価値の変動(信用リスクの変動によるものを除く)があれば、利息以外の収益に認識される。信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、OCIに認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書にも認識される。

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア				
譲渡性預金証書	31,506	25,647	31,506	25,647
無利息、要求払	52,819	48,303	52,819	48,303
その他の利付通知預金	345,416	304,761	345,416	304,761
その他の利付定期預金	102,775	125,820	102,775	125,820
オーストラリア合計	532,516	504,531	532,516	504,531
ニュージーランド				
譲渡性預金証書	3,293	2,773	—	—
無利息、要求払	14,066	10,711	—	—
その他の利付通知預金	31,354	26,300	—	—
その他の利付定期預金	27,042	28,689	—	1
ニュージーランド合計	75,755	68,473	—	1
その他の海外				
譲渡性預金証書	11,839	7,258	11,839	7,258
無利息、要求払	919	868	357	333
その他の利付通知預金	1,751	1,864	1,446	1,559
その他の利付定期預金	4,175	8,137	4,029	7,931
その他の海外合計	18,684	18,127	17,671	17,081
預金およびその他の借入金合計	626,955	591,131	550,187	521,613

預金の主要な種類における過去2年間の各事業年度の平均残高および平均金利は、以下の表のとおりである。

	連結			
	2021年		2020年	
	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
オーストラリア				
無利息、要求払	49,592		45,231	
譲渡性預金証書	28,242	0.1%	25,041	0.8%
その他の利付通知預金	322,333	0.2%	275,475	0.5%
その他の利付定期預金	107,100	0.6%	135,361	1.5%
オーストラリア合計	507,267		481,108	
海外				
無利息、要求払	12,433		9,661	
譲渡性預金証書	11,035	0.4%	14,376	1.4%
その他の利付通知預金	30,231	0.2%	25,999	0.5%
その他の利付定期預金	32,410	1.1%	42,381	2.3%
海外合計	86,109		92,417	

¹ 無利息負債は金利の付かない商品に関連している。

譲渡性預金証書および定期預金

非付保預金とは、該当する居住国の政府による預金保険制度の限度額を超える、または当該制度の対象外である預金を指す。当行グループにおいては、これは主にオーストラリア政府の金融請求制度(以下「FCS」という。)の限度額を超える、または当該制度の対象外である預金に関連している。以下の表は、譲渡性預金証書および定期預金について、保証外部分の残高を残存期間別に示したものである。

	連結				
	3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	1年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
保証額を超える譲渡性預金証書					
オーストラリア	25,720	5,503	265	18	31,506
ニュージーランド	2,490	784	19	—	3,293
その他の海外	2,382	3,353	6,104	—	11,839
保証額を超える譲渡性預金証書合計	30,592	9,640	6,388	18	46,638
保証額を超える定期預金					
オーストラリア	36,929	14,271	17,535	4,811	73,546
ニュージーランド	12,739	8,840	4,100	1,363	27,042
その他の海外	2,504	693	930	44	4,171
保証額を超える定期預金合計	52,172	23,804	22,565	6,218	104,759
保証額を超える銀行間定期預金¹					
オーストラリア	2,199	1,661	50	7	3,917
ニュージーランド	—	—	—	—	—
その他の海外	132	—	—	—	132
保証額を超える銀行間定期預金合計	2,331	1,661	50	7	4,049

¹ 銀行間定期預金は注記17に含まれている。

注記17. その他の金融負債

会計方針

その他の金融負債には、FVISで測定する負債および償却原価で測定する負債が含まれる。FVISで測定する金融負債には、以下が含まれる。

- ・ トレーディング負債(すなわち、空売有価証券)
- ・ FVISで測定するものとして指定された負債(すなわち、一部の買戻契約)

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「トレーディング目的有価証券」または「投資有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(以下「買戻契約」という。)として認識される。買戻契約は、トレーディング・ポートフォリオの一部として運用されている場合、公正価値で測定するものとして指定され、それ以外の場合には、償却原価で測定される。

公正価値で測定するものとして指定される買戻契約の場合、これらの負債は、当初認識後、公正価値で測定され、公正価値の変動(信用リスクを除く)は発生時に損益計算書を通じて認識される。信用リスクに起因する公正価値の変動は、OCIに認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書にも認識される。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
買戻契約	35,899	27,763	33,346	27,763
銀行間預入	4,080	4,981	4,079	4,710
未払利息	944	1,367	829	1,169
引渡未済購入有価証券	3,286	2,291	3,286	2,291
未払金およびその他の未払費用	1,392	1,250	1,124	1,045
決済および清算残高	708	1,005	695	989
空売有価証券	2,331	846	2,331	846
その他	1,669	1,422	1,573	1,343
その他の金融負債合計	50,309	40,925	47,263	40,156

注記18. 発行済債券

会計方針

発行済債券とは、当行グループの事業体が発行した債券、ノート、コマーシャル・ペーパーおよび社債である。

発行済債券は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測定される。

発行済債券は会計上のミスマッチを減少または解消させる場合、または組込デリバティブを含んでいる場合に公正価値で測定するものとして指定される。

信用リスクによる公正価値の変動は、OCIに認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、利息以外の収益にも認識される。

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

以下の表において、短期債券(12ヶ月以内)と長期債券(12ヶ月超)の区別は対象債券の組成時の満期日に基づいて
いる。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債券				
自社発行	19,595	16,477	16,752	14,160
短期債券合計	19,595	16,477	16,752	14,160
長期債券				
カバード債	31,374	36,051	27,234	31,926
シニア債	72,804	89,766	64,224	81,580
証券化	5,000	8,000	—	—
ストラクチャード・ノート	6	31	—	—
長期債券合計	109,184	133,848	91,458	113,506
発行済債券合計	128,779	150,325	108,210	127,666
変動の調整				
期首残高	150,325	181,457	127,666	156,674
発行	46,799	34,766	37,868	27,487
償還、返済、買戻しおよび減額	(65,272)	(65,160)	(54,425)	(55,761)
現金の変動合計	(18,473)	(30,394)	(16,557)	(28,274)
FX換算の影響	(1,428)	(1,977)	(1,311)	(2,005)
公正価値調整	(115)	81	(115)	81
公正価値ヘッジのヘッジ会計に係る調整	(1,674)	1,038	(1,607)	1,076
その他(債券発行費用の償却等)	144	120	134	114
非現金の変動合計	(3,073)	(738)	(2,899)	(734)
期末残高	128,779	150,325	108,210	127,666

	連結	
	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債券		
自社発行：		
米国コマーシャル・ペーパー	19,595	13,864
シニア債：		
英ポンド	—	2,437
その他	—	176
自社発行合計	19,595	16,477
短期債券合計	19,595	16,477
長期債券(通貨別)：		
豪ドル	27,634	36,062
スイス・フラン	3,052	3,177
ユーロ	31,380	34,498
英ポンド	3,049	3,440
日本円	1,141	2,439
ニュージーランド・ドル	3,522	3,519
米ドル	36,031	45,917
その他	3,375	4,796
長期債券合計	109,184	133,848

当行グループは、ヘッジ活動の一部として発行済債券から生じるFXエクスポージャーを管理している。当行グループのヘッジ会計に関する詳細については、注記20を参照のこと。

注記19. 借入資本

会計方針

借入資本とは、当行グループが発行した商品のうち、APRAの健全性基準に基づき規制上の自己資本として組入れが適格なものである。借入資本は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。発生した支払利息は純利息収益に認識される。

その他Tier 1(以下「AT1」という。)借入資本

ウエストパック・キャピタル・ノート

米ドル建AT1証券

AT1借入資本合計

Tier 2借入資本

劣後債

永久劣後債

Tier 2借入資本合計

借入資本合計

変動の調整

期首残高

発行

償還、返済、買戻しおよび減額

現金の変動合計

FX換算の影響

公正価値ヘッジのヘッジ会計に係る調整

その他(債券発行費用の償却等)

非現金の変動合計

期末残高

連結および親会社	
2021年	2020年
百万豪ドル	百万豪ドル
8,403	7,423
1,813	1,941
10,216	9,364
18,362	14,090
489	495
18,851	14,585
29,067	23,949
23,949	21,826
7,628	2,225
(1,548)	(262)
6,080	1,963
(86)	(564)
(902)	703
26	21
(962)	160
29,067	23,949

その他Tier 1借入資本

AT1商品の主要な条件および共通の特徴の要約は、以下に記載されている¹。

連結および親会社				
分配金利	潜在的 転換予定日 ²	選択による 償還日 ³	2021年 百万 豪ドル	2020年 百万 豪ドル
ウエストパック・キャピタル・ノート(以下「WCN」という。)				
1,311百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.05%を加算)× WCN2 (1-オーストラリアの法人税率)	2024年9月23日	2022年9月23日	1,309	1,307
1,324百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.00%を加算)× WCN3 (1-オーストラリアの法人税率)	2023年3月22日	2021年3月22日 ⁴	—	1,323
1,702百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.90%を加算)× WCN4 (1-オーストラリアの法人税率)	2023年12月20日	2021年12月20日 ⁵	549	1,698
1,690百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.20%を加算)× WCN5 (1-オーストラリアの法人税率)	2027年9月22日	2025年9月22日	1,682	1,680
1,423百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.70%を加算)× WCN6 (1-オーストラリアの法人税率)	2026年7月31日	2024年7月31日	1,417	1,415
1,723百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.40%を加算)× WCN7 (1-オーストラリアの法人税率)	2029年3月22日	2027年3月22日	1,709	—
1,750百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率2.90%を加算)× WCN8 (1-オーストラリアの法人税率)	2032年6月21日	2029年9月21日 ⁶	1,737	—
ウエストパック・キャピタル・ノート合計			8,403	7,423
米ドル建AT1証券				
1,250百万米ドル 証券 2027年9月21日(最初のリセット日)まで(同日 を含まない)は年率5.00%。各リセット日 ⁷ 以降 (同日を含む)、次のリセット日(同日を含まない) までに早期償還、転換または償却されない 場合、5年物米ドル・ミッドマーケット・ス ワップ市場実勢レートに年率2.89%を加算した 金利に等しい固定金利(年率)	該当なし	2027年9月21日 ⁸	1,813	1,941
米ドル建AT1証券合計			1,813	1,941

¹ 別途記載のない限り豪ドル。

² 転換は、予定された転換条件を満たすことが前提となっている。関連する転換予定日に当該転換条件が満たされない場合、予定された転換の条件が満たされる次の分配金支払日まで、転換は行われない。

³ ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、関連するAT1商品の償還を選択することができる。

⁴ 2020年12月4日、WCN7の再投資の募集により、866百万豪ドルのWCN3が1株当たり100豪ドルでWCN3の指定関係者に譲渡された。これらのWCN3は後にウエストパックによって償還され消却された。2021年3月22日、WCN3の残りの458百万豪ドルが1株当たり100豪ドルでウエストパックによって償還され消却された。

⁵ 2021年9月15日、WCN8の再投資の募集により、1,152百万豪ドルのWCN4が1株当たり100豪ドルでWCN4の指定関係者に譲渡された。これらのWCN4は後にウエストパックによって償還され消却された。2021年10月15日、ウエストパックは、選択による償還日である2021年12月20日にWCN4の残りの全額が償還されることをWCN4の保有者に通知する償還通知を発行した。

⁶ ウエストパックは、それぞれ選択による償還日である2029年12月21日、2030年3月21日および2030年6月21日に償還を選択することもできる。

⁷ 最初のリセット日以降の各5年目がリセット日となる。

⁸ ウエストパックは、2027年9月21日および最初のリセット日以降の各5年目に償還を選択することができる。

AT1商品の共通の特徴

支払条件

ウエストパック・キャピタル・ノートに係る四半期分配金および米ドル建AT1証券に係る中間金利支払は任意であり、結果的にAPRAの健全性基準に基づくウエストパックの自己資本要件に違反しない、ウエストパックが債務不履行に陥らない、または陥る可能性が高くない、さらにAPRAが支払に反対しないなどの支払条件が満たされた場合にのみ支払われる。

大まかに言って、何らかの理由により分配金または利息が関連する支払日に全額支払われなかった場合には、未払の金額が関連する支払日から20営業日以内に全額支払われない限り、またはその他の特定の状況を除き、ウエストパックは、ウエストパック普通株式に対するいかなる配当金の決定または支払も行ってはならず、あるいはウエストパック普通株式の任意買戻しまたは減資を行ってはならない。

AT1商品は以下の状況においてウエストパック普通株式に転換される。

- ・ 予定された転換

転換予定日に、特定の転換条件が満たされた場合、関連するAT1商品¹は、ウエストパック普通株式に転換され、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、可変数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は関連するAT1商品の額面で算定され、ウエストパック普通株式が発行される価格は、転換予定日の直前20営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。

- ・ 資本トリガー事由または存続不能トリガー事由

ウエストパックは、資本トリガー事由または存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべてのAT1商品を可変数のウエストパック普通株式に転換することが求められることになる。これらの状況において転換条件は適用されない。

資本トリガー事由は、ウエストパックの普通株式Tier 1資本比率が5.125%以下(レベル1またはレベル2ベースについて²)であるとウエストパックが決定する場合、あるいはAPRAが書面でその旨ウエストパックに通知をする場合に発生する。

存続不能トリガー事由は、すべてまたは一部のAT1商品の転換(あるいはウエストパック・グループの関連する資本商品の転換、償却または評価減)、あるいは公的機関の資本注入(または同等の支援)のいずれかが必要で、それらがないとウエストパックが存続不能になるとAPRAが書面でウエストパックに通知した場合に発生する。

転換対象の各AT1商品に対して、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、可変数の株式数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、関連するAT1商品の額面または元本残高で算定され、資本トリガー事由発生日または存続不能トリガー事由発生日の直前5営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。各AT1商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

資本トリガー事由または存続不能トリガー事由の発生後、AT1商品の転換が5営業日以内に行われない場合、関連するAT1商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

- ・ その他の状況における転換

ウエストパックは特定の状況においてAT1商品の早期転換を選択できる³、あるいは早期転換を要求されることがある³。この転換期間および転換条件は予定された転換と概ね類似するが、最大転換数における株式の底値は転換事由によって異なる。

- ・ 早期償還

ウエストパックは、選択による償還日に、または特定の税務上もしくは規制上の理由により、関連するAT1商品の償還(APRAの書面による事前承認を条件とする)を選択できる。

¹ 予定された転換は米ドル建AT1証券には該当しない。

² レベル1は、自己資本比率の測定において、単一の「拡大認可企業」の一部であるとAPRAが承認している、ウエストパック・バンキング・コーポレーションとその子会社で構成される。レベル2は、ウエストパック・バンキング・コーポレーションとそのすべての子会社を統合したものであり、APRA規則によって個別に除外されている事業体を除く。レベル2グループのトップはウエストパック・バンキング・コーポレーションである。

³ 米ドル建AT1証券を除く。

Tier 2借入資本

ウエストパックのTier 2商品の主要な条件および共通の特徴の要約については以下のとおりである¹。

連結および親会社					
	金利 ²	満期日	選択による 償還日 ³	2021年 百万 豪ドル	2020年 百万 豪ドル
劣後債					
350百万豪ドル劣後債	2022年3月11日まで(同日を含まない)は年率4.50%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーターリー・ミッドスワップ参照金利に年率1.95%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その合計は年換算される	2027年3月11日	2022年3月11日	351	361
325百万シンガポール・ドル劣後債	2022年8月12日まで(同日を含まない)は年率4.00%。それ以降、償還されない場合、5年物シンガポール・ドル・スワップ・オファー・レートに年率1.54%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年8月12日	2022年8月12日	337	347
175百万豪ドル劣後債	2023年6月14日まで(同日を含まない)は年率4.80%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーターリー・ミッドスワップ参照金利に年率2.65%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その各金利は年換算される	2028年6月14日	2023年6月14日	181	185
100百万米ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2046年2月23日	該当なし	148	175
700百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率3.10%を加算	2026年3月10日	2021年3月10日 ⁴	—	700
20,000百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年5月19日	該当なし	249	270
10,200百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年6月2日	該当なし	127	137
10,000百万円劣後債	固定金利年率0.76%	2026年6月9日	該当なし	124	134
400百万ニュージーランド・ドル劣後債	2021年9月1日まで(同日を含まない)は年率4.6950%。それ以降、償還されない場合、2021年9月1日のニュージーランド5年物スワップ・レートに年率2.60%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2026年9月1日	2021年9月1日 ⁴	—	376
8,000百万円劣後債	2021年10月7日まで(同日を含まない)は年率0.9225%。それ以降、償還されていない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率1.0005%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2026年10月7日	2021年10月7日	99	107
1,500百万米ドル劣後債	2026年11月23日まで(同日を含まない)は年率4.322%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・ミッドスワップ・レートに年率2.236%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2031年11月23日	2026年11月23日	2,181	2,320

12,000百万円劣後債	2022年7月6日まで(同日を含まない)は年率0.87%。それ以降、償還されない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率0.78%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月6日	2022年7月6日	149	161
13,500百万円劣後債	2022年7月6日まで(同日を含まない)は年率0.868%。それ以降、償還されない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率0.778%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月6日	2022年7月6日	168	181
600百万香港ドル劣後債	2022年7月14日まで(同日を含まない)は年率3.15%。それ以降、償還されない場合、5年物香港ドル・ミッドスワップ・レートに年率1.34%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月14日	2022年7月14日	108	111
350百万豪ドル劣後債	2024年8月16日まで(同日を含まない)は年率4.334%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーター・ミッドスワップ参照金利に年率1.83%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その各金利は年換算される	2029年8月16日	2024年8月16日	350	349
185百万豪ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2048年1月24日	該当なし	185	185
250百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.40%を加算	2028年2月16日	2023年2月16日	250	250
130百万豪ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2048年3月2日	該当なし	130	130
725百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.80%を加算	2028年6月22日	2023年6月22日	724	714
1,000百万米ドル劣後債	固定金利年率4.421%	2039年7月24日	該当なし	1,481	1,707
1,250百万米ドル劣後債	2029年7月24日まで(同日を含まない)は年率4.110%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・トレジャリー・レートに等しい金利に年率2%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2034年7月24日	2029年7月24日	1,813	1,970
1,000百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.98%を加算	2029年8月27日	2024年8月27日	999	1,000
1,500百万米ドル劣後債	2025年2月4日まで(同日を含まない)は年率2.894%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・トレジャリー・レートに等しい金利に年率1.350%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2030年2月4日	2025年2月4日	2,133	2,220
1,500百万米ドル劣後債	2030年11月15日まで(同日を含まない)は年率2.668%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・トレジャリー・レートに等しい金利に年率1.750%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2035年11月15日	2030年11月15日	1,970	—
1,000百万米ドル劣後債	固定金利年率2.963%	2040年11月16日	該当なし	1,264	—
1,250百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.55%を加算	2031年1月29日	2026年1月29日	1,237	—

1,000百万ユーロ劣後債	2026年5月13日まで(同日を含まない)は2031年5月13日	2026年5月13日	1,604	—
年率0.766%。それ以降、償還されない場合、5年物ユーロ・ミッドマーケット・スワップ市場実勢レートに等しい金利に年率1.05%を加算した金利に等しい固定金利(年率)				
劣後債合計			18,362	14,090

- 1 永久劣後債を除く。
- 2 利息の支払は劣後債の条件に記載されたとおり、定期的に行われる。
- 3 ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、選択による償還日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる。最初の選択による償還日に償還が行われない場合、ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、最初の選択による償還日後の利払日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる(2026年11月に選択による償還日が設定された1,500百万米ドル劣後債、2029年7月に選択による償還日が設定された1,250百万米ドル劣後債、2025年2月に選択による償還日が設定された1,500百万米ドル劣後債、2030年11月に選択による償還日が設定された1,500百万米ドル劣後債および2026年5月に選択による償還日が設定された1,000百万ユーロ劣後債を除く)。
- 4 劣後債は選択による償還日に全額償還された。

劣後債の共通の特徴

利息の支払は、ウエストパックが利息支払時にも支払直後にも支払能力を有することが前提である。これらの劣後債には、存続不能時損失吸収要件が付されている。

存続不能トリガー事由

ウエストパックは、存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべての劣後債を可変数のウエストパック普通株式に転換することが求められる。存続不能トリガー事由は、AT1借入資本において記載されたものと類似する条件で発生する。

転換対象の劣後債1口に対して、保有者は関連するTier 2商品の条件に記載された計算式で算定された、可変数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、存続不能トリガー事由に関してAT1借入資本において記載された方法に類似した方法で算定されている。各Tier 2商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

存続不能トリガー事由の発生後、Tier 2商品の転換が5営業日以内に行われない場合、関連するTier 2商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

永久劣後債

永久劣後債には最終的な満期日はないが、ウエストパックは、APRAの承認およびその他の特定の条件を前提として、1991年9月以降の利払日に額面価額で償還することを選択できる。ウエストパックが支払直後にも支払能力を有し、かつ過去12ヶ月以内にいずれかのクラスのウエストパック株式に対して配当金を支払った場合には、これらの債券に対して6ヶ月米ドルLIBORに年率0.15%を加算したレートで利息が累積され、半年ごとに支払われる。

当該債券は、APRAのバーゼルⅢの自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックのTier 2資本として移行措置に適格である。

債権者のウエストパックに対する請求が当該債券に対する請求と同位であるか劣後する場合を除き、債券保有者およびクーポン保有者の権利は、ウエストパックのすべての債権者(預金者を含む)の請求に劣後する。

注記20. 金融派生商品

会計方針

金融派生商品は、その価値が原資産の価値、参照金利または指数より算出される商品であり、先渡、先物、スワップおよびオプションが含まれる。

当行グループは、顧客のニーズを満たし、当行グループの資産・負債リスク管理(以下「ALM」という。)業務に対応し、マーケット・メイキングおよびポジショニング活動を行うために、金融派生商品を利用している。

トレーディング目的金融派生商品

当行グループのALMの活動において使用されるが、会計上のヘッジ関係に指定されていない金融派生商品は、経済的ヘッジとみなされ、金融派生商品の公正価値と潜在的エクスポージャーの会計処理との間に会計上のミスマッチがあるため、現金利益の算出目的で調整されている(詳細については、注記2を参照のこと)。これらの金融派生商品は、顧客のニーズを満たし、マーケット・メイキングおよびポジショニング活動を行うために使用される金融派生商品と併せて、FVISで測定され、トレーディング目的金融派生商品として開示されている。

ヘッジ目的金融派生商品

ヘッジ目的金融派生商品とは、当行グループのALMの活動において使用され、かつ、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは在外事業に対する純投資ヘッジという3種類の会計上のヘッジ関係の1つに指定されたものをいう。これらの金融派生商品は公正価値で測定される。これらのヘッジの指定および関連する会計処理は以下のとおりである。

当行グループのALM業務の詳細については、注記21を参照のこと。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、資産または負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするために使用されている。

公正価値ヘッジにおける金融派生商品およびヘッジ対象の資産または負債の公正価値の変動は、受取利息に認識される。ヘッジ対象の資産または負債の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに関連する公正価値の変動に応じて調整される。

ヘッジが中止された場合、当該資産または負債の帳簿価額に対する公正価値調整があれば、満期までの期間にわたり償却され、純利息収益に認識される。当該資産または負債が売却された場合、未償却の調整があれば、直ちに純利息収益に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、資産、負債または将来の予定取引に帰属するキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーをヘッジするために使用されている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、OCIを通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金に認識され、その後、ヘッジ対象の資産または負債に帰属するキャッシュ・フローが損益計算書に影響を及ぼす時点で受取利息に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに受取利息に認識される。

ヘッジが中止された場合、累積損益があれば、引き続きOCIに計上される。この累積損益は、ヘッジ対象の資産または負債が損益計算書に影響を及ぼす期間にわたり償却され、純利息収益に認識される。

予定取引のヘッジが発生する見込みがなくなった場合、OCIに計上された累積損益があれば、直ちに純利息収益に認識される。

純投資ヘッジ

純投資ヘッジは、在外事業の純投資から生じるFXリスクをヘッジするために使用されている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、OCIを通じて外貨換算積立金に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに利息以外の収益に認識される。

在外事業が売却された場合、OCIに計上された累積損益があれば、直ちに利息以外の収益に認識される。

金融派生商品合計

金融派生商品の帳簿価額は、以下の表のとおりである。

	連結					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年						
金利契約¹						
先渡契約	1	(1)	—	—	1	(1)
スワップ契約	30,491	(29,630)	3,530	(5,437)	34,021	(35,067)
オプション	115	(121)	—	—	115	(121)
金利契約合計	30,607	(29,752)	3,530	(5,437)	34,137	(35,189)
FX契約						
直物および先渡契約	5,896	(5,554)	38	(51)	5,934	(5,605)
クロス・カレンシー・スワップ契約	6,433	(6,912)	749	(175)	7,182	(7,087)
オプション	198	(173)	—	—	198	(173)
FX契約合計	12,527	(12,639)	787	(226)	13,314	(12,865)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(15)	—	—	—	(15)
売建信用プロテクション	13	—	—	—	13	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	13	(15)	—	—	13	(15)
コモディティ契約	227	(360)	—	—	227	(360)
株式	2	—	—	—	2	—
金融派生商品総額合計	43,376	(42,766)	4,317	(5,663)	47,693	(48,429)
ネットティング契約の影響	(25,010)	25,240	(3,330)	5,130	(28,340)	30,370
金融派生商品純額合計	18,366	(17,526)	987	(533)	19,353	(18,059)
2020年						
金利契約¹						
先渡契約	14	(14)	—	—	14	(14)
スワップ契約	44,366	(42,724)	5,916	(10,331)	50,282	(53,055)
オプション	161	(165)	—	—	161	(165)
金利契約合計	44,541	(42,903)	5,916	(10,331)	50,457	(53,234)
FX契約						
直物および先渡契約	5,595	(4,797)	61	(46)	5,656	(4,843)
クロス・カレンシー・スワップ契約	4,977	(8,872)	1,450	(141)	6,427	(9,013)
オプション	383	(200)	—	—	383	(200)
FX契約合計	10,955	(13,869)	1,511	(187)	12,466	(14,056)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(59)	—	—	—	(59)
売建信用プロテクション	57	—	—	—	57	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	57	(59)	—	—	57	(59)
コモディティ契約	352	(204)	—	—	352	(204)
株式	3	—	—	—	3	—
金融派生商品総額合計	55,908	(57,035)	7,427	(10,518)	63,335	(67,553)
ネットティング契約の影響	(34,402)	34,819	(5,566)	9,680	(39,968)	44,499
金融派生商品純額合計	21,506	(22,216)	1,861	(838)	23,367	(23,054)

¹ 先物契約の公正価値は取引所で日々決済されるため、この表から除外している。

	親会社					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年						
金利契約¹						
先渡契約	1	(1)	—	—	1	(1)
スワップ契約	30,779	(29,764)	3,228	(5,261)	34,007	(35,025)
オプション	115	(121)	—	—	115	(121)
金利契約合計	30,895	(29,886)	3,228	(5,261)	34,123	(35,147)
FX契約						
直物および先渡契約	5,929	(5,603)	5	(2)	5,934	(5,605)
クロス・カレンシー・スワップ契約	6,452	(6,925)	519	(34)	6,971	(6,959)
オプション	198	(173)	—	—	198	(173)
FX契約合計	12,579	(12,701)	524	(36)	13,103	(12,737)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(15)	—	—	—	(15)
売建信用プロテクション	13	—	—	—	13	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	13	(15)	—	—	13	(15)
コモディティ契約	227	(360)	—	—	227	(360)
株式	1	—	—	—	1	—
金融派生商品総額合計	43,715	(42,962)	3,752	(5,297)	47,467	(48,259)
ネットティング契約の影響	(25,299)	25,365	(3,041)	5,005	(28,340)	30,370
金融派生商品純額合計	18,416	(17,597)	711	(292)	19,127	(17,889)
2020年						
金利契約¹						
先渡契約	14	(14)	—	—	14	(14)
スワップ契約	44,511	(43,108)	5,749	(9,807)	50,260	(52,915)
オプション	161	(165)	—	—	161	(165)
金利契約合計	44,686	(43,287)	5,749	(9,807)	50,435	(53,094)
FX契約						
直物および先渡契約	5,641	(4,821)	14	(19)	5,655	(4,840)
クロス・カレンシー・スワップ契約	4,977	(8,872)	900	(9)	5,877	(8,881)
オプション	383	(200)	—	—	383	(200)
FX契約合計	11,001	(13,893)	914	(28)	11,915	(13,921)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建信用プロテクション	—	(59)	—	—	—	(59)
売建信用プロテクション	57	—	—	—	57	—
クレジット・デフォルト・スワップ合計	57	(59)	—	—	57	(59)
コモディティ契約	352	(204)	—	—	352	(204)
株式	3	—	—	—	3	—
金融派生商品総額合計	56,099	(57,443)	6,663	(9,835)	62,762	(67,278)
ネットティング契約の影響	(34,521)	35,175	(5,447)	9,324	(39,968)	44,499
金融派生商品純額合計	21,578	(22,268)	1,216	(511)	22,794	(22,779)

¹ 先物契約の公正価値は取引所で日々決済されるため、この表から除外している。

ヘッジ会計

当行グループは、金融派生商品と潜在的エクスポージャーの会計処理の差異から生じる可能性のある金利リスクおよびFXリスクにより生じる収益および資本のボラティリティを管理するために、金融派生商品を会計上のヘッジ関係に指定している。これらの会計上のヘッジ関係およびヘッジに使用されるリスクは以下のとおりである。

当行グループは、ヘッジ対象の条件がヘッジ手段の条件と非常に一致する場合に、特定のエクスポージャーを管理するため、1対1のヘッジ関係を締結している。また、当行グループは、頻繁に変わる資産および/または負債のポートフォリオの一部としてヘッジ対象がある場合には、動的ヘッジ会計を使用している。当該ヘッジ戦略では、ヘッジ対象のエクスポージャーとヘッジ手段は、特定のエクスポージャーについて1対1の会計上のヘッジ関係ではなく、頻繁に変わることがある。

公正価値ヘッジ

金利リスク

当行グループは、金利リスクをヘッジし、ヘッジ期間中の金利変動による公正価値の変動に対するエクスポージャーを軽減している。FVOCIの投資有価証券に分類されている固定利付債券の発行および固定利付債券から生じる金利リスクは、単一通貨の固定から変動金利への金融派生商品によってヘッジされている。また、当行グループは、クロス・カレンシー・スワップを使用して、外貨建の固定利付債券の発行におけるベンチマーク金利リスクをヘッジしている。公正価値ヘッジ会計を適用するにあたり、当行グループは特定のエクスポージャーを管理するため、主に1対1のヘッジ会計を使用している。

また、当行グループは、ヘッジ期間中の金利変動による公正価値の変動に対するエクスポージャーを軽減するため、一部の固定金利モーゲージの公正価値ポートフォリオ・ヘッジ会計について動的ヘッジ会計戦略を使用している。これらの固定金利モーゲージは、予想される金利改定日に基づいて期間別バケットに配分され、関連する期間別バケットの容量に応じて、固定から変動金利への金融派生商品が指定される。

当行グループは、公正価値の変動のうち通常は最も重要な構成要素を表すベンチマーク金利をヘッジしている。ベンチマーク金利は、関連する金融市場で観察可能な金利リスクの構成要素であり、例えば、豪ドル金利についてはBBSW、米ドル金利についてはLIBOR、ニュージーランド・ドル金利についてはBKBMである。非有効部分は、ヘッジ対象と金融派生商品の金利改定の期間的差異または割引差異から生じる可能性がある。また、ポートフォリオ・ヘッジ会計の非有効部分は、期限前償還リスク(すなわち、貸付金の期限前償還の実績と予想の差異)から生じる。期限前償還による非有効部分を管理し、新規のオリジネーションに対応するため、ポートフォリオ・ヘッジは、定期的に指定の中止および再指定が行われる。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

金利リスク

顧客預金および貸付金からの利息のキャッシュ・フローのボラティリティに対する当行グループのエクスポージャーは、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジと呼ばれる動的ヘッジ会計戦略を使用して金利デリバティブでヘッジされている。顧客預金および貸付金は、これらの予想される金利改定日に基づいて、期間別バケットに配分される。金利デリバティブは、関連する期間別バケットの資産または負債の総額ポジションに応じて指定される。当行グループは、公正価値の変動のうち通常は最も重要な構成要素を表すベンチマーク金利をヘッジしている。このベンチマーク金利は、関連する金融市場で観察可能な金利リスクの構成要素であり、例えば、豪ドル金利についてはBBSW、米ドル金利についてはLIBOR、ニュージーランド・ドル金利についてはBKBMである。非有効部分は、ヘッジ対象と金利デリバティブの金利改定の期間的差異または割引差異から生じる可能性がある。非有効部分は、金利デリバティブの想定元本が、関連する期間別バケットの容量を超えている場合にも生じる。会計上のヘッジ関係は月次で見直され、必要に応じて指定の中止および再指定が行われる。

FXリスク

外貨建の固定利付債券の発行による外貨建の元本および信用証拠金のキャッシュ・フローに対する当行グループのエクスポージャーは、外貨と豪ドルの変動を管理するために、1対1のヘッジ関係においてクロス・カレンシー・デリバティブの利用を通じてヘッジされている。また、外貨建の変動利付債券の発行について、当行グループは、外貨建の変動金利から主に豪ドルまたはニュージーランド・ドルの変動金利にヘッジしている。これらのエクスポージャーは、公正価値の最も重要な構成要素を表している。非有効部分は、ヘッジ対象とクロス・カレンシー・デリバティブの金利改定の期間的差異または割引差異から生じる可能性がある。

純投資ヘッジ

FXリスク

構造的なFXリスクは、海外の支店および子会社に展開している豪ドル以外の通貨建のウエストパックの資本から生じる。為替相場の変動により、海外における事業の資本の豪ドル相当額は変動し、当行グループの財務業績の報告額および自己資本比率に重大な変動をもたらす可能性がある。

当行グループは、在外事業に対する純投資から生じる通貨換算リスクをヘッジする際に、FX先渡契約を利用して、当行グループは現在、最も重要な在外事業であるニュージーランド事業への純投資に対してヘッジ会計を適用しており、このためヘッジ対象リスクは対豪ドルのニュージーランド・ドルに対する変動である。非有効部分は、FX先渡契約の想定元本がニュージーランド事業への純投資額を上回った場合のみ生じる。

経済的ヘッジ

当行グループのALMの活動の一環として、ニュージーランドの将来の収益と長期資金調達取引をヘッジするために、経済的ヘッジが締結される場合がある。これらのヘッジはヘッジ会計の要件を満たしておらず、これらのヘッジの損益計算書への影響は現金利益調整として処理される。これは、ニュージーランドの将来の稼得した収益の認識と比較した際に、経済的ヘッジで使用される金融派生商品の公正価値会計と、借入金の償却原価会計との会計上のミスマッチがあることによるものである。詳細については、注記2を参照のこと。

金利指標改革

当行グループのヘッジ関係には、IBOR改革の影響を受けるヘッジ対象およびヘッジ手段が含まれている。IBOR改革に対する当行グループのエクスポージャーの詳細については、注記21.5を参照のこと。

ヘッジ手段

以下の表は、ヘッジ手段の帳簿価額と、ヘッジ関係およびヘッジ対象リスクの種類ごとに分類された1対1ヘッジ関係におけるヘッジ手段の想定元本額の満期分析を示している。

			連結					
			想定元本			帳簿価額		
	ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年								
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	11,674	59,022	54,250	124,946	2,402	(4,889)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	4,717	5,251	3,604	13,572	227	－
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	5,905	5,251	3,604	14,760	522	(175)
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	6,574	－	－	6,574	38	(51)
1対1ヘッジ関係合計			28,870	69,524	61,458	159,852	3,189	(5,115)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	28,258	60	(24)
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	201,339	1,068	(524)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	229,597	1,128	(548)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	389,449	4,317	(5,663)
ネットイング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(3,330)	5,130
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	987	(533)
2020年								
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	16,748	60,258	56,979	133,985	4,395	(8,810)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	4,668	8,381	1,615	14,664	355	－
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	5,877	9,590	1,615	17,082	1,095	(141)
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	6,320	－	－	6,320	61	(46)
1対1ヘッジ関係合計			33,613	78,229	60,209	172,051	5,906	(8,997)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	19,907	－	(187)
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	174,611	1,521	(1,334)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	194,518	1,521	(1,521)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	366,569	7,427	(10,518)
ネットイング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(5,566)	9,680
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,861	(838)

			親会社					
			想定元本			帳簿価額		
	ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年								
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	11,283	57,732	54,250	123,265	2,400	(4,837)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	3,108	1,682	707	5,497	165	－
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	3,108	1,682	707	5,497	354	(34)
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	1,263	－	－	1,263	5	(2)
1対1ヘッジ関係合計			18,762	61,096	55,664	135,522	2,924	(4,873)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	2,872	7	(1)
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	180,533	821	(423)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	183,405	828	(424)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	318,927	3,752	(5,297)
ネットイング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(3,041)	5,005
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	711	(292)
2020年								
1対1ヘッジ関係								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	16,125	58,628	56,979	131,732	4,390	(8,644)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	2,981	4,284	1,286	8,551	252	－
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	2,981	4,284	1,286	8,551	648	(9)
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	1,240	－	－	1,240	14	(19)
1対1ヘッジ関係合計			23,327	67,196	59,551	150,074	5,304	(8,672)
マクロ・ヘッジ関係								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	－	－	－
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	162,033	1,359	(1,163)
マクロ・ヘッジ関係合計			該当なし	該当なし	該当なし	162,033	1,359	(1,163)
ヘッジ金融派生商品総額合計			該当なし	該当なし	該当なし	312,107	6,663	(9,835)
ネットイング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(5,447)	9,324
ヘッジ金融派生商品純額合計			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,216	(511)

以下の表は、1対1ヘッジ関係における重要なヘッジ手段に関連する加重平均為替レートを示している。

	ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	通貨ペア	加重平均レート	
				2021年	2020年
連結					
キャッシュ・フロー・ヘッジ			ユーロ:豪ドル	0.6823	0.6687
			日本円:豪ドル	重要ではない	81.4507
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	ユーロ: ニュージーラン ド・ドル	0.6086	0.6160
			香港ドル: ニュージーラン ド・ドル	重要ではない	4.9670
純投資ヘッジ			ニュージーラン ド・ドル: 豪ドル	1.0505	1.0838
親会社					
キャッシュ・フロー・ヘッジ			ユーロ:豪ドル	0.6823	0.6687
			日本円:豪ドル	79.6302	81.4507
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	スイス・フラ ン:豪ドル	0.7679	重要ではない
			中国人民元: 豪ドル	4.9359	4.9492
純投資ヘッジ			ニュージーラン ド・ドル: 豪ドル	1.0460	1.0904

ヘッジ会計が貸借対照表と積立金に与える影響

以下の表は、公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象の帳簿価額と、公正価値ヘッジ会計調整累計額(以下「FVHA」という。)に関連する帳簿価額の構成要素を示している。

	2021年		2020年	
	ヘッジ対象の 帳簿価額	帳簿価額に 含まれるFVHA	ヘッジ対象の 帳簿価額	帳簿価額に 含まれるFVHA
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
連結				
金利リスク				
投資有価証券	60,657	117	68,862	3,285
貸付金	28,340	(59)	20,290	140
発行済債券および借入資本	(84,776)	(1,983)	(96,605)	(4,559)
親会社				
金利リスク				
投資有価証券	59,008	101	66,529	3,175
貸付金	3,009	(5)	251	8
発行済債券および借入資本	(76,634)	(1,931)	(90,287)	(4,440)

ヘッジ損益の調整が中止されたヘッジ対象に関連する上記の帳簿価額に含まれるFVHAはなかった(2020年度:なし)。

積立金に係るキャッシュ・フローおよび純投資ヘッジの税引前の影響は、以下のとおりである。

	2021年			2020年		
	金利リスク	FXリスク	合計	金利リスク	FXリスク	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
連結						
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
積立金						
期首残高	73	(132)	(59)	(99)	(83)	(182)
公正価値の変動による純利益/ (損失)	352	(56)	296	(1)	(94)	(95)
受取利息への振替	(31)	70	39	173	45	218
期末残高	394	(118)	276	73	(132)	(59)
親会社						
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
積立金						
期首残高	83	(53)	30	(70)	(22)	(92)
公正価値の変動による純利益/ (損失)	201	(24)	177	16	(44)	(28)
受取利息への振替	(41)	28	(13)	137	13	150
期末残高	243	(49)	194	83	(53)	30

ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の損失は、当行グループおよび親会社について176百万豪ドル(2020年度：43百万豪ドル)であった。

注記27に開示されているように、純投資ヘッジの公正価値の変動による純損失は、当行グループについては198百万豪ドル(2020年度：9百万豪ドルの純利益)、親会社については41百万豪ドル(2020年度：17百万豪ドルの純利益)であった。外貨換算積立金には、当行グループの米ドル事業に対する純投資の非継続ヘッジに関連する損失が、当行グループについては210百万豪ドル(2020年度：210百万豪ドル)、親会社については214百万豪ドル(2020年度：214百万豪ドル)含まれている。これは、関連する米ドル事業の処分時にのみ損益計算書に振替えられる。

ヘッジの有効性

ヘッジの有効性は、ヘッジ関係の開始時に、また存続期間中も継続して、将来に向かって判定される。1対1のヘッジ関係の場合、ヘッジ手段として用いられている金融派生商品の重要な条件がヘッジ対象の条件と一致する場合は、その一致している条件に対する定性的な評価がヘッジの有効性の判定に使用される。さらに、すべてのヘッジに対して回帰分析、ドル・オフセットおよび/または感応度分析を含む定量的な有効性テストが実施される。

また、ヘッジ関係に高い有効性が保たれていてヘッジ会計が引き続き適用できるかどうか、また、非有効部分がないかどうかを判断するために事後テストを実施している。これらのテストは、回帰分析とドル・オフセット法を用いて行われる。

以下の表は、ヘッジの有効性の判断に関する詳細を示している。

	ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ手段の 公正価値の変動	非有効部分の計 算に用いられる ヘッジ対象の 価値の変動	受取利息に認識 されるヘッジの 非有効部分	利息以外の収益 に認識される ヘッジの非有効 部分
			百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
連結						
2021年						
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	957	(959)	(2)	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	(171)	168	(3)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	280	(321)	(41)	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	14	(14)	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	(199)	198	該当なし	(1)
合計			881	(928)	(46)	(1)
2020年						
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,403	(1,372)	31	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	(110)	108	(2)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	230	(172)	58	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	(49)	49	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	9	(9)	該当なし	—
合計			1,483	(1,396)	87	—
親会社						
2021年						
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	683	(683)	—	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	(107)	105	(2)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	120	(160)	(40)	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	4	(4)	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	(41)	41	該当なし	—
合計			659	(701)	(42)	—
2020年						
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,408	(1,377)	31	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	(73)	72	(1)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	200	(153)	47	該当なし
	クロス・カレン シー・スワップ	FXリスク	(31)	31	—	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	FXリスク	17	(17)	該当なし	—
合計			1,521	(1,444)	77	—

注記21. 金融リスク

金融商品は、銀行業務および金融サービスを提供する当行グループの事業にとって基本的なものである。関連する金融リスク(信用リスク、資金調達および流動性リスク、ならびに市場リスクを含む)は、当行グループが直面するリスク全体のうち重要な割合を占めている。

本注記は、当行グループの主要な金融リスクに対するエクスポージャーに関する金融リスク管理関連の各種方針、実務および定量的な情報について詳述している。

指標	注記名	注記番号
概要	リスク管理フレームワーク	21.1
信用リスク	信用リスク評価システム	21.2.1
顧客または取引相手方の債務不履行により生じる金融損失のリスク	信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完	21.2.2
	信用リスクの集中	21.2.3
	金融資産の信用度	21.2.4
	不良債権および信用コミットメント	21.2.5
	保有担保	21.2.6
資金調達および流動性リスク	流動性モデル	21.3.1
ウエストパックが支払義務を履行できないリスク、または資産を支えるための適切な金額、期間、資金調達の構成を持たないリスク	資金調達源	21.3.2
	担保として差入れられた資産	21.3.3
	金融負債の契約期日	21.3.4
	予想期日	21.3.5
市場リスク	バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)	21.4.1
外国為替相場、金利、コモディティ価格、株価等、市場関連の各種要素の変化により利益に対しマイナスの影響を受けるリスク	トレード市場リスク	21.4.2
	ノン・トレード市場リスク	21.4.3
IBOR改革	ベンチマーク金利リスクのエクスポージャー	21.5

21.1 リスク管理フレームワーク

取締役会は、ウエストパック・グループ・リスク管理フレームワーク、ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明の承認、ならびにウエストパック・グループによるリスク管理の有効性の監視について責任を負う。取締役会は、以下の責任をリスク委員会(以下「BRiskC」という。)に委譲している。

- ・ ウエストパック・グループ・リスク管理フレームワーク、ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明のレビューおよび承認に向けての取締役会への提言
- ・ ウエストパック・グループのリスク選好度に関する声明と一致するリスク構造および管理のレビューおよび監視
- ・ リスク管理のためのフレームワーク、方針およびプロセス(ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明と一致する)の承認
- ・ 経営陣に与えられた承認決定権を超えるリスクのレビュー、および適切な場合には承認

取締役会附属法務、規制およびコンプライアンス委員会(以下「BLRCC」という。)は、BRiskCの小委員会である。BLRCCは、ウエストパック・グループに関連する法律上および規制上の重要な変更を監視する。さらに、BLRCCは、重要な訴訟および規制上の調査、法令遵守、コンダクト・リスク、金融犯罪リスク、顧客の是正活動ならびに顧客からの苦情の管理について監督する。BLRCCはまた、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理の枠組みと金融犯罪リスク管理の枠組みを見直し、承認する。

主要な金融リスクのそれぞれについて、当行グループは、役割および責任、容認される実務、限度ならびに主要な統制を定めるリスク管理フレームワークおよびそれを支えるさまざまな方針を維持している。

リスク	リスク管理フレームワークおよび統制
信用リスク	- 信用リスク管理フレームワークには、信用リスクを管理するための原則、手法、システム、役割および責任、報告ならびに主要な統制が説明されている。 - BRiskC、ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会(以下「RISKCO」という。)およびウエストパック・グループ信用リスク委員会(以下「CREDCO」という。)は、当行グループの与信ポートフォリオのリスク構造、業績および管理状況、ならびに信用リスクの主要方針の策定および見直し状況を監視する。 - 信用リスク評価システムの方針は、信用リスク評価システムの理念、設計、主な特徴および評価結果の利用について説明している。 - リスク評価プロセスに重大な影響を及ぼすすべてのモデルは、ウエストパックのモデル・リスク方針に従って定期的に見直される。 - 信用リスク評価システムの年次レビューはBRiskCおよびCREDCOによって実施される。 - 特定の信用リスクの見積り(PD、LGDおよびEADの水準を含む)は、チーフ・リスク・オフィサーから委譲された権限に基づき承認される前に、信用リスク見積委員会(CREDCOの小委員会)によって監視され、毎年見直され、支援される。 - ECLに対する引当金の決定において、将来予測に関する経済的インプットおよび将来予測に関するシナリオにおける確率のウェイト、ならびにモデルから得られた結果に対する修正は、取締役会(およびその附属委員会)による監視を受け、当行グループの最高財務責任者および最高リスク管理責任者の承認を必要とする。 - 与信の拡大に対して与信承認権限の委譲および正式な限度額を管理するための方針が当行グループ全体にわたり定められている。 - 与信マニュアルが当行グループ全体にわたり定められており、これには信用リスクの発生、評価、承認、文書化、決済および継続管理に関する方針が含まれている。 - 気候変動関連の信用リスクは、当行グループの気候変動ポジション・ステートメント(以下「CCPS」という。)に沿って検討されている。気候変動リスクは、持続可能性リスク管理の枠組み(以下「SRMF」という。)、当行グループの環境・社会・ガバナンス(以下「ESG」という。)信用リスク方針および取締役会のリスク選好度に関する声明(以下「RAS」という。)に裏付けられる当行グループのリスク・フレームワークに従って管理されている。これらは、必要に応じてポートフォリオ、顧客および取引レベルで適用されている。 - 気候変動関連金融リスク委員会は、当行グループ全体の気候変動関連の移行および物理的リスクによる信用エクスポージャーへの潜在的な影響を特定し、管理するための作業を監督し、CREDCOに報告する。 - 当行グループのESG信用リスク方針は、該当する取引の信用リスクプロセスにおいてESGリスクを管理するための当行グループの全体的なアプローチを詳述している。 - 業界特有の指針が必要とみなされる場合には、セクター別の方針が与信の拡大について指針を示す(例えば許容可能な財務比率または容認される担保等)。 - グループ企業間の信用リスクの拡大を最低限に抑え、APRAが定めた健全性基準の遵守を目的に、関連事業体リスク管理フレームワークおよびそれを支える方針が関連事業体に対する信用エクスポージャーを管理している。

資金調達および流動性リスク

- ・ 資金調達および流動性リスクは、ウエストパックの取締役会で承認されたリスク管理戦略の一環である取締役会で承認された流動性リスク管理フレームワークで定義された方針およびプロセスに従って測定され、管理される。
 - ・ 流動性リスク管理フレームワークに従ってウエストパックの流動性および資金調達ポジションを管理する責任は、グループALCOおよび財務リスクの監視の下、財務部門に委譲される。
 - ・ ウエストパックの流動性リスク管理フレームワークは、ウエストパックの資金調達および流動性リスク選好度、ウエストパック内の資金調達および流動性リスクを管理する主要メンバーの役割および責任、リスク報告および統制プロセスならびにウエストパックの貸借対照表の管理に用いられる限度額および目標値について定めている。
 - ・ 財務部門は年次の資金調達レビューを実施し、ウエストパックの貸借対照表について3年間にわたる資金調達戦略の概要をまとめている。このレビューには、世界的な市場の傾向、ピア・アナリシス、大口資金調達能力、資金需要の予想、資金調達リスク分析が含まれる。この戦略は、市況の変化、投資家心理および資産と負債の増加率の見積りを考慮するよう継続的に見直しが行われる。
 - ・ ウエストパックは、ウエストパックの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達の構成および安定性を監視している。これには、流動性カバレッジ比率(以下「LCR」という。)および安定調達比率(以下「NSFR」という。)両方の遵守を満たすことが含まれる。
 - ・ ウエストパックは、予期せぬ資金需要に備える等複数の目的で、流動性資産のポートフォリオを保有している。流動性資産の保有水準は、通常およびストレス下におけるウエストパックの貸借対照表の流動性要件が考慮される。
 - ・ 財務部門は、新たな「資金調達の危機」が発生した場合に、ウエストパックが取るべき措置の概要を示した、不測の事態に備えた資金調達緊急計画を保持している。この計画は、ウエストパックのより広範な流動性危機管理方針に合わせて調整されており、取締役会によって毎年承認されている。
 - ・ 日次の流動性リスク報告書は、当行グループの財務部門および財務リスク・チームによってレビューされる。流動性に関する報告書は、グループALCOに対しては毎月、取締役会に対しては四半期ごとに提示されている。
-

市場リスク

- ・ 市場リスク・フレームワークは、トレード市場リスクおよびノン・トレード市場リスクを管理する当行グループのアプローチについて記載している。
 - ・ トレード市場リスクには、金利リスク、FXリスク、コモディティ・リスク、株価リスク、クレジット・スプレッド・リスクおよびボラティリティ・リスクが含まれる。ノン・トレード市場リスクには、金利リスクおよびクレジット・スプレッド・リスクが含まれる。
 - ・ 市場リスクは、VaRの限度、リスク対象の純利息収益(以下「NaR」という。)および構造的リスクの限度(クレジット・スプレッドおよび金利ベース・ポイント価値限度を含む)ならびにシナリオ分析およびストレステストを用いて管理されている。
 - ・ BRiskCは、VaR、NaRおよび特定された構造的リスクの限度を利用することによるトレード市場リスクおよびノン・トレード市場リスクに係るリスク選好度を承認している。これには、金融市場部門と財務部門のトレーディング業務ならびにノン・トレードALMの活動に係るVaRの各部門における限度が個別に含まれている。
 - ・ 市場リスクに係る各限度額は、市場の流動性および集中の考慮に加え、当行のリスク選好度および事業の戦略に基づいて事業部門の責任者に割り当てられている。
 - ・ 市場リスクのポジションは、委譲された権限ならびに関連する市場リスクの性質および規模に応じて、トレーディング・デスクおよびALM部門によって管理されている。
 - ・ 現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門および財務リスク部門によって独立して実施されており、VaRおよび構造的リスクの限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。VaR値の日次報告書は、リスクの種類、商品種別、地域別に作成されている。ウエストパック・グループ市場リスク委員会(以下「MARCO」という。)、RISCKOおよびBRiskCに対して四半期報告書が作成されている。
 - ・ モデルの完全性を裏付けるため、また、極端なまたは予想外の変動を分析するために、ストレステストおよび計測されたVaR値を用いたバックテストが毎日実施されている。また、過去のデータによる歪みを監視するために、潜在的な損益の見直しも行っている。MARCOは、承認された上申の枠組みを追認した。
 - ・ BRiskCは、1日の損益と20日間の累計損益の両方を検討する損益の上申の枠組みを承認している。
 - ・ 財務部門のALM部門は、デリバティブを使用したヘッジを通じたリスク軽減を含むノン・トレード金利リスクを管理する責任を負っている。これは、財務リスク部門によって監督され、銀行勘定リスク委員会(以下「BBRC」という。)、MARCO、RISCKOおよびBRiskCによってレビューされる。
-

21.2 信用リスク

21.2.1 信用リスク評価システム

信用リスク評価システムの主要な目的は、当行グループがさらされている信用リスクについて評価を行うことである。当行グループでは、この評価のために主に2つのアプローチがある。

取引管理型の顧客

取引管理型の顧客は、一般的に法人向け貸付金のエクスポージャーを伴う顧客である。これらは、予想されるPDに応じて、個別に顧客リスク評価(以下「CRG」という。)を割り当てられる。各与信枠はLGDを割り当てられている。当行グループのリスク評価システムは、債務不履行実績のない顧客と債務不履行実績のある顧客の両方についてリスク評価を段階的に行っている。債務不履行実績のない顧客のCRGは、ムーディーズやS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)等の外部機関の無担保シニア債の格付に応じてマッピングされる。

以下の表は、当行グループの開示上の信用度の分類と対応する外部機関の格付にマッピングされた取引管理型ポートフォリオに関して、ウエストパックの大まかなCRGを示したものである。

財務書類上の開示	取引管理型		
	ウエストパックのCRG	ムーディーズの格付	S&Pの格付
評価が高い(Strong)	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
評価が良い(Good) / 中程度 (Satisfactory)	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
評価が低い(Weak)	E	ウエストパックの格付 監視対象(Watchlist)	
	F	特に留意すべき(Special Mention)	
評価が低い(Weak) / 債務不履行状態 (Default) / 不良債権(Non-performing)	G	基準以下(Substandard) / 債務不履行状態(Default)	
	H	債務不履行状態(Default)	

プログラム管理型のポートフォリオ

プログラム管理型のポートフォリオには、一般的にモーゲージ、個人向け貸付金(クレジットカードを含む)および一部の中小企業向け貸付金を含む個人向け商品が含まれる。これらの顧客は、同類のリスク・プールにグループ分けされる。プールは、ある顧客が債務不履行に陥る可能性が高いことを過去に予測した特性に類似するリスクを分析することにより設定される。これらの予測可能な特性に従ってグループ分けされた顧客は、そのプールに応じたPDおよびLGDを割り当てられる。これらプールの信用度は行動要因、債務不履行の傾向、PD見積みおよびローン・トゥ・バリュー・レシオ(住宅貸付金のみ)の組み合わせに基づく。

21.2.2 信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完

ウエストパックでは、貸出業務に起因する信用リスクを軽減させるため、幅広い手法を用いている。これには、当行グループが、法的拘束力のある文書の入手を通じて、担保およびその他の信用補完物に対する直接・取消不能かつ無条件の償還請求権を有することを確立させることが含まれている。

担保

以下の表には、金融資産の各該当クラスについて保有される担保または担保による保証の性質が記載されている。

住宅および個人向け貸付金 ¹	住宅貸付金は不動産担保によって保証され、保証金および敷金の形態で追加保証を求めることもある。 個人向け貸付金(クレジットカードおよび当座貸越を含む)の大半は無担保である。担保をとる場合は、適格な自動車、キャラバン、キャンピングカー、トレーラーハウスおよびボートに限定される。また、個人向け貸付金には、主に株式または管理するファンドによって担保される信用取引に伴う貸付金が含まれる。
法人向け貸付金 ¹	法人向け貸付金は、担保による保証を求める場合、担保による一部保証を求める場合、無担保の場合がある。担保による保証は通常、不動産担保および/あるいは事業資産またはその他資産に対する一般的な担保契約による。 適切な場合には、担保として、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブ・プロテクションなど他の証券をとることもある。
トレーディング目的有価証券、FVISで測定する金融資産および金融派生商品	これらのエクスポージャーは、信用リスクを反映する公正価値で計上される。 トレーディング目的有価証券については、発行者または取引相手方から直接担保を求めることはないが、当該商品の契約書に黙示されている場合がある(資産担保証券等)。債券の引受条件には、担保による保証を含む場合がある。 金融派生商品については、これらのエクスポージャーを測定する際に、同一の取引相手方とのデリバティブ資産とデリバティブ負債の影響を相殺するために、通常、マスター・ネットリング契約が用いられる。また、時価評価によるポジションの超過についての潜在的な積み上げを避けるために、通常、主要な金融機関である取引相手と担保による保証契約を締結している。中央清算機関を通じた金融派生商品取引の清算が増加している。

¹ 信用契約に関連して保有する担保が含まれる。

リスク軽減の管理

当行グループは、以下の統制を通じて信用リスクを軽減している。

担保および評価の管理	貸付金の裏付として保有する担保の見積実現可能価額は以下の組み合わせに基づいている。 ・ 保有担保の直近の正式な評価額 ・ 全保有担保の見積実現可能価額に関する経営陣の評価 この分析では、評価時点で経営陣が入手可能なその他の関連情報も考慮される。必要に応じて、最新の評価額を入手している。 当行グループは、金融市場のポジションに関連する担保を毎日再評価し、必要に応じて担保の補填要求を速やかに行うための正式なプロセスを整備している。当該プロセスには、オーストラリア・プルデンシャル基準CPS第226号により規制されている中央清算されない顧客のデリバティブに対する証拠金も含まれる。担保による保証契約は、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)策定の取引契約のクレジット・サポート・アネックスおよび買戻取引のグローバル・マスター買戻契約(以下「GMRA」という。)を通じて文書化されている。 金融市場のポジションに関連して、ウエストパックは、以下の担保のみを認識している。 ・ 現金(主に豪ドル(AUD)、ニュージーランド・ドル(NZD)、米ドル(USD)、カナダ・ドル(CAD)、英ポンド(GBP)または欧州連合ユーロ(EUR)) ・ オーストラリア・プルデンシャル基準(以下「APS」という。)第112号におけるリスク・ウェイトがゼロの場合、オーストラリアの連邦政府、州政府および特別行政区政府、または当該各政府管轄の公営企業が発行した債券 ・ その他政府および権限のある与信審査役によって承認された国際機関が発行した有価証券 ・ クレジット・リンク債を通じて購入されるプロテクション(ただし、収入が現金またはその他の適格担保に投資されるもの)
その他の信用補完	当行グループは、以下の事業体からの保証、スタンドバイ信用状または信用デリバティブのプロテクションのみを認識している(ウエストパックが信用エクスポージャーを有している事業体と関連がない場合)。 ・ ソブリン ・ オーストラリアとニュージーランドの公営企業 ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるADIおよび海外の銀行 ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるその他の事業体 与信ポートフォリオ管理部門(以下「CPM」という。)は、エクスポージャーおよび相殺効果のあるヘッジ・ポジションの監視を通じて、当行グループの法人、ソブリンおよび銀行向け業務に係る与信ポートフォリオを管理している。 CPMは、上記の基準を満たす事業体から信用プロテクションの買いを行っており、当行グループの信用リスクを分散する目的で信用プロテクションの売りを行っている。

相殺	オーストラリアとニュージーランドに居住する信用度の高い顧客は、当行グループと正式な契約を結ぶ場合があり、それにより当行グループが顧客指定の勘定内で総額ベースの貸借残高を相殺できる。国外の勘定との相殺は許可されていない。 債務不履行が発生した場合には、当行グループがオフバランスの金融市場取引に関する法的強制力のあるマスター・ネットィング契約を締結している取引相手方と、クローズアウト・ネットィングが行われる。 相殺の詳細については注記23に記載されている。
中央清算機関	当行グループは、中央清算機関を取引相手とするデリバティブ取引を行っている。中央清算機関である取引相手は、厳格な加入要件、すべての取引に対する証拠金の回収、デフォルト・ファンド、および債務不履行が発生した場合の支払について明示的な定義された優先順位を通じてリスクを軽減している。

21.2.3 信用リスクの集中

信用リスクは、多くの取引相手方が同様の業務に従事し、同様の経済的特性を有しているため、経済状況またはその他状況の変化によって同様の影響を受ける場合に集中する。

当行グループは、リスクの集中を管理し、ポートフォリオのリバランスを行うために与信ポートフォリオを監視している。

個々の顧客または関連する顧客グループ

当行グループは、個々の顧客および関連する顧客グループに対して通常容認可能な信用エクスポージャーの総額について大規模エクスポージャーの限度額を設けている。これらの限度額は、顧客のリスク格付別に階層化されている。

特定の業種

企業、政府、その他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド標準産業分類(以下「ANZSIC」という。)コードに基づいてさまざまな業種に分類され、各業種における当行グループのリスク選好度の限度額に対して監視される。

個々の国

当行グループは、政治状況、政府の方針および経済状況など、当行グループに対する債務を履行するための顧客の能力、あるいは特定の国における資産の現金化に関する当行グループの能力のいずれかに悪影響を及ぼす可能性のある、個々の国に関連するリスクに対して限度額を設けている。

信用リスクに対するエクスポージャーの上限

信用リスクに対するエクスポージャーの上限(差入れられた担保を除く)は、オンバランスの金融資産(現金および中央銀行預け金、支払担保金、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、金融派生商品、投資有価証券、貸付金、その他の金融資産ならびに売却目的保有資産に含まれる一部の残高で構成される)ならびに未実行の信用コミットメントの帳簿価額で表されている。

以下の表には、オンバランスの金融資産および未実行の信用コミットメントに関して当行グループおよび親会社がさらされている信用リスクの集中が記載されている。

生命保険に関する資産は、主に信用リスクが保険契約者に移転され、保険契約者の負債によって裏付けられているため、除外されている。

持分証券は、主要な金融リスクが信用リスクではないため、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産ならびに投資有価証券の残高から除外されている。

金融資産の重要な各クラスに関する信用の集中は以下のとおりである。

トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融資産(注記10)	・ 当行グループについて42%(2020年度：64%)、親会社について44%(2020年度：67%)が金融機関による発行であった。 ・ 当行グループについて53%(2020年度：33%)、親会社について52%(2020年度：31%)が政府または準政府機関による発行であった。 ・ 当行グループの67%(2020年度：79%)、親会社の74%(2020年度：84%)がオーストラリアでの保有であった。
投資有価証券(注記11)	・ 当行グループについて18%(2020年度：18%)、親会社について19%(2020年度：18%)が金融機関による発行であった。 ・ 当行グループについて81%(2020年度：82%)、親会社について81%(2020年度：82%)が政府または準政府機関による発行であった。 ・ 当行グループの92%(2020年度：92%)、親会社の99%(2020年度：98%)がオーストラリアでの保有であった。
貸付金(注記12)	・ 以下の表には、貸付金の業種別および地域別の詳細な内訳が記載されている。
金融派生商品(注記20)	・ 当行グループと親会社のいずれについても78%(2020年度：68%)が金融機関による発行であった。 ・ 当行グループの80%(2020年度：76%)、親会社の81%(2020年度：78%)がオーストラリアでの保有であった。

	連結							
	2021年				2020年			
	貸付金	貸借対照表 上のその他 すべて合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸付金	貸借対照表 上のその他 すべて合計	未実行の信 用コミット メント	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア								
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,658	13	1,294	8,965	7,933	23	1,225	9,181
農業、林業および漁業	10,501	32	2,367	12,900	10,116	43	2,219	12,378
建設業	6,214	16	3,718	9,948	6,711	15	3,643	10,369
金融業および保険業	16,026	86,412	9,664	112,102	13,348	68,154	8,954	90,456
政府、行政および防衛	957	72,343	1,327	74,627	730	79,452	1,588	81,770
製造業	8,067	570	6,351	14,988	8,493	755	6,477	15,725
鉱業	3,003	158	3,527	6,688	2,975	427	3,735	7,137
不動産業	45,645	435	12,792	58,872	44,468	671	10,869	56,008
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	11,248	100	6,544	17,892	12,562	150	7,019	19,731
サービス業	9,918	437	8,058	18,413	11,675	247	7,595	19,517
商業	13,165	1,171	9,535	23,871	13,268	365	10,171	23,804
運輸業および倉庫業	7,681	777	5,734	14,192	8,218	1,174	5,136	14,528
公益事業	5,445	937	5,206	11,588	4,962	1,406	4,918	11,286
個人向け融資	467,218	481	86,570	554,269	454,433	553	84,454	539,440
その他	6,048	821	2,160	9,029	5,706	1,161	2,491	9,358
オーストラリア合計	618,794	164,703	164,847	948,344	605,598	154,596	160,494	920,688
ニュージーランド								
ホテル業、喫茶業および飲食業	389	1	49	439	388	1	51	440
農業、林業および漁業	9,371	29	724	10,124	9,101	57	632	9,790
建設業	438	2	481	921	509	8	429	946
金融業および保険業	3,344	13,787	1,984	19,115	3,427	9,274	1,782	14,483
政府、行政および防衛	145	6,919	767	7,831	94	7,739	865	8,698
製造業	1,608	80	1,525	3,213	1,689	115	1,782	3,586
鉱業	202	3	53	258	203	5	97	305
不動産業	6,840	625	1,239	8,704	6,667	766	977	8,410
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,052	40	578	1,670	951	82	712	1,745
サービス業	1,683	24	1,105	2,812	2,119	49	853	3,021
商業	2,172	32	1,368	3,572	1,949	76	1,510	3,535
運輸業および倉庫業	1,129	129	919	2,177	1,176	73	871	2,120
公益事業	1,341	435	1,599	3,375	1,303	506	1,681	3,490
個人向け融資	59,341	53	13,249	72,643	52,584	61	12,596	65,241
その他	192	45	179	416	190	14	182	386
ニュージーランド合計	89,247	22,204	25,819	137,270	82,350	18,826	25,020	126,196

その他の海外

ホテル業、喫茶業および飲食業	116	—	9	125	118	—	10	128
農業、林業および漁業	10	—	2	12	124	—	5	129
建設業	51	—	111	162	51	—	118	169
金融業および保険業	1,402	16,106	2,192	19,700	2,298	16,896	2,243	21,437
政府、行政および防衛	1	3,316	—	3,317	20	4,767	18	4,805
製造業	580	—	2,745	3,325	1,877	31	3,443	5,351
鉱業	339	—	805	1,144	336	16	1,194	1,546
不動産業	363	—	29	392	416	—	27	443
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	946	41	497	1,484	1,545	107	790	2,442
サービス業	40	1	756	797	218	—	698	916
商業	1,130	1	1,911	3,042	1,553	2	1,931	3,486
運輸業および倉庫業	504	11	237	752	732	23	276	1,031
公益事業	413	—	74	487	950	2	615	1,567
個人向け融資	407	2	29	438	457	2	32	491
その他	30	129	28	187	18	111	27	156
その他の海外合計	6,332	19,607	9,425	35,364	10,713	21,957	11,427	44,097
総信用リスク合計	714,373	206,514	200,091	1,120,978	698,661	195,379	196,941	1,090,981

親会社

	2021年				2020年			
	貸付金	貸借対照表 上のその他 すべて合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸付金	貸借対照表 上のその他 すべて合計	未実行の信 用コミット メント	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア								
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,613	13	1,294	8,920	7,857	23	1,225	9,105
農業、林業および漁業	10,446	32	2,367	12,845	10,058	43	2,219	12,320
建設業	5,757	16	3,718	9,491	6,199	14	3,643	9,856
金融業および保険業	15,969	244,440	9,664	270,073	13,290	231,468	8,954	253,712
政府、行政および防衛	954	72,343	1,327	74,624	709	79,457	1,588	81,754
製造業	7,913	570	6,351	14,834	8,282	755	6,477	15,514
鉱業	2,979	157	3,527	6,663	2,955	426	3,735	7,116
不動産業	45,598	435	12,792	58,825	44,468	671	10,868	56,007
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	10,815	100	6,544	17,459	11,843	149	7,019	19,011
サービス業	9,677	437	8,058	18,172	11,334	247	7,595	19,176
商業	12,997	1,171	9,535	23,703	13,058	367	10,171	23,596
運輸業および倉庫業	7,394	775	5,734	13,903	7,870	1,174	5,136	14,180
公益事業	5,422	937	5,206	11,565	4,938	1,404	4,918	11,260
個人向け融資	467,153	478	86,558	554,189	454,259	549	84,437	539,245
その他	5,556	595	2,157	8,308	5,098	633	2,489	8,220
オーストラリア合計	616,243	322,499	164,832	1,103,574	602,218	317,380	160,474	1,080,072
ニュージーランド								
ホテル業、喫茶業および飲食業	—	—	—	—	—	—	1	1
農業、林業および漁業	6	16	4	26	4	44	4	52
建設業	2	1	34	37	4	7	35	46
金融業および保険業	—	8,413	105	8,518	—	8,173	135	8,308
政府、行政および防衛	—	1,605	7	1,612	—	1,743	8	1,751
製造業	67	80	64	211	70	114	51	235
鉱業	—	3	—	3	—	5	—	5
不動産業	—	112	—	112	1	101	—	102
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	10	39	16	65	7	81	16	104
サービス業	—	22	1	23	—	46	—	46
商業	298	30	159	487	263	74	157	494
運輸業および倉庫業	1	26	53	80	5	71	67	143
公益事業	—	305	80	385	—	492	83	575
個人向け融資	—	1	—	1	—	—	1	1
その他	—	1	1	2	—	2	—	2
ニュージーランド合計	384	10,654	524	11,562	354	10,953	558	11,865

その他の海外

ホテル業、喫茶業および飲食業	74	—	9	83	81	—	10	91
農業、林業および漁業	2	—	1	3	114	—	1	115
建設業	45	—	110	155	46	—	114	160
金融業および保険業	1,399	17,145	2,171	20,715	2,295	18,290	2,217	22,802
政府、行政および防衛	1	2,464	—	2,465	20	3,882	18	3,920
製造業	576	—	2,687	3,263	1,875	30	3,384	5,289
鉱業	319	—	802	1,121	314	16	1,134	1,464
不動産業	180	—	11	191	209	—	10	219
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	886	41	495	1,422	1,478	107	786	2,371
サービス業	19	—	754	773	196	—	695	891
商業	1,016	1	1,761	2,778	1,415	2	1,754	3,171
運輸業および倉庫業	436	11	230	677	642	23	268	933
公益事業	390	—	53	443	894	2	511	1,407
個人向け融資	324	—	28	352	359	—	31	390
その他	21	128	13	162	7	111	14	132
その他の海外合計	5,688	19,790	9,125	34,603	9,945	22,463	10,947	43,355
総信用リスク合計	622,315	352,943	174,481	1,149,739	612,517	350,796	171,979	1,135,292

21.2.4 金融資産の信用度

信用度に関する開示¹

以下の表は、減損規定が適用される、償却原価またはFVOCIで測定する信用リスクに対するエクスポージャー総額の信用度を示している。信用度は、信用リスク評価システムおよび複数のシナリオでの将来の経済状況の予測を参照して決定される(注記21.2.1参照)。

	連結							
	2021年				2020年			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅貸付金								
評価が高い	398,043	21,165	—	419,208	382,892	6,629	—	389,521
評価が良い/中程度	55,631	17,851	—	73,482	62,324	20,603	—	82,927
評価が低い	3,245	12,659	5,461	21,365	4,122	8,258	7,643	20,023
住宅貸付金合計	456,919	51,675	5,461	514,055	449,338	35,490	7,643	492,471
個人向け貸付金								
評価が高い	4,608	69	—	4,677	4,768	146	—	4,914
評価が良い/中程度	8,780	1,327	—	10,107	10,607	1,515	—	12,122
評価が低い	310	539	286	1,135	404	631	381	1,416
個人向け貸付金合計	13,698	1,935	286	15,919	15,779	2,292	381	18,452
法人向け貸付金								
評価が高い	71,336	446	—	71,782	65,091	2,063	—	67,154
評価が良い/中程度	93,457	10,674	—	104,131	94,046	16,091	—	110,137
評価が低い	175	4,562	3,749	8,486	180	7,200	3,067	10,447
法人向け貸付金合計	164,968	15,682	3,749	184,399	159,317	25,354	3,067	187,738
負債証券								
評価が高い	82,536	—	—	82,536	90,461	365	—	90,826
評価が良い/中程度	—	48	—	48	—	—	—	—
評価が低い	—	559	—	559	—	587	—	587
負債証券合計²	82,536	607	—	83,143	90,461	952	—	91,413
売却目的保有資産								
評価が高い	206	—	—	206	—	—	—	—
評価が良い/中程度	786	56	—	842	—	—	—	—
評価が低い	—	—	—	—	—	—	—	—
売却目的保有資産合計	992	56	—	1,048	—	—	—	—
その他すべての金融資産								
評価が高い	81,563	—	—	81,563	39,871	—	—	39,871
評価が良い/中程度	386	—	—	386	470	—	—	470
評価が低い	30	—	—	30	40	—	—	40
その他すべての金融資産合計	81,979	—	—	81,979	40,381	—	—	40,381
未引出の信用コミットメント								
評価が高い	153,712	1,546	—	155,258	149,778	2,384	—	152,162
評価が良い/中程度	38,377	5,119	—	43,496	38,121	4,713	—	42,834
評価が低い	130	933	274	1,337	117	1,608	220	1,945
未引出の信用コミットメント合計³	192,219	7,598	274	200,091	188,016	8,705	220	196,941
評価が高い—合計	792,004	23,226	—	815,230	732,861	11,587	—	744,448
評価が良い/中程度—合計	197,417	35,075	—	232,492	205,568	42,922	—	248,490
評価が低い—合計	3,890	19,252	9,770	32,912	4,863	18,284	11,311	34,458
オン・バランスシートおよび オフ・バランスシート合計	993,311	77,553	9,770	1,080,634	943,292	72,793	11,311	1,027,396

¹ この信用度に関する開示は、信用リスクの集中の開示とは異なる。本開示は、償却原価またはFVOCIで測定する金融資産のみに関連しており、したがって、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、ならびに金融派生商品を除外しているためである。

- ² 負債証券には、償却原価で測定するものが938百万豪ドル(2020年度：1,011百万豪ドル)含まれている。このうち、331百万豪ドル(2020年度：424百万豪ドル)が「評価が高い」、48百万豪ドル(2020年度：なし)が「評価が良い/中程度」に分類されており、559百万豪ドル(2020年度：587百万豪ドル)が「評価が低い」に分類されている。
- ³ 売却目的保有資産に係る信用コミットメント828百万豪ドル(2020年度：なし)が含まれている。

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記21.2.6に記載されている。

	親会社							
	2021年				2020年			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 ¹
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
住宅貸付金								
評価が高い	352,163	19,540	—	371,703	345,662	5,805	—	351,467
評価が良い/中程度	47,301	16,725	—	64,026	54,065	19,001	—	73,066
評価が低い	2,925	12,186	5,064	20,175	3,066	6,467	7,195	16,728
住宅貸付金合計	402,389	48,451	5,064	455,904	402,793	31,273	7,195	441,261
個人向け貸付金								
評価が高い	4,204	42	—	4,246	4,292	135	—	4,427
評価が良い/中程度	8,386	1,178	—	9,564	10,071	1,376	—	11,447
評価が低い	231	400	258	889	294	449	329	1,072
個人向け貸付金合計	12,821	1,620	258	14,699	14,657	1,960	329	16,946
法人向け貸付金								
評価が高い	59,224	393	—	59,617	53,321	1,761	—	55,082
評価が良い/中程度	77,251	7,798	—	85,049	77,330	13,275	—	90,605
評価が低い	142	3,496	3,408	7,046	135	5,899	2,589	8,623
法人向け貸付金合計	136,617	11,687	3,408	151,712	130,786	20,935	2,589	154,310
負債証券								
評価が高い	77,741	—	—	77,741	85,434	324	—	85,758
評価が良い/中程度	—	48	—	48	—	—	—	—
評価が低い	—	—	—	—	—	—	—	—
負債証券合計²	77,741	48	—	77,789	85,434	324	—	85,758
売却目的保有資産								
評価が高い	180	—	—	180	—	—	—	—
評価が良い/中程度	786	56	—	842	—	—	—	—
評価が低い	—	—	—	—	—	—	—	—
売却目的保有資産合計	966	56	—	1,022	—	—	—	—
その他すべての金融資産								
評価が高い	235,953	—	—	235,953	204,239	—	—	204,239
評価が良い/中程度	273	—	—	273	354	—	—	354
評価が低い	26	—	—	26	31	—	—	31
その他すべての金融資産合計	236,252	—	—	236,252	204,624	—	—	204,624
未引出の信用コミットメント								
評価が高い	133,404	1,327	—	134,731	130,494	2,111	—	132,605
評価が良い/中程度	34,365	4,242	—	38,607	33,552	4,117	—	37,669
評価が低い	97	796	250	1,143	99	1,426	180	1,705
未引出の信用コミットメント合計³	167,866	6,365	250	174,481	164,145	7,654	180	171,979
評価が高い—合計	862,869	21,302	—	884,171	823,442	10,136	—	833,578
評価が良い/中程度—合計	168,362	30,047	—	198,409	175,372	37,769	—	213,141
評価が低い—合計	3,421	16,878	8,980	29,279	3,625	14,241	10,293	28,159
オン・バランスシートおよび オフ・バランスシート合計	1,034,652	68,227	8,980	1,111,859	1,002,439	62,146	10,293	1,074,878

- ¹ この信用度に関する開示は、信用リスクの集中の開示とは異なる。本開示は、償却原価またはFVOCIで測定する金融資産のみに関連しており、したがって、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、ならびに金融派生商品を除外しているためである。
- ² 負債証券には、償却原価で測定するものが50百万豪ドル(2020年度：3百万豪ドル)含まれている。このうち、2百万豪ドル(2020年度：3百万豪ドル)が「評価が高い」に分類されており、48百万豪ドル(2020年度：なし)が「評価が良い/中程度」に分類されている。

- 3 売却目的保有資産に分類されているファシリティに関連する未引出の信用コミットメント8億豪ドル(2020年度：なし)が含まれている。

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記21.2.6に記載されている。

21.2.5 不良債権および信用コミットメント

ステージ3(不良債権)の貸付金および信用コミットメント残高は、債務不履行となっている貸付金および信用コミットメントを表す。債務不履行は、(保証の現金化などの措置に対する償還請求権を当行グループが有するか否かを問わず)顧客が債権を全額返済する可能性が低いとウエストパックが判断した場合、または顧客の重大な債務のいずれかに対する支払いが90日を超えて経過している場合に発生する。この債務不履行の定義はAPRAの規制上の債務不履行の定義と一致している。これらは、減損している貸付金および信用コミットメント(条件緩和貸付金を含む債権を全額支払う可能性が低い場合)と、90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目とに分解することができる。

減損している貸付金および信用コミットメントには以下が含まれる。

- ・ 元本および利息の支払をカバーできる十分な担保が付されていない住宅および法人向け貸付金(行内の信用リスク評価における減損と一致)。
- ・ 延滞期間が90日超の個人向け貸付金。
- ・ 条件緩和貸付金(財政困難に直面している顧客のために、原契約の条件が緩和されるように条件変更が行われている)。

90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目には以下が含まれる。

- ・ 延滞期間が現在90日以上であるが、十分な担保が付されている資産¹。
- ・ 過去には延滞期間が90日以上であり、現在は90日以上ではないものの、分類の変更を容認できるほど継続的な改善を十分には示していない資産。
- ・ 破産命令または同様の法的措置が取られている場合(管財人の任命等)を含め、債務不履行だが、減損が生じていないその他の資産。

ECL引当金の算定は、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの一つである。これについておよびECL引当金に関する当行グループの会計方針の詳細は、貸付金および信用コミットメントに係るECL引当金合計額ならびに不履行とみなされている(すなわち、ステージ3の)貸付金に係る合計額と併せて、注記6および注記13に記載されている。

減損エクスポージャーの総額およびECL引当金の要約は以下の表のとおりである。

	連結	
	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル
減損エクスポージャー合計		
エクスポージャー総額：	1,868	2,231
オーストラリア	148	193
ニュージーランド	126	355
その他の海外	2,142	2,779
エクスポージャー総額合計		
引当金：		
オーストラリア	(1,009)	(900)
ニュージーランド	(85)	(96)
その他の海外	(72)	(156)
引当金合計	(1,166)	(1,152)
減損エクスポージャー純額合計^{2,3}	976	1,627

- ¹ 当行グループが償還請求権を有する有価証券の見積正味実現可能価額は、元本および利息全額を十分カバーしている。
- ² 条件緩和貸付金および信用コミットメント18百万豪ドル(2020年度：16百万豪ドル)が、関連する引当金1百万豪ドル(2020年度：4百万豪ドル)とともに含まれている。
- ³ 総額には、売却目的保有資産に係る貸付金ゼロ豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)と未実行の信用コミットメントゼロ豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)が含まれている。引当金には、売却目的保有資産に係るゼロ豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)および売却目的保有負債に係るゼロ豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)が含まれている。

21.2.6 保有担保

貸付金

当行グループは、貸付金ポートフォリオの保有担保による保証範囲を分析している。範囲は以下のとおりに測定される。

保証範囲	担保価値に対する担保付貸付金の比率
全額が担保されている	100%以下
一部が担保されている	100%超150%以下
無担保	150%超または担保が保有されていない(例えばクレジットカード、個人向け貸付金および高格付の法人に対するエクスポージャー等を含む可能性がある)

当行グループおよび親会社の貸付金ポートフォリオには、保有担保からの以下の保証が付されている。

	2021年					2020年			
	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	売却目的 保有資産	合計	住宅 貸付金 ¹	個人向け 貸付金	法人向け 貸付金	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
正常債権									
連結									
全額が担保されている	100.0	9.9	66.2	5.9	89.2	100.0	8.0	62.8	87.6
一部が担保されている	—	31.2	15.6	92.5	4.8	—	32.5	18.9	5.9
無担保	—	58.9	18.2	1.6	6.0	—	59.5	18.3	6.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
親会社									
全額が担保されている	100.0	10.6	66.6	5.9	89.7	100.0	8.7	63.7	88.3
一部が担保されている	—	33.5	14.8	92.5	4.5	—	34.6	17.7	5.4
無担保	—	55.9	18.6	1.6	5.8	—	56.7	18.6	6.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不良債権									
連結									
全額が担保されている	94.6	—	44.9	—	72.2	95.2	—	39.2	76.4
一部が担保されている	5.4	45.7	21.9	—	13.1	4.8	49.4	30.7	13.5
無担保	—	54.3	33.2	—	14.7	—	50.6	30.1	10.1
合計	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
親会社									
全額が担保されている	94.7	—	47.1	—	73.3	95.2	—	44.1	79.0
一部が担保されている	5.3	47.8	21.2	—	12.8	4.8	50.7	26.4	11.8
無担保	—	52.2	31.7	—	13.9	—	49.3	29.5	9.2
合計	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

¹ 担保分類の目的上、住宅貸付金は、不良債権でない限りは「全額が担保されている」に分類されている。不良債権の場合は「一部が担保されている」に分類することができる。

帳簿価額および関連するECLに対する引当金の詳細は、注記12および注記13にそれぞれ開示されている。貸付金の信用度については注記21.2.4に開示されている。

貸付金以外の金融資産に対する保有担保

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金(主に金融派生商品のため)	2,370	2,252	2,191	1,864
売戻契約に基づく有価証券 ²	2,916	20,501	2,744	20,501
金融派生商品および株式借入れに基づく有価証券 ²	9	32	9	32
その他の保有担保合計	5,295	22,785	4,944	22,397

² 担保として受領した有価証券は、当行グループおよび親会社の貸借対照表において認識されていない。

21.3 資金調達および流動性リスク

21.3.1 流動性モデル

ウエストパックの流動性の管理において、財務部門は、予測貸借対照表とウエストパックの大口資金調達ポートフォリオの満期プロファイルを用いて、流動性の行方を予測している。また、ウエストパックは、流動性が効率的かつ慎重に管理されるように、該当する管轄地域では個別の流動性限度も設定している。

さらに、ウエストパックは、広範な市況およびシナリオに基づくキャッシュ・フローに関する債務についての履行能力を評価するため、定期的なストレス・テストを実施している。これらのシナリオは、流動性の限度および戦略的計画に関する情報を提供している。

21.3.2 資金調達源

資金調達源は、通貨、地域、商品および期間が分散するように、定期的に見直される。その資金源には、以下が含まれるがこれらのみには限定されない。

- ・ 預金
- ・ 発行済債券
- ・ 市場性のある有価証券の売却による収入
- ・ 中央銀行との買戻契約
- ・ 貸付金の元本の償還
- ・ 受取利息
- ・ 手数料収入

流動性資産

財務部門では、予期せぬ資金需要に備えるため、質の高い流動性資産のポートフォリオを保有している。当該資産は、現金で保有されるか、もしくはオーストラリア準備銀行または他の中央銀行との買戻契約に適格で、国債、州政府債および高格付の投資適格証券の形式で保有されている。流動性資産の保有水準は高い頻度で見直され、貸借対照表および市況の両方の条件と整合している。

当行グループの流動性資産の保有高の概要は以下のとおりである。

	連結			
	2021年		2020年	
	実績	平均	実績	平均
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	70,381	42,862	29,099	28,157
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する 金融資産	6,940	10,436	29,364	14,789
投資有価証券	83,032	90,248	91,097	82,678
貸付金 ¹	66,610	65,558	71,616	66,512
その他の金融資産	590	282	—	468
流動性資産合計	227,553	209,386	221,176	192,604

¹ 貸付金はRBAおよびニュージーランド準備銀行での買戻しが適格な、自社で組成したAAA格付の不動産担保証券である。

当行グループの資金調達構成

当行グループは、当行グループの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達の構成および安定性を監視している。これには、LCRおよびNSFR両方の遵守を満たすことが含まれる。

	2021年	2020年
	%	%
顧客預金	65.0	65.0
残存期間が12ヶ月超の大口の期限付資金調達	15.6	15.7
残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達	10.8	10.4
証券化	0.6	0.9
持分	8.0	8.0
当行グループの資金調達額合計	100.0	100.0

2021年度の当行グループの資金調達の構成の変動には、以下が含まれている。

- 顧客預金は、2021年9月30日現在の当行グループの資金調達額合計(持分を含む)の65.0%を占めた。顧客預金は前年度から250億豪ドル増加し、これを十分な資金として当行の貸付は新たな伸びを見せた。これにより、当行グループの貸付に対する顧客預金の比率は2020年9月30日現在の80%から82%に上昇した。

- ・ 残存期間が12ヶ月超の長期資金調達、2021年9月30日現在の当行グループの資金調達額合計の15.6%を占めた。当行グループは、当該ファシリティが2021年6月30日に終了する前にTFFから引き出された120億豪ドルを含め、当年度に346億豪ドルの長期大口資金調達を行った。TFFの終了に伴い、当行グループはより通常の資金調達活動にも回帰し始め、当年度下半期には上位無担保債市場およびカバード債市場の利用を再開した。当年度の新たな長期資金調達には、その他Tier1資本証券35億豪ドルおよびTier2資本証券62億豪ドルも含まれており、後者は2024年1月1日に発効する当行グループの総損失吸収力(TLAC)の要件充足に貢献した。
- ・ 2021年9月30日現在、証券化による資金調達は、資金調達額合計の0.6%を占めた。
- ・ 残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達は、2021年9月30日現在の当行グループの資金調達額合計の10.8%を占めた。長期から短期への分類変更を含むこのポートフォリオの満期までの加重平均残存期間は、138日である。
- ・ 持分による資金調達は34億豪ドル増加し、資金調達額合計の8.0%を占めた。

2021年9月30日現在の既存の債券プログラムによる借入および発行残高については、注記16から注記19に記載されている。

ターム・ファンディング・ファシリティ(以下「TFF」という。)

TFFは、政策金利の引き下げが経済にもたらすメリットを強化するために、2020年3月にオーストラリア準備銀行により導入された。TFFにより、適格な認可預金受入機関(以下「ADI」という。)は最長3年間、固定金利による低コストで資金を調達することができた。

TFFは2021年6月30日をもって新規借入実行を終了したが、ウエストパックはその時点で、利用可能なTFF引当金総額300億豪ドルを全額実行済であった。

ターム・レンディング・ファシリティ(以下「TLF」という。))および貸付目的ファンディング・プログラム(以下「FLP」という。)

ニュージーランド準備銀行(以下「RBNZ」という。)は、下記のファンディング・ファシリティを提供している。

- ・ 2020年12月に、RBNZは、TLFを2021年7月28日まで延長する旨を発表した。当該TLFは、ニュージーランドの市中銀行にオフィシャル・キャッシュ・レート(以下「OCR」という。)の利率で5年間の固定期間にわたってローンを提供するものであり、このスキームによる各銀行の貸付金の資金調達先として利用できるようなものである。2021年9月30日現在、当行グループは1億豪ドルを実行済であった¹。

- ・ 2020年11月11日に、RBNZは、FLPを通じた景気刺激策を2020年12月に開始する旨を発表した。当該FLPは、ニュージーランドの市中銀行に市場実勢OCRで3年間にわたって資金を提供するものであり、これには高品質の担保を差し入れなければならない。当該FLPの下で利用可能な資金の規模には、各銀行の適格ローンの4%が初期割当として含まれている。適格ローンの増加に応じて、条件の充足を条件として適格ローンの最大2%の追加割当も利用可能であり、合計額の上限は適格ローンの最大6%(ウエストパック・ニュージーランド・リミテッドの場合、48億豪ドル¹に相当)である。2021年9月30日現在、当行グループは19億豪ドル¹を実行済であった。

¹ 2021年9月30日現在のニュージーランド・ドル/豪ドルの直物為替レートを使用して換算。

信用格付

2021年9月30日現在の親会社の信用格付は以下のとおりである。

	2021年		
	短期格付	長期格付	格付の見通し
フィッチ・レーティングス	F1	A+	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	P-1	Aa3	安定的
S&Pグローバル・レーティング	A-1+	AA-	安定的

21.3.3 担保として差入れられた資産

当行グループおよび親会社は、標準的な条件の一部として、負債を保証するために、(主に他の金融機関に対して)担保を差入れることを求められる。注記24に開示されている証券化およびカバード債プログラムを裏付ける資産の他に、担保として差入れられたこれらの金融資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2021年 百万豪ドル	2020年 百万豪ドル	2021年 百万豪ドル	2020年 百万豪ドル
現金	4,229	4,762	4,052	4,625
株式借入に係る現金預金	3	16	3	16
有価証券(譲渡性預金証書を含む)	1,800	1,693	1,800	1,693
買戻契約に基づき差入れられた有価証券	52,213	36,727	49,262	36,727
負債を保証するために差入れられた合計額	58,245	43,198	55,117	43,061

21.3.4 金融負債の契約期日

以下の表は、貸借対照表日現在で支払うべき金融負債に係るキャッシュ・フローについて、契約期日までの残存期間ごとに分類したものを示している。表内の各数値は、割引前の将来の約定キャッシュ・フローであるが、当行グループでは、予想キャッシュ・フローに基づき固有の流動性リスクを管理している。

金融負債に係るキャッシュ・フローには、元本の支払額と、関連する利払期間中の固定または変動利息の支払額の両方が含まれる。元本の支払額は、最初の契約期日における支払額である。ヘッジ目的に指定されている金融派生商品関連の負債は、契約の残存期間中の保有が見込まれ、当該期間にわたる総キャッシュ・フローを反映している。

トレーディング目的で保有する金融派生商品およびFVISで測定する「その他の金融負債」に分類される特定の負債は、流動性目的のために、契約期日に基づき管理されているわけではなく、したがってこれらの負債は1ヶ月以内に表示されている。当行グループが契約期日に基づいて管理する負債のみが、以下の表において、割引前の約定ベースで表示されている。

	連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年						
金融負債						
受入担保金	2,368	—	—	—	—	2,368
預金およびその他の借入金	482,084	58,731	80,350	6,369	67	627,601
その他の金融負債	14,621	1,243	1,803	31,870	—	49,537
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	17,526	—	—	—	—	17,526
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	24	23	119	128	14	308
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	2,933	88	1,361	2,572	2,669	9,623
キャッシュ・インフロー	(2,874)	(76)	(1,201)	(2,148)	(2,577)	(8,876)
発行済債券	2,370	3,661	38,821	65,465	25,828	136,145
売却目的保有負債	28	—	—	—	—	28
借入資本を除く金融負債合計	519,080	63,670	121,253	104,256	26,001	834,260
借入資本	6	105	1,034	6,517	30,623	38,285
割引前の金融負債合計	519,086	63,775	122,287	110,773	56,624	872,545
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	11,323	—	—	—	—	11,323
信用供与契約	188,768	—	—	—	—	188,768
割引前の偶発債務および契約債務の合計	200,091	—	—	—	—	200,091
2020年						
金融負債						
受入担保金	2,251	—	—	—	—	2,251
預金およびその他の借入金	432,005	67,944	86,421	10,408	63	596,841
その他の金融負債	20,275	1,129	94	18,065	—	39,563
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	22,216	—	—	—	—	22,216
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	29	43	179	379	22	652
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	204	5,645	1,785	1,704	—	9,338
キャッシュ・インフロー	(200)	(5,595)	(1,709)	(1,651)	—	(9,155)
発行済債券	6,920	11,264	32,715	79,797	25,623	156,319
借入資本を除く金融負債合計	483,700	80,430	119,485	108,702	25,708	818,025
借入資本	1	68	387	6,665	21,410	28,531
割引前の金融負債合計	483,701	80,498	119,872	115,367	47,118	846,556
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	12,610	—	—	—	—	12,610
信用供与契約	184,064	—	—	—	—	184,064
その他の契約債務	267	—	—	—	—	267
割引前の偶発債務および契約債務の合計	196,941	—	—	—	—	196,941

	親会社					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年						
金融負債						
受入担保金	2,189	—	—	—	—	2,189
預金およびその他の借入金	430,949	48,187	66,438	4,966	67	550,607
その他の金融負債	13,689	1,243	1,712	29,961	—	46,605
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	17,597	—	—	—	—	17,597
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	17	17	106	104	14	258
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	105	67	11	577	—	760
キャッシュ・インフロー	(103)	(65)	(3)	(520)	—	(691)
発行済債券	1,543	2,593	32,270	55,824	22,900	115,130
子会社債務	23,412	964	3,702	15,347	157,506	200,931
売却目的保有負債	3	—	—	—	—	3
借入資本を除く金融負債合計	489,401	53,006	104,236	106,259	180,487	933,389
借入資本	6	105	1,034	6,517	30,623	38,285
割引前の金融負債合計	489,407	53,111	105,270	112,776	211,110	971,674
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	10,796	—	—	—	—	10,796
信用供与契約	163,685	—	—	—	—	163,685
割引前の偶発債務および契約債務の合計	174,481	—	—	—	—	174,481
2020年						
金融負債						
受入担保金	1,863	—	—	—	—	1,863
預金およびその他の借入金	389,498	57,543	71,368	8,466	63	526,938
その他の金融負債	19,704	1,129	94	18,065	—	38,992
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	22,268	—	—	—	—	22,268
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	21	28	137	277	22	485
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	7	2,110	9	455	—	2,581
キャッシュ・インフロー	(7)	(2,088)	(21)	(437)	—	(2,553)
発行済債券	6,596	10,915	24,980	66,305	24,370	133,166
子会社債務	18,610	934	4,390	18,529	171,240	213,703
借入資本を除く金融負債合計	458,560	70,571	100,957	111,660	195,695	937,443
借入資本	1	68	387	6,665	21,410	28,531
割引前の金融負債合計	458,561	70,639	101,344	118,325	217,105	965,974
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	12,069	—	—	—	—	12,069
信用供与契約	159,644	—	—	—	—	159,644
その他の契約債務	266	—	—	—	—	266
割引前の偶発債務および契約債務の合計	171,979	—	—	—	—	171,979

21.3.5 予想期日

以下の表は、予想期日に基づく貸借対照表を表している。以下の分析が契約期日ではなく予想期日に基づいていること、割引の影響があること、および報告期間以降の経過利息が除かれていることが原因で、以下の表の負債の残高は、契約期日の表(注記21.3.4)と一致しない。以下の表にはトレーディング目的有価証券として分類された持分証券、投資有価証券および特定の期日の定められていない生命保険に関する資産が含まれる。これらの資産は処分についての予想期間に基づいて分類されている。預金は以下の表に約定ベースで表示されているが、当行グループの通常の銀行業務の一環として、これらの残高の大部分が維持されると予想している。

	連結					
	2021年			2020年		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産						
現金および中央銀行預け金	71,353	—	71,353	30,129	—	30,129
支払担保金	4,232	—	4,232	4,778	—	4,778
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融資産	14,010	7,091	21,101	32,591	8,076	40,667
金融派生商品	9,955	9,398	19,353	13,583	9,784	23,367
投資有価証券	8,064	75,353	83,417	6,824	84,715	91,539
貸付金(引当金控除後)	84,187	625,597	709,784	90,856	602,203	693,059
その他の金融資産	6,394	—	6,394	5,474	—	5,474
生命保険に関する資産	—	—	—	3,450	143	3,593
関連会社に対する投資	—	58	58	—	61	61
売却目的保有資産	4,188	—	4,188	—	—	—
その他すべての資産	1,367	14,630	15,997	1,400	17,879	19,279
資産合計	203,750	732,127	935,877	189,085	722,861	911,946
負債						
受入担保金	2,368	—	2,368	2,250	—	2,250
預金およびその他の借入金	622,505	4,450	626,955	584,037	7,094	591,131
その他の金融負債	18,610	31,699	50,309	22,861	18,064	40,925
金融派生商品	9,990	8,069	18,059	13,157	9,897	23,054
発行済債券	43,356	85,423	128,779	49,070	101,255	150,325
生命保険債務	—	—	—	1,809	(413)	1,396
売却目的保有負債	837	—	837	—	—	—
その他すべての負債	3,502	3,909	7,411	5,395	5,447	10,842
借入資本を除く負債合計	701,168	133,550	834,718	678,579	141,344	819,923
借入資本	3,070	25,997	29,067	1,323	22,626	23,949
負債合計	704,238	159,547	863,785	679,902	163,970	843,872
純資産/(負債)	(500,488)	572,580	72,092	(490,817)	558,891	68,074

	親会社					
	2021年			2020年		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産						
現金および中央銀行預け金	62,754	—	62,754	25,436	—	25,436
支払担保金	4,055	—	4,055	4,641	—	4,641
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融資産	11,853	6,926	18,779	30,550	7,480	38,030
金融派生商品	9,545	9,582	19,127	13,349	9,445	22,794
投資有価証券	6,677	71,186	77,863	5,120	80,706	85,826
貸付金(引当金控除後)	63,725	554,688	618,413	70,453	537,371	607,824
その他の金融資産	5,486	—	5,486	4,745	—	4,745
子会社債権	10,628	164,718	175,346	10,420	170,559	180,979
子会社に対する投資	—	6,287	6,287	—	6,475	6,475
関連会社に対する投資	—	34	34	—	57	57
売却目的保有資産	1,015	—	1,015	—	—	—
その他すべての資産	596	12,934	13,530	796	15,199	15,995
資産合計	176,334	826,355	1,002,689	165,510	827,292	992,802
負債						
受入担保金	2,189	—	2,189	1,862	—	1,862
預金およびその他の借入金	547,101	3,086	550,187	516,391	5,222	521,613
その他の金融負債	17,473	29,790	47,263	22,092	18,064	40,156
金融派生商品	9,804	8,085	17,889	12,805	9,974	22,779
発行済債券	35,084	73,126	108,210	40,886	86,780	127,666
子会社債務	25,053	153,763	178,816	20,551	165,712	186,263
売却目的保有負債	10	—	10	—	—	—
その他すべての負債	2,897	3,362	6,259	3,770	4,996	8,766
借入資本を除く負債合計	639,611	271,212	910,823	618,357	290,748	909,105
借入資本	3,070	25,997	29,067	1,323	22,626	23,949
負債合計	642,681	297,209	939,890	619,680	313,374	933,054
純資産/(負債)	(466,347)	529,146	62,799	(454,170)	513,918	59,748

21.4 市場リスク

21.4.1 バリュース・アット・リスク

当行グループは、トレード市場リスクとノン・トレード市場リスクの両方について、統制方法の1つとしてVaRを利用している。

VaRは、過去の市場の変動に基づき、一定の信頼水準での特定の期間にわたる損益における潜在的な損失に関する統計的見積りである。信頼水準は、いかなる1日においても損失がVaRの見積りを超過しない確率を示している。

VaRでは、ポートフォリオの価値を変動させる可能性がある、金利、外国為替相場、価格変動、ボラティリティおよびこれらの指標間の相関関係等を含む、あらゆる重要な市場変数を検討するように努めている。現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門および財務リスク部門によって独立して実施されており、VaRおよび構造的集中限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。これらに加えて、重要な損益についてエスカレーション・トリガーを設定し、また99%信頼区間を超えるリスクのストレス・テストを実施している。

VaRの主要パラメータは以下のとおりである。

保有期間	1 日間
信頼水準	99%
使用した過去データの期間	1 年間

21.4.2 トレード市場リスク

以下の表は、累計VaRをリスクの種類ごとに記載したものである。

	連結および親会社								
	2021年			2020年			2019年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金利リスク	28.7	5.1	12.9	25.5	7.0	14.6	14.9	6.6	10.9
FXリスク	8.7	0.6	2.0	11.7	0.5	4.0	8.6	0.8	4.1
株式リスク	3.2	0.0	0.2	0.7	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0
コモディティ・リスク ¹	7.9	0.4	1.2	3.4	0.6	1.9	42.0	1.7	8.2
その他の市場リスク ²	23.8	1.6	10.3	32.9	2.4	14.6	5.5	2.0	3.5
分散化の影響	該当なし	該当なし	(8.7)	該当なし	該当なし	(14.9)	該当なし	該当なし	(12.3)
正味の市場リスク	41.5	5.9	17.9	42.0	7.1	20.4	45.3	7.9	14.4

¹ 電力リスクを含む。電力事業の閉鎖は2020年度に完了した。

² 期限前償還リスクと、(一般的な信用格付の変動によりさらされることとなる)クレジット・スプレッド・リスクを含む。

21.4.3 ノン・トレード市場リスク

ノン・トレード市場リスクには、銀行勘定内の金利リスク(以下「IRRBB」という。)-金利の変動に伴う純金利収益または銀行勘定科目の経済価値に係るリスクが含まれる。

純金利収益(以下「NII」という。)の感応度はNaRの観点から管理される。ウエストパックの潜在的なNaRを算定するために、シミュレーション・モデルが使用される。これは、貸借対照表の基本データを、廃止事業および新規事業に関する仮定、予想される金利更改の傾向および大口市場金利の変動と組み合わせたものである。一連の潜在的な将来のNIIを提示するために、シミュレーションでは1年から3年の期間にわたる各種金利シナリオを使用する。これには、オーストラリアおよびニュージーランドの現在の市場における利回り曲線から上下100および200ベース・ポイントの変動が含まれている。また、金利に関するストレス・シナリオも検討され、モデル化されている。

これらのモデル化されたシナリオによるNIIの結果の比較は、金利変動に対する感応度を示している。

純金利収益アット・リスク(以下「NaR」という。)

以下の表は、今後12ヶ月の期間において100ベース・ポイントの金利ショック(上下の変動)が生じるという最悪のケースを想定した場合の潜在的なNIIの結果(NII報告額に占める割合として表される)を記載したものである。

NIIの(増加)/減少	2021年				2020年			
	現在	最大エクス ポージャー	最小エクス ポージャー	平均エクス ポージャー	現在	最大エクス ポージャー	最小エクス ポージャー	平均エクス ポージャー
	%	%	%	%	%	%	%	%
連結	3.35	3.35	(0.12)	1.04	(0.27)	3.09	(1.22)	(0.25)
親会社	2.86	2.86	(0.30)	0.51	(0.38)	2.35	(0.89)	(0.10)

バリュー・アット・リスク-IRRBB

以下の表は、IRRBBのVaRを記載したものである。

	2021年				2020年			
	現在	最高	最低	平均	現在	最高	最低	平均
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
連結	63.7	224.3	59.7	127.8	202.4	219.7	31.0	126.7

2021年9月30日現在の親会社のIRRBBのVaRは、60百万豪ドル(2020年度：208百万豪ドル)であった。

リスクの軽減

IRRBBは、構造的な金利リスク(資産と負債のデュレーションのミスマッチ)や資本管理を含む、通常の銀行業務が原因で生じる。

当行グループは、金融派生商品を利用してかかる金利リスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。当行グループのヘッジ会計の詳細については、注記20に記載されている。

トレード市場リスクの監視に使用されているのと同じ統制を実施することにより、経営陣はIRRBBの継続的な監視および管理が可能になっている。

構造的なFXリスク

構造的なFXリスクは、外貨建収益の発生、ならびに海外の支店および子会社に展開している豪ドル以外の通貨建のウエストパックの資本から生じる。為替相場の変動により、海外における事業の収益および資本の豪ドル相当額は変動し、当行の財務業績の報告額および自己資本比率に重大な変動をもたらす可能性がある。注記20には、当行グループのALMの活動の詳細(当該リスク管理に用いられるヘッジ会計および経済的ヘッジの詳細を含む)が含まれている。

21.5 金利指標改革

概要

銀行間取引金利(以下「IBOR」という。)は、さまざまな通貨や期間にわたる多くの金融商品で参照されている金利ベンチマークである。近年、金融規制当局はIBORの使用を見直し、市場で観察可能な取引を参照するためのベンチマーク金利(EURIBORなど)を改革すること、または特定のIBORをより観察可能でリスク・フリーな代替参照金利(以下「ARR」という。)に移行することを推奨した。

2021年3月5日に、英国の規制当局である金融行為規制機構(以下「FCA」という。)は、LIBORからARRへの移行日を公表した。移行日は以下のとおり要約できる。

- ・ ほとんどのLIBORは、2021年12月31日が恒久的停止となる。
- ・ 特定の設定(翌日物や12ヶ月物など)の米ドルLIBORおよび算出過程で米ドルLIBORを使用するシンセティック・ベンチマーク(シンガポール・ドルSORを含む)は、2023年6月30日が恒久的停止日。
- ・ 英ポンドLIBORおよび日本円LIBORとも、1ヶ月物、3ヶ月物および6ヶ月物は2021年12月31日が代表性喪失日。
- ・ 1ヶ月物、3ヶ月物および6ヶ月物の米ドルLIBORは、2023年6月30日が代表性喪失日。

リスク

これらのIBOR改革により、当行グループには以下を含むさまざまなリスクが生じる。

- ・ オペレーショナル・リスク：IBOR改革の実施が事業、コンプライアンス、顧客または/およびテクノロジーに及ぼす悪影響に関連するリスク。
- ・ 市場リスク：IBOR改革により市場が混乱した場合の当行グループおよびその顧客への悪影響を含むリスク。

- ・ 会計上のリスク：報告日にヘッジ会計を実施するにあたっての主要な仮定は、ヘッジ対象とヘッジ手段をLIBORに連動する既存の変動金利から新たなARRに修正する際には両方の修正を同日に行うことである。これらの日付が実際には異なる場合、ヘッジの非有効部分が損益計算書に計上される。また、ARRへの移行により現行のIBORの観察可能性が低下することから、移行の影響を受ける金融商品の分類に使用される、公正価値評価の適切な階層レベルを再検討する必要がある。

当行グループは、IBORにより通常のリスク管理の枠組みおよび統制に重要な変更が生じることはないと考えている。当行グループには、IBORからARRへの変更に起因する移行関連のリスクを管理するためのワーキンググループがある。これについては、以下に詳述する。

ガバナンス

当行グループは、IBOR改革の影響を管理するために、グループ規模のIBOR移行プログラムを設立した。当該プログラムの範囲は、IBORからARRへの移行による影響(事業、コンプライアンス、顧客およびテクノロジーに係る影響を含む)に対応することである。当該プログラムには、運営委員会が含まれ、当該プログラムのガバナンス体制は十分に確立されている。当該運営委員会には、ファイナンス、法務、テクノロジー、コンプライアンス、リスク、および影響を受けるすべての事業部門の上級管理職が含まれている。

進行中の重要な活動には、ARR商品のバリエーションの開発、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)のプロトコルの実装に必要な変更、顧客取引におけるコンダクト・リスクの管理を含む顧客へのアウトリーチ、ならびにLIBORからARRへの契約移行後の会計上の(ヘッジ会計を含む)必要要件を当行グループのシステムが確実に取引、評価および実行できるようにするために必要なテクノロジーの変更が含まれる。これらの活動では、以下の2つの広い領域に焦点を当てている。

- ・ 新しい代替のリスク・フリー金利商品の開発。
- ・ 代替のリスク・フリー金利を参照するよう現行のLIBOR商品を修正すること。

当行グループは顧客および取引相手方と、移行や適切なフォールバック条項の導入に向けて積極的に取り組んでいる。フォールバック条項とは、ベンチマーク金利が利用できない場合に代わりのレートを特定できるようにするプロセスを規定する契約条項を指す。

移行日以降にIBOR改革により影響を受ける金融商品

デリバティブ

以下の表は、現時点で上記の関連するIBOR恒久的停止日(同日時点ではまだARRに移行していない)以降に満期を迎えることになっている当行グループの金融派生商品のエクスポージャーを要約したものである。これらのエクスポージャーは2021年9月30日時点でIBOR改革の影響を受けるベンチマーク金利を参照しているが、ほぼすべてが、国際スワップデリバティブ協会(ISDA)が「ISDA 2020年IBORフォールバック・プロトコル」で公表したフォールバック条項を取引相手方と互いに順守している。「ISDA 2020年IBORフォールバック・プロトコル」は、関連するベンチマーク移行日に適切なARRを特定するための標準化されたプロセスを提供している。

	ベンチマーク					
	2021年				2020年 ³	
	トレーディング		ヘッジ		ヘッジ	
	資産 (帳簿価額)	負債 (帳簿価額)	資産 (帳簿価額)	負債 (帳簿価額)	想定元本	想定元本
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
連結および親会社						
米ドルLIBOR ¹	6,696	4,907	1,219	221	36,004	31,507
英ポンドLIBOR	315	527	37	—	2,099	2,031
その他	212	111	37	—	2,823	2,962
移行日以降にIBOR改革により 影響を受ける金額合計²	7,223	5,545	1,293	221	40,926	36,500

¹ 米ドルLIBORに対する当行グループの主なエクスポージャーは、恒久的停止日が2023年6月30日の設定に対するものである。当行グループには、恒久的停止日が2021年12月31日の設定(つまり、1週間物および2ヶ月物)の米ドルLIBORに対する重要なエクスポージャーはない。

² 上記の表に含まれているのは、スワップ契約で参照されている両方の通貨に関してIBOR改革に対するエクスポージャーがある、連結および親会社の帳簿価額合計が321百万豪ドルのデリバティブ資産および325百万豪ドルのデリバティブ負債を伴うクロス・カレンシー・スワップである。帳簿価額は、スワップの受領レグの通貨に基づいて上表に含まれており、主に、連結および親会社の帳簿価額合計が240百万豪ドルのデリバティブ資産および282百万豪ドルのデリバティブ負債を伴う米ドル/英ポンドLIBORスワップで構成されている。その他の通貨ペアの帳簿価額は、連結および親会社の合計が81百万豪ドルのデリバティブ資産および43百万豪ドルのデリバティブ負債である。

³ 2020年9月30日の想定残高は、米ドルLIBORの特定のテナーの恒久的停止日の変更(2021年12月31日から2023年6月30日のさまざまな日に及ぶ)を反映するために修正再表示されている。

ヘッジ目的のデリバティブについては、リスク・エクスポージャーの範囲に、関連するヘッジ手段の想定元本額も含まれている。

デリバティブ以外

以下の表は、現時点で上記の関連するIBOR移行日(同日時点ではまだARRに移行していない)以降に満期を迎えることになっている当行グループのデリバティブ以外の金融商品のエクスポージャーを要約したものである。当行グループは顧客および取引相手方と、移行や適切なフォールバック条項の導入に向けて取り組んでいる。こうした契約の性質に鑑み、これらのフォールバック条項は、ISDAプロトコルで規定された、当行グループのデリバティブ契約に適用される標準化された基準ではなく、顧客または取引相手方との二者間で合意される。

	2021年		
	ベンチマーク		
	金融資産 (帳簿価額)	金融負債 (帳簿価額)	未実行の 信用コミットメント ⁴ (想定元本額)
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
連結			
米ドルLIBOR ¹	3,083	1,399	366
英ポンドLIBOR	267	—	182
その他	33	—	5
移行日以降にIBOR改革により影響を受ける 金額合計	3,383	1,399	553
親会社			
米ドルLIBOR ¹	2,846	1,344	364
英ポンドLIBOR	254	—	181
その他	15	—	4
移行日以降にIBOR改革により影響を受ける 金額合計	3,115	1,344	549

¹ 米ドルLIBORに対する当行グループの主なエクスポージャーは、移行日が2023年6月30日の設定に対するものである。当行グループには、移行日が2021年12月31日の設定(つまり、1週間物および2ヶ月物)の米ドルLIBORに対する重要なエクスポージャーはない。

⁴ 多通貨ファシリティが一部実行されており、かつ当該ファシリティがIBOR改革の影響を受けるベンチマーク金利を参照している場合は、実行された部分の通貨に基づいて、IBOR改革の影響を受ける未実行信用コミットメントの未実行残高が上記の表に含まれている。これらの残高には、まだ実行されておらず、顧客がIBORベンチマークに連動した融資実行を選択するかどうかが不明である場合の多通貨ファシリティの残高は含まれていない。

[前へ](#)
[次へ](#)

注記22. 金融資産および金融負債の公正価値

会計方針

金融商品の公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

当初認識時に、活発な市場からの異なる観察可能な情報が存在しない限り、取引価格は一般的に金融商品の公正価値を表している。観察不能な情報を利用する場合、取引価格と公正価値の差額(以下「デイ・ワン損益」という。)は、インプットが観察可能になった場合に、商品の契約期間にわたって、損益計算書に認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

当行グループが使用している評価モデルの大半で、観察可能な市場データのみをインプットとして用いている。しかし、一部の金融商品では、現在の市場で容易に観察することができないデータが用いられることがある。

観察可能なインプットが入手可能かどうかは、以下のような要素によって影響される。

- ・ 商品の種類
- ・ 市場活動の深度
- ・ 市場モデルの成熟度
- ・ 取引の複雑さ

観察不能な市場データが用いられる場合、公正価値の決定にはより多くの判断が求められる。これらの判断の重要性は、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に影響を受ける。観察不能なインプットは通常、他の関連する市場データから算出され、以下に対して調整される。

- ・ 業界標準の慣行
- ・ 経済モデル
- ・ 観察された取引価格

金融商品の信頼性の高い公正価値を算定する目的で、経営陣は上記の手法に調整を行うことがある。これらの調整は、市場参加者が公正価値の設定において考慮するであろう要因に対する当行グループの評価が反映されている。

これらの調整には、ビッド/オファー・スプレッド、信用評価調整(以下「CVA」という。)および資金調達評価調整(以下「FVA」という。)が組み込まれている。

公正価値評価の統制フレームワーク

当行グループは、公正価値が取引から独立した機能によって算定または検証される、公正価値評価の統制フレームワークを用いている。このフレームワークは、該当する会計上、業界および規制上の基準の遵守を達成するために利用される方針および手続きをまとめたものである。このフレームワークには、以下に関連する具体的な統制が含まれている。

- ・ 金融商品の再評価
- ・ 独立した価格の検証
- ・ 公正価値の調整
- ・ 財務報告

このフレームワークの主要な要素は、当行グループ内の評価の上級専門家からなる再評価委員会である。再評価委員会は、公正価値測定基準が適用されていることを評価するために、定められた方針および手続きの適用の見直しを行う。

公正価値を決定する方法は、入手可能な情報によって異なる。

公正価値のヒエラルキー

評価ヒエラルキーにおける金融商品のカテゴリーは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低位のレベルのインプットに基づいている。

当行グループは、以下のヒエラルキーに従って公正価値で測定するすべての金融商品を分類している。

評価手法

当行グループは店頭(以下「OTC」という。)デリバティブの公正価値を決定するにあたり、市場で認められた評価手法を適用している。これにはCVAおよびFVAが含まれ、それぞれの評価手法には無担保のデリバティブ・ポジションに関して発生する信用リスクならびに資金調達の費用および便益が組み込まれている。

具体的な評価手法、評価モデルに使用されるインプットの観察可能性および重要な各商品カテゴリーに関するその後の分類については、以下に概要が記載されている。

レベル1の商品(レベル1)

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、直近の無調整の相場価格に基づいている。これらの価格は、実際の独立当事者間取引に基づいている。

レベル1の商品の評価では、経営陣の判断をほとんど、あるいは一切必要としない。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
上場商品	金融派生商品	上場金利先物および オプション、コモディティ および排出権先物	
FX商品	金融派生商品	FX直物および先物契約	
エクイティ商品	金融派生商品	上場株式および株式指数	
	トレーディング目的有 価証券およびFVISで測 定する金融資産		
	その他の金融負債		これらすべての商品は、価格が容易に観察 可能である、流動性がありかつ活発な市場で 売買される。評価には、モデルまたは仮定は 用いられない。
無資産担保債券	トレーディング目的有 価証券およびFVISで測 定する金融資産	オーストラリアおよび ニュージーランドの国債	
	投資有価証券		
	その他の金融負債		
生命保険に関する 資産および負債	生命保険に関する資産 生命保険債務	投資運用制度が管理する上 場株式、上場デリバティブ および上場株式の空売り	

レベル2の商品(レベル2)

活発に取引されない金融商品の公正価値は、観察可能な市場価格を最大限に利用する評価手法を用いて決定される。評価手法には以下が含まれる。

- ・ 市場で標準的な割引計算の使用
- ・ オプション価格決定モデル
- ・ 市場参加者によって広く利用され、認められているその他の評価手法

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
金利商品	金融派生商品	金利およびインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロア、カラーならびにその他のノンバニラ金利デリバティブ	業界の標準的な評価モデルが商品ごとの予想される将来の支払額の算定に用いられ、当該支払額は現在価値に割り引かれる。このモデルの金利インプットは、ベンチマーク金利ならびにスワップ、債券および先物の市場において活発に付される金利である。金利のボラティリティは、ブローカーおよび一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
FX商品	金融派生商品	FXスワップ、FX先渡契約、FXオプションおよびその他のノンバニラFXデリバティブ	業界の標準的な評価モデルを用いて、市場で観察可能なインプット、または一般に認められている価格提供機関から得られる。
その他のクレジット商品	金融派生商品	単名クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)および指数CDS	主要なインプットとして信用スプレッドが組み込まれている業界の標準的なモデルを用いて評価される。信用スプレッドは、一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
コモディティ商品	金融派生商品	コモディティおよび排出権デリバティブ	業界の標準的なモデルを用いて評価される。 当該モデルは予想される将来の引渡額および支払額を算定し、それを現在価値に割り引く。当該モデルのインプットには、フォワード・カーブ、市場で観察可能なインプットから推定されたボラティリティ、ディスカウント・カーブならびに基礎となる直物および先物の価格が含まれる。重要なインプットは、市場で観察可能なインプットまたは一般に認められているデータ・サービスを通じて入手されるインプットである。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。

エクイティ商品	金融派生商品	上場株式オプション、OTC株式オプションおよびOTC新株予約権	流動性が低いため、上場オプションはレベル2である。 株価、配当金、ボラティリティおよび金利などの観察可能なパラメーターに基づき、業界の標準的なモデルを用いて評価される。
資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 投資有価証券	オーストラリア住宅ローン担保証券(以下「RMBS」という。)およびその他の資産担保付証券(以下「ABS」という。)	期限前償還条項が付された変動利付債券を評価するための業界の手法を用いて評価される。オーストラリアのRMBSは一般に認められているデータ提供機関から入手される価格を用いて評価される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
無資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 投資有価証券 その他の金融負債	州政府債およびその他の国債、社債ならびにコマーシャル・ペーパー 無資産担保債券に係る有価証券買戻契約および売戻契約	独立した値付機関から入手される観察可能な市場価格、ブローカーの相場価格またはディーラー間価格を用いて評価される。
公正価値で測定する貸付金	貸付金	固定利付債券およびシンジケート・ローン	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、信用度について調整した割引率、または将来の期待売却額を用いた割引キャッシュ・フロー法。
譲渡性預金証書	預金およびその他の借入金	譲渡性預金証書	満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場レートをを用いた割引キャッシュ・フロー。
公正価値で測定する発行済債券	発行済債券	発行済債券	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、ウエストパックの推定された信用度に関する市場における観察可能な変動について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー。
生命保険に関する資産および負債	売却目的保有資産に含まれる生命保険に関する資産 売却目的保有負債に含まれる生命保険債務	社債、OTCデリバティブ、非上場投資信託証券、生命保険契約債務、生命保険運用契約債務および法定生命保険基金が管理する投資運用制度に係る外部債務	観察可能な市場価格、またはその他の広く利用され容認されている、市場で観察可能なインプットを利用した評価手法を用いて評価される。

レベル3の商品(レベル3)

金融商品の評価に重大な影響を及ぼしうるインプットの1つ以上が、当該商品の流動性が低いことや当該商品が複雑であるために、観察可能な市場データに基づいていない金融商品が該当する。これらのインプットは通常、関連する他の市場データから算出および推定され、現在の市場の傾向および過去の取引に応じて調整される。

これらの評価は、経営陣の高次の判断を用いて算定される。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
負債商品	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	特定のABS、オフショアの非ABSおよび第三者割当を通じて発行された負債証券	これらの証券は独立した値付機関または第三者の再評価に基づき評価される。非流動性および/または複雑性のため、レベル3の資産として分類される。
エクイティ商品	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	投資有価証券 戦略的エクイティ投資	直近の独立当事者間取引(入手可能な場合)、割引キャッシュ・フロー法または企業の純資産の参照など、当該商品に適切な評価手法を用いて評価される。 非流動性、複雑性および/または観察不能なインプットを評価モデルに用いるため、レベル3の資産として分類される。
ファイナンス・リース	売却目的保有資産	ファイナンス・リース	評価には、売却契約の条件に基づく予想売却価格(取引費用控除前)が反映される。予想売却価格には変動対価の見積りに関する判断が含まれるため、レベル3の資産として分類される。

以下の表は、公正価値で測定する金融商品についての公正価値のヒエラルキーの分類を要約したものである。

	連結							
	2021年				2020年			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する 金融資産	6,221	14,875	5	21,101	8,059	32,387	221	40,667
金融派生商品	22	19,305	26	19,353	10	23,353	4	23,367
投資有価証券	19,282	62,923	277	82,482	18,032	72,370	153	90,555
貸付金	—	74	36	110	—	540	21	561
生命保険に関する資産	—	—	—	—	617	2,976	—	3,593
売却目的保有資産	1,309	1,663	—	2,972	—	—	—	—
継続的に公正価値で測定する 金融資産合計	26,834	98,840	344	126,018	26,718	131,626	399	158,743
継続的に公正価値で測定する 金融負債								
預金およびその他の借入金 ¹	—	46,665	—	46,665	—	35,764	—	35,764
その他の金融負債 ²	1,478	4,968	—	6,446	420	4,229	—	4,649
金融派生商品	35	17,992	32	18,059	10	23,031	13	23,054
発行済債券 ³	—	5,514	—	5,514	—	5,333	—	5,333
生命保険債務	—	—	—	—	—	1,396	—	1,396
売却目的保有負債	—	447	—	447	—	—	—	—
継続的に公正価値で測定する 金融負債合計	1,513	75,586	32	77,131	430	69,753	13	70,196
親会社								
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する 金融資産	5,542	13,233	4	18,779	7,074	30,763	193	38,030
金融派生商品	22	19,081	24	19,127	10	22,781	3	22,794
投資有価証券	17,228	60,511	75	77,814	15,714	70,040	69	85,823
貸付金	—	74	17	91	—	540	21	561
子会社債権	—	1,163	—	1,163	—	663	—	663
継続的に公正価値で測定する 金融資産合計	22,792	94,062	120	116,974	22,798	124,787	286	147,871
継続的に公正価値で測定する 金融負債								
預金およびその他の借入金 ¹	—	43,372	—	43,372	—	32,991	—	32,991
その他の金融負債 ²	1,478	4,415	—	5,893	420	4,229	—	4,649
金融派生商品	35	17,822	32	17,889	10	22,756	13	22,779
発行済債券 ³	—	2,664	—	2,664	—	2,986	—	2,986
子会社債務	—	867	—	867	—	239	—	239
継続的に公正価値で測定する 金融負債合計	1,513	69,140	32	70,685	430	63,201	13	63,644

¹ 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて46,661百万豪ドル(2020年度：35,764百万豪ドル)、親会社について43,367百万豪ドル(2020年度：32,990百万豪ドル)であった。

- ² 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて6,446百万豪ドル(2020年度：4,649百万豪ドル)、親会社について5,893百万豪ドル(2020年度：4,649百万豪ドル)である。
- ³ 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて5,357百万豪ドル(2020年度：5,062百万豪ドル)、親会社について2,507百万豪ドル(2020年度：2,714百万豪ドル)であった。当行グループおよび親会社について、ウエストパック自身の信用リスクの変動に帰属する発行済債券の公正価値の累積変動は、14百万豪ドルの増加(2020年度：5百万豪ドルの増加)であった。

市場で観察不能な金融商品の調整

市場で観察不能な評価手法(レベル3)から導き出された公正価値で測定する金融商品の変動の要約は、以下の表のとおりである。

	連結					
	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	投資有価証券	その他 ¹	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2019年9月30日現在残高	220	134	45	399	29	29
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失：						
損益計算書で認識	(2)	—	(2)	(4)	(4)	(4)
OCIで認識	—	(15)	—	(15)	—	—
取得および発行	26	40	12	78	7	7
処分および決済	(23)	(6)	(30)	(59)	(19)	(19)
市場で観察不能への/からの振替	—	—	—	—	—	—
外貨換算の影響	—	—	—	—	—	—
2020年9月30日現在残高	221	153	25	399	13	13
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失：						
損益計算書で認識	548	—	20	568	16	16
OCIで認識	—	50	—	50	—	—
取得および発行	2	257	10	269	8	8
処分および決済	(665)	(7)	(15)	(687)	(4)	(4)
市場で観察不能への/からの振替	(101)	(176)	22	(255)	(1)	(1)
外貨換算の影響	—	—	—	—	—	—
2021年9月30日現在残高	5	277	62	344	32	32
以下の日付現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)：						
2020年9月30日現在	(4)	—	3	(1)	(3)	(3)
2021年9月30日現在	3	—	25	28	(24)	(24)

¹ その他はデリバティブ金融資産および一部の貸付金で構成されている。

	親会社					
	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	投資有価証券	その他 ¹	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2019年9月30日現在残高	193	66	44	303	28	28
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:						
損益計算書で認識	(2)	—	(2)	(4)	(4)	(4)
OCIで認識	—	—	—	—	—	—
取得および発行	26	3	12	41	7	7
処分および決済	(24)	—	(30)	(54)	(18)	(18)
市場で観察不能への/からの振替	—	—	—	—	—	—
外貨換算の影響	—	—	—	—	—	—
2020年9月30日現在残高	193	69	24	286	13	13
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:						
損益計算書で認識	3	—	20	23	16	16
OCIで認識	—	(2)	—	(2)	—	—
取得および発行	1	183	8	192	8	8
処分および決済	(193)	—	(10)	(203)	(4)	(4)
市場で観察不能への/からの振替	—	(175)	(1)	(176)	(1)	(1)
外貨換算の影響	—	—	—	—	—	—
2021年9月30日現在残高	4	75	41	120	32	32
以下の日付現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失):						
2020年9月30日現在	(4)	—	3	(1)	(3)	(3)
2021年9月30日現在	3	—	25	28	(24)	(24)

¹ その他はデリバティブ金融資産および一部の貸付金で構成されている。

レベル3への振替およびレベル3からの振替は、関連する金融商品の公正価値の決定に用いられる評価モデルへの重要なインプットの観察可能性が変わったために発生した。振替は、年度末現在の公正価値を使用して報告されている。

重要な観察不能なインプット

市場で観察不能な評価の仮定において合理的に可能性のある変動に対する感応度は、当行グループの損益報告額に重要な影響を及ぼさなかったと考えられる。

デイ・ワン損益

当年度において認識されなかったデイ・ワン利益の期末残高は、当行グループと親会社のいずれについても1百万豪ドル(2020年度: 4百万豪ドル)であった。

公正価値で測定しない金融商品

継続的に公正価値で測定しない金融商品について、公正価値は以下のとおりに導き出されている。

商品	評価
貸付金	入手可能な場合、貸付金の公正価値は観察可能な市場取引に基づいている。入手可能でない場合、公正価値は割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積られる。変動利付貸付金について使用される割引率は、現行の実効金利である。固定利付貸付金に適用される割引率は、貸付金の満期に対する市場金利および借手の信用度を反映している。
投資有価証券	帳簿価額はその公正価値に近似する。残高は主に、非流動的な市場における政府証券に関連している。公正価値は、直近の発行を参照して監視される。
預金およびその他の借入金	要求払預金債務(無利息、利付および貯蓄預金)の公正価値は、その帳簿価額に近似している。定期預金の公正価値は、満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場金利を適用し、割引キャッシュ・フローを用いて見積られる。
発行済債券および借入資本	公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて算定される。適用される割引率には商品の条件および見積キャッシュ・フローのタイミングが反映され、ウエストパックの信用スプレッドの変動について調整される。
売却目的保有資産および売却目的保有負債	評価には、売却契約の条件に基づく予想売却価格(取引費用控除前)が反映される。
その他すべての金融資産および金融負債	その他すべての金融資産および金融負債について、帳簿価額はその公正価値に近似する。これらの項目は、短期的な性質である、金利更改の頻度が高い、または信用格付が高いかのいずれかである。

以下の表は、公正価値で測定しない金融商品の見積公正価値および公正価値ヒエラルキーを要約したものである。

帳簿価額	連結			
	見積公正価値			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年				
公正価値で測定しない金融資産				
現金および中央銀行預け金	71,353	71,353	—	71,353
支払担保金	4,232	4,232	—	4,232
投資有価証券	935	—	331	935
貸付金	709,674	—	—	710,284
その他の金融資産	6,394	—	6,394	6,394
売却目的保有資産	1,041	7	19	1,015
公正価値で測定しない金融資産合計	793,629	75,592	6,744	711,903
公正価値で測定しない金融負債				
受入担保金	2,368	2,368	—	2,368
預金およびその他の借入金	580,290	—	576,293	3,819
その他の金融負債	43,863	—	43,863	—
発行済債券 ¹	123,265	—	123,826	743
借入資本 ¹	29,067	—	30,147	—
売却目的保有負債	28	—	28	—
公正価値で測定しない金融負債合計	778,881	2,368	774,157	4,562
2020年				
公正価値で測定しない金融資産				
現金および中央銀行預け金	30,129	30,129	—	30,129
支払担保金	4,778	4,778	—	4,778
投資有価証券	984	—	424	560
貸付金	692,498	—	—	694,264
その他の金融資産	5,474	—	5,474	—
公正価値で測定しない金融資産合計	733,863	34,907	5,898	694,824
公正価値で測定しない金融負債				
受入担保金	2,250	2,250	—	2,250
預金およびその他の借入金	555,367	—	552,192	3,429
その他の金融負債	36,276	—	36,276	—
発行済債券 ¹	144,992	—	144,660	1,742
借入資本 ¹	23,949	—	23,934	—
公正価値で測定しない金融負債合計	762,834	2,250	757,062	5,171

¹ 発行済債券および借入資本の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

	親会社				
	帳簿価額	見積公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年					
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	62,754	62,754	—	—	62,754
支払担保金	4,055	4,055	—	—	4,055
投資有価証券	49	—	2	47	49
貸付金	618,322	—	—	619,061	619,061
子会社債権 ¹	162,794	—	123,164	34,525	157,689
その他の金融資産	5,486	—	5,486	—	5,486
売却目的保有資産	1,015	—	—	1,015	1,015
公正価値で測定しない金融資産合計	854,475	66,809	128,652	654,648	850,109
公正価値で測定しない金融負債					
受入担保金	2,189	2,189	—	—	2,189
預金およびその他の借入金	506,815	—	505,367	1,241	506,608
その他の金融負債	41,370	—	41,370	—	41,370
発行済債券 ²	105,546	—	106,713	—	106,713
子会社債務	177,949	—	7,569	170,380	177,949
借入資本 ²	29,067	—	30,147	—	30,147
売却目的保有負債	3	—	3	—	3
公正価値で測定しない金融負債合計	862,939	2,189	691,169	171,621	864,979
2020年					
公正価値で測定しない金融資産					
現金および中央銀行預け金	25,436	25,436	—	—	25,436
支払担保金	4,641	4,641	—	—	4,641
投資有価証券	3	—	3	—	3
貸付金	607,263	—	—	608,602	608,602
子会社債権 ¹	169,139	—	126,623	43,669	170,292
その他の金融資産	4,745	—	4,745	—	4,745
公正価値で測定しない金融資産合計	811,227	30,077	131,371	652,271	813,719
公正価値で測定しない金融負債					
受入担保金	1,862	1,862	—	—	1,862
預金およびその他の借入金	488,622	—	487,452	1,292	488,744
その他の金融負債	35,507	—	35,507	—	35,507
発行済債券 ²	124,680	—	125,896	—	125,896
子会社債務	186,024	—	6,805	179,219	186,024
借入資本 ²	23,949	—	23,934	—	23,934
公正価値で測定しない金融負債合計	860,644	1,862	679,594	180,511	861,967

¹ 子会社債権からは、子会社に対する投資合計の一部である、株式に類似した特性を有する長期性負債商品11,389百万豪ドル(2020年度：11,177百万豪ドル)が除外されていた。

² 発行済債券および借入資本の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

注記23. 金融資産と金融負債の相殺

会計方針

金融資産と金融負債は、当行グループがいかなる状況においてもそれらを相殺する法的に強制力のある権利を有し、当該資産および負債を純額で決済する、または資産の現金化と負債の返済を同時に行う意思がある場合に、貸借対照表において純額で表示される。貸借対照表において報告された純額の基となっている資産および負債の総額は、以下の表で開示されている。

当行グループの相殺契約の一部は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らない。以下の表における金額は、相殺または強制可能なネッティング契約の対象ではない残高が存在する場合、貸借対照表と整合しない可能性がある。この注記に表示されている金額は、当行グループまたは親会社の信用リスクに対するエクスポージャーを表すものではない。信用リスク管理に関する情報については、注記21.2を参照のこと。当行グループが使用している相殺および担保契約ならびにその他の信用リスク軽減戦略は、注記21.2.2の「リスク軽減の管理」のセクションにおいて詳細に記載されている。

	連結						
	強制可能なネットティング契約の対象金額						
	貸借対照表における相殺の影響			強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額			純額
	総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保 ^{1、2}	金融商品担保	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年							
資産							
支払担保金 ³	4,806	(4,787)	19	—	—	(3)	16
金融派生商品 ⁴	45,409	(28,340)	17,069	(11,326)	(2,357)	(6)	3,380
売戻契約 ⁵	2,937	—	2,937	—	(13)	(2,916)	8
貸付金 ⁶	29,827	(29,772)	55	—	—	—	55
資産合計	82,979	(62,899)	20,080	(11,326)	(2,370)	(2,925)	3,459
負債							
受入担保金	2,763	(2,757)	6	—	—	—	6
金融派生商品 ⁴	46,742	(30,370)	16,372	(11,328)	(3,895)	(1,149)	—
買戻契約 ⁷	35,899	—	35,899	—	(15)	(35,884)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	51,236	(29,772)	21,464	—	—	—	21,464
負債合計	136,640	(62,899)	73,741	(11,328)	(3,910)	(37,033)	21,470
2020年							
資産							
支払担保金 ³	10,068	(10,032)	36	—	—	(16)	20
金融派生商品 ⁴	61,171	(39,968)	21,203	(14,719)	(2,247)	(16)	4,221
売戻契約 ⁵	20,401	—	20,401	—	(5)	(20,396)	—
貸付金 ⁶	23,301	(23,266)	35	—	—	—	35
資産合計	114,941	(73,266)	41,675	(14,719)	(2,252)	(20,428)	4,276
負債							
受入担保金	5,516	(5,501)	15	—	—	—	15
金融派生商品 ⁴	66,144	(44,499)	21,645	(14,719)	(4,426)	(1,693)	807
買戻契約 ⁷	27,763	—	27,763	—	(98)	(27,665)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	43,999	(23,266)	20,733	—	—	—	20,733
負債合計	143,422	(73,266)	70,156	(14,719)	(4,524)	(29,358)	21,555

¹ デリバティブ金融資産および売戻契約の現金担保2,368百万豪ドル(2020年度：2,250百万豪ドル)は、貸借対照表に受入担保金として開示されている。残りは、注記16で預金およびその他の借入金に認識されている、定期預金に含まれる。

² デリバティブ金融負債および買戻契約による強制可能なネットティング契約の対象である現金担保3,910百万豪ドル(2020年度：4,524百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、支払担保金の一部である。残りの支払担保金は、貸借対照表に開示されているとおり、株式借入契約3百万豪ドル(2020年度：16百万豪ドル)およびこの欄には含まれていない先物証拠金319百万豪ドル(2020年度：238百万豪ドル)で構成される。

³ 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する変動証拠金および株式借入契約で構成される。変動証拠金が未収の場合、支払担保金の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、受入担保金の一部として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。

⁴ デリバティブ金融資産2,284百万豪ドル(2020年度：2,164百万豪ドル)およびデリバティブ金融負債1,687百万豪ドル(2020年度：1,409百万豪ドル)は、強制可能なネットティング契約の対象ではない。

⁵ 売戻契約は、注記10に記載のトレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産の一部である。

⁶ 総額は上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記12の法人向け貸付金の一部ならびに注記16の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。

⁷ 買戻契約は、注記17のその他の金融負債の一部である。

	親会社						
	強制可能なネットティング契約の対象金額						
	貸借対照表における相殺の影響			強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額			純額
	総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保 ^{1、2}	金融商品担保	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年							
資産							
支払担保金 ³	4,806	(4,787)	19	—	—	(3)	16
金融派生商品 ⁴	45,198	(28,340)	16,858	(11,294)	(2,178)	(6)	3,380
売戻契約 ⁵	2,763	—	2,763	—	(13)	(2,744)	6
貸付金 ⁶	29,827	(29,772)	55	—	—	—	55
資産合計	82,594	(62,899)	19,695	(11,294)	(2,191)	(2,753)	3,457
負債							
受入担保金	2,763	(2,757)	6	—	—	—	6
金融派生商品 ⁴	46,572	(30,370)	16,202	(11,294)	(3,718)	(1,190)	—
買戻契約 ⁷	33,346	—	33,346	—	(15)	(33,331)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	51,236	(29,772)	21,464	—	—	—	21,464
負債合計	133,917	(62,899)	71,018	(11,294)	(3,733)	(34,521)	21,470
2020年							
資産							
支払担保金 ³	10,068	(10,032)	36	—	—	(16)	20
金融派生商品 ⁴	60,616	(39,968)	20,648	(14,586)	(1,859)	(16)	4,187
売戻契約 ⁵	20,401	—	20,401	—	(5)	(20,396)	—
貸付金 ⁶	23,301	(23,266)	35	—	—	—	35
資産合計	114,386	(73,266)	41,120	(14,586)	(1,864)	(20,428)	4,242
負債							
受入担保金	5,516	(5,501)	15	—	—	—	15
金融派生商品 ⁴	65,874	(44,499)	21,375	(14,586)	(4,289)	(1,693)	807
買戻契約 ⁷	27,763	—	27,763	—	(98)	(27,665)	—
預金およびその他の借入金 ⁶	43,999	(23,266)	20,733	—	—	—	20,733
負債合計	143,152	(73,266)	69,886	(14,586)	(4,387)	(29,358)	21,555

¹ デリバティブ金融資産および売戻契約の現金担保2,189百万豪ドル(2020年度：1,862百万豪ドル)は、貸借対照表に受入担保金として開示されている。残りは、注記16で預金およびその他の借入金に認識されている、定期預金に含まれる。

² デリバティブ金融負債および買戻契約による強制可能なネットティング契約の対象である現金担保3,733百万豪ドル(2020年度：4,387百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、支払担保金の一部である。残りの支払担保金は、貸借対照表に開示されているとおり、株式借入契約3百万豪ドル(2020年度：16百万豪ドル)およびこの欄には含まれていない先物証拠金319百万豪ドル(2020年度：238百万豪ドル)で構成される。

³ 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する変動証拠金および株式借入契約で構成される。変動証拠金が未収の場合、支払担保金の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、受入担保金の一部として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。

⁴ デリバティブ金融資産2,269百万豪ドル(2020年度：2,146百万豪ドル)およびデリバティブ金融負債1,687百万豪ドル(2020年度：1,404百万豪ドル)は、強制可能なネットティング契約の対象ではない。

⁵ 売戻契約は、注記10に記載のトレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産の一部である。

⁶ 総額は上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記12の法人向け貸付金の一部ならびに注記16の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。

⁷ 買戻契約は、注記17のその他の金融負債の一部である。

その他の認識された金融商品

これらの金融資産および負債は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らないマスター・ネットティング契約の対象であるため、貸借対照表において総額で認識される。マスター・ネットティング契約の相殺の権利は、取引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

現金担保および金融商品担保

これらの金額は、資産および負債の総額に対して、マスター・ネットティング契約に基づき受取ったまたは差入れた金額である。金融商品担保は通常、取引相手方の債務不履行の場合に直ちに換金可能な有価証券から成る。マスター・ネットティング契約の相殺の権利は、取引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

注記24. 証券化、カバード債およびその他の譲渡された資産

当行グループは、通常の事業活動において、金融資産を取引相手方または組成された企業に譲渡する取引を行っている。状況に応じて、これらの譲渡により、譲渡対象資産の認識が全面的に中止される場合、一部の認識が中止される場合、または譲渡をしても認識が中止されない場合がある。金融資産の認識の中止に関する当行グループの会計方針については、財務書類注記の注記10の前のセクション「金融資産および金融負債」を参照のこと。

証券化

証券化とは、資産(またはその資産もしくは資産から生じるキャッシュ・フローに対する持分)を組成された企業に譲渡し、その企業が第三者である投資家にとっては資金調達目的およびウエストパックにとっては流動性目的で過半数の利付負債証券を発行することである。

当行グループ資産の証券化は、ウエストパックによって、資金調達および流動性確保の手段として利用されている。

ウエストパックが支配する証券化のために組成された企業について、注記31で定義されているとおり、組成された企業は子会社および連結対象に分類される。ウエストパックが組成された企業を支配しているかどうかを評価する際には、ウエストパックの変動リターンに対するエクスポージャーおよび変動リターンに影響を及ぼす能力を考慮する。ウエストパックは、当該資産に関連する継続的なリスクの負担および利益の享受、また金融派生商品、流動性ファシリティ、信託管理および業務サービスの提供を通じて、組成された企業から変動リターンを得る可能性がある。

ウエストパックが当行グループ資産の証券化に提供した未実行の資金調達および流動性ファシリティは435百万豪ドル(2020年度：492百万豪ドル)であった。

カバード債

当行グループには、オーストラリアの住宅ローン債権(オーストラリア・プログラム)およびニュージーランドの住宅ローン債権(ニュージーランド・プログラム)に関連する2つのカバード債プログラムがある。これらのプログラムに基づき、住宅ローン債権のプールのうち特定のものが、倒産隔離されている組成された企業に割り当てられ、当該企業は債券の保有者への支払いに対する保証を提供する。ウエストパックは、組成された企業との保証およびデリバティブを通じて当該組成された企業から変動リターンを得ており、当該企業を連結している。

買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「トレーディング目的有価証券」または「投資有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(買戻契約)として認識される。詳細は注記17を参照のこと。

以下の表は、ウエストパックの譲渡された資産および関連する負債を示している。

	連結				
	譲渡された資産の帳簿価額	関連する負債の帳簿価額	譲渡された資産に対する償還請求権のみがある負債：		
			譲渡された資産の公正価値	関連する負債の公正価値	純公正価値ポジション
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年					
証券化 ¹	5,016	5,000	5,035	5,044	(9)
カバード債 ²	35,287	31,374	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	52,213	35,899	該当なし	該当なし	該当なし
合計	92,516	72,273	5,035	5,044	(9)
2020年					
証券化 ¹	8,029	8,000	8,072	7,994	78
カバード債 ²	43,654	36,051	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	36,727	27,763	該当なし	該当なし	該当なし
合計	88,410	71,814	8,072	7,994	78
親会社					
2021年					
証券化 ¹	142,724	142,172	142,891	148,574	(5,683)
カバード債 ²	28,109	27,234	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	49,262	33,346	該当なし	該当なし	該当なし
合計	220,095	202,752	142,891	148,574	(5,683)
2020年					
証券化 ¹	141,660	141,000	141,991	138,870	3,121
カバード債 ²	36,689	31,926	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	36,727	27,763	該当なし	該当なし	該当なし
合計	215,076	200,689	141,991	138,870	3,121

¹ 証券化された資産の帳簿価額は発行済債券の価額を超過しているが、これは主に、帳簿価額に元本と譲渡された資産から受取った収益の両方が含まれるためである。

- ² カバード債の帳簿価額と差し入れられた資産の帳簿価額との差額は、カバード債の格付を維持するために必要な上乗せ担保、および必要に応じて追加のカバード債を直ちに発行できるようにするための追加資産を反映している。これらの追加資産は、取引文書に記載されている条件に従い、ウエストパックが任意で買戻すことが可能である。

無形資産、引当金、契約債務および偶発債務

注記25. 無形資産

会計方針

耐用年数を確定できない資産

のれん

企業結合において取得したのれんは、取得原価で当初認識され、通常は、以下の金額である。

(i) 支払対価が

(ii) 取得した識別可能な資産、負債および偶発債務の公正価値の純額を上回る金額。

その後、のれんは償却されないが、減損テストが行われる。減損テストは少なくとも年1回、または減損の兆候があればいつでも行われる。減損費用は、資金生成単位(以下「CGU」という。)の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に認識される。回収可能価額とは、CGUの公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方の金額である。

当行グループのCGUは、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する識別可能な最小の資産グループを表している。これらは当行グループが事業を監視および管理するレベルを反映している。

ブランド

セント・ジョージ、BT、バンク・エスエーおよびRAMSなど、企業結合において取得したブランドは、取得原価で認識される。その後、ブランドは償却されず、少なくとも年1回または減損の兆候があればいつでも減損テストが行われる。

耐用年数を確定できる無形資産

コンピューター・ソフトウェアなどの耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価で当初認識され、その後、減損控除後の償却原価で認識される。

無形資産	耐用年数	償却方法
のれん	確定できない	該当なし
ブランド	確定できない	該当なし
コンピューター・ソフトウェア	3年から10年	定額法または(級数法を用いた)逓減残高法

重要な会計上の仮定および見積り

企業結合において取得した資産および負債の公正価値の算定には判断を要する。公正価値評価が異なることにより、のれんの残高や被取得企業の取得後の業績も異なってくる。

無形資産の減損を評価する際、適切なキャッシュ・フローおよびその算定に適用される割引率の決定には重要な判断を要する。使用価値の算定に適用される重要な仮定の概要は、後述のとおりである。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
のれん				
期首残高	8,397	8,895	6,728	6,844
処分(注記36参照)	(243)	—	—	—
減損	(571)	(498)	(487)	(116)
その他の調整	16	—	—	—
期末残高	7,599	8,397	6,241	6,728
コンピューター・ソフトウェア				
期首残高	2,430	2,365	2,266	2,207
取得	740	1,035	638	955
減損 ¹	(485)	(171)	(475)	(165)
償却	(755)	(799)	(696)	(731)
その他の調整 ²	(90)	—	(80)	—
期末残高	1,840	2,430	1,653	2,266
取得原価	7,770	7,370	6,681	6,372
償却および減損累計額	(5,930)	(4,940)	(5,028)	(4,106)
帳簿価額	1,840	2,430	1,653	2,266
ブランド	670	670	636	636
無形資産合計	10,109	11,497	8,530	9,630

のれんは、以下のCGUに配分された³。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
コンシューマー	3,359	3,359	3,144	3,144
ビジネス	3,205	3,205	3,022	3,022
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	—	487	—	487
ニュージーランド	504	488	—	—
スペシャリスト・ビジネス	531	858	75	75
のれん合計	7,599	8,397	6,241	6,728

¹ WIBのCGUからの当行グループおよび親会社に対する減損380百万豪ドル(年次減損テストの結果としての344百万豪ドル)を含む。

² 当行グループについては94百万豪ドル、親会社については80百万豪ドルのSaaS契約の設定またはカスタマイズに係る処理に関して、2021年度の会計方針の変更による影響を含む(注記1参照)。

³ スペシャリスト・ビジネスのセグメントは個別のCGU(退職年金、プラットフォーム、投資)で構成されており、これらにのれんが配分されている。これらの個別のCGUに配分されたのれんの帳簿価額は、当行グループののれん合計と比較して重要ではない。

また、当行グループのブランド670百万豪ドルは、2021年9月30日および2020年9月30日現在、コンシューマーに382百万豪ドル、ビジネスに286百万豪ドルおよびスペシャリスト・ビジネスに2百万豪ドル配分されている。親会社のブランド636百万豪ドルは、2021年9月30日および2020年9月30日現在、コンシューマーに350百万豪ドルならびにビジネスに286百万豪ドル配分されている。

減損テストおよび結果

減損テストは各CGUの回収可能価額とその帳簿価額を比較することにより、少なくとも年1回、または減損の兆候があればいつでも実施される。回収可能価額は、まず、現在の使用から発生する予想キャッシュ・フローの現在価値である使用価値に基づき算定される。使用価値が帳簿価額を下回るCGUについては、CGUの売却費用控除後の公正価値も考慮された。これらのケースでは、減損テストの結果に変更はされなかった。

当年度において、年次減損テストの結果、当行グループは、当行グループおよび親会社において831百万豪ドルの無形資産(487百万豪ドルののれんおよび344百万豪ドルのコンピューター・ソフトウェア)¹の減損をウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。)のCGUから認識した。また、抵当権付住宅ローン貸付保険のCGUに配分された84百万豪ドル(親会社においてはゼロ豪ドル)ののれんは、売却目的で保有する事業の分類変更に伴い減損したものとして評価減された(注記37参照)。これらのCGUにはのれんは残っていない。

WIBのCGUの減損は、エネルギー取引事業からの撤退による当該部門のリスク削減、アジアの事業統合、コルレス銀行関係の縮小など、利益に影響を与えた要因が重なったことに起因している。同時に、低金利環境の長期化、金融市場の収益の低迷およびコンプライアンス費用の増加に対する中期的な予想が、WIBの利益見通しに影響を与えた。また、WIBの予測は、特に信用損失、資本維持要求および金利に関する仮定の変更に対して非常に敏感である。これらの仮定から生じる不確実性に対処するために、回収可能価額の算定にはさまざまな確率加重シナリオを使用している。

¹ WIBのCGUのその他の資産(不動産および設備、ならびにその他の資産に含まれている)の325百万豪ドルも、年次減損テストの結果、減損したものとして評価減された。

回収可能価額の算定に使用される重要な仮定

対象となる重要な各CGUののれんの減損テストにおいて使用された仮定は以下の表のとおりであり、過去の実績および経営陣による将来の予測に基づいている。当年度において、現在の経済環境を考慮し、当行グループはこれらの仮定を再評価し、CGUおよび当行グループの使用価値を合理的に見積るために必要な場合にはその修正を行った。

	割引率		キャッシュ・フロー	
	税引後株主資本利益率/税引前株主資本利益率		予測期間/永久成長率	
	2021年	2020年	2021年	2020年
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	10.4%/13.8%	11.0%/14.4%	5年間/1.8%	5年間/2%
ニュージーランド	9%/12.2%	11.0%/14.5%	3年間/2%	3年間/2%
その他すべての重要なCGU	9%/12.5%	11.0%/15-15.2%	3年間/2%	3年間/2%

WIB以外のCGUについて、当行グループは予測キャッシュ・フローを調整後の税引前株主資本利益率で割り引く。WIBについては、確率加重割引率を使用した(当行グループの税引前株主資本利益率に基づき、基礎となるキャッシュ・フローの固有のリスクを反映するために、合理的な範囲の追加のリスク・プレミアムを使用している)。

使用されたキャッシュ・フローは、経営陣が承認した予測に基づいている。これらの予測は、現在および将来の経済状況、観測可能な過去の情報ならびに経営陣による将来の経営成績の予想に関する情報を活用している。永久成長率は、予測期間を超えるキャッシュ・フローを推定するために適用された成長率を表し、RBAが目標とする長期的なインフレ率の下限を反映している。

WIB以外のすべてのCGUについて、のれんの回収可能性は1つの特定の仮定に依拠しているものではない。重要なCGUの仮定において減損の兆候を示す、または当行グループの損益報告額に重要な影響を及ぼす可能性のある合理的に可能性のある変動はない。

注記26. 引当金、偶発債務、偶発資産および信用コミットメント

会計方針

引当金

引当金は、過去の事象から生じる現在の債務について、当該債務を決済するための支払い(またはその他の経済的譲渡)が必要となる可能性が高く、かつ当該支払について信頼性のある見積りが可能な場合に認識される。

従業員給付－永年勤続休暇引当金

オーストラリアおよびニュージーランドの特定の従業員に永年勤続休暇が付与されている。引当金は予想支払額に基づき算定される。支払いが今後1年間を超えて見込まれる場合、当該支払いは、予想される従業員の勤続年数および平均昇給率が考慮され、その後、割引計算が行われる。

従業員給付－年次休暇およびその他の従業員給付引当金

年次休暇およびその他の従業員給付(非貨幣性給付を含む賃金給与および関連する間接費(給与税など))に対する引当金は、予想支払額に基づき算定される。

信用コミットメントのECLに対する引当金

以下に説明されるとおり、当行グループは与信枠および保証の提供を行っている。与信枠から引出しが行われ、その結果生じた資産が引出額を下回る可能性が高い場合、減損に対する引当金が認識される。ECLに対する引当金は、注記13に記載された方法で計算される。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、規制当局の措置および内部レビューの両方の結果特定された、当行グループの顧客サービス提供時の潜在的な不正行為事項に関連している。これらの事項により当行グループに発生する可能性が高い費用(該当する顧客への返金を含む)の評価は事案ごとに行われ、引当要件に合致する場合には個別の引当金が設定される。

偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識されるさまざまな契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

偶発資産

偶発資産とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある資産である。偶発資産は貸借対照表上に認識されないが、経済的便益の流入の可能性が高い場合には開示される。

重要な会計上の仮定および見積り

訴訟および貸付以外の損失ならびにコンプライアンス、規制および是正事項に係る引当金の財務報告においては、現在において義務が存在するかの特定を行う際、また過去の事象から発生する可能性がある支出についての発生確率、時期、性質および金額の見積りを行う際に重要な見積りの判断を伴う。これらの判断は個別事象に関連する特定の事実および状況に基づいて行われる。重要な項目に関する特定の判断については、以下に記載されている。

永年勤続休暇に対する引当金は、独立した保険数理士によるレポートによって裏づけられている。

引当金

	永年勤続 休暇	年次有給 休暇および その他 従業員給 付	訴訟および 貸付以外 の損失	信用コ ミットメ ントのECL に対する 引当金	リース資 産除去債 務	事業再編 費用およ びその他 引当金	コンプラ イアンス、 規制およ び是正に 係る引当 金	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
連結								
2020年9月30日現在残高	511	596	1,371	530	208	176	1,895	5,287
繰入額	92	986	155	—	4	371	889	2,497
取崩額	(42)	(743)	(1,377)	—	(11)	(121)	(1,308)	(3,602)
未使用分の戻入れ	(22)	(25)	(27)	(127)	—	(50)	(316)	(567)
売却目的保有資産および 負債の決済により買手に譲渡	(1)	—	(4)	—	—	—	(4)	(9)
売却目的保有負債に 振替えられた残高(注記37)	(7)	(11)	(1)	(2)	—	—	(14)	(35)
2021年9月30日現在残高	531	803	117	401	201	376	1,142	3,571
親会社								
2020年9月30日現在残高	482	540	1,343	479	179	142	1,818	4,983
繰入額	92	936	150	—	2	363	716	2,259
取崩額	(40)	(711)	(1,364)	—	(9)	(103)	(1,257)	(3,484)
未使用分の戻入れ	(22)	(25)	(15)	(125)	—	(29)	(281)	(497)
売却目的保有負債に 振替えられた残高(注記37)	(4)	(1)	—	(2)	—	—	—	(7)
2021年9月30日現在残高	508	739	114	352	172	373	996	3,254

法的債務

当行グループには2021年9月30日現在、以下の債務がある。

- ・ 1987年労働者補償法ならびに1998年労働災害管理および労働者補償法(ニュー・サウス・ウェールズ州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく22百万豪ドル(2020年度：22百万豪ドル)。
- ・ 1985年労災補償法(ヴィクトリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく7百万豪ドル(2020年度：7百万豪ドル)。
- ・ 1986年労働者リハビリテーションおよび補償法(南オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく7百万豪ドル(2020年度：6百万豪ドル)。
- ・ 2003年労働者補償およびリハビリテーション法(クイーンズランド州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2020年度：1百万豪ドル)。
- ・ 1951年労働者補償法(オーストラリア首都特別地域)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づくゼロ豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)。
- ・ 1986年職場復帰法(ノーザン・テリトリー州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づくゼロ豪ドル(2020年度：ゼロ豪ドル)。
- ・ 1981年労働者補償および傷害管理法(西オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2020年度：1百万豪ドル)。
- ・ 1988年労働者リハビリテーションおよび補償法(タスマニア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2020年度：1百万豪ドル)。

上記の年次休暇およびその他の従業員給付に対する引当金におけるこれらの債務に対しては、十分な額の引当がなされている。

引当金

訴訟および貸付以外の損失に係る引当金

2020年9月30日現在、当行グループは、AUSTRAC民事訴訟に関する罰金に係る引当金1,300百万豪ドルを計上していた。この罰金はその後、支払い済みである。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

2021年度のコンプライアンス、規制および是正に関連する引当金は以下の見積額を含む。

- ・ 潜在的な過去の不法行為に関連する顧客への返金額
- ・ 是正プログラムの完了のための費用
- ・ 特定の訴訟および規制上の調査に関連して発生する潜在的な貸付以外の損失および費用

計上されている引当金には、以下の主要な顧客是正プログラムに関連する顧客への見積返金額およびプログラム見積費用が含まれている。

- ・ 当行グループが雇用した財務プランナーが請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料

- ・ 当行グループの完全子会社であるセキュリター・フィナンシャル・グループ・リミテッドおよびマグニチュード・グループ・ピーティーワイ・リミテッドの正式な代理店が請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料

当年度においては、上記の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスに関連するプログラムを含む、当行グループの多くの主要な是正プログラムが最終化に向けて大きく進展した。この進展により、これらの主要な是正プログラムに係る引当金は、内在する見積りの不確実性の程度が大幅に減少した。

最終的な結果は、引当金を見積る際に使用した仮定と実際の結果が異なる場合、引当金を下回る、または上回る可能性がある。補償のプロセスは、さらなる事実が明らかになるにつれて変化する可能性があり、このような変化は最終的なエクスポージャーの変更をもたらす可能性がある。

特定の訴訟および規制上の調査

2021年9月30日現在、当行グループは、以下を含む特定の訴訟および規制上の調査に関係する、潜在的な貸付以外の損失および費用に係る引当金を計上している。

- ・ 顧客への消費者信用保険(以下「CCI」という。)の販売に関連する、ウエストパックを相手取ったオーストラリア連邦裁判所におけるASIC訴訟
- ・ BTFMのBT Super for Life現金投資オプションに関連する、BTFMおよびWLISを相手取ったオーストラリア連邦裁判所における集団訴訟
- ・ 口座保有者死亡後における当該顧客口座からの継続的なアドバイス・サービス手数料の徴収に関するASICの調査
- ・ クレジットカードおよびフレキシ・ローン債務の第三者債務購入者への売却および譲渡に関するASICの調査
- ・ 登録を抹消した会社の口座に関するウエストパックの慣行およびプロセス、ならびに関連する問題についてウエストパックが行った調整および補償のアプローチに関するASICの調査
- ・ 当行グループの特定商品ならびにサービスに対して請求される手数料の開示の十分性に関するASICの調査
- ・ 一部の顧客が重複した保険契約を受け取った場合または同意ないまま保険契約が発行された場合を含む、住宅保険および家財保険の提供に関するASICの調査
- ・ 一部の退職年金顧客に保険を提供する契約(退職年金におけるアドバイザー保険手数料の徴収を含む)に関するASICの調査

ウエストパックは、上記調査を早急に終了させるためにASICに協力しているが、終了には訴訟手続が必要になると予想している。

これらの事項に係る引当金は、各事項に関連して発生する可能性のある費用に重要な不確実性がある場合、特に、裁判所の適切な罰金または損害額の評価に用いるアプローチに重要な不確実性が残る場合に認識される。これには、当事者間で罰金または和解金案に合意し、合意に基づき当該金額を裁判所に提示する場合も含まれる(裁判所は考慮するが、受け入れる義務はない)。事項解決のための合意額または裁判所の決定額のいずれかによりウエストパックに発生する実際の総費用は、引当金よりも大幅に高いまたは低い可能性がある。

事業再編費用引当金

当行グループは、主に分離および余剰人員の整理に係る費用として、事業再編の変更に関する事業再編費用引当金を計上している。当年度の主な増加は、当年度に締結または完了した事業売却に関連するものである。詳細については注記37を参照のこと。

リース資産除去債務

リース資産除去債務の増加は、当行グループの不動産リースの終了時におけるリース不動産の原状回復費用の再評価を反映している。見積回復費用の増加は、使用権資産の増加として扱われ、これらの資産の残存期間にわたり減価償却される。

偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

規制上の調査、レビューおよび照会

規制当局、法定機関およびその他の機関は金融サービス部門に関連する調査、レビューおよび照会をオーストラリアおよびその他の海外の両方において継続して進めている。これらの規制措置においては幅広い事案を検討し、オーストラリアにおいては、複数の規制上の調査およびレビューにおいて信用および金融サービスに関連する不法行為の可能性が現在検討されている。規制上のレビュー対象である事案は顧客への影響も評価され、ウエストパック・グループ顧客補償方針に従って適宜顧客補償が行われる。

ASIC、APRA、ACCC、AUSTRAC、OAIC、ATOおよびフェアワーク・オンブズマンなどの国内の規制当局ならびにニュージーランド準備銀行、ニュージーランド金融市場庁および通商委員会、香港金融管理局などの一部の海外の規制当局も現在、当行グループを含むさまざまな事案を対象とする調査(潜在的な民事上の違反および刑事上の違反を含む可能性がある)を実施している。

これらには以下のものが含まれる。

- ・ 1988年個人情報保護法(Cth)を遵守するための慣行および制度に関するOAICの調査。
- ・ 退職年金の提供(死亡給付金の支払い、退職年金に含まれる保険、およびマイスーパー投資の運用実績に関連する1993年私的年金(監督)法の遵守について申立人に理由書を提供する契約の適切性を含む)
- ・ その他の分野：リスク・ガバナンス、流動性に関するRBNZの方針および関連するリスクカルチャー、与信ポートフォリオ管理、プルデンシャル基準の準拠、反マネーロンダリングおよびテロ資金対策に係るプロセスや手続き等。

上述の調査の結果に伴いどのような措置(もしあれば)が取られるのかは不確実である。現時点でこの種類の潜在的な将来の債務を信頼性をもって見積めることは不可能であるため、上記事案に関連して訴訟手続が行われる場合に発生し得る罰金に対する引当金は設定されていない。

これらの調査の結果によっては、訴訟(集団訴訟および刑事訴訟を含む)、多額の罰金および罰則、違反通知、法的拘束力のある保証、刑事訴追の判断を得るための連邦政府または州政府の公訴局長官への送致、資本要件または流動性要件の賦課、ライセンスの取消しもしくは変更、または規制当局もしくはその他の当事者によるその他の処分が行われる(または行われた)可能性がある。ウエストパックの規模を考慮すると、これらの調査は一部の事象では既にかなりの数の履行義務違反が発見され、また将来的にも発見される可能性がある。これにより、多額の金銭的およびその他の罰則となる可能性がある。

訴訟

当行グループのためのおよび当行グループに対する現在進行中の訴訟手続および請求があり、また請求が発生する可能性がある。実際および潜在的な訴訟上の請求および訴訟に関連して、以下に挙げるような偶発債務が存在する。当行グループに予想される損失の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、以下に記載する事案に関連するものを含め、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。債務の発生は確実ではなく信頼性をもって見積ることは不可能であるため、以下の事項に関連して発生し得る潜在的損失に対する引当金は認識されていない。

規制上の訴訟

- ・ 2021年5月5日、ASICは、ウエストパックがインサイダー取引と非良心的行為を行い、オーストラリア金融サービス機関ライセンス義務を遵守しなかったと主張し、ウエストパックを相手取り民事訴訟を提起した。その主張は、ウエストパックが2016年のオースグリッドの民営化取引に関与した際の金利ヘッジ活動に関連している。ウエストパックは、ASICの簡易陳述書に対する回答を提出した。

集団訴訟

- ・ ウエストパックは、2013年12月16日から2019年11月19日までの間にウエストパック株式等の持分を取得した特定の投資家を代表して、オーストラリア連邦裁判所において2019年12月に開始された集団訴訟手続において抗弁している。当該手続は、該当期間にわたるウエストパックによる金融犯罪のモニタリングに関する市場の開示の問題および近年のAUSTRAC訴訟の対象となっている事項に関する主張が含まれている。求められる損害額は未定である。しかし、問題となっている期間および請求の性質を考慮すると、主張されている損害賠償はかなりの額になる可能性が高い。
- ・ 2020年2月28日、ウエストパックによるCCIの販売に関して、ウエストパック、ウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・リミテッドおよびWLISを相手取りオーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が開始された。この請求は、業界の他の集団訴訟に追随するものである。当該事業体3社はCCIのクレジットカード、個人向け貸付金およびフレキシィ・ローンとの抱き合わせ販売において多くの義務に従わなかったことが主張されている。求められる損害額は未定である。当該事業体3社は手続において抗弁している。

- ・ 2020年7月16日、2013年3月1日から2018年10月31日までに自動車ディーラーに支払われたフレックス手数料に関して、ウエストパックおよびセント・ジョージ・ファイナンス・リミテッド(以下「SGF」という。)を相手取り、ビクトリア州最高裁判所において集団訴訟が開始された。当該手続は、自動車ローン業界の複数の貸手を相手取って開始された集団訴訟2件のうちの1件である。ウエストパックおよびSGFは、信用の代理店として行動するディーラーの不正な行為に責任を負い、誤解を招くまたは欺瞞的な行為に関与していたことが主張されている。求められる損害額は未定である。ウエストパックおよびSGFは手続において抗弁している。他の法律事務所は、類似する行為でウエストパックの事業体を相手取り集団訴訟を開始する準備を進めていることを2020年7月に公式に発表した。ウエストパックは、この法律事務所からのフレックス手数料に関連する請求に対応していない。ウエストパックは2018年11月1日以降、ASICが公表した業界全体での禁止に伴い、フレックス手数料を支払っていない。

ウエストパックは、ウエストパックの事業体に対するその他の集団訴訟が調査されていることを、マスコミ報道やその他の公的に入手可能な文書で認識している。2020年7月、ある法律事務所は、2014年以降、BTFMが当行グループの保険契約を獲得する際に、特定の退職年金基金の加入者の利益を最優先して行動しなかったとして、BTFMに対する集団訴訟を開始する意図があることを公式に表明した。2020年8月、他の法律事務所は、過去6年間に(生命保険を含む)金融商品をマグニチュード・グループ、セキュリター・ファイナンシャル・グループまたはウエストパックのファイナンシャル・アドバイザーの助言または推奨により購入、更新または保有を継続した者を代表した請求を調査していることを発表した。ウエストパックはこれらの事項のいずれに関する請求にも対応しておらず、関連する法律事務所により公表された公文書で提案されている請求以外の詳細な情報を有していない。

売却された事業に関連するエクスポージャー

当行グループは、事業および資産のさまざまな売却およびその他の取引に関連して保証、補償およびその他のコミットメントを他の当事者に提供しており、潜在的エクスポージャーを有している。保証、補償、およびその他のコミットメントはさまざまな事項およびリスクを対象としており、本注記26に概説されている特定のコンプライアンス、規制上の調査および訴訟に関する事項も含まれる。

内部レビューおよび是正

前期と同様に、ウエストパックは引き続き、当行グループの顧客、従業員、関連するその他の利害関係者および評判に影響を及ぼす可能性のある問題を特定し解決するために多くのレビューを行っている。これらの内部レビューにより引き続き多くの問題を特定し、当行グループの顧客および従業員(該当する場合)が特定された過去の慣行により不利な立場に置かれることがないように、賠償/救済の支払いまたは特定された場合には払戻しなどの事態の是正措置を取る、または取る予定である。これらの問題の中には特に、貸付人としての義務(責任ある貸付義務を含む)の遵守、給与処理、規制報告、顧客の資金要件の遵守、および一部の商品の契約条件の運用方法を含む製品の不適切なガバナンスによる影響が含まれる。

当行グループのAPRAの規制対象保険会社であるWLISは、多くの顧客からの苦情を受けて、特定の生命保険商品で行った保険料の引き上げについてレビューを行っている。このレビューは、2010年から2017年に発行された生命保険商品の商品開示報告書に関連するものであり、複雑なため、結果については現在のところ不確実である。したがって、過去の保険料の引き上げについて、将来において顧客救済が必要になるリスクがある。このレビューではまた、将来行う可能性のある、また行うべき保険料の引き上げも検討しており、レビューの結果によっては、WLISの財政状態および/または資本状態へ影響を及ぼす可能性もあることから、リスクがある。

さらに、当行グループのニュージーランド事業では、2003年ニュージーランド信用契約および消費者金融法の要件に関連する一部商品のプロセスレビューを行っている。このレビューは複雑で結果も不確実なため、顧客救済、規制措置および訴訟につながる可能性がある。

これらのレビューを行うことにより、当行グループはまたプロセスおよび統制を改善することができる。当行グループに発生する可能性が高い損失の評価は、財務書類の目的上事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。これらのレビューの一環として特定された実際のまたは潜在的な請求または訴訟(顧客、規制当局または刑事検察官によって提起される可能性がある)、賠償/救済の支払および/または返金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

豪州金融苦情機関

豪州金融苦情機関(以下「AFCA」という。)に申し立てられた顧客からの苦情に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。AFCAは苦情に関する決定を下す権力を有し、一定の金額までの補償を命じることができる。AFCAは、当該機関が置き換えた従前の紛争処理機関よりも広範な管轄区域を有している。

金融請求制度

金融請求制度(以下「FCS」という。)の下で、オーストラリア政府は、適格ADIにおける預金について、250,000豪ドルを上限として預金者に保証料なしで保証を提供している。APRAがADIの清算に適用しており、オーストラリア政府の担当大臣が当該ADIにFCSが適用されることを宣言している場合には、FCSが適格ADIに対して適用される。

2008年金融請求制度(ADI)課徴金法(Cth)では、ADIに関連してAPRAが負担する特定のFCS費用を超過する部分を賄うための課徴金が定められている(破綻したADIの預金者に対するAPRAによる支払いも含む)。適格ADIの負債に関して預金者に課徴金が課されるが、その額は当該負債の0.5%以下の金額となる。FCSに基づき課せられた課徴金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

偶発税務リスク

オーストラリアおよびその他の管轄地域の税務および規制当局は、通常の業務において、当行グループが実施した特定の取引(過去および現在の取引の両方)に関する税務上の扱いおよび税務上の優遇措置およびGSTなどの間接税の請求の見直しを行っている。当行グループはまた、税務および規制当局より受領したさまざまな通知および情報請求に対応している。

これらの見直し、通知および請求により、追加の税金負債(利息および罰金を含む)が発生する可能性がある。

当行グループは、オーストラリアおよびオーストラリア外の管轄地域において受けた、当該取引に関するものおよびその他も含めて請求内容を評価し、第三者からの助言を受けている。

決済リスク

当行グループには、支払決済業務(FXを含む)において他の取引相手方が支払額を決済できない場合の信用リスクに対するエクスポージャーがある。当行グループは、関連する決済システムにおいて決済が法的に確実なものとなるよう処理方法を調整することで、支払システムにおける決済リスクに起因する信用リスクの低減に努めている。

親会社による保証

親会社が子会社に対して供与している保証は以下のとおりである。

- ・ 子会社が引続き債務を履行する責任をウエストパックが負っていることを認める、特定の子会社に関するコンフォート・レター。
- ・ 議会の要求事項を遵守するために、オーストラリアの金融サービス機関またはクレジットの認可を受けた企業である完全所有子会社の一部に行った保証。2つの保証を除くすべての保証は、年間20百万豪ドル(自動復元額としてさらに20百万豪ドル)を上限とし、個別の2つの保証は2百万豪ドル(自動復元額としてさらに2百万豪ドル)を上限としている。

未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識されるさまざまな契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

これらによって、当行グループは、要求された場合には流動性リスクにさらされ、顧客が期日に支払うべき金額を返済できない場合には信用リスクにさらされる。信用損失に対する最大エクスポージャーは、商品の契約額または想定元本額である。一部の契約は、当行グループがいつでも解約することができ、大部分は引出が行われないうまま満了することが予想される。実際の流動性リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーは引出額に応じて変動し、開示される金額を下回る場合がある。

当行グループは、これらの契約を締結する際には、オン・バランスシート商品と同じ与信方針を用いている。流動性リスクおよび信用リスクの管理に関する詳細は、注記21を参照のこと。

デリバティブを除く未実行の信用コミットメントは、以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未実行の信用コミットメント				
信用状および保証 ¹	11,323	12,610	10,796	12,069
信用供与契約 ²	188,768	184,064	163,685	159,644
その他	—	267	—	266
未実行の信用コミットメント合計 ³	200,091	196,941	174,481	171,979

¹ スタンドバイ信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、提示書類に照らして債務を支払う保証である。保証は、第三者に対する顧客の債務の裏付けとして与えられる無条件の保証である。当行グループは、発行した保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。

- ² 信用供与契約には、与信枠を提供する当行グループ側のすべての義務が含まれている。与信枠は貸付が行われないままに期限が満了する可能性があるため、限度額は必ずしも将来必要なキャッシュを反映していない。2021年9月30日現在、上記に開示された契約債務に加えて、当行グループは顧客に対して与信枠97億豪ドル(2020年度：49億豪ドル)を提示していたが、まだ承認されていない。
- ³ 売却目的保有の引受枠に関連する未実行の信用コミットメント 8 億豪ドル(2020年：ゼロ豪ドル)を含む。

偶発資産

上記の表に示されている信用コミットメントは偶発資産と等しい。偶発事象が生じた場合、これらの契約債務は貸借対照表において貸付金に分類される。

資本および配当金

注記27. 株主持分

会計方針

株式資本

普通株式は、普通株式1株当たりの払込金額から直接帰属する発行費用を控除した金額で認識される。自己株式は、親会社の株式を、親会社もしくは当行グループのその他の会社が購入したものである。これらの株式は、当該株式を購入するために支払われた対価および、該当する場合は、当該株式のその後の売却または再発行により受取る対価を控除し、株式資本に対して調整される。

非支配株主持分

非支配株主持分とは、親会社が直接的または間接的に所有していない株主持分に帰属する子会社の純資産における持分を指す。

積立金

外貨換算積立金

当行グループの在外事業体の換算から生じる為替差額および純投資ヘッジに係る相殺効果のある損益は、外貨換算積立金に反映される。この積立金の貸方累積残高は通常、在外事業体の売却または処分時に利益が実現し、損益計算書に認識されるまでは配当金の支払に利用することができない。

FVOCIで測定する負債証券に関する積立金

この積立金は、(損益計算書に認識される受取利息、減損費用および為替差損益を除く)FVOCIで測定する負債証券の公正価値の変動(関連するヘッジ会計調整額および税金を控除後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分された場合に損益計算書の利息以外の収益に振り替えられる。

FVOCIで測定する持分証券に関する積立金

この積立金は、FVOCIで測定する持分証券の公正価値の変動(税引後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分されても損益計算書の利息以外の収益に振り替えられない。

キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された商品の有効部分に関連する公正価値の評価損益(税引後)から成る。

株式報酬に関する積立金

費用として認識される株式決済型の株式報酬の公正価値から成る。

その他の積立金

親会社のその他の積立金は、公正価値で実施された特定の過去におけるグループ内の事業再編に関係している。
この積立金は連結上消去される。

当行グループのその他の積立金は、子会社に対する親会社の所有割合の変更のうち、支配の喪失をもたらさないものに関連する取引から成る。

その他の積立金の計上額には、NCIの調整額と、支払った、または受取った対価の公正価値との差額が反映されている。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
株式資本				
全額払込済普通株式資本	41,601	40,509	41,601	40,509
RSPで保有する自己株式 ¹	(661)	(618)	(661)	(618)
その他の保有自己株式 ²	55	55	(3)	(3)
保有自己株式合計	(606)	(563)	(664)	(621)
株式資本合計	40,995	39,946	40,937	39,888
NCI	57	51	—	—

¹ 2021年度：権利未確定保有株式数4,363,329株(2020年度：4,588,277株)。

² 2021年度：保有株式数ゼロ株(2020年度：ゼロ株)。

普通株式

ウエストパックは授權株式資本を持たず、普通株式は無額面である。普通株式の株主は、配当金を受取り、ウエストパックの清算時には保有株式数および保有株式に係る支払金額の割合に応じた金額の割当を受取る権利を有する。

普通株式の株主は、株主総会において、本人あるいは委任状により、1株当たり1議決権を得る。

普通株式数の増減の調整表

	連結および親会社	
	2021年	2020年
	株数	株数
期首残高	3,611,684,870	3,489,928,773
株式の発行 ³	—	110,919,861
配当金株式再投資制度 ⁴	20,213,205	10,836,236
配当金再投資制度の引受け ⁵	36,693,733	—
期末残高	3,668,591,808	3,611,684,870

³ 2020年度の株式の発行による1株当たり平均価格は24.81豪ドルであった。

⁴ 2021年度の中間配当金に対するDRPは、ウエストパックが必要な株式を市場から買戻し制度参加者に普通株式9,085,937株を平均価格25.98豪ドルで譲渡したため、発行済普通株式数に影響を及ぼしていない。配当金株式再投資制度に関連する株式の1株当たり発行価格は、2020年度の最終配当について19.83豪ドル(2020年度：2019年度の最終配当は25.17豪ドル)であった。

⁵ 当行グループは、DRPの引受けと呼ばれる、2020年度の最終配当を全額引き受ける契約を締結した。当該契約により、DRP引受人は株主に現金で支払われる配当金の額に相当する新株を購入し、配当による資本への影響が確実に排除された。2020年度のDRP引受けに関連して発行された株式の1株当たり価格は、19.59豪ドルであった。

市場で買戻された普通株式

	連結および親会社	
	2021年	
	株数	平均価格(豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度(以下「ESP」という。)	1,178,527	19.09
RSP ⁶	2,052,825	21.09
ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。) —行使された新株引受権	231,913	21.89
市場で買戻された普通株式合計	3,463,265	

⁶ RSPに基づき従業員に割当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

株式報酬制度に関する詳細は、注記32を参照のこと。

積立金の増減の調整表

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
FVOCIで測定する負債証券に関する積立金				
期首残高	177	(22)	125	(25)
公正価値の変動による純利益/(損失)	578	360	730	292
税効果	(177)	(96)	(220)	(77)
損益計算書への振替	(195)	(79)	(195)	(79)
税効果	58	15	58	15
FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額	2	2	2	2
為替差額	—	(3)	(1)	(3)
期末残高	443	177	499	125
FVOCIで測定する株式に関する積立金				
期首残高	(4)	17	—	(1)
公正価値の変動による純利益/(損失)	50	(21)	(2)	1
税効果	(2)	—	—	—
期末残高	44	(4)	(2)	—
株式報酬に関する積立金				
期首残高	1,720	1,642	1,611	1,533
株式報酬費用	86	78	86	78
期末残高	1,806	1,720	1,697	1,611
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金				
期首残高	(42)	(129)	20	(65)
公正価値の変動による純利益/(損失)	296	(95)	177	(28)
税効果	(86)	28	(53)	9
損益計算書への振替	39	218	(13)	150
税効果	(11)	(64)	4	(46)
期末残高	196	(42)	135	20
外貨換算積立金				
期首残高	(292)	(179)	(221)	(145)
在外事業体の換算から生じる為替差額	249	(177)	40	(148)
純投資ヘッジに係る利益/(損失)	(198)	9	(41)	17
損益計算書への振替	—	55	—	55
期末残高	(241)	(292)	(222)	(221)
その他の積立金				
期首残高	(15)	(18)	41	41
所有者との取引	(6)	3	—	—
期末残高	(21)	(15)	41	41
積立金合計	2,227	1,544	2,148	1,576

注記28. 自己資本比率

APRAは3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

資本レベル	定義
普通株式等Tier 1資本 (以下「CET1」という。)	払込株式資本、利益剰余金および特定の積立金から特定の無形資産、資産化された費用およびソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、ならびに自己資本比率の観点から連結されていない保険およびファンド管理子会社への投資および利益剰余金により構成される。
Tier 1資本	CET1とAT1資本の合計。AT1資本は、CET1に含まれないものの損失吸収の性格を有する特定の有価証券から成る高水準の資本の構成要素により構成される。
合計規制資本	Tier 1資本とTier 2資本の合計。Tier 2資本には、程度は異なるが、Tier 1の資本要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収力の向上に貢献する劣後商品およびその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準により、ウエストパックを含むオーストラリアのADIは、CET1比率を4.5%以上、Tier 1資本比率を6.0%以上、合計規制資本比率を8.0%以上に維持するよう義務付けられている。また、APRAは、ウエストパックを含むADIに対して、業界の健全性基準の資本要件(以下「PCR」という。)を超えるPCRを満たすよう求めている。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

また、APRAはADIに対して、以下から成る追加的CET1バッファを保有するよう求めている。

- ・ APRAが国内におけるシステム上重要な銀行(以下「D-SIB」という。)に指定するADIについては、3.5%の資本保全バッファ(以下「CCB」という。)。ただし、D-SIBに対する1.0%のサーチャージなど、別途APRAにより指定された場合を除く。APRAはウエストパックをD-SIBに指定している。
- ・ カウンターシクリカル資本バッファ。カウンターシクリカル・バッファは各管轄区域で設定され、APRAはオーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファは、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファは総称して「資本バッファ」(以下「CB」という。)と呼ばれる。CET1比率が資本バッファの範囲内にある場合、利益配分に制限が適用される。この中には、配当金、AT1資本の分配金および従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

資本に関するAPRAの発表

APRAは、自己資本の枠組みに関連して以下の発表を行った。

- ・ 2021年7月19日、APRAは、COVID-19の影響を受けた借手に対して一時的な財政支援を提供する銀行に対して、当局が支援を行うことを発表した¹。APRAは、適格な借手であれば、ADIは返済繰延期間を延滞期間または貸付金のリストラクチャリングとして処理する必要はないとする概要を示した。これにより2021年9月末までの3ヶ月を上限とした返済の繰延が貸付金に適用される²。会計基準の上では、ADIは、これらの貸付金に対する引当金の計上を継続しなければならない。

- ・ APRAは、APS 111「自己資本比率：資本の測定」に関する最終改訂基準を公表した。これは2022年1月1日付で発効する³。最終基準には、親会社であるADIによる(レベル1の)銀行および保険子会社に対するエクイティ投資の処理に関する、以下を含む変更が含まれる。
 - － 子会社に対するエクイティ投資(子会社に対するその他Tier 1およびTier 2の資本投資を含む)は、250%のリスク加重がされ、投資1件当たりレベル1のCET1資本の10%を上限とする。
 - － 10%の上限を超えるエクイティ投資は、レベル1の資本比率を算出する際のレベル1のCET1資本から全額控除される。
 - ・ APRAは、バーゼルIII改革の実施を含め、「疑いなく強固な」資本水準を資本フレームワークに組み込むための変更を提案している。2021年7月21日、APRAは、資本バッファおよび特定の資産クラスを含むRWAの計算に関する追加的なガイダンスを公表した⁴。APRAは、提案の一環として、資本保全バッファを2.5%から4.0%に引き上げ、カウンターシクリカル資本バッファの基準レベルを1.0%とする意向である。このため、D-SIBのCET1比率要件について、2023年1月1日以降、8%から10.5%への引き上げが提案されている。当行グループは、2023年1月1日までにこれらの変更がさらに明確化されるものと予想している。
- ¹ 2021年7月19日付のAPRAの発表－「APRAがCOVID-19の影響を受けた貸付金に対する更なる規制上の支援を発表」。
- ² 2021年8月25日付のすべての認可預金受入機関に対する書簡－「COVID-19の影響を受けた貸付金に対する規制上の支援」。
- ³ 2021年8月5日付のすべての認可預金受入機関に対する書簡－「最終改訂健全性基準：APS 111自己資本比率－資本の測定」。
- ⁴ 2021年7月21日付のすべての認可預金受入機関に対する書簡－「銀行資本改革：更新」
- ・ 2021年9月10日、APRAは、ADIによる流動性供給枠(以下「CLF」という)の利用を2022年12月31日までにゼロにするとの見通しを発表した¹。ウエストパックの現在のCLF割当額は370億豪ドルである。ウエストパックは、APRAの発表に従い、割当額を削減し、適格流動性資産の保有を増やすことで流動性要件を満たす予定である。

資本管理戦略

ウエストパックの資本管理アプローチは、ADIとして適切な自己資本を維持することを追及するというものである。ウエストパックは資本管理アプローチについて、自己資本充実度評価プロセス(以下「ICAAP」という。)を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・ 規制上の最低値、資本バッファおよび不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定。現行の規制資本の最低値に資本保全バッファ(以下「CCB」という。)を合わせたものがCET1要件の合計である。ウエストパックに対するCET1要件の合計は、業界のCET1要件の最低値である4.5%に、D-SIBに適用される3.5%以上を加算し、8.0%以上となる^{2, 3}。
- ・ 規制資本および経済的資本の両方の要件の検討。
- ・ 不利な経済シナリオの影響を組込んだ自己資本測定、カバレッジおよび要件に対応するストレス・テストのフレームワーク。
- ・ 格付機関、株式投資家および債券投資家などの外部の利害関係者の観点の考慮。

以上を踏まえ、また、APRAの資本管理のフレームワークにおいて、D-SIBに対するCET1資本比率要件の8%から10.5%への引き上げ(資本保全バッファとカウンターシクリカル資本バッファを含む)が提案されていることを踏まえ、ウエストパックは、現行の資本フレームワークで測定するCET1資本比率が10.5%を超える水準での運営を目指す予定である⁴。より困難な、または不確実な状況が出現した場合、またはAPRAの提案が大幅に変更された場合には、資本の設定を再検討する可能性がある。

¹ 2021年9月10日付の国内のLCR対象の認可預金受入機関に対する書簡「流動性供給枠についての更新」。

² APRAは各ADIに対してより高いCET1要件を適用する可能性があることに注意すべきである。

³ ADIのCET1比率がCET1要件の合計(8%以上)を下回った場合、当該ADIは、配当金等の利益配分、AT1資本商品の分配金の支払および従業員への変動賞与に関して制限が課される。

⁴ 半年ごとの普通株式の配当金支払いによる、四半期ベースでの資本比率の変動は許容。

注記29. 配当金

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在で認識されていない配当金					
期末以降に取締役は以下の配当金の支払を提案している：					
最終配当金1株当たり60豪セント(2020年度：31豪セント、2019年度：80豪セント)で、すべて30%での税率で全額フランキング済	2,201	1,120	2,791	2,201	1,120
期末現在で認識されていない配当金合計	2,201	1,120	2,791	2,201	1,120

取締役会は、全額フランキング済の最終配当金1株当たり60豪セントを、2021年11月8日時点で登録されている株主に対して2021年12月21日に支払うことを決定した。

株主は、配当金を現金で受け取るか、または配当金株式再投資制度(以下「DRP」という。)に基づき相当する株式数の株式に再投資するかを選択できる。

取締役会は、2021年度の最終配当金に対するDRPを、第三者による市場における株式の購入をアレンジすることにより履行することを決定した。DRP参加者に割当てられる株式数の決定に使用する市場価格は、2021年11月11日からの10取引日に設定され、割引部分は含まれない。

当期に認識した配当金の詳細は、持分変動計算書に記載されている。

ウエストパックは、最大35億豪ドル相当のウエストパック株式の市場外での買戻しを発表した。ウエストパックの経営成績と多くの事業売却の完了を含む戦略的優先事項の進捗が、強固な資本基盤に寄与したため、ウエストパックは株主に資本を還元することができた。

次年度以降数年間に親会社が利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジットは、3,857百万豪ドル(2020年度：3,448百万豪ドル、2019年度：1,558百万豪ドル)である。これは、フランキング・クレジットの期末残高として計算され、オーストラリアの当期税金負債および提案される2021年度の最終配当金について調整される。

ニュージーランドの株式帰属方式税額控除(インピュテーション・クレジット)

1株当たり0.07ニュージーランド・ドル(2020年度：0.07ニュージーランド・ドル、2019年度：0.07ニュージーランド・ドル)のニュージーランドの株式帰属方式税額控除が、提案される2021年度の最終配当金に付されることになる。その後数年度にわたって親会社が利用可能なニュージーランドの株式帰属方式税額控除は、820百万ニュージーランド・ドル(2020年度：980百万ニュージーランド・ドル、2019年度：860百万ニュージーランド・ドル)である。これは、オーストラリアのフランキング・クレジットと同じ基準で計算されるが、ニュージーランドの当期税金負債が用いられる。

グループ構造

注記30. 子会社および関連会社に対する投資

会計方針

子会社

ウエストパックの子会社とは、ウエストパックが当該企業から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼすことが可能なため、支配し連結している企業をいう。

当行グループが子会社の支配を中止する場合には、子会社への留保持分があれば公正価値で再測定し、その結果生じる損益は損益計算書に認識される。

子会社における当行グループの所有持分が変動しても、その結果、支配を喪失しない場合には、持分保有者との取引として会計処理される。

親会社の財務書類において、子会社に対する投資は取得原価で当初計上され、その後、取得原価と回収可能価額のいずれか低い方の金額で保有される。

グループ企業間の取引はすべて、連結上相殺消去される。

関連会社

関連会社とは、当行グループが、営業および財務方針について重要な影響力を有しているが支配はしていない企業である。当行グループは関連会社を持分法で会計処理している。関連会社に対する投資は取得原価で当初認識され(子会社の支配の喪失に伴い公正価値で認識される場合を除く)、取得後の関連会社の利益(または損失)に対する当行グループの持分に相当する金額分だけ各事業年度において増加(または減少)する。関連会社からの配当金受取額は、関連会社に対する投資を減少させる。

外国会社の大部分は設立国において事業を営んでいる。非法人事業体の「設立国」については、事業を営んでいる国を記載している。全被支配会社の事業年度は、別途記載のない限り、ウエストパックと同じである。当行グループは、信託への関与から生じる変動リターンを有し、かつ、当該信託に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している、多数のユニット型信託をその時々に関連している。これらのユニット型信託は表には含まれていない。

以下の表には、2021年9月30日現在の当行グループの主な被支配会社が含まれている。

社名	設立国
Advance Asset Management Limited	オーストラリア
Asgard Capital Management Limited	オーストラリア
BT Financial Group Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management Limited	オーストラリア
BT Portfolio Services Limited	オーストラリア
Capital Finance Australia Limited	オーストラリア
Crusade Trust No.2P of 2008	オーストラリア
Reinventure Fund, I.L.P.	オーストラリア
Series 2008-IM WST	オーストラリア
St.George Finance Holdings Limited	オーストラリア
Westpac Covered Bond Trust	オーストラリア
Westpac Equity Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Financial Services Group Limited	オーストラリア
Westpac Life Insurance Services Limited ¹	オーストラリア
Westpac Overseas Holdings No. 2 Pty Limited	オーストラリア
Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Life-NZ-Limited ¹	ニュージーランド
Westpac New Zealand Group Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Limited (WNZL)	ニュージーランド
Westpac NZ Covered Bond Limited ²	ニュージーランド
Westpac NZ Securitisation Limited ²	ニュージーランド
Westpac Securities NZ Limited	ニュージーランド
Westpac Bank-PNG-Limited	パプアニューギニア

¹ 売却目的保有資産および売却目的保有負債の詳細については、注記37を参照のこと。

² 当行グループは、Westpac NZ Covered Bond Limited(以下「WNZCBL」という。)およびWestpac NZ Securitisation Limited(以下「WNZSL」という。)の19%を間接的に所有している。ただし、契約上および仕組上、WNZCBLおよびWNZSLはいずれも当行グループの被支配会社とみなされる。

以下の被支配会社は、2001年会社法の決算日の統一に関する規定への準拠を免除されている：Westpac Cash PIE Fund、Westpac Notice Saver PIE Fund、Westpac Term PIE Fund。

以下の重要な被支配会社は完全所有ではない。

所有割合	2021年	2020年
Reinventure Fund, I.L.P.	99.0%	99.0%
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

非支配株主持分

NCIの残高の詳細については注記27に記載されている。当行グループにとって重要性のあるNCIはない。

重要な制限

2020年4月2日、RBNZは、COVID-19による不確実性がある間はニュージーランドのすべての銀行による普通株式配当金の分配を凍結することを決定した。2021年4月29日付で、これらの配当制限が緩和され、ニュージーランドの銀行は利益の最大50%を配当金として支払うことができるようになった。この50%の配当制限は2022年7月1日まで継続される。そのため、現在、当行グループのニュージーランド子会社であるWNZLによる配当金支払いには制限がある。

当行グループ内の企業間での現金またはその他の資産の譲渡、配当金またはその他の資本分配金の支払い、貸付金の提供または返済に関する重要なその他の制限はなかった。ウエストパックによる当行グループ資産へのアクセスまたは資産の利用および負債の決済に関しても、NCIの保護的権利に起因する重要な制限はなかった。

関連会社

当行グループにとって重要性のある関連会社はない。

子会社持分の変動

2021年9月30日終了事業年度に売却した事業

ウエストパックは、当年度において以下の事業に対する持分を売却した。

- ・ Westpac General Insurance Limited (2021年7月1日売却)
- ・ Westpac General Insurance Services Limited (2021年7月1日売却)
- ・ Westpac Vendor Finance事業(2021年7月31日売却)
- ・ Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited (2021年8月31日売却)

2021年度に売却した事業の詳細については、注記36および注記37を参照のこと。

2020年9月30日終了事業年度に売却した事業

2020年度に売却した事業はなかった。

2019年9月30日終了事業年度に売却した事業

ウエストパックは、アスカロン・キャピタル・マネジャーズ(アジア)リミテッドおよびアスカロン・キャピタル・マネジャーズ・リミテッドに対する持分を2019年2月8日に売却し、合算で3百万豪ドルの利益が利息以外の収益に認識された(注記36参照)。

注記31. 組成された企業

会計方針

組成された企業は通常、特定の明確化された目的を達成するために設立されており、その事業は特定の資産の購入などのみに限定されている。組成された企業は一般的に、対象となる資産によって担保されている、および/またはそれらの資産に連動している債券または持分証券によって、資金調達を行っている。組成された企業が発行した負債証券および持分証券は、劣後のレベルがさまざまなトランシェを含む場合がある。

組成された企業は子会社に分類され、注記30の定義を満たした場合に連結される。当行グループが組成された企業を支配しない場合、連結は行われない。

当行グループは、連結対象および非連結の組成された企業と、主に証券化、資産担保付およびその他のストラクチャード・ファイナンス、ならびにファンドの管理業務などのさまざまな取引を行っている。

連結対象の組成された企業

証券化およびカバード債

当行グループは、2つのカバード債プログラムを含め、自社の金融資産を証券化し、住宅ローン債権のプールを倒産隔離されている組成された企業に割り当てるために、組成された企業を利用している。

詳細については、注記24を参照のこと。

当行グループが管理するファンド

当行グループは、多数の投資管理ファンドの責任企業および/またはファンド管理会社として行動している。当行グループはファンド管理会社として、代理人ではなく本人として行動しているとみなされる場合に、当該ファンドを連結している。本人か代理人かの決定には、当行グループが変動リターンに対する十分なエクスポージャーを有しているかどうかの判断を行うことが必要である。

契約外の財政支援

当行グループは、これらの連結対象の組成された企業に対して契約外の財政支援を行っていない。

非連結の組成された企業

当行グループは、債券またはエクイティ商品、保証、流動性およびその他の与信契約、貸付金、ローン・コミットメント、特定の金融派生商品、ならびに投資管理契約を含め、さまざまな非連結の組成された企業に対する持分を有している。

持分は、複雑でない金融派生商品(金利または通貨スワップなど)、企業の変動を吸収するよりも変動をもたらす金融商品(クレジット・デフォルト・スワップに基づく信用保証など)、ならびに単なる組成された企業ではなくより広範囲な営業活動を行う企業に対する求償権が付された組成された企業に対する貸付を除いている。

通常の事業活動において発生する非連結の組成された企業に対する当行グループの主な持分は、以下のとおりである。

トレーディング目的有価証券	当行グループは組成された企業に対する持分を活発に売買しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。当行グループは、これらの有価証券に係る受取利息を稼得しており、また、トレーディング収益を通じた公正価値の変動を利息以外の収益に認識している。
投資有価証券	当行グループは、流動性目的でモーゲージ担保付証券を保有しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。これらの資産は、高格付の投資適格証券であり、RBAまたは他の中央銀行との買戻契約に適格である。当行グループは受取利息を稼得しており、また、これらの資産の売却から生じる純損益は損益計算書に認識される。
貸付金およびその他の信用コミットメント	当行グループは、利息および手数料収益を得るために、当行グループの担保および信用承認プロセスを条件として、非連結の組成された企業に貸付を行っている。組成された企業は主に、不動産信託、証券化事業体ならびにプロジェクトおよび不動産ファイナンス取引に関連するもので構成されている。
投資管理契約	当行グループはファンドを管理し、顧客に投資機会を提供している。当行グループはまた、その従業員向け退職年金基金を管理している。当行グループは、管理報酬および業績報酬を得ており、利息以外の収益に認識される。 当行グループはまた、主に生命保険子会社を通じてこれらの投資管理ファンドの受益証券を保有することがある。当行グループは、ファンドの受取分配金を得ており、利息以外の収益を通じて公正価値の変動を認識している。

非連結の組成された企業に対する当行グループの持分およびこれらの持分に関連した損失に対する最大エクスポージャーは、以下の表のとおりである。最大エクスポージャーは、損失リスクを軽減するような担保またはヘッジは考慮されていない。

- ・ 非連結の組成された企業に対する債券およびエクイティ商品、ならびに貸付金を含むオンバランスの金融商品について、損失に対する最大エクスポージャーは帳簿価額である。
- ・ 流動性ファシリティを含むオフバランスの金融商品、貸付金およびその他の信用コミットメント、ならびに保証について、損失に対する最大エクスポージャーは、名目元本である。

	連結				合計
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2021年					
資産					
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	2,694	—	—	40	2,734
投資有価証券	5,352	—	—	—	5,352
貸付金	—	23,028	—	18,415	41,443
生命保険に関する資産 ²	—	—	—	—	—
その他の資産	—	—	55	—	55
売却目的保有資産	—	—	232	695	927
オンバランスのエクスポージャー合計	8,046	23,028	287	19,150	50,511
オフバランスのエクスポージャーの 名目元本合計	—	6,609	15	8,553	15,177
損失に対する最大エクスポージャー	8,046	29,637	302	27,703	65,688
組成された企業の規模³	74,925	29,637	77,036	48,309	229,907
2020年					
資産					
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	1,526	—	—	34	1,560
投資有価証券	6,105	—	—	—	6,105
貸付金	—	20,094	—	16,955	37,049
生命保険に関する資産	—	—	204	129	333
その他の資産	—	—	52	—	52
オンバランスのエクスポージャー合計	7,631	20,094	256	17,118	45,099
オフバランスのエクスポージャーの 名目元本合計	—	6,122	44	7,768	13,934
損失に対する最大エクスポージャー	7,631	26,216	300	24,886	59,033
組成された企業の規模³	59,324	26,216	67,423	40,209	193,172

¹ 第三者のモーゲージおよびその他の資産担保付証券に対する当行グループの持分は債券の上位トランシェであり、投資適格に格付されている。

² 残高は売却目的保有資産に振替えられた。

³ 当該企業の資産合計または時価総額のいずれか、あるいはそれらが入手できない場合には当行グループの確定エクスポージャー合計(貸付契約ならびに負債証券および持分証券の外部保有について)、管理しているファンド(当行グループの管理しているファンドについて)、あるいは発行済債券の合計価額(第三者の資産担保証券に対する投資について)に相当する。

契約外の財政支援

当行グループは、これら非連結の組成された企業に契約外の財政支援を行っていない。

その他

注記32. 株式報酬

会計方針

当行グループは、従業員により提供された役務に対する報酬全体の構成要素として、さまざまな株式報酬契約を従業員と締結している。株式報酬契約は、株式を無償で受取る権利(新株引受権)および制限株式(無償で発行)から成る。株式報酬契約は通常、特定の期間にわたる継続的な雇用(雇用期間または権利確定期間)が必要とされ、業績目標(権利確定条件)が含まれる場合がある。各契約の詳細は以下に記載のとおりである。

株式報酬は、現金決済型または株式決済型のいずれかの契約として分類しなければならない。当行グループは現金での決済を義務付けられていないため、当行グループの重要な契約は株式決済型である。

新株引受権

新株引受権は株式決済型契約である。公正価値は付与日現在で測定され、役務受領期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。

新株引受権の公正価値は、付与分の権利確定および市場関連の業績目標を織り込んだ2項式/モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて付与日現在で見積られる。新株引受権の公正価値は、当行グループによる従業員の継続的な雇用などの市場以外の権利確定条件を除いている。そのかわり、市場以外の権利確定条件は、権利確定が予想される新株引受権の数の見積りに織り込まれ費用として認識される。各報告日現在、市場以外の権利確定に関する仮定は更新され、毎年認識される費用には直近の見積りが考慮される。付与日以降に公正価値の再見積りは行われないため、市場に関連する仮定は毎年は更新されない。

制限株式制度(以下「RSP」という。)

RSPは株式決済型契約として会計処理されている。無償で従業員に割り当てられた株式の公正価値は、権利確定期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は付与日に測定され、株主持分の独立した項目として認識される。

従業員持株制度(以下「ESP」という。)

無償で従業員に割り当てられる予定の株式の価値は、事業年度にわたり費用として認識され、その他の従業員給付として引当計上される。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は株主持分に認識される。従業員に対する義務を履行するための株式を市場で買戻すこともある。

制度の名称	ウエストパック長期変動報酬制度(以下「LTVR」という。)	ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。)	制限株式制度(以下「RSP」という。)	従業員持株制度(以下「ESP」という。)
株式報酬の種類	新株引受権(無償で割当)	新株引受権(無償で割当)	ウエストパック普通株式(無償で割当)	ウエストパック普通株式(無償で割当)、従業員1人当たり年間1,000豪ドルを上限とする。
利用方法	取締役の報酬と説明責任を、長期的な株主利益に一致させる。	主にニュージーランドの従業員およびオーストラリア以外を拠点とする主要な従業員に対する短期変動報酬の一部の強制的な繰延べに使用	主に主要な従業員に対する報奨の付与ならびにオーストラリアの従業員およびその他一部の海外管轄区域の従業員に対する短期変動報酬の一部の強制的な繰延べに使用	オーストラリアの適格従業員に対する報奨の付与(前年度に関して他の制度に基づき金融商品をすでに提供されている場合を除く)
行使価格	なし	なし	該当なし	該当なし
業績目標	2020年度および2021年度の報奨: 4年間の業績期間にわたる相対的株主総利回り(以下「TSR」という。) 2017年度、2018年度および2019年度の報奨: 4年間の業績期間にわたるTSRと、3年間の業績期間に1年間の制限期間を加えた期間にわたる現金株主資本利益率(以下「現金ROE」という。)の平均が、それぞれ報奨の半分に適用される。	なし	なし	なし
勤務条件	権利確定期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	権利確定期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	制限期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	株式は通常、従業員がウエストパックを退職しない限り、付与から3年間ESP内での留保が義務付けられている。
権利確定期間(費用が認識される期間)	4年間	付与時に定められた確定期間	付与時に定められた確定期間	1年間
期間終了時の取扱い	期間終了時に自動的に行使される。	期間終了時に自動的に行使される。	権利確定済の株式は、権利確定期間終了時にRSPから制限が解除される。	株式は、制限期間終了時または従業員のウエストパック退職時に制限が解除される。
従業員は権利確定期間に配当金および議決権を受け取るか?	いいえ	いいえ	はい	はい

各株式報酬制度は以下のように数値化される。

(i) ウエストパック長期変動報酬制度(LTVR)

	期首現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	期末現在 未行使	期末現在 未行使かつ 行使可能
2021年						
新株引受権	3,066,326	1,383,986	1,571	788,911	3,659,830	2,148
加重平均残存契約期間	12.4年				12.7年	
2020年						
新株引受権	4,554,589	779,581	—	2,267,844	3,066,326	3,719

当年度において発行されたLTVR新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は6.56豪ドル(2020年度：28.44豪ドル)であった。

(ii) ウエストパック業績連動型制度(WPP)

	期首現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	期末現在 未行使	期末現在 未行使かつ 行使可能
2021年						
新株引受権						
1年の権利確定期間	206,241	33,145	83,204	36,041	120,141	86,996
2年の権利確定期間	292,941	34,352	85,090	40,433	201,770	63,704
3年の権利確定期間	76,848	9,281	29,179	630	56,320	9,796
4年の権利確定期間	381,105	164,742	42,724	14,783	488,340	11,065
新株引受権合計	957,135	241,520	240,197	91,887	866,571	171,561
加重平均残存契約期間	12.8年				12.6年	
2020年						
新株引受権	786,466	438,858	175,957	92,232	957,135	164,219

当年度において発行されたWPP新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は18.27豪ドル(2020年度：24.68豪ドル)であった。

(iii) 制限株式制度(RSP)

割当日	期首現在 未行使	期中割当	制限解除	期中失効	期末現在 未行使
2021年度	4,389,161	2,165,046	2,012,519	226,613	4,315,075
2020年度	4,773,171	2,100,030	2,081,545	402,495	4,389,161

当年度において発行されたRSP株式の付与日現在の加重平均公正価値は20.63豪ドル(2020年度：23.88豪ドル)であった。

(iv) 従業員持株制度(ESP)

割当日	参加者数	参加者1人当たり 平均割当株式数	割当株式数合計	1株当たり 市場価格 ¹	公正価値合計
2021年度 2020年11月20日	27,078人	52株	1,408,056株	19.20豪ドル	27,034,675豪ドル
2020年度 2019年11月21日	25,725人	38株	977,550株	26.20豪ドル	25,611,810豪ドル

¹ 割当のための1株当たり市場価格は付与日までの5日間の取引高加重平均価格に基づいている。

2020年度のESP報奨は、市場での株式購入によって履行された。

2021年9月30日現在のESPに関して計上した負債は28百万豪ドル(2020年度：28百万豪ドル)であり、その他の従業員給付に引当計上されている。

(v) その他の制度

ウエストパックはまた、当行グループの小規模な特定部分に制度を提供している。当該制度に基づく給付は、事業の対象部分の成長および業績に直接連動する。当該制度は、費用および利益の希薄化の観点から個別でも全体でも当行グループにとって重要ではない。

現在発行済の株式オプションおよび/または新株引受権の保有者全員の氏名がウエストパックのオプション保有者登録簿に記載され、この登録簿はニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市ジョージ・ストリート680番地12階のLink Market Servicesにおいて閲覧することができる。

(vi) 公正価値の仮定

新株引受権の公正価値は、各付与日現在で個別に算定されている。

相対的TSRに基づく業績目標のある新株引受権の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて算定された平均TSRの結果を考慮している。

業績目標に基づくTSRのない新株引受権の公正価値(すなわち現金EPSの複利計算による年平均成長率(以下「CAGR」という。)、経済的収益および現金ROEの業績目標のある新株引受権)は、付与日現在の株価および権利確定期間にわたる予想配当利回りを反映する割引率を参照して決定されている。

その他の重要な仮定には以下が含まれる。

- ・ リスク・フリー金利のリターン0.2%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ ウエストパック株式に係る配当利回り6.0%(TSRおよびROE(付与目標)に適用)

- ・ ウエストパックのTSRのボラティリティ25%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ TSR(付与目標)については、比較企業グループおよびウエストパックのTSRのボラティリティおよびその相関係数

注記33. 退職年金契約

会計方針

当行グループは、確定給付制度の資産または負債について、確定給付債務と制度資産の公正価値の純額で認識している。確定給付債務は、見積将来キャッシュ・フローを質の高い長期社債の金利を用いて割り引いた現在価値として算定される。

退職年金費用は営業費用に認識され、再測定はOCIを通じて認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

当該制度の債務の保険数理上の評価は一連の仮定によって決まり、主に物価のインフレ、昇給率、死亡率、疾病率、割引率および投資収益がある。仮定が異なれば制度資産と債務の評価、ならびにその結果OCIに認識される再測定額および損益計算書に認識される退職年金費用の金額が著しく変わる可能性がある。

2021年9月30日現在、ウエストパックは以下の確定給付制度を有している。

制度名	タイプ	給付金の形式	前回の保険数理士による 積立状況の評価日
ウエストパック・グループ 制度(WGP) ¹	確定給付および積立	物価スライド年金および 一括支給	2018年6月30日
ウエストパック・ニュー ジーランド退職年金制度 (WNZS)	確定給付および積立	物価スライド年金および 一括支給	2020年6月30日
ウエストパック・バンキン グ・コーポレーション英国 従業員退職年金制度(UKSS) ¹	確定給付	物価スライド年金および 一括支給	2018年4月5日
ウエストパック英国医療給 付制度	確定給付	医療給付	該当なし

¹ WGPおよびUKSSの積立状況に関する2021年の保険数理上の評価は、2022年に入手可能となる予定である。

確定給付制度では新規加入者の募集を締切っている。当行グループには、当該制度の積立に対する年次拠出または確定拠出項目以外に債務はない。

WGPは、当行グループの主な確定給付制度であり、その信託証書の条件およびオーストラリアにおける関連する法令に従って運用管理されている。確定給付債務は、現行の加入者の給与および加入期間、また、年金受給者の場合には物価のインフレに基づいている。

確定給付制度によって、当行グループは以下のリスクにさらされている。

- ・ 割引率－割引率の下落により将来の支払額の現在価値が増加することになる。
- ・ インフレ率－インフレ率の上昇により、年金受給者への支払いが増加することになる。
- ・ 投資リスク－投資収益の減少により、不足額を相殺するのに必要な拠出金が増加することになる。
- ・ 死亡率リスク－加入者が仮定よりも長生きすることにより、当行グループが支払うべきキャッシュ・フローが増加することになる。
- ・ 行動リスク－一括払いではなく、年金として一部の給付を受取る加入者の割合が増加することにより、当行グループが支払うべきキャッシュ・フローが増加することになる。
- ・ 法令リスク－確定給付を提供するコストが増加するような法令の変更が行われる可能性がある。

投資リスクは、資産クラス間の制度資産の割り当てに関するベンチマークの設定によって管理される。長期的な投資戦略は、以下の目的のために、比較的高水準なエクイティ投資を利用することが多い。

- ・ 有利かつ長期的な投資リターンを確保する。
- ・ インフレに対してある程度の防御となる資本の評価増および配当金の増加の機会を提供する。

3年に1度の保険数理上の評価に基づいて、WGP、WNZSおよびUKSSの積立の勧告が行われる。確定給付制度の積立評価は、会計上の確定給付制度の剰余金/不足額の計算とは異なる仮定に基づいている。直近の評価に基づく、確定給付制度資産は、143百万豪ドル(2020年度：154百万豪ドル)の剰余金があり、全加入者の確定給付の現在価値をカバーするのに十分である。現在の拠出率は以下のとおりである。

- ・ WGP－加入者の給与の15.4%でWGPへ拠出される。
- ・ WNZS－加入者の給与の17%でWNZSへ拠出される。
- ・ UKSS－2018年度の保険数理上の評価に基づき、拠出は求められない。

拠出

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
雇用主の拠出	33	26	31	26
加入者の拠出	10	10	10	10

2022年9月30日に終了する事業年度における雇用主の予想拠出額は23百万豪ドルである。

認識された費用

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期の勤務費用	45	44	33	44	43
給付純債務に係る利息費用純額	12	8	(2)	12	8
確定給付費用合計	57	52	31	56	51

認識された確定給付残高

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在の給付債務	2,953	2,880	2,877	2,790
期末現在の制度資産の公正価値	2,582	2,350	2,524	2,295
剰余金/(不足額)純額	(371)	(530)	(353)	(495)
その他の資産に含まれる確定給付制度の剰余金	64	71	64	71
その他の負債に含まれる確定給付制度の不足額	(435)	(601)	(417)	(566)
剰余金/(不足額)純額	(371)	(530)	(353)	(495)

確定給付債務の平均期間は15年(2020年度：14年)である。

重要な仮定

	連結および親会社			
	2021年		2020年	
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
割引率	3.1%	2.1%－2.2%	2.6%	0.7%－1.5%
昇給率	3.2%	3.0%－5.2%	2.7%	3.0%－4.6%
インフレ率(年金受給者はインフレ分を増加して 受領する)	2.2%	2.0%－3.6%	1.7%	2.0%－3.1%
60歳男性の平均余命	31.4年	28.1－28.4年	31.3年	28.1－28.2年
60歳女性の平均余命	34.3年	29.6－29.7年	34.2年	29.5－29.6年

重要な仮定の変動に対する感応度

WGPに関する確定給付債務に係る仮定の変動による影響は、以下の表のとおりである。当行グループのその他の確定給付制度の仮定について合理的に発生する可能性がある変動は、確定給付債務に重要な影響を与えないと考えられる。

	債務の増加	
	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル
割引率の0.5%の下落	235	230
年次昇給率の0.5%の上昇	12	19
インフレ率の0.5%の上昇(年金受給者はインフレ分が増額され受領する)	215	201
平均余命の1年の伸び	71	68

資産配分

以下の表は、制度の運用の内訳を資産クラス別に示している。

	2021年		2020年	
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
現金	5%	2%	6%	1%
エクイティ商品	47%	7%	45%	9%
債券	25%	5%	25%	4%
不動産	8%	2%	8%	1%
その他の資産	15%	84%	16%	85%
合計	100%	100%	100%	100%

エクイティ商品および債券は主に相場価格のある資産であり、不動産資産およびその他の資産は主に相場価格がない。その他の資産にはインフラ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドが含まれる。

注記34. 監査報酬

監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(以下「PwC」という。)およびPwCネットワーク・ファームに属する海外ファームに対する未払報酬は以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2021年 千豪ドル	2020年 千豪ドル	2021年 千豪ドル	2020年 千豪ドル
監査および監査関連報酬				
監査報酬				
PwCオーストラリア	29,306	27,667	29,148	27,667
海外のPwCネットワーク・ファーム	4,310	5,295	536	705
監査報酬合計	33,616	32,962	29,684	28,372
監査関連報酬				
PwCオーストラリア	1,456	4,404	1,456	4,404
海外のPwCネットワーク・ファーム	221	107	—	—
監査関連報酬合計	1,677	4,511	1,456	4,404
監査および監査関連報酬合計	35,293	37,473	31,140	32,776
税務報酬				
PwCオーストラリア	35	57	35	57
税務報酬合計	35	57	35	57
監査報酬および非監査報酬合計	35,328	37,530	31,175	32,833

監査人に対する未払報酬は以下のように分類されている。

監査	年度末の監査、半期のレビューならびに債券発行および増資に伴うコンフォート・レター
監査関連	会計基準および報告要件に関する相談、規制関連のコンプライアンス・レビューならびに債券および資本の募集に関する保証業務
税務	税務コンプライアンスおよび税務アドバイザリー・サービス

ウエストパックの方針により、PwCの独立性が損なわれない、または損なわれるように見受けられない場合、ならびにウエストパックに関する監査人の専門性および経験が重要である場合にのみ、法定監査業務の他の業務についてPwCを利用する。すべてのサービスは、プライスウォーターハウスクーパースによる監査または非監査サービスのエンゲージメントに関するウエストパックの事前承認の方針に従い、取締役会附属監査委員会によって承認された。

PwCはまた、ウエストパックに関連があるが連結対象ではないさまざまな事業体について、9.6百万豪ドル(2020年度：6.1百万豪ドル)の報酬を受け取った。これらの非連結事業体には、当行グループが支援する事業体、ウエストパック・グループの事業体が受託会社、管理会社または契約当事者である信託、退職年金基金ならびに年金基金が含まれている。

注記35. 関連当事者の開示

関連当事者

ウエストパックの関連当事者とは、ウエストパックが支配する、または重要な影響力を行使できる当事者のことである。例として、子会社、関連会社、共同支配企業および退職年金制度、ならびに経営幹部およびこれらの関連する当事者が含まれる。

経営幹部(以下「KMP」という。)

経営幹部とは、直接的または間接的にウエストパックの活動を計画、指図および管理する権限および責任を有する者である。これにはすべての業務執行取締役および非業務執行取締役が含まれている。

親会社

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは当行グループの最終的な親会社である。

子会社－注記30

親会社には、子会社との間に以下の関連当事者取引および残高がある。

取引/残高の種類	詳細な開示箇所
子会社に対する債務/債権の残高	貸借対照表
受取配当金/子会社との取引	注記 4
受取利息および支払利息	注記 3
連結納税グループの取引および保証	注記 7
保証	注記26

子会社に対する債務/債権の残高には、広範にわたる銀行業務およびその他金融業務が含まれている。

親会社と子会社との間の関連当事者取引の条件は、通常の商取引の条件と異なる時がある。親会社と子会社との間の関連当事者取引は連結時に相殺消去される。

関連会社－注記30

当行グループは、通常の商取引の条件による広範にわたる銀行業務およびその他金融業務ならびにファンド管理業務を当行グループの関連会社に提供している。

退職年金制度

当行グループは確定拠出制度に対して418百万豪ドル(2020年度：361百万豪ドル)、確定給付制度に対して33百万豪ドル(2020年度：26百万豪ドル)を拠出した。注記33を参照のこと。

KMPの報酬

KMPの報酬合計¹は以下のとおりである。

	短期報酬	退職後給付	その他の 長期報酬	退職給付	株式報酬	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
連結						
2021年	28,469,165	730,700	(29,003)	3,101,006	10,832,584	43,104,452
2020年	22,506,249	967,898	657,375	1,176,487	2,654,510	27,962,519
親会社						
2021年	27,108,174	607,503	(29,003)	2,421,267	9,631,777	39,739,718
2020年	21,513,543	873,350	657,375	1,176,487	2,147,884	26,368,639

¹ 比較数値は、当年度の表示に合わせて修正されている。この修正は主に、特定の付与の公正価値を費用化するための適切な期間、およびオプトアウト(適用除外)期間がある場合の付与を評価するための適切な付与日に関する解釈の変更に関するものである。

KMPとのその他の取引

KMPは、通常の業務において、当行グループから個人銀行業務および金融投資サービスを受けている。金利および担保などの条件ならびにウエストパックに対するリスクは他の従業員との取引と同様であり、返済についての通常のリスク以上のものを伴わず、またはその他の不利な特性を示していなかった。

KMPおよびその関連当事者に提供された貸付金の内訳および課された関連利息は、以下のとおりである。

	当年度利息未払額	期末現在貸付金 残高	貸付金を有する KMPの人数
	豪ドル	豪ドル	
2021年	403,893	28,924,924	12
2020年	549,257	15,779,157	8

新株引受権保有数

SECの開示要件を遵守するために、以下の表は、2021年9月30日現在、最高経営責任者およびその他の経営幹部(その関連当事者を含む)が保有する業績連動型新株引受権および業績目標のない新株引受権の内訳を示している。

	最終行使日	新株引受権 の数
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者		
ピーター・キング	2032年10月1日から2035年10月1日	460,630
グループ業務執行役員		
スコット・コラリー	2035年10月1日	120,614
クリス・デブルイン	2035年10月1日	100,676
キャロリン・マッキャン	2032年10月1日から2035年10月1日	174,136
アンソニー・ミラー	2035年10月1日	120,492
クリスティーン・パーカー	2032年10月1日から2035年10月1日	280,816
サイモン・パワー	2032年10月1日から2035年10月1日	38,122
マイケル・ローランド	2035年10月1日	99,415
デイビッド・ステファン	2032年10月1日から2035年10月1日	514,052
レス・パンス	2035年4月2日から2035年10月1日	98,441
ジェイソン・イエットン	2035年4月2日から2035年10月1日	180,201
元グループ業務執行役員		
リチャード・バートン	該当なし	—
ギル・リマ	2034年10月1日	179,017
デイビッド・マクレーン	2022年10月1日から2035年10月1日	422,413
ゲイリー・サーズビー	2032年10月1日から2034年10月1日	191,760
アラスター・ウェルシュ	該当なし	—
カート・ズーパー	該当なし	—

当行グループは当年度中にオプションを発行しておらず、2021年9月30日現在、オプション残高はない。

注記36. キャッシュ・フロー計算書に係る注記**会計方針**

現金および中央銀行預け金には、支店およびATMにおける保有現金、海外の銀行への現地通貨建の預け金、ならびにRBAの口座および海外の中央銀行の口座への預け金を含む中央銀行預け金が含まれる。

営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)から当期純利益への調整は以下のとおりである。

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	5,463	2,292	6,790	4,613	2,658
調整項目：					
減価償却、償却および減損	3,054	2,473	1,079	2,775	2,142
減損費用	(348)	3,371	966	(222)	2,864
当期法人税額および繰延税額の純減/(増)	350	(1,112)	(541)	(195)	(937)
未収利息の(増)/減	183	239	132	173	208
未払利息の(減)/増	(423)	(1,260)	(341)	(340)	(1,143)
引当金の(減)/増	(1,716)	1,925	1,143	(1,722)	2,003
その他の非現金項目	(253)	(693)	(832)	1,067	(1,114)
営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からの キャッシュ・フロー	6,310	7,235	8,396	6,149	6,681
純(増)/減：					
支払担保金	305	348	(847)	339	329
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定するその他の金融資産	19,316	(8,756)	(7,629)	18,625	(8,266)
金融派生商品	(2,420)	1,851	7,605	(1,874)	2,103
貸付金	(15,098)	18,272	(4,188)	(11,228)	21,273
その他の金融資産	(274)	273	336	258	283
生命保険に関する資産および生命保険債務	(593)	(277)	(134)	—	—
その他の資産	6	70	(13)	(23)	50
純増/(減)：					
受入担保金	93	(1,096)	1,007	312	(1,072)
預金およびその他の借入金	33,737	28,910	1,113	28,696	20,859
その他の金融負債	9,036	11,817	1,463	6,500	11,866
その他の負債	(8)	4	(5)	(4)	(7)
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	50,410	58,651	7,104	47,750	54,099

支配を喪失した資産および負債の詳細

支配を喪失した事業体の詳細は、注記37に記載されている。

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産：					
現金および中央銀行預け金	50	—	3	—	—
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定するその他の金融資産	409	—	3	—	—
貸付金	369	—	—	—	—
その他の金融資産	688	—	3	—	—
不動産および設備	29	—	—	—	—
繰延税金資産	4	—	—	—	—
無形資産	243	—	—	—	—
その他の資産	226	—	—	—	—
資産合計	2,018	—	9	—	—
負債：					
その他の金融負債	110	—	—	—	—
引当金	9	—	—	—	—
その他の負債	720	—	—	—	—
負債合計	839	—	—	—	—
WBC所有者に帰属する株主持分合計	1,179	—	9	—	—
現金受領額(取引費用控除後)	1,322	—	2	—	—
受取予定債権(完了時決済)	8	—	—	—	—
繰延対価	37	—	—	—	—
対価合計	1,367	—	2	—	—
損益に振替えられた積立金	—	—	10	—	—
売却に係る利益/(損失)	188	—	3	—	—
売却による現金受領額の調整：					
現金受領額(取引費用控除後)	1,322	—	2	—	—
控除：連結対象から除外された現金	(50)	—	(3)	—	—
現金対価(支払額)/受取額	1,272	—	(1)	—	—
(取引費用および保有現金控除後)					

現金を伴わない財務活動

	連結			親会社	
	2021年	2020年	2019年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
配当金株式再投資制度に基づき発行された株式	401	273	1,489	401	273
リース債務の増加	199	177	—	114	173

2020年12月4日、ウエストパック・キャピタル・ノート(以下「WCN」という。)7の再投資の募集により、866百万豪ドルのWCN3が1株当たり100豪ドルでWCN3の指定関係者に譲渡された。これらのWCN3は後にウエストパックによって償還され消却された。2021年3月22日、WCN3の残りの458百万豪ドルが1株当たり100豪ドルでウエストパックによって償還され消却された。

2021年9月15日、WCN 8の再投資の募集により、1,152百万豪ドルのWCN 4が1株当たり100豪ドルでWCN 4の指定関係者に譲渡された。これらのWCN 4は後にウエストパックによって償還され消却された。2021年10月15日、ウエストパックはWCN 4保有者に対し、すべての発行済WCN 4が選択による償還日である2021年12月20日に償還されることを通知する償還通知を発行した。

現金および中央銀行預け金

以下の表は、現金および中央銀行預け金の内訳を示したものである。

	連結		親会社	
	2021年	2020年	2021年	2020年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金および銀行預け金	16,504	15,865	16,156	15,335
為替決済勘定	54,587	13,978	46,412	9,892
中央銀行への法定準備預金	262	286	186	209
現金および中央銀行預け金合計	71,353	30,129	62,754	25,436

拘束性預金

当行グループの一部の在外事業体は、それぞれの国での事業に関して積立金または中央銀行預け金の最低残高を維持することが要求されており、その合計額は当行グループについて445百万豪ドル(2020年度：457百万豪ドル)、親会社について369百万豪ドル(2020年度：380百万豪ドル)である。これらは現金および中央銀行預け金に含まれている。

注記37. 売却目的保有資産および売却目的保有負債

会計方針

売却目的保有資産および売却目的保有負債

非流動資産または処分グループは、継続的な使用よりも主に売却により帳簿価額が回収され、かつ売却の可能性が非常に高い場合に、売却目的保有に分類される。非流動資産または処分グループは、現行の帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される。ただし、負債、ならびに繰延税金資産、金融資産および保険契約に基づく契約上の権利等の特定の資産は、この要件の適用対象から明確に除外されており、引き続き現行の帳簿価額で認識される。

減損損失は、資産(または処分グループ)について、当初またはその後に売却費控除後の公正価値までの評価減を行った場合に認識される。利得は、資産(または処分グループ)の売却費用控除後の公正価値がその後増加した場合に認識されるが、過去に認識された減損損失累計額を超えてはならない。非流動資産(または処分グループ)の売却日までに認識されなかった利得または損失は、当該非流動資産(または処分グループ)の認識中止日に認識される。

非流動資産は、売却目的保有に分類されている間は減価償却または償却が行われない。売却目的保有として分類された非流動資産および売却目的保有として分類された処分グループの資産は、貸借対照表においてその他の資産とは別に表示される。売却目的保有として分類された処分グループの負債は、貸借対照表においてその他の負債とは別に表示される。

2021年9月30日終了事業年度に、特定の事業における資産および負債が売却目的保有に分類された。これらの事業は当行グループの主要事業部門を構成しないため、非継続事業には分類されていない。

当事業年度において売却目的保有に分類された事業の詳細は以下のとおりである。

2021年9月30日現在の売却目的保有事業

ウエストパック・モータービークル・ディーラーファイナンスおよびノベテッドリース事業

2021年6月28日、当行グループは、サーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピーのポートフォリオ会社であるアングル・オート・ファイナンス・ピーティーワイ・リミテッドにモータービークル・ディーラーファイナンスおよびノベテッドリース事業を売却予定であることを発表した。この売却の一環として、ウエストパックは以下を譲渡する予定である。

- ・ 約10億豪ドルのホールセール・ディーラー・ローンを含むオート・ディーラー・イントロデューサー契約
- ・ 自動車メーカーとの戦略的提携契約
- ・ ノベテッドリース組成機能および関連契約

ウエストパックは、譲渡される事業で組成された既存の個人向け自動車ローン約100億豪ドルを維持する。当該ローンは、ローン期間にわたって、通常の事業活動の中で減少することになる。また、ウエストパックは、これら3つのチャネルからの新たな個人向け自動車ローンの組成を徐々に停止するが、顧客は引き続き当行グループのコンシューマー部門とビジネス部門のローン商品を利用して自動車を購入することができる。

当該売却契約には、譲渡されたポートフォリオの最終価額に基づく売却完了時の初回支払いと、売却完了後2年間にわたり支払われる繰延対価が含まれている。円滑な移行とするため、当該取引は複数の段階にわたって完了する。当該取引は遅くとも2022年3月31日までに最終的に完了する見込みであり、その時点で少額の売却益が利息以外の収益に認識される見込みである。

当該事業は現在、当行グループのスペシャリスト・ビジネス部門に含まれている。

ウエストパック・ニュージーランド・ライフ・インシュアランスの事業

2021年7月6日、当行グループはウエストパック・ライフNZリミテッドをフィデリティ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッドに売却する契約を締結し、ウエストパック・ニュージーランドの顧客に生命保険商品を販売する15年間の独占契約を締結すると発表した。当該事業体は現在、当行グループのウエストパック・ニュージーランド部門に含まれている。

売却価格は400百万ニュージーランド・ドル(約375百万豪ドル¹)であり、少額の売却益(税引後)が発生すると予想される。当該取引には、販売契約に基づくウエストパックへの継続的支払いも含まれている。

当該取引の完了にはさまざまな規制当局の承認が必要である。当該取引は2022年度上半期までに完了する見込みであり、その時点で売却益が利息以外の収益に認識される。

¹ 年初から当該日までの平均ニュージーランド・ドル/豪ドル為替レートをを用いて換算している。

ウエストパック・オーストラリア・ライフ・インシュアランスの事業

2021年8月9日、当行グループは、ウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービシズ・リミテッドをTALダイイチ・ライフ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(以下「TAL」という。)に売却し、ウエストパック・オーストラリアの顧客に生命保険商品を販売する20年間の戦略的独占提携を締結すると発表した。当該事業体は現在、当行グループのスペシャリスト・ビジネス部門に含まれている。

売却価格は900百万豪ドルであり、13億豪ドルの売却損(税引前)が発生すると予想される。2021年9月30日終了事業年度において、予想される分離および取引費用を反映して、224百万豪ドルの損失が業務費用に認識されている。残りの損失は、売却完了時に認識されることとなる。当該取引には、販売契約に基づくウエストパックへの継続的支払いも含まれている。

ウエストパックは売却完了前の特定の事項について引き続き責任を有し、引当金、保証および補償の組み合わせを通じてTALを保護する。

当該取引の完了にはさまざまな規制当局の承認が必要である。当該取引は2022年(暦年)下半期に完了する見込みである。

2021年9月30日現在の売却目的保有ではない事業

ウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・リミテッドおよびウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・サービシズ・リミテッド

2020年12月2日、当行グループはウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・リミテッドおよびウエストパック・ジェネラル・インシュアランス・サービシズ・リミテッドをアリアンツに売却し、アリアンツがウエストパックの顧客に損害保険商品を販売する20年間の独占契約を締結すると発表した。当該売却は2021年7月1日に725百万豪ドルで完了し、(分離および取引費用控除後の)売却益(税引前)160百万豪ドルが発生した。統合に関するマイルストーンが充足されることを条件として、2021年12月31日までにウエストパックがさらに25百万豪ドルの支払いを受け取る予定であり、販売契約に基づく継続的支払いに加えて、今後5年間にわたって偶発的支払いが行われる。

ウエストパックは売却完了前の特定の事項について引き続き責任を有し、慣習的な保証および補償の組み合わせを通じてアリアンツを保護する。

これらの事業体は、当行グループのスペシャリスト・ビジネス部門に含まれていた。

ウエストパック・ベンダー・ファイナンスの事業

2020年8月21日、当行グループはベンダー・ファイナンスの事業を、サーベラス・マネジメント・エルピーのポートフォリオ会社であるアングル・オート・ファイナンス・ピーティーワイ・リミテッドに売却する契約を締結したと発表した。当該売却は2021年7月31日に完了し、その結果、同日付で売却益(税引前)29百万豪ドルが利息以外の収益に認識された。売却完了日前に81百万豪ドルの損失(税引前)が、業務費用に認識されたが、これは売却目的保有資産の売却費用控除後の見積公正価値(関連する分離および取引費用控除後)への評価減を反映したものである。

当該事業は、当グループのスペシャリスト・ビジネス部門に含まれていた。

ウエストパック・レンダーズ・モーゲージ・インシュアランス・リミテッド

2021年3月18日、当行グループはウエストパック・レンダーズ・モーゲージ・インシュアランス・リミテッド(以下「WLMi」という。)をアーチ・キャピタル・グループ(以下「アーチ」という。)に売却し、アーチがレンダーズ・モーゲージ・インシュアランス(LMI)を当行グループに提供する10年間の独占供給契約を締結すると発表した。当該売却は2021年8月31日に完了したが、売却価格は譲渡した事業の帳簿価額を反映していたため、同日付で認識された売却益はなかった。のれんの評価減ならびに関連する取引および分離費用を反映して、2021年度上半期には110百万豪ドルの損失が業務費用に認識された。販売契約に基づき、継続的に年間固定額の支払いを受ける予定である。

ウエストパックは過去の特定の事項について引き続き責任を有し、慣習的な保証および補償の組み合わせを通じてアーチを保護する。

WLMiは、当行グループのスペシャリスト・ビジネス部門に含まれていた。

ウエストパック・パシフィック

2020年12月7日、当行グループはウエストパック・パシフィックの事業(ウエストパック・バンキング・コーポレーションのフィジー支店およびウエストパック・バンク・ピーエヌジー・リミテッドにおける当行グループの89.9%の持分で構成される)をキナ・セキュリティーズ・リミテッド(以下「キナ」という。)に売却すると発表した。当該売却の完了にはさまざまな規制当局の承認が必要であった。

2021年9月22日、当行グループは、キナとの間でこれらの事業の売却に関する合意を破棄することに合意したと発表した。

2021年度上半期には、121百万豪ドルの損失が業務費用に認識されたが、これは売却目的保有資産の売却費用控除後の見積公正価値への評価減と、関連する分離および取引費用の認識を反映したものである。売却契約の撤回後、当該事業は売却目的保有とはみなされなくなり、当該資産の帳簿価額の再評価が行われた。その結果、2021年9月30日現在、過年度の損失に対する60百万豪ドルの戻入が認識された。これは、資産の評価減の部分的な戻入、ならびに引当金として計上された分離および取引費用の未使用額の戻入を反映したものである。

ウエストパック・パシフィックは、当行グループのスペシャリスト・ビジネス部門に含まれている。

貸借対照表上の表示

売却目的保有資産および売却目的保有負債の詳細は、以下のとおりである(このうち、過年度に売却可能として表示されていた金額はない)。

	連結	親会社
	2021年	2021年
	百万豪ドル	百万豪ドル
売却目的保有資産		
現金および中央銀行預け金	7	—
貸付金	1,015	1,015
その他の金融資産	19	—
生命保険に関する資産	2,972	—
繰延税金資産	8	—
その他の資産	167	—
売却目的保有資産合計	4,188	1,015
売却目的保有負債		
その他の金融負債	28	3
当期税金負債	14	—
生命保険債務	447	—
引当金	35	7
繰延税金負債	44	—
その他の負債	269	—
売却目的保有負債合計	837	10

注記38. 後発事象

2021年9月30日以降、取締役会は、全額払込済普通株式1株当たり60豪セントの最終配当金を全額フランキング済で支払うことを決定した。当該配当金は2,201百万豪ドルの見込みである。2021年9月30日現在、配当金は負債として認識されていない。提案されている配当金支払日は2021年12月21日である。

取締役会は、2021年度の最終配当金に対するDRPを、第三者による市場での株式の購入をアレンジすることにより履行することを決定した。DRP参加者に割当てられる株式数の決定に使用する市場価格は、2021年11月11日からの10取引日に設定され、割引部分は含まれない。

市場外での買戻し

ウエストパックは、最大35億豪ドル相当のウエストパック株式の市場外での買戻しを発表した。ウエストパックの経営成績と多くの事業売却の完了を含む戦略的優先事項の進捗が、強固な資本基盤に寄与したため、ウエストパックは株主に資本を還元することができた。

上記を除き、2021年9月30日終了事業年度以降、本報告書で別途取り扱われておらず、その後の期間における当行グループの業務、当行グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼした、または重大な影響を及ぼす可能性がある、いかなる事象も発生していない。

(vii) 取締役の宣言

取締役の意見では、

(a) 原文の年次報告書の「セクション3. 2021年9月30日終了事業年度の財務報告書」に記載されている財務書類および注記は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

(i) オーストラリア会計基準、2001年会社規制(Corporations Regulations 2001)およびその他の開示に関する専門的法規に準拠している。

(ii) ウエストパック・バンキング・コーポレーションおよび当行グループの2021年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における業績について真実かつ適正な概観を与えている。

(b) ウエストパックがその負債を期限までに返済することができると信ずるに足る合理的な根拠がある。

注記1(a)には、この財務報告書が国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準にも準拠しているという記載が含まれている。

取締役は、2001年会社法第295A条で要求される最高経営責任者および最高財務責任者による宣言を与えられた。

この宣言は取締役の決議に従って行われている。

取締役会を代表して

ジョン・マクファーレン
会長

ピーター・キング
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

シドニーにて
2021年10月31日

[前へ](#) [次へ](#)

Income statements

for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	Note	Consolidated			Parent Entity	
		2021	2020	2019	2021	2020
Interest income:						
Calculated using the effective interest rate method	3	22,132	26,596	32,518	21,648	26,025
Other	3	146	451	704	258	598
Total interest income		22,278	27,047	33,222	21,906	26,623
Interest expense	3	(5,420)	(10,351)	(16,315)	(7,870)	(12,539)
Net interest income		16,858	16,696	16,907	14,036	14,084
Net fee income	4	1,482	1,592	1,655	1,224	1,359
Net wealth management and insurance income	4	1,211	751	1,029	-	-
Trading income	4	719	895	929	661	876
Other income	4	952	249	129	2,308	1,597
Net operating income before operating expenses and impairment (charges)/benefits		21,222	20,183	20,649	18,229	17,916
Operating expenses	5	(13,311)	(12,739)	(10,106)	(11,915)	(10,772)
Impairment (charges)/benefits	6	590	(3,178)	(794)	447	(2,691)
Profit before income tax expense		8,501	4,266	9,749	6,761	4,453
Income tax expense	7	(3,038)	(1,974)	(2,959)	(2,148)	(1,795)
Net profit		5,463	2,292	6,790	4,613	2,658
Net profit attributable to non-controlling interests (NCI)		(5)	(2)	(6)	-	-
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation (WBC)		5,458	2,290	6,784	4,613	2,658
Earnings per share (cents)						
Basic	8	149.4	63.7	196.5		
Diluted	8	137.8	63.7	189.5		

The above income statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

Statements of comprehensive income

for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Net profit	5,463	2,292	6,790	4,613	2,658
Other comprehensive income/(expense)					
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss					
Gains/(losses) recognised in equity on:					
Debt securities measured at fair value through other comprehensive income (FVOCI)	578	357	(46)	729	289
Cash flow hedging instruments	296	(95)	(203)	177	(20)
Transferred to income statements:					
Debt securities measured at FVOCI	(195)	(79)	(29)	(195)	(79)
Cash flow hedging instruments	39	218	197	(13)	150
Foreign currency translation reserve	-	55	(10)	-	55
Loss allowance on debt securities measured at FVOCI	2	2	-	2	2
Exchange differences on translation of foreign operations (net of associated hedges)	51	(168)	182	(1)	(131)
Income tax on items taken to or transferred from equity:					
Debt securities measured at FVOCI	(119)	(81)	20	(162)	(62)
Cash flow hedging instruments	(97)	(36)	2	(49)	(37)
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss					
Gains/(losses) on equity instruments measured at FVOCI (net of tax)	48	(21)	11	(2)	1
Own credit adjustment on financial liabilities designated at fair value (net of tax)	(10)	(39)	(10)	(10)	(39)
Remeasurement of defined benefit obligation recognised in equity (net of tax)	119	(115)	(276)	108	(110)
Other comprehensive income/(expense) (net of tax)	712	(2)	(162)	584	11
Total comprehensive income	6,175	2,290	6,628	5,197	2,669
Attributable to:					
Owners of WBC	6,171	2,291	6,620	5,197	2,669
NCI	4	(1)	8	-	-
Total comprehensive income	6,175	2,290	6,628	5,197	2,669

The above statements of comprehensive income should be read in conjunction with the accompanying notes.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Balance sheets

as at 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	Note	Consolidated 2021	2020	Parent Entity 2021	2020
Assets					
Cash and balances with central banks	36	71,353	30,129	62,754	25,436
Collateral paid		4,232	4,778	4,055	4,641
Trading securities and financial assets measured at fair value through income statement (FV15)	10	21,301	40,667	18,779	38,030
Derivative financial instruments	20	19,353	23,367	19,127	22,794
Investment securities	11	83,417	91,539	77,863	85,826
Loans	12	709,784	693,059	618,413	607,824
Other financial assets	14	6,394	5,474	5,486	4,745
Current tax assets		31	-	22	-
Life insurance assets	15	-	3,593	-	-
Due from subsidiaries		-	-	175,346	180,979
Investment in subsidiaries		-	-	6,287	6,475
Investment in associates		58	61	34	57
Property and equipment		2,853	3,910	2,386	3,447
Deferred tax assets	7	2,437	3,064	2,093	2,497
Intangible assets	25	10,109	11,497	8,530	9,630
Other assets		567	808	499	421
Assets held for sale	37	4,188	-	1,015	-
Total assets		935,877	911,946	1,002,689	992,802
Liabilities					
Collateral received		2,368	2,250	2,189	1,862
Deposits and other borrowings	16	626,955	591,131	550,187	521,613
Other financial liabilities	17	50,309	40,925	47,263	40,156
Derivative financial instruments	20	18,059	23,054	17,889	22,779
Debt issues	18	129,779	150,325	108,210	127,666
Current tax liabilities		71	70	15	13
Life insurance liabilities	15	-	1,396	-	-
Due to subsidiaries		-	-	178,816	186,263
Provisions	26	3,571	5,287	3,254	4,983
Deferred tax liabilities	7	90	126	-	-
Other liabilities		3,679	5,359	2,990	3,770
Liabilities held for sale	37	837	-	10	-
Total liabilities excluding loan capital		834,718	819,923	910,823	909,105
Loan capital	19	29,067	23,949	29,067	23,949
Total liabilities		863,785	843,872	939,890	933,054
Net assets		72,092	68,074	62,799	59,748
Shareholders' equity					
Share capital:					
Ordinary share capital	27	41,601	40,509	41,601	40,509
Treasury shares and Restricted Share Plan (RSP) treasury shares	27	(606)	(563)	(664)	(621)
Reserves	27	2,227	1,544	2,148	1,576
Retained profits		28,813	26,533	19,714	18,284
Total equity attributable to owners of WBC		72,035	68,023	62,799	59,748
NCI	27	57	51	-	-
Total shareholders' equity and NCI		72,092	68,074	62,799	59,748

The above balance sheets should be read in conjunction with the accompanying notes.

Statements of changes in equity

for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

Consolidated \$m	Share capital (Note 27)	Reserves (Note 27)	Retained profits	Total equity attributable to owners of WBC	NCI (Note 27)	Total shareholders' equity and NCI
Balance as at 30 September 2018	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573
Impact on adoption of new accounting standards	-	2	(727)	(725)	-	(725)
Restated opening balance	35,561	1,079	27,156	63,796	52	63,848
Net profit	-	-	6,784	6,784	6	6,790
Net other comprehensive income/(expense)	-	122	(286)	(164)	2	(162)
Total comprehensive income/(expense)	-	122	6,498	6,620	8	6,628
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(6,466)	(6,466)	-	(6,466)
Dividend reinvestment plan	1,489	-	-	1,489	-	1,489
Other equity movements						
Share-based payment arrangements	-	108	-	108	-	108
Purchase of shares	(33)	-	-	(33)	-	(33)
Net acquisition of treasury shares	(62)	-	-	(62)	-	(62)
Other	-	2	-	2	(7)	(5)
Total contributions and distributions	1,394	110	(6,466)	(4,962)	(7)	(4,969)
Balance as at 30 September 2019	36,955	1,311	27,188	65,454	53	65,507
Net profit	-	-	2,290	2,290	2	2,292
Net other comprehensive income/(expense)	-	155	(154)	1	(3)	(2)
Total comprehensive income/(expense)	-	155	2,136	2,291	(1)	2,290
Transactions in capacity as equity holders						
Share issuances	2,751	-	-	2,751	-	2,751
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(2,791)	(2,791)	-	(2,791)
Dividend reinvestment plan	273	-	-	273	-	273
Other equity movements						
Share-based payment arrangements	-	78	-	78	-	78
Purchase of shares	(29)	-	-	(29)	-	(29)
Net acquisition of treasury shares	(10)	-	-	(10)	-	(10)
Other	6	-	-	6	(1)	5
Total contributions and distributions	2,991	78	(2,791)	278	(1)	277
Balance as at 30 September 2020	39,946	1,544	26,533	68,023	51	68,074
Impact from a change in accounting policy ²	-	-	(40)	(40)	-	(40)
Restated opening balance	39,946	1,544	26,493	67,983	51	68,034
Net profit	-	-	5,458	5,458	5	5,463
Net other comprehensive income/(expense)	-	604	109	713	(7)	712
Total comprehensive income/(expense)	-	604	5,567	6,171	4	6,175
Transactions in capacity as equity holders						
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(3,247)	(3,247)	-	(3,247)
Dividend reinvestment plan	401	-	-	401	-	401
Dividend reinvestment plan underwrite	719	-	-	719	-	719
Other equity movements						
Share-based payment arrangements	-	86	-	86	-	86
Purchase of shares	(28)	-	-	(28)	-	(28)
Net acquisition of treasury shares	(43)	-	-	(43)	-	(43)
Other	-	(7)	-	(7)	2	(5)
Total contributions and distributions	1,049	79	(3,247)	(2,119)	2	(2,117)
Balance as at 30 September 2021	40,995	2,227	28,813	72,035	57	72,092

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

- 2021 consisted of 2021 interim dividend of 58 cents per share (\$2,127 million) and 2020 final dividend of 31 cents per share (\$1,120 million) (2020: 2019 final dividend of 80 cents per share (\$2,791 million), 2019: 2019 interim dividend of 94 cents per share (\$3,239 million) and 2018 final dividend of 94 cents per share (\$3,227 million)), all fully franked at 30%.
- Refer to Note 1 for further details.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Statements of changes in equity

for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

Parent Entity \$m	Share capital (Note 27)	Reserves (Note 27)	Retained profits	Total equity attributable to owners of WBC
Balance as at 30 September 2019	36,933	1,338	18,567	56,838
Net profit	-	-	2,658	2,658
Net other comprehensive income/(expense)	-	160	(149)	11
Total comprehensive income/(expense)	-	160	2,509	2,669
Transactions in capacity as equity holders				
Share issuances	2,751	-	-	2,751
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(2,792)	(2,792)
Dividend reinvestment plan	273	-	-	273
Other equity movements				
Share-based payment arrangements	-	78	-	78
Purchase of shares	(29)	-	-	(29)
Net acquisition of treasury shares	(46)	-	-	(46)
Other	6	-	-	6
Total contributions and distributions	2,955	78	(2,792)	241
Balance as at 30 September 2020	39,888	1,576	18,284	59,748
Impact from a change in accounting policy ²	-	-	(34)	(34)
Restated opening balance	39,888	1,576	18,250	59,714
Net profit	-	-	4,613	4,613
Net other comprehensive income/(expense)	-	486	98	584
Total comprehensive income/(expense)	-	486	4,711	5,197
Transactions in capacity as equity holders				
Dividends on ordinary shares ¹	-	-	(3,247)	(3,247)
Dividend reinvestment plan	401	-	-	401
Dividend reinvestment plan underwrite	719	-	-	719
Other equity movements				
Share-based payment arrangements	-	86	-	86
Purchase of shares	(28)	-	-	(28)
Net acquisition of treasury shares	(43)	-	-	(43)
Total contributions and distributions	1,049	86	(3,247)	(2,112)
Balance as at 30 September 2021	40,937	2,148	19,714	62,799

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

- 2021 consisted of 2021 interim dividend of 58 cents per share (\$2,127 million) and 2020 final dividend of 31 cents per share (\$1,120 million) (2020: 2019 final dividend of 80 cents per share (\$2,791 million)), all fully franked at 30%.
- Refer to Note 1 for further details.

Cash flow statements

for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	Note	2021	Consolidated 2020	2019	Parent Entity 2021	2020
Cash flows from operating activities						
Interest received		22,430	27,215	33,093	22,069	26,830
Interest paid		(5,677)	(11,466)	(16,486)	(8,054)	(13,543)
Dividends received excluding life business		4	16	6	1,186	763
Other non-interest income received		3,340	2,894	3,865	3,313	2,330
Operating expenses paid		(10,941)	(8,598)	(9,060)	(10,022)	(6,967)
Income tax paid excluding life business		(2,639)	(3,080)	(3,406)	(2,343)	(2,732)
Life business:						
Receipts from policyholders and customers		976	2,235	2,189	-	-
Interest and other items of similar nature		22	21	6	-	-
Dividends received		12	306	553	-	-
Payments to policyholders and suppliers		(1,168)	(2,302)	(2,250)	-	-
Income tax paid		(49)	(6)	(94)	-	-
Cash flows from operating activities before changes in operating assets and liabilities		6,310	7,235	8,396	6,149	6,681
Net (increase)/decrease in:						
Collateral paid		305	348	(847)	339	329
Trading securities and financial assets measured at FVIF		19,316	(8,756)	(7,629)	18,625	(8,266)
Derivative financial instruments		(2,420)	1,851	7,605	(1,874)	2,103
Loans		(15,096)	18,272	(4,188)	(11,228)	21,273
Other financial assets		(274)	273	336	258	283
Life insurance assets and life insurance liabilities		(593)	(277)	(134)	-	-
Other assets		6	70	(13)	(23)	50
Net increase/(decrease) in:						
Collateral received		93	(1,096)	1,007	312	(1,072)
Deposits and other borrowings		33,737	28,910	1,113	28,696	20,859
Other financial liabilities		9,036	11,817	1,463	6,500	11,866
Other liabilities		(8)	4	(5)	(4)	(7)
Net cash provided by/(used in) operating activities	36	50,410	58,651	7,104	47,750	54,099
Cash flows from investing activities						
Proceeds from investment securities		34,066	33,080	19,768	32,006	29,807
Purchase of investment securities		(28,840)	(51,332)	(29,527)	(26,955)	(47,311)
Net movement in amounts due to/from controlled entities		-	-	-	(1,852)	(665)
Proceeds from disposal of controlled entities, net of cash disposed	36	1,272	-	(1)	-	-
Net (increase)/decrease in investments in controlled entities		-	-	-	125	(315)
Proceeds from disposal of associates		45	-	45	-	-
Purchase of associates		(8)	(8)	(25)	(2)	(6)
Proceeds from disposal of property and equipment		62	58	157	38	32
Purchase of property and equipment		(234)	(240)	(260)	(156)	(165)
Purchase of intangible assets		(740)	(1,035)	(906)	(638)	(955)
Net cash provided by/(used in) investing activities		5,623	(19,477)	(10,769)	2,566	(19,578)
Cash flows from financing activities						
Proceeds from debt issues (net of issue costs)		46,799	34,766	61,484	37,868	27,487
Redemption of debt issues		(65,272)	(65,360)	(63,313)	(54,425)	(55,761)
Payments for the principal portion of lease liabilities		(507)	(543)	-	(455)	(499)
Issue of loan capital (net of issue costs)		7,628	2,225	4,935	7,628	2,225
Redemption of loan capital		(1,548)	(262)	(1,662)	(1,548)	(262)
Proceeds from issuances of shares		-	2,751	-	-	2,751
Proceeds from dividend reinvestment plan underwrite		719	-	-	719	-
Purchase of shares relating to share-based payment arrangements		(26)	(29)	(33)	(28)	(29)
Purchase of RSP treasury shares		(43)	(46)	(69)	(43)	(46)
Net sale/(purchase) of other treasury shares		-	14	7	-	-
Payment of dividends		(2,846)	(2,518)	(4,977)	(2,846)	(2,519)
Dividends paid to NCI		(2)	(1)	(5)	-	-
Net cash provided by/(used in) financing activities		(15,100)	(28,803)	(3,633)	(13,130)	(26,653)
Net increase/(decrease) in cash and balances with central banks		40,933	10,371	(7,298)	37,186	7,868
Effect of exchange rate changes on cash and balances with central banks		298	(301)	569	132	(124)
Cash and balances with central banks included in assets held for sale		(7)	-	-	-	-
Cash and balances with central banks as at beginning of year		30,129	20,059	26,788	25,436	17,692
Cash and balances with central banks as at end of year	36	71,353	30,129	20,059	62,754	25,436

The above cash flow statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation

This financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity), together with its controlled entities (the Group or Westpac), for the year ended 30 September 2021, was authorised for issue by the Board of Directors on 31 October 2021. The Directors have the power to amend and reissue the financial report.

The principal accounting policies are set out below and in the relevant notes to the financial statements. The accounting policy for the recognition and derecognition of financial assets and financial liabilities precedes Note 10. These accounting policies provide details of the accounting treatments adopted for complex balances and where accounting standards provide policy choices. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

a. Basis of preparation

(i) Basis of accounting

This financial report is a general purpose financial report prepared in accordance with:

- the requirements for an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) under the Banking Act 1959 (as amended);
- Australian Accounting Standards (AAS) and Interpretations as issued by the Australian Accounting Standards Board (AASB); and
- the Corporations Act 2001.

Westpac Banking Corporation is a for-profit entity for the purposes of preparing this financial report.

The financial report also complies with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and Interpretations as issued by the IFRS Interpretations Committee (IFRIC). It also includes additional disclosures required for foreign registrants by the United States Securities and Exchange Commission (US SEC).

In September 2020, the SEC amended these disclosure requirements which are effective for the Group's 30 September 2022 year end unless early adopted. The Group has early adopted these requirements for the 30 September 2021 year end. The key changes are the removal of some disclosures considered to be superseded or duplicated by other SEC reporting requirements or relevant accounting standards as well as introducing some additional disclosure requirements. The key additional disclosure requirements for the Group are more granular maturity (refer to Note 12) and write-off disclosures for loans (refer to Note 13) and disclosure of uninsured deposits, i.e. those deposits which either do not have a form of government based deposit insurance scheme or are in excess of the insurance scheme limit (refer to Note 16).

All amounts have been rounded in accordance with ASIC Corporations (Rounding in Financial/Directors' Reports) Instrument 2016/191, to the nearest million dollars, unless otherwise stated.

(ii) Historical cost convention

The financial report has been prepared under the historical cost convention, as modified by applying fair value accounting to financial assets and financial liabilities (including derivative instruments) measured at fair value through income statement (FVIF) or in other comprehensive income (OCI).

(iii) Changes in accounting policy

Software-as-a-Service (SaaS) arrangements

The Group previously capitalised costs incurred in configuring or customising Software-as-a-Service (SaaS) arrangements as intangible assets as the Group considered that it would benefit from these implementation costs over the contract term of the SaaS arrangements. Following the IFRS Interpretations Committee (IFRIC) agenda decision on Configuration or Customisation Costs in a Cloud Computing Arrangement which was published in April 2021, the Group has reconsidered its accounting treatment and adopted the treatment set out in this IFRIC agenda decision. The revised accounting policy capitalises these costs as intangible assets only if the implementation activities create an intangible asset that the entity controls and the intangible asset meets the recognition criteria. Costs that do not meet these criteria are expensed as incurred, unless they are paid to the suppliers of the SaaS arrangement to significantly customise the cloud-based software for the Group, in which case they are recognised as a prepayment for services and amortised over the expected period of use of the SaaS arrangement.

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

The change in policy has been applied retrospectively, however as the impact on prior years was not material the amount relating to prior years has been adjusted through opening retained earnings and comparatives have not been restated. The impact on the Group's financial statements to reflect the write-off of previously capitalised costs is shown in the table below. A positive number indicates an increase in the relevant balance, while a negative number indicates a reduction in the relevant balance:

\$m	Consolidated			Parent Entity		
	Impact for 2021	Prior year impact on opening balance sheet	Total	Impact for 2021	Prior year impact on opening balance sheet	Total
Balance sheets						
Intangible assets - computer software	(5)	(57)	(62)	(3)	(48)	(51)
Deferred tax assets	1	17	18	1	14	15
Opening retained earnings	-	(40)	(40)	-	(34)	(34)
Income statements						
Operating expenses	5	-	5	3	-	3
Tax expense	(1)	-	(1)	(1)	-	(1)
Net profit after tax	(4)	-	(4)	(2)	-	(2)

In addition, the Group reclassified \$32 million from intangible assets - computer software to other assets - prepayments (Parent Entity \$29 million).

(iv) Standards adopted during the year ended 30 September 2021

A revised Conceptual Framework (Framework) was adopted by the Group on 1 October 2020. The Framework includes new definitions and recognition criteria for assets, liabilities, income and expenses and other relevant financial reporting concepts. These changes did not have a material impact on the Group.

AASB 2020-8 was early adopted, as permitted by the standard, by the Group for the financial year ended 30 September 2021. AASB 2020-8 makes amendments to AASB 9 *Financial Instruments* (December 2014) (AASB 9), AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (AASB 139), and AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures* (AASB 7) resulting from Interest Rate Benchmark Reform (IBOR reform). Amendments are also made to AASB 4 *Insurance contracts* and AASB 16 *Leases*. The amendments:

- allow the Group to account for a change in contractual cash flows of a financial instrument or lease liability that are a direct result of the IBOR reform to be accounted for prospectively by updating the effective interest rate rather than recognising a modification gain or loss provided that the change is made on an economically equivalent basis;
- allow the Group to continue hedge accounting and not trigger a de-designation when the following occurs specific to IBOR reform:
 - changes to hedge documentation to update the hedged risk, item and instrument;
 - changes to the method of assessing hedge ineffectiveness;
 - once the hedge relationship has been converted from LIBOR to alternative reference rates (ARR) the cumulative change in fair value for ineffectiveness testing could be reset to zero if this would improve the retrospective effectiveness test;
 - this amendment can apply to macro cash flow and fair value hedges where subgroups can be formed within the portfolio of hedges where some are under the existing LIBOR rate and others have already changed to the ARR;
- require additional disclosures including:
 - quantitative information regarding all financial instruments linked to IBOR which have not been yet converted to ARR;
 - changes to the entity's risk management strategy arising from IBOR reform; and
 - the management of the Group's transition to ARR.

There was no impact on opening retained earnings due to the adoption of the standard. Comparative information is not required to be restated. Note 21 provides further information regarding the Group's exposure to the IBOR reform.

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

(v) Business combinations

Business combinations are accounted for using the acquisition method of accounting. Acquisition cost is measured as the aggregate of the fair value at the date of acquisition of the assets given, equity instruments issued or liabilities incurred or assumed. Acquisition-related costs are expensed as incurred (except for those costs arising on the issue of equity instruments which are recognised directly in equity).

Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured at fair value on the acquisition date. Goodwill is measured as the excess of the acquisition cost, the amount of any non-controlling interest and the fair value of any previous Westpac equity interest in the acquiree, over the fair value of the identifiable net assets acquired.

(vi) Foreign currency translation

Functional and presentational currency

The consolidated financial statements are presented in Australian dollars which is the Parent Entity's functional and presentation currency. The functional currency of offshore entities is usually the main currency of the economy it operates in.

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency of the relevant branch or subsidiary using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange (FX) gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the income statement, except when deferred in OCI for qualifying cash flow hedges and qualifying net investment hedges.

Foreign operations

Assets and liabilities of foreign branches and subsidiaries that have a functional currency other than the Australian dollar are translated at exchange rates prevailing on the balance date. Income and expenses are translated at average exchange rates prevailing during the year. Equity balances are translated at historical exchange rates.

The resulting exchange differences are recognised in the foreign currency translation reserve and in OCI.

Where the group hedges the currency translation risk arising from net investments in foreign operations, the gains or losses on the hedging instruments are also reflected in OCI to the extent the hedge is effective. When all or part of a foreign operation is disposed or borrowings that are part of the net investments are repaid, a proportionate share of such exchange differences is recognised in the income statement as part of the gain or loss on disposal or repayment of borrowing.

(vii) Comparative revisions

Comparative information has been revised where appropriate to conform to changes in presentation in the current year and to enhance comparability.

b. Critical accounting assumptions and estimates

Applying the Group's accounting policies requires the use of judgement, assumptions and estimates which impact the financial information. The significant assumptions and estimates used are discussed in the relevant notes below:

- Note 7 Income tax
- Note 13 Provisions for expected credit losses
- Note 15 Life insurance assets and life insurance liabilities
- Note 22 Fair values of financial assets and financial liabilities
- Note 25 Intangible assets
- Note 26 Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments
- Note 33 Superannuation commitments

Intangible assets – computer software

Effective from 1 October 2020, the Group made a prospective change to computer software capitalisation by increasing the threshold for capitalisation for software development costs from a total project spend of \$1 million to a total project spend of \$20 million. This does not have a material effect on the Group's financial statements. The change increased operating expenses and reduced profit before income tax in the year by \$191 million.

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

Impact of COVID-19

The COVID-19 pandemic and the measures put in place domestically and globally to control the spread of the virus continue to impact global economies and financial markets. As a result, this remains a source of uncertainty and judgement is required in relation to our critical accounting assumptions and estimates, primarily relating to:

- expected credit losses (ECL); and
- recoverable amount assessments of intangible assets.

As there is a higher than usual degree of uncertainty associated with these assumptions and estimates, the actual outcomes may differ significantly which may impact accounting estimates included in these financial statements. The impact of COVID-19 is discussed further in each of the related notes.

c. Future developments in accounting standards

AASB 17 *Insurance Contracts* (AASB 17) was issued on 19 July 2017 and will be effective for the 30 September 2024 year end unless early adopted. This will replace AASB 4 *Insurance Contracts* (AASB 4), AASB 1023 *General Insurance Contracts* and AASB 1038 *Life Insurance Contracts*. However, the Group's remaining insurance businesses are classified as held for sale with the sale transactions expected to complete prior to AASB 17 taking effect. As a result, we do not anticipate the standard having any impact on the Group.

Other amendments to existing standards that are not yet effective are not expected to have a material impact to the Group.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

FINANCIAL PERFORMANCE

Note 2. Segment reporting

Accounting policy

Operating segments are presented on a basis consistent with information provided internally to Westpac's key decision makers and reflect the management of the business, rather than the legal structure of the Group.

Internally, Westpac uses 'cash earnings' in assessing the financial performance of its divisions. Management believes this allows the Group to:

- more effectively assess current year performance against prior years;
- compare performance across business divisions; and
- compare performance across peer companies.

Cash earnings is viewed as a measure of the level of profit that is generated by ongoing operations and is therefore typically considered in assessing distributions, including dividends. Cash earnings is neither a measure of cash flow nor net profit determined on a cash accounting basis, as it includes both cash and non-cash adjustments to statutory net profit.

To determine cash earnings, three categories of adjustments are made to statutory results:

- material items that key decision makers at the Westpac Group believe do not reflect ongoing operations;
- items that are not typically considered when dividends are recommended, mainly economic hedging impacts; and
- accounting reclassifications between individual line items that do not impact statutory results.

Internal charges and transfer pricing adjustments have been reflected in the performance of each operating segment. Inter-segment pricing is determined on an arm's length basis.

Reportable operating segments

We are one of Australia and New Zealand's leading providers of financial services, operating under multiple brands, with a small presence in Europe, North America and Asia. We operate through an extensive branch and ATM network, significant online capability, and call centres supported by specialist relationship and product managers. Our operations comprise the following key divisions:

- Consumer provides banking products, including mortgages, credit cards, personal loans, and savings and deposit products;
- Business serves the banking needs of SME and Commercial customers (including Agribusiness) and provides banking and advisory services to high net worth individuals through Private Wealth;
- Westpac Institutional Bank (WIB) provides a broad range of financial products and services to corporate, institutional and government customers;
- Westpac New Zealand provides banking, wealth and insurance products and services for consumer, business and institutional customers in New Zealand;
- Specialist Businesses comprises the operations that Westpac ultimately plans to exit with agreements in place for the sale of Westpac Life Insurance and motor vehicle dealer finance and novated leasing businesses. These sales are expected to finalise in 2022, subject to regulatory approvals. Other operations include investment products and services (including margin lending and equities broking), superannuation and retirement products as well as wealth administration platforms. It also manages Westpac Pacific which provides a full range of banking services in Fiji and Papua New Guinea; and
- Group Businesses includes the results of unallocated support functions such as Treasury, Chief Operating Office and Core Support. It also includes Group-wide elimination entries arising on consolidation, centrally raised provisions and other unallocated revenue and expenses.

On 17 March 2021, Westpac announced that it was bringing together the leadership of its Consumer and Business divisions into a new Consumer and Business Banking division. No change has been made to segment reporting for 30 September 2021 as these changes are not yet reflected in internal reporting to Westpac's key decision makers.

Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

The following tables present the segment results on a cash earnings basis for the Group.

\$m	Consumer	Business	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Specialist Businesses	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustments	Income statement
2021									
Net interest income	8,405	4,065	919	1,987	503	835	16,714	144	16,858
Net fee income	393	452	555	140	69	(127)	1,482	-	1,482
Net wealth management and insurance income	-	21	-	113	1,176	(104)	1,206	5	1,211
Trading income	78	72	455	58	33	19	715	4	719
Other income	17	4	92	12	212	584	921	31	952
Net operating income before operating expenses and impairment (charges)/ benefits	8,893	4,614	2,021	2,310	1,993	1,207	21,038	184	21,222
Operating expenses ¹	(4,622)	(2,530)	(2,574)	(1,062)	(1,477)	(1,018)	(13,283)	(28)	(13,311)
Impairment (charges)/ benefits	125	484	(162)	79	66	(2)	590	-	590
Profit before income tax (expense)/benefit	4,396	2,568	(715)	1,327	582	187	8,345	156	8,501
Income tax (expense)/ benefit	(1,315)	(779)	45	(377)	(387)	(175)	(2,988)	(50)	(3,038)
Net profit attributable to NCI	-	-	-	-	(2)	(3)	(5)	-	(5)
Cash earnings	3,081	1,789	(670)	950	193	9	5,352	106	5,458
Net cash earnings adjustments	-	-	-	(2)	-	108	106		
Net profit attributable to owners of WBC	3,081	1,789	(670)	948	193	117	5,458		
Balance sheet									
Loans ²	407,786	134,015	67,033	88,409	12,550	(9)	709,784		
Deposits and other borrowings ²	235,569	158,741	97,770	75,756	11,008	48,111	626,955		
2020									
Net interest income	8,547	4,163	1,111	1,832	534	899	17,086	(390)	16,696
Net fee income	471	438	544	123	89	(73)	1,592	-	1,592
Net wealth management and insurance income	-	22	-	158	624	(45)	759	(8)	751
Trading income	90	97	637	27	57	20	928	(33)	895
Other income	12	3	1	11	(8)	242	261	(12)	249
Net operating income before operating expenses and impairment (charges)/ benefits	9,120	4,723	2,293	2,151	1,296	1,043	20,626	(443)	20,183
Operating expenses ¹	(4,176)	(2,298)	(1,316)	(998)	(1,548)	(2,364)	(12,700)	(39)	(12,739)
Impairment (charges)/ benefits	(1,015)	(1,371)	(404)	(302)	(255)	169	(3,178)	-	(3,178)
Profit before income tax (expense)/benefit	3,929	1,054	573	851	(507)	(1,152)	4,748	(482)	4,266
Income tax (expense)/ benefit	(1,183)	(320)	(241)	(239)	3	(158)	(2,138)	164	(1,974)
Net profit attributable to NCI	-	-	-	-	(2)	-	(2)	-	(2)
Cash earnings	2,746	734	332	612	(506)	(1,310)	2,608	(318)	2,290
Net cash earnings adjustments	-	-	-	7	(31)	(294)	(318)		
Net profit attributable to owners of WBC	2,746	734	332	619	(537)	(1,604)	2,290		
Balance sheet									
Loans	389,793	140,698	66,192	81,434	14,942	-	693,059		
Deposits and other borrowings	219,259	151,939	102,851	68,473	9,260	39,349	591,131		

1. Included in the Westpac Institutional Bank division in operating expenses is \$1,192 million relating to impairment of assets (including goodwill and other intangible assets) for 2021 (2020: \$Nil). For Specialist Businesses division, impairment of assets (including goodwill and other intangible assets) is \$141 million for 2021 (2020: \$571 million). For other divisions, there is no impairment of goodwill and impairment of other intangibles assets is not material.

2. Specialist Businesses excludes balances presented as held for sale (refer to Note 37 for further details).

Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting (continued)

\$m	Consumer	Business	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Specialist Businesses	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustments	Income statement
2019									
Net interest income	8,130	4,456	1,337	1,860	555	615	16,953	(46)	16,907
Net fee income	594	463	570	163	44	(179)	1,655	-	1,655
Net wealth management and insurance income	-	16	-	177	1,319	(489)	1,023	6	1,029
Trading income	94	109	636	37	54	(23)	907	22	929
Other income	7	6	(11)	46	(5)	74	117	12	129
Net operating income before operating expenses and impairment (charges)/ benefits	8,825	5,050	2,532	2,283	1,967	(2)	20,655	(6)	20,649
Operating expenses	(3,794)	(2,094)	(1,220)	(939)	(847)	(1,137)	(10,031)	(75)	(10,106)
Impairment (charges)/ benefits	(582)	(172)	(31)	10	(111)	92	(794)	-	(794)
Profit before income tax (expense)/benefit	4,449	2,784	1,281	1,354	1,009	(1,047)	9,830	(81)	9,749
Income tax (expense)/ benefit	(1,333)	(838)	(356)	(369)	(292)	213	(2,975)	16	(2,959)
Net profit attributable to NCI	-	-	-	-	(5)	(1)	(6)	-	(6)
Cash earnings	3,116	1,946	925	985	712	(835)	6,849	(65)	6,784
Net cash earnings adjustments	-	-	-	(1)	(45)	(19)	(65)		
Net profit attributable to owners of WBC	3,116	1,946	925	984	667	(854)	6,784		
Balance sheet									
Loans	399,279	146,867	73,572	79,005	17,216	(169)	714,770		
Deposits and other borrowings	207,578	142,558	99,005	60,801	9,277	44,028	563,247		

Reconciliation of cash earnings to net profit attributable to owners of WBC

\$m	2021	2020	2019
Cash earnings	5,352	2,608	6,849
Cash earnings adjustments			
Fair value gain/(loss) on economic hedges	138	(362)	(35)
Ineffective hedges	(32)	61	20
Adjustments related to Pental	-	(31)	(45)
Treasury shares	-	14	(5)
Total cash earnings adjustments (post-tax)	106	(318)	(65)
Net profit attributable to owners of WBC	5,458	2,290	6,784

Revenue from products and services

Details of revenue from external customers by product or service are disclosed in Notes 3 and 4. No single customer amounted to greater than 10% of the Group's revenue.

Geographic segments

Geographic segments are based on the location of the office where the following items were recognised.

	2021		2020		2019	
	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Revenue						
Australia	22,788	85.5	26,135	85.6	31,113	84.2
New Zealand	3,509	13.2	3,439	11.3	4,520	12.2
Other overseas ¹	345	1.3	960	3.1	1,331	3.6
Total	26,642	100.0	30,534	100.0	36,964	100.0
Non-current assets²						
Australia	11,825	91.2	14,270	92.6	12,280	93.7
New Zealand	1,082	8.3	1,015	6.6	761	5.8
Other overseas ¹	55	0.5	122	0.8	67	0.5
Total	12,962	100.0	15,407	100.0	13,108	100.0

1. Other overseas included Pacific Islands, Asia, the Americas and Europe.

2. Non-current assets represent property and equipment and intangible assets.

Notes to the financial statements

Note 3. Net interest income

Accounting policy

Interest income and interest expense for all interest earning financial assets and interest bearing financial liabilities at amortised cost or FVOCI, detailed within the table below, are recognised using the effective interest rate method. Net income from treasury's interest rate and liquidity management activities and the cost of the Bank levy are included in net interest income.

The effective interest rate method calculates the amortised cost of a financial instrument by discounting the financial instrument's estimated future cash receipts or payments to their present value and allocates the interest income or interest expense, including any fees, costs, premiums or discounts integral to the instrument, over its expected life.

Interest income is calculated based on the gross carrying amount of financial assets in stages 1 and 2 of the Group's ECL model and on the carrying amount net of the provision for ECL for financial assets in stage 3.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Interest income¹					
Calculated using the effective interest rate method					
Cash and balances with central banks	30	135	334	14	122
Collateral paid	15	75	201	15	74
Investment securities	1,200	1,521	1,919	1,120	1,385
Loans	20,756	24,848	30,029	17,971	21,488
Other financial assets	2	17	35	2	16
Due from subsidiaries	-	-	-	2,476	2,940
Assets held for sale	128	-	-	50	-
Total interest income calculated using the effective interest rate method	22,132	26,596	32,518	21,648	26,025
Other					
Net ineffectiveness on qualifying hedges	(46)	87	28	(42)	77
Trading securities and financial assets measured at FVIS and loans	192	364	676	182	343
Due from subsidiaries	-	-	-	118	178
Assets held for sale	-	-	-	-	-
Total other	146	451	704	258	598
Total interest income	22,278	27,047	33,222	21,906	26,623
Interest expense					
Calculated using the effective interest rate method					
Collateral received	(4)	(26)	(57)	(3)	(23)
Deposits and other borrowings	(3,801)	(4,652)	(7,967)	(1,402)	(3,782)
Debt issues	(1,861)	(2,907)	(4,706)	(1,655)	(2,549)
Due to subsidiaries	-	-	-	(3,219)	(3,601)
Loan capital	(849)	(800)	(776)	(849)	(800)
Other financial liabilities	(112)	(98)	(274)	(110)	(98)
Liabilities held for sale	(11)	-	-	(9)	-
Total interest expense calculated using the effective interest rate method	(4,638)	(8,483)	(13,780)	(7,247)	(10,853)
Other					
Deposits and other borrowings	(67)	(402)	(978)	(48)	(385)
Trading liabilities ²	(122)	(787)	(915)	297	(640)
Debt issues	(64)	(107)	(163)	(58)	(74)
Bank levy	(392)	(406)	(391)	(392)	(408)
Due to subsidiaries	-	-	-	(296)	(29)
Other interest expense	(136)	(164)	(88)	(126)	(150)
Liabilities held for sale	(1)	-	-	-	-
Total other	(782)	(1,868)	(2,535)	(623)	(1,686)
Total interest expense	(5,420)	(10,351)	(16,315)	(7,870)	(12,539)
Total net interest income	16,858	16,696	16,907	14,036	14,084

1. Interest income included items relating to compliance, regulation and remediation costs recognised as an addition in interest income of \$106 million (2020: \$170 million reduction, 2019: \$372 million reduction) for the Group, and an addition of \$149 million (2020: \$164 million reduction) for the Parent Entity. Refer to Note 26 for further details.

2. Includes net impact of Treasury balance sheet management activities.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 4. Non-interest income

Accounting policy

Non-interest income includes net fee income, net wealth management and insurance income, trading income and other income.

Net fee income

When another party is involved in providing goods or services to a Group customer, the Group assesses whether the nature of the arrangement with its customer is as a principal provider or an agent of another party. Where the Group is acting as an agent for another party, the income earned by the Group is the net consideration received (i.e. the gross amount received from the customer less amounts paid to a third party provider). As an agent, the net consideration represents fee income for facilitating the transaction between the customer and the third party provider with primary responsibility for fulfilling the contract.

Fee income

Fee income is recognised when the performance obligation is satisfied by transferring the promised good or service to the customer. Fee income includes facility fees, transaction fees and other non-risk fee income.

Facility fees include certain line fees, annual credit card fees and fees for providing customer bank accounts. They are recognised over the term of the facility/period of service on a straight-line basis.

Transaction fees are earned for facilitating banking transactions such as FX fees, telegraphic transfers and issuing bank cheques. Fees for these one-off transactions are recognised once the transaction has been completed. Transaction fees are also recognised for credit card transactions including interchange fees net of scheme charges. These are recognised once the transaction has been completed, however, a component of interchange fees received is deferred as unearned income as the Group has a future service obligation to customers under the Group's credit card reward programs.

Other non-risk fee income includes advisory and underwriting fees which are recognised when the related service is completed.

Income which forms an integral part of the effective interest rate of a financial instrument is recognised using the effective interest method and recorded in interest income (for example, loan origination fees).

Fee expenses

Fee expenses include incremental external costs that vary directly with the provision of goods or services to customers. An incremental cost is one that would not have been incurred if a specific good or service had not been provided to a specific customer. Fee expenses which form an integral part of the effective interest rate of a financial instrument are recognised using the effective interest method and recorded in net interest income. Fee expenses include the costs associated with credit card loyalty programs which are recognised as an expense when the services are provided on the redemption of points as well as merchant transaction costs.

Net wealth management and insurance income

Net wealth management income

Wealth management fees earned for the ongoing management of customer funds and investments are recognised when the performance obligation is satisfied which is over the period of management.

Insurance premium income

Insurance premium income includes premiums earned for life insurance, life investment, loan mortgage insurance and general insurance products:

- life insurance premiums with a regular due date are recognised as revenue on an accrual basis;
- life investment premiums include a management fee component which is recognised as income over the period the service is provided. The deposit components of life insurance and investment contracts are not revenue and are treated as movements in life insurance liabilities;
- general insurance premium comprises amounts charged to policyholders, excluding taxes, and is recognised based on the likely pattern in which the insured risk is likely to emerge. The portion not yet earned based on the pattern assessment is recognised as unearned premium liability.

Notes to the financial statements

Note 4. Non-interest income (continued)

Accounting policy (continued)

Insurance claims expense

- life and general insurance contract claims are recognised as an expense when the liability is established;
- claims incurred in respect of life investment contracts represent withdrawals and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

Changes in life insurance liabilities

Changes in life insurance liabilities includes the change in the value of life insurance contract liabilities calculated using the margin on services methodology (MoS), specified in the Prudential Standard LPS 340 *Valuation of Policy Liabilities* (for discussion on MoS and critical accounting assumptions and estimates, refer to Note 15).

Regulation, competition, interest rates, taxes, securities market conditions and general economic conditions also affect the estimation of life insurance liabilities.

Trading income

- realised and unrealised gains or losses from changes in the fair value of trading assets, liabilities and derivatives are recognised in the period in which they arise (except day one profits or losses which are deferred, refer to Note 22);
- net income related to Treasury's interest rate and liquidity management activities is included in net interest income.

Other income - dividend income

- dividends on quoted shares are recognised on the ex-dividend date;
- dividends on unquoted shares are recognised when the Company's right to receive payment is established.

Notes to the financial statements

Note 4. Non-interest income¹ (continued)

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Net fee income					
Facility fees	717	731	730	671	672
Transaction fees	993	1,021	1,225	851	891
Other non-risk fee income	-	48	(76)	(123)	(52)
Fee income	1,710	1,800	1,879	1,399	1,511
Credit card loyalty programs	(101)	(102)	(121)	(71)	(71)
Transaction fee related expenses	(127)	(106)	(103)	(104)	(81)
Fee expenses	(228)	(208)	(224)	(175)	(152)
Net fee income	1,482	1,592	1,655	1,224	1,359
Net wealth management and insurance income					
Net wealth management income	657	631	276	-	-
Life insurance premium income	1,077	1,297	1,443	-	-
General insurance and lenders mortgage insurance (LMI) net premium earned	387	499	482	-	-
Life insurance investment and other income ²	59	64	409	-	-
General insurance and LMI investment and other income	76	42	52	-	-
Total insurance premium, investment and other income	1,599	1,902	2,386	-	-
Life insurance claims and changes in life insurance liabilities ³	(767)	(1,284)	(1,266)	-	-
General insurance and LMI claims and other expenses	(278)	(498)	(367)	-	-
Total insurance claims, changes in life insurance liabilities and other expenses	(1,045)	(1,782)	(1,633)	-	-
Net wealth management and insurance income	1,211	751	1,029	-	-
Trading income	719	895	929	661	876
Other income					
Dividends received from subsidiaries	-	-	-	1,184	762
Transactions with subsidiaries	-	-	-	973	579
Dividends received from other entities	4	1	6	2	1
Net gain/(loss) on sale/derecognition of associates	43	316	38	(11)	305
Net gain/(loss) on disposal of assets	7	11	61	-	9
Net gain/(loss) on hedging of overseas operations	(8)	-	-	(150)	(8)
Net gain/(loss) on derivatives held for risk management purposes ⁴	4	4	(11)	4	4
Net gain/(loss) on financial assets measured at fair value	655	(78)	(39)	118	(35)
Net gain/(loss) on disposal of controlled entities and other businesses	188	-	3	-	-
Rental income on operating leases	41	54	72	21	33
Share of associates' net profit/(loss)	(6)	(23)	(23)	(2)	-
Other	24	(36)	22	169	(53)
Total other income	952	249	129	2,308	1,597
Total non-interest income	4,364	3,487	3,742	4,193	3,852

Deferred income in relation to the credit card loyalty programs for the Group was \$362 million as at 30 September 2021 (2020: \$361 million, 2019: \$322 million) and \$35 million for the Parent Entity (2020: \$30 million). This will be recognised as fee income as the credit card reward points are redeemed.

There were no other material contract assets or contract liabilities for the Group or the Parent Entity.

1. Non-interest income included items relating to compliance, regulation and remediation costs recognised as a reduction in non-risk fee income, net wealth management income and other income of \$320 million (2020: \$225 million, 2019: \$860 million) for the Group, and \$278 million (2020: \$190 million) for the Parent Entity. Refer to Note 26 for further details.

2. Includes policyholder tax recoveries.

3. Life insurance claims and changes in life insurance liabilities are nil for the Group (2020: \$260 million; 2019: nil) recognised as a result of the liability adequacy test on life insurance contracts (refer to Note 15). 2020 balance also includes a \$97 million write-off of deferred acquisition costs for the Group (2019: nil) as a result of Westpac Life Insurance Limited (WLIS) ceasing to provide group life insurance products to BT Super.

4. Income from derivatives held for risk management purposes reflects the impact of economic hedges of earnings.

Notes to the financial statements

Note 5. Operating expenses¹

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Staff expenses					
Employee remuneration, entitlements and on-costs	5,369	4,428	4,320	4,666	3,744
Superannuation expense ²	475	413	378	409	351
Share-based payments	97	80	108	94	76
Restructuring costs	93	94	232	92	76
Total staff expenses	6,034	5,015	5,038	5,261	4,247
Occupancy expenses					
Lease expense	164	148	658	138	123
Depreciation and impairment of property and equipment ³	955	708	722	845	614
Other	107	160	143	95	145
Total occupancy expenses	1,226	1,016	1,023	1,078	882
Technology expenses					
Amortisation and impairment of software assets ³	1,240	970	719	1,171	896
Depreciation and impairment of IT equipment ³	260	272	129	228	244
Technology services	820	698	810	764	569
Software maintenance and licences	531	390	371	463	343
Telecommunications	181	236	207	157	190
Data processing	95	89	83	96	88
Total technology expenses	3,128	2,643	2,319	2,879	2,330
Other expenses					
Professional and processing services	1,410	1,374	1,060	1,236	1,184
Amortisation and impairment of intangible assets and deferred expenditure ³	599	523	9	512	116
Postage and stationery	156	164	179	130	130
Advertising	220	217	245	172	172
Non-lending losses	234	1,443	58	174	1,428
Impairment of investments in subsidiaries	-	-	-	19	272
Other	304	344	175	454	11
Total other expenses	2,923	4,065	1,726	2,697	3,313
Total operating expenses	13,311	12,739	10,106	11,915	10,772

- Operating expenses included estimated costs associated with AUSTRAC proceedings of nil (2020: \$1,478 million, 2019: nil) which included a provision for penalty of nil (2020: \$1,300 million, 2019: nil) for the Group and the Parent Entity. They also included compliance, regulation and remediation costs of \$359 million (2020: \$317 million, 2019: \$196 million) for the Group and \$306 million (2020: \$310 million) for the Parent Entity. Refer to Note 26 for further details.
- Superannuation expense includes both defined contribution and defined benefit expense. Further details of the Group's defined benefit plans are in Note 33.
- Impairment expenses included:
 - \$275 million (2020: \$5 million, 2019: nil) for property and equipment for the Group, and \$248 million (2020: \$4 million) for the Parent Entity;
 - \$485 million (2020: \$171 million, 2019: \$25 million) for computer software for the Group, and \$475 million (2020: \$165 million) for the Parent Entity;
 - \$45 million (2020: \$23 million, 2019: nil) for IT equipment for the Group, and \$41 million (2020: \$23 million) for the Parent Entity;
 - \$571 million (2020: \$518 million, 2019: nil) for goodwill and other intangible assets for the Group, and \$487 million (2020: \$116 million) for the Parent Entity.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 6. Impairment charges

Accounting policy

Impairment charges are based on an expected loss model which measures the difference between the current carrying amount and the present value of expected future cash flows taking into account past experience, current conditions and multiple probability-weighted macroeconomic scenarios for reasonably supportable future economic conditions. Further details of the calculation of ECL and the critical accounting assumptions and estimates relating to impairment charges are included in Note 13.

Impairment charges are recognised in the income statement, with a corresponding amount recognised as follows:

- Loans, debt securities at amortised cost and due from subsidiaries balances: as a reduction of the carrying value of the financial asset through an offsetting provision account (refer to Note 13);
- Debt securities at FVOCI: in reserves in OCI with no reduction of the carrying value of the debt security (refer to Note 27); and
- Credit commitments: as a provision (refer to Note 26).

Uncollectable loans

A loan may become uncollectable in full or part if, after following the Group's loan recovery procedures, the Group remains unable to collect that loan's contractual repayments. Uncollectable amounts are written off against their related provision for ECL, after all possible repayments have been received.

Where loans are secured, amounts are generally written off after receiving the proceeds from the security, or in certain circumstances, where the net realisable value of the security has been determined and this indicates that there is no reasonable expectation of full recovery, write-off may be earlier. Unsecured consumer loans are generally written off after 180 days past due.

The Group may subsequently be able to recover cash flows from loans written off. In the period which these recoveries are made, they are recognised in the income statement.

The following table details impairment charges.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Provisions raised/(released)					
Performing	(915)	1,437	(209)	(785)	1,147
Non-performing	567	1,934	1,175	563	1,717
Recoveries	(242)	(193)	(172)	(225)	(173)
Impairment charges	(590)	3,178	794	(447)	2,691
of which relates to:					
Loans and credit commitments	(567)	3,158	794	(449)	2,689
Debt securities at amortised cost	(25)	18	-	-	-
Debt securities at FVOCI	2	2	-	2	2
Impairment charges/(benefit)	(590)	3,178	794	(447)	2,691

Further details are discussed in Note 13.

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax

Accounting policy

The tax expense for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement, except to the extent that it relates to items recognised directly in OCI, in which case it is recognised in the statement of comprehensive income.

Current tax is the tax payable for the year using enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction. Current tax also includes adjustments to tax payable for previous years.

Deferred tax accounts for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the financial statements and their values for taxation purposes.

Deferred tax is determined using the enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction which are expected to apply when the assets will be realised or the liabilities settled.

Deferred tax assets and liabilities have been offset where they relate to the same taxation authority, the same taxable entity or group, and where there is a legal right and intention to settle on a net basis.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profits will be available to utilise the assets.

Deferred tax is not recognised for the following temporary differences:

- the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither the accounting nor taxable profit or loss;
- the initial recognition of goodwill in a business combination; and
- retained earnings in subsidiaries which the Parent Entity does not intend to distribute for the foreseeable future.

The Parent Entity is the head entity of a tax consolidated group with its wholly owned Australian subsidiaries. All entities in the tax consolidated group have entered into a tax sharing agreement which, in the opinion of the Directors, limits the joint and several liabilities in the case of a default by the Parent Entity.

Current and deferred tax are recognised using a 'group allocation basis'. As head entity, the Parent Entity recognises all current tax balances and deferred tax assets arising from unused tax losses and relevant tax credits for the tax-consolidated group. The Parent Entity fully compensates/is compensated by the other members for these balances.

Critical accounting assumptions and estimates

The Group operates in multiple tax jurisdictions and significant judgement is required in determining the worldwide current tax liability. There are many transactions with uncertain tax outcomes and provisions are determined based on the expected outcomes.

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

Income tax expense

The following table reconciles income tax expense to the profit before income tax expense.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Profit before income tax expense	8,501	4,266	9,749	6,761	4,453
Tax at the Australian company tax rate of 30%	2,550	1,280	2,925	2,028	1,336
The effect of amounts which are not deductible/(assessable) in calculating taxable income					
Hybrid capital distributions	59	56	72	59	56
Life insurance:					
Tax adjustment on policyholder earnings	3	(17)	8	-	-
Adjustment for life business tax rates	-	1	(1)	-	-
Dividend adjustments	-	-	(1)	(355)	(228)
Other non-assessable items	(6)	(3)	(14)	(5)	(3)
Other non-deductible items	252	585	12	204	468
Adjustment for overseas tax rates	(16)	16	(32)	9	32
Income tax (over)/under provided in prior years	3	1	(10)	(2)	1
Other items	193	55	-	210	133
Total income tax expense	3,038	1,974	2,959	2,148	1,795
Income tax expense comprises:					
Current income tax	2,741	2,954	3,370	2,017	2,417
Movement in deferred tax	294	(981)	(401)	133	(623)
Income tax (over)/under provision in prior years	3	1	(10)	(2)	1
Total income tax expense	3,038	1,974	2,959	2,148	1,795
Total Australia	2,610	1,697	2,526	2,090	1,753
Total Overseas	428	277	433	58	42
Total income tax expense¹	3,038	1,974	2,959	2,148	1,795

The effective tax rate was 35.74% in 2021 (2020: 46.27%, 2019: 30.35%).

1. As the Bank levy is not a levy on income, it is not included in income tax. It is included in Note 3.

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

Deferred tax assets

The balance comprises temporary differences attributable to:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Amounts recognised in the income statements and opening retained profits				
Provisions for ECL on loans and credit commitments	1,481	1,788	1,269	1,507
Provision for long service leave, annual leave and other employee benefits	385	335	365	308
Financial instruments	-	-	-	-
Property and equipment	347	223	316	190
Other provisions	424	606	388	570
Lease liabilities ¹	743	899	665	825
All other liabilities ¹	331	419	300	304
Total amounts recognised in the income statements and opening retained profits	3,712	4,270	3,303	3,712
Amounts recognised directly in OCI				
Investment securities	-	-	-	-
Cash flow hedges	-	25	-	-
Defined benefit	103	155	101	149
Total amounts recognised directly in OCI	103	180	101	149
Gross deferred tax assets	3,815	4,450	3,404	3,861
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(1,378)	(1,386)	(1,311)	(1,364)
Net deferred tax assets	2,437	3,064	2,093	2,497
Movements				
Balance as at beginning of year	3,064	2,048	2,497	1,925
Impact on adoption of new accounting standards ¹	(17)	948	(14)	872
Restated opening balance	3,047	2,996	2,483	2,797
Recognised in the income statements	(529)	758	(395)	507
Recognised in OCI	(77)	13	(48)	9
Balances reclassified to assets held for sale	(8)	-	-	-
Balances disposed of on sale of businesses	(4)	-	-	-
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	8	(703)	53	(816)
Balance as at end of year	2,437	3,064	2,093	2,497

1. The adoption of AASB 16 on 1 October 2019 resulted in an increase in deferred tax assets of \$948 million for the Group and \$872 million for the Parent Entity. A corresponding increase was also recognised in deferred tax liabilities (refer to the following table), which resulted in a net nil impact on retained profits.

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

Deferred tax liabilities

The balance comprises temporary differences attributable to:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Amounts recognised in the income statements and opening retained profits				
Finance lease transactions	296	253	290	232
Property and equipment ¹	610	933	541	864
Life insurance assets	-	43	-	-
All other assets	267	223	211	208
Total amounts recognised in the income statements and opening retained profits	1,173	1,452	1,042	1,304
Amounts recognised directly in OCI				
Investment securities	214	51	211	51
Cash flow hedges	81	9	58	8
Total amounts recognised directly in OCI	295	60	269	60
Gross deferred tax liabilities	1,468	1,512	1,311	1,364
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(1,378)	(1,386)	(1,311)	(1,364)
Net deferred tax liabilities	90	126	-	-
Movements				
Balance as at beginning of year	126	44	-	-
Impact on adoption of new accounting standards ¹	-	948	-	872
Restated opening balance	126	992	-	872
Recognised in the income statements	(235)	(223)	(262)	(116)
Recognised in OCI	235	60	209	60
Balances reclassified to liabilities held for sale	(44)	-	-	-
Balances disposed of on sale of businesses	-	-	-	-
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	8	(703)	53	(816)
Balance as at end of year	90	126	-	-

Unrecognised deferred tax balances

The following potential deferred tax balances have not been recognised. The tax effect of the gross balances would be based on the corporate tax rates applicable in the relevant jurisdictions, which range between 16.5% and 30%.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Unrecognised deferred tax asset				
Tax losses on revenue account	470	335	454	264
Unrecognised deferred tax liability				
Gross retained earnings of subsidiaries which the Parent Entity does not intend to distribute in the foreseeable future	55	55	-	-

1. The adoption of AASB 16 on 1 October 2019 resulted in an increase in deferred tax liabilities of \$948 million for the Group and \$872 million for the Parent Entity, which was recognised as an opening adjustment in retained profits. A corresponding increase was also recognised in deferred tax assets (refer to the previous table), which resulted in a net nil impact on retained profits.

Notes to the financial statements

Note 8. Earnings per share

Accounting policy

Basic earnings per share (EPS) is calculated by dividing the net profit attributable to shareholders by the weighted average number of ordinary shares on issue during the year, adjusted for treasury shares. Diluted EPS is calculated by adjusting the basic EPS by assuming all dilutive potential ordinary shares are converted. Refer to Notes 19 and 32 for further information on the potential dilutive instruments.

\$m	2021		2020		2019	
	Basic	Diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
Net profit attributable to owners of WBC (\$m)	5,458	5,458	2,290	2,290	6,784	6,784
Adjustment for RSP dividends (\$m) ¹	(2)	-	(2)	(2)	(6)	(6)
Adjustment for potential dilution:						
Distributions to convertible loan capital holders (\$m) ²	-	218	-	-	-	290
Adjusted net profit attributable to owners of WBC (\$m)	5,456	5,676	2,288	2,288	6,778	7,068
Weighted average number of ordinary shares (millions)						
Weighted average number of ordinary shares on issue	3,657	3,657	3,595	3,595	3,456	3,456
Treasury shares (including RSP share rights) ¹	(4)	(4)	(5)	(5)	(6)	(6)
Adjustment for potential dilution:						
Share-based payments	-	4	-	1	-	1
Convertible loan capital ²	-	461	-	-	-	278
Adjusted weighted average number of ordinary shares	3,653	4,118	3,590	3,591	3,450	3,729
Earnings per ordinary share (cents)	149.4	137.8	63.7	63.7	196.5	189.5

1. RSP is explained in Note 32. Some shares under the RSP have not vested and are not outstanding ordinary shares but do receive dividends. These RSP dividends are deducted to show the profit attributable to ordinary shareholders. Shares under the RSP were dilutive in 2021 (2020: antidilutive, 2019: antidilutive).
2. The Group has issued convertible loan capital which may convert into ordinary shares in the future (refer to Note 19 for further details). These convertible loan capital instruments are potentially dilutive instruments, and diluted EPS is therefore calculated as if the instruments had been converted at the beginning of the year or, if later, the instruments' issue dates. In 2021, all convertible loan capital instruments were dilutive (2020: antidilutive, 2019: dilutive).

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates

The daily average balances of the Group's interest earning assets and interest bearing liabilities are shown below along with their interest income or expense.

Consolidated	2021			2020			2019		
	Average balance \$m	Interest income \$m	Average rate %	Average balance \$m	Interest income \$m	Average rate %	Average balance \$m	Interest income \$m	Average rate %
Assets									
Interest earning assets									
Collateral paid:									
Australia	10,748	7	0.1	13,555	56	0.4	8,428	152	1.8
New Zealand	372	-	-	373	3	0.8	364	7	1.9
Other overseas	1,108	9	0.8	1,804	16	0.9	2,031	42	2.1
Trading securities and financial assets measured at FVIF:									
Australia	16,659	116	0.7	20,300	217	1.1	20,691	468	2.3
New Zealand	3,881	28	0.7	4,728	47	1.0	3,862	85	2.2
Other overseas	3,251	48	1.5	4,601	95	2.1	4,521	109	2.4
Investment securities:									
Australia	81,665	1,104	1.4	71,402	1,347	1.9	56,875	1,691	3.0
New Zealand	4,492	74	1.6	3,921	96	2.4	3,850	130	3.4
Other overseas	1,552	22	1.4	2,858	78	2.7	3,062	98	3.2
Loans and other receivables ¹									
Australia	585,416	17,859	3.1	585,643	21,315	3.6	589,427	25,931	4.4
New Zealand	91,752	2,747	3.0	85,184	3,237	3.8	79,255	3,650	4.6
Other overseas	14,437	136	0.9	27,349	540	2.0	26,558	859	3.2
Assets held for sale:									
Australia	1,583	28	1.8	-	-	-	-	-	-
New Zealand	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other overseas	2,560	100	3.9	-	-	-	-	-	-
Total interest earning assets and interest income	819,456	22,278	2.7	821,718	27,047	3.3	798,924	33,222	4.2
Non-interest earning assets									
Derivative financial instruments	20,305			31,334			25,959		
Life insurance assets	226			4,614			9,610		
Assets held for sale	4,590			-			-		
All other assets ²	61,478			62,414			60,231		
Total non-interest earning assets	86,599			98,362			95,800		
Total assets	906,055			920,080			894,724		

1. Loans and other receivables are net of Stage 3 provision for ECL, where interest income is determined based on their carrying value. Stages 1 and 2 provisions for ECL are not included in the average interest earning assets balance, as interest income is determined based on the gross value of loans and other receivables.

2. Includes property and equipment, intangible assets, deferred tax assets, non-interest earning loans relating to mortgage offset accounts and all other non-interest earning assets.

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

Consolidated	2021			2020			2019		
	Average balance \$m	Interest expense \$m	Average rate %	Average balance \$m	Interest expense \$m	Average rate %	Average balance \$m	Interest expense \$m	Average rate %
Liabilities									
Interest bearing liabilities									
Collateral received:									
Australia	1,914	2	0.1	2,586	11	0.4	2,039	41	2.0
New Zealand	307	-	-	596	3	0.5	390	8	2.1
Other overseas	3,965	2	0.1	4,399	12	0.3	1,988	8	0.7
Repurchase agreements ¹									
Australia	32,600	54	0.2	16,120	73	0.5	11,266	172	1.5
New Zealand	986	2	0.2	380	1	0.3	268	5	1.9
Other overseas	-	-	-	-	-	-	20	1	5.0
Deposits and other borrowings:									
Australia	457,675	1,400	0.3	435,877	3,745	0.9	425,799	7,023	1.6
New Zealand	60,066	418	0.7	57,096	882	1.5	54,720	1,235	2.3
Other overseas	13,610	50	0.4	25,660	477	1.7	26,270	687	2.6
Loan capital:									
Australia	24,573	754	3.1	19,554	663	3.4	15,080	632	4.2
New Zealand	1,653	85	5.1	1,833	94	5.1	1,777	91	5.1
Other overseas	368	10	2.7	1,324	43	3.2	1,324	53	4.0
Other interest bearing liabilities ² :									
Australia	121,338	2,234	1.8	160,830	3,776	2.3	177,470	5,765	3.2
New Zealand	15,836	368	2.3	18,350	557	3.1	15,397	570	3.7
Other overseas	110	29	26.4	1,256	64	5.1	1,274	24	1.9
Liabilities held for sale:									
Australia	-	-	-	-	-	-	-	-	-
New Zealand	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other overseas	1,335	12	0.9	-	-	-	-	-	-
Total interest bearing liabilities and interest expense	736,336	5,420	0.7	745,641	10,551	1.4	734,282	16,315	2.2
Non-interest bearing liabilities									
Deposits and other borrowings:									
Australia	49,592			45,231			42,455		
New Zealand	12,426			8,760			5,996		
Other overseas	7			901			819		
Derivative financial instruments	20,512			33,249			26,568		
Life insurance liabilities	253			2,999			7,653		
Liabilities held for sale	2,728			-			-		
All other liabilities ³	13,202			15,233			13,187		
Total non-interest bearing liabilities	98,820			106,373			96,678		
Total liabilities	835,156			852,014			830,960		
Shareholders' equity	70,849			68,014			63,714		
NCI	50			52			50		
Total equity	70,899			68,066			63,764		
Total liabilities and equity	906,055			920,080			894,724		

Net interest income may vary from year to year due to changes in the volume of, and interest rates associated with, interest earning assets and interest bearing liabilities. The following table allocates the change in net interest income between changes in volume and interest rate for those assets and liabilities.

1. Repurchase agreements, previously included in Other interest bearing liabilities, have been separately disclosed. Comparatives have been restated.
2. Includes net impact of Treasury balance sheet management activities and the Bank levy.
3. Includes other financial liabilities, provisions, current and deferred tax liabilities and all other non-interest bearing liabilities.

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

Calculation of variances

- Volume changes are determined based on the movements in average asset and liability balances; and
- Interest rate changes are determined based on the change in interest rate associated with those assets and liabilities. Variances that arise due to a combination of volume and interest rate changes are allocated to interest rate changes.

Consolidated \$m	2021 Change due to			2020 Change due to		
	Volume	Rate	Total	Volume	Rate	Total
Interest earning assets						
Collateral paid:						
Australia	(11)	(38)	(49)	93	(189)	(96)
New Zealand	-	(3)	(3)	-	(4)	(4)
Other overseas	(6)	(1)	(7)	(5)	(21)	(26)
Trading securities and financial assets measured at FVIF:						
Australia	(34)	(67)	(101)	(9)	(242)	(251)
New Zealand	(9)	(10)	(19)	19	(57)	(38)
Other overseas	(28)	(19)	(47)	2	(16)	(14)
Investment securities:						
Australia	202	(445)	(243)	433	(777)	(344)
New Zealand	14	(36)	(22)	2	(36)	(34)
Other overseas	(20)	(36)	(56)	(7)	(13)	(20)
Loans and other receivables:						
Australia	(469)	(2,987)	(3,456)	(167)	(4,449)	(4,616)
New Zealand	151	(641)	(490)	274	(687)	(413)
Other overseas	(241)	(163)	(404)	26	(345)	(319)
Assets held for sale:						
Australia	14	14	28	-	-	-
Other overseas	62	38	100	-	-	-
Total change in interest income	(375)	(4,394)	(4,769)	661	(6,836)	(6,175)
Interest bearing liabilities						
Collateral received:						
Australia	(3)	(6)	(9)	11	(41)	(30)
New Zealand	(1)	(2)	(3)	4	(9)	(5)
Other overseas	(1)	(9)	(10)	22	(18)	4
Repurchase agreements ¹						
Australia	87	(106)	(19)	83	(182)	(99)
New Zealand	2	(1)	1	2	(6)	(4)
Other overseas	-	-	-	(1)	-	(1)
Deposits and other borrowings:						
Australia	270	(2,615)	(2,345)	167	(3,445)	(3,278)
New Zealand	45	(509)	(464)	54	(407)	(353)
Other overseas	(179)	(198)	(377)	(16)	(244)	(260)
Loan capital:						
Australia	176	(85)	91	188	(157)	31
New Zealand	(9)	-	(9)	3	-	3
Other overseas	(31)	(2)	(33)	-	(10)	(10)
Other interest bearing liabilities:						
Australia	(716)	(826)	(1,542)	(455)	(1,534)	(1,989)
New Zealand	(28)	(161)	(189)	103	(116)	(13)
Other overseas	(20)	(15)	(35)	-	40	40
Liabilities held for sale:						
Other overseas	2	10	12	-	-	-
Total change in interest expense	(406)	(4,525)	(4,931)	165	(6,129)	(5,964)
Change in net interest income:						
Australia	(112)	115	3	356	(298)	58
New Zealand	147	(17)	130	129	(246)	(117)
Other overseas	(4)	33	29	11	(163)	(152)
Total change in net interest income	31	131	162	496	(707)	(211)

1. Repurchase agreements, previously included in Other interest bearing liabilities, have been separately disclosed. Comparatives have been restated.

Notes to the financial statements

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

Accounting policy

Recognition

Purchases and sales by regular way of financial assets, except for loans and receivables, are recognised on trade-date, the date on which the Group commits to purchase or sell the asset. Loans and receivables are recognised on settlement date, when cash is advanced to the borrowers.

Financial liabilities are recognised when an obligation arises.

Derecognition

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the asset have expired, or when the Group has either transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full under a 'pass through' arrangement and transferred substantially all the risks and rewards of ownership.

There may be situations where the Group has partially transferred the risks and rewards of ownership but has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of ownership. In such situations, where the Group retains control of the transferred asset, it will continue to be recognised in the balance sheet to the extent of the Group's continuing involvement in the asset.

Financial liabilities are derecognised when the obligation is discharged, cancelled or expires. Where an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, the exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, with the difference in the respective carrying amounts recognised in the income statement.

The terms are deemed to be substantially different if the discounted present value of the cash flows under the new terms (discounted using the original effective interest rate) is at least 10% different from the discounted present value of the remaining cash flows of the original financial liability. Qualitative factors such as a change in the currency the instrument is denominated in, a change in the interest rate from fixed to floating and conversion features are also considered.

Classification and measurement

Financial assets are grouped into the following classes: cash and balances with central banks, collateral paid, trading securities and financial assets measured at FVIS, derivative financial instruments, investment securities, loans, other financial assets and life insurance assets.

Financial assets

Financial assets are classified based on a) the business model within which the assets are managed, and b) whether the contractual cash flows of the instrument represent solely payment of principal and interest (SPPI).

The Group determines the business model at the level that reflects how groups of financial assets are managed. When assessing the business model the Group considers factors including how performance and risks are managed, evaluated and reported and the frequency and volume of, and reason for, sales in previous periods and expectations of sales in future periods.

When assessing whether contractual cash flows are SPPI, interest is defined as consideration primarily for the time value of money and the credit risk of the principal outstanding. The time value of money is defined as the element of interest that provides consideration only for the passage of time and not consideration for other risks or costs associated with holding the financial asset. Terms that could change the contractual cash flows so that they may not meet the SPPI criteria include contingent and leverage features, non-recourse arrangements, and features that could modify the time value of money.

Debt instruments

If the debt instruments have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding they are classified at:

- amortised cost if they are held within a business model whose objective is achieved through holding the financial asset to collect these cash flows; or
- FVOCI if they are held within a business model whose objective is achieved both through collecting these cash flows or selling the financial asset; or
- FVIS if they are held within a business model whose objective is achieved through selling the financial asset.

Debt instruments are measured at FVIS where the contractual cash flows do not represent SPPI on the principal balance outstanding or where it is designated at FVIS to eliminate or reduce an accounting mismatch.

Notes to the financial statements

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

Accounting policy (continued)

Debt instruments at amortised cost are initially recognised at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. They are presented net of provision for ECL determined using the ECL model. Refer to Notes 6 and 13 for further details.

Debt instruments at FVOCI are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in OCI except for interest income, impairment charges and FX gains and losses, which are recognised in the income statement. Impairment on debt instruments at FVOCI is determined using the ECL model and is recognised in the income statement with a corresponding amount in OCI. There is no reduction of the carrying value of the debt security which remains at fair value.

The cumulative gain or loss recognised in OCI is subsequently recognised in the income statement when the instrument is derecognised.

Debt instruments at FVIS are measured at fair value with subsequent changes in fair value recognised in the income statement.

Equity securities

Equity securities are measured at FVOCI where they:

- are not held for trading; and
- an irrevocable election is made by the Group.

Otherwise, they are measured at FVIS.

Equity securities at FVOCI are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in OCI, except for dividend income which is recognised in the income statement. The cumulative gain or loss recognised in OCI is not subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

Equity securities at FVIS are measured at fair value with subsequent changes in fair value recognised in the income statement.

Financial liabilities

Financial liabilities are grouped into the following classes: collateral received, deposits and other borrowings, other financial liabilities, derivative financial instruments, debt issues and loan capital.

Financial liabilities are measured at amortised cost if they are not held for trading or designated at FVIS, otherwise they are measured at FVIS.

Financial assets and financial liabilities measured at FVIS are recognised initially at fair value. All other financial assets and financial liabilities are recognised initially at fair value plus or minus directly attributable transaction costs, respectively.

Further details of the accounting policy for each category of financial asset or financial liability mentioned above is set out in the note for the relevant item.

The Group's policies for determining the fair value of financial assets and financial liabilities are set out in Note 22.

Notes to the financial statements

Note 10. Trading securities and financial assets measured at FVIF

Accounting policy

Trading securities

Trading securities include actively traded debt (government and other) and equity instruments and those acquired for sale in the near term.

As part of its trading activities, the Group also lends and borrows securities on a collateralised basis. Securities lent remain on the Group's balance sheet and securities borrowed are not reflected on the Group's balance sheet, as the risks and rewards of ownership remain with the initial holder. Where cash is provided as collateral, the amount advanced to or received from third parties is recognised as a receivable in collateral paid or as a borrowing in collateral received respectively.

Reverse repurchase agreements

Securities purchased under these agreements are not recognised in the balance sheet, as Westpac has not obtained the risks and rewards of ownership. The cash consideration paid is recognised as a reverse repurchase agreement, which forms part of a trading portfolio that is measured at fair value.

Other financial assets measured at FVIF

Other financial assets measured at FVIF include:

- non-trading securities managed on a fair value basis;
- non-trading debt securities that do not have contractual cash flows that represent SPPI on the principal balance outstanding; or
- non-trading equity securities for which we have not made irrevocable designation to be measured at FVOCI.

Gains and losses on these financial assets are recognised in the income statement. Interest earned from debt securities is recognised in interest income (Note 3) while dividends on equity securities are recognised in non-interest income (Note 4).

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Trading securities	15,019	17,776	13,038	15,519
Reverse repurchase agreements	2,937	20,401	2,763	20,401
Other financial assets measured at FVIF	3,145	2,490	2,998	2,110
Total trading securities and financial assets measured at FVIF	21,101	40,667	18,799	38,030
Trading securities include the following:				
Government and semi-government securities	11,432	14,667	9,535	12,542
Other debt securities	3,064	3,044	2,960	2,913
Equity securities	3	4	3	3
Other	520	61	520	61
Total trading securities	15,019	17,776	13,038	15,519
Other financial assets measured at FVIF include:				
Other debt securities	3,038	2,045	2,975	1,703
Equity securities	107	445	23	407
Total other financial assets measured at FVIF	3,145	2,490	2,998	2,110

Notes to the financial statements

Note 11. Investment securities

Accounting policy

Investment securities include debt securities (government and other) and equity securities. It includes debt and equity securities that are measured at FVOCI and debt securities measured at amortised cost. These instruments are classified based on the criteria disclosed under the heading "Financial assets and financial liabilities" prior to Note 10.

Debt securities measured at FVOCI

Includes debt instruments that have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and they are held within a business model whose objective is achieved both through collecting these cash flows or selling the financial asset.

These securities are measured at fair value with gains and losses recognised in OCI except for interest income, impairment charges, FX gains and losses and fair value hedge adjustments which are recognised in the income statement.

Impairment is measured using the same ECL model applied to financial assets measured at amortised cost. Impairment is recognised in the income statement with a corresponding amount in OCI with no reduction of the carrying value of the debt security which remains at fair value. Refer to Note 13 for further details.

The cumulative gain or loss recognised in OCI is subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

Debt securities measured at amortised cost

Include debt instruments that have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and are held within a business model whose objective is achieved through holding the financial asset to collect these cash flows.

These securities are initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method and are presented net of any provision for ECL.

Equity securities

Equity securities are measured at FVOCI where they are not held for trading, the Group does not have control or significant influence over the investee and where an irrevocable election is made to measure them at FVOCI.

These securities are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in OCI except for dividend income which is recognised in the income statement. The cumulative gain or loss recognised in OCI is not subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Investment securities				
Investments securities measured at FVOCI				
Government and semi-government debt securities	66,421	73,486	63,057	69,929
Other debt securities	15,784	16,916	14,682	15,826
Equity securities	277	153	75	68
Total investment securities measured at FVOCI¹	82,482	90,555	77,814	85,823
Investment securities measured at amortised cost				
Government and semi-government debt securities	900	881	48	-
Other debt securities	38	130	2	3
Total investment securities measured at amortised cost	938	1,011	50	3
Provision for ECL on debt securities at amortised cost	(3)	(27)	(1)	-
Total net investment securities measured at amortised cost	935	984	49	3
Total investment securities	83,417	91,539	77,863	85,826

1. Impairment is recognised in the income statement with a corresponding amount in OCI (refer to Note 27). There is no reduction of the carrying value of the debt securities which remains at fair value.

Notes to the financial statements

Note 11. Investment securities (continued)

The following table shows the maturities and the weighted average yield of the Group's outstanding investment securities as at 30 September 2021. There are no tax-exempt securities.

2021	Up to 1 year \$m	%	Over 1 year to 5 years \$m	%	Over 5 years to 10 years \$m	%	Over 10 years \$m	%	No specific maturity \$m	%	Total \$m	Weighted average %
Carrying Amount												
Government and semi-government securities	5,476	2.8	29,150	1.1	31,009	1.5	1,683	1.3	-	-	67,318	1.4
Other debt securities	2,354	1.3	13,466	1.0	2	1.9	-	-	-	-	15,822	1.0
Equity securities	-	-	-	-	-	-	-	-	277	-	277	-
Total by maturity	7,830		42,616		31,011		1,683		277		83,417	

The maturity profile is determined based upon contractual terms for investment securities.

Note 12. Loans

Accounting policy

Loans are financial assets initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs and fees.

Loans are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method where they have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and they are held within a business model whose objective is achieved through holding the loans to collect these cash flows. They are presented net of any provision for ECL.

Loans are subsequently measured at FVIS where they do not have cash flows which represent SPPI, are held within a business model whose objective is achieved by selling the financial asset, or are designated at FVIS to eliminate or reduce an accounting mismatch.

Refer to Note 22 for balances which are measured at fair value and amortised cost.

Loan products that have both mortgage and deposit facilities are presented gross in the balance sheet, segregating the asset and liability component, because they do not meet the criteria to be offset. Interest earned on these products is presented on a net basis in the income statement as this reflects how the customer is charged.

The loan portfolio is disaggregated by location of booking office and product type, as follows.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Australia				
Housing	455,604	440,933	455,599	440,926
Personal	14,737	17,081	14,694	16,938
Business	148,453	147,584	145,950	144,354
Total Australia	618,794	605,598	616,243	602,218
New Zealand				
Housing	58,081	51,126	-	-
Personal	1,175	1,360	-	-
Business	29,991	29,864	384	354
Total New Zealand	89,247	82,350	384	354
Total other overseas	6,332	10,713	5,688	9,945
Total loans	714,373	698,661	622,315	612,517
Provision for ECL on loans (refer to Note 13)	(4,589)	(5,602)	(3,902)	(4,693)
Total net loans¹	709,784	693,059	618,413	607,824

1. Total net loans included securitised loans of \$4,829 million (2020: \$7,367 million) for the Group and \$129,270 million (2020: \$132,506 million) for the Parent Entity. The level of securitised loans excludes loans where Westpac is the holder of related debt securities.

Notes to the financial statements

Note 12. Loans (continued)

The following table shows the Group's contractual maturity distribution of all loans as at 30 September 2021.

Consolidated \$m	Up to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years to 15 years	Over 15 years	Total
Australia					
Housing	7,314	2,083	18,238	427,969	455,604
Personal	6,312	731	1,314	-	14,737
Business	49,367	87,774	6,867	4,445	148,453
Total Australia	62,993	96,968	26,419	432,414	618,794
New Zealand					
Housing	232	630	4,797	52,422	58,081
Personal	935	228	12	-	1,175
Business	19,382	10,582	26	1	29,991
Total New Zealand	20,549	11,440	4,835	52,423	89,247
Total other overseas	2,215	3,715	402	-	6,332
Total loans	85,757	112,123	31,656	484,837	714,373

The following table shows the Group's interest rate segmentation of loans maturing after one year as at 30 September 2021.

Consolidated \$m	Loans at variable interest rates	Loans at fixed interest rates	Total
Interest rate segmentation of loans maturing after one year			
Australia			
Housing	275,772	172,518	448,290
Personal	2,777	5,648	8,425
Business	88,670	10,416	99,086
Total Australia	367,219	188,582	555,801
New Zealand			
Housing	6,826	51,023	57,849
Personal	237	3	240
Business	759	9,850	10,609
Total New Zealand	7,822	60,876	68,698
Total other overseas	3,860	257	4,117
Total loans maturing after one year	378,901	249,715	628,616

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses

Accounting policy

Note 6 provides details of impairment charges.

Impairment applies to all financial assets at amortised cost, lease receivables, debt securities measured at FVOCI, due from subsidiaries and credit commitments.

The ECL is recognised as follows:

- Loans (including lease receivables), debt securities at amortised cost and due from subsidiaries: as a reduction of the carrying value of the financial asset through an offsetting provision account (refer to Notes 11 and 12);
- Debt securities at FVOCI: in reserves in OCI with no reduction of the carrying value of the debt security itself (refer to Notes 11 and 27); and
- Credit commitments: as a provision (refer to Note 26).

Measurement

The Group calculates the provision for ECL based on a three stage approach. The provision for ECL is a probability-weighted estimate of the cash shortfalls expected to result from defaults over the relevant time frame. They are determined by evaluating a range of possible outcomes and taking into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The models use three main components to determine the ECL (as well as the time value of money) including:

- Probability of default (PD): the probability that a counter-party will default;
- Loss given default (LGD): the loss that is expected to arise in the event of a default; and
- Exposure at default (EAD): the estimated outstanding amount of credit exposure at the time of the default.

Model stages

The three stages are as follows:

Stage 1: 12 months ECL - performing

For financial assets where there has been no significant increase in credit risk since origination, a provision for 12 months ECL is recognised.

Stage 2: Lifetime ECL - performing

For financial assets where there has been a significant increase in credit risk since origination but where the asset is still performing, a provision for lifetime ECL is recognised. The indicators of a significant increase in credit risk are described on the following page.

Stage 3: Lifetime ECL - non-performing

For financial assets that are non-performing, a provision for lifetime ECL is recognised. Indicators include a breach of contract with the Group such as a default on interest or principal payments, a borrower experiencing significant financial difficulties or observable economic conditions that correlate to defaults on an individual basis.

Financial assets in Stage 3 are those that are in default. A default occurs when Westpac considers that the customer is unable to repay its credit obligations in full, irrespective of recourse by the Group to actions such as realising security, or the customer is more than 90 days past due on any material credit obligation. This definition is aligned to the Australian Prudential Regulation Authority (APRA) regulatory definition of default.

Collective and individual assessment

Financial assets that are in Stages 1 and 2 are assessed on a collective basis. This means that they are grouped in pools of similar assets with similar credit risk characteristics including the type of product and the customer risk grade. Financial assets in Stage 3 are assessed on an individual basis and calculated collectively for those below a specified threshold.

Expected life

In considering the lifetime time frame for ECL in Stages 2 and 3, the standard generally requires use of the remaining contractual life adjusted, where appropriate, for prepayments, extension and other options. For certain revolving credit facilities which include both a drawn and undrawn component (e.g. credit cards and revolving lines of credit), the Group's contractual ability to demand repayment and cancel the undrawn commitment does not limit the exposure to credit losses to the contractual notice period. For these facilities, lifetime is based on historical behaviour.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

Accounting policy (continued)

Movement between stages

Financial assets may move in both directions through the stages of the impairment model. Financial assets previously in Stage 2 may move back to Stage 1 if it is no longer considered that there has been a significant increase in credit risk. Similarly, financial assets in Stage 3 may move back to Stage 1 or Stage 2 if they are no longer assessed to be non-performing.

Critical accounting assumptions and estimates

Key judgements include when a significant increase in credit risk has occurred, the estimation of forward-looking macroeconomic information and overlays. Other factors which can impact the provision include the borrower's financial situation, the realisable value of collateral, the Group's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of recovering the loan.

Significant increase in credit risk (SICR)

Determining when a financial asset has experienced a SICR since origination is a critical accounting judgement. In the current period the Group has revised the methodology to determine a significant increase in risk from one which was primarily based on changes in internal customer risk grades since origination of the facility and based on a sliding scale to one which is directly driven by the change in the probability of default (PD) since origination. In determining whether a change in PD represents a significant increase in risk, relative changes in PD and absolute PD thresholds are both considered based on the portfolio of the exposure. This change did not have a material impact to the Group.

The Group does not rebut the presumption that instruments that are 30 days past due have experienced a SICR but this is used as a backstop rather than the primary indicator.

The deferral of payments by customers in hardship arrangements is generally treated as an indication of a SICR. In the prior year COVID-19 support packages for mortgages and business loans was not, in isolation, treated as an indication of SICR. The Group classified these deferral packages into different categories of risk which were assessed for an increased likelihood of a risk of default to determine whether a SICR has occurred. In the current year, deferral packages for mortgages and business loans are based on the specific circumstances of the customers and as such, the deferral packages could be an indication of SICR.

Forward-looking macroeconomic information

The measurement of ECL for each stage and the assessment of significant increase in credit risk consider information about past events and current conditions as well as reasonable and supportable projections of future events and economic conditions. The estimation of forward-looking information is a critical accounting judgement. The Group considers three future macroeconomic scenarios including a base case scenario along with upside and downside scenarios.

The macroeconomic variables used in these scenarios, based on current economic forecasts, include (but are not limited to) employment to population rates, real gross domestic product growth rates and residential and commercial property price indices.

- Base case scenario
This scenario utilises the internal Westpac economics forecast used for strategic decision making and forecasting.
- Upside scenario
This scenario represents a modest improvement on the base case scenario.
- Downside scenario
The downside scenario is a more severe scenario with ECL higher than those under the current base case scenario. The more severe loss outcome for the downside is generated under a recession scenario in which the combination of negative GDP growth, declines in commercial and residential property prices and an increase in the unemployment rate simultaneously impact ECL across all portfolios from the reporting date.

The macroeconomic scenarios are weighted based on the Group's best estimate of the relative likelihood of each scenario. The weighting applied to each of the three macroeconomic scenarios takes into account historical frequency, current trends, and forward-looking conditions.

The macroeconomic variables and probability weightings of the three macroeconomic scenarios are subject to the approval of the Group Chief Financial Officer and Group Chief Risk Officer with oversight from the Board of Directors (and its Committees).

Overlays

Where appropriate, adjustments will be made to modelled outcomes to reflect reasonable and supportable information not already incorporated in the models.

Judgements can change with time as new information becomes available which could result in changes to the provision for ECL.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

Loans and credit commitments

The reconciliation of the provision for ECL tables for loans and credit commitments has been determined by an aggregation of monthly movements over the year. The key line items in the reconciliation represent the following:

- The "Transfers between stages" lines represent transfers between Stage 1, Stage 2 and Stage 3 prior to remeasurement of the provision for ECL.
- The "Business activity during the year" line represents new accounts originated during the year net of those that were de-recognised due to final repayments during the year.
- The "Net remeasurement of provision for ECL" line represents the impact on the provision for ECL due to changes in credit quality during the year (including transfers between stages), changes due to forward-looking economic scenarios, overlays and partial repayments and additional draw downs on existing facilities over the year.
- "Write-offs" represent a reduction in the provision for ECL as a result of de-recognition of exposures where there is no reasonable expectation of full recovery.

\$m	2021				2020			
	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total
Consolidated								
Provision for ECL on loans								
Housing	154	735	607	1,496	185	742	977	1,904
Personal	124	314	173	611	180	362	232	774
Business	495	822	1,172	2,489	537	1,433	954	2,924
Total provision for ECL on loans	773	1,871	1,952	4,596	902	2,537	2,163	5,602
Provisions for ECL on credit commitments								
Housing	6	6	-	12	7	5	-	12
Personal	29	41	1	71	36	46	-	82
Business	128	173	19	320	139	287	10	436
Total provision for ECL on credit commitments	163	220	20	403	182	338	10	530
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	936	2,091	1,972	4,999	1,084	2,875	2,173	6,132
Presented as provision for ECL on:								
Loans (Note 12)	766	1,871	1,952	4,589	902	2,537	2,163	5,602
Loans included in assets held for sale (Note 37)	7	-	-	7	-	-	-	-
Credit commitments (Note 26)	161	220	20	401	182	338	10	530
Credit commitments included in liabilities held for sale (Note 37)	2	-	-	2	-	-	-	-
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	936	2,091	1,972	4,999	1,084	2,875	2,173	6,132
Of which:								
Individually assessed provisions	-	-	832	832	-	-	611	611
Collectively assessed provisions	936	2,091	1,140	4,167	1,084	2,875	1,562	5,521
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	936	2,091	1,972	4,999	1,084	2,875	2,173	6,132
Gross loans and credit commitments	828,770	76,946	9,770	915,486	812,450	71,841	11,311	895,602
Coverage ratio on loans (%)	0.12	2.70	20.56	0.64	0.14	4.02	19.50	0.80
Coverage ratio on loans and credit commitments (%)	0.11	2.72	20.18	0.55	0.13	4.00	19.21	0.68

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

\$m	2021				2020			
	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total
Parent Entity								
Provision for ECL on loans								
Housing	114	669	552	1,335	145	630	904	1,679
Personal	111	270	151	532	162	297	193	652
Business	409	607	1,026	2,042	445	1,154	763	2,362
Total provision for ECL on loans	634	1,546	1,729	3,909	752	2,081	1,860	4,693
Provision for ECL on credit commitments								
Housing	4	5	-	9	4	5	-	9
Personal	23	34	-	57	28	35	-	63
Business	119	150	19	288	129	269	9	407
Total provision for ECL on credit commitments	146	189	19	354	161	309	9	479
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	780	1,735	1,748	4,263	913	2,390	1,869	5,172
Presented as provision for ECL on:								
Loans (Note 12)	627	1,546	1,729	3,902	752	2,081	1,860	4,693
Loans included in assets held for sale (Note 37)	7	-	-	7	-	-	-	-
Credit commitments (Note 26)	144	189	19	352	161	309	9	479
Credit commitments included in liabilities held for sale (Note 37)	2	-	-	2	-	-	-	-
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	780	1,735	1,748	4,263	913	2,390	1,869	5,172
Of which:								
Individually assessed provisions	-	-	724	724	-	-	520	520
Collectively assessed provisions	780	1,735	1,024	3,539	913	2,390	1,349	4,652
Total provisions for ECL on loans and credit commitments	780	1,735	1,748	4,263	913	2,390	1,869	5,172
Gross loans and credit commitments	720,659	68,179	8,980	797,818	712,381	61,822	10,293	784,496
Coverage ratio on loans (%)	0.11	2.50	19.81	0.63	0.14	3.84	18.39	0.77
Coverage ratio on loans and credit commitments (%)	0.11	2.54	19.47	0.53	0.13	3.87	18.16	0.66

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

The following tables reconcile the provisions for ECL on loans and credit commitments for the Group and Parent Entity.

Movement in provision for ECL on loans and credit commitments

\$m	Consolidated				Parent Entity			
	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total
Balance as at 30 September 2019	884	1,674	1,355	3,913	747	1,420	1,211	3,378
Transfers to Stage 1	1,578	(1,528)	(50)	-	1,150	(1,125)	(25)	-
Transfers to Stage 2	(345)	1,161	(816)	-	(266)	930	(664)	-
Transfers to Stage 3	(7)	(955)	962	-	(6)	(773)	779	-
Business activity during the year	212	60	(77)	195	188	64	(45)	207
Net remeasurement of provision for ECL	(1,233)	2,474	1,915	3,156	(897)	1,880	1,672	2,655
Write-offs	-	-	(1,170)	(1,170)	-	-	(1,105)	(1,105)
Exchange rate and other adjustments	(5)	(11)	54	38	(3)	(6)	46	37
Balance as at 30 September 2020	1,084	2,875	2,173	6,132	913	2,390	1,869	5,172
Transfers to Stage 1	1,246	(1,128)	(118)	-	1,058	(960)	(98)	-
Transfers to Stage 2	(200)	1,290	(1,090)	-	(173)	1,094	(921)	-
Transfers to Stage 3	(8)	(507)	515	-	(7)	(449)	456	-
Business activity during the year	122	(223)	(343)	(444)	110	(199)	(298)	(387)
Net remeasurement of provision for ECL	(1,284)	(200)	1,603	119	(1,321)	(140)	1,424	163
Write-offs	-	-	(836)	(836)	-	-	(739)	(739)
Exchange rate and other adjustments	(24)	(16)	68	28	-	(1)	55	54
Balance as at 30 September 2021	936	2,091	1,972	4,999	780	1,735	1,748	4,263

The provisions for ECL on loans and credit commitments can be further disaggregated into the following classes:

\$m	Consolidated				Parent Entity			
	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total
Housing								
Balance as at 30 September 2019	163	354	591	1,108	141	335	557	1,033
Transfers to Stage 1	566	(542)	(24)	-	376	(365)	(11)	-
Transfers to Stage 2	(68)	472	(404)	-	(44)	391	(347)	-
Transfers to Stage 3	-	(276)	276	-	-	(233)	233	-
Business activity during the year	25	(53)	(142)	(170)	19	(45)	(128)	(154)
Net remeasurement of provision for ECL	(492)	798	772	1,078	(343)	552	686	895
Write-offs	-	-	(120)	(120)	-	-	(111)	(111)
Exchange rate and other adjustments	(2)	(6)	28	20	-	-	25	25
Balance as at 30 September 2020	192	747	977	1,916	149	635	904	1,688
Transfers to Stage 1	283	(265)	(18)	-	246	(237)	(9)	-
Transfers to Stage 2	(36)	677	(641)	-	(32)	624	(592)	-
Transfers to Stage 3	-	(120)	120	-	-	(115)	115	-
Business activity during the year	42	(49)	(180)	(187)	39	(43)	(165)	(169)
Net remeasurement of provision for ECL	(322)	(253)	387	(188)	(284)	(190)	328	(146)
Write-offs	-	-	(76)	(76)	-	-	(63)	(63)
Exchange rate and other adjustments	1	4	38	43	-	-	34	34
Balance as at 30 September 2021	160	741	607	1,508	118	674	552	1,344

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

\$m	Consolidated				Parent Entity			
	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total	Performing Stage 1	Stage 2	Non- performing Stage 3	Total
Personal								
Balance as at 30 September 2019	268	459	248	975	229	401	213	843
Transfers to Stage 1	744	(732)	(12)	-	549	(547)	(2)	-
Transfers to Stage 2	(154)	368	(214)	-	(131)	313	(182)	-
Transfers to Stage 3	(1)	(342)	343	-	(1)	(307)	308	-
Business activity during the year	35	(37)	(50)	(52)	36	(31)	(43)	(38)
Net remeasurement of provision for ECL	(676)	694	617	635	(492)	503	573	584
Write-offs	-	-	(728)	(728)	-	-	(699)	(699)
Exchange rate and other adjustments	-	(2)	28	26	-	-	25	25
Balance as at 30 September 2020	216	408	232	856	190	332	193	715
Transfers to Stage 1	476	(469)	(7)	-	403	(401)	(2)	-
Transfers to Stage 2	(98)	281	(183)	-	(92)	251	(159)	-
Transfers to Stage 3	(1)	(202)	203	-	(1)	(182)	183	-
Business activity during the year	27	(25)	(35)	(33)	28	(20)	(30)	(22)
Net remeasurement of provision for ECL	(468)	360	402	294	(394)	324	386	316
Write-offs	-	-	(461)	(461)	-	-	(438)	(438)
Exchange rate and other adjustments	1	2	23	26	-	-	18	18
Balance as at 30 September 2021	153	355	174	682	134	304	151	589
Business								
Balance as at 30 September 2019	453	861	516	1,830	377	684	441	1,502
Transfers to Stage 1	268	(254)	(14)	-	225	(213)	(12)	-
Transfers to Stage 2	(123)	321	(198)	-	(91)	226	(135)	-
Transfers to Stage 3	(6)	(337)	343	-	(5)	(233)	238	-
Business activity during the year	152	150	115	417	131	140	126	399
Net remeasurement of provision for ECL	(65)	982	526	1,443	(62)	825	413	1,176
Write-offs	-	-	(322)	(322)	-	-	(295)	(295)
Exchange rate and other adjustments	(3)	(3)	(2)	(8)	(3)	(6)	(4)	(13)
Balance as at 30 September 2020	676	1,720	964	3,360	574	1,423	772	2,769
Transfers to Stage 1	487	(394)	(93)	-	409	(322)	(87)	-
Transfers to Stage 2	(66)	332	(266)	-	(49)	219	(170)	-
Transfers to Stage 3	(7)	(185)	192	-	(6)	(152)	158	-
Business activity during the year	53	(149)	(128)	(224)	43	(136)	(103)	(196)
Net remeasurement of provision for ECL	(494)	(307)	814	13	(443)	(274)	710	(7)
Write-offs	-	-	(299)	(299)	-	-	(238)	(238)
Exchange rate and other adjustments	(26)	(22)	7	(41)	-	(1)	3	2
Balance as at 30 September 2021	623	995	1,191	2,809	528	757	1,045	2,330

Reconciliation of impairment charges

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Loans and credit commitments:				
Business activity during the year	(444)	195	(387)	207
Net remeasurement of provision for ECL	119	3,156	163	2,655
Impairment charges for debt securities at amortised cost	(25)	18	-	-
Impairment charges for debt securities at FVOCI	2	2	2	2
Recoveries	(242)	(193)	(225)	(173)
Impairment charges (Note 6)	(590)	3,178	(447)	2,691

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

Total write-offs net of recoveries to average loans

%	Consolidated	
	2021	2020
Write-offs net of recoveries to average loans		
Housing	0.01	0.02
Personal	1.46	2.75
Business	0.35	0.35
Total write-offs net of recoveries to average loans	0.08	0.14

Impact of Portfolio Overlays on the provision for ECL

The following table attributes the breakup between modelled ECL and other portfolio overlays.

Where there is increased uncertainty regarding the required forward-looking economic conditions, or areas of potential risk, including significant uncertainty, not captured in the underlying modelled ECL, overlays are used to capture that risk.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Modelled provision for ECL	4,352	5,480	3,712	4,659
Portfolio Overlays	647	652	551	513
Total provision for ECL	4,999	6,132	4,263	5,172

Details of these changes related to forward-looking economic inputs and portfolio overlays, which are based on reasonable and supportable information up to the date of this report are provided below.

Modelled provision for ECL

The modelled provision for ECL is a probability weighted estimate based on three scenarios which together are representative of the Group's view of the forward-looking distribution of potential loss outcomes. The change in provisions as a result of changes in modelled ECL or overlays are reflected through the "Net remeasurement of provision for ECL" line.

The base case scenario uses current Westpac Economics forecasts and reflects the latest available forward-looking economic inputs which shows a deterioration in the short term due to the impact of recent lock downs, with a subsequent recovery. The latest view considers both the economic and societal impacts of COVID-19, the Australian Government stimulus measures implemented to cushion the impacts, and the New Zealand Government stimulus package. The Westpac Australian economics forecast assumes the following:

Key macroeconomic assumptions for base case scenario		30 September 2021	30 September 2020
Annual GDP:			
Australia	Forecast growth of 0.1% for calendar year 2021 and 7.4% for calendar year 2022		Forecast growth of 2.5% for calendar year 2021
New Zealand	Forecast growth of 5.6% for calendar year 2021 and 2.3% for calendar year 2022		Forecast growth of 3.9% for calendar year 2021
Commercial property index	Forecast price contraction of 0.7% for calendar year 2021 and 4.7% for calendar year 2022		Forecast price contraction of 19.3% for calendar year 2021
Residential property prices:			
Australia	Forecast price appreciation of 11.8% for calendar year 2021 and 5.0% for calendar year 2022		Forecast price contraction of 0.4% for calendar year 2021
New Zealand	Forecast price appreciation of 20% for calendar year 2021 and 0% for calendar year 2022		Forecast price appreciation of 8.0% for calendar year 2021
Cash rate	Forecast to remain at 10bps over calendar years 2021 and 2022		Forecast to remain at 10bps over calendar year 2021
Unemployment rate:			
Australia	Forecast rate of 5.4% at December 2021 and 4% at December 2022		Forecast to peak at 7.9% (February 2021) and fall to 7.5% at December 2021
New Zealand	Forecast rate of 4.2% at December 2021 and 3.5% at December 2022		Forecast to peak at 7% (December 2020) and then fall to 6.4% at December 2021

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

The downside scenario is a more severe scenario with ECL higher than the base case scenario. The more severe loss outcome for the downside is generated under a recession scenario in which the combination of negative GDP growth, declines in commercial and residential property prices and an increase in the unemployment rate simultaneously impact ECL across all portfolios from the reporting date. The assumptions in this scenario and relativities to the base case scenario will be monitored having regard to the emerging economic conditions and updated where necessary. The upside scenario represents a modest improvement to the base case.

The decline in provisions for loans and commitments over the financial year ended 30 September 2021 was due to more positive forward-looking economic inputs, improved portfolio performance and a decline in some higher risk exposures. These declines were partly offset by higher IAPs which were driven by one matter.

The following sensitivity table shows the reported provision for ECL based on the probability weighted scenarios and what the provision for ECL would be assuming a 100% weighting is applied to the base case scenario and to the downside scenario (with all other assumptions, including customer risk grades, held constant).

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Reported probability-weighted ECL	4,999	6,132	4,263	5,172
100% base case ECL	3,411	4,750	2,877	4,051
100% downside ECL	7,399	9,315	6,354	6,956

If 1% of the Stage 1 gross exposure from loans and credit commitments (calculated on a 12 month ECL) was reflected in Stage 2 (calculated on a lifetime ECL) the provision for ECL would increase by \$252 million (2020: \$296 million) for the Group and \$200 million (2020: \$266 million) for the Parent Entity based on applying the average provision coverage ratios by stage to the movement in the gross exposure by stage.

The following table indicates the weightings applied by the Group and Parent Entity:

Macroeconomic scenario weightings (%)	2021	2020
Upside	5.0	5.0
Base	55.0	55.0
Downside	40.0	40.0

Scenario weights have remained unchanged since 30 September 2020 mainly to reflect the high degree of risk around severe loss outcomes. Extraordinary policy measures have eased financial conditions and supported the economy, helping to contain financial stability risks. As the COVID-19 pandemic and associated impacts extend, this could lead to higher credit losses than those modelled under the base case. In particular, the current base case economic forecast indicates a relatively short and sharp economic impact from recent lock downs followed by a subsequent recovery.

The COVID-19 pandemic is leading to material structural shifts in the behaviour of the economy and customers, and unprecedented actions by banks, governments, and regulators in response. ECL models are expected to be subject to a higher than usual level of uncertainty during this period. In this environment there is a heightened need for the application of judgement to reflect these evolving relationships and risks.

This judgement has been applied in the consideration of scenario weights and COVID-19 overlays.

Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses (continued)

Portfolio Overlays

Portfolio overlays are used to address areas of potential risk, including significant uncertainty, not captured in the underlying modelled ECL. Determination of portfolio overlays requires expert judgement and is thoroughly documented and subject to comprehensive internal governance and oversight. If the risk of delayed losses is judged to have dissipated or actual stress emerges, the overlay will be removed or reduced.

The total portfolio overlays as at 30 September 2021 were \$647 million (2020: \$652 million) for the Group and \$551 million (2020: \$513 million) for the Parent Entity. Included in the total overlays were:

- \$557 million (2020: \$577 million) for the Group and \$461 million (2020: \$438 million) for the Parent Entity related to COVID-19 overlay; and
- \$90 million (2020: \$75 million) for the Group and \$90 million (2020: \$75 million) for the Parent Entity reflecting other risks. No material overlays were held for extreme weather events.

Overlays associated with COVID-19 decreased in 2021 as deferral packages which expired 31 March 2021 have had six months of performance post exit and the risk is now reflected in underlying ECL. This decrease was partially offset by new overlay for the deferral packages provided from July 2021 to cater for the recent lock downs in New South Wales and Victoria.

An overlay was introduced in 2021 to reflect the risk that some businesses may have been protected from default or stress because of COVID-19 related support packages and government stimulus and may become stressed once when these measures are removed. The overlay was retained at 30 September 2021 due to the uncertainty around the impact of recent lock downs in New South Wales and Victoria, and associated support measures, increasing the likelihood of temporarily suppressing losses. As at 30 September 2021 this overlay is \$347 million for the Group and \$298 million for the Parent.

Impact of changes in credit exposures on the provision for ECL

- Stage 1 exposures had a net increase of \$16.3 billion (2020: net decrease of \$52.9 billion) for the Group and \$8.3 billion (2020: net decrease of \$51.9 billion) for the Parent Entity primarily driven by increases in housing segment due to new lending and in business segment due to transfer back of exposures from Stage 2. The increase from portfolio growth is offset by an additional \$11.2 billion transferred to Stage 2 to account for staging methodology changes and overlays. Stage 1 ECL has decreased mainly from impacts from revised macro-economic forecasts.
- Stage 2 credit exposures increased by \$5.1 billion (2020: increased by \$34.3 billion) for the Group and \$6.4 billion (2020: increased by \$34.3 billion) for the Parent Entity mainly driven by increases from the housing segment due to the additional \$11.2 billion transferred to Stage 2 to account for staging methodology changes and overlays. Stage 2 ECL has decreased driven by the reductions in overlay and impacts from revised macro-economic forecasts.
- Stage 3 credit exposures had a net decrease of \$1.5 billion (2020: increased by \$4.5 billion) for the Group and \$1.3 billion (2020: increased by \$4.5 billion) for the Parent Entity driven by reductions in 90 days past due exposures in the housing portfolio. Stage 3 ECL has decreased in line with the decrease in Stage 3 exposures.

Note 14. Other financial assets

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Accrued interest receivable	720	905	624	797
Securities sold not delivered	3,542	2,358	3,542	2,352
Trade debtors	574	992	397	502
Interbank lending	592	299	73	295
Clearing and settlement balances	564	630	524	558
Accrued fees and commissions	264	170	187	117
Other	158	120	139	124
Total other financial assets	6,394	5,474	5,486	4,745

Notes to the financial statements

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities

Accounting policy

The Group conducts its life insurance business in Australia primarily through Westpac Life Insurance Services Limited and separate statutory funds registered under the *Life Insurance Act 1995* (Life Act) and in New Zealand through Westpac Life-NZ-Limited which are separate statutory funds licensed under the *Insurance (Prudential Supervision) Act 2010*.

Life insurance assets

Life insurance assets, including investments in funds managed by the Group, are designated at FVIS. Changes in fair value are recognised in non-interest income. The determination of fair value of life insurance assets involves the same judgements as other financial assets, which are described in the critical accounting assumptions and estimates in Note 22.

The Life Act places restrictions on life insurance assets, including that they can only be used:

- to meet the liabilities and expenses of that statutory fund;
- to acquire investments to further the business of the statutory fund; or
- as a distribution, when the statutory fund has met its solvency and capital adequacy requirements.

Life insurance liabilities

Life insurance liabilities primarily consist of life investment contract liabilities and life insurance contract liabilities. Claims incurred in respect of life investment contracts are withdrawals of customer deposits, and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

Life investment contract liabilities

Life investment contract liabilities are designated at FVIS. Fair value is the higher of the valuation of life insurance assets linked to the life investment contract, or the minimum current surrender value (the minimum amount the Group would pay to a policyholder if their policy is voluntarily terminated before it matures or the insured event occurs). Changes in fair value are recognised in non-interest income.

Life insurance contract liabilities

The value of life insurance contract liabilities is calculated using the margin on services methodology (MoS), specified in the Prudential Standard LPS 340 *Valuation of Policy Liabilities*.

MoS accounts for the associated risks and uncertainties of each type of life insurance contract written. At each reporting date, planned profit margins and an estimate of future liabilities are calculated. Profit margins are released to non-interest income over the period that life insurance is provided to policyholders (Note 4). The cost incurred of acquiring specific insurance contracts is deferred provided that these amounts are recoverable out of planned profit margins. The deferred amounts are recognised as a reduction in life insurance policy liabilities and are amortised to non-interest income over the same period as the planned profit margins.

Life insurance contract liability adequacy test

Life insurance contract policy liabilities are tested for liability adequacy by comparing them to the best estimate of future cash flows. Liabilities are grouped into related product groups and each group is tested against the best estimate of future cash flows. If the liability of a related product group is less than best estimate the liability is increased with the expense being recognised in non-interest income.

External unit holder liabilities of managed investment schemes

The life insurance statutory funds include controlling interests in managed investment schemes which are consolidated. When the managed investment scheme is consolidated, the external unit holder liabilities are recognised as a liability and included in life insurance liabilities. They are designated at FVIS.

Critical accounting assumptions and estimates

The key factors that affect the estimation of life insurance liabilities and related assets are:

- the cost of providing benefits and administering contracts;
- mortality and morbidity experience, which includes policyholder benefits enhancements;
- discontinuance rates, which affects the Group's ability to recover the cost of acquiring new business over the life of the contracts; and
- the discount rate of projected future cash flows.

Regulation, competition, interest rates, taxes, securities market conditions and general economic conditions also affect the estimation of life insurance liabilities.

Notes to the financial statements

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities (continued)

Life insurance assets

Consolidated \$m	2021	2020
Investments held directly and in unit trusts		
Unit trusts	-	333
Debt securities	-	2,818
Loans and other assets	-	442
Total life insurance assets	-	3,593

In 2021, the entire life insurance assets for the Group were reclassified as assets held for sale (refer to Note 37). There were no life insurance assets in the Parent Entity as at 30 September 2021 (2020: nil).

Life insurance liabilities

Consolidated Reconciliation of movements in policy liabilities \$m	Life investment contracts		Life insurance contracts		Total	
	2021	2020	2021	2020	2021	2020
Balance as at beginning of year	1,887	8,206	(491)	(829)	1,396	7,377
Movements in policy liabilities reflected in the income statement	23	221	(21)	538	2	559
Contract contributions recognised in policy liabilities	1	368	-	-	1	368
Contract withdrawals recognised in policy liabilities	(15)	(8,322)	-	-	(15)	(8,322)
Contract fees, expenses and tax recoveries	(4)	(44)	-	-	(4)	(44)
Change in external unit holders of managed investment schemes	(933)	1,458	-	-	(933)	1,458
Balances reclassified to liabilities held for sale (refer to Note 37)	(959)	-	512	-	(447)	-
Balance as at end of year	-	1,887	-	(491)	-	1,396

There were no life insurance liabilities in the Parent Entity as at 30 September 2021 (2020: nil).

Notes to the financial statements

Note 16. Deposits and other borrowings¹

Accounting policy

Deposits and other borrowings are initially recognised at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value.

Deposits and other borrowings are designated at fair value if they are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative.

Where they are measured at fair value, any changes in fair value (except those due to changes in credit risk) are recognised as non-interest income. The change in the fair value that is due to changes in credit risk is recognised in OCI except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in the income statement.

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

Interest expense incurred is recognised in net interest income using the effective interest rate method.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Australia				
Certificates of deposit	31,506	25,647	31,506	25,647
Non-interest bearing, repayable at call	52,819	48,303	52,819	48,303
Other interest bearing at call	345,416	304,761	345,416	304,761
Other interest bearing term	102,775	125,820	102,775	125,820
Total Australia	532,516	504,531	532,516	504,531
New Zealand				
Certificates of deposit	3,293	2,773	-	-
Non-interest bearing, repayable at call	14,066	10,711	-	-
Other interest bearing at call	31,354	26,300	-	-
Other interest bearing term	27,042	28,689	-	1
Total New Zealand	75,755	68,473	-	1
Other overseas				
Certificates of deposit	11,839	7,258	11,839	7,258
Non-interest bearing, repayable at call	919	868	357	333
Other interest bearing at call	1,751	1,864	1,446	1,559
Other interest bearing term	4,175	8,137	4,029	7,931
Total other overseas	18,684	18,127	17,671	17,081
Total deposits and other borrowings	626,955	591,131	550,187	521,613

The following table shows average balances and average rates in each of the past two years for major categories of deposits.

	2021		2020	
	Average balance \$m	Average rate %	Average balance \$m	Average rate %
Consolidated				
Australia				
Non-interest bearing, repayable at call	49,592		45,231	
Certificates of deposit	28,242	0.1	25,041	0.8
Other interest bearing at call	322,333	0.2	275,475	0.5
Other interest bearing term	107,100	0.6	135,361	1.5
Total Australia	507,267		481,108	
Overseas				
Non-interest bearing, repayable at call	12,433		9,661	
Certificates of deposit	11,035	0.4	14,376	1.4
Other interest bearing at call	30,231	0.2	25,999	0.5
Other interest bearing term	32,410	1.1	42,381	2.3
Total overseas	86,109		92,417	

1. Non-interest bearing relates to instruments which do not carry a rate of interest.

Notes to the financial statements

Note 16. Deposits and other borrowings (continued)

Certificates of deposit and term deposits

Uninsured deposits refer to deposits that are in excess of, or ineligible for, a government based deposit insurance scheme in their relevant country of domicile. For the Group, this primarily relates to deposit in excess of, or ineligible for, the Australian Government's Financial Claims Scheme (FCS) limit. The table below shows the balances of uninsured certificates of deposits and term deposits by remaining maturity:

Consolidated \$m	Up to 3 months	Over 3 months to 6 months	Over 6 months to 1 year	Over 1 year	Total
Certificates of deposit in excess of insured amounts					
Australia	25,720	5,503	265	18	31,506
New Zealand	2,490	784	19	-	3,293
Other overseas	2,382	3,353	6,104	-	11,839
Total certificates of deposit in excess of insured amounts	30,592	9,640	6,388	18	46,638
Term deposits in excess of insured amounts					
Australia	36,929	14,271	17,535	4,811	73,546
New Zealand	12,739	8,840	4,300	1,363	27,042
Other overseas	2,504	693	930	44	4,171
Total term deposits in excess of insured amounts	52,172	23,804	22,565	6,218	104,759
Interbank term deposits in excess of insured amounts¹					
Australia	2,199	1,661	50	7	3,917
New Zealand	-	-	-	-	-
Other overseas	132	-	-	-	132
Total interbank term deposits in excess of insured amounts	2,331	1,661	50	7	4,049

Note 17. Other financial liabilities

Accounting policy

Other financial liabilities include liabilities measured at amortised cost as well as liabilities which are measured at FVIS. Financial liabilities measured at FVIS include:

- trading liabilities (i.e. securities sold short); and
- liabilities designated at FVIS (i.e. certain repurchase agreements).

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

Repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised in the balance sheet in their original category (i.e. 'Trading securities' or 'Investment securities').

The cash consideration received is recognised as a liability ('Repurchase agreements'). Repurchase agreements are designated at fair value where they are managed as part of a trading portfolio, otherwise they are measured on an amortised cost basis.

Where a repurchase agreement is designated at fair value, subsequent to initial recognition, these liabilities are measured at fair value with changes in fair value (except credit risk) recognised through the income statement as they arise. The change in fair value that is attributable to credit risk is recognised in OCI except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised through the income statement.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Repurchase agreements	35,899	27,763	33,346	27,763
Interbank placements	4,080	4,981	4,079	4,710
Accrued interest payable	944	1,367	829	1,169
Securities purchased not delivered	3,286	2,291	3,286	2,291
Trade creditors and other accrued expenses	1,392	1,250	1,124	1,045
Settlement and clearing balances	708	1,005	695	989
Securities sold short	2,331	846	2,331	846
Other	1,669	1,422	1,573	1,343
Total other financial liabilities	50,309	40,925	47,263	40,156

1. Interbank term deposits are included in Note 17.

Notes to the financial statements

Note 18. Debt issues

Accounting policy

Debt issues are bonds, notes, commercial paper and debentures that have been issued by entities in the Group.

Debt issues are initially measured at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value.

Debt issues are designated at fair value if they reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative.

The change in the fair value that is due to credit risk is recognised in OCI except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in non-interest income.

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

Interest expense incurred is recognised within net interest income using the effective interest rate method.

In the following table, the distinction between short-term (12 months or less) and long-term (greater than 12 months) debt is based on the original maturity of the underlying security.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Short-term debt				
Own issuances	19,595	16,477	16,752	14,160
Total short-term debt	19,595	16,477	16,752	14,160
Long-term debt				
Covered bonds	31,374	36,051	27,234	31,926
Senior	72,804	89,766	64,274	81,580
Securitisation	5,000	8,000	-	-
Structured notes	6	31	-	-
Total long-term debt	109,184	133,848	91,458	113,506
Total debt issues	128,779	150,325	108,210	127,666
Movement reconciliation (\$m)				
Balance as at beginning of year	150,325	181,457	127,666	156,674
Issuances	46,799	34,766	37,868	27,487
Maturities, repayments, buy backs and reductions	(65,272)	(65,160)	(54,425)	(55,761)
Total cash movements	(18,473)	(30,394)	(16,557)	(28,274)
FX translation impact	(1,428)	(1,977)	(1,311)	(2,005)
Fair value adjustments	(115)	81	(115)	81
Fair value hedge accounting adjustments	(1,674)	1,038	(1,607)	1,076
Other (amortisation of bond issue costs, etc.)	144	120	134	114
Total non-cash movements	(3,073)	(738)	(2,899)	(734)
Balance as at end of year	128,779	150,325	108,210	127,666

Notes to the financial statements

Note 18. Debt issues (continued)

Consolidated \$m	2021	2020
Short-term debt		
Own issuances:		
US commercial paper	19,595	13,864
Senior debt:		
GBP	-	2,437
Other	-	176
Total own issuances	19,595	16,477
Total short-term debt	19,595	16,477
Long-term debt (by currency):		
AUD	27,634	36,062
CHF	3,052	3,177
EUR	31,380	34,498
GBP	3,049	3,440
JPY	1,141	2,439
NZD	3,522	3,519
USD	36,031	45,917
Other	3,375	4,796
Total long-term debt	109,184	133,848

The Group manages FX exposure from debt issuances as part of its hedging activities. Further details of the Group's hedge accounting are in Note 20.

Note 19. Loan capital

Accounting policy

Loan capital are instruments issued by the Group which qualify for inclusion as regulatory capital under APRA Prudential Standards. Loan capital is initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. Interest expense incurred is recognised in net interest income.

	Consolidated and Parent Entity	
\$m	2021	2020
Additional Tier 1 (AT1) loan capital		
Westpac capital notes	8,403	7,423
USD AT1 securities	1,813	1,941
Total AT1 loan capital	10,216	9,364
Tier 2 loan capital		
Subordinated notes	18,362	14,090
Subordinated perpetual notes	489	495
Total Tier 2 loan capital	18,851	14,585
Total loan capital	29,067	23,949
Movement reconciliation (\$m)		
Balance as at beginning of year	23,949	21,826
Issuances	7,628	2,225
Maturities, repayments, buy-backs and reductions	(1,548)	(262)
Total cash movements	6,080	1,963
FX translation impact	(86)	(564)
Fair value hedge accounting adjustments	(902)	703
Other (amortisation of bond issue costs, etc)	26	21
Total non-cash movements	(962)	160
Balance as at end of year	29,067	23,949

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital (continued)

Additional Tier 1 loan capital

A summary of the key terms and common features of AT1 instruments are provided below¹.

Consolidated and Parent Entity \$m	Distribution/interest rate	Potential scheduled conversion date ²	Optional redemption date ³	2021	2020
Westpac capital notes (WCN)					
AUD 1,311 million WCN2	(90 day bank bill rate + 3.05% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	23 September 2024	23 September 2022	1,309	1,307
AUD 1,324 million WCN3	(90 day bank bill rate + 4.00% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	22 March 2023	22 March 2021 ⁴	-	1,323
AUD 1,702 million WCN4	(90 day bank bill rate + 4.90% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	20 December 2023	20 December 2021 ⁵	549	1,698
AUD 1,690 million WCN5	(90 day bank bill rate + 3.20% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	22 September 2027	22 September 2025	1,682	1,680
AUD 1,423 million WCN6	(90 day bank bill rate + 3.70% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	31 July 2026	31 July 2024	1,417	1,415
AUD 1,723 million WCN7	(90 day bank bill rate + 3.40% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	22 March 2029	22 March 2027	1,709	-
AUD 1,750 million WCN8	(90 day bank bill rate + 2.90% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	21 June 2032	21 September 2029 ⁶	1,737	-
Total Westpac capital notes				8,403	7,423
USD AT1 securities					
USD 1,250 million securities	5.00% p.a. until but excluding 21 September 2027 (first reset date). If not redeemed, converted or written-off earlier, from, and including, each reset date ⁷ to, but excluding, the next succeeding reset date, at a fixed rate p.a. equal to the prevailing 5-year USD midmarket swap rate plus 2.89% p.a.	n/a	21 September 2027 ⁸	1,813	1,941
Total USD AT1 securities				1,813	1,941

Common features of AT1 instruments

Payment conditions

Quarterly distributions on the Westpac capital notes and semi-annual interest payments on the USD AT1 securities are discretionary and will only be paid if the payment conditions are satisfied, including that the payment will not result in a breach of Westpac's capital requirements under APRA's prudential standards; not result in Westpac becoming, or being likely to become, insolvent; and if APRA does not object to the payment.

Broadly, if for any reason a distribution or interest payment has not been paid in full on the relevant payment date, Westpac must not determine or pay any dividends on Westpac ordinary shares or undertake a discretionary buy-back or capital reduction of Westpac ordinary shares, unless the unpaid amount is paid in full within 20 business days of the relevant payment date or in certain other circumstances.

1. AUD unless otherwise noted.

2. Conversion is subject to the satisfaction of the scheduled conversion conditions. If the conversion conditions are not satisfied on the relevant scheduled conversion date, conversion will not occur until the next distribution payment date on which the scheduled conversion conditions are satisfied.

3. Westpac may elect to redeem the relevant AT1 instrument, subject to APRA's prior written approval.

4. On 4 December 2020, AUD 866 million of WCN3 were transferred to the WCN3 nominated party for AUD 100 each pursuant to the WCN7 reinvestment offer. Those WCN3 were subsequently redeemed and cancelled by Westpac. On 22 March 2021, the remaining AUD 458 million of WCN3 were redeemed and cancelled by Westpac for AUD 100 each.

5. On 15 September 2021, AUD 1,152 million of WCN4 were transferred to the WCN4 nominated party for AUD 100 each pursuant to the WCN8 reinvestment offer. Those WCN4 were subsequently redeemed and cancelled by Westpac. On 15 October 2021, Westpac issued a redemption notice notifying WCN4 holders that all outstanding WCN4 will be redeemed on the optional redemption date, being 20 December 2021.

6. Westpac may also elect to redeem on 21 December 2029, 21 March 2030 and 21 June 2030, each an optional redemption date.

7. Every fifth anniversary after the first reset date is a reset date.

8. Westpac may elect to redeem on 21 September 2027 and every fifth anniversary after the first reset date.

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital (continued)

The AT1 instruments convert into Westpac ordinary shares in the following circumstances:

- **Scheduled Conversion**

On the scheduled conversion date, provided certain conversion conditions are satisfied, it is expected that the relevant AT1 instrument¹ will be converted and holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated using the face value of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the 20 business day period prior to the scheduled conversion date, including a 1% discount.

- **Capital Trigger Event or Non-Viability Trigger Event**

Westpac will be required to convert some or all AT1 instruments into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event. No conversion conditions apply in these circumstances.

A capital trigger event occurs when Westpac determines, or APRA notifies Westpac in writing that it believes, Westpac's Common Equity Tier 1 Capital ratio is equal to or less than 5.125% (on a level 1 or level 2 basis²).

A non-viability trigger event will occur when APRA notifies Westpac in writing that it believes conversion of all or some AT1 instruments (or conversion, write-off or write-down of relevant capital instruments of the Westpac Group), or public sector injection of capital (or equivalent support), in each case is necessary because without it, Westpac would become non-viable.

For each AT1 instrument converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares is calculated using the face value or outstanding principal amount of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the five business day period prior to the capital trigger event date or non-viability trigger event date and includes a 1% discount. For each AT1 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event, if conversion of an AT1 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant AT1 instrument will be immediately and irrevocably terminated.

- **Conversion in other circumstances**

Westpac is able to elect to convert³, or may be required to convert³, AT1 instruments early in certain circumstances. The terms of conversion and the conversion conditions are broadly similar to scheduled conversion, however the share price floor in the maximum conversion number will depend on the conversion event.

- **Early Redemption**

Westpac is able to elect to redeem the relevant AT1 instrument on the optional redemption dates or for certain taxation or regulatory reasons, subject to APRA's prior written approval.

1. Scheduled conversion does not apply to USD AT1 securities.

2. Level 1 comprises Westpac Banking Corporation and its subsidiary entities that have been approved by APRA as being part of a single 'Extended Licensed Entity' for the purpose of measuring capital adequacy. Level 2 is the consolidation of Westpac Banking Corporation and all its subsidiary entities except those entities specifically excluded by APRA regulations. The head of the Level 2 group is Westpac Banking Corporation.

3. Excludes USD AT1 securities.

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital (continued)

Tier 2 loan capital

A summary of the key terms and common features of Westpac's Tier 2 instruments is provided below¹:

Consolidated and Parent Entity			Optional		
\$m	Interest rate ²	Maturity date	redemption date ³	2021	2020
Subordinated notes					
AUD 550 million subordinated notes	4.50% p.a. until but excluding 11 March 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 1.95% p.a., the sum of which will be annualised.	11 March 2027	11 March 2022	351	361
SGD 325 million subordinated notes	4.00% p.a. until but excluding 12 August 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year SGD swap offer rate plus 1.54% p.a.	12 August 2027	12 August 2022	337	347
AUD 175 million subordinated notes	4.80% p.a. until but excluding 14 June 2023. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 2.65% p.a., each of which will be annualised.	14 June 2028	14 June 2023	181	185
USD 100 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	23 February 2046	n/a	148	175
AUD 700 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 3.10% p.a.	10 March 2026	10 March 2024 ⁴	-	700
JPY 20,000 million subordinated notes	Fixed 1.16% p.a.	19 May 2026	n/a	249	270
JPY 10,200 million subordinated notes	Fixed 1.16% p.a.	2 June 2026	n/a	127	137
JPY 10,000 million subordinated notes	Fixed 0.76% p.a.	9 June 2026	n/a	124	134
NZD 400 million subordinated notes	4.6950% p.a. until but excluding 1 September 2021. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the New Zealand 5-year swap rate on 1 September 2021 plus 2.60% p.a.	1 September 2026	1 September 2021 ⁴	-	376
JPY 8,000 million subordinated notes	0.9225% p.a. until but excluding 7 October 2021. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 1.0005% p.a.	7 October 2026	7 October 2021	99	107
USD 1,500 million subordinated notes	4.322% p.a. until but excluding 23 November 2026. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD mid-swap rate plus 2.236% p.a.	23 November 2031	23 November 2026	2,181	2,320
JPY 12,000 million subordinated notes	0.87% p.a. until but excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.78% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	149	161
JPY 13,500 million subordinated notes	0.958% p.a. until but excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.778% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	168	181
HKD 600 million subordinated notes	3.15% p.a. until but excluding 14 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year HKD mid-swap rate plus 1.34% p.a.	14 July 2027	14 July 2022	108	111
AUD 350 million subordinated notes	4.334% p.a. until but excluding 16 August 2024. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 1.83% p.a., each of which will be annualised.	16 August 2029	16 August 2024	350	349
AUD 185 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	24 January 2048	n/a	185	185
AUD 250 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.40% p.a.	16 February 2028	16 February 2023	250	250
AUD 130 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	2 March 2048	n/a	130	130
AUD 725 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.80% p.a.	22 June 2028	22 June 2023	724	714
USD 1,000 million subordinated notes	Fixed 4.42% p.a.	24 July 2039	n/a	1,481	1,707

1. Excludes subordinated perpetual notes.

2. Interest payments are made periodically as set out in the terms of the subordinated notes.

3. Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on the optional redemption date or dates, subject to APRA's prior written approval. If not redeemed on the first optional redemption date, Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on any interest payment date after the first optional redemption date (except for USD 1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in November 2026, USD 1,250 million subordinated notes with an optional redemption date in July 2029, USD 1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in February 2025, USD 1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in November 2030, and EUR 1,000 million subordinated notes with an optional redemption date in May 2026), subject to APRA's prior written approval.

4. The subordinated notes were redeemed in full on the optional redemption date.

Notes to the financial statements

Note 19. Loan capital (continued)

Tier 2 loan capital (continued)

A summary of the key terms and common features of Westpac's Tier 2 Instruments is continued below¹:

Consolidated and Parent Entity	Interest rate ²	Maturity date	Optional redemption date ³	2021	2020
Subordinated notes					
USD 1,250 million subordinated notes	4.110% p.a. until but excluding 24 July 2029. Thereafter, if not redeemed a fixed rate per annum equal to the five-year USD treasury rate plus 2% p.a.	24 July 2034	24 July 2029	1,813	1,970
AUD 1,000 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.98% p.a.	27 August 2029	27 August 2024	999	1,000
USD 1,500 million subordinated notes	2.894% p.a. until but excluding 4 February 2025. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD treasury rate plus 1.350% p.a.	4 February 2030	4 February 2025	2,133	2,220
USD 1,500 million subordinated notes	2.668% p.a. until but excluding 15 November 2030. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD treasury rate plus 1.750% p.a.	15 November 2035	15 November 2030	1,970	-
USD 1,000 million subordinated notes	Fixed 2.963% p.a.	16 November 2040	n/a	1,264	-
AUD 1,250 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.55% p.a.	29 January 2031	29 January 2026	1,237	-
EUR 1,000 million subordinated notes	0.766% p.a. until but excluding 13 May 2026. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the prevailing 5-year EUR mid-market swap rate plus 1.05% p.a.	13 May 2031	13 May 2026	1,604	-
Total subordinated notes				18,362	14,090

Common features of subordinated notes

Interest payments are subject to Westpac being solvent at the time of, and immediately following, the interest payment. These subordinated notes contain non-viability loss absorption requirements.

Non-viability trigger event

Westpac will be required to convert some or all subordinated notes into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a non-viability trigger event. A non-viability trigger event will occur on similar terms as described under AT1 loan capital.

For each subordinated note converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant Tier 2 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated in a manner similar to that described under AT1 loan capital for a non-viability trigger event. For each Tier 2 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a non-viability trigger event, if conversion of a Tier 2 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant Tier 2 instrument will be immediately and irrevocably terminated.

Subordinated perpetual notes

These notes have no final maturity but Westpac can choose to redeem them at par on any interest payment date falling on or after September 1991, subject to APRA approval and certain other conditions. Interest is cumulative and payable on the notes semi-annually at a rate of 6 month US\$ LIBOR plus 0.15% p.a., subject to Westpac being solvent immediately after making the payment and having paid any dividend on any class of share capital of Westpac within the prior 12-month period.

These notes qualify for transitional treatment as Tier 2 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

The rights of the noteholders and coupon holders are subordinated to the claims of all creditors (including depositors) of Westpac other than creditors whose claims against Westpac rank equally with, or junior to, these notes.

1. Excludes subordinated perpetual notes.

2. Interest payments are made periodically as set out in the terms of the subordinated notes.

3. Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on the optional redemption date or dates, subject to APRA's prior written approval. If not redeemed on the first optional redemption date, Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on any interest payment date after the first optional redemption date (except for USD 1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in November 2026, USD 1,250 million subordinated notes with an optional redemption date in July 2029, USD 1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in February 2025, USD 1,500 million subordinated notes with an optional redemption date in November 2030, and EUR 1,000 million subordinated notes with an optional redemption date in May 2026), subject to APRA's prior written approval.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments

Accounting policy

Derivative financial instruments are instruments whose values are derived from the value of an underlying asset, reference rate or index and include forwards, futures, swaps and options.

The Group uses derivative financial instruments for meeting customers' needs, our asset and liability risk management (ALM) activities, and undertaking market making and positioning activities.

Trading derivatives

Derivatives which are used in our ALM activities but are not designated into a hedge accounting relationship are considered economic hedges, and are adjusted for cash earnings purposes due to the accounting mismatch between the fair value of the derivatives and the accounting treatment of the underlying exposure (refer to Note 2 for further details). These derivatives, along with derivatives used for meeting customers' needs and undertaking market making and positioning activities, are measured at FVIS and are disclosed as trading derivatives.

Hedging derivatives

Hedging derivatives are those which are used in our ALM activities and have also been designated into one of three hedge accounting relationships: fair value hedge; cash flow hedge; or hedge of a net investment in a foreign operation. These derivatives are measured at fair value. These hedge designations and the associated accounting treatment are detailed below.

For more details regarding the Group's ALM activities, refer to Note 21.

Fair value hedges

Fair value hedges are used to hedge the exposure to changes in the fair value of an asset or liability.

Changes in the fair value of derivatives and the hedged asset or liability in fair value hedges are recognised in interest income. The carrying value of the hedged asset or liability is adjusted for the changes in fair value related to the hedged risk.

If a hedge is discontinued, any fair value adjustments to the carrying value of the asset or liability are amortised to net interest income over the period to maturity. If the asset or liability is sold, any unamortised adjustment is immediately recognised in net interest income.

Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to hedge the exposure to variability of cash flows attributable to an asset, liability or future forecast transaction.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the cash flow hedge reserve through OCI and subsequently recognised in interest income when the cash flows attributable to the asset or liability that was hedged impact the income statement.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in interest income.

If a hedge is discontinued, any cumulative gain or loss remains in OCI. It is amortised to net interest income over the period in which the asset or liability that was hedged also impacts the income statement.

If a hedge of a forecast transaction is no longer expected to occur, any cumulative gain or loss in OCI is immediately recognised in net interest income.

Net investment hedges

Net investment hedges are used to hedge FX risks arising from a net investment of a foreign operation.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the foreign currency translation reserve through OCI.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in non-interest income.

If a foreign operation is disposed of, any cumulative gain or loss in OCI is immediately recognised in non-interest income.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Total derivatives

The carrying values of derivative instruments are set out in the tables below.

Consolidated \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
2021						
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	1	(1)	-	-	1	(1)
Swap agreements	30,491	(29,630)	3,530	(5,437)	34,021	(35,067)
Options	115	(121)	-	-	115	(121)
Total interest rate contracts	30,607	(29,752)	3,530	(5,437)	34,137	(35,189)
FX contracts						
Spot and forward contracts	5,896	(5,554)	38	(51)	5,934	(5,605)
Cross currency swap agreements	6,433	(6,912)	749	(175)	7,182	(7,087)
Options	198	(173)	-	-	198	(173)
Total FX contracts	12,527	(12,639)	787	(226)	13,314	(12,865)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(15)	-	-	-	(15)
Credit protection sold	13	-	-	-	13	-
Total credit default swaps	13	(15)	-	-	13	(15)
Commodity contracts	227	(360)	-	-	227	(360)
Equities	2	-	-	-	2	-
Total of gross derivatives	43,376	(42,766)	4,317	(5,663)	47,693	(48,429)
Impact of netting arrangements	(25,030)	25,240	(3,330)	5,130	(28,340)	30,370
Total of net derivatives	18,366	(17,526)	987	(533)	19,353	(18,059)
2020						
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	14	(14)	-	-	14	(14)
Swap agreements	44,366	(42,724)	5,916	(10,331)	50,282	(53,055)
Options	161	(165)	-	-	161	(165)
Total interest rate contracts	44,541	(42,903)	5,916	(10,331)	50,457	(53,234)
FX contracts						
Spot and forward contracts	5,595	(4,797)	61	(46)	5,656	(4,843)
Cross currency swap agreements	4,977	(8,872)	1,450	(141)	6,427	(9,013)
Options	383	(200)	-	-	383	(200)
Total FX contracts	10,955	(13,869)	1,511	(187)	12,466	(14,056)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(59)	-	-	-	(59)
Credit protection sold	57	-	-	-	57	-
Total credit default swaps	57	(59)	-	-	57	(59)
Commodity contracts	352	(204)	-	-	352	(204)
Equities	3	-	-	-	3	-
Total of gross derivatives	55,908	(57,035)	7,427	(10,518)	63,335	(67,553)
Impact of netting arrangements	(34,402)	34,819	(5,566)	9,680	(39,968)	44,499
Total of net derivatives	21,506	(22,216)	1,861	(838)	23,367	(23,054)

1. The fair value of futures contracts is settled daily with the exchange, and therefore have been excluded from this table.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Parent Entity \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
2021						
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	1	(1)	-	-	1	(1)
Swap agreements	30,779	(29,764)	3,228	(5,261)	34,007	(35,025)
Options	115	(121)	-	-	115	(121)
Total interest rate contracts	30,895	(29,886)	3,228	(5,261)	34,123	(35,147)
FX contracts						
Spot and forward contracts	5,929	(5,603)	5	(2)	5,934	(5,605)
Cross currency swap agreements	6,452	(6,925)	519	(34)	6,971	(6,959)
Options	198	(173)	-	-	198	(173)
Total FX contracts	12,579	(12,701)	524	(36)	13,103	(12,737)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(15)	-	-	-	(15)
Credit protection sold	13	-	-	-	13	-
Total credit default swaps	13	(15)	-	-	13	(15)
Commodity contracts	227	(360)	-	-	227	(360)
Equities	1	-	-	-	1	-
Total of gross derivatives	43,715	(42,962)	3,752	(5,292)	47,467	(48,259)
Impact of netting arrangements	(25,299)	25,365	(3,041)	5,005	(28,340)	30,370
Total of net derivatives	18,416	(17,597)	711	(292)	19,127	(17,889)
2020						
Interest rate contracts¹						
Forward rate agreements	14	(14)	-	-	14	(14)
Swap agreements	44,511	(43,308)	5,749	(9,807)	50,260	(52,915)
Options	161	(165)	-	-	161	(165)
Total interest rate contracts	44,686	(43,287)	5,749	(9,807)	50,435	(53,094)
FX contracts						
Spot and forward contracts	5,641	(4,821)	14	(19)	5,655	(4,840)
Cross currency swap agreements	4,977	(8,872)	900	(9)	5,877	(8,881)
Options	383	(200)	-	-	383	(200)
Total FX contracts	11,001	(13,893)	914	(28)	11,915	(13,921)
Credit default swaps						
Credit protection bought	-	(59)	-	-	-	(59)
Credit protection sold	57	-	-	-	57	-
Total credit default swaps	57	(59)	-	-	57	(59)
Commodity contracts	352	(204)	-	-	352	(204)
Equities	3	-	-	-	3	-
Total of gross derivatives	56,099	(57,443)	6,663	(9,835)	62,762	(67,278)
Impact of netting arrangements	(34,521)	35,175	(5,447)	9,324	(39,968)	44,499
Total of net derivatives	21,578	(22,268)	1,216	(511)	22,794	(22,779)

1. The fair value of futures contracts is settled daily with the exchange, and therefore have been excluded from this table.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Hedge accounting

The Group designates derivatives into hedge accounting relationships in order to manage the volatility in earnings and capital that would otherwise arise from interest rate and FX risks that may result from differences in the accounting treatment of derivatives and underlying exposures. These hedge accounting relationships and the risks they are used to hedge are described below.

The Group enters into one-to-one hedge relationships to manage specific exposures where the terms of the hedged item significantly match the terms of the hedging instrument. The Group also uses dynamic hedge accounting where the hedged items are part of a portfolio of assets and/or liabilities that frequently change. In this hedging strategy, the exposure being hedged and the hedging instruments may change frequently rather than there being a one-to-one hedge accounting relationship for a specific exposure.

Fair value hedges

Interest rate risk

The Group hedges its interest rate risk to reduce exposure to changes in fair value due to interest rate fluctuations over the hedging period. Interest rate risk arising from fixed rate debt issuances and fixed rate bonds classified as investment securities at FVOCI is hedged with single currency fixed to floating interest rate derivatives. The Group also hedges its benchmark interest rate risk from fixed rate foreign currency denominated debt issuances using cross currency swaps. In applying fair value hedge accounting, the Group primarily uses one-to-one hedge accounting to manage specific exposures.

The Group also uses a dynamic hedge accounting strategy for fair value portfolio hedge accounting of some fixed rate mortgages to reduce exposure to changes in fair value due to interest rate fluctuations over the hedging period. These fixed rate mortgages are allocated to time buckets based on their expected repricing dates and the fixed-to-floating interest rate derivatives are designated accordingly to the capacity in the relevant time buckets.

The Group hedges the benchmark interest rate which generally represents the most significant component of the changes in fair value. The benchmark interest rate is a component of interest rate risk that is observable in the relevant financial markets, for example, BBSW for AUD interest rates, LIBOR for USD interest rates and BKBM for NZD interest rates. Ineffectiveness may arise from timing or discounting differences on repricing between the hedged item and the derivative. For the portfolio hedge accounting ineffectiveness also arises from prepayment risk (i.e. the difference between actual and expected prepayment of loans). In order to manage the ineffectiveness from early repayments and accommodate new originations the portfolio hedges are de-designated and redesignated periodically.

Cash flow hedges

Interest rate risk

The Group's exposure to the volatility of interest cash flows from customer deposits and loans is hedged with interest rate derivatives using a dynamic hedge accounting strategy called macro cash flow hedges. Customer deposits and loans are allocated to time buckets based on their expected repricing dates. The interest rate derivatives are designated accordingly to the gross asset or gross liability positions for the relevant time buckets. The Group hedges the benchmark interest rate which generally represents the most significant component of the changes in fair value. The benchmark interest rate is a component of interest rate risk that is observable in the relevant financial markets, for example, BBSW for AUD interest rates, LIBOR for USD interest rates and BKBM for NZD interest rates. Ineffectiveness may arise from timing or discounting differences on repricing between the hedged item and the interest rate derivative. Ineffectiveness also arises if the notional values of the interest rate derivatives exceed the capacity for the relevant time buckets. The hedge accounting relationship is reviewed on a monthly basis and the hedging relationships are de-designated and redesignated if necessary.

FX risk

The Group's exposure to foreign currency principal and credit margin cash flows from fixed rate foreign currency debt issuances is hedged through the use of cross currency derivatives in a one-to-one hedging relationship to manage the changes between the foreign currency and AUD. In addition, for floating rate foreign currency debt issuances, the Group hedges from foreign floating to primarily AUD or NZD floating interest rates. These exposures represent the most significant components of fair value. Ineffectiveness may arise from timing or discounting differences on repricing between the hedged item and the cross currency derivative.

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Net investment hedges

FX risk

Structural FX risk results from Westpac's capital deployed in offshore branches and subsidiaries, where it is denominated in currencies other than Australian dollars. As exchange rates move, the Australian dollar equivalent of offshore capital is subject to change that could introduce significant variability to the Group's reported financial results and capital ratios.

The Group uses FX forward contracts when hedging the currency translation risk arising from net investments in foreign operations. The Group currently applies hedge accounting to its net investment in New Zealand operations which is the most material offshore operation and therefore the hedged risk is the movement of the NZD against the AUD. Ineffectiveness only arises if the notional values of the FX forward contracts exceed the net investment in New Zealand operations.

Economic hedges

As part of the Group's ALM activities, economic hedges may be entered into to hedge New Zealand future earnings and long-term funding transactions. These hedges do not qualify for hedge accounting and the impact on the income statement of these hedges is treated as a cash earnings adjustment. This is due to the accounting mismatch between the fair value accounting of the derivatives used in the economic hedges when compared to the recognition of the New Zealand future earnings as they are earned and the amortised cost accounting of the borrowing respectively. Refer to Note 2 for further details.

Interest Rate Benchmark Reform

The Group's hedging relationships include hedged items and hedging instruments that are impacted by IBOR reform. Refer to Note 21.5 for further details of the Group's exposure to IBOR reform.

Hedging instruments

The following tables show the carrying value of hedging instruments and a maturity analysis of the notional amounts of the hedging instruments in one-to-one hedge relationships categorised by the types of hedge relationships and the hedged risk.

Consolidated \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Notional amounts				Carrying value	
			Within 1 year	1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
2021								
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	11,674	59,022	54,250	124,946	2,402	(4,889)
	Cross currency swap	Interest rate risk	4,717	5,251	3,604	13,572	227	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	5,905	5,251	3,604	14,760	522	(175)
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	6,574	-	-	6,574	38	(51)
Total one-to-one hedge relationships			28,870	69,524	61,458	159,852	3,189	(5,115)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	28,258	60	(24)
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	201,339	1,068	(524)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	229,597	1,128	(548)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	389,449	4,317	(5,663)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(3,330)	5,130
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	987	(533)

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Consolidated \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Notional amounts				Carrying value	
			Within 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
2020								
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	16,748	60,258	56,979	133,985	4,395	(8,810)
	Cross currency swap	Interest rate risk	4,668	8,381	1,615	14,664	355	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	5,877	9,590	1,615	17,082	1,095	(141)
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	6,320	-	-	6,320	61	(46)
Total one-to-one hedge relationships			33,613	78,229	60,209	172,051	5,906	(8,997)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	19,907	-	(187)
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	174,611	1,521	(1,334)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	194,518	1,521	(1,521)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	366,569	7,427	(10,518)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(5,566)	9,680
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	1,861	(838)

Parent Entity \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Notional amounts				Carrying value	
			Within 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
2021								
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	11,283	57,732	54,250	123,265	2,400	(4,837)
	Cross currency swap	Interest rate risk	3,308	1,682	707	5,497	165	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	3,308	1,682	707	5,497	354	(34)
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	1,263	-	-	1,263	5	(2)
Total one-to-one hedge relationships			18,762	61,096	55,664	135,522	2,924	(4,873)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	2,872	7	(1)
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	180,533	821	(423)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	183,405	828	(424)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	318,927	3,752	(5,297)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(3,041)	5,005
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	711	(292)

2020								
One-to-one hedge relationships								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	16,125	58,628	56,979	131,732	4,390	(8,644)
	Cross currency swap	Interest rate risk	2,981	4,284	1,286	8,551	252	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	2,981	4,284	1,286	8,551	648	(9)
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	1,240	-	-	1,240	14	(19)
Total one-to-one hedge relationships			23,327	67,196	59,551	150,074	5,304	(8,672)
Macro hedge relationships								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	-	-	-
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	162,033	1,359	(1,163)
Total macro hedge relationships			n/a	n/a	n/a	162,033	1,359	(1,163)
Total of gross hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	312,107	6,663	(9,835)
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(5,447)	9,324
Total of net hedging derivatives			n/a	n/a	n/a	n/a	1,216	(511)

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

The following tables show the weighted average FX rate related to significant hedging instruments in one-to-one hedge relationships.

	Hedging instrument	Hedged risk	Currency pair	Weighted average rate	
				2021	2020
Consolidated					
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	EUR:AUD	0.6823	0.6687
			JPY:AUD	not material	81.4507
			EUR:NZD	0.6086	0.6160
			HKD:NZD	not material	4.9670
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	NZD:AUD	1.0505	1.0838
Parent Entity					
Cash flow hedges	Cross currency swap	FX risk	EUR:AUD	0.6823	0.6687
			JPY:AUD	79.6302	81.4507
			CHF:AUD	0.7679	not material
			CNH:AUD	4.9359	4.9492
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	NZD:AUD	1.0460	1.0904

Impact of hedge accounting in the balance sheets and reserves

The following tables show the carrying amount of hedged items in a fair value hedge relationship and the component of the carrying amount related to accumulated fair value hedge accounting adjustments (FVHA).

\$m	2021		2020	
	Carrying amount of hedged item	FVHA included in carrying amount	Carrying amount of hedged item	FVHA included in carrying amount
Consolidated				
Interest rate risk				
Investment securities	60,657	117	68,862	3,285
Loans	28,340	(59)	20,290	140
Debt issues and loan capital	(84,776)	(1,983)	(96,605)	(4,559)
Parent Entity				
Interest rate risk				
Investment securities	59,008	101	66,529	3,175
Loans	3,009	(5)	251	8
Debt issues and loan capital	(76,634)	(1,931)	(90,287)	(4,440)

There were no (2020: nil) FVHA included in the above carrying amounts relating to hedged items that have ceased to be adjusted for hedging gains and losses.

The pre-tax impact of cash flow and net investment hedges on reserves is detailed below:

\$m	2021			2020		
	Interest rate risk	FX risk	Total	Interest rate risk	FX risk	Total
Consolidated						
Cash flow hedge reserve						
Balance as at beginning of year	73	(132)	(59)	(99)	(83)	(182)
Net gains/(losses) from changes in fair value	352	(56)	296	(1)	(94)	(95)
Transferred to interest income	(31)	70	39	173	45	218
Balance as at end of year	394	(118)	276	73	(132)	(59)
Parent Entity						
Cash flow hedge reserve						
Balance as at beginning of year	83	(53)	30	(70)	(22)	(92)
Net gains/(losses) from changes in fair value	201	(24)	177	16	(44)	(28)
Transferred to interest income	(41)	28	(13)	137	13	150
Balance as at end of year	243	(49)	194	83	(53)	30

Notes to the financial statements

Note 20. Derivative financial instruments (continued)

There were losses of \$176 million (2020: \$43 million) remaining in the cash flow hedge reserve relating to hedge relationships for which hedge accounting is no longer applied for the Group and Parent Entity.

As disclosed in Note 27, the net losses from changes in the fair value of net investment hedges were \$198 million (2020: net gains \$9 million) for the Group and \$41 million (2020: net gains \$17 million) for the Parent Entity. Included in the foreign currency translation reserve is a loss of \$210 million (2020: \$210 million) for the Group and \$214 million (2020: \$214 million) for the Parent Entity relating to discontinued hedges of our net investment in USD operations. This would only be transferred to the income statement on disposal of the related USD operations.

Hedge effectiveness

Hedge effectiveness is tested prospectively at inception and during the lifetime of hedge relationships. For one-to-one hedge relationships this testing uses a qualitative assessment of matched terms where the critical terms of the derivatives used as the hedging instrument match the terms of the hedged item. In addition, a quantitative effectiveness test is performed for all hedges which could include regression analysis, dollar offset and/or sensitivity analysis.

Retrospective testing is also performed to determine whether the hedge relationship remains highly effective so that hedge accounting can continue to be applied and also to determine any ineffectiveness. These tests are performed using regression analysis and the dollar offset method.

The following tables provide information regarding the determination of hedge effectiveness:

Consolidated \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Change in fair value of hedging instrument used for calculating ineffectiveness	Change in value of the hedged item used for calculating ineffectiveness	Hedge ineffectiveness recognised in interest income	Hedge ineffectiveness recognised in non-interest income
Consolidated						
2021						
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	957	(959)	(2)	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	(171)	168	(3)	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	280	(321)	(41)	n/a
	Cross currency swap	FX risk	14	(14)	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	(199)	198	n/a	(1)
Total			881	(928)	(46)	(1)
2020						
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	1,403	(1,372)	31	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	(110)	108	(2)	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	230	(172)	58	n/a
	Cross currency swap	FX risk	(49)	49	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	9	(9)	n/a	-
Total			1,483	(1,396)	87	-
Parent Entity						
2021						
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	683	(683)	-	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	(107)	105	(2)	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	120	(160)	(40)	n/a
	Cross currency swap	FX risk	4	(4)	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	(41)	41	n/a	-
Total			659	(701)	(42)	-
2020						
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	1,408	(1,377)	31	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	(73)	72	(1)	n/a
Cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	200	(153)	47	n/a
	Cross currency swap	FX risk	(31)	31	-	n/a
Net investment hedges	Forward contracts	FX risk	17	(17)	n/a	-
Total			1,521	(1,444)	77	-

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk

Financial instruments are fundamental to the Group's business of providing banking and financial services. The associated financial risks (including credit risk, funding and liquidity risk and market risk) are a significant proportion of the total risks faced by the Group.

This note details the financial risk management policies, practices and quantitative information of the Group's principal financial risk exposures.

Index	Note name	Note number
Overview	Risk management frameworks	21.1
Credit risk	Credit risk ratings system	21.2.1
The risk of financial loss where a customer or counterparty fails to meet their financial obligations.	Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements	21.2.2
	Credit risk concentrations	21.2.3
	Credit quality of financial assets	21.2.4
	Non-performing loans and credit commitments	21.2.5
	Collateral held	21.2.6
Funding and liquidity risk	Liquidity modelling	21.3.1
The risk that Westpac cannot meet its payment obligations or that it does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to support its assets.	Sources of funding	21.3.2
	Assets pledged as collateral	21.3.3
	Contractual maturity of financial liabilities	21.3.4
	Expected maturity	21.3.5
Market risk	Value-at-Risk (VaR)	21.4.1
The risk of an adverse impact on earnings resulting from changes in market factors, such as foreign exchange rates, interest rates, commodity prices or equity price.	Traded market risk	21.4.2
	Non-traded market risk	21.4.3
IBOR reform	Benchmark interest rate exposure	21.5

21.1 Risk management frameworks

The Board is responsible for approving the Westpac Group Risk Management Framework, Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement and for monitoring the effectiveness of risk management by the Westpac Group. The Board has delegated to the Board Risk Committee (BRiskC) responsibility to:

- review and recommend the Westpac Group Risk Management Framework, Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement to the Board for approval;
- review and monitor the risk profile and controls of the Group consistent with Westpac Group's Risk Appetite Statement;
- approve frameworks, policies and processes for managing risk (consistent with the Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement); and
- review and, where appropriate, approve risks beyond the approval discretion provided to management.

The Board Legal, Regulatory & Compliance Committee (BLRCC) is a sub-committee of the BRiskC. The BLRCC oversees material legal and regulatory change relevant to the Westpac Group. In addition it oversees management of material litigation and regulatory investigations, compliance, conduct risk, financial crime risk and customer remediation activities and customer complaints. The BLRCC also reviews and approves the Compliance and Conduct Risk Management Framework and the Financial Crime Risk Management Framework.

For each of its primary financial risks, the Group maintains risk management frameworks and a number of supporting policies that define roles and responsibilities, acceptable practices, limits and key controls:

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Risk	Risk management framework and controls
Credit risk	- The Credit Risk Management Framework describes the principles, methodologies, systems, roles and responsibilities, reports and key controls for managing credit risk. - The BRiskC, Westpac Group Executive Risk Committee (RISKCO) and Westpac Group Credit Risk Committee (CREDCO) monitor the risk profile, performance and management of the Group's credit portfolio and the development and review of key credit risk policies. - The Credit Risk Rating System Policy describes the credit risk rating system philosophy, design, key features and uses of rating outcomes. - All models materially impacting the risk rating process are periodically reviewed in accordance with Westpac's model risk policies. - An annual review is performed of the Credit Risk Rating System by the BRiskC and CREDCO. - Specific credit risk estimates (including PD, LGD and EAD levels) are overseen, reviewed annually and supported by the Credit Risk Estimates Committee (a subcommittee of CREDCO) prior to approval under delegated authority from the Chief Risk Officer. - In determining the provision for ECL, the forward-looking economic inputs and the probability weightings of the forward-looking scenarios as well as any adjustments made to the modelled outcomes are subject to the approval of the Group Chief Financial Officer and the Chief Risk Officer with oversight from the Board of Directors (and its Committees). - Policies for the delegation of credit approval authorities and formal limits for the extension of credit are established throughout the Group. - Credit manuals are established throughout the Group including policies governing the origination, evaluation, approval, documentation, settlement and ongoing management of credit risks. - Climate change related credit risks are considered in line with our Climate Change Position Statement (CCPS). Climate change risks are managed in accordance with the Group's risk framework which is supported by the Sustainability Risk Management Framework (SRMF), Group Environmental, Social and Governance (ESG) Credit Risk Policy and Board Risk Appetite Statements (RAS). Where appropriate, these are applied at the portfolio, customer and transaction level. - The Climate Change Financial Risk Committee oversees work to identify and manage the potential impact on credit exposures from climate change-related transition and physical risks across the Group and reports to CREDCO. - The Group's ESG Credit Risk Policy details the Group's overall approach to managing ESG risks in the credit risk process for applicable transactions. - Sector policies guide credit extension where industry-specific guidelines are considered necessary (e.g. acceptable financial ratios or permitted collateral). - The Related Entity Risk Management Framework and supporting policies govern credit exposures to related entities, to minimise the spread of credit risk between Group entities and to comply with prudential requirements prescribed by APRA.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Risk	Risk management framework and controls
Funding and liquidity risk	- Funding and liquidity risk is measured and managed in accordance with the policies and processes defined in the Board-approved Liquidity Risk Management Framework which is part of the Westpac Board-approved Risk Management Strategy. - Responsibility for managing Westpac's liquidity and funding positions in accordance with the Liquidity Risk Management Framework is delegated to Treasury, under the oversight of Group ALCO and Treasury Risk. - Westpac's Liquidity Risk Management Framework sets out Westpac's funding and liquidity risk appetite, roles and responsibilities of key people managing funding and liquidity risk within Westpac, risk reporting and control processes and limits and targets used to manage Westpac's balance sheet. - Treasury undertakes an annual funding review that outlines Westpac's balance sheet funding strategy over a three year period. This review encompasses trends in global markets, peer analysis, wholesale funding capacity, expected funding requirements and a funding risk analysis. This strategy is continuously reviewed to take account of changing market conditions, investor sentiment and estimations of asset and liability growth rates. - Westpac monitors the composition and stability of its funding so that it remains within Westpac's funding risk appetite. This includes compliance with both the Liquidity Coverage Ratio (LCR) and Net Stable Funding Ratio (NSFR). - Westpac holds a portfolio of liquid assets for several purposes, including as a buffer against unforeseen funding requirements. The level of liquid assets held takes into account the liquidity requirements of Westpac's balance sheet under normal and stress conditions. - Treasury maintains a contingent funding plan that outlines the steps that should be taken by Westpac in the event of an emerging 'funding crisis'. The plan is aligned with Westpac's broader Liquidity Crisis Management Policy which is approved annually by the Board. - Daily liquidity risk reports are reviewed by the Group's Treasury and Treasury Risk teams. Liquidity reports are presented to Group ALCO monthly and to the Board quarterly.
Market risk	- The Market Risk Framework describes the Group's approach to managing traded and non-traded market risk. - Traded market risk includes interest rate, FX, commodity, equity price, credit spread and volatility risks. Non-traded market risk includes interest rate and credit spread risks. - Market risk is managed using VaR limits, Net interest income at risk (NaR) and structural risk limits (including credit spread and interest rate basis point value limits) as well as scenario analysis and stress testing. - The BRiskC approves the risk appetite for traded and non-traded risks through the use of VaR, NaR and specific structural risk limits. This includes separate VaR sub-limits for the trading activities of Financial Markets and Treasury and for non-traded ALM activities. - Market risk limits are assigned to business management based upon the Bank's risk appetite and business strategies in addition to the consideration of market liquidity and concentration. - Market risk positions are managed by the trading desks and ALM unit consistent with their delegated authorities and the nature and scale of the market risks involved. - Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk and Treasury Risk units, which monitor market risk exposures against VaR and structural risk limits. Daily VaR position reports are produced by risk type, by product lines and by geographic region. Quarterly reports are produced for the Westpac Group Market Risk Committee (MARCO), RISKCO and the BRiskC. - Daily stress testing and backtesting of VaR results are performed to support model integrity and to analyse extreme or unexpected movements. A review of the potential profit and loss outcomes is also undertaken to monitor any skew created by the historical data. MARCO has ratified an approved escalation framework. - The BRiskC has approved a framework for profit or loss escalation which considers both single day and 20 day cumulative results. - Treasury's ALM unit is responsible for managing the non-traded interest rate risk including risk mitigation through hedging using derivatives. This is overseen by the Treasury Risk unit and reviewed by Banking Book Risk Committee (BBRC), MARCO, RISKCO and BRiskC.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.2 Credit Risk

21.2.1 Credit risk ratings system

The principal objective of the credit risk rating system is to assess the credit risk to which the Group is exposed. The Group has two main approaches to this assessment.

Transaction-managed customers

Transaction managed customers are generally customers with business lending exposures. They are individually assigned a Customer Risk Grade (CRG), corresponding to their expected PD. Each facility is assigned an LGD. The Group's risk rating system has a tiered scale of risk grades for both non-defaulted customers and defaulted customers. Non-defaulted CRGs are mapped to Moody's and S&P Global Ratings (S&P) external senior unsecured ratings.

The table below shows Westpac's high level CRGs for transaction-managed portfolios mapped to the Group's credit quality disclosure categories and to their corresponding external rating.

Financial statement disclosure	Transaction-managed		
	Westpac CRG	Moody's Rating	S&P Rating
Strong	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
Good/satisfactory	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
Weak	Westpac Rating		
	E	Watchlist	
	F	Special Mention	
Weak/default/non-performing	G	Substandard/Default	
	H	Default	

Program-managed portfolio

The program-managed portfolio generally includes retail products including mortgages, personal lending (including credit cards) as well as certain SME lending. These customers are grouped into pools of similar risk. Pools are created by analysing similar risk characteristics that have historically predicted that an account is likely to go into default. Customers grouped according to these predictive characteristics are assigned a PD and LGD relative to their pool. The credit quality of these pools is based on a combination of behavioural factors, delinquency trends, PD estimates and loan to valuation ratio (housing loans only).

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.2.2 Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements

Westpac uses a variety of techniques to reduce the credit risk arising from its lending activities. This includes the Group establishing that it has direct, irrevocable and unconditional recourse to collateral and other credit enhancements through obtaining legally enforceable documentation.

Collateral

The table below describes the nature of collateral or security held for each relevant class of financial asset.

Loans – housing and personal ¹	Housing loans are secured by a mortgage over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. Where security is taken, it is restricted to eligible motor vehicles, caravans, campers, motor homes and boats. Personal lending also includes margin lending which is secured primarily by shares or managed funds.
Loans – business ¹	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Security is typically taken by way of a mortgage over property and/or a general security agreement over business assets or other assets. Other security such as guarantees, standby letters of credit or derivative protection may also be taken as collateral, if appropriate.
Trading securities, financial assets measured at FVIS and derivatives	These exposures are carried at fair value which reflects the credit risk. For trading securities, no collateral is sought directly from the issuer or counterparty; however this may be implicit in the terms of the instrument (such as an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, master netting agreements are typically used to enable the effects of derivative assets and liabilities with the same counterparty to be offset when measuring these exposures. Additionally, collateralisation agreements are also typically entered into with major institutional counterparties to avoid the potential build-up of excessive mark-to-market positions. Derivative transactions are increasingly being cleared through central clearers.

Management of risk mitigation

The Group mitigates credit risk through controls covering:

Collateral and valuation management	The estimated realisable value of collateral held in support of loans is based on a combination of: • formal valuations currently held for such collateral; and • management's assessment of the estimated realisable value of all collateral held. This analysis also takes into consideration any other relevant knowledge available to management at the time. Updated valuations are obtained when appropriate. The Group revalues collateral related to financial markets positions on a daily basis and has formal processes in place to promptly call for collateral top-ups, if required. These processes include margining for non-centrally cleared customer derivatives as regulated by Australian Prudential Standard CPS226. The collateralisation arrangements are documented via the Credit Support Annex of the ISDA dealing agreements and Global Master Repurchase Agreements (GMRA) for repurchase transactions. In relation to financial markets positions, Westpac only recognises collateral which is: • cash, primarily in Australian dollars (AUD), New Zealand dollars (NZD), US dollars (USD), Canadian dollars (CAD), British pounds (GBP) or European Union euro (EUR); • bonds issued by Australian Commonwealth, State and Territory governments or their Public Sector Enterprises, provided these attract a zero risk-weighting under Australian Prudential Standard (APS) 112; • securities issued by other sovereign governments and supranationals as approved by an authorised credit officer; or • protection bought via credit-linked notes (provided the proceeds are invested in cash or other eligible collateral).

1. This includes collateral held in relation to associated credit commitments.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Other credit enhancements	The Group only recognises guarantees, standby letters of credit, or credit derivative protection from the following entities (provided they are not related to the entity with which Westpac has a credit exposure): • Sovereign; • Australia and New Zealand public sector; • ADIs and overseas banks with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-; and • Others with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-. Credit Portfolio Management (CPM) manages the Group's corporate, sovereign and bank credit portfolios through monitoring the exposure and any offsetting hedge positions. CPM purchases credit protection from entities meeting the criteria above and sells credit protection to diversify the Group's credit risk.
Offsetting	Creditworthy customers domiciled in Australia and New Zealand may enter into formal agreements with the Group, permitting the Group to set-off gross credit and debit balances in their nominated accounts. Cross-border set-offs are not permitted. Close-out netting is undertaken with counterparties with whom the Group has entered into a legally enforceable master netting agreement for their off-balance sheet financial market transactions in the event of default. Further details of offsetting are provided in Note 23.
Central clearing	The Group executes derivative transactions through central clearing counterparties. Central clearing counterparties mitigate risk through stringent membership requirements, the collection of margin against all trades placed, the default fund, and an explicitly defined order of priority of payments in the event of default.

21.2.3 Credit risk concentrations

Credit risk is concentrated when a number of counterparties are engaged in similar activities, have similar economic characteristics and thus may be similarly affected by changes in economic or other conditions.

The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentrations and rebalance the portfolio.

Individual customers or groups of related customers

The Group has large exposure limits governing the aggregate size of credit exposure normally acceptable to individual customers and groups of related customers. These limits are tiered by customer risk grade.

Specific industries

Exposures to businesses, governments and other financial institutions are classified into a number of industry clusters based on related Australian and New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) codes and are monitored against the Group's industry risk appetite limits.

Individual countries

The Group has limits governing risks related to individual countries, such as political situations, government policies and economic conditions that may adversely affect either a customer's ability to meet its obligations to the Group, or the Group's ability to realise its assets in a particular country.

Maximum exposure to credit risk

The maximum exposure to credit risk (excluding collateral received) is represented by the carrying amount of on-balance sheet financial assets (which comprise cash and balances with central banks, collateral paid, trading securities and financial assets measured at FVIs, derivative financial instruments, investment securities, loans, other financial assets and certain balances included in assets held for sale) and undrawn credit commitments.

The following tables set out the credit risk concentrations to which the Group and the Parent Entity are exposed for on-balance sheet financial assets and for undrawn credit commitments.

Life insurance assets are excluded as primarily the credit risk is passed on to the policyholder and backed by the policyholder liabilities.

The balances for trading securities and financial assets measured at FVIs and investment securities exclude equity securities as the primary financial risk is not credit risk.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

The credit concentrations for each significant class of financial asset are:

Trading securities and financial assets measured at FVIF (Note 10)	42% (2020: 64%) were issued by financial institutions for the Group; 44% (2020: 67%) for the Parent Entity. 53% (2020: 33%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 52% (2020: 31%) for the Parent Entity. 67% (2020: 79%) were held in Australia by the Group; 74% (2020: 84%) by the Parent Entity.
Investment securities (Note 11)	18% (2020: 18%) were issued by financial institutions for the Group; 19% (2020: 18%) for the Parent Entity. 81% (2020: 82%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 81% (2020: 82%) for the Parent Entity. 92% (2020: 92%) were held in Australia by the Group; 99% (2020: 98%) by the Parent Entity.
Loans (Note 12)	The table below provides a detailed breakdown of loans by industry and geographic classification.
Derivative financial instruments (Note 20)	78% (2020: 68%) were issued by financial institutions for both the Group and Parent Entity. 80% (2020: 76%) were held in Australia by the Group; 81% (2020: 78%) by the Parent Entity.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Consolidated \$m	2021				2020			
	Loans	Total all other on balance sheet	Undrawn credit commit- ments	Total	Loans	Total all other on balance sheet	Undrawn credit commit- ments	Total
Australia								
Accommodation, cafes and restaurants	7,658	13	1,294	8,965	7,933	23	1,225	9,181
Agriculture, forestry and fishing	10,501	32	2,367	12,900	10,116	43	2,219	12,378
Construction	6,214	16	3,718	9,948	6,711	15	3,643	10,369
Finance and insurance	16,026	86,412	9,664	112,102	13,348	68,154	8,954	90,456
Government, administration and defence	957	72,343	1,327	74,627	730	79,452	1,588	81,770
Manufacturing	8,067	570	6,351	14,988	8,493	755	6,477	15,725
Mining	3,003	158	3,527	6,688	2,975	427	3,735	7,137
Property	45,645	435	12,792	58,872	44,468	671	10,869	56,008
Property services and business services	11,248	100	6,544	17,892	12,562	150	7,019	19,731
Services	9,918	437	8,058	18,413	11,675	247	7,595	19,517
Trade	13,165	1,171	9,535	23,871	13,268	365	10,171	23,804
Transport and storage	7,681	777	5,734	14,192	8,218	1,174	5,136	14,528
Utilities	5,445	937	5,206	11,588	4,962	1,406	4,918	11,286
Retail lending	467,218	481	86,570	554,269	454,433	553	84,454	539,440
Other	6,048	821	2,150	9,029	5,706	1,161	2,491	9,358
Total Australia	618,794	164,703	164,847	948,344	605,598	154,596	160,494	920,688
New Zealand								
Accommodation, cafes and restaurants	389	1	49	439	388	1	51	440
Agriculture, forestry and fishing	9,371	29	724	10,124	9,101	57	632	9,790
Construction	438	2	481	921	509	8	429	946
Finance and insurance	3,344	13,787	1,984	19,115	3,427	9,274	1,782	14,483
Government, administration and defence	145	6,919	767	7,831	94	7,739	865	8,698
Manufacturing	1,608	80	1,525	3,213	1,689	115	1,782	3,586
Mining	202	3	53	258	203	5	97	305
Property	6,840	625	1,239	8,704	6,667	766	977	8,410
Property services and business services	1,052	40	578	1,670	951	82	712	1,745
Services	1,683	24	1,105	2,812	2,119	49	853	3,021
Trade	2,172	32	1,368	3,572	1,949	76	1,510	3,535
Transport and storage	1,129	129	919	2,177	1,176	73	871	2,120
Utilities	1,341	435	1,599	3,375	1,303	506	1,681	3,490
Retail lending	59,341	53	13,249	72,643	52,584	61	12,596	65,241
Other	192	45	179	416	190	14	182	386
Total New Zealand	89,247	22,204	25,819	137,270	82,350	18,826	25,020	126,196
Other overseas								
Accommodation, cafes and restaurants	116	-	9	125	118	-	10	128
Agriculture, forestry and fishing	10	-	2	12	124	-	5	129
Construction	51	-	111	162	51	-	118	169
Finance and insurance	1,402	16,106	2,192	19,700	2,298	16,896	2,243	21,437
Government, administration and defence	1	3,316	-	3,317	20	4,767	18	4,805
Manufacturing	580	-	2,745	3,325	1,877	31	3,443	5,351
Mining	339	-	805	1,144	336	16	1,194	1,546
Property	363	-	29	392	416	-	27	443
Property services and business services	946	41	497	1,484	1,545	107	790	2,442
Services	40	1	756	797	218	-	698	916
Trade	1,130	1	1,911	3,042	1,553	2	1,931	3,486
Transport and storage	504	11	237	752	732	23	276	1,031
Utilities	413	-	74	487	950	2	615	1,567
Retail lending	407	2	29	438	457	2	32	491
Other	30	129	28	187	111	111	27	156
Total other overseas	6,332	19,607	9,425	35,364	10,713	21,957	11,427	44,097
Total gross credit risk	714,373	206,514	200,091	1,120,978	698,661	195,379	196,941	1,090,981

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Parent Entity \$m	2021				2020			
	Loans	Total all other on balance sheet	Undrawn credit commitments	Total	Loans	Total all other on balance sheet	Undrawn credit commitments	Total
Australia								
Accommodation, cafes and restaurants	7,613	13	1,294	8,920	7,857	23	1,225	9,105
Agriculture, forestry and fishing	10,446	32	2,367	12,845	10,058	43	2,219	12,320
Construction	5,757	16	3,718	9,491	6,199	14	3,643	9,856
Finance and insurance	15,969	244,440	9,664	270,073	13,290	231,468	8,954	253,712
Government, administration and defence	954	72,343	1,327	74,624	709	79,457	1,588	81,754
Manufacturing	7,913	570	6,351	14,834	8,282	755	6,477	15,514
Mining	2,979	157	3,527	6,663	2,955	426	3,735	7,116
Property	45,598	435	12,792	58,825	44,468	671	10,868	56,007
Property services and business services	10,815	100	6,544	17,459	11,843	149	7,019	19,011
Services	9,677	437	8,058	18,172	11,334	247	7,595	19,176
Trade	12,997	1,171	9,535	23,703	13,058	367	10,171	23,596
Transport and storage	7,394	775	5,734	13,903	7,870	1,174	5,136	14,180
Utilities	5,422	937	5,206	11,565	4,938	1,404	4,918	11,260
Retail lending	467,153	478	86,558	554,189	454,259	549	84,437	539,245
Other	5,556	595	2,157	8,308	5,098	633	2,489	8,220
Total Australia	616,243	322,499	164,832	1,103,574	602,218	317,380	160,474	1,080,072
New Zealand								
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	-	-	-	-	1	1
Agriculture, forestry and fishing	6	16	4	26	4	44	4	52
Construction	2	1	34	37	4	7	35	46
Finance and insurance	-	8,413	105	8,518	-	8,173	135	8,308
Government, administration and defence	-	1,605	7	1,612	-	1,743	8	1,751
Manufacturing	67	80	64	211	70	114	51	235
Mining	-	3	-	3	-	5	-	5
Property	-	112	-	112	1	101	-	102
Property services and business services	10	39	16	65	7	81	16	104
Services	-	22	1	23	-	46	-	46
Trade	298	30	159	487	263	74	157	494
Transport and storage	1	26	53	80	5	71	67	143
Utilities	-	305	80	385	-	492	83	575
Retail lending	-	1	-	1	-	-	1	1
Other	-	1	1	2	-	2	-	2
Total New Zealand	384	10,654	524	11,562	354	10,953	558	11,865
Other overseas								
Accommodation, cafes and restaurants	74	-	9	83	81	-	10	91
Agriculture, forestry and fishing	2	-	1	3	114	-	1	115
Construction	45	-	110	155	46	-	114	160
Finance and insurance	1,399	17,145	2,171	20,715	2,295	18,290	2,217	22,802
Government, administration and defence	1	2,464	-	2,465	20	3,882	18	3,920
Manufacturing	576	-	2,687	3,263	1,875	30	3,384	5,289
Mining	319	-	802	1,121	314	16	1,134	1,464
Property	180	-	11	191	209	-	10	219
Property services and business services	886	41	495	1,422	1,478	107	786	2,371
Services	19	-	754	773	196	-	695	891
Trade	1,016	1	1,761	2,778	1,415	2	1,754	3,171
Transport and storage	436	11	230	677	642	23	268	933
Utilities	390	-	53	443	894	2	511	1,407
Retail lending	324	-	28	352	359	-	31	390
Other	21	128	13	162	7	111	14	132
Total other overseas	5,688	19,790	9,125	34,603	9,945	22,463	10,947	43,355
Total gross credit risk	622,315	352,943	174,481	1,149,739	612,517	350,796	171,979	1,135,292

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.2.4 Credit quality of financial assets

Credit quality disclosures¹

The following tables show the credit quality of gross credit risk exposures measured at amortised cost or at FVOCI to which the impairment requirements apply. The credit quality is determined by reference to the credit risk ratings system (refer to Note 21.2.1) and expectations of future economic conditions under multiple scenarios.

Consolidated \$m	2021				2020			
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹
Loans - housing								
Strong	398,043	21,165	-	419,208	382,892	6,629	-	389,521
Good/satisfactory	55,631	17,851	-	73,482	62,324	20,603	-	82,927
Weak	3,245	12,659	5,461	21,365	4,122	8,258	7,643	20,023
Total loans - housing	456,919	51,675	5,461	514,055	449,338	35,490	7,643	492,471
Loans - personal								
Strong	4,608	69	-	4,677	4,768	146	-	4,914
Good/satisfactory	8,780	1,327	-	10,107	10,607	1,515	-	12,122
Weak	310	539	286	1,135	404	631	381	1,416
Total loans - personal	13,698	1,935	286	15,919	15,779	2,292	381	18,452
Loans - business								
Strong	71,336	446	-	71,782	65,091	2,063	-	67,154
Good/satisfactory	93,457	10,674	-	104,131	94,046	16,091	-	110,137
Weak	175	4,562	3,749	8,486	180	7,200	3,067	10,447
Total loans - business	164,968	15,682	3,749	184,399	159,317	25,354	3,067	187,738
Debt securities								
Strong	82,536	-	-	82,536	90,461	365	-	90,826
Good/satisfactory	-	48	-	48	-	-	-	-
Weak	-	559	-	559	-	587	-	587
Total debt securities²	82,536	607	-	83,143	90,461	952	-	91,413
Assets held for sale								
Strong	206	-	-	206	-	-	-	-
Good/satisfactory	786	56	-	842	-	-	-	-
Weak	-	-	-	-	-	-	-	-
Total assets held for sale	992	56	-	1,048	-	-	-	-
All other financial assets								
Strong	81,563	-	-	81,563	39,871	-	-	39,871
Good/satisfactory	386	-	-	386	470	-	-	470
Weak	30	-	-	30	40	-	-	40
Total all other financial assets	81,979	-	-	81,979	40,381	-	-	40,381
Undrawn credit commitments								
Strong	153,712	1,546	-	155,258	149,778	2,364	-	152,162
Good/satisfactory	38,377	5,119	-	43,496	38,121	4,713	-	42,834
Weak	130	933	274	1,337	117	1,608	220	1,945
Total undrawn credit commitments³	192,219	7,598	274	200,091	188,016	8,705	220	196,941
Total strong	792,004	23,226	-	815,230	732,861	11,587	-	744,448
Total good/satisfactory	197,417	35,075	-	232,492	205,568	42,922	-	248,490
Total weak	3,890	19,252	9,770	32,912	4,863	18,284	11,311	34,458
Total on and off-balance sheet	993,311	77,553	9,770	1,080,634	943,292	72,793	11,311	1,027,396

1. This credit quality disclosure differs to that of credit risk concentration as it relates only to financial assets measured at amortised cost or at FVOCI and therefore excludes trading securities and financial assets measured at FVIF, and derivative financial instruments.

2. Debt securities included \$938 million (2020: \$1,011 million) at amortised cost. \$331 million (2020: \$424 million) of these are classified as strong, \$48 million (2020: nil) were classified as good/satisfactory and \$559 million (2020: \$587 million) are classified as weak.

3. Includes credit commitments on held for sale assets of \$828 million (2020: nil).

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 21.2.6.

Parent Entity	2021					2020			
\$m	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Total ¹	
Loans - housing									
Strong	352,163	19,540	-	371,703	345,662	5,805	-	351,467	
Good/satisfactory	47,301	16,725	-	64,026	54,065	19,001	-	73,066	
Weak	2,925	12,186	5,064	20,175	3,066	6,467	7,195	16,728	
Total loans - housing	402,389	48,451	5,064	455,904	402,793	31,273	7,195	441,261	
Loans - personal									
Strong	4,204	42	-	4,246	4,292	135	-	4,427	
Good/satisfactory	8,386	1,178	-	9,564	10,071	1,376	-	11,447	
Weak	231	400	258	889	294	449	329	1,072	
Total loans - personal	12,821	1,620	258	14,699	14,657	1,960	329	16,946	
Loans - business									
Strong	59,224	393	-	59,617	53,321	1,761	-	55,082	
Good/satisfactory	77,251	7,798	-	85,049	77,330	13,275	-	90,605	
Weak	142	3,496	3,408	7,046	135	5,899	2,589	8,623	
Total loans - business	136,617	11,687	3,408	151,712	130,786	20,935	2,589	154,310	
Debt securities									
Strong	77,741	-	-	77,741	85,434	324	-	85,758	
Good/satisfactory	-	48	-	48	-	-	-	-	
Weak	-	-	-	-	-	-	-	-	
Total debt securities²	77,741	48	-	77,789	85,434	324	-	85,758	
Assets held for sale									
Strong	180	-	-	180	-	-	-	-	
Good/satisfactory	786	56	-	842	-	-	-	-	
Weak	-	-	-	-	-	-	-	-	
Total assets held for sale	966	56	-	1,022	-	-	-	-	
All other financial assets									
Strong	235,953	-	-	235,953	204,239	-	-	204,239	
Good/satisfactory	273	-	-	273	354	-	-	354	
Weak	26	-	-	26	31	-	-	31	
Total all other financial assets	236,252	-	-	236,252	204,624	-	-	204,624	
Undrawn credit commitments									
Strong	133,404	1,327	-	134,731	130,494	2,111	-	132,605	
Good/satisfactory	34,365	4,242	-	38,607	33,552	4,117	-	37,669	
Weak	97	796	250	1,143	99	1,426	180	1,705	
Total undrawn credit commitments³	167,866	6,365	250	174,481	164,145	7,654	180	171,979	
Total strong	862,869	21,302	-	884,171	823,442	10,136	-	833,578	
Total good/satisfactory	168,362	30,047	-	198,409	175,372	37,769	-	213,141	
Total weak	3,421	16,878	8,980	29,279	3,625	14,241	10,293	28,159	
Total on and off-balance sheet	1,034,652	68,227	8,980	1,111,859	1,002,439	62,146	10,293	1,074,878	

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 21.2.6.

1. This credit quality disclosure differs to that of credit risk concentration as it relates only to financial assets measured at amortised cost or at FVOCI and therefore excludes trading securities and financial assets measured at FVIF, and derivative financial instruments.
2. Debt securities included \$50 million (2020: \$3 million) at amortised cost. \$2 million (2020: \$3 million) of these are classified as strong. \$48 million (2020: nil) were classified as good/satisfactory.
3. Includes \$0.9 billion (2020: nil) of undrawn credit commitments related to facilities classified as held for sale.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.2.5 Non-performing loans and credit commitments

The loans and credit commitments balance in Stage 3 (non-performing) is represented by those loans and credit commitments which are in default. A default occurs when Westpac considered that the customer is unlikely to repay its credit obligations in full, irrespective of recourse by the Group to actions such as realising security, or the customer is more than 90 days past due on any material credit obligation. This definition of default is aligned to the APRA regulatory definition of default. These can be disaggregated into impaired loans and credit commitments (which is where the customer is unlikely to pay its credit obligations in full including restructured loans) and items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired.

Impaired loans and credit commitments include:

- housing and business loans with insufficient security to cover the principal and interest payments owing (aligned to an impaired internal credit risk grade);
- personal loans which are greater than 90 days past due; and
- restructured loans (the original contractual terms have been modified to provide for concessions for a customer facing financial difficulties).

Items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired include:

- currently 90 days or more past due but well secured;
- assets that were, but are no longer 90 days past due but are yet to satisfactorily demonstrate sustained improvement to allow reclassification; and
- other assets in default and not impaired, including those where an order for bankruptcy or similar legal action has been taken (e.g. appointment of an Administrator or Receiver).

The determination of the provisions for ECL is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates. Details of this and the Group's accounting policy for the provision for ECL are discussed in Notes 6 and 13, along with the total provisions for ECL on loans and credit commitments and the total for those loans that are considered non-performing (i.e. Stage 3).

The gross amount of impaired exposures, along with the provisions for ECL is summarised in the following table:

Consolidated \$m	2021	2020
Total impaired exposures		
Gross exposures:		
Australia	1,868	2,231
New Zealand	148	193
Other overseas	126	355
Total gross exposures	2,142	2,779
Provision:		
Australia	(1,009)	(900)
New Zealand	(85)	(96)
Other overseas	(72)	(156)
Total provision	(1,166)	(1,152)
Total net impaired exposures^{2,3}	976	1,627

21.2.6 Collateral held

Loans

The Group analyses the coverage of the loan portfolio which is secured by the collateral that it holds. Coverage is measured as follows:

Coverage	Secured loan to collateral value ratio
Fully secured	Less than or equal to 100%
Partially secured	Greater than 100% but not more than 150%
Unsecured	Greater than 150%, or no security held (e.g. can include credit cards, personal loans, and exposure to highly rated corporate entities)

1. The estimated net realisable value of security to which the Group has recourse is sufficient to cover all principal and interest.
2. Included restructured loans and credit commitments amounting to \$18 million (2020: \$16 million), with a related provision of \$1 million (2020: \$4 million).
3. Gross amount included \$nil million of loans in assets held for sale (2020: nil), with undrawn credit commitments of \$nil million (2020: nil). Provision includes \$nil million in assets held for sale (2020: nil) and nil in liabilities held for sale (2020: nil).

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

The Group and the Parent Entity's loan portfolio have the following coverage from collateral held:

%	Housing loans ¹	Personal loans	2021 Business loans	Assets held for sale	Total	Housing loans ¹	2020 Personal loans	Business loans	Total
Performing loans									
Consolidated									
Fully secured	100.0	9.9	66.2	5.9	89.2	100.0	8.0	62.8	87.6
Partially secured	-	31.2	15.6	92.5	4.8	-	32.5	18.9	5.0
Unsecured	-	58.9	18.2	1.6	6.0	-	59.5	18.3	6.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Parent Entity									
Fully secured	100.0	10.6	66.6	5.9	89.7	100.0	8.7	63.7	88.3
Partially secured	-	33.5	14.8	92.5	4.5	-	34.6	17.7	5.4
Unsecured	-	55.9	18.6	1.6	5.8	-	56.7	18.6	6.3
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Non-performing loans									
Consolidated									
Fully secured	94.6	-	44.9	-	72.2	95.2	-	39.2	76.4
Partially secured	5.4	45.7	21.9	-	13.1	4.8	49.4	30.7	13.5
Unsecured	-	54.3	33.2	-	14.7	-	50.6	30.1	10.1
Total	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Parent Entity									
Fully secured	94.7	-	47.1	-	73.3	95.2	-	44.1	79.0
Partially secured	5.3	47.8	21.2	-	12.8	4.8	50.7	26.4	11.8
Unsecured	-	52.2	31.7	-	13.9	-	49.3	29.5	9.2
Total	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Details of the carrying value and associated provision for ECL are disclosed in Notes 12 and 13 respectively. The credit quality of loans is disclosed in Note 21.2.4.

Collateral held against financial assets other than loans

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Cash, primarily for derivatives	2,370	2,252	2,191	1,864
Securities under reverse repurchase agreements ²	2,916	20,501	2,744	20,501
Securities under derivatives and stock borrowing ²	9	32	9	32
Total other collateral held	5,295	22,785	4,944	22,397

21.3 Funding and liquidity risk

21.3.1 Liquidity modelling

In managing liquidity for Westpac, Treasury utilises balance sheet forecasts and the maturity profile of Westpac's wholesale funding portfolio to project liquidity outcomes. Local liquidity limits are also used by Westpac in applicable jurisdictions to ensure liquidity is managed efficiently and prudently.

In addition, Westpac conducts regular stress testing to assess its ability to meet cash flow obligations under a range of market conditions and scenarios. These scenarios inform liquidity limits and strategic planning.

1. For the purpose of collateral classification, housing loans are classified as fully secured, unless they are non-performing in which case they may be classified as partially secured.
2. Securities received as collateral are not recognised in the Group and Parent Entity's balance sheet.

Notes to the financial statements

Note 21: Financial risk (continued)

21.3.2 Sources of funding

Sources of funding are regularly reviewed to maintain a wide diversification by currency, geography, product and term. Sources include, but are not limited to:

- deposits;
- debt issues;
- proceeds from sale of marketable securities;
- repurchase agreements with central banks;
- principal repayments on loans;
- interest income; and
- fee income.

Liquid assets

Treasury holds a portfolio of high-quality liquid assets as a buffer against unforeseen funding requirements. These assets are held in cash, or are otherwise eligible for repurchase agreements with the Reserve Bank of Australia or another central bank and include Government, State Government and highly rated investment grade securities. The level of liquid asset holdings is reviewed frequently and is consistent with both the requirements of the balance sheet and market conditions.

A summary of the Group's liquid asset holdings is as follows:

\$m	Consolidated			
	2021		2020	
	Actual	Average	Actual	Average
Cash	70,381	42,862	29,099	28,157
Trading securities and financial assets measured at FV15	6,940	10,436	29,364	14,789
Investment securities	83,032	90,248	91,097	82,678
Loans ¹	66,610	65,558	71,616	66,512
Other financial assets	590	262	-	460
Total liquid assets	227,553	209,366	221,176	192,604

Group's funding composition

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This includes compliance with both the LCR and NSFR.

%	2021	2020
Customer deposits	65.0	65.0
Wholesale term funding with residual maturity greater than 12 months	15.6	15.7
Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months	10.8	10.4
Securitisation	0.6	0.9
Equity	8.0	8.0
Group's total funding	100.0	100.0

Movements in the Group's funding composition in 2021 included:

- Customer deposits accounted for 65.0% of the Group's total funding (including equity) at 30 September 2021. Over the year, customer deposits increased by \$25 billion and fully funded the bank's new lending growth. This saw an increase in the Group's customer deposit to loan ratio to 82% from 80% at 30 September 2020;
- Long-term funding with a residual maturity greater than 12 months accounted for 15.6% of the Group's total funding at 30 September 2021. The Group raised \$34.6 billion of long term wholesale funding over the year, including \$12 billion drawn down from the TFF prior to the end of the facility on 30 June 2021. In line with the closure of the TFF, the Group also began returning to its more usual funding activities, accessing senior unsecured and covered bond markets in the second half of the year. New long term funding during the year also included \$3.5 billion in Additional Tier 1 and \$6.2 billion in Tier 2 capital securities, the latter contributing to the Group's Total Loss Absorbing Capital (TLAC) requirements that become effective on 1 January 2024;
- As 30 September 2021, funding from securitisation accounted for 0.6% of total funding;
- Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months accounted for 10.8% of the Group's total funding at 30 September 2021. This portfolio, including long term to short term scroll, had a weighted average maturity of 138 days.
- Funding from equity increased by \$3.4 billion and accounted for 8.0% of total funding.

1. Loans are self-originated AAA rated mortgage backed securities which are eligible for repurchase with the RBA and Reserve Bank of New Zealand.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Borrowings and outstanding issuances from existing debt programs at 30 September 2021 can be found in Notes 16 to 19.

Term Funding Facility (TFF)

The TFF was introduced by the Reserve Bank of Australia in March 2020 to reinforce the benefits to the economy of a lower cash rate. The TFF provided low-cost fixed rate funding to eligible Authorised Deposit-taking Institutions (ADIs) for a maximum of three years.

The TFF closed to new drawdowns on 30 June 2021, by which time Westpac had fully drawn its total available TFF allowance of \$30 billion.

Term Lending Facility (TLF) and Funding for Lending Programme (FLP)

The Reserve Bank of New Zealand (RBNZ) has provided funding facilities as follows:

- In December 2020, the RBNZ announced an extension of its TLF to 28 July 2021. The TLF offers loans to New Zealand Bank for a fixed term of five years at the rate of the Official Cash Rate (OCR) with access to the funds linked to banks' lending under the Scheme. As at 30 September 2021, the Group had drawn down \$0.1 billion¹.
- On 11 November 2020, the RBNZ announced a stimulus through FLP commencing in December 2020. The FLP provides funding to New Zealand banks at the prevailing OCR for a term of three years which must be secured by high quality collateral. The size of the funding available under the FLP includes an initial allocation of 4% of each bank's eligible loans. A conditional additional allocation of up to 2% of eligible loans is also available, subject to growth in eligible loans, for a total size of up to 6% of eligible loans, which equates to \$4.8 billion¹ for Westpac New Zealand Limited. As at 30 September 2021, the Group had drawn down \$1.9 billion¹.

Credit ratings

As at 30 September 2021 the Parent Entity's credit ratings were:

2021	Short-term	Long-term	Outlook
Fitch Ratings	F1	A+	Stable
Moody's Investors Service	P-1	Aa3	Stable
S&P Global Ratings	A-1+	AA-	Stable

21.3.3 Assets pledged as collateral

The Group and Parent Entity are required to provide collateral (predominantly to other financial institutions), as part of standard terms, to secure liabilities. In addition to assets supporting securitisation and covered bond programs disclosed in Note 24, the carrying value of these financial assets pledged as collateral is:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Cash	4,229	4,762	4,052	4,625
Cash deposit on stock borrowed	3	16	3	16
Securities (including certificates of deposit)	1,800	1,693	1,800	1,693
Securities pledged under repurchase agreements	52,213	36,727	49,262	36,727
Total amount pledged to secure liabilities	58,245	43,198	55,117	43,061

21.3.4 Contractual maturity of financial liabilities

The following tables present cash flows associated with financial liabilities, payable at the balance sheet date, by remaining contractual maturity. The amounts disclosed in the table are the future contractual undiscounted cash flows, whereas the Group manages inherent liquidity risk based on expected cash flows.

Cash flows associated with financial liabilities include both principal payments as well as fixed or variable interest payments incorporated into the relevant coupon period. Principal payments reflect the earliest contractual maturity date. Derivative liabilities designated for hedging purposes are expected to be held for their remaining contractual lives, and reflect gross cash flows over the remaining contractual term.

Derivatives held for trading and certain liabilities classified in "Other financial liabilities" which are measured at FVIF are not managed for liquidity purposes on the basis of their contractual maturity, and accordingly these liabilities are presented in the up to 1 month column. Only the liabilities that the Group manages based on their contractual maturity are presented on a contractual undiscounted basis in the following tables.

1. Translated using spot NZD/AUD exchange rate as at 30 September 2021.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Consolidated \$m	Up to 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total
2021						
Financial liabilities						
Collateral received	2,368	-	-	-	-	2,368
Deposits and other borrowings	482,084	58,731	80,350	6,369	67	627,601
Other financial liabilities	14,621	1,243	1,803	31,870	-	49,537
Derivative financial instruments:						
Held for trading	17,526	-	-	-	-	17,526
Held for hedging purposes (net settled)	24	23	119	128	14	308
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	2,933	88	1,361	2,572	2,669	9,623
Cash inflow	(2,874)	(76)	(1,201)	(2,148)	(2,577)	(8,876)
Debt issues	2,370	3,661	38,821	65,465	25,828	136,145
Liabilities held for sale	28	-	-	-	-	28
Total financial liabilities excluding loan capital	519,080	63,670	121,253	104,256	26,001	834,260
Loan capital	6	105	1,034	6,517	30,623	38,285
Total undiscounted financial liabilities	519,086	63,775	122,287	110,773	56,624	872,545
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	11,323	-	-	-	-	11,323
Commitments to extend credit	188,768	-	-	-	-	188,768
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	200,091	-	-	-	-	200,091
2020						
Financial liabilities						
Collateral received	2,251	-	-	-	-	2,251
Deposits and other borrowings	432,005	67,944	86,421	10,408	63	596,841
Other financial liabilities	20,275	1,129	94	18,065	-	39,563
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22,216	-	-	-	-	22,216
Held for hedging purposes (net settled)	29	43	179	379	22	652
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	204	5,645	1,785	1,704	-	9,338
Cash inflow	(200)	(5,595)	(1,709)	(1,651)	-	(9,155)
Debt issues	6,920	11,264	32,715	79,797	25,623	156,319
Total financial liabilities excluding loan capital	483,700	80,430	119,485	108,702	25,708	818,025
Loan capital	1	68	387	6,665	21,410	28,531
Total undiscounted financial liabilities	483,701	80,498	119,872	115,367	47,118	846,556
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	12,610	-	-	-	-	12,610
Commitments to extend credit	184,064	-	-	-	-	184,064
Other commitments	267	-	-	-	-	267
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	196,941	-	-	-	-	196,941

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Parent Entity \$m	Up to 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total
2021						
Financial liabilities						
Collateral received	2,189	-	-	-	-	2,189
Deposits and other borrowings	430,949	48,187	66,438	4,966	67	550,607
Other financial liabilities	13,689	1,243	1,712	29,961	-	46,605
Derivative financial instruments:						
Held for trading	17,597	-	-	-	-	17,597
Held for hedging purposes (net settled)	17	17	106	104	14	258
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	105	67	11	577	-	760
Cash inflow	(103)	(65)	(3)	(520)	-	(691)
Debt issues	1,543	2,593	32,270	55,824	22,900	115,130
Due to subsidiaries	23,412	964	3,702	15,347	157,506	200,931
Liabilities held for sale	3	-	-	-	-	3
Total financial liabilities excluding loan capital	489,401	53,006	104,236	106,259	180,487	933,389
Loan capital	6	105	1,034	6,517	30,623	38,285
Total undiscounted financial liabilities	489,407	53,111	105,270	112,776	211,110	971,674
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	10,796	-	-	-	-	10,796
Commitments to extend credit	163,685	-	-	-	-	163,685
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	174,481	-	-	-	-	174,481
2020						
Financial liabilities						
Collateral received	1,863	-	-	-	-	1,863
Deposits and other borrowings	389,498	57,543	71,368	8,466	63	526,938
Other financial liabilities	19,704	1,129	94	18,065	-	38,992
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22,268	-	-	-	-	22,268
Held for hedging purposes (net settled)	21	28	137	277	22	485
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	7	2,110	9	455	-	2,581
Cash inflow	(7)	(2,088)	(21)	(437)	-	(2,553)
Debt issues	6,596	10,915	24,980	66,305	24,370	133,166
Due to subsidiaries	18,610	934	4,390	18,529	171,240	213,703
Total financial liabilities excluding loan capital	458,560	70,571	100,957	111,660	195,695	937,443
Loan capital	1	68	387	6,665	21,410	28,531
Total undiscounted financial liabilities	458,561	70,639	101,344	118,325	217,105	965,974
Total contingent liabilities and commitments						
Letters of credit and guarantees	12,069	-	-	-	-	12,069
Commitments to extend credit	159,644	-	-	-	-	159,644
Other commitments	266	-	-	-	-	266
Total undiscounted contingent liabilities and commitments	171,979	-	-	-	-	171,979

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.3.5 Expected maturity

The following tables present the balance sheet based on expected maturity dates. The liability balances in the following tables will not agree to the contractual maturity tables (Note 21.3.4) due to the analysis below being based on expected rather than contractual maturities, the impact of discounting and the exclusion of interest accruals beyond the reporting period. Included in the following tables are equity securities classified as trading securities, investment securities and life insurance assets that have no specific maturity. These assets have been classified based on the expected period of disposal. Deposits are presented in the following table on a contractual basis, however as part of our normal banking operations, the Group would expect a large proportion of these balances to be retained.

Consolidated \$m	Due within 12 months	2021 Greater than 12 months	Total	Due within 12 months	2020 Greater than 12 months	Total
Assets						
Cash and balances with central banks	71,353	-	71,353	30,329	-	30,329
Collateral paid	4,232	-	4,232	4,778	-	4,778
Trading securities and financial assets measured at FVIS	14,010	7,091	21,101	32,591	8,076	40,667
Derivative financial instruments	9,955	9,398	19,353	13,583	9,784	23,367
Investment securities	8,064	75,553	83,417	6,824	84,715	91,539
Loans (net of provisions)	84,187	625,597	709,784	90,856	602,203	693,059
Other financial assets	6,394	-	6,394	5,474	-	5,474
Life insurance assets	-	-	-	3,450	143	3,593
Investment in associates	-	58	58	-	61	61
Assets held for sale	4,188	-	4,188	-	-	-
All other assets	1,367	14,630	15,997	1,400	17,879	19,279
Total assets	203,750	732,127	935,877	189,085	722,861	911,946
Liabilities						
Collateral received	2,368	-	2,368	2,250	-	2,250
Deposits and other borrowings	622,505	4,450	626,955	584,037	7,094	591,131
Other financial liabilities	18,610	31,699	50,309	22,861	18,064	40,925
Derivative financial instruments	9,990	8,069	18,059	13,157	9,897	23,054
Debt issues	43,356	85,423	128,779	49,070	101,255	150,325
Life insurance liabilities	-	-	-	1,809	(413)	1,396
Liabilities held for sale	837	-	837	-	-	-
All other liabilities	3,502	3,909	7,411	5,395	5,447	10,842
Total liabilities excluding loan capital	701,168	133,550	834,718	678,579	141,344	819,923
Loan capital	3,070	25,997	29,067	1,323	22,626	23,949
Total liabilities	704,238	159,547	863,785	679,902	163,970	843,872
Net assets/(liabilities)	(500,488)	572,580	72,092	(490,817)	558,891	68,074

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Parent Entity \$m	2021			2020		
	Due within 12 months	Greater than 12 months	Total	Due within 12 months	Greater than 12 months	Total
Assets						
Cash and balances with central banks	62,754	-	62,754	25,436	-	25,436
Collateral paid	4,055	-	4,055	4,641	-	4,641
Trading securities and financial assets measured at FVIF	11,853	6,926	18,779	30,550	7,480	38,030
Derivative financial instruments	9,545	9,582	19,127	13,349	9,445	22,794
Investment securities	6,677	71,186	77,863	5,120	80,706	85,826
Loans (net of provisions)	63,725	554,688	618,413	70,453	537,371	607,824
Other financial assets	5,486	-	5,486	4,745	-	4,745
Due from subsidiaries	10,628	164,718	175,346	10,420	170,559	180,979
Investment in subsidiaries	-	6,287	6,287	-	6,475	6,475
Investment in associates	-	34	34	-	57	57
Assets held for sale	1,015	-	1,015	-	-	-
All other assets	596	12,934	13,530	796	15,199	15,995
Total assets	176,334	826,355	1,002,689	165,510	827,292	992,802
Liabilities						
Collateral received	2,189	-	2,189	1,862	-	1,862
Deposits and other borrowings	547,101	3,086	550,187	516,391	5,222	521,613
Other financial liabilities	17,473	29,790	47,263	22,092	18,064	40,156
Derivative financial instruments	9,804	8,085	17,889	12,905	9,974	22,779
Debt issues	35,084	73,126	108,210	40,886	86,780	127,666
Due to subsidiaries	25,053	153,763	178,816	20,551	165,712	186,263
Liabilities held for sale	10	-	10	-	-	-
All other liabilities	2,897	3,362	6,259	3,770	4,996	8,766
Total liabilities excluding loan capital	639,611	271,212	910,823	618,357	290,748	909,105
Loan capital	3,070	25,997	29,067	1,323	22,626	23,949
Total liabilities	642,681	297,209	939,890	619,680	313,374	933,054
Net assets/(liabilities)	(466,347)	529,146	62,799	(454,170)	513,918	59,748

21.4 Market risk

21.4.1 Value-at-Risk

The Group uses VaR as one of the mechanisms for controlling both traded and non-traded market risk.

VaR is a statistical estimate of the potential loss in earnings over a specified period of time and to a given level of confidence based on historical market movements. The confidence level indicates the probability that the loss will not exceed the VaR estimate on any given day.

VaR seeks to take account of all material market variables that may cause a change in the value of the portfolio, including interest rates, FX rates, price changes, volatility and the correlations between these variables. Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk and Treasury Risk units which monitor market risk exposures against VaR and structural concentration limits. These are supplemented by escalation triggers for material profits or losses and stress testing of risks beyond the 99% confidence interval.

The key parameters of VaR are:

Holding period	1 day
Confidence level	99%
Period of historical data used	1 year

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.4.2 Traded market risk

The following table depicts the aggregate VaR, by risk type:

Consolidated and Parent Entity \$m	2021			2020			2019		
	High	Low	Average	High	Low	Average	High	Low	Average
Interest rate risk	28.7	5.1	12.9	25.5	7.0	14.5	14.9	6.6	10.9
FX risk	8.7	0.6	2.0	11.7	0.5	4.0	8.6	0.8	4.1
Equity risk	3.2	0.0	0.2	0.7	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0
Commodity risk ¹	7.9	0.4	1.2	3.4	0.6	1.9	42.0	1.7	8.2
Other market risks ²	23.8	1.6	10.3	32.9	2.4	14.6	5.5	2.0	3.5
Diversification effect	n/a	n/a	(8.7)	n/a	n/a	(14.9)	n/a	n/a	(12.3)
Net market risk	41.5	5.9	17.9	42.0	7.1	20.4	45.3	7.9	14.4

21.4.3 Non-traded market risk

Non-traded market risk includes Interest Rate Risk in the Banking Book (IRRBB) – the risk to net interest income or the economic value on banking book items as interest rates change.

Net interest income (NII) sensitivity is managed in terms of the NaR. A simulation model is used to calculate Westpac's potential NaR. This combines the underlying balance sheet data with assumptions about run-off and new business, expected repricing behaviour and changes in wholesale market interest rates. To provide a series of potential future NII outcomes, simulations use a range of interest rate scenarios over one to three year time horizons. This includes 100 and 200 basis point shifts up and down from the current market yield curves in Australia and New Zealand. Additional stressed interest rate scenarios are also considered and modelled.

A comparison between the NII outcomes from these modelled scenarios indicates the sensitivity to interest rate changes.

Net interest income-at-Risk (NaR)

The following table depicts potential NII outcomes assuming a worst case 100 basis point rate shock (up and down) with a 12 month time horizon (expressed as a percentage of reported NII):

% (Increase)/decrease in NII	2021				2020			
	As at	Maximum exposure	Minimum exposure	Average exposure	As at	Maximum exposure	Minimum exposure	Average exposure
Consolidated	3.35	3.35	(0.12)	1.04	(0.27)	3.09	(1.22)	(0.25)
Parent Entity	2.86	2.86	(0.30)	0.51	(0.38)	2.35	(0.89)	(0.30)

Value at Risk - IRRBB

The table below depicts VaR for IRRBB:

\$m	2021				2020			
	As at	High	Low	Average	As at	High	Low	Average
Consolidated	63.7	224.3	59.7	127.8	202.4	219.7	31.0	126.7

As at 30 September 2021 the Value at Risk - IRRBB for the Parent Entity was \$60 million (2020: \$208 million).

Risk mitigation

IRRBB stems from the ordinary course of banking activities, including structural interest rate risk (the mismatch between the duration of assets and liabilities) and capital management.

The Group hedges its exposure to such interest rate risk using derivatives. Further details on the Group's hedge accounting are discussed in Note 20.

The same controls used to monitor traded market risk allow management to continuously monitor and manage IRRBB.

Structural FX risk

Structural FX risk results from the generation of foreign currency denominated earnings and from Westpac's capital deployed in offshore branches and subsidiaries, where it is denominated in currencies other than Australian dollars. As exchange rates move, the Australian dollar equivalent of offshore earnings and capital is subject to change that could introduce significant variability to the Bank's reported financial results and capital ratios. Note 20 includes details of the Group's ALM activities including details of the hedge accounting and economic hedges used to manage this risk.

1. Includes electricity risk. Closure of the electricity business was completed in FY20.

2. Includes prepayment risk and credit spread risk (exposure to movements in generic credit rating bands).

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

21.5 Interest rate benchmark reform

Overview

Interbank Offered Rates (IBORs) are interest rate benchmarks which are referenced in many financial instruments across various currencies and tenors. In recent years, financial regulators have reviewed the use of IBORs and recommended either a reform of the benchmark rate to reference market observable transactions (e.g. EURIBOR) or a transition of certain IBORs to more observable, risk-free alternative reference rates (ARR).

On 5 March 2021, the UK regulator, the Financial Conduct Authority (FCA), confirmed the transition dates for LIBORs to ARR. The transition dates can be summarised as follows:

- a cessation date of 31 December 2021 for most LIBORs;
- a cessation date of 30 June 2023 for certain settings of USD LIBOR (i.e. overnight and 12-months) and for synthetic benchmarks which use USD LIBOR in their calculation process including SGD SOR;
- a non-representative date of 31 December 2021 for both GBP LIBOR and JPY LIBOR for the 1-month, 3-month and 6-month settings; and
- a non-representative date of 30 June 2023 for USD LIBOR 1-month, 3-month and 6-month settings.

Risks

These IBOR reforms result in various risks to the Group including:

- Operational risk: relating to any adverse impacts from the implementation of the IBOR reform on the business, compliance, customers or and technology;
- Market risk: including adverse impacts to the Group and its customers if the markets are disrupted by the IBOR reform; and
- Accounting risk: A key assumption made when performing hedge accounting at the reporting date is that both the hedged item and instrument will be amended from existing LIBOR linked floating rates to new ARRs on the same date. Where actual differences between those dates arise, hedge ineffectiveness will be recorded in the income statement. Also, as current IBOR becomes less observable due to transition to ARR consideration will need to be given to the appropriate fair valuation hierarchy level used to classify impacted financial instruments.

The Group does not expect material changes to its business-as-usual risk management frameworks and controls due to IBOR. The Group has a working group in place to manage any transition related risks resulting from IBOR to ARR which is discussed further below.

Governance

The Group established an enterprise-wide IBORs Transition Program to manage the impacts of IBOR reform. The scope of the program is to address the impact of transition from IBORs to ARRs including business, compliance, customer and technology impacts. The Governance structure of the program is well established to include a Steering Committee that includes senior executives from Finance, Legal, Technology, Compliance, Risk and all impacted business units.

Significant activities underway include development of ARR product variations, changes required for implementing the International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Protocol, Customer Outreach including management of conduct risk in customer transition and technology changes required to ensure the Group's systems can transact, value and perform the necessary accounting (including hedging) requirements once contracts transition from LIBOR to ARR. These activities focus on two broad areas including:

- developing new alternative risk-free rate products; and
- amending existing LIBOR products to reference alternative risk-free rates.

The Group is actively engaging with customers and counterparties to transition or include appropriate fallback provisions. Fallback provisions refer to contractual provisions that lay out the process through which a replacement rate can be identified if a benchmark rate is not available.

Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk (continued)

Financial instruments impacted by IBOR reform post transition date

Derivatives

The following table summarises the Group's derivative financial instrument exposures currently maturing after the relevant IBOR transition dates noted above that are yet to transition to ARR. While these exposures reference benchmark rates impacted by the IBOR reform as at 30 September 2021, almost all have bilateral adherence from our counterparties to the fallback clauses issued by the International Swaps and Derivatives Association (ISDA) in the ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol which provides a standardised process to identify the appropriate ARR at the relevant benchmark transition date.

Benchmark	Trading		2021 Hedging		2020 ¹ Hedging	
	Asset (Carrying amount)	Liability (Carrying amount)	Asset (Carrying amount)	Liability (Carrying amount)	Notional amount	Notional amount
Consolidated and Parent Entity						
USD LIBOR ¹	6,696	4,907	1,219	221	36,004	31,507
GBP LIBOR	315	527	37	-	2,099	2,031
Other	212	111	37	-	2,823	2,962
Total impacted by IBOR reform post transition date²	7,223	5,545	1,293	221	40,926	36,500

For hedging derivatives, the extent of the risk exposure also reflects the notional amounts of related hedging instruments.

Non-derivatives

The following tables summarise the Group's non-derivative financial instrument exposures currently maturing after the relevant IBOR transition dates noted above that are yet to transition to ARR. The Group is engaging with its customers and counterparties to transition or include appropriate fallback provisions. Due to the nature of these contracts, these fallback provisions will be determined bilaterally with the customer or counterparty rather than the standardised basis provided by the ISDA protocols applicable to our derivative contracts.

2021 Benchmark \$m	2021		Non-derivative exposures	
	Financial assets (Carrying amount)	Financial liabilities (Carrying amount)	Undrawn credit commitments ⁴ (Notional contractual amount)	
Consolidated				
USD LIBOR ¹	3,083	1,399	366	
GBP LIBOR	267	-	182	
Other	33	-	5	
Total impacted by IBOR reform post transition date	3,383	1,399	553	
Parent Entity				
USD LIBOR ¹	2,846	1,344	364	
GBP LIBOR	254	-	181	
Other	15	-	4	
Total impacted by IBOR reform post transition date	3,115	1,344	549	

- The Group's primary exposure to USD LIBOR is to settings with a transition date of 30 June 2023. The Group has no material exposures to USD LIBOR that have a 31 December 2021 transition date (i.e. 1-week and 2-month settings).
- Included in the table above are cross currency swaps with a total carrying amount of \$321 million derivative assets and \$325 million derivative liabilities for Consolidated and Parent Entity that have exposure to IBOR reform on both the currencies referenced in the swap arrangement. The carrying amount has been included in the table based on the currency of the receive leg of the swap and is primarily comprised of USD/GBP LIBOR swaps with a carrying amount of \$240 million derivative assets and \$282 million derivative liabilities for Consolidated and Parent Entity. Other currency pairs have a carrying value of \$81 million derivative assets and \$43 million derivative liabilities for Consolidated and Parent Entity.
- The notional balances for 30 September 2020 have been restated to reflect the change in cessation date of certain USD LIBOR settings from 31 December 2021 to 30 June 2023.
- Where a multi-currency facility has been partially drawn down and references a benchmark rate impacted by the IBOR reform, the undrawn balance has been included in the table above for undrawn credit commitments impacted by IBOR reform based on the currency of the drawn portion. These balances do not include balances for multi-currency facilities which are yet to be drawn down and where it is not known whether a customer will choose to draw down funds linked to an IBOR benchmark.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities

Accounting policy

The fair value of a financial instrument is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

On initial recognition, the transaction price generally represents the fair value of the financial instrument unless there is observable information from an active market to the contrary. Where unobservable information is used, the difference between the transaction price and the fair value (day one profit or loss) is recognised in the income statement over the life of the instrument when the inputs become observable.

Critical accounting assumptions and estimates

The majority of valuation models used by the Group employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments data may be employed which is not readily observable in current markets.

The availability of observable inputs is influenced by factors such as:

- product type;
- depth of market activity;
- maturity of market models; and
- complexity of the transaction.

Where unobservable market data is used, more judgement is required to determine fair value. The significance of these judgements depends on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Unobservable inputs are generally derived from other relevant market data and adjusted against:

- standard industry practice;
- economic models; and
- observed transaction prices.

In order to determine a reliable fair value for a financial instrument, management may apply adjustments to the techniques previously described. These adjustments reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting the fair value.

These adjustments incorporate bid/offer spreads, credit valuation adjustments (CVA) and funding valuation adjustments (FVA).

Fair Valuation Control Framework

The Group uses a Fair Valuation Control Framework where the fair value is either determined or validated by a function independent of the transaction. This framework formalises the policies and procedures used to achieve compliance with relevant accounting, industry and regulatory standards. The framework includes specific controls relating to:

- the revaluation of financial instruments;
- independent price verification;
- fair value adjustments; and
- financial reporting.

A key element of the framework is the Revaluation Committee, comprising senior valuation specialists from within the Group. The Revaluation Committee reviews the application of the agreed policies and procedures to assess that a fair value measurement basis has been applied.

The method of determining fair value differs depending on the information available.

Fair value hierarchy

A financial instrument's categorisation within the valuation hierarchy is based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement.

The Group categorises all fair value instruments according to the hierarchy described below.

Valuation techniques

The Group applies market accepted valuation techniques in determining the fair valuation of over the counter (OTC) derivatives. This includes CVA and FVA, which incorporate credit risk and funding costs and benefits that arise in relation to uncollateralised derivative positions, respectively.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The specific valuation techniques, the observability of the inputs used in valuation models and the subsequent classification for each significant product category are outlined as follows:

Level 1 instruments (Level 1)

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on recent unadjusted quoted prices. These prices are based on actual arm's length basis transactions.

The valuations of Level 1 instruments require little or no management judgement.

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Exchange traded products	Derivatives	Exchange traded interest rate futures and options and commodity and carbon futures	All these instruments are traded in liquid, active markets where prices are readily observable. No modelling or assumptions are used in the valuation.
FX products	Derivatives	FX spot and futures contracts	
Equity products	Derivatives	Listed equities and equity indices	
	Trading securities and financial assets measured at FV/S		
	Other financial liabilities		
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FV/S	Australian Commonwealth and New Zealand government bonds	
	Investment securities		
	Other financial liabilities		
Life insurance assets and liabilities	Life insurance assets	Listed equities, exchange traded derivatives and short sale of listed equities within controlled managed investment schemes	
	Life insurance liabilities		

Level 2 instruments (Level 2)

The fair value for financial instruments that are not actively traded is determined using valuation techniques which maximise the use of observable market prices. Valuation techniques include:

- the use of market standard discounting methodologies;
- option pricing models; and
- other valuation techniques widely used and accepted by market participants.

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Interest rate products	Derivatives	Interest rate and inflation swaps, swaptions, caps, floors, collars and other non-vanilla interest rate derivatives	Industry standard valuation models are used to calculate the expected future value of payments by product, which is discounted back to a present value. The model's interest rate inputs are benchmark and active quoted interest rates in the swap, bond and futures markets. Interest rate volatilities are sourced from brokers and consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
FX products	Derivatives	FX swap, FX forward contracts, FX options and other non-vanilla FX derivatives	Derived from market observable inputs or consensus pricing providers using industry standard models.
Other credit products	Derivatives	Single name and index credit default swaps (CDS)	Valued using an industry standard model that incorporates the credit spread as its principal input. Credit spreads are obtained from consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Level 2 instruments (Level 2) (continued)

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Commodity products	Derivatives	Commodity and carbon derivatives	Valued using industry standard models. The models calculate the expected future value of deliveries and payments and discount them back to a present value. The model inputs include forward curves, volatilities implied from market observable inputs, discount curves and underlying spot and futures prices. The significant inputs are market observable or available through a consensus data service. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Equity products	Derivatives	Exchange traded equity options, OTC equity options and equity warrants	Due to low liquidity, exchange traded options are Level 2. Valued using industry standard models based on observable parameters such as stock prices, dividends, volatilities and interest rates.
Asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIS Investment securities	Australian residential mortgage backed securities (RMBS) and other asset backed securities (ABS)	Valued using an industry approach to value floating rate debt with prepayment features. Australian RMBS are valued using prices sourced from a consensus data provider. If consensus prices are not available these are classified as Level 3 instruments.
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIS Investment securities Other financial liabilities	State and other government bonds, corporate bonds and commercial paper Repurchase agreements and reverse repurchase agreements over non-asset backed debt securities	Valued using observable market prices, which are sourced from independent pricing services, broker quotes or inter-dealer prices.
Loans at fair value	Loans	Fixed rate bills and syndicated loans	Discounted cash flow approach, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows, adjusted for creditworthiness, or expected sale amount.
Certificates of deposit	Deposits and other borrowings	Certificates of deposit	Discounted cash flow using market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues at fair value	Debt issues	Debt issues	Discounted cash flows, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows adjusted for market observable changes in Westpac's implied credit worthiness.
Life insurance assets and liabilities	Life insurance assets included in assets held for sale Life insurance liabilities included in liabilities held for sale	Corporate bonds, OTC derivatives, units in unlisted unit trusts, life insurance contract liabilities, life investment contract liabilities and external liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds	Valued using observable market prices or other widely used and accepted valuation techniques utilising observable market input.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Level 3 instruments (Level 3)

Financial instruments valued where at least one input that could have a significant effect on the instrument's valuation is not based on observable market data due to illiquidity or complexity of the product. These inputs are generally derived and extrapolated from other relevant market data and calibrated against current market trends and historical transactions.

These valuations are calculated using a high degree of management judgement.

Instrument	Balance sheet category	Includes	Valuation
Debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIS Investment securities	Certain ABS, offshore non-ABS and debt securities issued via private placement	These securities are evaluated by an independent pricing service or based on third party revaluations. Due to their illiquidity and/or complexity these are classified as Level 3 assets.
Equity instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIS Investment securities	Strategic equity investments	Valued using valuation techniques appropriate to the instrument, including the use of recent arm's length transactions where available, discounted cash flow approach or reference to the net assets of the entity. Due to their illiquidity, complexity and/or use of unobservable inputs into valuation models, they are classified as Level 3 assets.
Finance leases	Assets held for sale	Finance leases	Valuation reflects the expected sales price before transaction costs based on the terms of sales contract. As the expected sales price includes judgements regarding the estimation of variable consideration, they are classified as Level 3 assets.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The following tables summarise the attribution of financial instruments measured at fair value to the fair value hierarchy.

\$m	2021				2020			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Consolidated								
Financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Trading securities and financial assets measured at FVIF	6,221	14,875	5	21,101	8,059	32,387	221	40,667
Derivative financial instruments	22	19,305	26	19,353	10	23,353	4	23,367
Investment securities	19,282	62,923	277	82,482	18,032	72,370	153	90,555
Loans	-	74	36	110	-	540	21	561
Life insurance assets	-	-	-	-	617	2,976	-	3,593
Assets held for sale	1,309	1,663	-	2,972	-	-	-	-
Total financial assets measured at fair value on a recurring basis	26,834	98,840	344	126,018	26,718	131,626	399	158,743
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Deposits and other borrowings ¹	-	46,665	-	46,665	-	35,764	-	35,764
Other financial liabilities ²	1,478	4,968	-	6,446	420	4,229	-	4,649
Derivative financial instruments	35	17,992	32	18,059	10	23,031	13	23,054
Debt issues ³	-	5,514	-	5,514	-	5,333	-	5,333
Life insurance liabilities	-	-	-	-	-	1,396	-	1,396
Liabilities held for sale	-	447	-	447	-	-	-	-
Total financial liabilities measured at fair value on a recurring basis	1,513	75,586	32	77,131	430	69,753	13	70,196
Parent Entity								
Financial assets measured at fair value on a recurring basis								
Trading securities and financial assets measured at FVIF	5,542	13,233	4	18,779	7,074	30,763	193	38,030
Derivative financial instruments	22	19,081	24	19,127	10	22,781	3	22,794
Investment securities	17,228	60,511	75	77,814	15,714	70,040	69	85,823
Loans	-	74	17	91	-	540	21	561
Due from subsidiaries	-	1,163	-	1,163	-	663	-	663
Total financial assets measured at fair value on a recurring basis	22,792	94,062	120	116,974	22,798	124,787	286	147,871
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Deposits and other borrowings ¹	-	43,372	-	43,372	-	32,991	-	32,991
Other financial liabilities ²	1,478	4,415	-	5,893	420	4,229	-	4,649
Derivative financial instruments	35	17,022	32	17,089	10	22,756	13	22,779
Debt issues ³	-	2,664	-	2,664	-	2,986	-	2,986
Due to subsidiaries	-	867	-	867	-	239	-	239
Total financial liabilities measured at fair value on a recurring basis	1,513	69,140	32	70,685	430	63,201	13	63,644

1. The contractual outstanding amount payable at maturity was \$46,661 million (2020: \$35,764 million) for the Group and \$43,367 million (2020: \$32,990 million) for the Parent Entity.
2. The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group is \$6,446 million (2020: \$4,649 million) and \$5,893 million for the Parent Entity (2020: \$4,649 million).
3. The contractual outstanding amount payable at maturity was \$5,357 million (2020: \$5,062 million) for the Group and \$2,507 million (2020: \$2,714 million) for the Parent Entity. The cumulative change in the fair value of debt issues attributable to changes in Westpac's own credit risk was \$14 million increase (2020: \$5 million increase) for the Group and Parent Entity.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Reconciliation of non-market observables

The following tables summarise the changes in financial instruments measured at fair value derived from non-market observable valuation techniques (Level 3).

\$m	Trading securities and financial assets measured as FV15	Investment securities	Other ¹	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
Consolidated						
Balance as at 30 September 2019	220	134	45	399	29	29
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	(2)	-	(2)	(4)	(4)	(4)
OCI	-	(15)	-	(15)	-	-
Acquisitions and issues	26	40	12	78	7	7
Disposals and settlements	(23)	(6)	(30)	(59)	(19)	(19)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	-
Foreign currency translation impacts	-	-	-	-	-	-
Balance as at 30 September 2020	221	153	25	399	13	13
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	548	-	20	568	16	16
OCI	-	50	-	50	-	-
Acquisitions and issues	2	257	10	269	8	8
Disposals and settlements	(665)	(7)	(15)	(687)	(4)	(4)
Transfer into or out of non-market observables	(101)	(176)	22	(255)	(1)	(1)
Foreign currency translation impacts	-	-	-	-	-	-
Balance as at 30 September 2021	5	277	62	344	32	32
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at:						
30 September 2020	(4)	-	3	(1)	(3)	(3)
30 September 2021	3	-	25	28	(24)	(24)
Parent Entity						
Balance as at 30 September 2019	193	66	44	303	28	28
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	(2)	-	(2)	(4)	(4)	(4)
OCI	-	-	-	-	-	-
Acquisitions and issues	26	3	12	41	7	7
Disposals and settlements	(24)	-	(30)	(54)	(18)	(18)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	-
Foreign currency translation impacts	-	-	-	-	-	-
Balance as at 30 September 2020	193	69	24	286	13	13
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	3	-	20	23	16	16
OCI	-	(2)	-	(2)	-	-
Acquisitions and issues	1	183	8	192	8	8
Disposals and settlements	(193)	-	(10)	(203)	(4)	(4)
Transfer into or out of non-market observables	-	(175)	(1)	(176)	(1)	(1)
Foreign currency translation impacts	-	-	-	-	-	-
Balance as at 30 September 2021	4	75	41	120	32	32
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at:						
30 September 2020	(4)	-	3	(1)	(3)	(3)
30 September 2021	3	-	25	28	(24)	(24)

1. Other is comprised of derivative financial assets and certain loans.

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Transfers into and out of Level 3 have occurred due to changes in observability in the significant inputs into the valuation models used to determine the fair value of the related financial instruments. Transfers in and transfers out are reported using the end of year fair values.

Significant unobservable inputs

Sensitivities to reasonably possible changes in non-market observable valuation assumptions would not have a material impact on the Group's reported results.

Day one profit or loss

The closing balance of unrecognised day one profit for both the Group and the Parent Entity for the year was \$1 million (2020: \$4 million).

Financial instruments not measured at fair value

For financial instruments not measured at fair value on a recurring basis, fair value has been derived as follows:

Instrument	Valuation
Loans	Where available, the fair value of loans is based on observable market transactions, otherwise fair value is estimated using discounted cash flow models. For variable rate loans, the discount rate used is the current effective interest rate. The discount rate applied for fixed rate loans reflects the market rate for the maturity of the loan and the credit worthiness of the borrower.
Investment securities	The carrying value approximates the fair value. The balance principally relates to government securities from illiquid markets. Fair value is monitored by reference to recent issuances.
Deposits and other borrowings	Fair values of deposit liabilities payable on demand (non-interest bearing, interest bearing and savings deposits) approximate their carrying value. Fair values for term deposits are estimated using discounted cash flows, applying market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues and loan capital	Fair values are calculated using a discounted cash flow model. The discount rates applied reflect the terms of the instruments, the timing of the estimated cash flows and are adjusted for any changes in Westpac's credit spreads.
Assets and liabilities held for sale	Valuation reflects the expected sales price before transaction costs based on the terms of the sales contract.
All other financial assets and liabilities	For all other financial assets and liabilities, the carrying value approximates the fair value. These items are either short-term in nature, re-price frequently or are of a high credit rating.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The following tables summarise the estimated fair value and fair value hierarchy of financial instruments not measured at fair value

Consolidated \$m	Carrying amount	Estimated fair value			
		Level 1	Level 2	Level 3	Total
2021					
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	71,353	71,353	-	-	71,353
Collateral paid	4,232	4,232	-	-	4,232
Investment securities	935	-	331	604	935
Loans	709,674	-	-	710,284	710,284
Other financial assets	6,394	-	6,394	-	6,394
Assets held for sale	1,041	7	19	1,015	1,041
Total financial assets not measured at fair value	793,629	75,592	6,744	711,903	794,239
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	2,368	2,368	-	-	2,368
Deposits and other borrowings	580,290	-	576,293	3,819	580,112
Other financial liabilities	43,863	-	43,863	-	43,863
Debt issues ¹	123,265	-	123,826	743	124,569
Loan capital ¹	29,067	-	30,147	-	30,147
Liabilities held for sale	28	-	28	-	28
Total financial liabilities not measured at fair value	778,881	2,368	774,157	4,562	781,087
2020					
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	30,129	30,129	-	-	30,129
Collateral paid	4,778	4,778	-	-	4,778
Investment securities	984	-	424	560	984
Loans	692,498	-	-	694,264	694,264
Other financial assets	5,474	-	5,474	-	5,474
Total financial assets not measured at fair value	733,863	34,907	5,898	694,824	735,629
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	2,250	2,250	-	-	2,250
Deposits and other borrowings	555,367	-	552,192	3,429	555,621
Other financial liabilities	36,276	-	36,276	-	36,276
Debt issues ¹	144,992	-	144,660	1,742	146,402
Loan capital ¹	23,949	-	23,934	-	23,934
Total financial liabilities not measured at fair value	762,834	2,250	757,062	5,171	764,483

1. The estimated fair values of debt issues and loan capital include the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.

Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity \$m	Carrying amount	Estimated fair value			
		Level 1	Level 2	Level 3	Total
2021					
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	62,754	62,754	-	-	62,754
Collateral paid	4,055	4,055	-	-	4,055
Investment securities	49	-	2	47	49
Loans	618,322	-	-	619,061	619,061
Due from subsidiaries ¹	162,794	-	123,364	34,525	157,689
Other financial assets	5,486	-	5,486	-	5,486
Assets held for sale	1,015	-	-	1,015	1,015
Total financial assets not measured at fair value	854,475	66,809	128,652	654,648	850,109
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	2,189	2,189	-	-	2,189
Deposits and other borrowings	506,815	-	505,367	1,241	506,608
Other financial liabilities	41,370	-	41,370	-	41,370
Debt issues ²	105,546	-	106,713	-	106,713
Due to subsidiaries	177,949	-	7,569	170,380	177,949
Loan capital ²	29,067	-	30,147	-	30,147
Liabilities held for sale	3	-	3	-	3
Total financial liabilities not measured at fair value	862,939	2,189	691,169	171,621	864,979
2020					
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	25,436	25,436	-	-	25,436
Collateral paid	4,641	4,641	-	-	4,641
Investment securities	3	-	3	-	3
Loans	607,263	-	-	608,602	608,602
Due from subsidiaries ¹	169,139	-	126,623	43,669	170,292
Other financial assets	4,745	-	4,745	-	4,745
Total financial assets not measured at fair value	811,227	30,077	131,371	652,271	813,719
Financial liabilities not measured at fair value					
Collateral received	1,862	1,862	-	-	1,862
Deposits and other borrowings	488,622	-	487,452	1,292	488,744
Other financial liabilities	35,507	-	35,507	-	35,507
Debt issues ²	124,680	-	125,896	-	125,896
Due to subsidiaries	186,024	-	6,805	179,219	186,024
Loan capital ²	23,949	-	23,934	-	23,934
Total financial liabilities not measured at fair value	860,644	1,862	679,594	180,511	861,967

1. Due from subsidiaries excluded \$11.389 million (2020: \$11.177 million) of long-term debt instruments with equity-like characteristics which are part of the total investment in subsidiaries.
2. The estimated fair values of debt issues and loan capital include the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.

Notes to the financial statements

Note 23. Offsetting financial assets and financial liabilities

Accounting policy

Financial assets and liabilities are presented net in the balance sheet when the Group has a legally enforceable right to offset them in all circumstances and there is an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously. The gross assets and liabilities behind the net amounts reported in the balance sheet are disclosed in the following tables.

Some of the Group's offsetting arrangements are not enforceable in all circumstances. The amounts in the tables below may not tie back to the balance sheet if there are balances which are not subject to offsetting or enforceable netting arrangements. The amounts presented in this note do not represent the credit risk exposure of the Group or Parent Entity. Refer to Note 21.2 for information on credit risk management. The offsetting and collateral arrangements and other credit risk mitigation strategies used by the Group are further explained in the 'Management of risk mitigation' section of Note 21.2.2.

Consolidated \$m	Amounts subject to enforceable netting arrangements						
	Effects of offsetting in the balance sheet			Amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset			
	Gross amounts	Amounts offset	Net amounts reported in the balance sheet	Other recognised financial instruments	Cash collateral ^{1,2}	Financial instrument collateral	Net amount
2021							
Assets							
Collateral paid ³	4,806	(4,787)	19	-	-	(3)	16
Derivative financial instruments ⁴	45,409	(28,340)	17,069	(11,326)	(2,357)	(6)	3,380
Reverse repurchase agreements ⁵	2,937	-	2,937	-	(13)	(2,916)	8
Loans ⁶	29,827	(29,772)	55	-	-	-	55
Total assets	82,979	(62,899)	20,080	(11,326)	(2,370)	(2,925)	3,459
Liabilities							
Collateral received	2,763	(2,757)	6	-	-	-	6
Derivative financial instruments ⁴	46,742	(30,370)	16,372	(11,328)	(3,895)	(1,149)	-
Repurchase agreements ⁷	35,899	-	35,899	-	(15)	(35,884)	-
Deposits and other borrowings ⁶	51,236	(29,772)	21,464	-	-	-	21,464
Total liabilities	136,640	(62,899)	73,741	(11,328)	(3,910)	(37,033)	21,470
2020							
Assets							
Collateral paid ³	10,068	(10,032)	36	-	-	(16)	20
Derivative financial instruments ⁴	61,171	(39,968)	21,203	(14,719)	(2,247)	(16)	4,221
Reverse repurchase agreements ⁵	20,401	-	20,401	-	(5)	(20,396)	-
Loans ⁶	23,301	(23,266)	35	-	-	-	35
Total assets	114,941	(73,266)	41,675	(14,719)	(2,252)	(20,428)	4,276
Liabilities							
Collateral received	5,516	(5,501)	15	-	-	-	15
Derivative financial instruments ⁴	66,344	(44,499)	21,845	(14,719)	(4,426)	(1,693)	807
Repurchase agreements ⁷	27,763	-	27,763	-	(98)	(27,665)	-
Deposits and other borrowings ⁶	43,999	(23,266)	20,733	-	-	-	20,733
Total liabilities	143,422	(73,266)	70,156	(14,719)	(4,524)	(29,358)	21,555

- \$2,368 million (2020: \$2,250 million) of cash collateral on derivative financial assets and reverse repurchase agreements, is disclosed as collateral received in the balance sheet. The remainder is included in term deposits recognised in deposits and other borrowings within Note 16.
- \$3,910 million (2020: \$4,524 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial liabilities and repurchase agreements, forms part of collateral paid as disclosed in the balance sheet. The remainder of collateral paid, as disclosed in the balance sheet, consists of \$3 million (2020: \$16 million) in stock borrowing arrangements and \$319 million (2020: \$238 million) in futures margin that does not form part of this column.
- Gross amounts consist of variation margin held directly with central clearing counterparties and stock borrowing arrangements. Where variation margin is receivable it is reported as part of collateral paid. Where variation margin is payable it is reported as part of collateral received. Amounts offset relate to variation margin.
- \$2,284 million (2020: \$2,164 million) of derivative financial assets and \$1,687 million (2020: \$1,409 million) of derivative financial liabilities are not subject to enforceable netting arrangements.
- Reverse repurchase agreements form part of trading securities and financial assets measured at FVIF in Note 10.
- Gross amounts consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 12 and part of deposits and other borrowings at amortised cost in Note 16.
- Repurchase agreements form part of other financial liabilities in Note 17.

Notes to the financial statements

Note 23. Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity \$m	Amounts subject to enforceable netting arrangements						Net amount
	Effects of offsetting in the balance sheet			Amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset			
	Gross amounts	Amounts offset	Net amounts reported in the balance sheet	Other recognised financial instruments	Cash collateral ^{1,2}	Financial instrument collateral	
2021							
Assets							
Collateral paid ³	4,806	(4,787)	19	-	-	(3)	16
Derivative financial instruments ⁴	45,198	(28,340)	16,858	(11,294)	(2,178)	(6)	3,380
Reverse repurchase agreements ⁵	2,763	-	2,763	-	(13)	(2,744)	6
Loans ⁶	29,827	(29,772)	55	-	-	-	55
Total assets	82,594	(62,899)	19,695	(11,294)	(2,191)	(2,753)	3,457
Liabilities							
Collateral received	2,763	(2,757)	6	-	-	-	6
Derivative financial instruments ⁴	46,572	(30,370)	16,202	(11,294)	(3,718)	(1190)	-
Repurchase agreements ⁷	33,346	-	33,346	-	(15)	(33,331)	-
Deposits and other borrowings ⁶	51,236	(29,772)	21,464	-	-	-	21,464
Total liabilities	133,917	(62,899)	71,018	(11,294)	(3,733)	(34,521)	21,470
2020							
Assets							
Collateral paid ³	10,068	(10,032)	36	-	-	(16)	20
Derivative financial instruments ⁴	60,616	(39,968)	20,648	(14,586)	(1,859)	(16)	4,187
Reverse repurchase agreements ⁵	20,401	-	20,401	-	(5)	(20,396)	-
Loans ⁶	23,301	(23,266)	35	-	-	-	35
Total assets	114,386	(73,266)	41,120	(14,586)	(1,864)	(20,428)	4,242
Liabilities							
Collateral received	5,516	(5,501)	15	-	-	-	15
Derivative financial instruments ⁴	65,874	(44,499)	21,375	(14,586)	(4,289)	(1,693)	807
Repurchase agreements ⁷	27,763	-	27,763	-	(98)	(27,665)	-
Deposits and other borrowings ⁶	43,999	(23,266)	20,733	-	-	-	20,733
Total liabilities	143,152	(73,266)	69,886	(14,586)	(4,387)	(29,358)	21,555

1. \$2,109 million (2020: \$1,862 million) of cash collateral on derivative financial assets and reverse repurchase agreements, is disclosed as collateral received in the balance sheet. The remainder is included in term deposits recognised in deposits and other borrowings within Note 16.

2. \$3,733 million (2020: \$4,387 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial liabilities and repurchase agreements, forms part of collateral paid as disclosed in the balance sheet. The remainder of collateral paid, as disclosed in the balance sheet, consists of \$3 million (2020: \$16 million) in stock borrowing arrangements and \$319 million (2020: \$238 million) on futures margin that does not form part of this column.

3. Gross amounts consist of variation margin held directly with central clearing counterparties and stock borrowing arrangements. Where variation margin is receivable it is reported as part of collateral paid. Where variation margin is payable it is reported as part of collateral received. Amounts offset relate to variation margin.

4. \$2,269 million (2020: \$2,146 million) of derivative financial assets and \$1,687 million (2020: \$1,404 million) of derivative financial liabilities are not subject to enforceable netting arrangements.

5. Reverse repurchase agreements form part of trading securities and financial assets measured at FV15 in Note 10.

6. Gross amounts consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 12 and part of deposits and other borrowings at amortised cost in Note 16.

7. Repurchase agreements form part of other financial liabilities in Note 17.

Notes to the financial statements

Note 23. Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

Other recognised financial instruments

These financial assets and liabilities are subject to master netting agreements which are not enforceable in all circumstances, so they are recognised gross in the balance sheet. The offsetting rights of the master netting arrangements can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

Cash collateral and financial instrument collateral

These amounts are received or pledged under master netting arrangements against the gross amounts of assets and liabilities. Financial instrument collateral typically comprises securities which can be readily liquidated in the event of counterparty default. The offsetting rights of the master netting arrangement can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

Note 24. Securitisation, covered bonds and other transferred assets

The Group enters into transactions in the normal course of business by which financial assets are transferred to counterparties or structured entities. Depending on the circumstances, these transfers may result in derecognition of the assets in their entirety, partial derecognition or no derecognition of the assets subject to the transfer. For the Group's accounting policy on derecognition of financial assets refer to the notes to the financial statements section before Note 10 titled 'Financial assets and financial liabilities'.

Securitisation

Securitisation is the transferring of assets (or an interest in either the assets or the cash flows arising from the assets) to a structured entity which then issues the majority of interest bearing debt securities to third party investors for funding deals and to Westpac for liquidity deals.

Securitisation of its own assets is used by Westpac as a funding and liquidity tool.

For securitisation structured entities which Westpac controls, as defined in Note 31, the structured entities are classified as subsidiaries and consolidated. When assessing whether Westpac controls a structured entity, it considers its exposure to and ability to affect variable returns. Westpac may have variable returns from a structured entity through ongoing exposures to the risks and rewards associated with the assets, the provision of derivatives, liquidity facilities, trust management and operational services.

Undrawn funding and liquidity facilities of \$435 million (2020: \$492 million) were provided by Westpac for the securitisation of its own assets.

Covered bonds

The Group has two covered bond programs relating to Australian residential mortgages (Australian Program) and New Zealand residential mortgages (New Zealand Program). Under these programs, selected pools of residential mortgages are assigned to bankruptcy remote structured entities which provide guarantees on the payments to bondholders. Through the guarantees and derivatives with the structured entities, Westpac has variable returns from these structured entities and consolidates them.

Repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised in the balance sheet in their original category (i.e. Trading securities or Investment securities).

The cash consideration received is recognised as a liability (Repurchase agreements). Refer to Note 17 for further details.

Notes to the financial statements

Note 24. Securitisation, covered bonds and other transferred assets (continued)

The following tables present Westpac's assets transferred and their associated liabilities.

\$m	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities	For those liabilities that only have recourse to the transferred assets:		
			Fair value of transferred assets	Fair value of associated liabilities	Net fair value position
Consolidated					
2021					
Securitisation ¹	5,016	5,000	5,035	5,044	(9)
Covered bonds ²	35,287	31,374	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	52,213	35,899	n/a	n/a	n/a
Total	92,516	72,273	5,035	5,044	(9)
2020					
Securitisation ¹	8,029	8,000	8,072	7,994	78
Covered bonds ²	43,654	36,051	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	36,727	27,763	n/a	n/a	n/a
Total	88,410	71,814	8,072	7,994	78
Parent Entity					
2021					
Securitisation ¹	142,724	142,172	142,891	148,574	(5,683)
Covered bonds ²	28,309	27,234	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	49,262	33,346	n/a	n/a	n/a
Total	220,095	202,752	142,891	148,574	(5,683)
2020					
Securitisation ¹	141,660	141,000	141,991	138,870	3,121
Covered bonds ²	36,689	31,926	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	36,727	27,763	n/a	n/a	n/a
Total	215,076	200,689	141,991	138,870	3,121

1. The carrying amount of assets securitised exceeds the amount of notes issued primarily because the carrying amount includes both principal and income received from the transferred assets.
2. The difference between the carrying values of covered bonds and the assets pledged reflects the over-collateralisation required to maintain the ratings of the covered bonds and also additional assets to allow immediate issuance of additional covered bonds if required. These additional assets can be repurchased by Westpac at its discretion, subject to the conditions set out in the transaction documents.

Notes to the financial statements

INTANGIBLE ASSETS, PROVISIONS, COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Note 25. Intangible assets

Accounting policy

Indefinite life intangible assets

Goodwill

Goodwill acquired in a business combination is initially measured at cost, generally being the excess of:

(i) the consideration paid; over

(ii) the net fair value of the identifiable assets, liabilities and contingent liabilities acquired.

Subsequently, goodwill is not amortised but rather tested for impairment. Impairment is tested at least annually or whenever there is an indication of impairment. An impairment charge is recognised when a cash generating unit's (CGU) carrying value exceeds its recoverable amount. Recoverable amount means the higher of the CGU's fair value less costs to sell and its value-in-use.

The Group's CGUs represent the smallest identifiable group of assets that generate cash inflows that are largely independent of the cash inflows from other assets or groups of assets. They reflect the level at which the Group monitors and manages its operations.

Brand names

Brand names acquired in a business combination including St.George, BT, BankSA and RAMS, are recognised at cost. Subsequently brand names are not amortised but tested for impairment at least annually or whenever there is an indication of impairment.

Finite life intangible assets

Finite life intangibles, such as computer software, are recognised initially at cost and subsequently at amortised cost less any impairment.

Intangible	Useful life	Depreciation method
Goodwill	Indefinite	Not applicable
Brand names	Indefinite	Not applicable
Computer software	3 to 10 years	Straight-line or the diminishing balance method (using the Sum of the Years Digits)

Critical accounting assumptions and estimates

Judgement is required in determining the fair value of assets and liabilities acquired in a business combination. A different assessment of fair values would have resulted in a different goodwill balance and different post-acquisition performance of the acquired entity.

When assessing impairment of intangible assets, significant judgement is needed to determine the appropriate cash flows and discount rates to be applied to the calculations. The significant assumptions applied to the value-in-use calculations are outlined below.

Notes to the financial statements

Note 25. Intangible assets (continued)

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Goodwill				
Balance as at beginning of year	8,397	8,895	6,728	6,844
Disposals (refer to Note 36)	(243)	-	-	-
Impairment	(571)	(498)	(487)	(116)
Other adjustments	36	-	-	-
Balance as at end of year	7,599	8,397	6,241	6,728
Computer software				
Balance as at beginning of year	2,430	2,365	2,266	2,207
Additions	740	1,035	638	955
Impairment ¹	(485)	(171)	(475)	(165)
Amortisation	(755)	(799)	(696)	(731)
Other adjustments ²	(90)	-	(80)	-
Balance as at end of year	1,840	2,430	1,653	2,266
Cost	7,770	7,370	6,681	6,372
Accumulated amortisation and impairment	(5,930)	(4,940)	(5,028)	(4,106)
Carrying amount	1,840	2,430	1,653	2,266
Brand names	670	670	636	636
Total intangible assets	10,109	11,497	8,530	9,630
Goodwill has been allocated to the following CGUs ³ :				
Consumer	3,359	3,359	3,144	3,144
Business	3,205	3,205	3,022	3,022
Westpac Institutional Bank	-	487	-	487
New Zealand	504	488	-	-
Specialist Businesses	531	858	75	75
Total goodwill	7,599	8,397	6,241	6,728

In addition, brand names of \$670 million for the Group have been allocated as \$382 million to Consumer, \$286 million to Business and \$2 million to Specialist Businesses as at 30 September 2021 and 30 September 2020. Brand names of \$636 million for the Parent Entity have been allocated as \$350 million to Consumer and \$286 million to Business as at 30 September 2021 and 30 September 2020.

1. Includes impairment of \$380 million for the Group and Parent Entity from the WIB CGU (\$344 million as a result of the annual impairment test).
2. Includes the impact of a change in accounting policy in 2021 with respect to the treatment of configuring or customising SaaS arrangements amounting to \$94 million for the Group and \$80 million for the Parent Entity (refer to Note 1).
3. The Specialist Businesses segment comprises individual CGUs (Superannuation, Platforms, Investments) to which goodwill has been allocated. The carrying amount of goodwill allocated to these individual CGUs is not significant compared to total Group goodwill.

Notes to the financial statements

Note 25. Intangible assets (continued)

Impairment testing and results

Impairment testing is performed at least once a year, or whenever there is an indication of impairment, by comparing the recoverable amount of each CGU with the carrying amount. The primary test for the recoverable amount is determined based on value-in-use which refers to the present value of expected cash flows under its current use. Fair value less costs to sell was also considered for those CGUs where value-in-use was lower than carrying value. In these cases, there was no change to the result of the impairment test.

In the current year, as a result of the annual impairment test, the Group recognised impairment of intangible assets of \$831 million for the Group and the Parent Entity from the Westpac Institutional Bank (WIB) CGU (\$487 million of goodwill and \$344 million of computer software)¹. In addition, goodwill of \$84 million (\$nil for Parent Entity) allocated to the Lenders Mortgage Insurance CGU was written down as impaired on reclassification of the business to held for sale (refer to Note 37). No goodwill remains for these CGUs.

The impairment of the WIB CGU resulted from a combination of factors which have impacted earnings, including reducing risk in the division through the exit of the energy trading business, consolidating Asian operations and reducing correspondent banking relationships. At the same time, medium term expectations of a prolonged low interest rate environment, subdued financial markets income and elevated compliance expenses have impacted WIB's earnings outlook. WIB's forecasts are also highly responsive to changes in assumptions particularly with respect to credit losses, capital retention requirements and interest rates. To address the uncertainty resulting from these assumptions, a range of probability weighted scenarios were used to calculate the recoverable amount.

Significant assumptions used in recoverable amount calculations

The assumptions made for goodwill impairment testing for each relevant significant CGU are provided in the following table and are based on past experience and management's expectations for the future. In the current year and given the present economic environment, the Group has reassessed these assumptions and revised them where necessary in order to provide a reasonable estimate of the value-in-use of the CGUs and Group.

	Discount rate		Cash flows	
	Post-tax rate/Pre-tax rate		Forecast period/terminal growth rate	
	2021	2020	2021	2020
Westpac Institutional Bank	10.4% / 13.8%	11.0% / 14.4%	5 years / 1.8%	5 years / 2%
New Zealand	9% / 12.2%	11.0% / 14.5%	3 years / 2%	3 years / 2%
All other significant CGUs	9% / 12.5%	11.0% / 15-15.2%	3 years / 2%	3 years / 2%

For CGUs other than WIB, the Group discounts the projected cash flows by its adjusted pre-tax equity rate. For WIB, a probability weighted discount rate was used (based on the Group's pre-tax equity rate and using a range of reasonable additional risk premiums to reflect the inherent risk of the underlying cash flows).

The cash flows used are based on management approved forecasts. These forecasts utilise information about current and future economic conditions, observable historical information and management expectations of future business performance. The terminal value growth rate represents the growth rate applied to extrapolate cash flows beyond the forecast period and reflects the lower end of the RBA's target long-term inflation rate band.

For all CGUs other than WIB, the recoverability of goodwill is not reliant on any one particular assumption. There are no reasonably possible changes in assumptions for any significant CGU that would result in an indication of impairment or have a material impact on the Group's reported results.

1. \$325 million of other assets in the WIB CGU (included in Property and equipment, and Other assets) were also written down as impaired as a result of the annual impairment test.

Notes to the financial statements

Note 26. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments

Accounting policy

Provisions

Provisions are recognised for present obligations arising from past events where a payment (or other economic transfer) is likely to be necessary to settle the obligation and can be reliably estimated.

Employee benefits - long service leave provision

Long service leave is granted to certain employees in Australia and New Zealand. The provision is calculated based on the expected payments. When payments are expected to be more than one year in the future, the payments factor in expected employee service periods and average salary increases are then discounted.

Employee benefits - annual leave and other employee benefits provision

The provision for annual leave and other employee benefits (including wages and salaries, inclusive of non-monetary benefits, and any associated on-costs (e.g. payroll tax)) is calculated based on expected payments.

Provision for ECL on credit commitments

The Group is committed to provide facilities and guarantees as explained below. If it is probable that a facility will be drawn and the resulting asset will be less than the drawn amount then a provision for impairment is recognised. The provision for ECL is calculated using the methodology described in Note 13.

Compliance, Regulation and Remediation provisions

The compliance, regulation and remediation provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to our customers identified both as a result of regulatory action and internal reviews. An assessment of the likely cost of these matters to the Group (including applicable customer refunds) is made on a case-by-case basis and specific provisions are made where appropriate.

Contingent liabilities

Contingent liabilities are possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events, and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised in the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resources is remote.

Undrawn credit commitments

The Group enters into various arrangements with customers which are only recognised in the balance sheet when called upon. These arrangements include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities.

Contingent assets

Contingent assets are possible assets whose existence will be confirmed only by uncertain future events. Contingent assets are not recognised in the balance sheet but are disclosed if an inflow of economic benefits is probable.

Critical accounting assumptions and estimates

The financial reporting of provisions for litigation and non-lending losses and for compliance, regulation and remediation matters involves a significant degree of judgement in relation to identifying whether a present obligation exists and also in estimating the probability, timing, nature and quantum of the outflows that may arise from past events. These judgements are made based on the specific facts and circumstances relating to individual events. Specific judgements in respect of material items are included in the discussion below.

Provisions carried for long service leave are supported by an independent actuarial report.

Notes to the financial statements

Note 26. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Provisions

\$m	Long service leave	Annual leave and other employee benefits	Litigation and non-lending losses	Provision for ECL on credit commitments	Lease restoration obligations	Restructuring and other provisions	Compliance, regulation and remediation provisions	Total
Consolidated								
Balance as at 30 September 2020	511	596	1,371	530	208	176	1,895	5,287
Additions	92	986	155	-	4	371	889	2,497
Utilisation	(42)	(743)	(1,377)	-	(11)	(121)	(1,308)	(3,602)
Reversal of unutilised provisions	(22)	(25)	(27)	(127)	-	(50)	(336)	(567)
Transferred to purchaser on settlement of assets and liabilities held for sale	(7)	-	(4)	-	-	-	(4)	(9)
Balances reclassified to liabilities held for sale (Note 37)	(7)	(11)	(1)	(2)	-	-	(14)	(35)
Balance as at 30 September 2021	531	803	117	401	201	376	1,142	3,571
Parent Entity								
Balance as at 30 September 2020	482	540	1,343	479	179	142	1,818	4,983
Additions	92	936	150	-	2	363	716	2,259
Utilisation	(40)	(711)	(1,364)	-	(9)	(103)	(1,257)	(3,484)
Reversal of unutilised provisions	(22)	(25)	(15)	(125)	-	(29)	(281)	(497)
Balances reclassified to liabilities held for sale (Note 37)	(4)	(1)	-	(2)	-	-	-	(7)
Balance as at 30 September 2021	508	739	114	352	172	373	996	3,254

Legislative liabilities

The Group had the following assessed liabilities as at 30 September 2021:

- \$22 million (2020: \$22 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1987* and the *Workplace Injury Management and Workers' Compensation Act 1998* (New South Wales);
- \$7 million (2020: \$7 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Accident Compensation Act 1995* (Victoria);
- \$7 million (2020: \$6 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1986* (South Australia);
- \$1 million (2020: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Rehabilitation Act 2003* (Queensland);
- \$nil (2020: \$nil) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1951* (Australian Capital Territory);
- \$nil (2020: \$nil) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Return to Work Act 1986* (Northern Territory);
- \$1 million (2020: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Injury Management Act 1981* (Western Australia); and
- \$1 million (2020: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1988* (Tasmania).

Adequate provision has been made for these liabilities in the provision for annual leave and other employee benefits above.

Notes to the financial statements

Note 26. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Provisions

Litigation and non-lending loss provisions

At 30 September 2020 the Group held a provision for penalties in relation to the AUSTRAC civil proceedings of \$1,300 million. This penalty has subsequently been paid.

Compliance, regulation and remediation provisions

Provisions for 2021 in respect of compliance, regulation and remediation include estimates of:

- customer refunds associated with matters of potential historical misconduct;
- costs of completing remediation programs; and
- potential non-lending losses and costs connected with certain litigation and regulatory investigations.

The provisions held include estimated customer refunds and program costs associated with the following major customer remediation programs:

- certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners; and
- certain ongoing advice service fees charged by authorised representatives of the Group's wholly owned subsidiaries Securitor Financial Group Limited and Magnitude Group Pty Ltd.

During the year, significant progress has been made towards finalising a number of the Group's major remediation programs, including those noted above relating to ongoing advice services. Given the progress made, the degree of estimation uncertainty inherent in these major remediation provisions has reduced significantly.

It is possible that the final outcome could be below or above the provision, if the actual outcome differs from the assumptions used in estimating the provision. Remediation processes may change over time as further facts emerge and such changes could result in a change to the final exposure.

Certain litigation and regulatory investigations

At 30 September 2021, the Group held provisions in respect of potential non-lending losses and costs connected with certain litigation and regulatory investigations including:

- ASIC proceedings in the Federal Court of Australia against Westpac in relation to the sale of consumer credit insurance (CCI) products to customers;
- a class action against BTFM and WLIS in the Federal Court of Australia in relation to aspects of BTFM's BT Super for Life former cash investment option;
- ASIC's investigation into the continued charging of advice service fees to customer accounts following the death of the relevant account holder;
- ASIC's investigation into the sale and assignment of credit card and flexi loan debts to third party debt purchasers;
- ASIC's investigation into Westpac's systems and processes in relation to accounts held by deregistered companies and Westpac's approach to rectification and remediation of the relevant issues;
- ASIC's investigation into the adequacy of disclosure of contributions fees charged for certain of our products and services;
- ASIC's investigation into the provision of home and contents insurance, including where some customers received duplicate policies or were issued policies without their consent; and
- ASIC's investigation into arrangements concerning the provision of insurance to some superannuation customers (including the charging of adviser insurance commissions in superannuation).

Westpac is working with ASIC to accelerate the closure of the investigations described above, which is expected to involve Court proceedings.

Provisions for these matters have been recognised in circumstances where there remains considerable uncertainty as to the expenses that may be associated with each matter and, in particular, the approach a Court may take in assessing any appropriate penalties or damages. This includes where the parties may agree a proposed penalty or settlement amount and submit it to the Court on an agreed basis (which the Court would have regard to but not be obliged to accept). The actual aggregate expense to Westpac associated with either the agreed or court determined resolution of the matters may be materially higher or lower than the provision.

Restructuring provisions

The Group carries restructuring provisions in relation to changes in business restructures primarily for separation and redundancy costs. The primary increase in the current year relates to business sales entered into or completed during the year. Refer to Note 37 for further details.

Notes to the financial statements

Note 26. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Lease restoration obligations

The addition to the lease restoration provision reflects a reassessment of the cost of making good leasehold premises at the end of the Group's property leases. The increase in the expected make-good cost has been treated as an addition to the right-of-use asset and is being depreciated over the remaining life of those assets.

Contingent liabilities

Contingent liabilities are possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised on the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resource is remote.

Regulatory investigations, reviews and inquiries

Regulators, statutory authorities and other bodies routinely conduct investigations, reviews and inquiries involving the financial services sector, both in Australia and overseas. These regulatory actions may consider a range of subject matters, and in Australia, a number of regulatory investigations and reviews are currently considering potential misconduct in relation to credit and financial services. Matters the subject of regulatory reviews are also assessed for their impact on customers, with customer remediation undertaken where appropriate in accordance with our Westpac Group Customer Remediation Policy.

Domestic regulators such as ASIC, APRA, ACCC, AUSTRAC, the OAIC, the ATO and the Fair Work Ombudsman, as well as certain international regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, Financial Markets Authority and Commerce Commission in New Zealand and Hong Kong Monetary Authority are currently conducting investigations covering a range of matters involving the Group, that may include potential civil and criminal contraventions.

These include:

- investigations by the OAIC in relation to certain practices and systems for compliance with the *Privacy Act 1988* (Cth);
- the provision of superannuation (including the adequacy of arrangements for the provision of written reasons to complainants about the payment of death benefits, insurance in superannuation and compliance with the *Superannuation Industry (Supervision) Act 1993* in connection with MySuper investment performance); and
- other areas such as: risk governance; RBNZ liquidity policy and associated risk culture; credit portfolio management; prudential standards compliance; and anti-money laundering and counter-terrorism financing processes and procedures.

It is uncertain what (if any) actions will result following the conclusion of the investigations set out above. No provisions have yet been made in relation to any financial penalty that might arise in the event proceedings are pursued in relation to the matters outlined above, as any potential future liability of that kind cannot be reliably estimated at this time.

These investigations may result (or have resulted) in litigation (including class action proceedings and criminal proceedings), significant fines and penalties, infringement notices, enforceable undertakings, referral to the relevant Commonwealth or State Director of Public Prosecutions for consideration for criminal prosecution, imposition of capital or liquidity requirements, licence revocation or variation, or other action being taken by regulators or other parties. Given the size of Westpac, these investigations have in some instances resulted, and could in the future result, in findings of a significant number of breaches of obligations. This in turn could lead to significant financial and other penalties.

Litigation

There are ongoing Court proceedings, claims and possible claims for and against the Group. Contingent liabilities exist in respect of actual and potential claims and proceedings, including those listed below. An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated, including in relation to those listed below. No provision has been recognised for potential losses that may arise in relation to the matters below because liability is not certain and cannot be reliably estimated.

Regulatory litigation

- On 5 May 2021, ASIC filed civil proceedings against Westpac alleging that it had engaged in insider trading and unconscionable conduct, and had failed to comply with its Australian Financial Services Licence obligations. The allegations relate to interest rate hedging activity during the course of Westpac's involvement in the 2016 Ausgrid privatisation transaction. Westpac has filed its Response to ASIC's Concise Statement.

Notes to the financial statements

Note 26. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Class actions

- Westpac is defending a class action proceeding which was commenced in December 2019 in the Federal Court of Australia on behalf of certain investors who acquired an interest in Westpac securities between 16 December 2013 and 19 November 2019. The proceeding involves allegations relating to market disclosure issues connected to Westpac's monitoring of financial crime over the relevant period and matters which were the subject of the recent AUSTRAC proceedings. The damages sought are unspecified. However, given the time period in question and the nature of the claims, it is likely that any alleged damages will be significant.
- On 28 February 2020, a class action was commenced against Westpac, Westpac General Insurance Limited and WLIS in the Federal Court of Australia in relation to Westpac's sale of CCI. The claim follows other industry class actions. It is alleged that the three entities failed to adhere to a number of obligations in selling CCI in conjunction with credit cards, personal loans and flexi loans. The damages sought are unspecified. The three entities are defending the proceedings.
- On 16 July 2020, a class action was commenced against Westpac and St.George Finance Limited (SGF) in the Supreme Court of Victoria in relation to flex commissions paid to auto dealers from 1 March 2013 to 31 October 2018. This proceeding is one of two class actions commenced against a number of lenders in the auto finance industry. It is alleged that Westpac and SGF are liable for the unfair conduct of dealers acting as credit representatives and engaged in misleading or deceptive conduct. The damages sought are unspecified. Westpac and SGF are defending the proceedings. Another law firm publicly announced in July 2020 that it is preparing to commence a class action against Westpac entities for similar conduct. Westpac has not been served with a claim from that law firm on flex commissions. Westpac has not paid flex commissions since 1 November 2018 following an industry-wide ban issued by ASIC.

Westpac is aware from media reports and other publicly available material that other class actions against Westpac entities are being investigated. In July 2020, a law firm publicly stated that it intends to commence a class action against BTM alleging that since 2014, BTM did not act in the best interests of members of certain superannuation funds when obtaining group insurance policies. In August 2020, another law firm announced that it is investigating claims on behalf of persons who in the past six years acquired, renewed or continued to hold a financial product (including life insurance) on the advice or recommendation of a financial adviser from Magnitude Group, Securitiser Financial Group or Westpac. Westpac has not been served with a claim in relation to either of these matters and has no further information about the proposed claims beyond the public statements issued by the law firms involved.

Exposures relating to divested businesses

The Group has potential exposures relating to warranties, indemnities and other commitments it has provided to other parties in connection with various divestments of businesses and assets and other transactions. The warranties, indemnities and other commitments cover a range of matters and risks, including certain compliance, regulatory investigations and litigation matters outlined in this Note 26.

Internal reviews and remediation

As in prior periods, Westpac is continuing to undertake a number of reviews to identify and resolve issues that have the potential to impact our customers, employees, other relevant stakeholders and reputation. These internal reviews continue to identify a number of issues in respect of which we are taking steps or will take steps to put things right so that our customers and employees (as applicable) are not disadvantaged from certain past practices, including making compensation/remediation payments and providing refunds where identified. These issues include, among other things, compliance with lending obligations (including responsible lending), payroll processes, regulatory reporting, compliance with client monies requirements and impacts from inadequate product governance including the way some product terms and conditions are operationalised.

The Group's APRA regulated insurer WLIS is reviewing premium increases on certain life insurance products following a number of customer complaints. This review relates to Product Disclosure Statements for life insurance products issued in the years 2010 to 2017. This is a complex review where the outcomes are currently uncertain. As such, there is a risk that customer remediation may be required in the future in relation to prior premium increases. The review will also consider the premium increases that can and should be made in the future, and there is a risk that the outcomes of the review could impact the financial and/or capital position of WLIS.

In addition, our New Zealand business is reviewing its processes for some products relating to the requirements of the New Zealand *Credit Contracts and Consumer Finance Act 2003*. The outcome of this complex review is uncertain and could result in customer remediation, regulatory action and litigation.

By undertaking these reviews, we can also improve our processes and controls. An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated. Contingent liabilities may exist in respect of actual or potential claims or proceedings (which could be brought by customers, regulators or criminal prosecutors), compensation/remediation payments and/or refunds identified as part of these reviews.

Notes to the financial statements

Note 26. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Australian Financial Complaints Authority

Contingent liabilities may also exist in relation to customer complaints brought before the Australian Financial Complaints Authority (AFCA). AFCA has the power to make determinations about complaints and can award compensation up to certain thresholds. AFCA has a broader jurisdiction than previous dispute resolution bodies which it has replaced.

Financial Claims Scheme

Under the Financial Claims Scheme (FCS), the Australian Government provides depositors a free guarantee of deposits in eligible ADIs up to and including \$250,000. The FCS applies to an eligible ADI if APRA has applied for the winding up of the ADI and the responsible Australian Government minister has declared that the FCS applies to the ADI.

The *Financial Claims Scheme (ADIs) Levy Act 2008* (Cth) provides for the imposition of a levy to fund the excess of certain APRA FCS costs connected to an ADI, including payments by APRA to deposit holders in a failed ADI. The levy would be imposed on liabilities of eligible ADIs to their depositors and cannot be more than 0.5% of the amount of these liabilities. A contingent liability may exist in respect of any levy imposed under the FCS.

Contingent tax risk

Tax and regulatory authorities in Australia and in other jurisdictions are reviewing the taxation treatment of certain transactions (both historical and present-day transactions) undertaken by the Group in the course of normal business activities and the claiming of tax incentives and indirect taxes such as GST. The Group also responds to various notices and requests for information it receives from tax and regulatory authorities.

These reviews, notices and requests may result in additional tax liabilities (including interest and penalties).

The Group has assessed these and other taxation claims arising in Australia and elsewhere, including seeking independent advice.

Settlement risk

The Group is subject to a credit risk exposure in the event that another counterparty fails to settle for its payments clearing activities (including foreign exchange). The Group seeks to minimise credit risk arising from settlement risk in the payments system by aligning our processing method with the legal certainty of settlement in the relevant clearing mechanism.

Parent Entity guarantees and undertakings

The Parent Entity makes the following guarantees and undertakings to subsidiaries:

- letters of comfort for certain subsidiaries which recognise that Westpac has a responsibility that those subsidiaries continue to meet their obligations; and
- guarantees to certain wholly owned subsidiaries which are Australian financial services or credit licensees to comply with legislative requirements. All but two guarantees are capped at \$20 million per year (with an automatic reinstatement for another \$20 million) and two specific guarantees are capped at \$2 million (with an automatic reinstatement for another \$2 million).

Notes to the financial statements

Note 26. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Undrawn credit commitments

The Group enters into various arrangements with customers which are only recognised in the balance sheet when called upon. These arrangements include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities.

They expose the Group to liquidity risk when called upon and also to credit risk if the customer fails to repay the amounts owed at the due date. The maximum exposure to credit loss is the contractual or notional amount of the instruments. Some of the arrangements can be cancelled by the Group at any time and a significant portion is expected to expire without being drawn. The actual liquidity and credit risk exposure varies in line with amounts drawn and may be less than the amounts disclosed.

The Group uses the same credit policies when entering into these arrangements as it does for on-balance sheet instruments. Refer to Note 21 for further details of liquidity risk and credit risk management.

Undrawn credit commitments excluding derivatives are as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Undrawn credit commitments				
Letters of credit and guarantees ¹	11,323	12,610	10,796	12,069
Commitments to extend credit ²	188,768	184,064	163,685	159,644
Other	-	267	-	266
Total undrawn credit commitments³	200,091	196,941	174,481	171,979

Contingent assets

The credit commitments shown in the table above also constitute contingent assets. These commitments would be classified as loans in the balance sheet on the contingent event occurring.

1. Standby letters of credit are undertakings to pay, against presentation documents, an obligation in the event of a default by a customer. Guarantees are unconditional undertakings given to support the obligations of a customer to third parties. The Group may hold cash as collateral for certain guarantees issued.
2. Commitments to extend credit include all obligations on the part of the Group to provide credit facilities. As facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. In addition to the commitments disclosed above, at 30 September 2021 the Group had offered \$9.7 billion (2020: \$4.9 billion) of facilities to customers, which had not yet been accepted.
3. Include \$0.8 billion (2020: nil) of undrawn credit commitments related to facilities which are held for sale.

Notes to the financial statements

CAPITAL AND DIVIDENDS

Note 27. Shareholders' equity

Accounting policy

Share capital

Ordinary shares are recognised at the amount paid up per ordinary share, net of directly attributable issue costs. Treasury shares are shares in the Parent Entity, purchased by the Parent Entity or other entities within the Group. These shares are adjusted against share capital as the net of the consideration paid to purchase the shares and, where applicable, any consideration received from the subsequent sale or reissue of these shares.

Non-controlling interests

Non-controlling interests represent the share in the net assets of subsidiaries attributable to equity interests that are not owned directly or indirectly by the Parent Entity.

Reserves

Foreign currency translation reserve

Exchange differences arising on translation of the Group's foreign operations, and any offsetting gains or losses on hedging the net investment are reflected in the foreign currency translation reserve. A cumulative credit balance in this reserve would not normally be regarded as being available for payment of dividends until such gains are realised and recognised in the income statement on sale or disposal of the foreign operation.

Debt securities at FVOCI reserve

This reserve comprises the changes in fair value of debt securities measured at FVOCI (except for interest income, impairment charges and FX gains and losses which are recognised in the income statement), net of any related hedge accounting adjustments and tax. These changes are transferred to non-interest income in the income statement when the asset is disposed.

Equity securities at FVOCI reserve

This reserve comprises the changes in fair value of equity securities measured at FVOCI, net of tax. These changes are not transferred to the income statement when the asset is disposed.

Cash flow hedge reserve

This comprises the fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments, net of tax.

Share-based payment reserve

This comprises the fair value of equity-settled share-based payments recognised as an expense.

Other reserves

Other reserves for the Parent Entity relate to certain historic internal group restructurings performed at fair value. The reserve is eliminated on consolidation.

Other reserves for the Group consist of transactions relating to changes in the Parent Entity's ownership of a subsidiary that do not result in a loss of control.

The amount recorded in other reserves reflects the difference between the amount by which NCI are adjusted and the fair value of any consideration paid or received.

Notes to the financial statements

Note 27. Shareholders' equity (continued)

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Share capital				
Ordinary share capital, fully paid	41,601	40,509	41,601	40,509
RSP treasury shares ¹	(661)	(618)	(661)	(618)
Other treasury shares ²	55	55	(3)	(3)
Total treasury shares	(606)	(563)	(664)	(621)
Total share capital	40,995	39,946	40,937	39,888
NCI	57	51	-	-

Ordinary shares

Westpac does not have authorised capital and the ordinary shares have no par value. Ordinary shares entitle the holder to participate in dividends and, in the event of Westpac winding up, to a share of the proceeds in proportion to the number of and amounts paid on the shares held.

Each ordinary share entitles the holder to one vote, either in person or by proxy, at a shareholder meeting.

Reconciliation of movement in number of ordinary shares

Consolidated and Parent Entity (number)	2021		2020
Opening balance	3,611,684,870		3,489,928,773
Share issuances ³	-		110,919,861
Dividend reinvestment plan ⁴	20,213,205		10,836,236
Dividend reinvestment plan underwrite ⁵	36,693,733		-
Closing balance	3,668,591,808		3,611,684,870

Ordinary shares purchased on-market

Consolidated and Parent Entity	2021	
	Number	Average Price (\$)
For share-based payment arrangements:		
Employee share plan (ESP)	1,178,527	19.09
RSP ⁶	2,052,825	21.09
Westpac Performance Plan (WPP) - share rights exercised	231,913	21.89
Total number of ordinary shares purchased on-market	3,463,265	

For details of the share-based payment arrangements refer to Note 32.

1. 2021: 4,363,329 unvested shares held (2020: 4,588,277).

2. 2021: nil shares held (2020: nil).

3. The average price per share for the share issuance in 2020 was \$24.81.

4. The DRP for the 2021 interim dividend had no impact on the number of ordinary shares on issue as Westpac arranged for the purchase of the necessary shares from the market and transfer to participants of 9,085,937 ordinary shares at an average price of \$25.98. The price per share for the issuance of shares in relation to the dividend reinvestment plan for the 2020 final dividend was \$19.83 (2020: 2019 final dividend was \$25.17).

5. The Group entered into an arrangement to fully underwrite the 2020 final dividend, referred to as a DRP underwrite. The arrangement ensured that the capital impact of the dividend was negated as new shares of equivalent value to the amount of dividend that was paid to shareholders in cash were purchased by the DRP underwriter. The price per share for the issuance of shares in relation to the 2020 DRP underwrite was \$19.59.

6. Ordinary shares allocated to employees under the RSP are classified as treasury shares until the shares vest.

Notes to the financial statements

Note 27. Shareholders' equity (continued)

Reconciliation of movement in reserves

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Debt securities at FVOCI reserve				
Balance as at beginning of year	177	(22)	125	(25)
Net gains/(losses) from changes in fair value	578	360	730	292
Income tax effect	(177)	(96)	(220)	(77)
Transferred to income statements	(195)	(79)	(195)	(79)
Income tax effect	58	15	58	15
Less allowance on debt securities measured at FVOCI	2	2	2	2
Exchange differences	-	(3)	(1)	(3)
Balance as at end of year	443	177	499	125
Equity securities at FVOCI reserve				
Balance as at beginning of year	(4)	17	-	(1)
Net gains/(losses) from changes in fair value	50	(21)	(2)	1
Income tax effect	(2)	-	-	-
Balance as at end of year	44	(4)	(2)	-
Share-based payment reserve				
Balance as at beginning of year	1,720	1,642	1,611	1,533
Share-based payment expense	86	78	86	78
Balance as at end of year	1,806	1,720	1,697	1,611
Cash flow hedge reserve				
Balance as at beginning of year	(42)	(129)	20	(65)
Net gains/(losses) from changes in fair value	296	(95)	177	(28)
Income tax effect	(86)	28	(53)	9
Transferred to income statements	39	218	(13)	150
Income tax effect	(11)	(64)	4	(46)
Balance as at end of year	196	(42)	135	20
Foreign currency translation reserve				
Balance as at beginning of year	(292)	(179)	(221)	(145)
Exchange differences on translation of foreign operations	249	(177)	40	(148)
Gains/(losses) on net investment hedges	(198)	9	(41)	17
Transferred to income statements	-	55	-	55
Balance as at end of year	(241)	(292)	(222)	(221)
Other reserves				
Balance as at beginning of year	(15)	(18)	41	41
Transactions with owners	(6)	3	-	-
Balance as at end of year	(21)	(15)	41	41
Total reserves	2,227	1,544	2,148	1,576

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

Notes to the financial statements

Note 28. Capital adequacy

APRA measures an ADI's regulatory capital using three measures:

Level of capital	Definition
Common Equity Tier 1 Capital (CET1)	Comprises the highest quality components of capital that consists of paid-up share capital, retained profits and certain reserves, less certain intangible assets, capitalised expenses and software, and investments and retained profits in insurance and funds management subsidiaries that are not consolidated for capital adequacy purposes.
Tier 1 Capital	The sum of CET 1 and AT1 Capital. AT1 Capital comprises high quality components of capital that consist of certain securities not included in CET 1, but which include loss absorbing characteristics.
Total Regulatory Capital	The sum of Tier 1 Capital and Tier 2 Capital. Tier 2 Capital includes subordinated instruments and other components of capital that, to varying degrees, do not meet the criteria for Tier 1 Capital, but nonetheless contribute to the overall strength of an ADI and its capacity to absorb losses.

Under APRA's Prudential Standards, Australian ADIs, including Westpac, are required to maintain a minimum CET1 ratio of at least 4.5%, Tier 1 Capital ratio of at least 6.0% and Total Regulatory Capital ratio of at least 8.0%. APRA may also require ADIs, including Westpac, to meet Prudential Capital Requirements (PCRs) above the industry PCRs. APRA does not allow the PCRs for individual ADIs to be disclosed.

APRA also requires ADIs to hold additional CET1 buffers comprising of:

- a capital conservation buffer (CCB) of 3.5% for ADIs designated by APRA as domestic systemically important banks (D-SIBs) unless otherwise determined by APRA, which includes a 1.0% surcharge for D-SIBs. APRA has determined that Westpac is a D-SIB; and
- a countercyclical capital buffer. The countercyclical buffer is set on a jurisdictional basis and APRA is responsible for setting the requirement in Australia. The countercyclical buffer requirement is currently set to zero for Australia and New Zealand.

Collectively, the above buffers are referred to as the "Capital Buffer" (CB). Should the CET 1 capital ratio fall within the capital buffer range restrictions on the distributions of earnings will apply. This includes restrictions on the amount of earnings that can be distributed through dividends, AT1 Capital distributions and discretionary staff bonuses.

APRA announcements on capital

APRA made the following announcements relevant to its capital framework:

- On 19 July 2021 APRA announced regulatory support for banks offering temporary financial assistance to borrowers impacted by COVID-19¹. APRA has outlined that for eligible borrowers, ADIs do not need to treat the period of deferral as a period of arrears or loan restructuring. This applied to loans granted a repayment deferral of up to three months before the end of September 2021². ADIs must continue to provision for these loans under accounting standards.
- APRA has released the final revised standard for APS 111 Capital Adequacy: Measurement of Capital, effective from 1 January 2022³. The final standard includes changes to the parent ADI's (Level 1) treatment of equity investments in banking and insurance subsidiaries including:
 - Equity investments in subsidiaries (including any Additional Tier 1 and Tier 2 capital investments in subsidiaries) will be risk weighted at 250%, up to a limit of 10% of Level 1 CET1 capital per investment; and
 - Any equity investments in excess of the 10% limit will be fully deducted from Level 1 CET1 capital in determining Level 1 capital ratios.
- APRA is proposing changes to embed the 'unquestionably strong' level of capital in the capital framework, including implementation of Basel III reforms. On 21 July 2021 APRA released further guidance on capital buffers and the calculation of RWA including for specific asset classes⁴. As part of the proposal, APRA intends to increase the capital conservation buffer from 2.5% to 4.0% and introduce a base level for the countercyclical capital buffer of 1.0%. As a result, the CET1 capital ratio requirement for D-SIBs is proposed to increase from 8% to 10.5% from 1 January 2023. We expect further clarity on the changes ahead of 1 January 2023.

1. APRA announcement - "APRA announces further regulatory support for loans impacted by COVID-19" dated 19 July 2021.

2. Letter to all authorised deposit taking institutions - "Regulatory support for loans impacted by COVID-19" dated 25 August 2021.

3. Letter to all authorised deposit taking institutions - "Final revised Prudential Standard: APS 111 Capital Adequacy - Measurement of Capital" dated 5 August 2021.

4. Letter to all authorised deposit taking institutions - "Bank Capital Reforms: Update" dated 21 July 2021.

Notes to the financial statements

Note 28. Capital adequacy (continued)

- On 10 September 2021, APRA announced it expects ADIs to reduce their Committed Liquidity Facility (CLF) usage to zero by 31 December 2022¹. Westpac's current CLF allocation is \$37 billion. Westpac expects to reduce its allocation in line with APRA's announcement, and to meet its liquidity requirements by increasing its holdings of High Quality Liquid Assets.

Capital management strategy

Westpac's approach to capital management seeks to ensure that it is adequately capitalised as an ADI. Westpac evaluates its approach to capital management through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP), the key features of which include:

- the development of a capital management strategy, including consideration of regulatory minimums, capital buffers and contingency plans. The current regulatory capital minimums together with the capital conservation buffer (CCB) are the Total CET1 Requirement. The Total CET1 Requirement for Westpac is at least 8.0%, based on an industry minimum CET1 requirement of 4.5% plus a capital buffer of at least 3.5% applicable to D-SIBs^{2,3};
- consideration of both regulatory and economic capital requirements;
- a stress testing framework that challenges the capital measures, coverage and requirements including the impact of adverse economic scenarios; and
- consideration of the perspectives of external stakeholders including rating agencies as well as equity and debt investors.

Given the above and in light of proposed changes to APRA's capital management framework under which the CET1 capital ratio requirement for D-SIBs is to increase from 8% to 10.5% (including the capital conservation buffer and the countercyclical capital buffer), Westpac will seek to operate with a CET1 capital ratio above 10.5% as measured under the existing capital framework⁴. Capital settings may be reviewed if more challenging or uncertain conditions emerge, or if APRA's proposals change significantly.

Note 29. Dividends

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Dividends not recognised at year end					
Since year end the Directors have proposed the following dividends:					
Final dividend 60 cents per share (2020: 31 cents, 2019: 80 cents)					
all fully franked at 30%	2,201	1,120	2,791	2,201	1,120
Total dividends not recognised at year end	2,201	1,120	2,791	2,201	1,120

The Board has determined a final fully franked dividend of 60 cents per share, to be paid on 21 December 2021 to shareholders on the register at the record date of 8 November 2021.

Shareholders can choose to receive their dividends as cash or reinvest for an equivalent number of shares under the Dividend Reinvestment Plan (DRP).

The Board has determined to satisfy the DRP for the 2021 final dividend by arranging for the purchase of shares in the market by a third party. The market price used to determine the number of shares allocated to DRP participants will be set over the 10 trading days commencing 11 November 2021 and will not include a discount.

Details of dividends recognised during the year are provided in the statement of changes in equity.

Westpac has announced an off-market buy-back of up to \$3.5 billion worth of Westpac shares. Westpac's operating performance and progress on strategic priorities, including the completion of a number of divestments, have contributed to a strong capital position, allowing Westpac to return capital to shareholders.

Australian franking credits available to the Parent Entity for subsequent years are \$3,857 million (2020: \$3,448 million, 2019: \$1,558 million). This is calculated as the year end franking credit balance, adjusted for the Australian current tax liability and the proposed 2021 final dividend.

New Zealand imputation credits

New Zealand imputation credits of NZ\$ 0.07 (2020: NZ\$0.07, 2019: NZ\$0.07) per share will be attached to the proposed 2021 final dividend. New Zealand imputation credits available to the Parent Entity for subsequent years are NZ\$820 million (2020: NZ\$980 million, 2019: NZ\$860 million). This is calculated on the same basis as the Australian franking credits but using the New Zealand current tax liability.

- Letter to locally incorporated LCR authorised deposit taking institutions - "Committed Liquidity Facility update" dated 10 September 2021.
- Noting that APRA may apply higher CET1 requirements for an individual ADI.
- If an ADI's CET1 ratio falls below the Total CET1 Requirement (at least 8%), they face restrictions on the distribution of earnings, such as dividends, distribution payments on AT1 capital instruments and discretionary staff bonuses.
- Allowing for quarterly volatility of capital ratios due to the half yearly cycle of ordinary dividend payments.

Notes to the financial statements

GROUP STRUCTURE

Note 30. Investments in subsidiaries and associates

Accounting policy

Subsidiaries

Westpac's subsidiaries are entities which it controls and consolidates as it is exposed to, or has rights to, variable returns from the entity, and can affect those returns through its power over the entity.

When the Group ceases to control a subsidiary, any retained interest in the entity is remeasured to fair value, with any resulting gain or loss recognised in the income statement.

Changes in the Group's ownership interest in a subsidiary which do not result in a loss of control are accounted for as transactions with equity holders in their capacity as equity holders.

In the Parent Entity's financial statements, investments in subsidiaries are initially recorded at cost and are subsequently held at the lower of cost and recoverable amount.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

Associates

Associates are entities in which the Group has significant influence, but not control, over the operating and financial policies. The Group accounts for associates using the equity method. The investments are initially recognised at cost (except where recognised at fair value due to a loss of control of a subsidiary), and increased (or decreased) each year by the Group's share of the associate's profit (or loss). Dividends received from the associate reduce the investment in associate.

Overseas companies predominantly carry on business in the country of incorporation. For unincorporated entities, 'Country of incorporation' refers to the country where business is carried on. The financial years of all controlled entities are the same as that of Westpac unless otherwise stated. From time to time, the Group consolidates a number of unit trusts where the Group has variable returns from its involvement with the trusts, and has the ability to affect those returns through its power over the trusts. These unit trusts are excluded from the table.

The following table includes the principal controlled entities of the Group as at 30 September 2021.

Name	Country of incorporation	Name	Country of incorporation
Advance Asset Management Limited	Australia	Westpac Financial Services Group Limited	Australia
Asgard Capital Management Limited	Australia	Westpac Life Insurance Services Limited ¹	Australia
BT Financial Group Pty Limited	Australia	Westpac Overseas Holdings No. 2 Pty Limited	Australia
BT Funds Management Limited	Australia	Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	Australia
BT Portfolio Services Limited	Australia	Westpac Life-NZ Limited ¹	New Zealand
Capital Finance Australia Limited	Australia	Westpac New Zealand Group Limited	New Zealand
Crusade Trust No.2P of 2008	Australia	Westpac New Zealand Limited (WNZL)	New Zealand
Reinventure Fund, LLP	Australia	Westpac NZ Covered Bond Limited ²	New Zealand
Series 2008-1M WST	Australia	Westpac NZ Securitisation Limited ²	New Zealand
St George Finance Holdings Limited	Australia	Westpac Securities NZ Limited	New Zealand
Westpac Covered Bond Trust	Australia	Westpac Bank-PNG Limited	Papua New Guinea
Westpac Equity Holdings Pty Limited	Australia		

The following controlled entities have been granted relief from compliance with the balance date synchronisation provisions in the Corporations Act 2001: Westpac Cash PIE Fund; Westpac Notice Saver PIE Fund; and Westpac Term PIE Fund.

The following material controlled entities are not wholly owned:

Percentage Owned	2021	2020
Reinventure Fund, LLP	99.0%	99.0%
Westpac Bank-PNG Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

1. Refer to Note 37 for details of assets and liabilities held for sale.

2. The Group indirectly owns 19% of Westpac NZ Covered Bond Limited (WNZCBL) and Westpac NZ Securitisation Limited (WNZSL), however, due to contractual and structural arrangements both WNZCBL and WNZSL are considered to be controlled entities within the Group.

Notes to the financial statements

Note 30. Investments in subsidiaries and associates (continued)

Non-controlling interests

Details of the balance of NCIs are set out in Note 27. There are no NCIs that are material to the Group.

Significant restrictions

On 2 April 2020, a decision was made by the RBNZ to freeze distribution of dividends on ordinary shares by all banks in New Zealand during the period of uncertainty caused by COVID-19. With effect from 29 April 2021, these dividend restrictions were eased to allow New Zealand banks to pay up to a maximum of 50% of their earnings as dividend. This 50% dividend restriction will remain in place until 1 July 2022. As a result there is currently a restriction on the payment of dividends by WNZL, the Group's New Zealand subsidiary.

There were no other significant restrictions on the ability to transfer cash or other assets, pay dividends or other capital distributions, provide or repay loans and advances between the entities within the Group. There were also no significant restrictions on Westpac's ability to access or use the assets and settle the liabilities of the Group resulting from protective rights of NCIs.

Associates

There are no associates that are material to the Group.

Changes in ownership of subsidiaries

Businesses disposed during the year ending 30 September 2021

Westpac sold its interest in the following business during the year:

- Westpac General Insurance Limited (sold on 1 July 2021)
- Westpac General Insurance Services Limited (sold on 1 July 2021)
- Westpac Vendor Finance business (sold on 31 July 2021)
- Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited (sold on 31 August 2021).

Refer to Notes 36 and 37 for further details of businesses disposed in 2021.

Businesses disposed during the year ending 30 September 2020

No businesses were sold in 2020.

Businesses disposed during the year ending 30 September 2019

Westpac sold its interest in Ascalon Capital Managers (Asia) Limited and Ascalon Capital Managers Limited on 8 February 2019 for a combined profit of \$3 million recognised in non-interest income (refer to Note 35).

Note 31. Structured entities

Accounting policy

Structured entities are generally created to achieve a specific, defined objective and their operations are restricted such as only purchasing specific assets. Structured entities are commonly financed by debt or equity securities that are collateralised by and/or indexed to their underlying assets. The debt and equity securities issued by structured entities may include tranches with varying levels of subordination.

Structured entities are classified as subsidiaries and consolidated if they meet the definition in Note 30. If the Group does not control a structured entity then it will not be consolidated.

The Group engages in various transactions with both consolidated and unconsolidated structured entities that are mainly involved in securitisations, asset backed and other financing structures and managed funds.

Consolidated structured entities

Securitisation and covered bonds

The Group uses structured entities to securitise its financial assets, including two covered bond programs, to assign pools of residential mortgages to bankruptcy remote structured entities.

Refer to Note 24 for further details.

Notes to the financial statements

Note 31. Structured entities (continued)

Group managed funds

The Group acts as the responsible entity and/or fund manager for various investment management funds. As fund manager, if the Group is deemed to be acting as a principal rather than an agent then it consolidates the fund. The principal versus agent decision requires judgement of whether the Group has sufficient exposure to variable returns.

Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these consolidated structured entities.

Unconsolidated structured entities

The Group has interests in various unconsolidated structured entities including debt or equity instruments, guarantees, liquidity and other credit support arrangements, lending, loan commitments, certain derivatives and investment management agreements.

Interests exclude non-complex derivatives (e.g. interest rate or currency swaps), instruments that create, rather than absorb, variability in the entity (e.g. credit protection under a credit default swap), and lending to a structured entity with recourse to a wider operating entity, not just the structured entity.

The Group's main interests in unconsolidated structured entities, which arise in the normal course of business, are:

Trading securities	The Group actively trades interests in structured entities and normally has no other involvement with the structured entity. The Group earns interest income on these securities and also recognises fair value changes through trading income in non-interest income.
Investment securities	The Group holds mortgage-backed securities for liquidity purposes and the Group normally has no other involvement with the structured entity. These assets are highly-rated, investment grade and eligible for repurchase agreements with the RBA or another central bank. The Group earns interest income and net gains or losses on selling these assets are recognised in the income statements.
Loans and other credit commitments	The Group lends to unconsolidated structured entities, subject to the Group's collateral and credit approval processes, in order to earn interest and fee income. The structured entities are mainly property trusts, securitisation entities and those associated with project and property financing transactions.
Investment management agreements	The Group manages funds that provide customers with investment opportunities. The Group also manages superannuation funds for its employees. The Group earns management and performance fee income which is recognised in non-interest income. The Group may also retain units in these investment management funds, primarily through life insurance subsidiaries. The Group earns fund distribution income and recognises fair value movements through non-interest income.

The following tables show the Group's interests in unconsolidated structured entities and its maximum exposure to loss in relation to those interests. The maximum exposure does not take into account any collateral or hedges that will reduce the risk of loss.

- For on-balance sheet instruments, including debt and equity instruments in and loans to unconsolidated structured entities, the maximum exposure to loss is the carrying value.
- For off-balance sheet instruments, including liquidity facilities, loan and other credit commitments and guarantees, the maximum exposure to loss is the notional amounts.

Notes to the financial statements

Note 31. Structured entities (continued)

Consolidated \$m	Investment in third party mortgage and other asset-backed securities ¹	Financing to securitisation vehicles	Group managed funds	Interest in other structured entities	Total
2021					
Assets					
Trading securities and financial assets measured at FVIS	2,694	-	-	40	2,734
Investment securities	5,352	-	-	-	5,352
Loans	-	23,028	-	18,415	41,443
Life insurance assets ²	-	-	-	-	-
Other assets	-	-	55	-	55
Assets held for sale	-	-	232	695	927
Total on-balance sheet exposures	8,046	23,028	287	19,150	50,511
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	6,609	15	8,553	15,177
Maximum exposure to loss	8,046	29,637	302	27,703	65,688
Size of structured entities³	74,925	29,637	77,036	48,309	229,907
2020					
Assets					
Trading securities and financial assets measured at FVIS	1,526	-	-	34	1,560
Investment securities	6,105	-	-	-	6,105
Loans	-	20,094	-	16,955	37,049
Life insurance assets	-	-	204	129	333
Other assets	-	-	52	-	52
Total on-balance sheet exposures	7,631	20,094	256	17,118	45,099
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	6,122	44	7,768	13,934
Maximum exposure to loss	7,631	26,216	300	24,886	59,033
Size of structured entities³	59,324	26,216	67,423	40,209	193,172

Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these unconsolidated structured entities.

1. The Group's interests in third-party mortgages and other asset-backed securities are senior tranches of notes and are investment grade rated.
2. Balances reclassified to assets held for sale.
3. Represents either the total assets or market capitalisation of the entity, or if not available, the Group's total committed exposure (for lending arrangements and external debt and equity holdings), funds under management (for Group managed funds) or the total value of notes on issue (for investments in third-party asset-backed securities).

Notes to the financial statements

OTHER

Note 32. Share-based payments

Accounting policy

The Group enters into various share-based payment arrangements with its employees as a component of overall compensation for services provided. Share-based payment arrangements comprise rights to receive shares for free (share rights) and restricted shares (issued at no cost). Share-based payment arrangements typically require a specified period of continuing employment (the service period or vesting period) and may include performance targets (vesting conditions). Specific details of each arrangement are provided below.

Share-based payments must be classified as either cash-settled or equity-settled arrangements. The Group's significant arrangements are equity-settled, as the Group is not obliged to settle in cash.

Share rights

Share rights are equity-settled arrangements. The fair value is measured at grant date and is recognised as an expense over the service period, with a corresponding increase in the share-based payment reserve in equity.

The fair values of share rights are estimated at grant date using a binomial/Monte Carlo simulation pricing model which incorporates the vesting and market-related performance targets of the grants. The fair value of share rights excludes non-market vesting conditions such as employees' continuing employment by the Group. The non-market vesting conditions are instead incorporated in estimating the number of share rights that are expected to vest and are therefore recognised as an expense. At each reporting date the non-market vesting assumptions are revised and the expense recognised each year takes into account the most recent estimates. The market-related assumptions are not revised each year as the fair value is not re-estimated after the grant date.

Restricted share plan (RSP)

The RSP is accounted for as an equity-settled arrangement. The fair value of shares allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the vesting period with a corresponding increase in the share-based payments reserve in equity. The fair value of ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is measured at grant date and is recognised as a separate component of equity.

Employee share plan (ESP)

The value of shares expected to be allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the financial year and provided for as other employee benefits. The fair value of any ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is recognised in equity. Alternatively, shares may be purchased on-market to satisfy the obligation to employees.

Scheme name	Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Type of share-based payment	Share rights (allocated at no cost).	Share rights (allocated at no cost).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost) of up to \$1,000 per employee per year.
How it is used	Aligns executive remuneration and accountability with shareholder interests over the long term.	Primarily used for mandatory deferral of a portion of short-term variable reward for New Zealand employees and key employees based outside Australia.	Primarily used to reward key employees and for mandatory deferral of a portion of short-term variable reward for Australian employees and some other offshore jurisdictions.	To reward eligible Australian employees (unless they have already been provided instruments under another scheme for the previous year).
Exercise price	Nil	Nil	n/a	n/a
Performance hurdles	For the 2020 and 2021 awards: relative Total Shareholder return (TSR) over a four-year performance period. For the 2017, 2018 and 2019 awards: TSR over a four-year performance period and average cash Return on Equity (cash ROE) over a three-year performance period plus one-year holding lock, each applying to half of the award.	None	None	None

Notes to the financial statements

Note 32. Share-based payments (continued)

Scheme name	Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Service conditions	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the restriction period or as determined by the Board.	Shares must normally remain within the ESP for three years from granting unless the employee leaves Westpac.
Vesting period (period over which expenses are recognised)	4 years	Defined period set out at time of grant.	Defined period set out at time of grant.	1 year
Treatment at end of term	Automatically exercised at the end of the term.	Automatically exercised at the end of the term.	Vested shares are released from the RSP at the end of the vesting period.	Shares are released at the end of the restriction period or when the employee leaves Westpac.
Does the employee receive dividends and voting rights during the vesting period?	No	No	Yes	Yes

Each share-based payment scheme is quantified below.

(i) Westpac Long-Term Variable Reward Plan (LTVR)

	Outstanding as at beginning of year	Granted during the year	Exercised during the year	Lapsed during the year	Outstanding as at end of year	Outstanding and exercisable as at end of year
2021						
Share rights	3,066,326	1,383,986	1,571	788,911	3,659,830	2,148
Weighted average remaining contractual life	12.4 years				12.7 years	
2020						
Share rights	4,554,589	779,581	-	2,267,844	3,066,326	3,719

The weighted average fair value at grant date of LTVR share rights issued during the year was \$6.56 (2020: \$28.44).

(ii) Westpac Performance Plan (WPP)

	Outstanding as at beginning of year	Granted during the year	Exercised during the year	Lapsed during the year	Outstanding as at end of year	Outstanding and exercisable as at end of year
2021						
Share rights						
One-year vesting period	206,241	33,145	83,204	36,041	120,141	86,996
Two-year vesting period	292,941	34,352	85,090	40,433	201,770	63,704
Three-year vesting period	76,048	9,281	29,179	630	56,320	9,796
Four-year vesting period	381,105	164,742	42,724	14,783	488,340	11,065
Total share rights	957,135	241,520	240,197	91,887	866,571	171,561
Weighted average remaining contractual life	12.8 years				12.6 years	
2020						
Share rights	786,466	438,858	175,957	92,232	957,135	164,219

The weighted average fair value at grant date of WPP share rights issued during the year was \$18.27 (2020: \$24.68).

Notes to the financial statements

Note 32. Share-based payments (continued)

(iii) Restricted Share Plan (RSP)

Allocation date	Outstanding as at beginning of year	Granted during the year	Released	Forfeited during the year	Outstanding as at end of year
2021	4,389,161	2,165,046	2,012,519	226,613	4,315,075
2020	4,773,171	2,300,030	2,081,545	402,495	4,389,161

The weighted average fair value at grant date of RSP shares issued during the year was \$20.63 (2020: \$23.88).

(iv) Employee Share Plan (ESP)

	Allocation date	Number of participants	Average number of shares allocated per participant	Total number of shares allocated	Market price per share ¹	Total fair value
2021	20 November 2020	27,078	52	1,408,056	\$19.20	\$27,034,675
2020	21 November 2019	25,725	38	977,550	\$26.20	\$25,611,810

The 2020 ESP award was satisfied through the purchase of shares on-market.

The liability accrued for the ESP at 30 September 2021 is \$28 million (2020: \$28 million) and is provided for as other employee benefits.

(v) Other plans

Westpac also provides plans for small, specialised parts of the Group. The benefits under these plans are directly linked to growth and performance of the relevant part of the business. The plans, individually and in aggregate, are not material to the Group in terms of expenses and dilution of earnings.

The names of all persons who hold share options and/or rights currently on issue are entered in Westpac's register of option holders which may be inspected at Link Market Services, Level 12, 680 George Street, Sydney, New South Wales.

(vi) Fair value assumptions

The fair values of share rights have been independently calculated at their respective grant dates.

The fair value of share rights with performance targets based on relative TSR takes into account the average TSR outcome determined using a Monte Carlo simulation pricing model.

The fair values of share rights without TSR based performance targets (i.e. share rights with cash EPS compound annual growth rate (CAGR), economic profit and cash ROE performance targets) have been determined with reference to the share price at grant date and a discount rate reflecting the expected dividend yield over their vesting periods.

Other significant assumptions include:

- a risk free rate of return of 0.2%, applied to TSR-hurdled grants;
- a dividend yield on Westpac shares of 6.0%, applied to TSR and ROE-hurdled grants;
- volatility in Westpac's TSR of 25%, applied to TSR-hurdled grants; and
- volatilities of, and correlation factors between, TSR of the comparator group and Westpac for TSR-hurdled grants.

1. The market price per share for the allocation is based on the five day volume-weighted average price up to the grant date.

Notes to the financial statements

Note 33. Superannuation commitments

Accounting policy

The Group recognises an asset or a liability for its defined benefit schemes, being the net of the defined benefit obligations and the fair value of the schemes' assets. The defined benefit obligation is calculated as the present value of the estimated future cash flows, discounted using high-quality long dated corporate bond rates.

The superannuation expense is recognised in operating expenses and remeasurements are recognised through OCI.

Critical accounting assumptions and estimates

The actuarial valuation of plan obligations is dependent upon a series of assumptions, principally price inflation, salary growth, mortality, morbidity, discount rate and investment returns. Different assumptions could significantly alter the valuation of the plan assets and obligations and the resulting remeasurement recognised in OCI and the superannuation expense recognised in the income statement.

Westpac had the following defined benefit plans at 30 September 2021:

Name of plan	Type	Form of benefit	Date of last actuarial assessment of the funding status
Westpac Group Plan (WGP) ¹	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2018
Westpac New Zealand Superannuation Scheme (WNZS)	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2020
Westpac Banking Corporation UK Staff Superannuation Scheme (UKSS) ¹	Defined benefit	Indexed pension and lump sum	5 April 2018
Westpac UK Medical Benefits Scheme	Defined benefit	Medical benefits	n/a

The defined benefit sections of the schemes are closed to new members. The Group has no obligation beyond the annual contributions for the accumulation or defined contribution sections of the schemes.

The WGP is the Group's principal defined benefit plan and is managed and administered in accordance with the terms of its trust deed and relevant legislation in Australia. Its defined benefit liabilities are based on salary and length of membership for active members and inflation in the case of pensioners.

The defined benefit schemes expose the Group to the following risks:

- discount rate - reductions in the discount rate would increase the present value of the future payments;
- inflation rate - increases in the inflation rate would increase the payments to pensioners;
- investment risk - lower investment returns would increase the contributions needed to offset the shortfall;
- mortality risk - members may live longer than expected extending the cash flows payable by the Group;
- behavioural risk - higher proportion of members taking some of their benefits as a pension rather than a lump sum would increase the cash flows payable by the Group; and
- legislative risk - legislative changes could be made which increase the cost of providing defined benefits.

Investment risk is managed by setting benchmarks for the allocation of plan assets between asset classes. The long-term investment strategy will often adopt relatively high levels of equity investment in order to:

- secure attractive long-term investment returns; and
- provide an opportunity for capital appreciation and dividend growth, which gives some protection against inflation.

Funding recommendations for the WGP, WNZS and the UKSS are made based on triennial actuarial valuations. The funding valuations of the defined benefit plans are based on different assumptions to the calculation of the defined benefit surplus/deficit for accounting purposes. Based on the most recent valuations, the defined benefit plan assets are adequate to cover the present value of the accrued benefits of all members with a combined surplus of \$143 million (2020: \$154 million). Current contribution rates are as follows:

- WGP - contributions are made to the WGP at the rate of 15.4% of members' salaries;
- WNZS - contributions are made to the WNZS at the rate of 17% of members' salaries; and
- UKSS - not required to make contributions under the 2018 actuarial assessment.

1. The 2021 final actuarial assessment of the funding status for WGP and UKSS will be available in 2022.

Notes to the financial statements

Note 33. Superannuation commitments (continued)

Contributions

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Employer contributions	33	26	31	26
Member contributions	10	10	10	10

Expected employer contributions for the year ended 30 September 2022 are \$23 million.

Expense recognised

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Current service cost	45	44	33	44	43
Net interest cost on net benefit liability	12	8	(2)	12	8
Total defined benefit expense	57	52	31	56	51

Defined benefit balances recognised

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Benefit obligation as at end of year	2,953	2,880	2,877	2,790
Fair value of plan assets as at end of year	2,582	2,350	2,524	2,295
Net surplus/(deficit)	(371)	(530)	(353)	(495)
Defined benefit surplus included in other assets	64	71	64	71
Defined benefit deficit included in other liabilities	(435)	(601)	(417)	(566)
Net surplus/(deficit)	(371)	(530)	(353)	(495)

The average duration of the defined benefit obligation is 15 years (2020: 14 years).

Significant assumptions

Consolidated and Parent Entity	2021		2020	
	Australian funds	Overseas funds	Australian funds	Overseas funds
Discount rate	3.1%	2.1%-2.2%	2.6%	0.7%-1.5%
Salary increases	3.2%	3.0%-5.2%	2.7%	3.0%-4.6%
Inflation rate (pensioners received inflationary increase)	2.2%	2.0%-3.6%	1.7%	2.0%-3.1%
Life expectancy of a 50-year-old male	31.4	28.1-28.4	31.3	28.1-28.2
Life expectancy of a 50-year-old female	34.3	29.6-29.7	34.2	29.5-29.6

Sensitivity to changes in significant assumptions

The following table shows the impact of changes in assumptions on the defined benefit obligation for the WGP. No reasonably possible changes in the assumptions of the Group's other defined benefit plans would have a material impact on the defined benefit obligation.

\$m	Increase in obligation	
	2021	2020
0.5% decrease in discount rate	235	230
0.5% increase in annual salary increases	12	19
0.5% increase in inflation rate (pensioners receive inflationary increase)	215	201
1 year increase in life expectancy	71	68

Notes to the financial statements

Note 33. Superannuation commitments (continued)

Asset allocation

The table below provides a breakdown of the schemes' investments by asset class.

\$m	2021		2020	
	Australian funds	Overseas funds	Australian funds	Overseas funds
Cash	5%	2%	6%	1%
Equity instruments	47%	7%	45%	9%
Debt instruments	25%	5%	25%	4%
Property	8%	2%	8%	1%
Other assets	15%	84%	16%	85%
Total	100%	100%	100%	100%

Equity and debt instruments are mainly quoted assets while property and other assets are mainly unquoted. Other assets include infrastructure funds and private equity funds.

Note 34. Auditor's remuneration

The fees payable to the auditor, PricewaterhouseCoopers (PwC), and overseas firms belonging to the PwC network of firms were:

\$'000	Consolidated		Parent Entity	
	2021	2020	2021	2020
Audit and audit-related fees				
Audit fees				
PwC Australia	29,305	27,567	29,148	27,667
Overseas PwC network firms	4,310	5,295	536	705
Total audit fees	33,616	32,862	29,684	28,372
Audit-related fees				
PwC Australia	1,456	4,404	1,456	4,404
Overseas PwC network firms	221	107	-	-
Total audit-related fees	1,677	4,511	1,456	4,404
Total audit and audit-related fees	35,293	37,373	31,140	32,776
Tax fees				
PwC Australia	35	57	35	57
Total tax fees	35	57	35	57
Total audit and non-audit fees	35,328	37,430	31,175	32,833

Fees payable to the auditor have been categorised as follows:

Audit	The year end audit, half-year review and comfort letters associated with debt issues and capital raisings.
Audit-related	Consultations regarding accounting standards and reporting requirements, regulatory compliance reviews and assurance related to debt and capital offerings.
Tax	Tax compliance and tax advisory services.

It is Westpac's policy to engage PwC on assignments additional to its statutory audit duties only if its independence is not impaired or seen to be impaired and where its expertise and experience with Westpac is important. All services were approved by the Board Audit Committee in accordance with Westpac's Pre-Approval of Engagement of PricewaterhouseCoopers for Audit or Non-Audit Services Policy.

PwC also received fees of \$9.6 million (2020: \$6.1 million) for various entities which are related to Westpac but not consolidated. These non-consolidated entities include entities sponsored by the Group, trusts of which a Westpac Group entity is trustee, manager or responsible entity, superannuation funds and pension funds.

Notes to the financial statements

Note 35. Related party disclosures

Related parties

Westpac's related parties are those it controls or can exert significant influence over. Examples include subsidiaries, associates, joint ventures and superannuation plans as well as key management personnel and their related parties.

Key management personnel (KMP)

Key management personnel are those who, directly or indirectly, have authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of Westpac. This includes all Executives and Non-Executive Directors.

Parent Entity

Westpac Banking Corporation is the ultimate parent company of the Group.

Subsidiaries - Note 30

The Parent Entity has the following related party transactions and balances with subsidiaries:

Type of transaction/balance	Details disclosed in
Balances due to/from subsidiaries	Balance Sheet
Dividend income/Transactions with subsidiaries	Note 4
Interest income and interest expense	Note 3
Tax consolidated group transactions and undertakings	Note 7
Guarantees and undertakings	Note 26

The balances due to/from subsidiaries include a wide range of banking and other financial facilities.

The terms and conditions of related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries are sometimes different to commercial terms and conditions. Related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries eliminate on consolidation.

Associates - Note 30

The Group provides a wide range of banking and other financial facilities and funds management activities to its associates on commercial terms and conditions.

Superannuation plans

The Group contributed \$418 million (2020: \$361 million) to defined contribution plans and \$33 million (2020: \$26 million) to defined benefit plans. Refer to Note 33.

Remuneration of KMP

Total remuneration¹ of the KMP was:

\$	Short-term benefits	Post employment benefits	Other long- term benefits	Termination benefits	Share-based payments	Total
Consolidated						
2021	28,469,165	730,700	(29,003)	3,101,006	10,832,584	43,104,452
2020	22,506,249	967,898	657,375	1,176,487	2,654,510	27,962,519
Parent Entity						
2021	27,108,174	607,503	(29,003)	2,421,267	9,631,777	39,739,718
2020	21,513,543	873,350	657,375	1,176,487	2,147,884	26,368,639

1. Comparative amounts have been revised to align to current year presentation. The revisions primarily relate to changes in interpretation as to the appropriate period over which to expense the fair value of certain grants and to the appropriate grant date on which to value grants where there is an opt-out period.

Notes to the financial statements

Note 35. Related party disclosures (continued)

Other transactions with KMP

KMP receive personal banking and financial investment services from the Group in the ordinary course of business. The terms and conditions, for example interest rates and collateral, and the risks to Westpac are comparable to transactions with other employees and did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features.

Details of loans provided and the related interest charged to KMP and their related parties are as follows:

\$	Interest payable for the year	Closing loan balance	Number of KMP with loans
2021	403,893	28,924,924	12
2020	549,257	15,779,157	8

Share rights holdings

For compliance with SEC disclosure requirements, the following table sets out certain details of the performance share rights and unhurdled share rights held at 30 September 2021 by the CEO and other key management personnel (including their related parties):

	Latest Date of Exercise	Number of Share Rights
Managing Director and Chief Executive Officer		
Peter King	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2035	460,630
Group Executives		
Scott Collary	1 October 2035	120,614
Chris De Bruin	1 October 2035	100,676
Carolyn McCann	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2035	174,136
Anthony Miller	1 October 2035	120,492
Christine Parker	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2035	280,816
Simon Power	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2035	30,122
Michael Rowland	1 October 2035	99,415
David Stephen	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2035	514,052
Les Vance	Ranges from 2 April 2035 to 1 October 2035	98,441
Jason Yetton	Ranges from 2 April 2035 to 1 October 2035	180,201
Former Group Executive		
Richard Burton	n/a	-
Gull Lima	1 October 2034	179,017
David McLean	Ranges from 1 October 2022 to 1 October 2035	422,413
Gary Thursby	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2034	191,760
Alastair Welsh	n/a	-
Curt Zuber	n/a	-

The Group has not issued any options during the year and there are no outstanding options as at 30 September 2021.

Notes to the financial statements

Note 36. Notes to the cash flow statements

Accounting policy

Cash and balances with central banks include cash held at branches and in ATMs, balances with overseas banks in their local currency and balances with central banks including accounts with the RBA and accounts with overseas central banks.

Reconciliation of net cash provided by/(used in) operating activities to net profit for the year is set out below.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2021	2020	2019	2021	2020
Net profit for the year	5,463	2,292	6,790	4,613	2,658
Adjustments:					
Depreciation, amortisation and impairment	3,054	2,473	1,079	2,775	2,142
Impairment charges	(348)	3,371	966	(222)	2,864
Net decrease/(increase) in current and deferred tax	350	(1,112)	(541)	(195)	(937)
(Increase)/decrease in accrued interest receivable	183	239	132	173	208
(Decrease)/increase in accrued interest payable	(423)	(1,260)	(341)	(340)	(1,143)
(Decrease)/increase in provisions	(1,716)	1,925	1,143	(1,722)	2,003
Other non-cash items	(253)	(693)	(832)	1,067	(1,114)
Cash flows from operating activities before changes in operating assets and liabilities	6,310	7,235	8,396	6,149	6,681
Net (increase)/decrease in:					
Collateral paid	305	348	(847)	339	329
Trading securities and other financial assets measured at FV15	19,316	(8,756)	(7,629)	18,625	(8,266)
Derivative financial instruments	(2,420)	1,851	7,605	(1,874)	2,103
Loans	(15,098)	18,272	(4,188)	(11,228)	21,273
Other financial assets	(274)	273	336	258	283
Life insurance assets and life insurance liabilities	(593)	(277)	(134)	-	-
Other assets	6	70	(13)	(23)	50
Net increase/(decrease) in:					
Collateral received	93	(1,096)	1,007	312	(1,072)
Deposits and other borrowings	33,737	28,910	1,113	28,696	20,859
Other financial liabilities	9,036	11,817	1,463	6,500	11,866
Other liabilities	(8)	4	(5)	(4)	(7)
Net cash provided by/(used in) operating activities	50,410	58,651	7,104	47,750	54,099

Notes to the financial statements

Note 36. Notes to the cash flow statements (continued)

Details of the assets and liabilities over which control ceased

Details of the entities over which control ceased are provided in Note 37.

\$m	2021	Consolidated 2020	2019	Parent Entity 2021	2020
Assets:					
Cash and balances with central banks	50	-	3	-	-
Trading securities and other financial assets measured at FV15	409	-	3	-	-
Loans	369	-	-	-	-
Other financial assets	688	-	3	-	-
Property and equipment	29	-	-	-	-
Deferred tax assets	4	-	-	-	-
Intangible assets	243	-	-	-	-
Other assets	226	-	-	-	-
Total assets	2,018	-	9	-	-
Liabilities:					
Other financial liabilities	110	-	-	-	-
Provisions	9	-	-	-	-
Other liabilities	720	-	-	-	-
Total liabilities	839	-	-	-	-
Total equity attributable to owners of WBC	1,179	-	9	-	-
Cash proceeds received (net of transaction costs)	1,322	-	2	-	-
Expected receivable (completion settlement)	8	-	-	-	-
Deferred consideration	37	-	-	-	-
Total consideration	1,367	-	2	-	-
Reserves reclassified to the income statement	-	-	10	-	-
Gain/(loss) on disposal	188	-	3	-	-
Reconciliation of cash proceeds from disposal:					
Cash proceeds received (net of transaction costs)	1,322	-	2	-	-
Less: Cash deconsolidated	(50)	-	(3)	-	-
Cash consideration (paid)/received (net of transaction costs and cash held)	1,272	-	(1)	-	-

Non-cash financing activities

Shares issued under the dividend reinvestment plan	401	273	1,489	401	273
Increase in lease liabilities	199	177	-	114	173

On 4 December 2020, \$866 million of Westpac Capital Notes (WCN) 3 were transferred to the WCN 3 nominated party for \$100 each pursuant to the WCN 7 reinvestment offer. Those WCN 3 were subsequently redeemed and cancelled by Westpac. On 22 March 2021, the remaining \$458 million of WCN 3 were redeemed and cancelled by Westpac for \$100 each.

On 15 September 2021, \$1,152 million of WCN4 were transferred to the WCN4 nominated party for \$100 each pursuant to the WCN8 reinvestment offer. Those WCN4 were subsequently redeemed and cancelled by Westpac. On 15 October 2021, Westpac issued a redemption notice notifying WCN4 holders that all outstanding WCN4 will be redeemed on the optional redemption date, being 20 December 2021.

Cash and balances with central banks

The following table provides the breakdown of cash and cash balances with central banks.

\$m	Consolidated 2021	2020	Parent Entity 2021	2020
Cash and cash at bank	16,504	15,865	16,158	15,335
Exchange settlement accounts	54,587	13,978	46,412	9,892
Regulatory deposits with central banks	262	286	185	209
Total cash and balances with central banks	71,353	30,129	62,754	25,436

Notes to the financial statements

Note 36. Notes to the cash flow statements (continued)

Restricted cash

Certain of our foreign operations are required to maintain reserves or minimum balances with central banks in their respective countries of operation, totalling \$445 million (2020: \$457 million) for the Group and \$369 million (2020: \$380 million) for the Parent Entity which are included in cash and balances with central banks.

Note 37. Assets and liabilities held for sale

Accounting policy

Assets and liabilities held for sale

Non-current assets or disposal groups are classified as held for sale if they will be recovered primarily through sale rather than through continuing use and a sale is considered highly probable. Non-current assets or disposal groups held for sale are measured at the lower of their existing carrying amount and fair value less costs to sell, except for liabilities and certain assets such as deferred tax assets, financial assets and contractual rights under insurance contracts, which are specifically exempt from this requirement and continue to be recognised at their existing carrying value.

An impairment loss is recognised for any initial or subsequent write-down of the asset (or disposal group) to fair value less costs to sell. A gain is recognised for any subsequent increases in fair value less costs to sell of an asset (or disposal group), but not in excess of any cumulative impairment loss previously recognised. A gain or loss not previously recognised by the date of the sale of the non-current asset (or disposal group) is recognised at the date of derecognition.

Non-current assets are not depreciated or amortised while they are classified as held for sale. Non-current assets classified as held for sale and the assets of a disposal group classified as held for sale are presented separately from the other assets in the balance sheet. The liabilities of a disposal group classified as held for sale are presented separately from other liabilities in the balance sheet.

During the year ending 30 September 2021, the assets and liabilities of certain businesses were classified as held for sale. As these businesses do not constitute a major line of business for the Group, they have not been classified as discontinued operations.

Details of the businesses which were classified as held for sale during the financial year are as follows:

Businesses held for sale as at 30 September 2021

Westpac Motor Vehicle Dealer Finance and Novated Leasing business

On 28 June 2021, the Group announced that it expects to sell its motor vehicle dealer finance and novated leasing business to Angle Auto Finance Pty Ltd, a portfolio company of Cerberus Capital Management, L.P. As part of the sale, Westpac will transfer:

- Auto dealer and introducer agreements together with wholesale dealer loans of approximately \$1 billion;
- Strategic alliance agreements with vehicle manufacturers; and
- Novated lease origination capability and related agreements.

Westpac will retain its existing retail auto loans of around \$10 billion originated by the businesses being transferred. The loans will run down in the normal course of business over the life of those loans. Westpac will also progressively cease new retail auto loan originations from these three channels with customers still able to use the Group's Consumer and Business lending products to help buy motor vehicles.

The sale agreement includes initial payment on completion based on the final value of the portfolio transferred and deferred consideration payable over the two-year period following completion. Completion of the transaction will occur over several stages to allow for a smooth transition. Final completion of the transaction is expected by no later than 31 March 2022, at which time a small gain on sale is expected to be recognised in non-interest income.

The business is currently included in the Group's Specialist Businesses division.

Westpac New Zealand Life Insurance business

On 6 July 2021, the Group announced that it had entered into an agreement to sell Westpac Life-NZ-Limited to Fidelity Life Assurance Company Limited and enter into an exclusive 15-year agreement for the distribution of life insurance products to Westpac's New Zealand customers. This entity is currently included in the Group's Westpac New Zealand division.

Notes to the financial statements

Note 37 Assets and liabilities held for sale (continued)

The sale price of NZ\$400 million (approximately A\$375 million¹) is expected to result in a small post-tax gain on sale. The transaction also includes ongoing payments to Westpac in accordance with the distribution agreement.

Completion of the transaction is subject to various regulatory approvals and is expected to occur by first half 2022, at which time the gain will be recognised in non-interest income.

Westpac Australian Life Insurance business

On 9 August 2021, the Group announced that it will sell Westpac Life Insurance Services Limited to TAL Dai-ichi Life Australia Pty Limited (TAL) and enter into an exclusive 20-year strategic alliance for the provision of life insurance products to Westpac's Australian customers. This entity is currently included in the Group's Specialist Businesses division.

The sale price is \$900 million and is estimated to result in a pre-tax loss on sale of \$1.3 billion. For the year ended 30 September 2021, a loss of \$224 million has been recognised in operating expenses reflecting expected separation and transaction costs. The remaining loss will be recognised on completion of the sale. The transaction also includes ongoing payments to Westpac in accordance with the distribution agreement.

Westpac will retain responsibility for certain pre-completion matters and provide protection to TAL through a combination of provisions, warranties and indemnities.

Completion of the transaction is subject to various regulatory approvals and is expected to occur in the second half of the 2022 calendar year.

Businesses no longer held for sale as at 30 September 2021

Westpac General Insurance Limited and Westpac General Insurance Services Limited

On 2 December 2020, the Group announced it would sell Westpac General Insurance Limited and Westpac General Insurance Services Limited to Allianz and enter into an exclusive 20-year agreement for the distribution of general insurance products to Westpac's customers. The sale was completed on 1 July 2021 for \$725 million and resulted in a pre-tax gain on sale of \$160 million (net of transaction and separation costs) recognised in non-interest income. A further payment of \$25 million is expected to be received by Westpac by 31 December 2021 subject to an integration milestone, with contingent payments over the next five years in addition to ongoing payments under the distribution agreement.

Westpac will retain responsibility for certain pre-completion matters and provide protection to Allianz through a combination of customary warranties and indemnities.

These entities were included in the Group's Specialist Businesses division.

Westpac Vendor Finance business

On 21 August 2020, the Group announced that it had entered into an agreement for the sale of its Vendor Finance business to Angle Auto Finance Pty Ltd, a portfolio company of Cerberus Management, L.P. The sale was completed on 31 July 2021 resulting in a pre-tax gain on sale of \$29 million recognised at this date in non-interest income. A pre-tax loss of \$81 million was previously recognised in operating expenses prior to completion date, reflecting a writedown of assets held for sale to their estimated fair value less costs to sell and recognition of related separation and transaction costs.

The business was included in the Group's Specialist Businesses division.

Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited

On 18 March 2021, the Group announced it would sell Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited (WLMi) to Arch Capital Group (Arch) and enter into a 10-year exclusive supply agreement for Arch to provide Lenders Mortgage Insurance (LMI) to the Group. The sale was completed on 31 August 2021 with nil gain on sale recognised at this date as the sales price reflected the book value of the business transferred. A loss of \$110 million was previously recognised in the first half of 2021 in operating expenses reflecting the write-down of goodwill and recognition of related transaction and separation costs. Ongoing fixed annual payments will be received under the distribution agreement.

Westpac will retain responsibility for certain legacy matters and provide protection to Arch through a combination of customary warranties and indemnities.

WLMi was included in the Group's Specialist Businesses division.

¹ Translated using a year-to-date average NZD/AUD exchange rate.

Notes to the financial statements

Note 37 Assets and liabilities held for sale (continued)

Westpac Pacific

On 7 December 2020, the Group announced the sale of its Pacific businesses (comprised of Fiji Branch of Westpac Banking Corporation and the Group's 89.9% stake in Westpac Bank-PNG-Limited) to Kina Securities Limited (Kina). Completion of the sale was subject to various regulatory approvals.

On 22 September 2021, the Group announced it and Kina had agreed to terminate the agreements for the sale of these businesses.

In first half of 2021, a loss of \$121 million was recognised in operating expenses, reflecting a writedown of assets held for sale to their estimated fair value less costs to sell and recognition of related separation and transaction costs. Following termination of the sale contracts, the businesses are no longer considered held for sale and a reassessment of the carrying value of the assets was undertaken. Consequently, a \$60 million write-back of the previous loss was recognised at 30 September 2021 reflecting a partial reversal of the asset writedowns and reversal of the unutilised amount of estimated separation and transaction costs provisioned.

Westpac Pacific is included in the Group's Specialist Businesses division.

Balance sheet presentation

Details of the assets and liabilities held for sale are as follows (no amounts were presented as held for sale in prior year):

\$m	Consolidated 2021	Parent Entity 2021
Assets held for sale		
Cash and balances with central banks	7	-
Loans	1,015	1,015
Other financial assets	19	-
Life insurance assets	2,972	-
Deferred tax assets	8	-
Other assets	167	-
Total assets held for sale	4,188	1,015
Liabilities held for sale		
Other financial liabilities	28	3
Current tax liabilities	14	-
Life insurance liabilities	447	-
Provisions	35	7
Deferred tax liabilities	44	-
Other liabilities	269	-
Total liabilities held for sale	837	10

Note 38. Subsequent events

Since 30 September 2021, the Board has determined to pay a fully franked final dividend of 60 cents per fully paid ordinary share. The dividend is expected to be \$2,201 million. The dividend is not recognised as a liability at 30 September 2021. The proposed payment date of the dividend is 21 December 2021.

The Board has determined to satisfy the DRP for the 2021 final dividend by arranging for the purchase of shares in the market by a third party. The market price used to determine the number of shares allocated to DRP participants will be set over the 10 trading days commencing 11 November 2021 and will not include a discount.

Off-market buy-back

Westpac has announced an off-market buy-back of up to \$3.5 billion worth of Westpac shares. Westpac's operating performance and progress on strategic priorities, including the completion of a number of divestments, have contributed to a strong capital position, allowing Westpac to return capital to shareholders.

No other matters have arisen since the year ended 30 September 2021 which are not otherwise dealt with in this report, that have significantly affected or may significantly affect the operations of the Group, the results of its operations or the state of affairs of the Group in subsequent periods.

Statutory statements

Directors' declaration

In the Directors' opinion:

- (a) the financial statements and notes set out in "Section 3 - Financial report for the year ended 30 September 2021 are in accordance with the Corporations Act 2001, including:
- (i) complying with Australian Accounting Standards, the Corporations Regulations 2001 and other mandatory professional reporting requirements; and
 - (ii) giving a true and fair view of Westpac Banking Corporation and the Group's financial position as at 30 September 2021 and of their performance for the financial year ended on that date; and
- (b) there are reasonable grounds to believe that Westpac will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Note 1 (a) includes a statement that the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

The Directors have been given the declaration by the Chief Executive Officer and the Chief Financial Officer required by section 295A of the Corporations Act 2001.

This declaration is made in accordance with a resolution of the Directors.

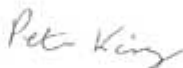
For and on behalf of the Board.



John McFarlane
Chairman

Sydney

31 October 2021



Peter King
Managing Director and Chief Executive Officer

1 STRATEGIC REPORT

2 GROUP PERFORMANCE

3 FINANCIAL STATEMENTS

4 SHAREHOLDER INFORMATION

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」及び第一部 第2「企業の概況」3(2)(b)「主な変更事項」を参照。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記38及び第一部 第2「企業の概況」3(2)(b)「主な変更事項」を参照。

(2) 訴訟

当行の事業体は、随時、当行の事業上の行為について提起された訴訟において被告となっており、重大な訴訟（もしあれば）については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記26及び第一部 第2「企業の概況」3(2)(b)「主な変更事項」に記載されている。適切である場合には、当該訴訟について引当金を計上した上、財務書類において開示している。

4 【オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）に基づいて作成されている。また、当該財務書類は、国際会計基準審議会によって公表されている国際財務報告基準に準拠している。AASは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本基準」という。）と特定の点において相違する場合がある。当該財務書類を日本基準に基づいて表示した場合、財務書類の表示に関して、遡及的な影響のある多数の主観的な決定及び選択を行うことが要求される可能性がある。当行はそのような決定及び選択をしなかった。

当行は、当該財務書類に対する日本基準への調整又はAASと日本基準との相違の数値化を試みていない。さらに以下のパラグラフに記載されている個別の相違以外にも、より重要性の高いその他の相違が存在する可能性がある。当行は今後、このような財務書類の調整又はそのような相違を数値化するつもりはない。

2021年度の財務情報を日本基準で表示した場合、特に以下の事項において、結果的にAASに基づいた場合と相違が生じることが見込まれる。

金融商品

(1)分類および測定

オーストラリアでは、AASB第9号が、a)資産を運用するビジネス・モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）に相当するかどうかによって金融資産を分類する。

負債商品は以下によって測定されることになる。

- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として金融資産を保有するものであり、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、償却原価。
- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的としており、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、その他の包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という）。
- ・ 金融資産の売却を通じて達成される事業モデルの中で保有され、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、損益計算書を通じた公正価値（以下「FVIS」という）。

負債商品は、元本残高にSPPIを表す契約上のキャッシュ・フローがない場合、または会計上のミスマッチを排除または減少させるためにFVISで測定するものとして指定される場合にも、FVISで測定される。

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されており、かつ
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

トレーディング目的以外で保有される、またはFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

日本においては、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。

- ・ 売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。

(1) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準じて、取得原価または償却原価で測定される）。

(2) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって測定される。

なお、金融商品の時価の算定方法に関する詳細なガイダンスおよび開示について国際的な会計基準との整合性を図るため、2019年7月4日付で企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が公表されている。この基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。なお、基準の適用開始に合わせて時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券についての取り扱いは削除されるが、市場価格のない株式等については、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする。

支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する。

日本では、IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。

(2)減損

オーストラリアでは、AASB第9号の減損モデルが償却原価で測定されるすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。

減損モデルの主要素は以下のとおりである。

- ・ 3段階のアプローチを用いて、予想信用損失を認識することが求められる。信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる(ステージ1)。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融資産には、全期間の信用損失に対する引当金が求められる(それぞれステージ2およびステージ3)。
- ・ 予想信用損失は、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって確率で加重計算した金額である。
- ・ 利息は、信用減損が生じている場合(すなわち、ステージ3の場合)を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき計算される。

日本においては、有価証券(満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券)については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の算定は、以下(i)～(iii)の区分に応じて測定する。

(i) 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

(ii) 貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・ 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の支払能力を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・ 債権の元本及び利息にかかる将来キャッシュ・フローを合理的に見積り、当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

(iii)破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法。

(3)ヘッジ

オーストラリアにおいては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジを含む3種類のヘッジ会計が利用されている。公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は損益として認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識され、無効部分については損益として認識される。ヘッジの有効性テストの方法は、ヘッジ文書において記載されなくてはならない。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、公正価値とキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーの管理を目的としてヘッジ会計が行われる。原則として繰延ヘッジが適用されるが、例外的に時価ヘッジも認められている。

(i)繰延ヘッジ

ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された際に損益に振り替えられる。

(ii)時価ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段の両方が公正価値で測定され、その損益は損益計上される。現行の規則の下では、「その他有価証券」についてのみ時価ヘッジが認められている。

ヘッジ全体が有効であると判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰り延べることができる。ヘッジの有効性テストは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の主な契約条件が同一であり、また、市場レート又はキャッシュ・フローの変動が完全に相殺されることが予想される場合に省略することができる。

未収利息不計上（延滞）債権に関する利息

オーストラリアでは、減損した債権に係る利息は、その債権の当初の実効金利で認識される。この実効金利は、減損を測定する目的上、将来キャッシュ・フローを割引く際にも利用される。

日本において、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

法定準備金

日本においては、銀行法で、剰余金の配当をする場合には、当該配当の五分の一を資本準備金又は利益準備金として計上することを定めている。これらの準備金の合計額が資本金の額に達した場合には、かかる金額を計上する必要はない。

オーストラリアでは、このような会計処理は要求されていない。

貸付金手数料

オーストラリアでは、貸付の実行又は契約締結に係る手数料収入（及び直接費用）はすべて繰延べられ、貸付金の実効金利に対する調整として認識される。

日本においては、貸付金手数料は発生ベースで計上されるのが一般的である。

有形固定資産

当行は、有形固定資産を取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた価額で計上している。有形固定資産の回収可能価額への評価減は、損益計算書上に費用として認識される。将来において減損損失が減少した場合、減損損失が戻し入れられることがある。

日本においては、「固定資産の減損に係る会計基準」において、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

のれん

オーストラリアでは、のれんは償却されないが、年に一度及びのれんの減損の可能性が示唆されるときは何時でも、減損テストが要求される。のれんは、減損テストの目的上、資金生成単位に配分される。資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、のれんは損益計算書を通じて評価減される。

日本においては、のれんについては、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の損益計算書に費用計上することができる。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、償却された帳簿価額の減損テストが行われる。

無形資産

オーストラリアでは、無形資産の耐用年数について「確定できる」又は「確定できない」のいずれかに判断される。

すべての関連要因の分析に基づき、事業体に対するキャッシュ・フローを生み出す期間について予測可能な制限がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものと見なされる。耐用年数が確定できない無形資産は償却されないが、年に一度減損テストが実施される。耐用年数が確定できる無形資産は、当該無形資産の見込まれる利用可能期間である耐用年数にわたり償却される。

日本においては、一般に、無形資産は、定額法により償却される。

リース不動産引当金

オーストラリアでは、未入居のリース物件又はサブ・リース物件に関して、リース費用がその予測リース料収入を上回る場合、当該リース物件上生じる正味支出額を補うため引当金を設定している。当該引当金額は、正味将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定される。

日本においては、このような引当金の計上は行われない。

不動産抵当貸付金の取得手数料

オーストラリアでは、貸付金の取得のために外部に支払われた手数料等は資産計上され、貸付金の存続期間にわたり貸付金実効金利の一部として償却される。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」において金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含められる。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、発生時に費用計上することができる。

資産管理事業の取得費用

オーストラリアでは、新規事業の取得に付随する生命保険活動に関連する費用及び新規事業の取得に直接的に付随する投資管理事業に関連する費用は、資産として計上され、損益計算書において関連する収益の認識と同様の基準にて償却される。

日本においては、そのような費用は発生時に費用計上される。

金融商品の認識の中止

オーストラリアでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅したとき、あるいは資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を譲渡したときに、金融商品の認識を中止する（例えば、金融資産の無条件の売却など）。資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を留保した場合には、金融商品の認識を中止せず、この取引は担保借入として会計処理する。逆に、資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益について譲渡も留保もしていない場合、企業が資産の支配を保持しているかどうかを判断する必要がある。支配の有無は、資産を売却できる譲受人の実質的な能力に依存する。企業が支配を喪失したときには資産の認識を中止する。企業が支配を保持している場合には、継続的な関与の範囲で資産の認識を続ける。

受け取った金額と資産の帳簿価額との差額は、認識の中止時に損益計算書上で認識する。以前、株主持分に計上していた資産の公正価値に係る調整は、損益計算書に振替えられる。取引から新たに生じた資産や負債はその公正価値で認識する。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に基づき、次の3つの要件がすべて満たされた場合には金融資産の消滅を認識しなければならない。

- (i) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (ii) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (iii) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利又は義務を実質的に有していないこと。

金融負債及び資本の分類

オーストラリアでは、負債若しくは資本に含まれる金融商品の適切な分類の判定については、AASの指針は1つの包括的な基準であるAASB第132号「金融商品：表示」（以下「AASB第132号」という。）に記載されている。AASB第132号の基本的な前提は、法的な形態よりも契約関係の実質を評価することである。金融商品の発行体が保有者に対し現金、別の金融資産又は企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の債務（諸条件に明記のもの、あるいは諸条件を通して間接的に明示されるものの双方を含む）を負う場合、契約債務の決済方法にかかわらず、当該金融商品は金融負債の定義を満たすことになる。

償還条項のない優先株式、あるいは発行体のオプションにおいてのみ償還可能でかつ発行体の裁量により分配を行える優先株式は、株主持分に分類される。発行体が確定した日又は確定可能な将来の日において確定した金額又は決定可能な金額での償還を求められる優先株式でかつ分配が発行体の裁量において行うことができない優先株式は、負債に分類される。しかしながら、配当を自由裁量で行いうる場合には、当該商品は負債部分と資本部分を併せ持つ複合商品として扱われる。保有者が償還を求めるオプションを有しており、かつ分配を発行体の自由裁量により行うことができない優先株式は、負債として分類される。この他に、区分処理が求められる可能性のある組込プット・オプションがある。

日本においては、負債と資本の区分についての詳細な指針はない。しかし、優先株式等の金融商品は、通常会社法上の法的な形態により負債と資本に分類される。

複数要素取引－カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

オーストラリアにおいて、AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「AASB第15号」という。）が顧客との契約すべて（リース、金融商品および保険契約を除く。）に適用され、収益の測定と認識の決定のために5つのステップから成るモデルを通じて、収益認識に関する体系的なアプローチを提供している。このモデルに含まれるステップは、以下のとおりである。

- ・ 顧客との契約の識別
- ・ 契約における各履行義務の識別
- ・ 契約における対価の金額の算定
- ・ 識別された各履行義務への対価の配分
- ・ 各履行義務の充足に合わせた収益の認識

カスタマー・ロイヤリティ・プログラムのような財又はサービスの購入に関する特典クレジットを受け取る取引は、AASB第15号に基づき、複数要素取引として会計処理される。このような取引の場合、収益は、取引における個別に識別可能な各構成要素に対してそれぞれ割り当てられる。特典クレジットに割り当てられる金額はその公正価値（特典クレジットが個別に売られた場合の金額）で認識される。この構成要素は、ロイヤリティ・ベネフィットが実現した時点で収益として認識される。

日本では、出荷基準、検収基準等の一般的な収益認識基準や特定の製品及びサービスに係る契約に関する特定の基準があるが、当会計年度において適用可能なAASB第15号のような包括的な規定はない。また、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する会計処理に関する明確な指針は規定されていない。しかし、当初の売上時点で特典クレジットを区分せず全額を収益として計上し、財貨又はサービス提供の見積もりによる将来の費用を計上する引当金方式が一般的である。

2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、国際財務報告基準に基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

従業員給付

オーストラリアにおいては、確定給付制度の再測定（数理計算上の差異、及び利息収益と制度資産に係る運用収益の差異を含む。）の全額が、当該損益が発生した年度において利益剰余金において直接認識される。当該金額は包括利益計算書上に反映されている。

日本では、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」により、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

企業結合

オーストラリアにおいては、AASB第3号「企業結合」の下、

- a. 買収関連費用は、発生した会計期間の損益計算書において費用として認識される。
- b. 超過収益及び条件付対価は買収日現在の公正価値で測定される。買収後の事象に関連する、又は測定期間外に行われるその後の再測定（該当する場合）は、損益計算書において認識されることになる。
- c. 支配権の取得以前に保有していた株主持分に影響を与える段階的な買収は、公正価値で再測定され、その損益は損益計算書において認識される。同様に、支配権を喪失した場合、残存持分の公正価値とその帳簿価額との差異はすべて、損益計算書において認識される。
- d. 支配権が維持されている間、非支配持分に係る取引は、持分取引として処理されることになる。

日本においては、「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得関連費用については、発生した事業年度の費用として処理する。かかる取扱いは、支配の喪失をもたらさない非支配持分との取引についても同様である。また、買収会社は、買収後の事象に関連する条件付対価について、のれんを調整することができ、当該調整は、暫定的な測定期間に限らず認められる。

リース

オーストラリアにおいては、AASB第16号「リース」(以下「AASB第16号」という。)に基づき、

- ・ リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用権資産およびリース債務として表示することが求められている。当該資産および債務は当初、解約不能なリースのリース料および延長オプションの行使が合理的に確実である場合の当該オプションに係る期間に支払われるリース料の現在価値で測定される。
- ・ 貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息および使用権資産の減価償却が発生する。

日本では、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいう。ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースについてはオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円と豪ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

本邦には当行の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。

日本の個人投資家又は機関投資家が当行の普通株式（「当行株式」）を売買するにあたっては、株主名簿管理人に代わり、証券会社はその取得窓口となり、当該当行普通株式をオーストラリアにおける保管機関又はその名義人（「現地保管機関」）の名義で当行に登録する。株券は、日本における実質株主に代わり現地保管機関によって保管されている。実質株主には、当行株式の購入に係る窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は譲渡することができない。

実質株主と、窓口証券会社との間に約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名義で外国証券取引口座（「取引口座」）が開設される。売買の執行、売買代金の決済、当行株式の保管及び当行株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

機関投資家で窓口証券会社に当行株式の保管の委託をしない者は、外国証券である当行株式の取引に関する契約を窓口証券会社と締結することになる。売買の執行、売買代金の決済及び当行株式の取引に係わるその他の支払に関する事項はすべて窓口証券会社と機関投資家の間の契約の条項に従い処理される。

(2) 株主に対する特典

該当なし。

(3) 株式の譲渡制限

該当なし。ただし、当行の取締役会は、ASX上場規則により認められる場合、当行の株式の譲渡を防ぐための要求又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して要求又は拒絶することを書面にて通知しなければならない。

(4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期

毎年9月30日

(ロ) 定時株主総会

毎暦年少なくとも1回、決算期終了後5か月以内に開催される。

(ハ) 基準日

当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する株主は、配当支払のため取締役会が定める基準日における当行の株主名簿上の登録名義人であり、窓口証券会社から配当を受領する権利を有する実質株主は、日本国での同一の暦日現在で窓口証券会社が自社に取引口座を持つ全実質株主について作成した実質株主明細表上の実質株主である。

(ニ) 株券に関する手数料

日本における当行株式の実質株主は、窓口証券会社取引口座を開設し、これを維持するために外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。この管理料には現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ホ) 公告掲載新聞名

当行は、実質株主のために、日本国内において一定の事項を日本経済新聞に掲載して公告する。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続等】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当請求に関する手続

配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。

株式配当、株式分割については、原則として窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主の口座に振り込まれる。ただし、端数株式については、市場で売却処分し、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主に交付する。

当行株主は、株主としての新株予約権はないが、株主に対して新株予約権が付与された場合には、当該新株予約権は、実質株主が特に要請した場合を除き、オーストラリアで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、各取引口座を通じて実質株主に交付する。

配当金株式再投資制度は現地保管機関又はその名義人の名義で当行株式を保有する日本における実質株主に対しては適用されない。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替え又は売却注文を行うことができる。

実質株主と窓口証券会社との間の決済は円貨による。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金については、オーストラリアにおいて当該配当の支払の際に徴収されたオーストラリアの連邦、州その他の地方公共団体の所得税があるときは、この額を控除した後の金額に対して、当該配当の支払を受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が一定の状況下で源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率		
配当を受けるべき期間	国内の法人	国内の個人居住者
2014年1月1日から2037年12月31日まで	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日以降	所得税15%	所得税15%、住民税5%

(注記)

2013年1月1日から2037年12月31日までの期間、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、上記に従って算出された各所得税額に対して2.1パーセントの税率による「復興特別所得税」が上乗せされて課されるため、税率は上記のとおりとなる。

日本の居住者たる個人は、当行から株主に支払われる配当については、源泉徴収がなされた場合には確定申告をする必要はなく、また当該配当については、配当金額の多寡に関係なく確定申告の対象となる所得金額から除外することができる。

2009年1月1日以降に当行から株主に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税を選択した場合の確定申告の際の税率は、2014年1月1日から2037年12月31日までに当行から当該個人株主に支払われる配当については20.315パーセント（所得税15.315パーセント、住民税5パーセント）、2038年1月1日以降に当行から当該個人株主に支払われる配当については20パーセント（所得税15パーセント、住民税5パーセント）であるが、かかる配当所得（及び一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額の計算においては、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損を控除することができる。

なお、個人株主についての配当控除及び法人株主についての受取配当の益金不算入の適用はない。オーストラリアにおいて課税された税額は、日本の税法上の規定に従い、外国税額控除の対象となることがある。

(ロ) 売買損益

当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。また、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損については、当行株式及びその他の上場株式等の配当所得（並びに一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額（申告分離課税を選択したものに限る）から控除することができる。

(ハ) 相続税

当行株式を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者たる個人又はその他法定の要件に該当する個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、国外で日本の相続税に相当する税が課される場合など、外国税額控除が認められる場合がある。

(5) その他諸通知報告

当行が株主に対して行う通知及び連絡は株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社は実質株主から実費を徴収してこれをさらに各実質株主に個別に送付する義務がある。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし（当行は金融商品取引法第24条第1項第1号及び第2号に該当しないため。）。

2 【その他の参考情報】

2020年（令和2年）10月1日から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書（自2019年10月1日至2020年9月30日）及びその添付書類：2020年12月10日提出
- (2) 発行登録書（募集）及びその添付書類：2020年12月10日提出
- (3) 発行登録書（売出し）及びその添付書類：2020年12月10日提出
- (4) 半期報告書（自2020年10月1日至2021年3月31日）及びその添付書類：2021年6月11日提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

該当なし。

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

(訳文)
独立監査人の報告書

ウエストパック・バンキング・コーポレーションのメンバー各位

財務報告書の監査についての報告書

監査人の意見

私どもの意見では、添付のウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下総称して「グループ」という。)の財務報告書は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

- (a) 親会社およびグループの2021年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度の財務成績について真実かつ適正な概観を与えている。
- (b) オーストラリアの会計基準および2001年会社規制に準拠している。

監査対象

親会社およびグループの財務報告書は以下で構成されている。

- ・ 2021年9月30日現在の連結および親会社貸借対照表
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社損益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社包括利益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社持分変動計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社キャッシュ・フロー計算書
- ・ 財務書類注記(重要な会計方針の説明を含む)
- ・ 取締役の宣言

監査意見の根拠

私どもはオーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務報告書の監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

私どもは、オーストラリアにおける財務報告書の監査に関連のある2001年会社法の監査人の独立性に関する規定および職業的監査人倫理基準審議会のAPES 110「職業的監査人の倫理規定(独立性に関する規定を含む)(以下「当規定」という。)」における職業倫理に関する規定に準拠して、親会社およびグループから独立している。さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

グループ監査のアプローチ

監査は、財務報告書に重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得るよう立案されている。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性がある。個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

グループ監査の重要性基準値

- ・ 私どもの監査の目的上、407百万豪ドルをグループ監査の全体的重要性基準値として設定した。これは親会社の税引前利益(調整後)の約5%に相当する。損益に影響を及ぼす、通例でないかまたは発生頻度の低い特定の項目について、調整を行った。
- ・ 私どもは、当該重要性基準値に加えて、定性的な観点からの検討を行うことで、監査の範囲ならびに実施すべき監査手続の種類、実施時期および範囲を決定し、虚偽表示が全体としてのグループの財務報告書に与える影響を評価した。
- ・ 税引前利益(調整後)を選択した理由は、私どもの考えでは、税引前利益がグループの業績を測定する際のベンチマークとして最も一般的だからである。私どもは、職業的専門家としての判断に基づき、一般的に認められている基準値の範囲内でもあることに留意して、約5%という基準値を使用した。

グループ監査の監査範囲

- ・ 私どもは、例えば仮定および本質的に不確実な将来の事象を伴う重要な会計上の見積り等、グループが主観的な判断を行った領域を監査の重点項目とした。
- ・ 私どもは、グループの地域的および経営上の構造、グループ内の各事業部門の重要性およびリスク特性、グループの会計処理プロセスおよび統制、金融サービス業界およびグループが営業活動を行っているより広域な経済要因等を考慮して、全体としての財務報告書に対する意見を形成するに足る手続を実施したと判断できるよう、私どもの監査の範囲を決定した。私どもはまた、監査チームが複雑な銀行グループの監査に必要な適切なスキルと能力を有していると判断した。これには、個人向け、事業向けおよび金融機関向けの銀行業務ならびに資産管理サービスの業界に関する専門家、また、IT、保険数理、税務および評価の専門家が含まれる。
- ・ 私どもは、財務上最も重要な事業である、コンシューマー・バンク、ビジネス・バンクおよびウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門の監査を実施した。私どもの監査の目的上、グループの財務活動は、システムおよび統制が共通であることを考慮して、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門に含まれている。さらに、私どもは、ウエストパック・ニュージーランド部門、スペシャリスト・ビジネス部門およびグループ事業部門に関連して、財務書類上の特定の勘定科目に対する監査手続を実施した。
- ・ 実証的手続および分析的手続を含め、さらなる監査手続が残りの残高および連結プロセスに対して実施された。これらの部門において実施された手続は、グループ全体で実施された追加手続とともに、全体としての財務報告書に対する意見を表明するのに十分な監査証拠を形成している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当事業年度の財務報告書の監査で最も重要な事項である。監査上の主要な検討事項は、全体としての財務報告書の監査という観点から、また、それに対する私どもの意見の形成において対応されているが、私どもは各事項に個別の意見を表明しない。さらに、特定の監査手続の結論に関する記載は、その観点において記載されている。私どもは、監査上の主要な検討事項を取締役会附属監査委員会に伝達した。以下の監査上の主要な検討事項は、親会社とグループの双方の監査に関連するものである。

監査上の主要な検討事項	監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応方法
貸付金および信用コミットメントに関する予想信用損失に対する引当金 連結財務書類注記13に詳述されているとおり、2021年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントに関する予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する引当金は、グループで4,999百万豪ドル、親会社では4,263百万豪ドルであった。 ECLは、該当する期間にわたり、債務不履行から生じると予想される回収不足を確率で加重計算した見積りである。これらは、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって決定される。グループのECLを決定するモデルでは、信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)がいつ発生したかを決定するために使用する仮定、マクロ経済シナリオ(以下「MES」という。)の将来予測的な見積り、様々なシナリオについて発生確率のウェイト付け、ならびにモデルからのアウトプットに対する調整額(以下「オーバーレイ」という。)の識別および算定において重要な判断が含まれる。また、経済の不確実性は、グループにより行われる特定の判断、特に、グループのポートフォリオ全体に適用される個々の顧客のデフォルト確率および関連するマクロ経済シナリオを算定するための将来予測的な仮定に関する判断にさらに影響を与えている。顧客が支払に関する政府の支援を受けた、または顧客の支払延期が認められた場合、グループは、ECLを見積もるために、信用モデル以外の追加的な判断を行っている。	私どもの実施した手続きには、グループのECLの見積プロセスに関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、ECLに対する引当金を決定する際に使用されるデータ、モデルおよび仮定に対する統制、ならびに関連するITシステムのユーザーアクセスに関するIT全般統制が含まれていた。 これらの手続きには、特に以下が含まれていた。 (i)モデルおよび仮定の適切性の評価によるECLに対するグループの引当金の決定プロセスのテストを補助する、専門的なスキルと知識を有する専門家を関与させること。 (ii)ECLモデルでインプットとして使用された一部の重要なデータ要素について、正確性と網羅性をテストすること。 (iii)ECLに対するオーバーレイの適切性をテストすること。 (iv)ECLに対する引当金を決定する際に使用された関連するITシステムのユーザーアクセスをテストすること。

私どもが、ECLに対する引当金に関連する手続きの実施が監査上の主要な検討事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。 (i)貸付金のECLに対する引当金を決定する際に使用されたECLモデルおよび仮定に関連する監査証拠を評価するにあたり、重要な判断を伴う監査手続きであること。 (ii)現在の状況および将来の経済状況の予測の影響により、ECLのオーバーレイの識別および算定に関連する監査証拠の評価に重要な判断を伴う監査手続きであること。 (iii)監査上のテストの性質および範囲が、モデルで使用された重要なデータ要素に関連していたこと。 (iv)監査手続きに、専門的なスキルと知識を有する専門家の活用が含まれていたこと。 (v)監査上のテストの性質および範囲が、ECLに対する引当金を決定する際に使用された関連するITシステムのユーザーアクセスに関連していたこと。	
引当金ならびに偶発債務 連結財務書類注記26に詳述されているとおり、2021年9月30日現在、グループは1,142百万豪ドル、親会社は996百万豪ドルのコンプライアンス、規制および是正に係る引当金を計上している。また、2021年9月30日現在、グループは117百万豪ドル、親会社は114百万豪ドルの訴訟および貸付金以外の損失に係る引当金を計上している。これらを総称して「引当金」という。 引当金は、規制措置および内部レビューの結果により認識された、顧客へのサービスの提供における潜在的な違法行為に係る問題に関連している。これらの事項からグループに生じうるコスト(顧客返金および規制当局による罰金が適用される場合はそれを含む)の評価は個別に行われ、グループが適切であると判断した場合には、特定の引当または開示が行われる。	私どもの実施した手続きにはグループの引当金の評価に関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、現金支払の可能性が高い現在の債務が存在し、信頼性のある金額の見積もり可能かどうかが含まれていた。偶発債務に関するこれらの手続きには、グループの評価に関連する統制の有効性のテストも含まれていた。これには、損失が発生している可能性が高いかどうか、および現在の債務の支払発生可能性が高いかどうかの判断に対する統制が含まれていた。 これらの手続には、特に以下が含まれていた。 (i)引当金の数値化および適用された仮定に関する証拠の評価 (ii)開示の適切性の評価

また、将来の不確実な事象によってのみその存在が確認されるが可能性のある債務や、経済的資源が移転される可能性が高くない、または信頼性をもって見積ることができない現在の債務についても、注記26において偶発債務に関する開示が行われている。 私どもが引当金および偶発債務に関連する手続きの実施が監査上の主要な検討事項であると判断した際に主に考慮した事項は、グループが偶発債務の識別および引当金の数値化に重要な判断を行い、その判断には、損失が発生する可能性、ならびに関連する現金流出の時期、性質および金額に関連する仮定が含まれていたことである。これにより、手続の実施、引当金および主要な仮定に関する監査証拠の評価、ならびに関連する開示の適切性の評価において、監査人としての主観を伴う監査手続きを実施した。	
のれんおよびその他の非金融資産の減損 連結財務書類注記25に詳述されているとおり、グループは、グループで10,109百万豪ドル、親会社では8,530百万豪ドルの無形資産残高を有し(うち、のれんは、グループで7,599百万豪ドル、親会社では6,241百万豪ドル)、グループで2,853百万豪ドル、親会社では2,386百万豪ドルの不動産および設備資産を有し、グループで567百万豪ドル、親会社では499百万豪ドルのその他の資産を有しており(以下総称して「その他の非金融資産」という。)、これらは2021年9月30日現在の貸借対照表で認識され、会社の資金生成単位(以下「CGU」という。)の一部を構成する。注記25に詳述されているとおり、年次ののれんの減損テストの結果、ウエストパック・インスティテューショナル・バンクのCGUにおいて、グループおよび親会社の減損費用1,156百万豪ドルが発生した。その内訳は、注記5に開示されているとおり、グループおよび親会社ののれん487百万豪ドルならびにその他の非金融資産669百万豪ドルであった。	私どもの実施した手続きにはグループの減損評価に関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、グループの主要な仮定の適切性に関するテストも含まれていた。 これらの手続きには、特に以下が含まれていた。 (i) CGUの使用価値の見積りを行うグループのプロセスをテストすること。これには、使用価値の算定方法の適切性の評価も含まれていた。 (ii) キャッシュ・フロー予測、期間成長率および割引率について、グループが用いた重要な仮定を評価すること。 (iii) 割引率および期間成長率の仮定の適切性のテストを補助する、専門的なスキルと知識を有する専門家を関与させること。 CGUの期間成長率に関連するグループの仮定の評価には、以下を考慮して、グループが用いた仮定が適切であるかどうかの評価が含まれていた。 (i) CGUの現在および過去の成績 (ii) 外部市場および業界データとの整合性 (iii) これらの仮定について監査の他の領域で得られた証拠との整合性の有無

グループは、年に一度、または状況によりグループのCGUの帳簿価額に減損の兆候が認められる場合にはその都度、のれんの減損テストを行う。潜在的な減損は、CGUの使用価値とのれんおよび非金融資産を含む帳簿価額を比較することにより識別される。各CGUの使用価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いてグループにより見積もられている。グループのCGUの使用価値モデルには、キャッシュ・フロー予測、期間成長率および割引率に関する重要な判断および仮定が含まれている。

私どもが、のれんおよび非金融資産の減損が監査上の主要な検討事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。

(i)使用価値の決定に使用される主要な仮定を設定するにあたり、グループによる重要な判断が行われたこと。これにより手続の実施、ならびにグループのキャッシュ・フロー予測、期間成長率および割引率に関する仮定に関連する監査証拠の評価において、監査人としての主観を伴う監査手続を実施したこと。

(ii)監査手続に、専門的なスキルと知識を有する専門家の活用が含まれていたこと。

売却目的保有資産および売却目的保有負債

連結財務書類注記37に詳述されているとおり、2021年9月30日現在、グループは4,188百万豪ドル、親会社は1,015百万豪ドルの売却目的保有資産の残高を計上している。また、2021年9月30日現在、グループは837百万豪ドル、親会社は10百万豪ドルの売却目的保有負債の残高を計上している。

当年度において、グループはスペシャリスト・ビジネス部門内の特定の事業の売却を発表し、これらの事業は売却目的保有の分類基準を満たしていると判断したため、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方で測定された。

私どもが、売却目的保有資産および売却目的保有負債が監査上の主要な検討事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。

(i)売却契約を売却目的保有の分類基準に照らして評価することは複雑であり、その結果、高度な監査手続きを実施したこと。

(ii)処分グループ内の個々の資産の測定に関するグループの決定について監査証拠を評価することが、重要な判断を伴う監査手続きであったこと。

(iii)監査手続きに、専門的なスキルと知識を有する専門家の活用が含まれていたこと。

私どもの実施した手続きには売却目的保有資産および売却目的保有負債の分類および測定を決定する際のグループの評価および主要な判断に関連する統制の有効性のテストが含まれた。

これらの手続きには、特に以下が含まれていた。

(i)関連する売買契約を通読して契約条件を理解し、売却目的で保有されていると認識および測定される事業の基準を評価すること。

(ii)処分グループ内の個々の資産の測定の評価を含む、グループの各事業の売却損益の計算をテストすること。

(iii)税法上の要件に照らし合わせて税務上の影響を評価することを補助する、専門的なスキルと知識を有する専門家を関与させること。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、2021年9月30日に終了した事業年度の原文のグループ年次報告書に含まれる情報から構成されるが、財務報告書およびそれに関する当監査人の報告書は含まない。

財務報告書に関する私どもの意見は、上記のその他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務報告書の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務報告書または私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に至った場合、私どもは、かかる事実を報告する必要がある。この点に関し、私どもが報告すべきことはない。

財務報告書に対する取締役の責任

親会社の取締役は、オーストラリアの会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な概観を与える財務報告書の作成について、ならびに真実かつ公正な概観を与え、不正または誤謬による重要な虚偽表示がない財務報告書の作成に必要と取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務報告書の作成において、取締役会は、継続企業としての親会社およびグループの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示(該当する場合)および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役会が親会社およびグループを清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

財務報告書の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体としての財務報告書に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、オーストラリア監査基準に準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する私どもの責任については、オーストラリア監査・保証基準審議会のウェブサイト(https://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar1_2020.pdf)に詳細な記述がある。この記述は、当監査人の報告書の一部を成すものである。

報酬報告書に関する報告書

報酬報告書に関する監査人の意見

私どもは、2021年9月30日に終了した事業年度の原文の年次報告書のセクション1にある報酬報告書を監査した。

私どもの意見では、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの2021年9月30日に終了した事業年度に係る報酬報告書は2001年会社法第300A条に準拠している。

責任

親会社の取締役は、2001年会社法第300A条に準拠した報酬報告書の作成および表示についての責任を負っている。私どもの責任は、私どもがオーストラリア監査基準に準拠して実施した監査に基づき、報酬報告書について意見を表明することである。

プライスウォーターハウスクーパース

ロナ・マティス
パートナー

シドニー
2021年10月31日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the members of Westpac Banking Corporation

Report on the audit of the financial report

Our opinion

In our opinion:

The accompanying financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity) and its controlled entities (together the Group) is in accordance with the Corporations Act 2001, including:

- (a) giving a true and fair view of the Parent Entity's and the Group's financial positions as at 30 September 2021 and of their financial performance for the year then ended
- (b) complying with Australian Accounting Standards and the Corporations Regulations 2001.

What we have audited

The Parent Entity and Group financial report comprises:

- the Consolidated and Parent Entity balance sheets as at 30 September 2021
 - the Consolidated and Parent Entity income statements for the year then ended
 - the Consolidated and Parent Entity statements of comprehensive income for the year then ended
 - the Consolidated and Parent Entity statements of changes in equity for the year then ended
 - the Consolidated and Parent Entity cash flow statements for the year then ended
 - the notes to the financial statements, which include a summary of critical accounting policies
 - the directors' declaration.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial report section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Parent Entity and the Group in accordance with the auditor independence requirements of the Corporations Act 2001 and the ethical requirements of the Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants (including Independence Standards) (the Code) that are relevant to our audit of the financial report in Australia. We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

Our audit approach for the Group

An audit is designed to provide reasonable assurance about whether the financial report is free from material misstatement. Misstatements may arise due to fraud or error. They are considered material if individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

Materiality for the Group Audit

- For the purpose of our audit we used overall materiality of \$407 million, which represents approximately 5% of the Parent Entity's adjusted profit before tax. We adjusted for certain items as they were unusual or infrequently occurring items impacting profit and loss.
- We applied this threshold, together with qualitative considerations, to determine the scope of our audit and the nature, timing and extent of our audit procedures and to evaluate the effect of misstatements on the financial report as a whole.
- We chose adjusted profit before tax because, in our view, it is the benchmark against which the performance of the Group is most commonly measured. We utilised approximately a 5% threshold based on our professional judgement, noting it is within the range of commonly acceptable thresholds.

Audit Scope for the Group audit

- Our audit focused on where the Group made subjective judgements; for example, significant accounting estimates involving assumptions and inherently uncertain future events.
- We tailored the scope of our audit to determine that we performed enough work to be able to give an opinion on the financial report as a whole, taking into account the following factors: the geographic and management structure of the Group; the significance and risk profile of each division within the Group; the Group's accounting processes and controls; and the financial services industry and broader economies in which the Group operates. We also determined that the audit team included the appropriate skills and competencies which are needed for the audit of a complex banking group. This included industry expertise in consumer, business and institutional banking and wealth management services, as well as specialists and experts in IT, actuarial, tax and valuation.
- We conducted an audit of the most financially significant operations, being the Consumer, Business and Westpac Institutional Bank divisions. For the purpose of our audit, the Group's treasury operations are included in the Westpac Institutional Bank division, given the commonality in systems and controls. In addition, we performed audit procedures over specified financial statement line items in relation to the Westpac New Zealand division, the Specialist Business Division, and the Group Businesses.
- Further audit procedures were performed over the remaining balances and the consolidation process, including substantive and analytical procedures. The work carried out in these divisions, together with those additional procedures performed at the Group level, gave us sufficient coverage to express an opinion on the financial report as a whole.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial report for the current period. The key audit matters were addressed in the context of our audit of the financial report as a whole, and in forming our opinion there on, and we do not provide a separate opinion on these matters. Further, any commentary on the outcomes of a particular audit procedure is made in that context. We communicated the key audit matters to the Board Audit Committee. The key audit matters identified below relate to both the Parent Entity and the Group audit.

<i>Key audit matter</i>	<i>How our audit addressed the key audit matter</i>
<i>Provision for expected credit losses on loans and credit commitments</i> As described in Note 13 to the consolidated financial statements, the provision for expected credit losses on loans and credit commitments (ECL) was \$4,999 million for the Group and \$4,263 million for the Parent Entity at 30 September 2021. ECL are a probability-weighted estimate of the cash shortfalls expected to result from defaults over the relevant timeframe determined by evaluating a range of possible outcomes and taking into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions. The Group's model to determine the ECL includes significant judgment in assumptions used to determine when a significant increase in credit risk (SICR) has occurred, estimating forward looking macroeconomic scenarios (MES), applying a probability weighting to different scenarios and identifying and calculating adjustments to model output (overlays). Economic uncertainty has increased the impact of certain judgements made by the Group, specifically relating to forward-looking assumptions applied to the probability of default of individual customers and the associated macroeconomic scenarios that are applied across the Group's portfolio. Where customers have received government support payments or granted payment deferrals, the Group have applied additional judgements outside of their credit models in order to estimate ECL. The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the provision for ECL is a key audit matter were:	Our procedures included testing the effectiveness of controls relating to the Group's ECL estimation process, which included controls over the data, model and assumptions used in determining the provision for ECL as well as IT general controls related to user access for the relevant IT systems. These procedures also included, among others: (i) the involvement of professionals with specialised skill and knowledge to assist in testing the Group's process for determining the provision for ECL by evaluating the appropriateness of the models and assumptions, (ii) testing the accuracy and completeness of selected critical data elements that are inputs used in the ECL model, (iii) testing the appropriateness of overlays to the ECL, and (iv) testing of the user access to relevant IT systems used in determining the provision for ECL.

Key audit matter	How our audit addressed the key audit matter
(i) there was significant judgment and effort in evaluating audit evidence related to the ECL model and assumptions used to determine the provision for ECL on loans, (ii) there was significant judgement and effort in evaluating audit evidence related to the identification and calculation of overlays to the ECL due to the impacts of current conditions and forecasts of future economic conditions, (iii) the nature and extent of audit testing related to critical data elements used in the model, (iv) the audit effort involved the use of professionals with specialised skill and knowledge, and (v) the nature and extent of audit testing related to user access for the relevant IT systems used in determining the provision for ECL.	

Provisions and contingent liabilities

As described in Note 26 to the consolidated financial statements, the compliance, regulation and remediation provisions were \$1,142 million for the Group and \$996 million for the Parent Entity at 30 September 2021. Litigation and non-lending loss provisions were \$117 million for the Group and \$114 million for the Parent Entity at 30 September 2021. We collectively referred to these as the "provisions".

The provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to customers identified as a result of regulatory action and internal reviews. An assessment of the likely cost to the Group of these matters (including applicable customer refunds and regulatory penalties) is made on a case-by-case basis and specific provisions or disclosures are made where the Group considers appropriate.

Disclosures are also made in Note 26 for contingent liabilities for possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events, and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably estimated.

Our procedures included testing the effectiveness of controls relating to the Group's evaluation of provisions to determine whether a present obligation with a probable cash outflow exists, and can be reliably estimated. For contingent liabilities, these procedures also included testing the effectiveness of controls relating to the Group's evaluation, including controls over determining whether or not it is possible that a loss has occurred or whether there is a probable outflow from a present obligation.

These procedures also included, among others:

- (i) evaluating the evidence of the quantification of provisions and the assumptions applied, and
- (ii) assessing the appropriateness of disclosures.

Key audit matter	How our audit addressed the key audit matter
The principal consideration for our determination that performing procedures relating to the provisions and contingent liabilities is a key audit matter was that there was significant judgment by the Group to identify contingent liabilities and quantify the provisions, which included assumptions related to the probability of loss and the timing, nature and quantum of related cash outflows. This in turn led to a high degree of auditor subjectivity and effort in performing procedures and evaluating audit evidence related to the provisions and key assumptions and in evaluating the appropriateness of the related disclosure.	
Impairment of goodwill and other non-financial assets The Group has an intangible assets balance of \$10,109 million for the Group and \$8,530 million for the Parent Entity (of which \$7,599 million is goodwill for the Group and \$6,241 million for the Parent Entity) as described in Note 25 to the consolidated financial statements, and property and equipment assets of \$2,853 million for the Group and \$2,386 million for the Parent Entity and other assets of \$567 million for the Group and \$499 million for the Parent Entity (collectively called “other non-financial assets”) recognised on the balance sheet at 30 September 2021 which form part of the Company’s Cash Generating Units (“CGU”). The annual goodwill impairment test described in Note 25 resulted in impairment charges of \$1,156 million in the Westpac Institutional Bank CGU for the Group and the Parent Entity, consisting of \$487 million goodwill and \$669 million other non-financial assets for the Group and the Parent Entity as disclosed in Note 5. The Group conducts an impairment assessment of goodwill on an annual basis or more frequently if circumstances indicate that the carrying value of the Group’s CGUs may be impaired. Potential impairment is identified by comparing the value-in-use of a CGU to its carrying value, including goodwill and non-financial assets. The value-in-use for each of the CGUs is estimated by the Group using a discounted cash flow model. The Group’s value-in-use models for the CGUs include significant judgments and assumptions relating to cash flow projections, terminal growth rates, and the discount rate. The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the impairment of goodwill and other non-financial assets is a key audit matter were:	Our procedures included testing the effectiveness of the controls related to the Group’s impairment assessments which includes testing over the appropriateness of the Group’s key assumptions. These procedures also included, among others: (i) testing the Group’s process for developing the value-in-use estimate of the CGUs including evaluating the appropriateness of the value-in-use methodology, (ii) evaluating the significant assumptions used by the Group in related to cash flow projections, terminal growth rate, discount rate, and (iii) the involvement of professionals with specialised skill and knowledge to assist in testing the appropriateness of the discount rate and terminal growth rate assumptions. Evaluating the Group’s assumptions related to the terminal growth rates of the CGUs involved evaluating whether the assumptions used by the Group were appropriate considering: (i) the current and past performance of the CGUs, (ii) the consistency with external market and industry data, and (iii) whether these assumptions were consistent with evidence obtained in other areas of the audit

Key audit matter	How our audit addressed the key audit matter

- (i) there was significant judgment by the Group when developing key assumptions used in the determination of the value-in-use, which in turn led to a high degree of auditor subjectivity and effort in performing procedures and evaluating audit evidence related to the Group's cash flow projections, terminal growth rate and discount rate assumptions, and
- (ii) the audit effort involved the use of professionals with specialised skill and knowledge.

Assets and liabilities held for sale

As described in Note 37 to the consolidated financial statements, the balance of assets held for sale was \$4,188 million for the Group and \$1,015 million for the Parent Entity at 30 September 2021. The balance of liabilities held for sale was \$837 million for the Group and \$10 million for the Parent Entity at 30 September 2021.

During the year, the Group announced the sale of certain businesses within the Specialist Businesses Division and determined that these businesses met the classification criteria as held for sale and were therefore measured at the lower of carrying amount and fair value less cost to sell.

The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the assets and liabilities held for sale is a key audit matter were:

- (i) there was complexity in evaluating the sales contracts against the classification criteria as held for sale, which in turn lead to a higher degree of auditor effort,
- (ii) there was significant judgement and effort in evaluating audit evidence related to the Group's determination of the measurement of individual assets within the disposal group, and
- (iii) the audit effort involved the use of professionals with specialised skill and knowledge.

Our procedures included testing the effectiveness of controls relating to the Group's evaluation and key judgements in determining the classification and measurement of the assets and liabilities held for sale.

These procedures also included, among others,

- (i) reading the relevant sale contracts to obtain an understanding of the terms and conditions and assessing the criteria for the businesses to be recognised and measured as held for sale,
- (ii) testing the Group's calculation of the gain or loss on sale of each business, including assessing the measurement of individual assets within the disposal group, and
- (iii) the involvement of professionals with specialised skill and knowledge to assist in assessing tax implications against the requirements of the tax legislation.

Other information

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Group's annual report for the year ended 30 September 2021, but does not include the financial report and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial report does not cover the other information and accordingly we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial report, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial report

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation of the financial report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the Corporations Act 2001 and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of the financial report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial report, the directors are responsible for assessing the ability of the Parent Entity and the Group to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Parent Entity or the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial report

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: https://www.auasb.gov.au/admin/file/content102/c3/ar1_2020.pdf. This description forms part of our auditor's report.

Report on the Remuneration Report

Our opinion on the Remuneration Report

We have audited the Remuneration Report included in Section 1 of the Annual Report for the year ended 30 September 2021. In our opinion, the Remuneration Report of Westpac Banking Corporation for the year ended 30 September 2021 complies with section 300A of the Corporations Act 2001.

Responsibilities

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with section 300A of the Corporations Act 2001. Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards.

PricewaterhouseCoopers

Lona Mathis
Partner

Sydney
31 October 2021

(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。